地域的な包括的経済連携協定(案)

目次

前文

第一章 冒頭の規定及び一般的定義

第二章 物品の貿易

第三章 原産地規則

附属書三A (品目別規則)

附属書三B(必要的記載事項)

第四章 税関手続及び貿易円滑化

附属書四A(約束の実施のための期間)

第五章 衛生植物検疫措置

第六章 任意規格、強制規格及び適合性評価手続

第七章 貿易上の救済

附属書七A(ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行)

第八章 サービスの貿易

附属書八A(金融サービス)

附属書八B(電気通信サービス)

附属書八C(自由職業サービス)

第九章 自然人の一時的な移動

第十章 投資

附属書十A (国際慣習法)

附属書十B (収用)

第十一章 知的財産

附属書十一A(締約国別の経過期間

附属書十一B(技術援助に係る要請の一覧)

第十二章 電子商取引

第十三章 競争

附属書十三A(第十三・三条(反競争的行為に対する適当な措置) 及び第十三・四条 (協力)の規定の

ブルネイ・ダルサラーム国についての適用)

(反競争的行為に対する適当な措置)

及び第十三・四条

(協力)

の規定の

カンボジアについての適用)

附属書十三B(第十三・三条

附属書十三C(第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置)

及び第十三・四条

(協力)

0

規定の

ラオスについての適用)

附属書十三D(第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置) 及び第十三・四条 (協力) の規定の

ミャンマーについての適用)

第十四章 中小企業

第十五章 経済協力及び技術協力

第十六章 政府調達

附属書十六A (透明性に関する情報を公表するために締約国が用いる紙面又は電子的手段)

第十七章 一般規定及び例外

第十八章 制度に関する規定

附属書十八A(RCEP合同委員会の補助機関の任務)

第十九章 紛争解決

第二十章 最終規定

附属書 | 関税に係る約束の表

附属書Ⅱ サービスに関する特定の約束に係る表

附属 書Ⅲ サー ビス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表

附属書Ⅳ 自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表

前文

この協定の締約国は、

二千十二年十一月二十日にカンボジアのプノンペンにおいて東南アジア諸国連合(以下この協定において

「ASEAN」という。)の構成国並びにオーストラリア、 中国、インド、 日本国、 韓国及びニュージーラ

ンドの元首又は政府の長によって採択された地域的な包括的経済連携のため の交渉の 開始に関する共同宣言

(地域的な包括的経済連携の交渉のための基本原則及び目的を承認したもの) を想起し、

締 約国間 の既存 の経済上の相互関係を基礎とするこの協定を通じて、 地域における経済統合を拡大し、 及

び深化すること、 経済成長及び衡平な経済発展を強化すること並びに経済協力を推進することを希望

新たな雇用機会を創出し、 生活水準を向上させ、 及び締約国 の国民の一 般的福祉を向上させるために締約

国の経済上の連携を強化することを希求し、

地 域的及び世界的なサプライチェーンへの参加を始め、 貿易及び投資を促進するための明確かつ互恵的な

規則を定めることを希望し、

各締約国の権利及び義務であって、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を

設立するマラケシュ協定並びにASEANの構成国とその自由貿易パートナー、 すなわち、オーストラリ

ア、 中国、 日本国、 韓国及びニュージーランドとの間の現行の自由貿易協定に基づくものを基礎とし、

当な場合にはカンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムのためのもの)の必要性及び後発開発途上 一締約

特別のかつ異なる待遇のための規定を含む適当な形態の柔軟

性

(特に、

適

国のための追加的な柔軟性を考慮し、

締約

国間の異なる開発の水準、

益 後発開発途上締約国がこの協定に基づく自国の義務をより効果的に履行し、 (後発開発途上締約国の貿易及び投資の機会の拡大並びに地域的及び世界的なサプライチェ 及びこの協定から得ら ーンへ 0) ħ る利 参加

を含む。 を利用することができるよう、 後発開 発途上締約国によるこの協定へ (T) 参加の増大を促進する必

要性を考慮し、

良い統治並びに予見可能性、 透明性及び一貫性があるビジネス環境が経済効率の向上並びに貿易及び投資

の発展をもたらすであろうことを認識し、

公共の福祉に係る正当な目的を達成するために各締約国が規制を行う権利を有することを再確認し、

持続 可能な開発に関する三本の柱が相互に依存しており、 かつ、 相互に補強し合うこと及び経済上の連携

が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを認識し、

で及ぼし得る肯定的な影響並びに開かれた、自由な、 さらに、地域的な貿易に関する協定及び取決めが地域的及び世界的な貿易及び投資の自由化を加速する上 及びルールに基づいた多角的貿易体制を強化する上で

のこれらの協定及び取決めの役割を認識して、

次のとおり協定した。

第一章 冒頭の規定及び一般的定義

第一・一条 地域的な包括的経済連携の自由貿易地域としての設定

締約国は、 千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条の規定に従い、この協定

の規定に基づいて地域的な包括的経済連携を自由貿易地域としてここに設定する。

第一·二条 一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「ダンピング防止協定」とは、 世界貿易機関設立協定附属書 A千九百九十四年の関税及び貿易に関

する一般協定第六条の実施に関する協定をいう。

- (b) 「この協定」とは、地域的な包括的経済連携協定をいう。
- (c) 農業協定」 とは、 世界貿易機関設立協定附属書一 A農業に関する協定をいう。

(d) 「関税評価協定」とは、 世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一

般協定第七条の実施に関する協定をいう。

(e) 「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

- (f) 現行の」とは、 この協定が効力を生ずる日において効力を有することをいう。
- (g) 「サー ピ ス貿易 般協定」とは、 世界貿易機関設立協定附属書一Bサー ビスの貿易に関する一般協定

をいう。

(h) 「千九百九十四年のガット」とは、 世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易

に関する一般協定をいう。

(i) 政 府 調 達協定」 とは、 世界貿易機関設立協定附属 書四 政 府調達に関する協定をいう。

(j) 統一システム」 とは、 商品の名称及び分類についての統一システム (解釈に関する通 則 各部 の注

あって、 千九百八十三年六月十四日にブリュ ッセルで作成された商品の 名称及び分類につ ** \ ての 統

(世界税関機構により採用され、

及び

運用されるも

 \bigcirc

で

釈、

各類の

注釈及び各号の

注釈を含む。

ステムに関 する国際条約 (その改正を含む。) 附属書において定められ、 並びに締約国によりそれぞれ

の国内法令の下で採用され、及び実施されるものをいう。

- (k) 「IMF」とは、国際通貨基金をいう。
- (1) П М F協定」とは、千九百四十四年七月二十二日にブレトンウッズで採択された国際通貨基金協定

をいう。

(m)「輸入許可手続に関する協定」とは、 世界貿易機関設立協定附属書一A輸入許可手続に関する協定を

いう。

- (n) 問 わず、関係法令に基づいて設立され、又は組織される事業体 「法人」とは、 営利目的であるかどうかを問わず、また、 民間の所有であるか政府の所有であるかを (社団、 信託、 組合、 合弁企業、 個 人企
- 業、 団体その他これらに類する組織を含む。)をいう。

国際連合が後発開発途上国に指定する国であって、

後発開発途上国の区分

を卒業していないものをいう。

(0)

「後発開発途上国」とは、

- (p) 「後発開発途上締約国」 とは、 後発開発途上国である締約国をいう。
- (q) 「措置」 とは、 締約国がとるあらゆる措置 (法令、 規則、 手続、 決定、 行政上の行為その他のいずれ

の形式であるかを問わない。)をいう。

- (r)·締約国」とは、この協定が効力を有する国又は独立の関税地域をいう。
- (s) 「腐敗しやすい物品」とは、 特に適当な保管条件を欠く場合において、その自然の特徴により急速に

腐敗する物品をいう。

- (t) 「者」とは、自然人又は法人をいう。
- (u) 「個人情報」とは、 特定された又は特定し得る個人に関する情報(データを含む。)をいう。
- (v) 「船積み前検査に関する協定」とは、 世界貿易機関設立協定附属書一A船積み前検査に関する協定を

いう。

- w 「RCEP」とは、地域的な包括的経済連携をいう。
- (X)「RCEP合同委員会」とは、 第十八・二条(RCEP合同委員会の設置) の規定に基づいて設置さ

れるRCEP合同委員会をいう。

- (y) 「セーフガード 協定」 とは、 世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定をいう。
- (z) 「補助・ 金及び相殺措置に関する協定」とは、 世界貿易機関設立協定附属 書一 A補助金及び相殺措置に

関する協定をいう。

(aa) 「中小企業」とは、 零細企業を含むあらゆる中小企業をいい、適当な場合には、各締約国の法令又は

国内政策によって更に定義することができる。

- (bb) 「衛生植: 物検疫措置の適用に関する協定」 とは、 世界貿易機関設立協定附属書 A衛生植物検疫措置
- の適用に関する協定をいう。
- (cc)「貿易の技術的障害に関する協定」 とは、 世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関す

る協定をいう。

(dd)「貿易実務に係る文書」とは、 締約国 が 発行し、 又は管理する様式であって、 物品 \mathcal{O} 輸入又は輸出に

関連して、 輸入者若しくは輸出者により、 又はこれらの者の ために作成される必要があるもの を . う。

- (ee) 「貿易円滑化協定」とは、 世界貿易機関設立協定附属 書一 A貿易の円滑化に関する協定をい . う。
- (ff) 貿易関 連知的 所有権協定」 とは、 世界貿易機関設立協定附属 書 C 知 的 所 有権 \mathcal{O} 貿易関 連 \mathcal{O} 側 面に

関する協定をいう。

(gg) 「国際収支に係る規定に関する了解」とは、 世界貿易機関設立協定附属 書 A千九百九十四年の 関税

及び貿易に関する一 般協定の国際収支に係る規定に関する了解をいう。

- lb 「WTO」とは、世界貿易機関をいう。
- (ii) 「世界貿易機関設立協定」とは、 千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関

を設立するマラケシュ協定をいう。

第一・三条 目的

この協定は、次のことを目的とする。

(a) 締約国、 特に後発開発途上締約国の発展段階及び経済上のニーズを考慮しつつ、地域的な貿易及び投

資 の拡大を促進し、 及び互恵的な経済上の連携の枠組みを設定すること。 並びに世界的な経済成長及び発展に貢献するため、現代的な、 包括的な、 質の高

(b) 特に締約国間の実質的に全ての物品の貿易に対する関税及び非関税障壁の漸進的な撤廃を通じて、

約国間 の物品 の貿易を漸進的に自由化し、 及び円滑化すること。

のサービスの貿易に関して制限及び差別的な措置の実質的な撤廃を達成するため、

相当な範

締

(c)

締約国

間

井

の分野を対象として締約国間のサービスの貿易を漸進的に自由化すること。

(d) 進、 自由、 保護、 促進的及び競争的な投資環境であって、投資の機会を拡大させ、並びに締約国間の投資の促 円滑化及び自由化を強化するものを地域において創出すること。

第二章 物品の貿易

第A節 一般規定及び物品の市場アクセス

第二·一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「領事手続」とは、 他の締約国の領域への輸出を予定している締約国の産品について、 領事送状又は

領事査証 (商業送状、 原産 地証明書、 積荷目録、 荷送人輸出申告その他の全ての税関書類であって、 輸

入の際に又は輸入に関連して必要となるものに対するもの)を取得することを目的として、 まず、 輸出

締 約 国 0 領域に おい て輸入締約国の領事の監督を受けるために提出しなければならないとの要件をい

う。

(b) 「関税」とは、 産品の輸入に関連して課される関税、 輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。 た

だし、次のものを含まない。

- (i) 千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金
- (ii) 千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定

に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

- 一 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金
- (c) 物品 の課税価額」とは、 従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。
- (d) 「免税」とは、関税の免除をいう。
- (e) 輸入許可手続」 とは、 輸入締約国 の領域へ の輸入に先立ち当該輸入締約国の関係行政機関に 対する

申請書その 他 この書類 (通 関 のために一 般的に要求されるものを除く。 の提出を要求する行政上の手続

をいう。

(f) 「原産」 品 とは、 次章 (原産地規則) の規定に従って原産品とされる産品をいう。

第二・二条 適用範囲

この 章の規定は、 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、 締約国間 の物品の貿易について適用す

る。

第二・三条 内国の課税及び規則に関する内国民待遇

各締約国は、 千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、 他の締約国の産品に対して内国民待遇を

与える。このため、 同条の規定は、 必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、 この協定の一部を成

す。

第二・四条 関税の引下げ又は撤廃

- 1 各締約国は、 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、 附属書Ⅰ (関税に係る約束の表) の自国の
- 表に従って、 他の締: 約国の原産品について関税を引き下げ、 又は撤廃する。
- 2 他 の締 約国 |の原産| 品は、 締約国における当該原産品に対する実行最恵国税率が附属書Ⅰ (関税に係る約
- 東の表) の当該締約国の表に定める関税率よりも低い場合には、 世界貿易機関設立協定に従って、 輸入の
- 時に当該実行最恵国税率の対象となるものとする。 しなかった場合には、 自国 の法令に従い、 当該輸入者が産品について超過して徴収された関税の 各締約国は、 輸入者が輸入の時に低い 方 の 税率を要求 還付を申
- 請することができることを定める。
- 3 第四・五条 (透明性) 1 (b) の規定を適用するほか、 各締約国は、 自国の実行最恵国税率の変更及び1の
- 規定に従って適用される最新の関税率を、実行可能な限り速やかに、遅くともその適用の日までに公に利
- 用可能なものとする。

第二・五条 関税に係る約束の繰上げ (注)

注 この条の規定は、この協定に基づく関税に係る約束についてのみ適用する。

1 る約束を繰り上げ、 この協定のいかなる規定も、 又は改善するため、 締約 国が、 第二十・四条 附属書I (関税に係る約束の表) (改正) の規定に従ってこの協定を改正することを の自国の表に定める関税に係

妨げるものではない。

2 は改善は、 に係る約束の表) うことについての当該二以上 関税に係る約束の繰上げ又は改善について協議することができる。 二以上の締約国 全ての締約国に及ぼされるものとする。 の当該二以上の締約国 注 は、 相互の同意に基づき、 の締約国間 の表の修正を通じて実施される。 の合意は、 附属書I 第二十 · 四条 (関税に係る約束の表) (改正) 関税に係る約束の繰上げ又は改善を行 当該関税に係る約束の繰上げ又 の規定に従 の自 V; 国 附 の表に定める 属 書 I (関税

注 この2の規定の適用上、 「二以上の締約国」とは、全ての締約国ではなく、 部の締約国をいう。

3 繰上げ又は改善を行うことができる。 締約国は、 ** \ つでも、 附属書Ⅰ (関税に係る約束の表) 当該関税に係る約束の一方的な繰上げ又は改善は、 の自国の表に定める関税に係る約束の一方的な 全ての締約国に

及ぼされるものとする。 当該締約国は、 新たな特恵的関税率が効力を生ずる前に実行可能な限り速やか

に、他の締約国に通報する。

4 可能 を引き上げることができる。 (関税に係る約束の表) 締約国による3に規定する関税に係る約束の一方的な繰上げ又は改善の後、 な限り速やかに、 他の締: の自国の表に定める当該年の特恵的関税率を超えない水準まで自国 当該締約国は、 約国に通 報する。 新たな特恵的関税率が効力を生ずる日を、 当該締約国は、 当 該 百 \mathcal{O} 〉特恵: の前に 附属 的 関税 実行 書Ⅰ

第二・六条 関税率の差異

1 輸出 入締 関 約国 税率 締 約 -の差異 国 が 附属書Ⅰ の原産品 (注) について適用する関税上の特恵待遇を受ける。 \mathcal{O} (関税に係る約束の表) 対象となる全ての原産品は、 の自 国の 輸出締約国がRC 表に定める関税に係る約束に従って輸入の時に当該 EP原産国である場合に限り、 輸

注 締約国は、 「関税率の差異」とは、 輸入締約国が同一の原産品について適用する異なる関税上の待遇をいうものと了解する。

2 取得した締約国とする。 原 産品 のRCEP原産国は、 同条的の規定に関しては、 当該原産品が第三・二条 原産品に対して5に規定する軽微な工程以外の生産工 (原産品) の規定に従って原産品としての資格を

程が輸出締約国において行われた場合に限り、 2 の規定にかかわらず、 輸入締約国により附属書Ⅰ 当該原産品のRCEP原産国は、 (関税に係る約束の表) の自国の表の付録に特定さ 当該輸出締約国とする。

3

玉

は、

輸出締約国とする。

れた原産品については、 当該原産品が当該付録に定める追加的な要件を満たす場合に限り、 RCEP原産

4 産品 原産 て最高 2及び3の規定によって原産品 品 O R C について適用される関税上の特恵待遇を受ける。 価 額 Е \mathcal{O} P原産国は、 ものを提供した締約国とする。 輸出 締約国における当該原産品 の輸出締約国がRCEP原産国であると決定されない場合には、 この場合におい の生産において使用された原産材料のうち合計 て、 当該原産品は、 RCEP原産国のその 当該原

- 5 2の規定の適用上、「軽微な工程」とは、次の工程をいう。
- (a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工 程
- (b) 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程
- (c) ふるい分け、 選別、 分類、 研ぐこと、 切断、 切開、 破砕、 曲げること、 巻くこと又はほどくことから

成る単純な(注)処理

注 この5の規定の適用上、 「単純な」として規定される活動とは、 専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機

械、器具若しくは設備を必要としない活動をいう。

(d) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、 又は印

刷する工程

(e) 産品 の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

f) 生産品の部品への分解

(g) 動物をとさつする工程(注)

この5の規定の適用上、「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。

注

h 塗装及び研磨の単純な工程

(i) 皮、核又は殻を除く単純な工程

(j) 産品の単純な混合(異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。)

(k) (a)から(j)までに規定する二以上の工程の組合せ

6

1 及び 4の規定にかかわらず、 輸入締約国は、 輸入者に対し、 次のいずれかの関税上の特恵待遇を要求

することを認める。

(a) 場合に限る。 いて適用する各関税率のうち最も高い関税率。 輸入締約国が、 原産材料とは、 原産品の生産において使用された原産材料を提供する締約国からの同一の原産品につ 最終的な産品の原産品としての資格の要求において考慮された原産材料の ただし、 当該輸入者がその要求を証明することができる

みをいう。

- 7 (b) 生ずる日から二年以内に、 係る約束の表) 第二十・八条 輸入締約国が、 の締約国 (一般的見直し)の規定にかかわらず、 締約国からの同一の原産品に適用する各関税率のうち最も高い関税率 の付録に定める品目数及び条件を削減し、 及びその後は三年ごとに又は締約国間の合意に従って、 締約国は、 又は撤廃するため、 この条の要件並びに附属書Ⅰ この条の規定の この協定が効力を (関税に 見直、
- 8 正を含む。)を行う権利を留保する。その改正は、 又は独立の関税地域がこの協定に加入する場合において同付録の改正 7 の規定にかかわらず、 締約国は、 附属書I (関税に係る約束の表) 全ての締約国の合意を条件とするものとし、第二十 (同付録に定める追加的な要件の改 の自国の表の付録に関し、 他の国

を開始する。

四条 (改正)及び第二十・九条(加入) の規定に従って効力を生ずる。

第二・七条 物品の分類

締約国間で取引される物品の分類は、 統一システムに適合したものとする。

第二・八条 関税上の評価

千九百九十四年のガット第七条の規定並びに関税評価協定第一部及び関税評価協定附属書一の解釈のため

の注釈の規定は、 締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二·九条 通過物品

各締約国は、 千九百 九十四. 一年のガ ット第五条3の規定及び貿易円滑化協定の関連規定に従い、 他の締約国

からの通過物品又は 他 1の締約1 国 0) 通 過物品の 通関を引き続き円滑に行う。

第二・十条 産品の一時輸入

1 各締約国は、 次の全ての要件を満たす場合には、 自国の法令の定めるところにより、 輸入税の納付につ

1 て条件付で全額の又は部分的な免除を受けて産品が自国の関税領域に持ち込まれることを認める。

(a) 当該産品が特定の目的のために自国の関税領域に持ち込まれること。

- (b) 当該産品が特定の期間内に再輸出されることが予定されること。
- (c) 当該産品を使用することによる通常の価値の低下及び消耗を除くほか、 当該産品にいかなる変更も加

えられていないこと。

- 2 各締約国は、 関係する者の要請があった場合において、 自国の税関当局が正当と認める理由があるとき
- は、 1に規定する一時免税輸入の期間制限を最初に定めた期間を超えて延長する。
- 3 1 ずれ の締約国も、 1に規定する産品の一時免税輸入の条件として、次のこと以外を要求してはならな

\ <u>`</u>

- (a) 当該産 これらの者の業務活動、 話が、 専ら他の締約国の国民若しくは居住者によって、又はこれらの者自身の監督の下におい 営業、 職務又はスポーツを遂行するために用いられること。
- (b) 当該産 語が、 自国 の領域にある間は販売されず、 又は賃貸されないこと。
- (c) ない額の担保又は保証 当該産 店が、 輸入又は最終輸入の際に課されることとなる関税、 (輸出の際に返還されるもの)を伴っていること。 租税、 手数料及び課徴金の額を超え
- (d) 当該産品が、 輸出入に際してその同一性を確認することができるものであること。

- (e) 当該産品が、個に規定する者の出発に際して又は一時輸入の目的に関連する自国が定める期限 (延 長
- される場合を除く。)までに輸出されること。
- (f) 当該産品が、予定される用途のための合理的な数量を超えて輸入されないこと。
- (g) 当該産品が、 自国の法令に従って自国の領域に輸入可能であること。
- 4 締約国は、 自国が3の規定に基づいて課する条件が満たされなかった場合には、 自国 一の法令に定める他
- \mathcal{O} 課徴金又は罰金に加えて、 産品に通常課されるであろう関税その他課徴金を課することができる。
- 以外 の税関が所在する場所から再輸出されることを認める。

この条の規定に基づいて一時輸入された産品が、

輸入を認めた税関が所在する場所

(注)

5

各締約国は、

注 ラオスについては、 「税関が所在する場所」 とは、 国際税関が所在する場所をいう。

第二・十一条 コンテナー及びパレットの一時輸入

- 1 各締約国は、 自国 の法令又は自国が締結している関連する国際協定の定めるところにより、 国際運輸に
- お いて産品の輸送に用いられており、 又は用いられるコンテナー及びパレットについて、その原産地のい

かんを問わず、一時免税輸入を認める。

- (a) この条の規定の適用上、「コンテナー」とは、リフトバン、可搬タンクその他これらに類する構造の
- 輸送機器であって、 次の全ての条件を満たすものをいう。

(i)

全体又は一部が区切られて産品を収納するための区画室を構成していること。

- (ii) 恒久的性質を有しており、反復使用に適するほど堅ろうであること。

運送の途中の詰替えなしに一又は二以上の輸送方式で行う産品の運送を容易にするため特に設計さ

れ ていること。 (iii)

(iv)迅速な取扱い (特に一の輸送方式から他の輸送方式への切替え) が可能であるように設計されてい

- (v) 詰込み及び取出しが容易であるように設計されていること。
- (vi) 一立方メートル以上の内容積を有すること。

「コンテナー」には、これとともに輸送される場合には、コンテナーの附属品及び備品 (当該コンテ

ナーの型式に適するもの)を含む。「コンテナー」には、車両、 車両の附属品若しくは予備部品、 包装

又はパレットを含まない。

「分解可能なもの」は、

コンテナーとみなす。

(b) 具の補助を得た取扱い若しくは積重ねのために単位数量の積荷にまとめることができる装置をいう。こ の)から成るものであり、その全体の高さは、フォークリフト又はパレットトラックによる取扱いに適 の装置は、二のデッキ(支持材によって区切られているもの)又は一のデッキ(脚で支えられているも この1の規定の適用上、「パレット」とは、そのデッキ上で一定数量の産品を輸送のため又は機械器

2 入が認められたコンテナーに関しては、 第八章 (サービスの貿易) 及び第十章 次のとおりとする。 (投資) の規定に従うことを条件として、 (注 1の規定により一時輸

合する最低限のものである(上部構造物を伴うかどうかを問わない。)。

注 この2のいかなる規定も、 又は維持する締約国の権利に影響を及ぼすものではない。 第十七・十二条(一般的例外)又は第十七・十三条(安全保障のための例外) の規定に基づいて措

(a) 経済的かつ迅速な出発に合理的に関連を有する経路により自国の領域から出国することを認める。 各締約国は、 他の締約国の領域から自国の領域に入国した国際運輸で用いられるコンテナーが、その (注)

注 この回のいかなる規定も、 締約国が、 高速道路及び鉄道の安全若しくは保安のための一般に適用される措置を採用し、 若し

くは維持することを妨げ、 又は自国が税関が所在する場所を有しない地点からコンテナーが自国の領域に入国し、若しくは自

国の領域から出国することを防止することを妨げるものと解してはならない。 締約国は、 他の締約国に対し、 自国の法令に

従ってコンテナーの出国に利用可能な場所の一覧を提供することができる。

- (b) いずれの締約国も、 コンテナーが到着する場所と出発する場所の相違のみを理由として、 担保を要求
- し、又は罰金若しくは課徴金を課してはならない。
- (c) ンテナー 1 ず ħ が の締約国も、 特定の 出発する場所から出国することを条件としてはならない。 コンテナー の自国の領域への 入国に関連して課する担保の免除について、 当 該 コ
- (d) 領域に向けて当該コンテナーを運ぶ運送手段と同一であることを要求してはならない。 いず ħ \mathcal{O} 締約国 ŧ, 他 1の締 約国 0 領域から自国の 領域にコンテナーを運ぶ運送手段が、 他の締約国の

^{紀二・十二条} 商品価値のない見本の免税輸入

各 締約国は、 他 の締約国の領域から輸入された商品価値のない見本に対し、その原産地のいかんを問わ

ず、自国の法令に従って免税輸入を認める。

第二·十三条 農業輸出補助金

1 締約国は、二千十五年十二月十九日にナイロビで採択された二千十五年十二月十九日の輸出競争に関す

る閣僚決定(文書番号WT/MIN(一五)/四五及び文書番号WT/L/九八○)において行った約束

(農産品に関する輸出補助金について予定されている権利の撤廃を含む。) を再確認する。

2 締約国は、 農産品に関する輸出補助金を多数国間において撤廃するという目的を共有するとともに、 当

該輸出補助金のあらゆる形態の再導入を防止するために協力する。

第二・十四条 関税に係る約束の表の置換え

各締 約国は、 統一システムの定期的な改正 の後に附 属書I (関税に係る約束の表) を改正された統 ーシス

テ 、ムの品品 目表により実施するために行われる同 附属 書の自国 の表の置換えが、 同附属書に定める関税に係る

約束を損なうことなく行われることを確保する。

第二・十五条 譲許 この修正

締約国は、 自国 の関税に係る約束を実施するに当たり予見されなかった困難に直面する例外的な状況にお

いて、 利害関係を有する他の全ての締約国の合意により、 かつ、RCEP合同委員会の決定により、 附属書

るため、 I (関税に係る約束の表) の譲許を修正し、又は撤回しようとする締約国は、 の自国の表に定める譲許を修正し、又は撤回することができる。 RCEP合同委員会に通報し、 当該合意に達す 及び利害関

自国

渉の相互に合意された結果 当該交渉の前にこの協定に定める水準よりも他の全ての利害関係を有する締約国の貿易にとって不利でない 相互的かつ互恵的な譲許の水準 係を有する締約国と交渉する。その交渉において、 (補償的調整を含む。)は、第二十・四条(改正)の規定に従い、 (他の産品に関する補償的調整を含むことができる。) を維持する。 自国の譲許を修正し、又は撤回しようとする締約国は、 同附属書に反 当該交

第B節 非関税措置

映される。

第二・十六条 非関税措置の適用

1 他 この締約 締約国は、 玉 の産品 世界貿易機関設立協定又はこの協定に基づく自国の権利及び義務に基づく場合を除くほか、 の輸入又は他 の締約国 の領域に仕向けられる産品の輸出につい て、 非関税措置 を採用

又は維持してはならない。

2 国間 各締約国は、 立案され、採用され、又は適用されないことを確保する。 の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとし 1の規定に基づき許容される自国の非関税措置の透明性を確保し、 及び当該措置が、 締約

第二・十七条 数量制限の一般的廃止

- 1 約国 を除く。このため、 持してはならない。 の措置によるとを問わず、いかなる禁止又は制限 いずれの締約国も、 の領域に仕向けられる産品の輸出について、 千九百九十四年のガット第十一条の規定は、 ただし、世界貿易機関設立協定の関連規定に基づく自国の権利及び義務に基づく場合 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、 割当てによると、 (関税、 租税その他課徴金を除く。)も採用し、 必要な変更を加えた上で、この協定に組 輸入又は輸出の許可によると、 他の締約国の産品の輸入又は他の締 又は維 その 他
- 2 お いて、 締 約国 は、 要請があったときは、 千九百. 九 十四. 年の 次のことを行う。 ガット第十一条2個の規定に従って輸出の禁止又は制限を採用する場合に

み込まれ、この協定の一部を成す。

- (a) 間と共に通報し、 他の一又は二以上の締約国に対し、 又は当該禁止若しくは制限を公表すること。 当該禁止若しくは制限及びその理由をその性質及び予想される期
- (b) 項についての協議のための妥当な機会を与えること。 深刻な影響を受けるおそれがある他の一又は二以上の締約国に対し、 当該禁止又は制限に関連する事

第二・十八条 非関税措置に関する技術的協議

- 1 る締約国(以下この条において「要請国」という。)と要請された締約国 請することができる。 締約国は、 自国の貿易に悪影響を及ぼしていると認める措置について、 その要請は、 書面によるものとし、 当該措置と共に当該措置が技術的協議を要請す 他の締約国との技術的協議を要 (以下この条において 「被要請
- 2 協 1 議国」 に規定する措置が と総称する。) 他の章の規定の対象となる場合には、 が別段の合意をする場合を除くほか、 要請国及び被要請国 当該他の章に規定する協議の枠組 (以下この条に が形形が用 お į, . て

という。)との間の貿易にどのように悪影響を及ぼすかについての懸念を明確に特定する。

国

いられる。

- 3 足すべき解決を得るため、 2に規定する場合を除くほか、 及び技術的協議を開始する。 協議国が別段の合意をしない限り、 被要請国は、 技術的協議については、 1に規定する書面による要請から百八十日以内に相互に満 協議国が相互に合意する方法によって行う 当該要請の受領から六十日以内に要請国に
- 4 2に規定する場合を除くほか、 技術的協議の要請は、 他の全ての締約国に送付される。他の締約国は、

ことができる。

自国 玉 |の参加| の要請に記載する関心事項に基づいて技術的協議に参加することを要請することができる。 は、 協議国 の同意を条件とする。 協議国は、 その要請について十分な考慮を払う。 他の締約

5 定める期間よりも短い期間内に行われるよう要請することができる。 要請国は、 事案が緊急であり、 又は腐敗しやすい物品に関係すると認める場合には、 技術的協議が3に

6 通 国としてであるかを問わず、 報には、 2に規定する場合を除くほ 当該技術的協議の進捗及び結果につい この か、 条の規定に基づく技術的 各締約国は、 物品に関する委員会に対し、 ての概要を含める。 協議の利用に関する年次通報を提出する。 要請国としてであるか被要請 この

7 争解決手続に関する締約国 \mathcal{O} 条 0 規定に基づく技術的協議は、 の権利及び義務を害するものではない。 第十 · 九 章 (紛争解決) の規定又は世界貿易機関設立協定による紛

第二·十九条 輸入許可手続

1 様で実施され、 入許可手続に関する協定に適合しない措置を採用し、 各締約国は、 及び輸入許可手続に関する協定に従い適用されることを確保する。 全ての自動 輸入許可手続及び非自動輸入許可手続が、 又は維持してはならない。 透明性がある、 1 かつ、 ずれの締約国も、 予見可能な態 輸

- 2 て他 各締約国は、 の締約国に通報する。 この協定が自国について効力を生ずる日の後速やかに、 その通報には、 輸入許可手続に関する協定第五条2に規定する情報を含める。 自国の現行の輸入許可手続につい
- 締約国は、 次の場合には、 この2の規定を遵守しているものとみなされる。
- (a) ک 規定する情報と共に、 の章において「WTOの輸入許可委員会」という。)に対し、 当該締約 国が、 輸入許可手続に関する協定第四条に規定するWTOの輸入許可に関する委員会 当該現行の輸入許可手続について通報した場合 輸入許可手続に関する協定第五条2に (以 下
- (b) 求された情報を提供した場合 効力を生ずる日 する回答としてW 当該 締約 国 が、 の前 Т 輸入許可手続に関する協定第七条3に規定する輸入許可手続に関する年次質問 の直 О の輸入許可委員会に対して提出 近の ものにお į١ て、 当該現行の輸入許可手続について当該年次質問 した年次報告であって、この協定が自国に 書に 書に対 より要 つ () 7
- 3 限 1 り当該新たな輸入許可手続又は当該変更が効力を生ずる三十日前に他の締約国に通報する。 かなる場合にも、 各締約国は、 新たな輸入許可手続及び自国が現行の輸入許可手続について行った変更について、可能な その公表の日の後六十日以内にその通報を行う。 この3の規定に従って行われる通報 締約 玉 は

第五条1から3までのいずれかの規定に従いWTOの輸入許可委員会に対し新たな輸入許可手続又は現行 の輸入許可手続の変更を通報する場合には、この3の規定を遵守しているものとみなされる。 には、輸入許可手続に関する協定第五条に規定する情報を含める。 締約国は、輸入許可手続に関する協定

4 サイトにおいて公表する。 締約国は、 新たな又は変更された輸入許可手続を適用する前に、 当該締約国は、 可能な限り、 当該輸入許可手続が効力を生ずる少なくとも二十 当該輸入許可手続を政府の公式ウェブ

5 るかどうかについ 2及び3の規定に従って要求される通報は、 て影響を及ぼすものではない。 2及び3に規定する輸入許可手続がこの協定に適合してい

日前にその公表を行う。

6 その旨を明記する。 3 の規定に従って行われる通報には、 当 該 通 |報の対象である手続が次のいずれかに該当する場合には、

- (a) 産品に関する輸入許可の条件が当該産品の許容される最終使用者を制限すること。
- (b) 締約国が、 産品を輸入する許可を取得する資格として、次のいずれかの条件を課すること。
- (i) 業界団体の構成員であること。

- (ii) 輸入許可の要請について業界団体が許可すること。
- (iii) 当該産品又は類似の産 品 の輸入の実績があること。

(iv)

輸入者又は最終使用

(v) 輸入者又は最終使用者の登録された資本金の最低基準を満たしていること。

著の生産能力の最低基準を満たしていること。

- (vi) 輸入者と当該締 約国 の 領域にある流通業者との間に契約上の関係その他の関係を有すること。
- 7 締 貿易業者が輸入許可 約 各締約[国からの全ての妥当な照会に、 国は、 許可を付与する自国 の付与又は分配 の基準を知ることができるように、 可能な限 の当局が輸入許可 り、 六十日以内に回答する。 の付与又は拒否に当たって用 十分な情報を公表する。 輸入締約国 ζ\ る基準に関する他の は、 他 \mathcal{O} 締約 国及び
- 8 ŋ ^を理由として却下されることはない。 7 か なる輸入許可 Ö, 申 請 ŧ 申 請 書の基本的な記載内容を変更することとはならない軽微な 軽微な書類上の誤りには、 形式 (余白の幅、 使用され 書類上 るフ オ $\overline{\mathcal{O}}$ ント 誤
- 等) の誤り及びつづりの誤り (不正な意図又は甚だしい怠慢によるものでないことが明らかなも $\tilde{\mathcal{O}}$ に 限
- る。 締 約国は、 を含むことができる。 他 の締約国 の産品について輸入許可の申請を拒否する場合において、

申請者の要請があった

9

ときは、 当該要請を受領した後合理的な期間内に、 当該申請者に対してその拒否の理由に関する説明を提

供する。

第二・二十条 輸入及び輸出に関する手数料及び手続

1 各締約国は、 千九百九十四年のガット第八条1の規定に従い、 自国が輸入若しくは輸出について又はこ

九百. 九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金その他の内 玉 課 徴 金

(その性質のいかんを問わず、かつ、

輸入税、

輸出税、千

れらに関連して課する全ての手数料及び課徴金

ダンピング防止税及び相殺関税を除く。) が、 提供された役務の費用の概算額を限度とし、 カン つ、 国内産

品 の間接的保護又は輸入若しくは輸出に対する財政上の目的の ための課税とならないことを確保する。

2 各締約国 は、 自国 が輸入又は輸出に関連して課する手数料及び課徴金の詳細を速やかに公表し、 及びそ

の情報をインターネットにおいて利用可能なものとする。

3 ずれの締約国も、 他の締約国の産品の輸入に関連して領事手続 (関連する手数料及び課徴金を含む。)

を要求してはならない。 いずれの締約国も、 他の締約国の産品の輸入に関連して提出される税関書類が 輸

入締約国の海外代理人又は当該輸入締約国のために行動する権限を有する機関によって署名され、 認証さ

れ、 又は視認され、若しくは承認されることを要求してはならず、また、関連する手数料及び課徴金を課

してはならない。

第二・二十一条 分野別の取組

1 締約国は、分野別の問題に関する作業計画を開始することを決定することができる。 締約国が当該作業

計画を開始することを決定する場合には、 物品に関する委員会が当該作業計画を作成し、及び監督する。

締 約国は、 当該作業計画をその開始後二年以内に完了するよう努める。

2 締約国は、 全ての締約国 の関心を考慮しつつ、1に規定する作業計画に含める分野 (締約国がこの協定

の交渉の過程において提案した分野及び締約国が特定する他の分野を含む。)を合意する。

3 この条の規定に基づいて開始される作業計画は、 次のことのために行われるべきである。

(a) 問題に関する締約国の理解を促進すること。

(b) ビジネス関係者その他の関連する利害関係者による寄与を容易にすること。

(c) 締約国がとり得る行動であって、貿易を円滑にするものを探求すること。

4 物 品に関する委員会は、この条の規定に基づいて開始される作業計画の成果に基づいて、RCEP合同

第三章 原産地規則

第A節 原産地規則

第三·一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 養殖」 とは、 成育又は成長の過程に対する生産を高めるため \bigcirc 関与 (通常の 備蓄、 給餌、 捕食生物

からの保護等)により、 種苗 卵、 稚魚、 幼魚、 幼生等) から水生生物 (魚、 軟体 動 物、 甲殻類その

他

水棲無脊椎生物、水生植物等)を飼養することをいう。

(b) \overline{C} Ι F 価 額 とは、 輸入産品の 価額をい V. 輸入国に入国する港又は場所までに要する保険料及び

運賃を含む。

(c) 権限のある当局」 とは、 締約国が指定し、 他の締約国に通報する一又は二以上の政府機関をいう。

(d) 税関当局」とは、 第四 · 一条 (定義) (1)に定義する税関当局をいう。

(e) F O B価額」 とは、 産品 の本船渡しの価額をいい、 外国に向けた最終的な船積みを行う港又は場所

までの輸送 (輸送の方法を問わない。)のために要する運賃を含む。

- (f) あって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。 「代替性のある産品又は材料」 とは、 商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料で
- (g) びに財務書類の作成に関して、 る会計原則をいう。 「一般的に認められている会計原則」とは、 これらの原則には、 締約国において一般的に認められ、 一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、 収益、 経費、 費用、 資産及び負債の記録、 又は十分に権威のある支持を得てい 情報の 慣行及び 開示並
- h 「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

手続を含む。

- (i) を与え、 発給機関」 他 の締約国に通報する機関をいう。 とは、 締 約国 がこの 章 \dot{O} 規定に従 V) 原産地証明書を発給するために指定し、 又は権限
- (j) 「材料」 とは、 他の産品 の生産において使用される産品をいう。
- (k) 非原産品」 又は 「非原産材料」 とは、この章の規定に従って原産品とされない産品又は材料をい

う。

(1) 「原産品」 又は「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる産品又は材料をいう。

- (m) 「生産者」とは、 産品の生産を行う者をいう。
- (n) 「生産」とは、 漁ろう、養殖、 産品を得る方法をいい、 わなかけ、 狩猟、 製造、 栽培、 生産、 採掘、 加工及び組立てを含む。 収穫、 飼養、 成育、 繁殖、 抽出、 採集、 収集、

第三・二条 原産品 捕獲、

この協定の適用上、 次の いずれかの産品であって、 この章に定める他の全ての関連する要件を満たすもの

は、 原産品として取り扱う。

(a) の締: 約 国において完全に得られ、 又は生産される産品であって、 次条 (完全に得られ、 又は生産さ

れる産品) に定めるもの

- (b) の締: 約 国にお いて一又は二以上の締約国 からの原産材料のみから生産される産品
- (c) の締: 約 国にお いて非原産材料を使用して生産される産品であって、 附属書三A (品目別規則) に定

める関連する要件を満たすもの

第三・三条 完全に得られ、 又は生産される産品

前条 (原産品) の規定の適用上、次に掲げる産品は、一 の締約国において完全に得られ、 又は生産される

産品とする。

- (a) 当該一の締約国において栽培され、及び収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
- (果実、 花、 野菜、 樹木、 海草、 菌類及び生きている植物を含む。)
- (b) 生きている動物であって、 当該一の締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
- (d) (c) 当該一 生きている動物であって、 0) 締約国 において行われる狩猟、 当該一の締約国において成育されたものから得られ わなかけ、 漁ろう、 飼養、 養殖、 採集又は捕獲により得られ る産

る産品

- (e) 当該一 \mathcal{O} 締約国 の土壌、 水域、 海底又はその下から抽出され、 又は得られる鉱物その他の天然の物質
- ())から())までに規定するものを除く。)
- (f) 全ての締約国及び非締約国の領海の外側にある海、 海底又はその下から、 国際法に基づき、 当該 0
- 締 の者により得られるその他の産品。ただし、 約国 \mathcal{O} 船舶 (注1) により得られる水産物その他の海洋生物及び当該一の締約国又は当該一の いずれかの締約国又は非締約国 |の排他的経済水域から得ら 締 約国
- れる水産物その他の海洋生物については、当該一の締約国又は当該一の締約国の者が国際法に基づき当

該排他的経済水域を開発する権利 (注2)を有することを条件とし、また、その他の産品については、

当該一の締約国又は当該一の締約国の者が国際法に基づき当該海底及びその下を開発する権利を有する

ことを条件とする。

注 1 この条の規定の適用上、 「当該一の締約国の工船」又は「当該一の締約国の船舶」とは、それぞれ、次の匈及び切の要件

を満たす工船又は船舶をいう。

(a) 当該一の締約国において登録されていること。

(b) 当該一の締約国を旗国とすること。

この注 1の第一文の規定にかかわらず、 オーストラリアの排他的経済水域内で操業している工船又は船舶であって、 漁

業管理法 (千九百九十一年) (連邦) (随時行われる改正を含む。) 又は同法を承継する法令に規定する「オーストラリ

アの船舶 の定義を満たすものは、 それぞれオーストラリアの工船又はオーストラリアの船舶とみなす。 当該工船又は船

舶がオーストラリアの排他的経済水域の外側で操業している場合には、 この注1の匈及び心に定める要件を適用する。

注 2 水産物その他の海洋生物が原産品であるかどうかを決定するに当たり、この氏に規定する「開発する権利」 には、 締約国

と沿岸国との間で締結された協定又は取決めから生ずる当該沿岸国の漁業資源を利用する権利を含む。

- (g) 公海から国際法に基づき当該一の締約国の船舶により得られる水産物その他の海洋生物
- (h) 当該一 の締約国 の工船の船上において、 f)又は(g)に規定する産品のみから加工され、 又は製造される

産品

- (i) 次のいずれかの産品
- (i) 当該 の締約国における生産又は消費から生ずる廃品又はくずであって、 処分、 原材料の回収又は

再利用にのみ適するもの

(ii) 当 該 0 締約 国に おい て収集される使用済みの産品であって、 処分、 原材料の回収又は再利用にの

み適するもの

(j) 当該一 の締: 約 国 において専ら回から①までに規定する産品又はこれらの派生物から得られ、 又は生産

される産品

第三・四条 累積

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、第三・二条 (原産品) に定める原産品の要件を満たす産

品又は材料であって、 他の締約国において他の産品又は材料の生産において材料として使用されるもの

については、完成した産品又は材料のための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみな

す。

2 の見直しにおいては、いずれかの締約国において産品について行われる全ての生産行為及び付加される全 締約国は、この協定が全ての署名国について効力を生ずる日に、この条の規定の見直しを開始する。こ

ほ か、 見直 L の開始の日から五年以内に当該見直しを終了する。

ての価値

値に

1の累積の適用を拡張することを検討する。

締約国は、

締約国が別段の合意をする場合を除く

第三・五条 域内原産割合の算定

1 附属書三A (品目別規則) に定める産品の域内原産割合については、 次のいずれかの計算式により算定

する。

(a) 間接方式又は控除方式

$$RVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

(b) 直接方式又は積上げ方式

VOM+直接労務費+直接経費+利益+他の費用

FOB ×100

この場合において、

RVC =

「とファー・は、「日子宮でほうし

「RVC」とは、百分率で表示される産品の域内原産割合をいう。

「FOB」とは、 第三・一条 (定義) (e) に定義する F OB価額をいう。

「VOM」とは、 産品の生産者により取得され、 又は自ら生産され、 かつ、 産品の生産において使用さ

れる原産品である材料、部品又は生産物の価額をいう。

V N M とは、 産品の生産において使用される非原産材料の 価額をいう。

「直接労務費」には、賃金、報酬その他の被用者給付を含む。

「直接経費」とは、経費の総額をいう。

2

この章の規定に基づく産品 の価額については、千九百九十四年のガット第七条の規定及び関税評価協定

の規定に必要な変更を加えたものにより算定する。全ての費用については、 産品が生産される締約国 こにお

いて適用される一般的に認められている会計原則に従って記録され、かつ、その記録が保管されるものと

- する。
- 3 非原産材料の価額は、次のとおりとする。
- (a) 輸入される材料については、輸入の時の当該材料のCIF価額
- (b) 締約国において得られる材料については、 確認可能な最初に支払われた又は支払われるべき価額
- 4 原産地不明の材料は、非原産材料として取り扱う。
- 5 次の経費は、 非原産材料又は原産地不明の材料の価額から控除することができる。
- (a) 生産者まで当該非原産材料又は原産地不明の材料を輸送するために要する運賃、 保険料、 こん包費そ

の他の輸送に関する費用

- (b) される関税及びその他の方法により回収される関税を除く。) 当該非原産材料又は原産地不明の材料に対する関税、 内国税及び通関手数料 (免除され、 又は払 が戻
- (c) 無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用(再生可能なくず又は副産物の価額を差し引いた

ものをいう。)

(a)から(c)までに規定する経費が不明である場合又は当該経費についての証拠がない場合には、その控除

は、認められない。

第三・六条 軽微な工程及び加工

この章の規定にかかわらず、 産品を生産するために非原産材料に対して行われる次の工程については、当

該産品に原産品としての資格を与えるための十分な作業又は加工とはみなさない。

- (a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
- (b) 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程
- (c) ふるい分け、 選別、 分類、 研ぐこと、 切断、 切開、 破砕、 曲げること、巻くこと又はほどくことから

成る単純な (注) 処理

注 この条の規定の適用上、 「単純な」として規定される活動とは、 専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機

械、器具若しくは設備を必要としない活動をいう。

(d) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、 又は印

刷する工程

(e) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

- (f) 生産品 の部品への分解
- (g) 動物をとさつする工程 (注)

注 この条の規定の適用上、 「とさつ」とは、 動物を単に殺すことをいう。

- (h) 塗装及び研磨の単純な工 程
- (i) 皮、 核又は殼を除く単 -純な工 程
- (j)
- (a)から(j)までに規定する二以上の 工 程 0 組 合せ

(k)

産品

の単

-純な混り

合

(異なる種類

0

産 品

0

混合であるかどうかを問わな

第三・七条 僅 少の非原産材料

1

附 属書三A (品目別規則) に定める関税分類の変更を満たさない産品は、 当該産品がこの章に定める他

の全ての関連する要件を満たす場合において、 次のいずれかのときは、 原産品とする。

(a) お いて使用された非原産材料 統一システム番号の第一 類から第九七類までの各類に分類される産品については、 (該当する関税分類の変更が行われていない ものに限る。 当該産品の生産に \mathcal{O} 価 額が · 当 該

産品のFO B価額の十パーセント以下の場合。 当該非原産材料の価額は、 第三・五条 (域内原産割合の

算定) 3の規定に従って決定される。

(b) において使用された非原産材料(必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。)の総重量 統一システム番号の第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、 当該産品の生産 が当

2 1 に規定する非原産材料の価額は、 該当する域内原産割合の要件においては、 非原産材料の価額に含め

該産品の総重量の十パーセント以下の場合

られる。

第三・八条 こん包材料及び包装材料並びにこん包容器及び包装容器の取扱

1 決定するに当たり、 産品 の輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器については、 考慮しない。 当該産品の原産品としての資格を

2 のについては、 産品を小売用に包装する包装材料及び包装容器であって、 当該産品の原産品としての資格を決定するに当たり、考慮しない。 当該産品に含まれるものとして分類されるも ただし、 当該産品が次

(a) 第三・二条(原産品)のの規定に従って、一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品で

のいずれかに該当することを条件とする。

あること。

- (b) 第三・二条(原産品)心の規定に従って、一の締約国において一又は二以上の締約国の原産材料のみ
- から生産される産品であること。
- (c) 加工の作業の要件の対象であること。 当該産品について附属書三A(品目別規則) に定める関税分類の変更の要件又は特定の製造若しくは
- 3 \mathcal{O} 価額については、 て考慮する。 産品が域内 原産割合の要件の対象である場合には、 当該産品 の域内原産割合を算定するに当たり、 当該産品を小売用に包装する包装材料及び包装容器 当該産品の原産材料又は非原産材料と

第三・九条 附属品、予備部品及び工具

1 別規則)に定める該当する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われているかどうかを みなすものとし、また、 び解説資料その他の資料については、次の国及び国の要件を満たすことを条件として、 産品の原産品としての資格を決定するに当たり、 当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について附属書三A 当該産品と共に提示される附属品、 当該産品の一 予備部品、 工具及 (品目 部と

決定するに当たり、考慮しない。

(a) 当該産品と共に提示される附属品、 予備部品、 工具及び解説資料その他の資料の仕入書が当該産品の

仕入書と別立てにされないこと。

(b) 当該産品と共に提示される附属品、 予備部品、 工具及び解説資料その他の資料の数量及び価額が当該

産品について慣習的なものであること。

2 1 の規定にかかわらず、 産品が域内原産割合の要件の対象である場合には、 当該産品と共に提示される

附属品、 予 備部 品、 工具及び解説資料その他の資料の価額については、 次のa及びbの要件を満たすこと

を条件として、 当該産品 の域内原産割合を算定するに当たり、 原産材料又は非原産材料として考慮する。

(a) 当該産品と共に提示される附属品、 予備部品、 工具及び解説資料その他の資料の仕入書が当該産品の

仕入書と別立てにされないこと。

(b) 当該産品と共に提示される附属品、 予備部品、 工具及び解説資料その他の資料の数量及び価額が当該

第三・十条 間接材料

産

品について慣習的なものであること。

認 められている会計原則に従って産品 の生産者 の記 録に記載される費用とする。

2 品 ک (当該: の条の規定の適用上、 他 \mathcal{O} 産 品 に物 運的 に組み込まれないものに限る。 間 接材料」 とは、 他の 産 品 \mathcal{O})又は産品 生産、 試験若しくは検査において使用される産 の生産に関連する建物の維持若しく

(a) 燃料及びエネルギー

は

設備

 \mathcal{O}

稼

働

E

おい

て

使用される産品

をい

V.

次の

ものを含む。

- b 工具、ダイス及び鋳型
- ② 設備又は建物の維持において使用される予備部品及び産品
- (d) 生産 に お į, て使用され、 又は設備若しくは 建 物 \mathcal{O} 稼 働 \mathcal{O} ため に使用される潤滑剤、 グリース、 コンパ

ウンド材その他の材料

- (e) 手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品
- f 産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
- (g) 触媒及び溶剤

(h) 産品に組み込まれないその他の産品であって、 当該産品の生産における使用が当該生産の一部である

と合理的に示すことができるもの

第三・十一条 代替性のある産品又は材料

代替性のある産品又は材料が原産品又は原産材料であるかどうかについての決定は、 それぞれの代替性の

ある産品又は材料が物理的に分離していること又は代替性のある産品又は材料が混在している場合には、

輸

用されていることのいずれかに基づいて行う。 出締約国において会計年度を通じて使用される一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方法が使

第三・十二条 生産において使用される材料

非原産材料についてこの章に定める要件を満たすような更なる生産が行われる場合には、 当該非原産材料

は、 その後に生産される産品の原産品としての資格を決定するに当たり、 当該産品の生産者が当該非原産材

料を生産したかどうかにかかわらず、原産材料として取り扱う。

第三・十三条 原産品としての資格の単位

1 この章の規定の適用上、 原産品としての資格の単位は、 統一システムに基づいて分類を決定する場合の

基本的な単位とされる特定の産品とする。

2 品であるかどうかを決定するに当たり、 貨物が単一の関税品目に分類される複数の同一の産品から成る場合には、 その産品ごとに個別に考慮する。 当該複数の同一の産品が原産

第三・十四条 一定の産品の取扱い

規定 の取 締 扱 約国及び署名国は、 の下におけ いについて討議を開 る 一 定 の産 いずれ 品 始するものとし、 の取扱いについては、 カ の締約 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 当該討 要請があった場合には、 議 全ての締約国及び署名国 の開始から三年以内に当該討議を完了する。 この章 $\overline{\mathcal{O}}$ の規定の下における一定の産品 コンセンサス方式による合意 この 章 \mathcal{O}

第三・十五条 直接積送

を条件とする。

- 1 原産品としての資格を維持する。 原産品が次のいずれかの条件を満たす場合には、 当該原産品は、 第三・二条 (原産品) の規定に基づく
- (a) 当該原産品が輸出締約国 から輸入締約国へ直接輸送されること。
- (b) 当該原産品が一又は二以上の締約国 (輸出締約国及び輸入締約国を除く。以下この条において「中間

締約国」という。) 又は非締約国を経由して輸送される場合にあっては、 次の(i)及び(i)の要件を満たす

こと。

- (i) 中間 締約国又は当該非締約国において当該原産品について更なる加工が行われていないこと。 ただ
- Ļ 物流に係る活動 (例えば、 積卸し、 蔵置、 当該原産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約

国へ当該原産品を輸送するために必要な他の作業)を除く。

(ii) 当該原産品 が中間締約国又は当該非締約国にある間、 中間締約国又は当該非締約国の税関当局 の監

督の下に置かれていること。

2 1) に規定する要件を満たすことは、 中間 締約国若しくは非締約国 |の税関 の書類又は輸入締 約国 \mathcal{O} 税関

当局が要求するその他の適当な書類のいずれかを当該輸入締 約 国 の税関当局へ提出することにより 証 明 す

る。

3 2に規定する適当な書類には、 商業船積書類又は運送貨物に関する書類 (例えば、 航空貨物運送状、 船

荷証券、 複合運送に関する書類、 産品に関する商業送状の原本の写し、 財務記録、 非加 工証明書) その他

輸入締約国 の税関当局が要求する関連する補助的な文書を含むことができる。

第B節 運用上の証明手続

第三・十六条 原産地証明

- 1 産品が原産品であることについての利用可能な情報に基づく次のいずれかの文書を原産地証明とする。
- (a) 次条 (原産地証明書) の規定に基づく発給機関により発給された原産地証明書
- (b) 第三・十八条 (原産地申告) 1(a)の規定に基づく認定された輸出者による原産 地 申告
- (c) 2及び3の規定に従うことを条件として、第三・十八条 (原産地申告) 16の規定に基づく輸出者又

は生産者による原産地申告

- 2 ジーランド、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムは、この協定がそれぞれの締約国について効 それぞれの締約国について効力を生ずる日の後二十年以内に1〇の規定を実施する。 力を生ずる日の後十年以内に1cの規定を実施する。 オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、 中国、 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、 インドネシア、 日本国、 韓国、 マレーシア、ニュー この協定が
- 3 の規定を実施するためのより長い延長期間 2の規定にかかわらず、 締約国は、 物品に関する委員会に対してその決定を通報することにより、 (十年を限度とする。) を求めることを選択することができ 1 (c)

4 締約国は、この協定が全ての署名国について効力を生ずる日に、この条の規定の見直しを開始する。こ

の見直しにおいては、 原産地証明として輸入者による原産地申告を導入することを検討する。 締約 脳国は、

別段の合意をする場合を除くほか、 当該見直しの開始の日から五年以内に当該見直しを終了する。 (注)

注 この4の規定にかかわらず、 日本国は、この協定が同国について効力を生ずる日から、 1の規定に基づく原産地証明と同様の

方法により、 輸入者による原産地申告を原産地証明とみなすことができる。この場合において、 同国は、 輸入者による原産地 申

告に関し、 第三・二十四条 (原産品であることの確認) 16からはまでに規定する手段による確認手続を行ってはならない。

入者は、 産 品が原産品であることを証明するための十分な情報を有している場合に限り、 原産地申告を作成するものとする。

5 原産地証明については、次のとおりとする。

(a) 書面又はその他 の媒体 (輸入締約国が通報した電子的様式を含む。) によるものとする。

(b) 産品 が原産品であり、 かつ、この章に定める要件を満たすものであることを記載する。

(c) 附属書三B (必要的記載事項) に定める必要的記載事項を満たす情報を記載する。

各締約国は、 原産地証明について、その発給又は作成の日から一年間有効なものであることを定める。

6

第三·十七条 原産地証明書

- 1 輸出締約国の発給機関は、 輸出者、 生産者又はこれらの者の権限を与えられた代理人による申請に基づ
- いて、原産地証明書を発給する。
- 2 輸出者、生産者又はこれらの者の権限を与えられた代理人は、 輸出締約国の法令及び手続に従い、 当該

輸 出締約国 の発給機関に対して、 書面又は電子的手段により原産地証明書の発給を申請するものとする。

- 3 原産地証明書については、次のとおりとする。
- (a) 締約国が決定する様式によるものとする。
- (b) 固有の原産地証明書番号を記載する。

(c)

英語により作成する。

(d) 輸出締: 約 国 の発給機関の正規の署名及び公の印章を付する。 当該署名及び当該印章は、 物理的又は電

子的に付する。

- 4 原産地証明書については、次のとおりとすることができる。
- (a) 一回の輸送のために発給された二以上の仕入書を記載する。

(b) 複数の産品を記載する。 ただし、それぞれの産品がそれ自体として個別に原産品であることを条件と

する

5 輸出締約国の発給機関は、 原産地証明書に不正確な情報が記載されている場合には、 次のいずれかのこ

とを行うことができる。

- (a) 新たな原産地証明書を発給し、 及び当初の原産地証明書を無効とすること。
- (b) 出 **|締約国** 誤りの抹消及び追記又は訂正により、 の発給機関 の正規の署名及び公の印章により認証するものとする。 当 初 の原産 地証明書を修正すること。 変更については、
- 6 務) する。 各締約国 11)の規定に基づいて設置されるRCEP事務局 これらの情報については、 は、 他の締約国に対し、 他の締約国 自国 の発給機関の名称、 へ の 周知のため、第十八・三条 (以下この章において「RCEP事務局」という。) 住所、 署名の見本及び公の印章の印影を提供 (RCEP合同 委員会の任
- じて同様の方法により速やかに提出する。 めの安全なウェブサイトを開設するよう努めるものとし、当該ウェブサイトについては、全ての締約国が を通じて電子的に提出する。その後の変更については、 締約国は、これらの情報のうち過去三年間のものを掲示するた 他の締約国への周知のため、 RCEP事務局を通

アクセス可能なものとする。

7 署名の見本を提供する要件について見直しを行う。 な の締 明書番号、 示した自国 V) 6 約国への周知のためRCEP事務局に対して自国の発給機関 の規定にかかわらず、締約国は、 締約国 統一システム番号、 の安全なウェブサイトであって、全ての締約国がアクセス可能なものを開設した場合には、 は、この協定が全ての署名国について効力を生ずる日 産品 の品名、 自国の発給機関が発給する原産地証明書に関連する情報 数量、 発給の日付及び輸出者の氏名又は名称を含む。) の署名の見本を提供することを要求され の後三年を経過した後に、 発給機関の (原産地証 を掲 他

8 又は5個に規定する状況においては、 日 0 意図的でない誤り、 後一年以内に限る。 不作為その他正当な原因により船積みの時に原産地証明書が発給されなかった場合 この場合には、 原産地 当該原産地証明書には、 証明書を遡及して発給することができる。 「ISSUED RETROACTIVELY」との文言を記 ただし、 船積みの

9 又は著しく損傷した場合には、 輸出者、 生産者又はこれらの者の権限を与えられた代理人は、 輸出締約国 の発給機関に対し、 当初の原産地証明書の認証された真正な写 当初の原産地証明書が盗まれ、 亡失し、

載するものとする。

しの発給を書面により申請することができるものとする。当該写しについては、次のとおりとする。

- (a) 当初の原産地証明書の発給の日の後一年以内に発給する。
- (b) 当初の原産地証明書の申請に基づくものとする。
- (c) 当初の原産地証明書と同一の原産地証明書番号及び日付を記載する。
- d 「CERTIFIED TRUE COPY」との文言を裏書する。

第三・十八条 原産地申告

第三・十六条 (原産地証明) に規定する原産地申告については、 次に掲げる者が作成することができる

ものとする。

1

- (a) 第三・二十一条 (認定された輸出者) に規定する認定された輸出者
- (b) 産品の輸出者又は生産者。ただし、第三・十六条 (原産地証明) 2及び3の規定に従うことを条件と

する。

- 2 原産地申告については、次のとおりとする。
- (a) 附属書三B(必要的記載事項)の規定に従って作成する。

- b) 英語により作成する。
- (c) 証明する者の氏名又は名称を記載し、及びその署名を付する。
- (d) 原産地申告が作成された日付を記載する。

第三・十九条 連続する原産地証明

1

者又は輸出者は、 第三・十六条 (原産地証明) 次の全ての要件を満たす場合には、 の規定に従うことを条件として、 連続する原産地証明を発給することができるものと 中間締約国の発給機関、 認定された輸出

する。

- (a) 有効な原産地 証明の原本又はその認証された真正な写しが提示されること。
- (b) 連続する原産 地 証 明の有効期間 が最初の 原産 地 証 明 $\widehat{\mathcal{O}}$ 有効期間を超えないこと。
- (c) 附属書三B (必要的 記載事項) の規定に従い、 連続する原産地証明に最初の原産地証明から関連する

情報が記載されていること。

(d) ないこと。ただし、再こん包又は物流に係る活動(例えば、積卸し、蔵置、 中間 .締約国において、連続する原産地証明を使用して再輸出される貨物について更なる加工が行われ 貨物の分割、 輸入締約国の

法令、手続、 るため又は輸入締約国へ産品を輸送するために必要な他の作業)を除く。 行政上の決定又は政策が要求する単なるラベル等による表示、 産品を良好な状態に保存す

- (e) 分割して輸出される貨物については、最初の原産地証明の総数量の代わりにその分割された輸出に係
- る数量が表示され、 かつ、その分割された貨物の下で再輸出された総数量が最初の原産地証明の 総数量

を超えないこと。

(f) 連続する原産地証明に記載された情報に最初の原産地証明の発給の日付及びその番号が含まれている

こと。

2 第三・二十四条 (原産品であるかどうかについての確認) に規定する確認手続は、 連続する原産地証明

についても適用する。

第三・二十条 第三者の仕入書

輸入締約国は、産品がこの章に定める要件を満たす場合には、仕入書が当該産品の輸出者又は生産者によ

り発給されていないことのみを理由として、関税上の特恵待遇の要求を否認してはならない。

第三・二十一条 認定された輸出者

に

ついて定める。

当該認定を求める輸出者は、

の法令に従い、認定された輸出者としてこの協定の下で産品を輸出する輸出者の認定

原産地申告が作成される産品 の原産品としての資格を確認するために必要な全ての保証であって、 輸出締

書面又は電子的手段により申請しなければならず、

また、

約国 の権限のある当局が十分と認めるものを提供しなければならないものとする。 輸出 締約 国の権 限 \mathcal{O} あ

る当局 は、 次の条件を含む自己が適当と認めるあらゆる条件に従うことを条件として、 認定された輸出者

としての資格を付与することができる。

(a) 輸出者が当該輸 出締約国 の法令に従って適正に登録されていること。

(b) 輸出 |者が この章 上に定める る原産地 規則を知り、 か つ、 理解していること。

(c) 輸出者が当該輸 出締 約 国 の法令に適合した輸出に関する十分な水準の経験を有していること。

(d) 輸出者 が当該輸 出 締 約 国 の権限のある当局の危険度に応じた管理手法によって評価される良好な遵守

の実績を有すること。

(e) 輸出者が貿易業者である場合には、 当該輸出者が、 生産者による申告であって、認定された輸出者が

原産地申告を作成する産品の原産品としての資格及び第三・二十四条 (原産地であるかどうかについて

の確認) の規定に基づく確認に協力するとの生産者の意図が確認できるものを入手すること並びにこの

章に定める全ての要件を満たすことができること。

(f) 輸出者が当該輸出締約国の法令に従い十分に管理された帳簿及び記録の保管のシステムを有するこ

لح

2 輸出締約国の権限のある当局は、次のことを行う。

(a) 認定された輸出者に関する当該輸出締約国の手続及び要件を公表し、 並びに容易に利用可能なものと

すること。

(b) 認定された輸出者の認定を書面又は電子的手段により与えること。

(c) 認定された輸出者に対し、 原産地申告に含められなければならない認定番号を与えること。

(d) 与えられた認定に関する情報を6に規定する認定された輸出者に係るデータベースに速やかに含める

と

3 認定された輸出者は、次に掲げる義務を負うものとする。

(a) 第三・二十七条(記録の保管に関する義務)の規定に従い、 認定の利用の監視のため、 輸出締約国の

権限のある当局に対して記録及び施設にアクセスすることを認めること。

- (b) か つ、当該原産地申告の作成の時に産品の原産品としての資格を証明する全ての適切な文書を有する産 当該認定された輸出者が輸出締約国の権限のある当局により原産地申告を作成することを認められ、
- 品についてのみ、 原産地申告を作成すること。
- (c) 作成した原産地申告(その悪用を含む。)について全ての責任を負うこと。

(d)

輸出

締

約 国

の権

限

のある当局に対し、

b)の情報に関連する変更を速やかに通報すること。

4 か 各締 に含める。 約国 は、 自 国 の認定された輸出者に関する次の情報を認定された輸出者に係るデータベースに速や

(b) (a) 認定された輸出者の認定番号

認定された輸出者の法律上の氏名又は名称及び住所

- (c) 認定された輸出者の認定がなされた日付及び該当する場合には、その有効期限の満了の日付
- (d) 認定された輸出者の認定の対象となる産品の一覧(少なくとも統一システムの類の水準
- (a) からdまでに掲げる情報の変更又は認定の取消し若しくは停止は、 認定された輸出者に係るデータ

ベースに速やかに含められるものとする。

5 全ての締約国がアクセス可能なものを開設した場合には、 4 の規定にかかわらず、締約国は、 4に規定する情報を掲示した自国の安全なウェブサイトであって、 当該情報を認定された輸出者に係るデータベ

6 RCEP合同委員会は、 認定された輸出者に係るデータベースの管理者を指定することができる。 当該

全ての締約国がオンラインでアクセス可能なものとする。

スに提供することを要求されない。

デー

タベースについては、

7 む。 輸)を行うものとし、 出 締 約 国の権 限 のあ 1に規定する条件が満たされない場合には、 る当局は、 認定の利用の監視 (認定された輸出者による原産地申告 当該認定を取 り消す。 の確認を含

8 て、 者からの申告を含む。)及びこの章に定めるその他の要件を満たすことを証明するものを提出できるよう 認定された輸出者は、 関係する産品の原産品としての資格を証明するもの 輸入締約国 の税関当局が要請した場合には、 (当該輸入締約国 いつでも、 の法令に基づく供給者又は生産 全ての適切 な書類であっ

第三・二十二条 関税上の特恵待遇の要求

にしておかなければならないものとする。

1 輸入締約国は、 原産品に対し、 この協定の規定に従い、 原産地証明に基づき、 関税上の特恵待遇を与え

る。

- 2 輸入締約国は、この章に別段の定めがある場合を除くほか、 輸入者が関税上の特恵待遇を要求するため
- に次のことを行うことを定める。
- (a) 自己の税関申告において産品が原産品であることについて申告を行うこと。
- (b) (a)に規定する申告を行う際に有効な原産地証明を所持すること。
- (c) 自 国 が 要求する場合には、 自国に対して原産地証明の原本又は認証された真正な写しを提出するこ

<u>ا</u> -

- 3 1及び2の規定にかかわらず、 輸入締約国は、 次のいずれかの場合の輸入については、 原産地 証明を要
- る当該輸入締約国の法令に従うことを回避することを目的として行われ、 求することができない。 ただし、 当該輸入が、この協定に基づく関税上の特恵待遇の要求について規律す 又は計画される一連の輸入の一

部を構成しないことを条件とする。

(a) 輸入品の課税価額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当

該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない場合

- (b) 当該輸 入締約国が輸入者に対して原産地証明を提出する義務を免除した産品の輸入の場合
- 4 であることについての裏付けとなる証拠の提出を要求することができる。 輸入締約国 の税関当局は、 適当な場合には、 輸入者に対し、この章に定める要件に従い、 産品が原産品
- 5 満たしていることを示し、 輸入者は、 輸入締約国の税関当局の要請があった場合には、 及びその証拠を提出するものとする。 第三・十五条 (直接積送) に定める要件を
- 6 正当な原因によるものであるときは、 提 当該期間に提出されることができないことが不可抗力その他輸入者又は輸出者にとってやむを得ない 出 \mathcal{O} ため の期間 が満了した後に輸入締約国の 当該原産地証明は、 税関当局に対して原産地 当該輸入締約国 の法令又は行政上の 証 明が提出される場合におい 慣行に従っ

第三・二十三条 輸入後の関税上の特恵待遇の要求

て受理されることができる。

1 う場合には、 各締約国は、 当該産品の輸入者が、 自国 の法令に従うことを条件として、 自国の法令に定める期間内かつ当該産品が輸入された日の後に、 産品が自国に輸入された時に原産品とされたであろ 次の

書類を自国の税関当局に提示することにより、関税上の特恵待遇が与えられなかった結果として超過して

支払った関税又は担保の還付を申請することができることを定める。

- (a) 原産地証明その他当該産品が原産品であることについての 証 拠
- (b) 要求された関税上の特恵待遇を十分に立証するために税関当局が要求する輸入に関するその他の書類

関税上の特恵待遇を要求する意思を通報することを要求することができる。

自国の法令に従い、

輸入者が輸入の時に自国の税関当局に対して

2

1

の規定にかかわらず、各締約国は、

第三・二十四条 原産品であるかどうかについての確認 (注)

注 に従って指定する自国の連絡部局のうちいずれかのものを自国 この条の規定の適用上、 締約国 は、 原産品であるかどうかについての確認を促進するため、 |の輸出産品に係る当該確認のための単一の連絡部局として指定する 第三・三十三条 (連絡部局) の規定

ことができる。

- 1 原産品であるかどうかを決定するため、 輸入締約国の権限のある当局は、 他の締約国から一の締約国に輸入される産品がこの章の規定に基づき 次の手段による確認手続を行うことができる。
- (a) 輸入者に対し、追加の情報について書面により要請すること。

- (b) 輸出者又は生産者に対し、 追加の情報について書面により要請すること。
- (c) 輸出 締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、 追加の情報について書面により要請すること。
- (d) 産品に係る設備及び生産工程を視察し、 並びに原産性に関する記録 (会計の資料を含む。) を検査す

るため、 輸出締約国の輸出者又は生産者の施設に確認のための訪問を行うこと。 (注

注 この他の規定に基づく確認のための訪問については、 (c)の規定による確認手続が実施された後にのみ実施する。

- (e) 関係する締約国が合意するその他の手続をとること。
- 2 輸入締約国は、次のことを行う。
- (a) 原産 1 地 (b) 証 の規定の実施に当たっては、 明の写し及び要請 の理由を付した書面による要請を送付すること。 産品 の輸出者又は生産者及び輸出 歸約国 |の権限の ある当局に対し、
- (b) L 及び要請の理由を付した書面による要請を送付すること。 1 (c) の規定の実施に当たっては、 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、 原産地証明の写
- (c) あ る当局の書面による同意を要請すること並びに当該訪問の実施を予定する日付及び場所並びにその具 $\frac{1}{(d)}$ の規定の実施に当たっては、 その施設が訪問を受ける輸出者又は生産者及び輸出締約国 |の権限の

体的な目的を明記すること。

3 支援を得て、 輸出者又は生産者 当該輸入締約国と当該輸出締約国との間で合意された手続に従って、 の施設への確認のための訪問は、 輸入締約国の要請に基づき、 輸出締約国の同意及び 実施されることができ

4

輸

入締約国は、

1 (a)

からはまでの規定に基づく確認を行うに当たり、

次のことを行う。

る。

(a) に基づく情報につい 輸入者、 輸出者、 ての書面による要請の受領の日から三十日以上九十日以下の回答するため 生産者又は輸出締約国 の発給機関若しくは権限のある当局に対し、 1 (a) から(c)まで 0 期 別間を

与えること。

(b) 請 の受領 輸出者、 の日から三十日以内に当該要請に同意し、 生産者又は権限 のある当局に対し、 1 (d)に基づく確認のための訪問についての書面による要 又は当該要請を拒否することを認めること。

(c) 確認の後、 決定を行うために必要な情報の受領の日から九十日以内及び百八十日以内に決定を行うよ

う努めること。

5

1 の規定の実施に当たっては、 輸入締約国は、 確認の要請を受領した産品の輸入者、 輸出者若しくは生

産者又は輸出締約国 の発給機関若しくは権限のある当局に対し、 当該確認の結果をその理由を付して書面

により通知する。

6 輸入締約国の税関当局は、 確認の結果が出るまでの間、 関税上の特恵待遇の適用を停止することができ

る。 輸入締 約国は、 産品の引取りを許可するものとするが、 自国の法令に従って保証金の供託を当該引取

りの条件とすることを要求することができる。

第三・二十五条 関税上の特恵待遇の否認

輸 入締約国の税関当局は、 次の いずれかの場合には、 関税上の特恵待遇を否認することができる。

1

(a) 産品がこの章に定める要件を満たさない場合

(b) 産品 の輸入者、 輸出者又は生産者がこの章に定める関税上の特恵待遇を得るための関連する要件を満

たさず、又は満たさなかった場合

2 輸入締約国 の税関当局は、 関税上の特恵待遇の要求を否認する場合には、 輸入者に対して決定 (その理

由を含む。)を書面により提供する。

3 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、 産品が原産品でないことを決定し、関税上の特恵

待遇を否認することができる。

(a) 当該輸入締約国の税関当局が産品が原産品であることを決定するために十分な情報を受領しなかった

場合

(b) 輸出者、 生産者又は輸出締約国の権限のある当局が前条 (原産品であるかどうかについての確認) 0

規定に基づく情報についての書面による要請に回答しない場合

(c) 前条 (原産品であるかどうかについての確認) の規定に基づく確認のための訪問についての要請が拒

否される場合

第三・二十六条 軽微な表現の相違又は誤り

輸 入締約国 一の税関当局は、 軽微な表現の相違又は誤り (例えば、 文書間の軽微な表現の相違、 情 報 の欠

落、 タイプの誤り、 指定された欄からのはみ出し)を考慮しないものとする。ただし、 当該軽微な表現の相

違又は誤りが産品の原産品としての資格に疑いを生じさせないことを条件とする。

第三・二十七条 記録の保管に関する義務

1 各締約国は、次のことを要求するものとする。

- (a) 証 間又は自国の関係法令に基づくより長い期間、 明するために必要な全ての記録を保管すること。 自国の輸出者、 生産者、 発給機関又は権限のある当局が、原産地証明の発給の日から少なくとも三年 当該原産地証明が発給された産品が原産品であることを
- (b) 関税上の特恵待遇を要求した産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録を保管するこ 自国の輸入者が、 産品の輸入の日から少なくとも三年間又は自国の関係法令に基づくより長い · 期間 ·

کے

2 的な、 1に規定する記録は、 光学的な又は磁気的な媒体及び書面を含む。)により保管することができる。 締約国の法令に従い、 速やかに取り出すことができる媒体 (デジタル式の、 電子

第三・二十八条 協議

締約国は、 必要な場合には、この協定の精神及び目的を達成するため、この章の規定が効果的に、 一律に

及び一貫して運用されることを確保するために協議する。

第三・二十九条 原産性の情報の交換のための電子的なシステム

締約国は、この章の規定の効果的かつ効率的な実施を確保するため、関係する締約国が共同して決定する

方法により、 原産性の情報の交換のための電子的なシステムを開発することができる。

第三・三十条 輸送中の産品についての経過規定

締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日に次のいずれかに該当する原産品に対し、 当該日から

百八十日以内に第三・二十二条 (関税上の特恵待遇の要求)の規定に基づく有効な関税上の特恵待遇の要求

が行われる場合には、関税上の特恵待遇を与える。

- (a) 自国へ輸送中 (第三・十五条 (直接積送) の規定に適合するもの)であったもの
- (b) 自国に輸入されていなかったもの

第三·三十一条 罰則

各締約国は、 この章の規定に関連する自国の法令の違反に対する適当な罰則その他の措置を採用し、 又は

維持する。

第三·三十二条 使用言語

輸入締約国と輸出締約国との間の連絡については、 英語により行う。

第三·三十三条 連絡部局

又は二以上の連絡部局を指定し、 各締約国は、 この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、 及び当該連絡部 局 の連絡先の詳細 を他 の締 この章の規定の実施に関する一 約国に通報する。 各締 約 国 は

当該連絡先の詳細 の変更について他の締 約国に対して速やかに通報する。

第三・三十四条 品目別規則の置換え

1 締約国は、 統一シ ステムの 改 正 が 効力を生ずる前に、 統 ーシステムの変更を反映するために必要なこの

章及び 附属 書三A (品目 別 規 則 \mathcal{O} 更新 の準 備を行うために協 議する。

2 締 約 国 は 附 属 書三A (品 目 莂 規 則 の置 「換えが」 品品 目 別 規則を損なうことなく行われ、 か つ、 適時に終

了することを確保する。

3 統 一システムの定期的な改正 の後の改正された統一システムの 品目表による附属 書三A (品目別 規則)

0 置換えは、 物 品に 関する委員会の勧告に基づき、 R C EP合同委員会により採択される。 締 約 国 は、 採

択された附属書三A (品 目別規則) の置換えであって、 改正された統一システ Ĺ の品目表によるものを速

やかに公表する。

4 ک の条の規定の適用上、 「置換え」とは、 附属書三A (品目別規則) に定める品目別規則の効果的な実

施を促進するために必要な措置であって、統一システムの品目表の定期的な更新を反映するためのものを

いう。

第三・三十五条 附属書の改正

附属書三A (品目別規則) 及び附属書三B (必要的記載事項) のみについての改正は、RCEP合同委員

会がコンセンサス方式によって承認することができる。当該改正は、第二十・四条(改正)の規定に従って

効力を生ずる。 (注)

注 日本国については、この条の規定の適用上、 第二十・四条 (改正)中「それぞれの関係する国内法上の手続を完了した」とある

のは、「日本国政府における内部手続を完了した」と読み替えるものとする。

附属書三A 品目別規則

附属書に関する頭注

1 の附属書は、 第三・二条 (原産品) の規定に基づき、 産品が原産品として取り扱われるために必要と

される条件を定める。

2 第三・二条 (原産品) (a) 及び心の規定に定める 「一の締約国において完全に得られ、 又は生産される産

묘 の原産性 の基準及び 「一の締約国において一又は二以上の締約国 一からの原産材料の みから生産される

産品」の原産性の基準は、全ての関税品目について適用する。

3 この附属書に定める品目別規則の解釈上、

(a) 「部」とは、統一システムの部をいう。

(b) 類」 とは、 統一 システ ムの関税分類番号の最初の二桁をいう。

(c) 項」 とは、 統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

(d) 「号」とは、 統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

- 4 別規則のいずれかを満たすときは、 の産品が二以上の選択的な品目別規則の対象である場合において、当該一の産品が当該選択的な品目 品目別規則は満たされたものとする。
- 5 関税分類の変更(以下この附属書において「CTC」という。)の要件は、 非原産材料についてのみ適

用する。

6 CTCの規則が他の関税分類からの変更を明示的に除外する場合には、 その除外は、 非原産材料に

てのみ適用する。

つ この附属書の適用上、

をいう。

- (a) 産割合 R V (以下この附属書において「RVC」という。) C四〇」とは、 第三・五 条 (域内原産割合の算定) が四十パーセント以上でなければならないこと の規定に基づいて算定される産品の域内原
- (b) の水準におけるCTCが行われたことをいう。 「CC」とは、 産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの二桁番号
- (c) 「CTH」とは、 産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの四桁番

号の水準におけるCTCが行われたことをいう。

- (d) 番号の水準におけるCTCが行われたことをいう。 「CTSH」とは、 産品 の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの六桁
- (e) る。 産 る場合には、第三・二条 1 材料 て完全に得られ、又は生産されることをいう。 「WO」とは、第三・三条(完全に得られ、又は生産される産品)の規定に従って、一の締約国にお のみから生産されることによっても原産品として取り扱われるための要件を満たすことができ (原産品) (b)の規定に従い一の締約国において一又は二以上の締約国 産品は、 当該産品について適用される規則がWO から であ Ō 原
- (f) 有する分子を生ずる過程 たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、 約国において行われる場合には、 「CR」とは、 化学反応に係る規則をいう。 (生化学的なものを含む。) をいう。この定義の適用上、次のものは、化学反 原産品とする。「化学反応」とは、 化学反応による生産品である産品は、 分子内の結合を切断し、 当該化学反応が締 新たな構造を かつ、 新

応とみなさない。

- (i) 水その他の溶媒への溶解
- (ii) 溶媒(溶媒水を含む。)の除去
- 結晶水の追加又は除去

8 どうかを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定する が行われること又はこれらの規則の組合せから選択することを規定する場合には、産品が原産品であるか ことを認める。 品目別規則がRVCに基づく原産地規則、CTCに基づく原産地規則、特定の製造若しくは加工の作業

9 の附属書において「二千十二年の統一システム」という。)に従ったものである。 この附属書における記載は、二千十二年一月一日に効力を生じた二千十二年版の統一システム(以下こ

類	(1
項	(二千十二年の統一システム)統一システム番号
号	ーシステム)
	品
	名
	品目別規則

第一部	動物	(生きているものに限る。)及び動物性生産品	
0		第一類 動物(生きているものに限る。)	WO
0		第二類 肉及び食用のくず肉	変更を除く。)CC(第一類の材料からの
011			
	0111 • 0 1	魚(生きているものに限る。)	WO
	0111 • 011	第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、	C
	0111 • 0111	の魚のフィレその他の魚肉を除く。)魚(冷凍したものに限るものとし、第○三・○四項	OO
		は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んで魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又	

	O=10= - = 1 1 1	O=====================================		
ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)	アス属又はイクタルルス属のもの)なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリ	ティラピア(オレオクロミス属のもの)	魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、こいらデス・ニロティクス)又はらいぎょ(カンナなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチなぎ(アングイルラ属のもの)、サイルパーチのに限る。)	あるかないかを問わない。)
CCC	C C	C C		

			〇三〇四・三九
及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)ミキス、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・アパケンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・ナラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	のに限る。) その他の魚のフィレ(生鮮のもの及び冷蔵したも	その他のもの
CC 又は R V C 四〇	C C 又 は R V C 四〇		C C

○三○四・五一		〇三〇四・四九	〇三〇四・四六	〇三〇四・四五		
属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアスティラピア(オレオクロミス属のもの)、なま	る。) る。の他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限	その他のもの	めろ(ディソスティクス属のもの)	めかじき(クスィフィアス・グラディウス)	だら科又はうなぎだら科のものら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだ	タルムス科又はこけびらめ科のもの)科、うしのした科、ささうしのした科、スコフひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい
C C		C T H	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇

○三○四・五九	〇三〇四・五五	〇三〇四・五四	〇三〇四・五三	〇三〇四・五二	
その他のもの	めろ(ディソスティクス属のもの)	めかじき(クスィフィアス・グラディウス)	だら科又はうなぎだら科のものら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだ	さけ科のもの	リヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、リヌス・カルピオ、カラシウスをびヒュポフタルラ属のもの)、ティルパーチぎ(アングイルラ属のもの)、うなミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなでラティファリュンゴドン・イデルルス、ミュロカテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロカテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロカテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロカテノファリュンがある。
C C	CC	CC	CC	CC	

〇三〇四・六九	〇三〇四・六三	〇三〇四・六二	〇三〇四・六一	
その他のもの	ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)	アス属又はイクタルルス属のもの)なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリ	ティラピア(オレオクロミス属のもの)	魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ウス、クテノファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はイクタルルス属のもの)、こいくデュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はオクタルルス属のもの)、こいくディングイルラ属のもの)、オイルパーチなぎ(アングイルラ属のもの)、オイルパーチなぎ(アングイルラピア(オレオクロミス属のも属のもの)のもの)(冷凍したものに限る。)
CCC	CC	C C	CCC	

11、国〇三〇	〇三〇四・七五				 	
その他のもの	すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)	もの)	ス) コールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレン	ス) ハドック(メラノグランムス・アイグレフィヌ	及びガドゥス・マクロケファルス)コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク	したものに限る。)科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの) (冷凍科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサムのフィレ(さいうお科、あしながだら科、たら無のフィレ(さいうお科、あしながだら科、たら
CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	C T H	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	

〇三〇四・八三	〇三〇四・八二	〇三〇四・八一	
タルムス科又はこけびらめ科のもの)科、うしのした科、ささうしのした科、スコフひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい	及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)シクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケコルヒュンクス・ドラエ、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュ カンカス・トスカ オンコルヒュンクス・キストク、カンカス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモュンクス・ロデュルス)、	その他の魚のフィレ(冷凍したものに限る。)
CC 又は R V C 四〇	C C C 又 は R V C 四〇	CC又はRVC四〇	

	T	Т	1					T
〇三〇四・九三	〇三〇四・九二	〇三〇四・九一		〇三〇四・八九	〇三〇四・八七	〇三〇回・八六	〇三〇四・八五	
ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なま	めろ(ディソスティクス属のもの)	めかじき(クスィフィアス・グラディウス)	その他のもの(冷凍したものに限る。)	その他のもの	ティヌス(カツオヌス)・ペラミス)まぐろ(トゥヌス属のもの)及びかつお(エウ	パラスィイ)にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・	めろ(ディソスティクス属のもの)	めかじき(クスィフィアス・グラディウス)
C C	CC	CC		CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC凹〇

)
その他のもの	〇三〇四・九九
(テラグラ・カルコグランマ)を除く。)だら科又はうなぎだら科のもの(すけそうだらら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだ	〇三〇四・九五
すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ	〇三〇四・九四
ず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアスにコーティクス)及びらいぎょ(カンクテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロクテノファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、こい(キュプぎ(アングイルラ属のもの)、こい(キュプボ(パンガシウス属)とルルス属、クラリアスである。	

C C	ファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプボ(パンガシウス属、シルルス属、クラリアスディラピア(オレオクロミス属のもの)、なま	〇 三 〇 五 · 三 二	
	のに限るものとし、くん製したものを除く。)魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたも		
CC又はRVC四〇	蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)魚の肝臓、卵及びしらこ(乾燥し、くん製し、塩	〇三〇五·二〇	
C T H	に限る。) 魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するもの	〇三〇五・一〇	
	に適するものに限る。)でのでで、アット(食用ない。)並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わる。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製る。)		

C C 又 は R V C 四〇	ンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・カンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・キストク、ウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュスクス・ゴルビュンクス・ネルカ、オ	○三○五・四一	
	を除く。) を除く。) くん製した魚(フィレを含み、食用の魚のくず肉		
C C	その他のもの	〇三〇五・三九	
CC 又は R V C 四 〇	だら科又はうなぎだら科のものら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだ	〇三〇五・三二	
	ナ属のもの)(ラテス・ニロティクス)及びらいぎょ(カンぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うな		

CC	(ラテス・ニロティクス)及びらいぎょ(カンで)ティラピア(オレオクロミス属のもの)、ない(キュプアリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、こい(キュプミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、なまディラピア(オレオクロミス属のもの)、なまティラピア(オレオクロミス属のもの)、なま	〇三〇五・四四	
CC 又は RV C 四〇	及びオンコルヒュンクス・クリソガステル) ミキス、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュ ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・	〇三〇五・四三	
CC又はRVC四〇	パラスィイ) にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・	〇三〇五・四二	

CC又はRVC四〇	コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク	〇三〇五・六二	
C T H	パラスィイ)にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・	〇三〇五・六一	
	及び塩水漬けした魚(食用の魚のくず肉を除く。)塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く。)		
CC	その他のもの	〇三〇五・五九	
CC又はRVC四〇	及びガドゥス・マクロケファルス)コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク	〇三〇五・五一	
	のを除く。) あるかないかを問わないものとし、くん製したも乾燥した魚(食用の魚のくず肉を除き、塩蔵して		
СС	その他のもの	〇三〇五・四九	
	ナ属のもの)		

	〇三〇五・六九	〇三〇五・六四	〇三〇五・六三	
肉のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず	その他のもの	ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまティラピア (オレオクロミス属のもの)、されいニュアリュンゴドン・イデルルス、ミュロクテノファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルラテュス属又はキルリヌス属のもの)、こい(キュプギ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチぎ(アングイルラ属のもの)、なます(ラテス・ニロティクス)及びらいぎょ(カンナ属のもの)、なます(ラテス・ニロティクス)及びらいぎょ(カンナ属のもの)	かたくちいわし(エングラウリス属のもの)	及びガドゥス・マクロケファルス)
	CC	CC	C T H	

C	に限るものとし、殼を除いてあるかないかを問わなし、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたもの軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵		○ ○ ○ 七	
C	 であるかないかを問わない。)並びに甲殻類の粉、なものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないかとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないかを問わないが、)、基による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵を除いてあるかないかを問わないを開わないがないがを開わないが、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一		○ 三 · ○ 六	
CC又はRVC四〇	その他のもの	〇三〇五・七九		
CC又はRVC四〇	魚の頭、尾及び浮袋	〇三〇五・七二		
CC又はRVC四〇	ふかひれ	〇三〇五・七一		,

CC又はRVC四〇	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂		
	ま四類 酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当		<u>О</u> Ш
	に適するものに限る。)		
	汉		
	する際に加熱による調理をしてあるかないかを問われ重要を含めてものとし、くん動でで育に方にくん動		
	く。)、くん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟		
	ものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除		
	冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けした		
CC	水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び	〇三・〇八	
	するものに限る。)		
	びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適		
	熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並		
	いか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加		
	い。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかな		

C C Z は R V C 四 〇	プレッド ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリース	〇 四 〇 五
C C 又 は R V C 四〇	おのとし、他の項に該当するものを除く。)糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないい。)及びミルクの天然の組成分から成る物品(砂い。)及びミルクの天然の組成分から成る物品(砂ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は	〇四· 〇四
C C 又 は R V C 四 〇	ない。) ないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、かか及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、がターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーバターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨー	〇旦·〇III
C C 又 は R V C 四 〇	糖その他の甘味料を加えたものに限る。) 糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	

							_
							_
〇四・〇七						〇旦・〇六	_
	〇四〇六・九〇	〇四〇六・四〇	〇旦〇六・三〇	〇四〇六・二〇	〇旦〇六・一〇		
は加熱による調理をしたものに限る。)殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又	その他のチーズ	チーズム・ロックフォルティにより得られる模様を含むガルーベインドチーズ及びその他のペニシリウ	く。)	ない。) おろしチーズ及び粉チーズ(チーズの種類を問わ	し、熟成していないものに限る。)及びカードフレッシュチーズ(ホエイチーズを含むものと	チーズ及びカード	
	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CC又はRVC国〇		

<u>О</u>							
〇 四 ・ 〇 八							
	〇四〇七・九〇	〇四〇七・二九	〇四〇七・二二		〇四〇七・一九		
の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に殻付きでない鳥卵及び卵黄(生鮮のもの及び乾燥、	その他のもの	その他のもの	鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの	その他の卵(生鮮のものに限る。)	その他のもの	鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの	ふ化用の受精卵
CCC	CC	W O	WO		WO	WO	

				〇 五		
〇 五 · 〇 五	〇 五 · 〇 四	〇 五 〇 二	〇 五 • 〇		〇四 · 一〇	○四・○九
	○五○四・○○		〇五〇一・〇〇			○四○九・○○
羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその	る。) 蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限もの及び断片(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩動物(魚を除く。)の腸、ぼうこう又は胃の全形の	造用の獣毛及びこれらのくず豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製	るかないかを問わない。)及びそのくず人髪(加工してないものに限るものとし、洗ってあ	く。)	く。) 食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除	天然蜂蜜
C C	変更を除く。)	C C	C C		C C	C C

(加工してないもの CC	さんごその他これに類する物品(加工	○五○八・○○	○五・○八	
除く。)並びにこ 爪及びくちばし 爪及びくちばし	れらの粉及びくずとし、特定の形状に切ったものを除く。)並びにこ(加工してないもの及び単に整えたものに限るもの(加工してないもの及び単に整えたものに限るものボーンヘア、角、枝角、ひづめ、爪及びくちばしアイボリー、亀の甲、ホエールボーン、ホエールアイボリー、亀の甲、ホエールボーン、ホエール		〇 五 ・ 〇 七	
) 並びに これ CC	らの粉及びくずし、特定の形状に切ったものを除く。)並びにこれ単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものと単及びホーンコア(加工してないもの及び脱脂し、		〇五 ・ 〇六	
単に清浄にし、消毒し のに限るものとし、縁 のに限るものとし、縁	ではその部分の粉及びくずでは保存のために処理したものに限る。)並びに羽毛を整えてあるかないかを問わない。)並びに鳥の綿を整えてあるかないかを問わない。)並びに鳥の綿えは保存のために処理したものに限るものとし、縁ましては保存のがあるがあるが、			

○六	第二部			
	植物性生産品	〇 五 · 一 一	〇五 · 一〇	
			〇五一〇・〇〇	
根その他これらに類する物品並びに切花及 第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、 CC又はRVC四〇		ち食用に適しないもの び第一類又は第三類の動物で生きていないもののう 動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)及 CC	びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。) 生産品(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並い。) 並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性い。) がびに医療用品の調製用の腺その他の動物性アンバーグリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカ CC	

W	ものに限る。)(生鮮のもの及び冷蔵した(キコリウム属のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したレタス(ラクトゥカ・サティヴァ)及びチコリー		し七・〇五	
W	のもの及び冷蔵したものに限る。)の他これらに類するあぶらな属の食用の野菜(生鮮キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールそ		〇七·〇四	
WO	る。) ねぎ属の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他の		O七·O三	
WO	トマト(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	04011.00	0七・0二	
WO	ばれいしょ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		○七· ○ 一	
	第七類(食用の野菜、根及び塊茎)			〇 七
	び装飾用の葉			

C C	により保存に適する処理をしたもので、そのままの硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜		〇 七 - 一	
C C	る調理をしたものに限る。) 冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮によ		○七·一○	
W O	る。) る。) その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限		〇七・〇九	
W O	さやを除いてあるかないかを問わない。)豆(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、		〇七・〇八	
W O	のに限る。)	0七0七・00	〇七・〇七	
W	根(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) イ、セルリアク、大根その他これらに類する食用のにんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファ		〇七・〇六	

	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット	〇八·〇 一
	並びにメロンの皮第八類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮	Д
CC	おない。) 並びにサゴやしの髄 とょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多 しょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多 かないか又はペレット状にしてあるかないかを問 るかないか又はペレット状にしてあるかないかを高 しょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多	〇七・一四
CC	わない。)を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮	O七·1==
CC	たものに限るものとし、更に調製したものを除く。)乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にし	○七·
	状態では食用に適しないものに限る。)	_

○ 八 ○ 一 · 三 二		O八O一·二二	O八O一·二—		〇八〇一・一九	O八O一·一二	O八O 		
殻付きのもの	カシューナット	殻を除いたもの	殻付きのもの	ブラジルナット	その他のもの	内果皮付きのもの	乾燥したもの	ココやしの実	又は皮を除いてあるかないかを問わない。)(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻
C C		CC	CC		CC	CC	CC		

	T	I	I	T	T	T			_
									_
							〇八·〇二		
	O, O	O.C		0人0二・一二	O.C			〇八〇一·三二	
くるみ	殻を除いたもの	殻付きのもの	へーゼルナット(コリュルス属のもの)	殻を除いたもの	殻付きのもの	アーモンド	ない。) るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わるものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わその他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限	殻を除いたもの	
	CC又はRVC四〇	C C		CC又はRVC四〇	C C			CC 又はR VC 四〇	_

〇八〇二・六一		〇八〇二・五二	〇八〇二・五一		0人0二・四二	〇八〇二・四一		0人0二・三二	〇八〇二·三二
殻付きのもの	マカダミアナット	殻を除いたもの	殻付きのもの	ピスタチオナット	殻を除いたもの	殻付きのもの	くり(カスタネア属のもの)	殻を除いたもの	殻付きのもの
CC		CC又はRVC四〇	CC		CC又はRVC四〇	C C		CC又はRVC四〇	CCC

CC	ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)		〇八・〇六	
CC	限る。)		〇八・〇五	
C C	もの及び乾燥したものに限る。)ドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン(生鮮のなつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカ		〇八 · 〇四	
C C	及び乾燥したものに限る。)がナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの		〇八·〇三	
C	その他のもの	〇八〇二・九〇		
CC	びんろう子	0八0二・八0		
C	コーラナット(コラ属のもの)	0八0二・七0		
CC又はRVC四〇	殻を除いたもの	〇八〇二・六二		
		_	_	_

	T		1		,
〇 八 · 二	〇 八 ·	〇八·一〇	〇 八 · 〇 九	〇八 〇八	〇 八 ・ 〇 七
<u>=</u>		0	九	<u>О</u> ,	0 七
で、そのままの状態では食用に適しないものに限保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の一時的な保存に適する処理をした果実及びナット	い。) 砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わな気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、	その他の果実(生鮮のものに限る。)	プラム及びスロー(生鮮のものに限る。)あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリンを含む。)、	りんご、梨及びマルメロ(生鮮のものに限る。)	のに限る。)
C C	C C	CC	C C	CC	C

	ı					Т	ı
〇 八 - 四						〇八· 一三	
〇八 一 四 • ○	〇八一三・五〇	〇八一三・四〇	O八一三·三O	Oハー三・二O	○八一三·一○		
する処理をしたものに限る。)酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適皮(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)の	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの	その他の果実	りんご	プルーン	あんず	を混合したもののものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実乾燥果実(第○八・○一項から第○八・○六項まで	る。)
C C C 又 は R V C 四〇	CC C R V C 四 〇	C C	C C	C C	C C		

							九	_
						〇 九 ・ 〇 一		_
〇九〇一・二三一	〇九 〇 一 · 二 一		〇九〇一・一二	〇九〇一・一一				_
カフェインを除いたもの	カフェインを除いてないもの	コーヒー(煎ったものに限る。)	カフェインを除いたもの	カフェインを除いてないもの	コーヒー(煎ったものを除く。)	(コーヒーの含有量のいかんを問わない。)及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物いてあるかないかを問わない。)、コーヒー豆の殻コーヒー(煎ってあるかないか又はカフェインを除	第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料	
R V C 四	R V C 四		R V C 四	CCC				_

○ 九 ・ ○ 四	○九・○三					○九・○二	
	○九○三・○○	○九○二・四○	○九○二・三○	〇九〇二・二〇	〇九〇二・一〇		○九○一・九○
ペッパー	マテ	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	グラム以下の直接包装にしたものに限る。)紅茶及び部分的に発酵した茶(正味重量が三キロ	その他の緑茶(発酵していないものに限る。)	グラム以下の直接包装にしたものに限る。)緑茶(発酵していないもので、正味重量が三キロ	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)	その他のもの
	C C	CC	C C Z は R V C 四〇	WO	W O		R V C 四

			1						1
〇九・〇六			○九・○五						
	○九○五・二○	○九○五・一○		○九○四・二二	○九○四・二一		○九○四・一二	○九○四・一一	
けい皮及びシンナモンツリーの花	破砕し又は粉砕したもの	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	バニラ豆	破砕し又は粉砕したもの	いものに限る。)乾燥したもの(破砕及び粉砕のいずれもしてな	とうがらし属又はピメンタ属の果実	破砕し又は粉砕したもの	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	ペッパー
	C C	WO		W	W O		C C	W O	

		○九・○八			○九・○七				
○九○八・一一			○九〇七・二〇	○九○七・一○		〇九〇六・二〇	〇九〇六・一九	〇九〇六・一一	
破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	肉ずく		破砕し又は粉砕したもの	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	丁子(果実、花及び花梗に限る。)	破砕し又は粉砕したもの	その他のもの	けい皮(キナモムム・ゼラニカム・ブルーメ)	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの
WO			CC	W		CCC	W	WO	

	葉、カレーその他の香辛料しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の		〇九・一〇	
CC	破砕し又は粉砕したもの	○九○九・六二		
W O	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	○九○九・六一		
	うの種及びジュニパーベリーアニス、大ういきょう、カラウエイ又はういきょ			
CC	破砕し又は粉砕したもの	○九○九・三二		
WO	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	○九○九・三一		
	クミンの種			
CC	破砕し又は粉砕したもの	○九○九・二二		
WO	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	○九○九・二一		

<u> </u>	<u> </u>								
		○九一○・九九	〇九一〇・九一		〇九一〇・三〇	〇九一〇・二〇	〇九一〇・一二	〇九一〇・一一	
第一一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリ	第一〇類 穀物	その他のもの	この類の注160の混合物	その他の香辛料	うこん	サフラン	破砕し又は粉砕したもの	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	しょうが
	W O	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇		CC	C C	C C	WO	

					1 - 011	1 1 • 011	
1 0 1 1 0	一一〇三・一九	1 1011 • 1111	11011.11				1101.00
ペレット	その他の穀物のもの	とうもろこしのもの	小麦のもの	ひき割り穀物及び穀物のミール	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)	小麦粉及びメスリン粉
の変更を除く。) CC(第一○類の材料から	の変更を除く。)	の変更を除く。)	C C			の変更を除く。)	CC

	T	T		Т	T	
						一 一 · ○ 四
一一〇四・二三	一 〇回・1 1		一一〇四・一九	一一〇回・一二		
とうもろこしのもの	オートのもの	とう精し、薄く切り又は粗くひいたもの)その他の加工穀物(例えば、殼を除き、真珠形に	その他の穀物のもの	オートのもの	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物	レーク状にし又はひいたものに限る。) 及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フ又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。) 又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。) マの他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにか
CC(第一○類の材料から	CC		の変更を除く。)	C C		

	T		T	I	I	
一 · ○ 八	一一・〇七	一一•〇六	一 · ○ 五			
				一一〇四・三〇	一一〇四・二九	
でん粉及びイヌリン	麦芽(煎ってあるかないかを問わない。)	及びミールで限る。)の粉及びミール並びに第八類の物品の粉に限る。)の粉及びミール並びに第○七・一四項のものゴやし又は根若しくは塊茎(第○七・一四項のもの乾燥した豆(第○七・一三項のものに限る。)、サ	トがれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレッ	レーク状にし又はひいたものに限る。)穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フ	その他の穀物のもの	
C C	の変更を除く。)	C C	C C	の変更を除く。)	の変更を除く。)	の変更を除く。)

	1						Т
						= =	
				111.011			一
			111011 • 1110				一一〇九・〇〇
殻を除いたもの(割ってあるかないかを問わな	殻付きのもの	その他のもの	播種用のもの	いか又は割ってあるかないかを問わない。)してないものに限るものとし、殼を除いてあるかな落花生(煎ってないものその他の加熱による調理を	大豆(割ってあるかないかを問わない。)	及び飼料用植物実、工業用又は医薬用の植物並びにわら第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果	小麦グルテン(乾燥してあるかないかを問わない。)
C C	W		WO		WO		CCC

C C	し、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものでホップ(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものと			
C C	播種用の種、果実及び胞子		一二・〇九	
C T H	粉及びミールを除く。) 採油用の種又は果実の粉及びミール(マスタードの		一二. 〇八	
W O	を問わない。)その他の採油用の種及び果実(割ってあるかないか			
CC	ひまわりの種(割ってあるかないかを問わない。)	110六・00		
W	菜種(割ってあるかないかを問わない。)		一二・〇五	
C C	亜麻の種(割ってあるかないかを問わない。)	一二〇四・〇〇		
W	コプラ	111011.00		
	٧ ٠ °)			

C C	を問わない。)並びに主として食用に供する果実の燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及び		
CC	その他のもの	一二 一 九 〇	
WO	けしがら		
W O	コカ葉	1111 - 110	
WO	おたねにんじん		
	ないかを問わない。) ものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかび果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るれらに類する用途に供する植物及びその部分(種及主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他こ		
	あるかないかを問わない。) 及びルプリン		

核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キウム・インテュブス変種サティヴム)の根で前ウム・インテュブス変種サティヴム)の根で前ウム・インテュブス変種サティヴム)の根で前ウム・インテュブス変種サティヴム)の根で前ウム・インテュブス変種サティヴム)の根で前ウム・インテュブス変種サティヴム)の根で前やいとし、調製したものを除く。) とし、調製したものを除く。) とし、調製したものを除く。) とし、調製したものを除く。) がカンド状にしてあるかないかを問わない。) レット状にしてあるかないかを問わない。) の液汁及びエキス の液汁及びエキス	三	一 二 一 四	111.11111.00	
オレ 物性 (ル) 根のののコをてリークをでリークをです。 C C C C C	天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレの液汁及びエキスの液汁及びエキス	ト状にしてあるかないかを問わない。)、ベッチその他これらに類する飼料用植物(ペーバー、セインホイン、飼料用のケール、ルー飼料用の乾草、ルーサン(アルファルファ)、バガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜バガ、飼料用のビート	とし、調製したものを除く。)レット状にしたものであるかないかを問わないもの穀物のわら及び殼(切り、粉砕し、圧縮し又はペ	。)ものを含むものとし、他の項に該当するもの・インテュブス変種サティヴム)の根で煎っび仁その他の植物性生産品(チコリー(キコび仁

	1 1110	1 1110	1 1110	1 1110	1 1110		<u> </u>
	111011-110	一三〇二・一九	1 111011 • 1 111	1 111011 • 1 11	111011 • 1 1		
植物性原料から得た粘質物及びシックナー(変性	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	その他のもの	ホップのもの	甘草のもの	生あへん	植物性の液汁及びエキス	いかを問わない。) ら得た粘質物及びシックナー(変性させてあるかな酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料か植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン
	C C	の材料からの変更を除く。)CC(第一二一一・二〇号	СС	C C	C C		

C C	豚脂(ラードを含む。)及び家きん脂(第○二・○	五	
	性のろう産物、調製食用脂並びに動物性又は植物第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生		五五
ろう	の分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、	第三部
C C	第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しな		四四
CC	その他のもの	一三〇二・三九	
C C	せてあるかないかを問わない。)シードから得た粘質物及びシックナー(変性さローカストビーン若しくはその種又はグアー	1 11 01 1 • 11 11	
CC	寒天	1 11 01 1 • 11 1	
	させてあるかないかを問わない。)		

C C	かないかを問わない。) 加工をしてないものに限るものとし、精製してあるその他の動物性油脂及びその分別物(化学的な変性	一五〇六・〇〇	一 五 〇 六	
C C	リンを含む。)ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ラノ	一五〇五・〇〇	一 五 • 〇 五	
CC	てあるかないかを問わない。)な変性加工をしてないものに限るものとし、精製し魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物(化学的		一五 • 〇 四	
C C	してないものに限る。) オレオ油及びタロー油(乳化、混合その他の調製をラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、	一五〇三・〇〇	一 五 · 〇 三	
C C	く。)		一 五 · ○ 二	
	九項又は第一五・○三項のものを除く。)			

C C	ものとし、精製してあるかないかを問わない。)のを含み、化学的な変性加工をしてないものに限る(第一五・○九項の油及びその分別物を混合したもオリーブのみから得たその他の油及びその分別物	一 五 〇 • 〇	一 五 · 一 〇	
C C	を問わない。) てないものに限るものとし、精製してあるかないかオリーブ油及びその分別物(化学的な変性加工をし		一 五 ・ 〇 九	
CC	問わない。) おいものに限るものとし、精製してあるかないかを落花生油及びその分別物(化学的な変性加工をして		五・〇八	
CC又はRVC四〇	その他のもの	一五〇七・九〇		
CC	粗油(ガム質を除いてあるかないかを問わない。)	一五〇七・一〇		
	わない。) おりない。) おりないのに限るものとし、精製してあるかないかを問大豆油及びその分別物(化学的な変性加工をしてな		- 五 ・ 〇 七	

	一 五 · 二 三	一 五 · 二 二			一 五 · 一
			一五一・九〇	 	
やし(コプラ)油及びその分別物	問わない。) 問わない。) 問わない。) にれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及これらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及やし(コプラ)油、パーム核油及びババス油並びに	い。) 物に限るものとし、精製してあるかないかを問わなの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれら	その他のもの	粗油	問わない。) 問わない。) に限るものとし、精製してあるかないかをパーム油及びその分別物(化学的な変性加工をして
		CC	CC	W O	

CC	い。) のに限るものとし、精製してあるかないかを問わなのに限るものとし、精製してあるかないかを問わなその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないもその他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及び		一 五 · 一 五	
00	し、精製してあるかないかを問わない。)な変性加工をしてない油及び分別物に限るものと菜種油及びからし油並びにこれらの分別物(化学的		一 五 · 四	
W O	その他のもの	一五一三・二九		
WO	粗油	五二三・二二		
	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物			
CC	その他のもの	一五一三・一九		
00	粗油	一五一三・一一		
			_	_

C C 又 は R V C 四	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(ボイル油動物性又は植物性の油脂及びその分別物(ボイル油動物性又は植物性の油脂及びその分別物の混合物を除く。)並びにこの類の動物性油脂若しくは不及び調製品(食用に適しないものに限るものとし、第一五・一六項のも物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物(ボイル油動物性又は植物性の油脂及びその分別物(ボイル油	五八・〇〇	一 五 · 一 八	
CC又はRVC四〇	六項の食用の油脂及びその分別物を除く。)び調製品(食用のものに限るものとし、第一五・一性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及セーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物		一五 ・ 一七	
C C	まであるかないかを問わず、更に調製のとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製のとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製のとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)		一 五 · 一 六	

			Т			т
		一六	第 四 部			
一六.〇二	一六・〇一		調製食料品、	一 五 三 三	一 五 三 二	五 :
	六〇 ・〇〇		飲料、アルコール、食酢、	一五二二·〇〇		五二〇・〇〇
その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、	をもととした調製食料品は血から製造したものに限る。)及びこれらの物品ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又 CC	第一六類 肉、魚又は甲殼類、軟体動物若しくはそ	- 食酢、たばこ及び製造たばこ代用品	のろうの処理の際に生ずる残留物 デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性 CC	又は着色してあるかないかを問わない。)の他の昆虫ろう及び鯨ろう(精製してあるかないかが他物性ろう(トリグリセリドを除く。)、蜜ろうそ CC	びグリセリン廃液がリセリン(粗のものに限る。)、グリセリン水及。CC又はRVC四〇

C C	肩肉及びこれを分割したもの	一六〇二・四二	
C C	もも肉及びこれを分割したもの	一六〇二・圓一	
	豚のもの		
C C	その他のもの	一六〇二・三九	
C C	鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの	1 六〇二・三二	
C C 又はR V C 四 O	七面鳥のもの	一六〇二・三一	
	第○一・○五項の家きんのもの		
C C	動物の肝臓のもの	1六011・110	
C C	均質調製品	六〇二・ 〇	
	くず肉及び血		

			一六.	一六.			
			六 〇 四	六・〇三			
六〇四・一二	六〇四・一一			大0三・00	六〇二・九〇	六〇二・五〇	一六〇二・四九
にしん	さけ	し、細かく切り刻んだものを除く。)魚(全形のもの及び断片状のものに限るものと	用物る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代為(調製し又は保存に適する処理をしたものに限	無脊椎動物のエキス及びジュース肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲	その他のもの(動物の血の調製品を含む。)	牛のもの	その他のもの(混合物を含む。)
CC	CC			CC又はRVC四〇	CC	CC	CC

									<u> </u>
六〇四・三二	一六〇四・三一		一六〇四・二〇	一六〇四・一九	一六〇四・一七	一六〇四・一六	一六〇四・一五	一六〇四・一四	一六〇四・一三
キャビア代用物	キャビア	キャビア及びその代用物	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	その他のもの	うなぎ	かたくちいわし	さ ば	おまぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつ	いわし
CCC	C C		CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	C C	C C	C C	C C	CC

	その他のもの			
W	その他の甘しや糖	七〇一・ 四		
W O	この類の号注2の甘しゃ糖	七〇 ・ 三		
の材料からの変更を除く。)	てん菜糖	1七01・111		
	る。)			
	体のものに限る。) 甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖(固		-t·0-	
	第一七類 糖類及び砂糖菓子			七
C C	製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調		一 六 ・ 〇 五	
_	_		_	_

カカオ豆(生のもの及び煎ったもので、	一八・〇一 一八〇一・〇〇
第一八類 ココア及びその調製品	八
ココアを含有しないものに限る。)砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものと	一七・〇四
る。) 糖蜜(砂糖の抽出又は精製の際に生ずるもの	1 七・〇!!
ないかを問わない。)及びカラメルに限る。)、人造蜂蜜(天然蜂蜜を混合してある。)、糖水(香味料又は着色料を加えてないう糖及び果糖を含むものとし、固体のものその他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、	一七・〇二
その他のもの	一七〇一・九九
香味料又は着色料を加えたもの	一七〇一・九一

C C	るものにあっては完全に脱脂したココアとして計算ん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有す麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、で		一 九 〇 一	
	みびベーカリー製品第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品			一 九
CTH又はRVC四〇	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品		一八・〇六	
CTH又はRVC四○	く。)	一八〇五・〇〇	一八 ・○ 五	
CTH又はRVC四〇	カカオ脂	一八〇四・〇〇	八・〇四	
CTH又はRVC四○	い。)ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わな		八、〇三	
CC	カカオ豆の殻、皮その他のくず	一人〇二・〇〇	八・〇二	
	及び割ったものに限る。)			

		_		
		0		
	 0 0 -		一 九 ・ ○ 五	
).↓ ∃n		tite	7 h la 10 10	
は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたも―調製し又は保存に適する処理をしたトマト(食酢又―	した野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をよ	第二○類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の	その他これらに類する物品オブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーわない。)及び聖さん用ウエハー、医療用に適するいーカリー製品(ココアを含有するかしないかを問パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他の	したもの(他の項に該当するものを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をの他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除フレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びそ食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又は
C C	CC		C T H 又 は R V C 四 〇	

СС	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その	-100六・00	二〇・〇六	
	第二○・○六項の物品を除く。)により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び			
C C	(冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜		二 〇 ・ 〇 五	
	○・○六項の物品を除く。)			
	り調製し又は呆存こ適する処理をしたもの及び第二(冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸によ			
CC	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜		二〇・〇四	
	理をしたものを除く。) フ(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処			
CC	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリ		1.0.011	
	一のを除く。)			

				二〇・〇八	二 〇 ・ 〇七
二〇〇八・二〇	二〇〇八・一九	二〇〇八・一一			
パイナップル	その他のもの(混合したものを含む。)	落花生	してあるかないかを問わない。) ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合	く。) 、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えて製をし又は保存に適する処理をしたものに限るもの果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調	糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わな(加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂けットのピューレー及び果実又はナットのペーストジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又は
CCC	CCC	C C			CC

二〇八、九三	二〇〇八・九一		二〇〇八・八〇	二00八・七0	二〇〇八・六〇	1100八・用0	1100八・四0	1100< • 1110
ン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニクランベリー(ヴァキニウム・マクロカルポ	パームハート	号のものを除く。)を含む。)その他のもの(混合したもの(第二○○八・一九	ストロベリー	桃(ネクタリンを含む。)	さくらんぼ	あんず	梨	かんきつ類の果実
C	CC		CC	CC	CC	CC	CCC	CC

_								
					二〇・〇九			
	二〇〇九・一九	二〇〇九・一二	二〇〇九・一一			二〇〇八・九九	二〇〇八・九七	
	その他のもの	ものに限る。) お凍してないもの(ブリックス値が二○以下の	冷凍したもの	オレンジジュース	ないかを問わない。) 限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかしておらず、かつ、アルコールを加えてないものに果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵	その他のもの	混合したもの	ウム・ヴィティスイダイア)
	CC又はRVC四〇	C C	C C			C C	CC又はRVC四〇	

二〇〇九・五〇	二〇〇九・四九	二〇〇九・四一		二〇〇九・三九	二〇〇九・三一		二〇〇九・二九	1100九・111	
トマトジュース	その他のもの	ブリックス値が二〇以下のもの	パイナップルジュース	その他のもの	ブリックス値が二〇以下のもの	果実から得たものを除く。)その他のかんきつ類の果実のジュース(二以上の	その他のもの	ブリックス値が二〇以下のもの	グレープフルーツ(ポメロを含む。)ジュース
CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇		C C	CC又はRVC四〇		CC又はRVC四〇	CC	

		_
C C Z は R V C 四〇	ウム・ヴィティスイダイア)ジュースン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニクランベリー(ヴァキニウム・マクロカルポ	二〇〇九・八一
	又は野菜から得たものを除く。)その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実	
CC又はRVC四〇	その他のもの	二〇〇九・七九
CC又はRVC四〇	ブリックス値が二〇以下のもの	二〇〇九・七一
	りんごジュース	
CC又はRVC四〇	その他のもの	二〇〇九・六九
CC又はRVC四〇	ブリックス値が三〇以下のもの	二〇〇九・六一
	ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。)	
_		_

<u>-</u>			<u></u>		
- • • =	- • • •	- - -			
				二〇〇九・九〇	二〇〇九・八九
ドの粉及びミール並びに調製したマスタードソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスター	びに調製したベーキングパウダーものとし、第三○・○二項のワクチンを除く。)並びその他の単細胞微生物(生きていないものに限る酵母(活性のものであるかないかを問わない。)及	そのエキス、エッセンス及び濃縮物他のコーヒー代用物(煎ったものに限る。)並びに茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその茶又はマテをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃	第二一類 各種の調製食料品	混合ジュース	その他のもの
C C Z は R V C 四 〇	C C 又 は R V C 四	C C C 又 は R V C 四〇		CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇

		_	_	_
00	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の		111.0.01	
C C	除く。)、氷及び雪し、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを水(天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものと			
	第二二類 飲料、アルコール及び食酢			
CTH又はRVC四〇	その他のもの	二一〇六・九〇		
CC又はRVC四〇	物質 たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系	二 0 次・ 1 0		
	調製食料品(他の項に該当するものを除く。)		二一•〇六	
C C 又は R V C 四 〇	しないかを問わない。)アイスクリームその他の氷菓(ココアを含有するか	二 〇 五 • 〇 〇	二 · ○ 五	
CC又はRVC四〇	び均質混合調製食料品び均質混合調製食料品スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及		- - - - -	

				二. ○四	111.011	
二二〇四・二九	二二〇四・二二		11110回・10		11110111.00	
その他のもの	二リットル以下の容器入りにしたもの	加により発酵を止めたものその他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添	スパークリングワイン	(第二○・○九項のものを除く。)どうから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶ	ビール	実又は野菜のジュースを除く。) 実又は野菜のジュースを除く。) 十年料又は香味料を加えたものに限る。)その他の
CTSH(第二二〇四・二	く。) 化号の材料からの変更を除てTSH(第二二〇四・二		C T S H		C C	

C T H 又 は R V C 四 〇	ル分が八○%未満のものに限る。) 及び蒸留酒、リエチルアルコール(変性させてないものでアルコー		三 三 〇 八	
C C	コール(アルコール分のいかんを問わない。)ル分が八〇%以上のものに限る。) 及び変性アルエチルアルコール(変性させてないものでアルコー			
C T H	るものを除く。) 料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当すい) 並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲ミード) 並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及び	1三0六・00	二二・〇六	
C T H	けたものに限る。)造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付べルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製		二 二 ○ 五	
CC	その他のぶどう搾汁	11100.110		
く。)				

C C	レット状であるかないかを問わない。)生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす(ペす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際にでん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するか		1 1 · O 1	
CC	とし、ペレット状であるかないかを問わない。)け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るもの CCふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふるい分 CC		1111.011	
C C	用に適しないものに限る。)並びに獣脂かす他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(食肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその		1111.01	
	並びに調製飼料 ・			
C T H	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	二二〇九・〇〇	二二・〇九	
	キュールその他のアルコール飲料			

二四	_					
	二三・〇九	三三・〇八	三・〇七	11三・〇六	三 三 〇 五	
		二三0八・00	11三0七・00		二三〇五・〇〇	
第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品	飼料用に供する種類の調製品	く。) かを問わないものとし、他の項に該当するものを除のかす及び植物性副産物(ペレット状であるかないの料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物	ぶどう酒かす及びアーゴル	第二三・○四項又は第二三・○五項のものを除く。)はペレット状であるかないかを問わないものとし、その他の植物性の油かす(粉砕してあるかないか又	状であるかないかを問わない。) 落花生油かす(粉砕してあるかないか又はペレット	であるかないかを問わない。) 大豆油かす (粉砕してあるかないか又はペレット状 CC
	CTH又はRVC四〇	C T H	C C	C T H	C C	C C

を目すてい 一次で済力
を問わない。)及び毎水あるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかいかを問わない。)、純塩化ナトリウム(水溶液で液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしな塩(食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶
メント 硫黄、土石類、プラスター、石灰及
たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンスその他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シート
(たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。)葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ
たばこ(製造たばこを除く。)及びくずたばこ

三五・〇八	三五・〇七	二五・〇六	三五・〇五	三五・〇四	三五・〇三	三五・〇二
	二五〇七・〇〇				二五〇三・〇〇	一二五〇二・〇〇
びシリマナイト(焼いてあるかないかを問わないもその他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及	いかを問わない。)カオリンその他のカオリン系粘土(焼いてあるかな	状に単に切ってあるかないかを問わない。)により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板あるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法の英(天然の砂を除く。)及びけい岩(粗削りして	し、第二六類の砂状の金属鉱を除く。) 天然の砂(着色してあるかないかを問わないものと	天然黒鉛	く。) 「、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	硫化鉄鉱(焼いてないものに限る。)
C T H	C T H	C C	C T H	C C	CTH又はRVC四〇	CC

C T H	かを問わない。)、パミスストーン及びエメリー然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないコランダム、ガーネットその他の研磨用の材料(天		三 五 · 一 三	
C T H	かないかを問わない。)け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるけいそう土その他これに類するけい酸質の土(見掛けいそう土	二五二.	二 五 · 一 二	
C T H	とし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。)ウム(毒重石。焼いてあるかないかを問わないもの天然の硫酸バリウム(重晶石)及び天然の炭酸バリ		二 五 · 一 一	
C T H	ルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカ		二 五 一 〇	
C T H	白亜	二五〇九・〇〇	三五・〇九	
	スアースを除く。)並びにムライト、シャモット及びダイナのとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレー			

C T H	ぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形は建築用の岩石(粗削りしてあるかないか又はのこ花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又		五・一六	
C T H	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用		二 五 · 一 五	
C T H	かを問わない。)の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないむ。)の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないひくことその他の方法により長方形(正方形を含スレート(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでスレート	二五 四 • ○ ○	二 五 · 一 四	

C T H	ない。)及びドロマイトラミングミックスいてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わり、大人の他の方法により長方形(正方形を含む。)のドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくこ	三 五 · 八	
СТН	小石、砂利及び砕石(コンクリート用、道路舗装用 い。)、シングル及びフリント(熱処理をしてあるかないかを問わない。)並びにスラグ、ドロスその 他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム(小 でに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の がないかを問わない。)並びにスラグ、ドロスその あるかないかを問わない。)並びにスラグ、ドロスその がに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の ない。)	二五・一七	
	ないかを問わない。)を含む。)の塊状若しくは板状に単に切ってあるか		

C T H	セメント、スーパーサルフェートセメントその他こポートランドセメント、アルミナセメント、スラグ		五 ・ - - =	
C T H	酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。)生石灰、消石灰及び水硬性石灰(第二八・二五項の		二 五 · 二 三	
C T H	製造に使用する種類のものに限る。) 石灰石その他の石灰質の岩石(石灰又はセメントの	二五二 ・〇〇	三五・二二	
C T H	を加えてあるかないかを問わない。) してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤もの又は硫酸カルシウムから成るプラスター(着色天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いた		三五・二〇	
C T H	大然の炭酸マグネシウム (純粋であるかないかを問物を少量加えてあるかないかを問わない。) 及びそ物を少量加えてあるかないかを問わない。) 及びそかを少量ができるがないがでいるができる (マグネサイト) 並びに溶 (大然の炭酸マグネシウム (マグネサイト) 並びに溶 (大学の)		二 五 · 一 九	

C T H	イト及びほたる石長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナ		二 五 二 九	
C T H	が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの除く。)並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量問わないものとし、天然かん水から分離したものを天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを	二五二八・〇〇	三五・二八	
C T H	びタルクは板状に単に切ってあるかないかを問わない。)及方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他のステアタイト(天然のものに限るものとし、粗削り		二五・二六	
C T H	雲母(剝離雲母を含む。)及びそのくず		三五・二五	
C T H	石綿		二五・二四	
	か又はクリンカー状であるかないかを問わない。)れらに類する水硬性セメント(着色してあるかない			

	ないかを問わない。)並びにレトルトカーボンら製造したものに限るものとし、凝結させてあるか			
C T H	コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭か	二七〇四・〇〇	二七・〇四	
C T H	あるかないかを問わない。) 泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させて	1140日・00	114·011	
C T H	し、黒玉を除く。) 世炭(凝結させてあるかないかを問わないものと		11七・011	
C T H	で石炭から製造したもの石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料		11七・〇1	
	留物、歴青物質並びに鉱物性ろう第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸			七七
C T H	第二六類 鉱石、スラグ及び灰			二六
C T H	鉱物(他の項に該当するものを除く。)		五・三〇	

	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品		二七・一〇	
C T H	石油及び歴青油(原油に限る。)	二七〇九・〇〇	二七・〇九	
C T H	鉱物性タールから得たものに限る。)ピッチ及びピッチコークス(コールタールその他の		二七・〇八	
〇回つくおおがHHO	の著書が非芳香族成分の重量を超えるも芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるも高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で		11七・〇七	
C T H	あるかないかを問わない。)てあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いて鉱物性タール(再生タールを含むものとし、脱水し石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の	二七〇六・〇〇	二七・〇六	
C T H	く。) く。) ての他のガス状炭化水素を除するガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類	二七〇五・〇〇	二七・〇五	

C T H 又 は R V C 四〇	な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七○	二七 〇・二〇
CTH又はRVC四〇	その他のもの	二七一〇・一九
CTH又はRVC四〇	軽質油及びその調製品	11七1O·111
	石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの で、かつ、石油又は歴青油が基礎的 が以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的 な成分を成すものに限るものとし、バイオディー な成分を成すものに限るものとし、バイオディー な成分を成すものに限るものとし、バイオディー ながと言有するもの及び他の号に該当するものを がいを含有するもの及び他の号に該当するものを が以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的 がいを含有するもの及び他の号に該当するものを でいを含有するもの及び他の号に該当するものを がいを含有するもの及び他の号に該当するものを がいを含有するもの及び他の号に該当するものを	
	く。)並びに廃油すものに限るものとし、他の項に該当するものを除もので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成もので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成	

C T H	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は		二七・一三	
C T H 又 は R V C 四 〇	得たもの(着色してあるかないかを問わない。)及びこれらに類する物品で合成その他の方法によりイト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろうタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケラペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリス		二 七 · 一 二	
C T H	石油ガスその他のガス状炭化水素		七・一一	
WO	その他のもの	二七一〇・九九		
WO	(PBB)を含むものフェニル(PCT)又はポリ臭化ビフェニルポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テル	二七一〇・九一		
	廃油			
	のを除く。)			

	ふっ素、塩素、臭素及びよう素		二 八 · ○	
	化合物 射性元素又は同位元素の無機又は有機の第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放			一
)の生産品	(類似の工業を含む。)の生産品	配 化学工業	第六部
C T H	電気エネルギー(任意項)	二七一六・〇〇	二七・一六	
C T H	スチック及びカットバック)タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マシ、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性歴青質混合物(天然アスファルト、天然ビチューメ	二七一五	二 七 · 一 五	
C T H	びアスファルチックロック岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁	23	七・一四	
	歴青油の残留物			

	二 八 · 〇 五	二八・〇四	二八・〇三	一八・〇二			
			二人〇三・〇〇	二八〇二・〇〇	11 1 101 · 110	二八〇一・二〇	二八〇一・一〇
温とく奏(温夋) ・ はなり ・ はなり ・ はなり ・ はなり ・ になり になり になり になり になり になり になり になり	並びに水銀の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。)の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。)属、スカンジウム及びイットリウム(これらの相互アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金	水素、希ガスその他の非金属元素	の項に該当するものを除く。) 炭素(カーボンブラックその他の形態の炭素で、他	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	ふっ素及び臭素	よう素	塩素
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CHSHXはRVC回○	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

C T H 又は R V C 四	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引す		二 八 · 三	
CTH又はRVC四〇	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物		二 八 二 二	
CTSH又はR	その他の無機酸及び無機非金属酸化物		二 八 一 一	
CTH又はRVC四〇	ほう素の酸化物及びほう酸	二八一〇・〇〇	二 八 一 〇	
CTH 又は RV C四〇	い。) については、化学的に単一であるかないかを問わなについては、化学的に単一であるかないかを問わな五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸(ポリりん酸		二八・〇九	
CTH又はRVC四〇	硝酸及び硫硝酸	二八〇八・〇〇	二八・〇八	
C T H 又 は R V	硫酸及び発煙硫酸	二八〇七・〇〇	二八・〇七	
CTSH又はRVC四〇	クロロ硫酸	二人〇六・二〇		
CTH又はRVC四〇	塩化水素(塩酸)	二八〇六・一〇		
1		_	_	_

				二 八 · 五	二八・一四	
二八五二〇	二八 五 · 二	二八 五 - 一				
水酸化カリウム(苛性カリ)	水溶液のもの(ソーダ液)	固体のもの	水酸化ナトリウム(苛性ソーダ)	物(苛性カリ)及びナトリウム又はカリウムの過酸化水酸化ナトリウム(苛性ソーダ)、水酸化カリウム	無水アンモニア及びアンモニア水	る物品
CTSH又はRVC四〇	く。)又はRVC四○一号の材料からの変更を除てTSH(第二八一五・一	く。)又はRVC四○二号の材料からの変更を除CTSH(第二八一五・一			CTH又はRVC四〇	

二八二二	二八・二〇	二八・一九	二八一八	二八・一七	二八・一六	
				二八一七・〇〇		二八一五・三〇
水酸化物が全重量の七〇%以上のもの並びに鉄の酸化物及びが全重量の七〇%以上のもの並びに鉄の酸化物及びアースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分	マンガンの酸化物	クロムの酸化物及び水酸化物	ウムやない。)、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニわない。)、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニ人造コランダム(化学的に単一であるかないかを問	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	化物ンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸ンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロマグネシウムの水酸化物	ナトリウム又はカリウムの過酸化物
CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 四〇	CTH又はRVC四〇

CTH又はRVC四〇	その他のもの	二八二六・一九		
CTSH又はRVC四〇	アルミニウムのもの	二八二六・一二		
	ふっ化物			
	酸塩その他のふっ素錯塩。 マルオロアルミンふっ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン		二八二六	
CT H 又 は R V C 四 〇	水酸化物及び金属過酸化物無機塩基、金属酸化物、金属無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの		二八二五五	
CTH又はRVC四〇	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛		二八二四	
CTH又はRVC四〇	チタンの酸化物	二八二三・〇〇	二八二三	
CTH又はRVC四〇	コバルトとして取引する物品コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化	二八三二・〇〇	二 八 三 三	

						二八		
						二八・二七		
二八二七・三五	二八二七・三二	二八二七・三一		二八二七・二〇	二八二七・一〇		二八二六・九〇	二八二六・三〇
ニッケルのもの	アルミニウムのもの	マグネシウムのもの	その他の塩化物	塩化カルシウム	塩化アンモニウム	酸化物、よう化物及びよう化酸化物、臭化物、臭化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化	その他のもの	石) 石・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・
C T H 又 は R V C 四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CT H スは R V C 四〇	CT H スは R V C 四		CT H スは R V C 四〇	CTSH又はRVC四〇

CTH又はRVC四〇	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よ		二八二九	
CTH又はRVC四〇	て取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとし		二八二八	
CTSH又はRVC四〇	よう化物及びよう化酸化物	二八二七・六〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	二八二七・五九		
CTH又はRVC四〇	ナトリウム又はカリウムの臭化物	二八二七・五一		
	臭化物及び臭化酸化物			
CTH又はRVC四〇	その他のもの	二八二七・四九		
CTH又はRVC四〇	銅のもの	二八二七・四一		
	塩化酸化物及び塩化水酸化物			
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	二八二七・三九		

その他の硫酸塩	二八三三・一九 その他のもの	二八三三・一一 硫酸二ナトリウム	ナトリウムの硫酸塩	塩) 二八・三三 ・ ・ 二八・三三 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	二八・三二 亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	二八・三一 亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	に単一であるかないかを問わない。) 二八・三〇 硫化物及び多硫化物(多硫化物については、化学的	
	CTSH又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 四 〇		ルオキソ硫酸塩(過硫酸	CTH又はRVC四〇	イシル酸塩 CTH又はRVC四〇	わない。) 化学的 CTH又はRVC四〇	

CTSH又はRVC四〇	亜硝酸塩	二八三四・一〇		
	亜硝酸塩及び硝酸塩		二八・三四	
CTH又はRVC四〇	ペルオキソ硫酸塩(過硫酸塩)	二八三三・四〇		
CTH又はRVC四〇	みょうばん	二人三三・三〇		
CTH又はRVC四〇	その他のもの	二八三三・二九		
CTH又はRVC四〇	バリウムのもの	二八三三・二七		
C T H 又 は R V	銅のもの	二八三三・二五		
CTH又はRVC四〇	ニッケルのもの	二八三三・二四		
CTH又はRVC四〇	アルミニウムのもの	1人==・111		
CTH又はRVC四	マグネシウムのもの	二八三三・二一		

				<u> </u>			
				二八・三五			
二八三五・二四	二八三五・二二二		二八三五・一〇		二八三四・二九	二八三四・二一	
カリウムのもの	一ナトリウム又は二ナトリウムのもの	りん酸塩	塩(亜りん酸塩) ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)及びホスホン酸	を問わない。) のの酸塩については、化学的に単一であるかないか(亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩(ポリホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩	その他のもの	カリウムのもの	硝酸塩
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

_		二八・三六						
	二八三六・二〇	7	二八三五・三九	二八三五・三二		二八三五・二九	二八三五・二六	二八三五・二五
	炭酸二ナトリウム	ン酸アンモニウムを含有するもの上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミ炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩(過炭酸塩)及び商慣行	その他のもの	ム) 三りん酸ナトリウム(トリポリりん酸ナトリウ	ポリりん酸塩	その他のもの	カルシウムのその他のりん酸塩	ウム) ウム) カルトりん酸水素カルシウム(りん酸二カルシ
	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 匹 C

	て取引する物品けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩とし			
CTH又はRVC四〇	シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩		二八・三七	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	二八三六・九九		
CTH又はRVC四〇	炭酸ストロンチウム	二八三六・九二		
CTSH又はRVC四〇	リチウムの炭酸塩	二八三六・九一		
	その他のもの			
CTH又はRVC四〇	炭酸バリウム	二八三六・六〇		
CTH又はRVC四〇	炭酸カルシウム	二八三六・五〇		
CTH又はRVC四〇	カリウムの炭酸塩	二八三六・四〇		
CTSH又はRVC四〇	炭酸水素ナトリウム(重炭酸ナトリウム)	二八三六・三〇		

	I		T	I					I
					二八・四〇				
二八四〇・三〇	二八四〇・二〇	二八四〇・一九	二八四〇・一一			二八三九・九〇	二八三九・一九	二八三九・一一	
ペルオキソほう酸塩(過ほう酸塩)	その他のほう酸塩	その他のもの	無水物	四ほう酸二ナトリウム(精製ほう砂)	ほう酸塩及びペルオキソほう酸塩(過ほう酸塩)	その他のもの	その他のもの	ナトリウムのメタけい酸塩	ナトリウムのもの
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

CTH又はRVC四〇	含有する混合物及び残留物む。)並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含放射性の元素及び同位元素(核分裂性を有する又は		二 八 · 四 四	
CTH 又は RV C四 〇	貴金属のアマルガム 貴金属の無機又は有機の化合物(化学的に単一であ		八	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	二八四二・九〇		
CTH又はRVC四〇	的に単一であるかないかを問わない。)を含む。)けい酸の複塩及び錯塩(アルミノけい酸塩(化学	二八四二・一〇		
	を含むものとし、アジ化物を除く。)い酸塩(化学的に単一であるかないかを問わない。)その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩(アルミノけ		二 八 · 四 二	
CTH又はRVC四〇	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩		二 八 · 四 一	

	二九				
九・〇一		二八、五三	二八・五二	二八・五〇	
		二八五三・〇〇		00・0円	二八四九・九〇
非環式炭化水素	第二九類 有機化学品	マルガム(貴金属のアマルガムを除く。)いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアらに類する純水を含む。)、液体空気(希ガスを除その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これ	かないかを問わないものとし、アマルガムを除く。)水銀の無機又は有機の化合物(化学的に単一である	く。) し、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除物(化学的に単一であるかないかを問わないものと水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化	その他のもの
R CTH、RVC四〇又はC		C T H 又 は R V C 四	CTH又はRVC四〇	CTH H R V C 四 〇	CTH又はRVC四〇

	1	I	1	T	T			=
								_
						二九・〇三	二 九 〇 二	
二九〇三・一五	二九〇三・一四	二九〇三・一三	二九〇三・一二	二九〇三・一一				
エタン) (一・二―ジクロロニ塩化エチレン(ISO) (一・二―ジクロロ	四塩化炭素	クロロホルム(トリクロロメタン)	ジクロロメタン(塩化メチレン)	(塩化エチル)のロロメタン(塩化メチル)及びクロロエタン	る。) お環式炭化水素の塩素化誘導体(飽和のものに限	炭化水素のハロゲン化誘導体	環式炭化水素	_
CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CT H スは R V C 四〇			R CTH、RVC四〇又はC	_

二九〇三・三一		二九〇三・二九	二九〇三・二三	二九〇三・二二	二九〇三・二一		二九〇三・一九
エタン)(ISO)(一・二ージブロモ	及びよう素化誘導体の素化誘導体、臭素化誘導体非環式炭化水素のふっ素化誘導体、臭素化誘導体	その他のもの	テトラクロロエチレン(ペルクロロエチレン)	トリクロロエチレン	塩化ビニル(クロロエチレン)	限る。) 非環式炭化水素の塩素化誘導体(不飽和のものに	その他のもの
CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四○	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

CTSH又はRVC四〇	その他のペルハロゲン化誘導体(ふっ素原子及	二九〇三・七七	
CTH又はRVC四〇	ンルオロメタン及びジブロモテトラフルオロエタブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフ	二九〇三・七六	
CTH又はRVC四〇	ジクロロペンタフルオロプロパン	二九〇三・七五	
CTH又はRVC四〇	クロロジフルオロエタン	二九〇三・七四	
CTH又はRVC四〇	ジクロロフルオロエタン	二九〇三・七三	
CTH又はRVC四〇	ジクロロトリフルオロエタン	二九〇三・七二	
CTH又はRVC四〇	クロロジフルオロメタン	二九〇三・七一	
	なるハロゲン原子を有するものに限る。)非環式炭化水素のハロゲン化誘導体(二以上の異		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	二九〇三・三九	

芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	二九〇三・八九 その他のもの	二九〇三・八二 及びヘプタクロル(ISO) 二九〇三・八二 アルドリン(ISO)、クロルデン(ISO)	二九〇三・八一 一・二・三・四・五・六-ヘキサクロロシク	シクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又は	二九〇三・七九 その他のもの	二九〇三・七八 その他のペルハロゲン化誘導体
	CTH又はRVC四〇	(ISO) CTH又はRVC四〇	デン(I CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

	<u> </u>	<u> </u>			
	二九・〇五	二九・〇四			
			二九〇三・九九	二九〇三・九二	二九〇三・九一
飽和一価アルコール	導体ルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、ス	問わない。) ニトロソ化誘導体(ハロゲン化してあるかないかを炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及び	その他のもの	ロロフェニル)エタン) (ISO) (グロフェノタン (INN)、一・ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及びDDT	びパラージクロロベンゼンクロロベンゼン、オルトージクロロベンゼン及
		CTH TH RV C四〇	CTH又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 四〇	C T H 又 は R V C 四〇

二九〇五・一九	二九〇五・一七	二九〇五・一六	二九〇五・一四	二九〇五・一三	二九〇五・一二	二九〇五・一一
その他のもの	ルコール) という (ラウリルアルコール) 、ドデカンーーーオール (ラウリルアルコール) 、	異性体 異性体 スクタノール(オクチルアルコール)及びその	その他のブタノール	コール) ブタンーーーオール (ノルマルーブチルアル	コール) 及びプロパンーニーオール(イソプロピルアルプロパンーーーオール(プロピルアルコール)	メタノール(メチルアルコール)
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

二九〇五・四一		二九〇五・三九	二九〇五・三二	二九〇五・三一		二九〇五・二九	二九〇五・二二	
ンーー・三ージオール(トリメチロールプロパニーエチルーニー(ヒドロキシメチル)プロパ	その他の多価アルコール	その他のもの	オール) プロピレングリコール(プロパンー一・ニージ	エチレングリコール(エタンジオール)	二価アルコール	その他のもの	非環式テルペンアルコール	不飽和一価アルコール
CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

	1	<u> </u>							
二九・〇六									
	二九〇五・五九	二九〇五・五一		二九〇五・四九	二九〇五・四五	二九〇五・四四	二九〇五・四三	二九〇五・四二	
環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スル	その他のもの	エトクロルビノール (INN)	化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン	その他のもの	グリセリン	D-グルシトール(ソルビトール)	マンニトール	ペンタエリトリトール	ン)
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四○	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘シフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらの三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキ	二 九 · 一 〇	
R C T H 、 R V C 四 〇 又 は C	化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体い。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホンルオキシド、化学的に単一であるかないかを問わなル、エーテル、エーテルアルコール、エーテルペル、エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノー	二 九 · 〇 九	
C T H 又 は R V C 四 〇	トロソ化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニフェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化	二 九 · ○ 八	
R CTH、RVC四〇又はC	フェノール及びフェノールアルコール	二九・〇七	
	体がいる。一体では一般では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		

CTH又はRVC四〇	を問わない。)、アルデヒドの環式重合体及びパラアルデヒド(他の酸素官能基を有するか有しないか		
CTH又はRVC四〇	導体及びニトロソ化誘導体、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのアセタール及びヘミアセタール(他の酸素官能基を	一 二九 一 - • ○ ○	二九
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	二九一〇・九〇	
CTH又はRVC四〇	ディルドリン(ISO、INN)	二九一〇・四〇	
CTH又はRVC四〇	ロロヒドリン)	二九一〇・三〇	
CTH又はRVC四〇	メチルオキシラン (プロピレンオキシド)	元一〇・二〇	
CTH又はRVC四〇	オキシラン(エチレンオキシド)	二九一〇・一〇	
	導体及びニトロソ化誘導体		

	T	T				
			二 九 · 一 五	二 九 · 一 四	二九・一三	
九一五・一二	二九一五・一一				二九一三・〇〇	
ぎ酸の塩	ぎ酸	ぎ酸並びにその塩及びエステル	導体及びニトロソ化誘導体、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸	ロソ化誘導体、コトロ化誘導体及びニト導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘ケトン及びキノン(他の酸素官能基を有するか有し	ン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホ	ホルムアルデヒド
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇			R CTH、RVC四〇又はC	CTH又はRVC四〇	

二九一五・三六 酢酸ジノセブ(ISO)	二九一五・三三 酢酸ノルマルーブチル	二九一五・三二 酢酸ビニル	二九一五・三一酢酸エチル	酢酸のエステル	二九一五・二九 その他のもの	二九一五・二四無水酢酸	二九一五・二一酢酸	酢酸及びその塩並びに無水酢酸	二九一五・一三 ぎ酸のエステル
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

	スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン		九・一六	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	二九一五・九〇		
CTSH又はRVC四〇	及びエステルパルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩	二九一五・七〇		
CTH又はRVC四〇	ステルズタン酸並びにこれらの塩及びエブタン酸及びペンタン酸並びにこれらの塩及びエ	二九一五・六〇		
CTH又はRVC四〇	プロピオン酸並びにその塩及びエステル	二九一五・五〇		
CTH又はRVC四〇	酸並びにこれらの塩及びエステルモノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢	二九一五・四〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	二九一五・三九		

CTSH又はRVC四〇	その他のもの	二九一六・一九
CTH又はRVC四〇	ビナパクリル (ISO)	二九一六・一六
R CTH、RVC四〇又はC	これらの塩及びエステルオレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びに	二九一六・一五
CTH又はRVC四〇	メタクリル酸のエステル	二九一六・一四
CTH又はRVC四〇	メタクリル酸及びその塩	二九一六・一三
CTH又はRVC四〇	アクリル酸のエステル	二九一六・一二
CTH又はRVC四〇	アクリル酸及びその塩	二九一六・一一
	らの誘導体。一般のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、	
	誘導体	

	物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化		二 九 · 七	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	二九一六・三九		
CTH又はRVC四〇	フェニル酢酸及びその塩	二九一六・三四		
CTSH又はRVC四〇	過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル	二九一六・三二		
CTH又はRVC四〇	安息香酸並びにその塩及びエステル	二九一六・三一		
	誘導体 のアン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの対象を表別である。 がある。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、			
CTSH又はRVC四〇	物及び過酸並びにこれらの誘導体にこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化ルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並び飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカ	二九一六・二〇		

C T H 又 は R V C 四 〇	ルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並び飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカ	二九一七・二〇
CTH又はRVC四〇	その他のもの	二九一七・一九
CTH又はRVC四〇	無水マレイン酸	二九一七・一四
CTH又はRVC四〇	及びエステルアゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩	二九一七・一三
CTSH又はRVC四〇	アジピン酸並びにその塩及びエステル	二九一七・一二
CTH又はRVC四〇	しゅう酸並びにその塩及びエステル	二九一七・一一
	誘導体の場合では、一点では、一点でのでは、一点でのでは、一点でのでは、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点	
	トロソ化誘導体 誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニ	

	二九一七・三七 テレフタル酸ジメチル	二九一七・三六 テレフタル酸及びその塩	二九一七・三五無水フタル酸	二九一七・三四 その他のオルトフタル酸エステル	二九一七・三三 オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル	二九一七・三二 オルトフタル酸ジオクチル	誘導体 ロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこと ちを成ポリカルボン酸並びにその酸無水物、	物及び過酸並びにこれらの誘導体
_	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	R エステル C T H 又 は R V C 四 〇	及びオルトフタル酸ジ CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	酸過酸化物及び過酸並びにこれらのルボン酸並びにその酸無水物、酸ハ	

二九一八・一四 くえん酸	二九一八・一三 酒石酸の塩及びエステル	二九一八・一二 酒石酸	二九一八・一一 乳酸並びにその塩及びエステル	誘導体でルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能である。)並びにその酸無水物、	ン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘連なこれらのハロゲン化誘導体、ス立がにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸がにこれが、酸ハロゲン化物、酸過酸ニカルボン酸(他の酸素官能基を有するものに限る	
				7、化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの3ものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハ1ール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を	学体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 四 〇			

_								-
	二九一八・二三	二九一八・二二	二九一八・二二		二九一八・一九	二九一八・一八	二九一八・一六	
	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	エステルオルトーアセチルサリチル酸並びにその塩及び	サリチル酸及びその塩	誘導体でがいる。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハフェノール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を	その他のもの	クロロベンジレート (ISO)	グルコン酸並びにその塩及びエステル	くジア酉のおみてニンラノ
_	CTH又はRVC四〇	CTH H スは R V C 四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	の 日 月 万 ド N の 四

二九・二〇	二九・一九					
		二九一八・九九	二九一八・九一		二九一八・三〇	二九一八・二九
非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水	ン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体含む。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホりん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェートを	その他のもの	テルニ・四・五-T(ISO)(二・四・五-トリニ・四・五-T(ISO)(二・四・五-トリ	その他のもの	並びにこれらの誘導体酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸の酸素官能基を有するものを除く。)並びにそのアルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸(他	その他のもの
CTH、RVC四〇又はC	CTH リスは RV C四〇	CTSH又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 四〇		C T H 又は R V C 四〇	CTH又はRVC四〇

CTH又はRVC四〇	ヘキサメチレンジアミン及びその塩	二九二一・二二	
CTH又はRVC四〇	エチレンジアミン及びその塩	二九二一・二一	
	塩 おりアミン及びその誘導体並びにこれらの		
CTH又はRVC四〇	その他のもの	二九二・一九	
CTH RV C四 〇	アミン並びにこれらの塩メチルアミン、ジメチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチル	二九二	
	塩 非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの		
	アミン官能化合物	二九・二一	
R	導体及びニトロソ化誘導体スルホン化誘導体、ニトロ化誘素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらの		

CTH H スは R V C 四○	の塩ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれら	二九二一・四四	
CTH又はRVC四〇	トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩	二九二一・四三	
CTH 又は RV C四〇	アニリン誘導体及びその塩	二九二一・四二	
CTH又はRVC四〇	アニリン及びその塩	二九二一・四一	
	塩		
C T H 又 は R V C 四 〇	塩、塩の水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは	九二・三〇	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	二九二・二九	

二九二一・五一		二九二一・四九	二九二・四六
オルトーフェニレンジアミン、メターフェニレ	塩 ちる とれる とれる とれる とれる とれる とれる とれる とれる とれる とれ	その他のもの	ーーナフチルアミン(アルファーナフチルアミ CTH又はRVC四○ ルアミン)並びにこれらの誘導体並びにこれら の塩 アンフェタミン(INN)、ベンツフェタミン CTSH又はRVC四 (INN)、デキサンフェタミン(INN)、レ エチランフェタミン(INN)、ベンツフェタミン CTSH又はRVC四 (INN)及びフェンテルミン(INN)並び にこれらの塩
CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	C T S H X は R V C C 四

CTH又はRVC四〇	の塩	九二・一四		
CTH又はRVC四〇	トリエタノールアミン及びその塩	二九二二・一三		
CTH又はRVC四〇	ジエタノールアミン及びその塩	二九二二・一二		
CTH又はRVC四〇	モノエタノールアミン及びその塩	二九二二・一一		
	テル並びにこれらの塩するものを除く。)並びにそのエーテル及びエスアミノアルコール(二種類以上の酸素官能基を有			
	酸素官能のアミノ化合物		九・二二	
CTH又はRVC四〇	その他のもの	二九二・五九		
	れらの塩れらの誘導体並びにこれらの誘導体並びにこンジアミン、パラーフェニレンジアミン及びジ			

九二二・三一		二九二二・二九	二九二二・二一		元二・一九
の塩の塩の塩の塩の塩の塩の塩の塩の塩の塩の塩の塩の塩の塩の塩の塩の塩の塩の塩	く。)並びにこれらの塩ン(二種類以上の酸素官能基を有するものを除アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノ	その他のもの	の塩	びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並アミノナフトールその他のアミノフェノール(二	その他のもの
CTH 又は RV C四 〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

CTH又はRVC四〇	及びレシチンその他のホスホアミノリピド(レシチ第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム		 九 二 三	
CTH又はRVC四〇	ル及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノー	二九二二・五〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	二九二二・四九		
CTH又はRVC四〇	チリジン(INN)及びその塩	二九二二・四四		
CTH又はRVC四〇	アントラニル酸及びその塩	二九二二・四三		
CTH又はRVC四〇	グルタミン酸及びその塩	二九二二・四二		
CTH又はRVC四〇	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	二九二二・四一		
	を除く。)及びそのエステル並びにこれらの塩アミノ酸(二種類以上の酸素官能基を有するもの			
CTH又はRVC四〇	その他のもの	二九二二・三九		

二九・三一 その他のオルガノインオルガニック化合物	二九・三〇 有機硫黄化合物	二九・二九 その他の窒素官能基を有する化合物	二九・二八 二九二八・○○ ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	二九・二七 二九二七・〇〇 ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	二九・二六 ニトリル官能化合物	塩を含む。)及びイミン官能化合物(サッカリン及びそのカルボキシイミド官能化合物(サッカリン及びその	化合物二九・二四 かルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能	に単一であるかないかを問わない。)
化合物 CTH又はRVC四〇	C T H 又はR V C 四〇	CTSH又はRVC四〇	の有機誘導体(CTH又はRVC四〇	キシ化合物 CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	カリン及びその CTH又はRVC四〇	酸のアミド官能 CTH又はRVC四〇	

	その他のもの			
CTH又はRVC四〇	ラクトン	九三二・二〇		
CTH又はRVC四〇	その他のもの	二九三二・一九		
CTH又はRVC四〇	リルアルコールアルカール及びテトラヒドロフルフ	二九三二・一三		
CTH又はRVC四〇	ニーフルアルデヒド(フルフラール)	二九三二・一二		
CTH又はRVC四〇	テトラヒドロフラン	二九三二・一一		
	わない。)を有する化合物非縮合フラン環(水素添加してあるかないかを問			
	るものに限る。) 複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有す		二九・三二	

を問わない。)を有する化合物非縮合ピラゾール環(水素添加してあるかな	二九・三三 復素環式化合物(ヘテロ原子)	二九三二・九九 その他のもの	二九三二・九五	二九三二・九四 サフロール	二九三二・九三 ピペロナール	二九三二・九二 ル)プロパンーニーオン ニカ三二・九二 ーー (一・三ーベンゾジオキソールー五ー	
- A化合物 小素添加してあるかないか	(ヘテロ原子として窒素のみを有す	CTSH又はRVC四〇	含む。)	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	ベングジオキソールー五ーイ CTH又はRVC四〇	

		_	_
CTH又はRVC四〇	(INN)、ベジトラミド(INN)、ブロマアルフェンタニル(INN)、アニレリジン	二九三三・三三	
CTH又はRVC四〇	ピペリジン及びその塩	二九三三・三二	
CTH又はRVC四〇	ピリジン及びその塩	二九三三・三一	
	問わない。)を有する化合物非縮合ピリジン環(水素添加してあるかないかを		
CTH又はRVC四〇	その他のもの	二九三三・二九	
CTH又はRVC四〇	ヒダントイン及びその誘導体	二九三三・二一	
	かを問わない。)を有する化合物非縮合イミダゾール環(水素添加してあるかない		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	二九三三・一九	
CTH又はRVC四〇	フェナゾン(アンチピリン)及びその誘導体	二九三三・一一	

二九三三・四一		二九三三・三九	
レボルファノール(INN)及びその塩	のを除く。)を有する化合物るかないかを問わないものとし、更に縮合したもキノリン環又はイソキノリン環(水素添加してあ	その他のもの	世パム(INN)、ジフェノキシン(INN)、 ジフェノキシレート(INN)、ジピパノン (INN)、フェンタニール(INN)、ケト ベミドン(INN)、メチルフェニデート(I NN)、ペンタゾシン(INN)中間体A、フェ ンシクリジン(INN)、(PCP)、フェノペ リジン(INN)、ピプラドロール(INN)、 ピリトラミド(INN)、プロピラム(INN) 及びトリメペリジン(INN)並びにこれらの 塩
CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	

			\exists
CTH 又は RV C四 〇	体及びその塩その他のマロニル尿素(バルビツル酸)の誘導	二九三三・五四	
C T H 又 は	アロバルビタール(INN)、アモバルビタール(INN)、バルビタール(INN)、オチルフェノバルビタール(INN)、フェノバルビタール(INN)、フェノバルビタール(INN)、フェノバルビタール(INN)、フェノバルビタール(INN)、ブトバルビタールがアウール(INN)、アモバルビタールがアウールでカール(INN)、アモバルビタールである。	一九三三・五三	
C T H 又 は	マロニル尿素(バルビツル酸)及びその塩	二九三三・五二	
	ない。)又はピペラジン環を有する化合物ピリミジン環(水素添加してあるかないかを問わ		
CTH又はRVC四	その他のもの	二九三三・四九	

		_	_	
CTH又はRVC四○	ロバザム(INN)及びメチプリロン(IN	二九三三・七二		
CTH又はRVC四○	クタム) 六ーヘキサンラクタム(イプシロンーカプロラ	二九三三・七一		
	ラクタム			
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	二九三三・六九		
CTH又はRVC四〇	メラミン	二九三三・六一		
	を問わない。)を有する化合物非縮合トリアジン環(水素添加してあるかないか			
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	二九三三・五九		
CTH 又は R V C 四	(INN)並びにこれらの塩N)、メタカロン(INN)及びジペプロールロプラゾラム(INN)、メクロカロン(IN	二九三三・五五		

一九三三・九一		二九三三・七九
アルプラゾラム (INN)、カマゼパム (INN)、クロルジアゼポキシド (INN)、クロナゼパム (INN)、クロラゼペート、デロラナゼパム (INN)、グロラゼパム (INN)、グロスタゾラム (INN)、グアゼパム (INN)、フルジアゼパム (INN)、フルジアゼパム (INN)、フルラゼパム (INN)、コルメタゼパム (INN)、ロラゼパム (INN)、コメダゼパム (INN)、ミダゾラム (INN)、メダゼパム (INN)、ミダゾウム (INN)、プラゼパム (INN)、コラゼパム (INN)、コンドール、インボール、インボール、インボール、カラゼパム (INN)、アマゼパム (INN)、ピロバレロン (INN)、テマゼパム (INN)、ティゼパム (INN)、テト	その他のもの	その他のラクタム
C T H 又 は R V C 四 〇		CTH又はRVC四〇

	二九三四・三〇	二九三四・二〇	二九三四・一〇	二九・三四	二九三三・九九	
	· 三 O	· - - 0	· 0	カ 校	· 九 九	
その他のもの	を有する化合物問わないものとし、更に縮合したものを除く。)フェノチアジン環(水素添加してあるかないかを	を有する化合物を問わないものとし、更に縮合したものを除く。)がバンゾチアゾール環(水素添加してあるかないか	を問わない。)を有する化合物非縮合チアゾール環(水素添加してあるかないか	わない。)並びにその他の複素環式化合物核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問	その他のもの	並びにこれらの塩 ジゼバム(INN)及ひトリアソラム(INN)
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	

	<u></u>		
二九・三六	二九・三五		
	二九三五・〇〇	二九三四・九九	二九三四・九一
れらの相互の混合物(この項の物品については、溶体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの誘導したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導同一の構造を有する合成のもの(天然のもの及びこれとプロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと	スルホンアミド	その他のもの	アミノレクス(INN)、ブロチゾラム(IN アミノレクス(INN)、ブロチゾラム(INN) アミノレクス(INN)、デキストロモラミド(IN バ)、ハロキサゾラム(INN)、ケタゾラム (INN)、メソカルブ(INN)、ケタゾラム ラム(INN)、ペモリン(INN)、オキサゾ ラム(INN)及びスフェンタニル(INN)並び にこれらの塩
CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH H R V C 四 O

ルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩(発生・1000mm。	テル、エステルその他の誘導体造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーニ九・三九 植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の場	エステルその他の誘導体する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、二九・三八グリコシド(天然のもの及びこれと同一の構造を有	するもので、変性ポリペプチドを含む。) 造を有する合成のものに限る。)並びにこれらのなどにれらので、変性ポリペプチャを含む。) がはにこれらのないに、では、では、では、では、では、では、では、では、では、 では、 では、 では、	
(l び 糖 第 テ に 、	エ の 構 C		使 の の ン 用 誘 構 及	
C T H 又は R V C 四 〇	T H 又 は R V C 四 〇	C T H 又 は R V C 四 〇	C T H 又 は R V C 四 〇	

C T H 又 は R V C 四〇	り得たものであるかないかを問わない。)並びにワ性したものであるかないか又は生物工学的方法によ血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の		== O • O = =	
C T H 又 は R V C 四〇	(他の項に該当するものを除く。) おのとし、粉状にしてあるかないかを問わない。) ものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。) 臓器療法用の眼その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器をのとし、粉状にしてあるかないかを問わない。)		= O · O ·	
	第三〇類 医療用品			\equiv
C T H 又 は R V C 四 〇	その他の有機化合物	二九四二・〇〇	土地	
CTH又はRVC四〇	抗生物質		二 九 · 四 一	
	く。) 二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除			

C T H 又 は R V C 四 〇	しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしで、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若(例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤)脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品	三〇・〇五
C T H 又は R V C 四〇	医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療	
CTH又はRVC四〇	の物品を除く。) 三○・○二項、第三○・○五項又は第三○・○六項の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第のあ品を除く。)	1110 · O111
	これらに類する物品の手が、一点では、「一方が、一方が、一方が、一方が、一方が、「一方が、「一方が、「一方が、「一方	

					三〇・〇六	
三〇〇六・五〇	三〇〇六・四〇	1100k·110	=100x·110	三〇〇六・一〇		
救急箱及び救急袋	用セメント歯科用充塡材料及び接骨歯科用セメントその他の歯科用充塡材料及び接骨	用試薬 エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断	血液型判定用試薬	外科用のカットガットその他これに類する縫合材外科用のカットガットその他これに類する縫合材が利用の施着防止材(吸収性があるかないかを問め料用の施着防止材(吸収性があるかないかを問め料用のあったガットその他これに類する縫合材	この類の注4の医療用品	たもの
CTH又はRVC四○	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四○	CTH又はRVC四○	C T H 又 は R V C 四		

CTH 又は RV C四 〇	あるかないか又は化学的に処理してあるかないかを動物性又は植物性の肥料(これらを相互に混合して		
	第三一類 肥料		= -
W	薬剤廃棄物	三〇〇六・九二	
CTH又はRVC四〇	瘻造設術用と認められるもの	三〇〇六・九一	
	その他のもの		
CTH又はRVC四〇	薬品としての使用に供するよう調製したゲル若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の	04·+OO	
CTH又はRVC四〇	る。)の他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限の他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限避妊用化学調製品(第二九・三七項のホルモンそ	三〇〇六・六〇	

	スチック並びにインキ がその誘導体、染料、顔料その他のマ がその誘導体、染料、顔料その他の着色 第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及		= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
く。)又はRVC四○ 項の材料からの変更を除ら第三一・○四項までの各 CTH(第三一・○二項か	の重量が一○キログラム以下に包装したもの状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット肥料成分(窒素、りん及びカリウム)のうち二以上	三 · ○ 五	
CTH又はRVC四〇	カリ肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)		
CTH又はRVC四〇	りん酸肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)		
CTH又はRVC四〇	室素肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)	1111.011	
	し又は化学的に処理して得た肥料問わない。)及び動物性又は植物性の生産品を混合		

CTSH又はRVC四〇	として使用する種類の合成した有機物(化学的に単料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアわない。)、この類の注3の調製品で有機合成着色有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問		三 - · ○ 四	
C T H 又は R V C 四〇	は動物性の着色料をもととしたもの炭を除く。)及びこの類の注3の調製品で植物性又炭を除く。)及びこの類の注3の調製品で植物性又常動物性の着色料(染色エキスを含み、化物物性又は動物性の着色料(染色エキスを含み、化物	11 1 0 1 .00		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	三二〇二・九〇		
CTH又はRVC四〇	合成有機なめし剤	1111011 • 10		
	い。)及びなめし前処理用の酵素系調製品剤(天然なめし料を含有するかしないかを問わな合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし		======================================	
CTH又はRVC四〇	テル、エステルその他の誘導体植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エー			

く。) 又はRVC四○ 一号の材料からの変更を除	その他のもの	三二〇六・一九		
大号の材料からの変更を除 大号の材料からの変更を除	量の八〇%以上のもの 二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重	三二〇六・一一		
	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品			
	に単一であるかないかを問わない。)びルミノホアとして使用する種類の無機物(化学的○三項から第三二・○五項までのものを除く。)及その他の着色料、この類の注3の調製品(第三二・		三二・〇六	
CTH又はRVC四〇	をもととしたものともととしたもの類の注3の調製品でレーキ顔料	三二〇五・〇〇	三二· 〇五	
	一であるかないかを問わない。)			

		_		_
CTH又はRVC四〇	ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含む		三一・〇八	
C T H 又 は R V C 四	スで粉状、粒状又はフレーク状のもののものに限る。)及びガラスフリットその他のガラその他これらに類する調製品(窯業に使用する種類わぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスター調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、う		三二・〇七	
CTH又はRVC四〇	ルミノホアとして使用する種類の無機物	三二〇六・五〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	三二〇六・四九		
CTSH又はRVC四〇	び調製品で調製品で調製品で調製品	三二〇六・四二		
CTSH又はRVC四〇	ウルトラマリン及びこれをもととした調製品	三二〇六・四一		
	その他の着色料及び調製品			
CTSH又はRVC四〇	クロム化合物をもととした顔料及び調製品	三二〇六・二〇		

C T H 又 は R V C 四〇	で、液状又はペースト状のものに限る。)、スタン(エナメルを含む。)の製造に使用する種類のもののとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント顔料(金属の粉又はフレークから成るものを含むも			
CTH又はRVC四〇	調製ドライヤー	11 11 1 • 00	11 1 •	
CTH又はRVC四〇	る種類の調製水性顔料及び水性塗料を含む。)並びに革の仕上げに使用すその他のペイント及びワニス(エナメル、ラッカー	1111110.00	1111.10	
CTH又はRVC四〇	は溶解させたものに限る。)重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又ものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然ものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含む		三二・〇九	
	4の溶液 4の溶液 のとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然 ものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然			

C T H 文 R V C 匹	第三三類 精油 レシノイト 調製香料及び化粧品		
	いかを問わない。) (濃縮してあるかないか又は固形のものであるかな		
CTH又はRVC四〇	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ	三 五	
	の他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材		
	の充塡料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井そ		
	塞用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用		
CTH又はRVC四○	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉	三 - - 四	
	らに類する形状又は包装のものに限る。)		
	ット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これ		
	ターカラーその他これらに類する絵の具類(タブレ		
CTH又はRVC四○	画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポス		
	の代の元を米		
	の也の青色。14		
	プ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料そ		

三四・〇二	三 四 • ○	匹
のとし、第三四・〇一項のものを除く。)製品(せっけんを含有するかしないかを問わないも面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調有機界面活性剤(せっけんを除く。)並びに調製界	ではのけん、有機界面活性剤及びその調製品(せっけんを含有するかしないかを問わない。)、有機界面活性剤及びその調製品(皮膚の洗浄に使用するもので、液状で小売用にしたものに限るもので、液状でからしたものに限るもので、液状でがその調製品(皮膚の洗浄に使用するもので、液状でからしたものに限るもので、液状でがあるとし、せっけんを含有で、水がでからにでは、するがしないかを問わない。)がでは、大口・大口・大口・大口・大口・大口・大口・大口・大口・大口・大口・大口・大口・大	ラスターをもととした歯科用の調製品 リングペースト、歯科用ワックス及びプろうそくその他これに類する物品、モデ ろうそくその他これに類する物品、モデ 選滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、
	C T H 又 は R V C 四 〇	

三四・〇三							
	三四〇二・九〇	三回〇二・二〇	三四〇二・一九		回〇 ・		
他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類したものを含む。)及び紡織用繊維、革、毛皮その離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもとと調製潤滑剤(調製した切削油、ボルト又はナットの調製潤滑剤(調製し	その他のもの	調製品(小売用にしたものに限る。)	その他のもの	非イオン系のもの	陽イオン(カチオン)系のもの	陰イオン(アニオン)系のもの	問わない。)
C T H 又 は R V C 四 〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

「三四・○七 三四○七・○○ 年デリングペースト(児童用のものを含む。) 三四・○七 三四○七・○○ モデリングペースト(児童用のものを含む。)	三四・〇六 三四〇六・〇〇 ろうそく及びこれに類する物品	三四・○五 「四・○五 「四・○五 「でおかびにこれらに類する調製品(この項の調製品が粉並びにこれらに類する調製品(この項の調製品が粉並びにこれらに類する調製品(この項の調製品が粉並びにこれらに類する調製品(この項の調製品のろうを除く。)	三四・〇四 人造ろう及び調製ろう	成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。)
。)並びに焼いた石膏又、棒状その他これらに類(セットにし、小売用の用のものを含む。)、歯 CTH又はRVC四〇	物品 CTH又はRVC四〇	ものとし、第三四・○四項 、プラスチックフォーム及 、擦り磨き用のペースト及 、擦り磨き用のペースト及 でTH又はRVC四○	CTH又はRVC四〇	製潤滑剤及び当該調製品を除く。) かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を

C T H 又 は R V C 四〇	三五・○一項のカゼイングルーを除く。) 三五・○一項のカゼイングルーを除く。) といま導体、アイシングラス及びその他のにかわ(第 といを含むものとし、表面加工をしてあるかないか ゼラチン(長方形(正方形を含む。)のシート状の	三五〇三・〇〇	三五・〇三	
CTSH又はRVC四〇	及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体態において全重量の八〇%を超えるものに限る。)含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状アルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を		三五・〇二	
CTSH又はRVC四〇	並びにカゼイングルーかゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体		三 五 · ○	
	が酵素			三五
	その他の歯科用の調製品は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととした			

三五・〇七	三五・〇六			三 五 · ○ 五	三五・〇四
		三五〇五・二〇	三五〇五・一〇		三五〇四・〇〇
酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	る。) こう とので正味重量が一キログラム以下のものに限たもので正味重量が一キログラム以下のものに限に適する物品(膠着剤又は接着剤として小売用にしいのを除く。)及び膠着剤又は接着剤としての使用る。)		デキストリンその他の変性でん粉	ストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤でん粉及びエステル化でん粉)及びでん粉又はデキデキストリンその他の変性でん粉(例えば、糊化済	を含む。)がびに皮粉(クロムみょうばんを加えたものく。)並びに皮粉(クロムみょうばんを加えたもの系物質及びその誘導体(他の項に該当するものを除べプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質
CTH又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 四	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		C T H 又は R V C 四 〇

-				三八	三七	三六
三八 • ○ 四	三八・〇三	三八・〇二	三八・〇一			
三八〇四・〇〇	三人〇三・〇〇					
ホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は木材パルプの製造の際に生ずる廃液(リグニンスル	トール油(精製してあるかないかを問わない。)	炭(廃獣炭を含む。) 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣	限る。) Rる。) Rる。) Rる。) Rる。)	第三八類 各種の化学工業生産品	第三七類 写真用又は映画用の材料	び調製燃料 が調製燃料 アエ品、マッチ、発火性合金及
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

の五○%以上が原産品であCTSH(有効成分の重量	物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植		三八・〇八	
C T H 又 は R V C	ッチをもととしたものこれに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ	三八〇七・〇〇	三八・〇七	
CTH又はRVC四〇	ピリット、ロジン油並びにランガムロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンス		三八・〇六	
CTH H R V C 四 O	ルピネオールを主成分とするものに限る。)(粗のものに限る。)及びパイン油(アルファーテのに限る。)、亜硫酸テレビンその他のパラシメンのに限る。)、亜硫酸テレビンその他の方法により針葉樹から得たものに限る。)、ジペンテン(粗のもがムテレビン油、蒸留その他の方法により針がムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン		三八・〇五	
	三八・○三項のトール油を除く。)			

三八 - 一	三 八 · 一 〇	三八・〇九	
使油指ア	類溶び助う金	し、す、仕	ろ品(
使用するその他の液体用のものに限る。)油(ガソリンを含む。)用又は鉱物油と同じ目的に指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤(鉱物アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度アンチノック剤、酸化防止剤、	類の調製品 類の調製品 類の調製品 対ペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに 助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及 り付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した 金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろ	し、他の項に該当するものを除く。)する工業において使用する種類のものに限るものと(繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品	ろうそく並びにはえ取り紙)に限る。)品にしたもの(例えば、硫黄を含ませた帯、芯及び(小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製
R のななの国のよれ、	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	C四〇 C四〇

三八・一七	三八・一六	三八・一五	三八・一四	三八・一三	三 八 · 二
三八七・〇〇	三八一六・〇〇		三八一四・〇〇	三八一三・〇〇	
混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン	く。) これらに類する配合品(第三八・〇一項の物品を除配火性のセメント、モルタル、コンクリートその他	当するものを除く。) 反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒(他の項に該	調製除去剤るものを除く。)並びにペイント用又はワニス用の有機の配合溶剤及び配合シンナー(他の項に該当す	消火器用の調製品及び装塡物並びに装塡した消火弾	化防止剤その他の複合した安定剤く。)及びゴム用又はプラスチック用の調製した老用の複合した可塑剤(他の項に該当するものを除調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

C T H 又 は R V C 四 〇	に限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したもの	三 八 三 · ·	三八
C T H 又 は R V C 四 〇	(保存用のものを含む。)用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤微生物(ウイルス及びこれに類するものを含む。)	三八二・〇〇	三八二
CTH又はRVC四〇	調製不凍液及び調製解凍液	三八二〇・〇〇	三八・二〇
CTH又はRVC四〇	含有量が全重量の七○%未満のものに限る。)又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液(石油	三八一九・〇〇	三八・一九
CTH又はRVC四〇	もの限る。)及び化合物を電子工業用にドープ処理したウエハー状その他これらに類する形状にしたものに力素を電子工業用にドープ処理したもの(円盤状、	三八一八・〇〇	三八
	く。) (第二七・○七項又は第二九・○二項のものを除		

				T
C TH又はRVC四〇	の含有量が全重量の七〇%未満のものに限る。)バイオディーゼル及びその混合物(石油又は歴青油	三八二六・〇〇	三八・二六	
W O	物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物留物(他の項に該当するものを除く。)、都市廃棄化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる残		三八・二五	
R C T H	他の項に該当するものを除く。)及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、(類似の工業を含む。)において生産される化学品鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業		三八二四	
CTH又はRVC四〇	ルコール油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性ア工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで		三二三	
	びに認証標準物質○・○二項又は第三○・○六項のものを除く。)並持体を使用してあるかないかを問わない。)(第三			

第七部	プラスチック	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品	いらの製品	
三九			第三九類 プラスチック及びその製品	
	三九・〇一		エチレンの重合体(一次製品に限る。)	CTH又はRVC四〇
	三九・〇二		に限る。) プロピレンその他のオレフィンの重合体(一次製品	CTH又はRVC四〇
	三九・〇三		スチレンの重合体(一次製品に限る。)	CTH又はRVC四〇
	三九・〇四		(一次製品に限る。) 塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体	CTH又はRVC凹〇
	三九・〇五		の他のビニル重合体(一次製品に限る。)酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びそ	CTH又はRVC四〇
	三九・〇六		アクリル重合体(一次製品に限る。)	CTH又はRVC四〇
	三九・〇七		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹	CTH又はRVC四〇

CTH又はRVC四〇	天然の重合体(例えば、アルギン酸)及び変性させ		三九 • 一三	
CTH又はRVC四〇	ものとし、他の項に該当するものを除く。)セルロース及びその化学的誘導体(一次製品に限る		三 九 · 一 二	
CTH又はRVC四〇	するものを除く。)他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその石油樹脂、クマロンーインデン樹脂、ポリテルペン、		三 九 · 一 一	
CTH又はRVC四〇	シリコーン(一次製品に限る。)	三九一〇・〇〇	三九・一〇	
CTH又はRVC四〇	次製品に限る。)		三九・〇九	
CTH又はRVC四〇	ポリアミド(一次製品に限る。)		三九・〇八	
	る。) る。) おみの他のポリエステル(一次製品に限ルエステルその他のポリエステル(一次製品に限用及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリ			

C T H 又 は R V C 四 〇	ないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状 プラスチック製の床用敷物(接着性を有するか有し		三九・一八	
CTH又はRVC四〇	ト、エルボー及びフランジ)(プラスチック製のものに限る。例えば、ジョインプラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手		三九・一七	
C T H 又 は R V C 四〇	わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)スチックの形材(表面加工をしてあるかないかを問メートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラプラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリ		三九・一六	
C T H	プラスチックのくず		三九・一五	
CTH又はRVC四〇	もととしたイオン交換体(一次製品に限る。)第三九・○一項から第三九・一三項までの重合体を	三九一四・〇〇	三九・一四	
	他の項に該当するものを除く。)ゴムの化学的誘導体)(一次製品に限るものとし、「大然の重合体(例えば、硬化たんぱく質及び天然			

C T H 又 は R V C 四 〇	の水槽その他これらに類する衛生用品洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、	三九・二二
C T H 又 は R V C 四 〇	はく及びストリッププラスチック製のその他の板、シート、フィルム、	三九・二一
C T H 又 は R V C 四 〇	除く。) に類する方法により他の材料と組み合わせたものを 薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれら はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、 プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、	三九・二〇
C T H 又 は R V C 四 〇	ないかを問わない。)性を有するものに限るものとし、ロール状であるかが、ストリップその他のへん平な形状の物品(接着プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テー	三九・一九
	ク製の壁面被覆材及び天井被覆材のものに限る。)並びにこの類の注9のプラスチッ	

	四				
		三九・二六	三九・二五	三九・二四	三九・二三
シート又はストリップの形状のものに限る。)ルその他これらに類する天然ガム(一次製品、板、天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チク	第四○類 ゴム及びその製品	から成る製品第三九・一四項までの材料(プラスチックを除く。)条三九・一四項までの材料(プラスチックを除く。)その他のプラスチック製品及び第三九・○一項から	を除く。) プラスチック製の建築用品(他の項に該当するもの	用品及び化粧用品プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭	る物品スチック製の栓、蓋、キャップその他これらに類すスチック製の栓、蓋、キャップその他これらに類すプラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラ
CC		C T H 又 は R V C 四 〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

C T H 又 は R V C 四 〇	糸及びひも(加硫したゴムのものに限る。)	四00七・00	四 〇 · 〇 七	
CTH Xは RV C四〇	盤及びリング)棒、管及び形材)及び製品にしたもの(例えば、円棒、管及び形材)及び製品にしたもの(例えば、円加硫してないゴムで、その他の形状のもの(例えば、		四〇・〇六	
CTH又はRVC四〇	ト又はストリップの形状のものに限る。)配合ゴム(加硫してないもので、一次製品、板、シー		四 〇 · ○ 五	
C T H	た粉及び粒 あくず並びにこれから得ゴム (硬質ゴムを除く。) のくず並びにこれから得	四〇〇回・〇〇	□○・○□	
CTH又はRVC四〇	形状のものに限る。)再生ゴム(一次製品、板、シート又はストリップの	国〇〇川・〇〇	四〇・〇三	
CTH 又は RV C四〇	板、シート又はストリップの形状のものに限る。)○一項の物品とこの項の物品との混合物(一次製品、合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四○・		四 〇 · 〇 二	

	四	四	四	四四	四四	四
四 · 一 四	0 - 1 =	· - - -	四 · 一 一		〇 ・ 〇 九	四〇・〇八
衛生用又は医療用の製品(乳首を含み、加硫したゴ	ゴム製のインナーチューブ	ョンタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップに限る。)並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッシゴム製の空気タイヤ(更生したもの及び中古のもの	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	硫したゴム製のものに限る。)コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング(加	いかを問わない。) ド、エルボー及びフランジ)を取り付けてあるかなりのに限るものとし、継手(例えば、ジョイン製のものに限るものとし、継手(例えば、ジョイン管及びホース(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)	ム(硬質ゴムを除く。)のものに限る。)板、シート、ストリップ、棒及び形材(加硫したゴ
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

CC又はRVC四〇	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮の	
	第四一類 原皮(毛皮を除く。)及び革	<u>—</u>
ハンドバッグその他これらに類する容器並び	に腸の製品に腸の製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその	第八部 皮革及び毛皮が
CTH又はRVC四〇	四○一七・○○ 硬質ゴム(例えば、エボナイト。くずを含むものと	四〇・一七
CTH又はRVC四〇	製のものに限る。)その他の製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)	四〇・一六
CTH又はRVC四〇	限るものとし、用途を問わない。)み、加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)製のものに衣類及び衣類附属品(手袋、ミトン及びミットを含	四 〇 · 一 五
	い。)の質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない(便質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない(は、)では、	

C C 又 は R V C 四 〇	ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かけ、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、ただし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をの他の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬	四 一 · ○ 三
CC又はRVC四〇	羊の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、 がし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工を をだし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工を ただし、この類の注1での規定により除かれているかい ないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。 ただし、この類の注1での規定により除かれているかい をがし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工を ものを含まない。)	四 一 · ○
	してあるかないかを問わない。) おのとし、脱毛してあるかないか又はスプリットが上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限いがで、なめし、パーチメンをに適する処理をしたもので、なめし、パーチメンルがで	

	四一・〇六 四一・〇六 で、毛が付いていなるかない	四一・〇五	わない。)に限るものとし、を超える加工をしてなめしたもの及
	いものに限るものとし、スプリこれらを超える加工をしておらこれらを超える加工をしておら	いとし、スプリットしてあが工をしておらず、毛が付にもの及びクラストにした	スプリットしてあるかないかを問及びクラストにしたもので、これら及びクラストにしたもので、これら
C T H 又 は R V C 四 〇	C T H 又 は R V C 四	C T H 又 は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇

四 - · 四	四 一 · 三	四一・一二 四一一二・〇〇	
並びにメタライズドレザーパテントレザー及びパテントラミネーテッドレザーションシャモア革を含む。)、	第四一・一四項の革を除く。) にれらを超える加工をしたもので、パーチメント仕これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕るの他の動物の革(なめした又はクラストにした後	○○ 羊革 (なめした又はクラストにした後これらを超え のを含み、毛が付いていないものに限るものとし、 のを含み、毛が付いていないものに限るものとし、 を加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたも	く。) く。) く。) ので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が
C T H 又 は R V C 四	C T H 又 は R V C 四	C T H X は R V C 四 〇	

		Ш	m	
		四三	四二	
四三· 〇二	四三· 〇一			四 一 · 五 五
を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料なめし又は仕上げた毛皮(頭部、尾部、足部その他	項から第四一・○三項までの原皮を除く。)の使用に適するものを含むものとし、第四一・○一原毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者	第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	並びに腸の製品ハンドバッグその他これらに類する容器第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、	製品の製造に適しないものに限る。)及び革の粉めい。)、革又はコンポジションレザーのくず(革のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わめものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わればいいがあるがで、 板状、シート状又はストリップ状製造したもので、 板状、シート状又はストリップ状製造したもので、 板状、シート状又は本繊維をもととしてコンポジションレザー(革又は革繊維をもととしてコンポジションレザー(
C T H 又 は R V C 四〇	C C 又はR V C 四〇		CC又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 四 〇

	四	pu	四四	第九部本	四	四	
				及び枝条細工物木材及びその製品、	凹□・○四	四三・〇三	
				木炭、			
木材(粗のものに限るものとし、支若しくは辺材を	凝結させてあるかないかを問わない。) 木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、	片状の木材ない。)、薪材並びにチップ状又は小ないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小ト状その他これらに類する形状に凝結させてあるかのこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレッのこくず及び木くず(棒状	第四四類 木材及びその製品並びに木炭	コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物	人造毛皮及びその製品	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	第四三・○三項のものを除く。)
CTH又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 四 〇	C T H 又 は R V C 四 〇		組物材料の製品並びに籠細工物	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

CTH又はRVC四〇	継ぎしたものであるかないかを問わない。)限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦したもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剝ぎ		四 四 · 〇 七	
CTH又はRVC四○	木製の鉄道用又は軌道用の枕木		四四・〇六	
CTH又はRVC四〇	木毛及び木粉	四四〇五・〇〇	□□・○五	
C T H 又 は R V C 四	たが材、割ったポール、木製のくい(端をとがらせたが材、割ったポール、木製のくい(端をとがらせたが材、割ったポール、木製のくい(端をとがらせれに類するものを除く。)、でものに限るものを除く。)、でものに限るものを除く。)ので、地で、地で、地で、大型のでで、いいで、地で、大型のをいるが、というに、大型のをいるが、というに、大型のをいるが、というに、大型のとし、からで、地では、大型のというが、というに、大型のというが、地では、大型のというが、大型のというが、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して		四 四 · ○ 四	
	を問わない。)			

<u>ш</u> <u>•</u> —	四 四 · ○ 九	四 四 · ○ 八
より凝結させてあるかないかを問わない。)のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤にば、ウェファーボード)(木材その他の木質の材料ボード(OSB)その他これに類するボード(例えポーティクルボード、オリエンテッドストランド CTH	ない。) ない。) ない。) ない。) ない。) ない。) ない。) ない。) ない。) ない。) ない。) ない。) ないものを含むものとし、かんながけし、やすいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木 ない。) ない。) ないものを含むものとし、かんながけし、やす ない。) ない。) ない。) ない。)	化粧張り用単板(積層木材を平削りすることにより CT化粧張り用単板(積層木材を平削りすることにより CT化粧張り用単板(積層木材を平削りすることにより CT
Н	C T H 又 は R V C 四 〇	CTH又はRVC四〇

四四十六	四 四 • —	四 四 • 一	四 四 • 一		四 四 • —
六	五.	四	1 111	1	_
四 四 一		四 四 一	四 四 一		
四四一六・〇〇					
Ŏ		Ŏ	Ŏ		
製のこれらの部分品(たる材及びおけ材を含む。)木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木	ド並びに木製のパレット枠のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボーに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これら	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	のに限る。) 改良木材(塊状、板状、ストリップ状又は形材のも	材	ないかを問わない。)とし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるか繊維板(木材その他の木質の材料のものに限るもの
CTH又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	C T H	C T H

	お並びに籠細工物及び枝条細工物 第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製			 四 六
CTH又はRVC四〇	第四五類 コルク及びその製品			四五.
CTH又はRVC四〇	その他の木製品		四 四 · 二 一	
C T H 又 は R V C 四〇	製の家具の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製製の箱、ケースとの他これらに類する製品及び木製		四 四 · 二 ○	
CTH又はRVC四〇	木製の食卓用品及び台所用品	四四一九・〇〇	四 四 · 一 九	
CTH又はRVC四〇	組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。)木製建具及び建築用木工品(セルラーウッドパネル、		四四・一八	
CTH又はRVC四〇	ボデー、柄及び握り並びに靴の木型木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製の	四四一七・〇〇	四 四 · 一 七	

	その他のもの			
又はRVC四○ の変更を除く。)				
CTH(第一四・○一項の	その他のもの	四六〇一・二九		
CTH又はRVC四〇	とう製のもの	四六〇一・二二		
CTH又はRVC四〇	竹製のもの	四六〇一・二一		
	敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)			
	るかないかを問わない。) でシート状のもの(最終製品(敷物、壁掛等)であいら成る物品を平行につなぎ及び織ったものであっから成る物品を平行につなぎ及び織ったものであっいら成る物品を立てされて類する組物材料から成る物品さなだその他これに類する組物材料から成る物品		四 六 • 〇 一	

造したものに限る。)及びへちま製品直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製籠細工物、枝条細工物その他の製品(組物材料から

(クラフトパルプ)に限るものとし、溶解用のもの化学木材パルプ(ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ
(溶解用のものに限る。)
及び古紙繊維素繊維を原料とするそ
古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品

<u> </u>	四	四八	四	四上	四上	
四 八 〇 二	四八・○一		四七・〇七	四七・〇六	四七・〇五	
	■八〇一・○○				四七〇五・〇〇	
さを問わず、第四八・○一項又は第四八・○三項のを含む。)のシート状のものに限るものとし、大きびせん孔テープ用紙(ロール状又は長方形(正方形類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及	新聞用紙(ロール状又はシート状のものに限る。)	板紙の製品第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は	古紙	ルプ 古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパ	た木材パルプと大材パルプとはいりででである。	プ) に限るものとし、溶解用のものを除く。)
C C C 又 は R V C 四〇	CC又はRVC四〇		WO	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

			四八・〇四	四八・〇三	
四八〇四・一九	四八〇四・一一			00.11078	
その他のもの	さらしてないもの	クラフトライナー	八・○二項又は第四八・○三項のものを除く。)ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないもので	を問わない。) ・イレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオトイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオを問わない。)	紙を除く。)並びに手すきの紙及び板紙
CC又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇			CT H スは R V C 四〇	

								_
四八〇四・四一		四八〇四・三九	四八〇四・三一		四八〇四・二九	四八〇四・二一		_
さらしてないもの	ラム未満のものに限る。)平方メートルにつき一五○グラムを超え二二五グその他のクラフト紙及びクラフト板紙(重量が一	その他のもの	さらしてないもの	る。) 平方メートルにつき一五○グラム以下のものに限平方メートルにつき一五○グラフト板紙(重量が一その他のクラフト紙及びクラフト板紙(重量が一	その他のもの	さらしてないもの	重袋用クラフト紙	
CC又はRVC四〇		CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇		CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇		_

CC又はRVC四〇	に規定する加工の他に更に加工をしたものを除く。)又はシート状のものに限るものとし、この類の注3その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状		四 八 · 〇 五	
CC又はRVC四〇	その他のもの	四八〇四・五九		
CC又はRVC四〇	含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの	四八〇四・五二		
CC又はRVC四〇	さらしてないもの	四八〇四・五一		
	る。) 平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限平方メートルにつき二二五グラフト板紙(重量が一その他のクラフト紙及びクラフト板紙(重量が一			
CC又はRVC四〇	その他のもの	四八〇四・四九		
CC又はRVC四〇	含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの	四八〇四・四二		

		四 八	四八	四 八
		四八・〇八	四八・〇七	四八・〇六
四八〇八・四〇	四八〇八・一〇		四八〇七・〇〇	
クラフト紙(ちりめん加工又はしわ付けをしたも)	るかないかを問わない。) コルゲート加工をした紙及び板紙(せん孔してあっ	四八・○三項の紙を除く。)の川・○三項の紙を除く。)の一ル状又はシート状のものに限るものとし、第か付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙をかないかを問わない。)、ちりめん加工をし、しコルゲート加工をし(平らな表面紙を張り付けてあ	込ませたものを除く。) してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強状型はシート状のものに限るものとし、内部を補強	シート状のものに限る。)紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又は硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシンの
CTH(第四八・○四項の	C T H 又 は R V C 四 〇		CTH又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 四 〇

四八・一一紙、板紙、セル	四八・一〇 紙及び板紙(カカない。)、かかない。)、かかない。)、かかない。)、かがない。)、かがない。)、かがない。)、かががらので、ロールに	四八・〇九 カーボン紙、セルフロハ・〇九 カーボン紙、セルフロハ・〇九	四八〇八・九〇 その他のもの	はせん孔してあるか
セルロースウォッディング及びセルロー	は印刷してあるかないかを問わない。)表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又かで、ロール状又は長方形(正方形を含む。)のので、ロール状又は長方形(正方形を含む。)のので、ロール状又は長方形(正方形を含む。)のので、ロール状又は長方形(正方形を含む。)のので、ロール状又は長方形(正方形を含む。)のので、ロール状又は長方形(正方形を含む。)のので、ロール状又は長方形(正方形を問題にといる。	ないかを問わない。)はシート状のものに限るものとし、印刷してあるか用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又及び転写紙(謄写版原紙用又はオフセットプレートカーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙	0	はせん孔してあるかないかを問わない。)
CTH又はRVC四〇	CT H スは R V C 四〇	C T H 又 は R V C 四〇	CTH又はRVC四〇	又は R V C 四 〇

又はRVC四○	ものとし、第四八・○九項のものを除く。)並びに及び転写紙(箱入りにしてあるかないかを問わないカーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙		四 八 · 六	
CTH又はRVC四(パーパー 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペー		四八・一四	
CTH又はRVC四〇	い。) にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わなにし又は円筒状にしたものであるかないかを問わな製造たばこ用巻紙(特定の大きさに切り、小冊子状		四八・一三	
CTH又はRVC四〇	スラブ及びフィルタープレート製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルター	四八一二・〇〇	四八・一二	
	小・○三項、第四八・○九項又は第四八・一○項の 師を施し又は印刷したものに限るものとし、第四 し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装 む。)のシート状のもので、大きさを問わず、塗布 お品を除く。)			

CTH又はRVC四〇	ルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の 紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセ	四 八 ・ 九	
C T H 又 は R V C 四 〇	用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品 「大イレットペーパーその他これに類する家庭用又は を出に供する種類の紙、セルロースウォッディング でリース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジング ロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジング ロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジング は形状に切ったものに限る。)並びに製紙用パル でッドシーツその他これらに類する家庭用又は 用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	四 八 · 一 八	
CTH又はRVC四〇	袋その他の容器に詰め合わせたもの筒、通信用カード、便箋等を紙製又は板紙製の箱、紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封	四 八 · 一 七	
	にしてあるかないかを問わない。) 謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート(箱入り		

) おかないか又は硬化してあるかないかを問わなるかないか又は硬化してあるかないかを問わないがで製、紙製又は板紙製のボビン、スプーリバルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプー	ないかを	バム(見本用又は収集用のものに限る。)並びにカーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式る製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、領収帳、便箋、メモ帳、日記帳その他これらに類す	四八・二〇 紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、 C	い。イリーン・利勢できて	ハて吏用する重領のもの
が、スプー CTH又はRVC四〇	7よ い	並、挿挟に	注文		商店等にお

C C	繊維を含む。) 絹のくず(繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した	五〇〇三・〇〇	五〇・〇三	
CC	生糸(よってないものに限る。)	五〇〇二・〇〇	五〇・〇二一	
CC	繭(繰糸に適するものに限る。)	五〇〇一・〇〇	五〇・〇一	
	第五〇類 絹及び絹織物			五.
		紡織用繊維及びその製品	部	第一一一
CTH又はRVC四〇	図及び図案 物並びに手書き文書、タイプ文書、設計第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷			四 九
C T H 又 は R V C 四 〇	での中でである。) 並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維切ったものに限る。) 並びに製紙用パルプ、紙、板切ったものに限る。) 並びに製紙用パルプ、紙、板やルロース繊維のウェブ (特定の大きさ又は形状に		四 八 · 二 三	

		五一				
<u>т.</u> • •	五 - · ○ -		五〇・〇七	五〇・〇六	五〇・〇五	五〇・〇四
				五〇〇六・〇〇	五〇〇五・〇〇	五〇〇四・〇〇
除く。) 繊獣毛及び粗獣毛(カードし又はコームしたものを	羊毛(カードし又はコームしたものを除く。)	第五一類 羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並び	絹織物	限る。) 並びに天然てぐす 絹糸、絹紡糸及び絹紡 紬 糸(小売用にしたものに	絹紡糸及び絹紡紬糸(小売用にしたものを除く。)	除く。) 解紡 紬 糸及び小売用にしたものを絹糸(絹紡糸、絹紡 紬 糸及び小売用にしたものを
C C	CC		C T H	らの変更を除く。)は第五○・○五項の材料からの変更を除く。)	C T H	C T H

ら第五一・○八項までの材CTH(第五一・○六項か	る。)		五一・〇九	
C T H	し、小売用にしたものを除く。)紡毛糸及び梳毛糸(繊獣毛製のものに限るものと		五一・〇八	
C T H	たものを除く。) 梳毛糸(羊毛製のものに限るものとし、小売用にし		五 一 ・ 〇 七	
C T H	たものを除く。) お毛糸(羊毛製のものに限るものとし、小売用にし		五一・〇六	
C C	もの(小塊状のコームした羊毛を含む。)に限る。)羊毛、繊獣毛及び粗獣毛(カードし又はコームした		五 一 ・ 〇 五	
C T H	る。) 羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず(反毛した繊維に限	五一〇四・〇〇	五 - ・ ○ 四	
CCC	とし、反毛した繊維を除く。) 羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず(糸くずを含むもの		五・〇三	

				料からの変更を除く。)
	五 · ·	五一〇・〇〇	るかないかを問わない。)ンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであ知獣毛製又は馬毛製の糸(馬毛を芯糸に使用したジ	C T H
	五 - - -		紡毛織物(羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。)	C T H
	五 • 一 二		梳毛織物(羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。) **	C T H
	五一・一三	五一三・〇〇	毛織物(粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。)	C T H
五二			第五二類 綿及び綿織物	
	五二・〇一	五二〇一・〇〇	く。) 実綿及び繰綿(カードし又はコームしたものを除	CC
	五二・〇二		綿のくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	CC
	五二・〇三	五二〇三・〇〇	綿(カードし又はコームしたものに限る。)	C

五二・〇九	五二・〇八	五 二 〇 七	五二・〇六	五二・〇五	五二・〇四
〇 九 ———	<u>О</u> ,	〇 七 ———	六	〇 五.	〇 四
一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに綿織物(綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が	る。)	く。) く。)	ものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)綿糸(綿の重量が全重量の八五%未満のものに限る	ものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)綿糸(綿の重量が全重量の八五%以上のものに限る	わない。)
C T H	C T H	らの変更を除く。)は第五二・○六項の材料かCTH(第五二・○五項又	C T H	C T H	C T H

五三・〇一	五三第五三類を	五二・一二 その他の綿織物	五二・一一	五二・一〇 綿織物(綿の重型	
くず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)亜麻(精紡したものを除く。)並びにそのトウ及び	並びに紙糸及びその織物	綿織物	/ートルにつき二〇〇グラムを超は大部分が人造繊維のもののうが全重量の八五%未満のもので、	万メートルにつき二○○グラム以下又は大部分が人造繊維のもののう星が全重量の八五%未満のもので、	
C C		C T H	C T H	C T H	

五三・〇八	五三・〇七	五三・〇六	五三・〇五	五三・〇三	五三・〇二
			五三〇五・〇〇		
その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	の糸第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維	亜麻糸	維を含む。) 維を含む。) 維を含む。) がは、アバカ(マニラ麻又はムサ・テクスティココやし、アバカ(マニラ麻又はムサ・テクスティココやし、アバカ(マニラ麻又はムサ・テクスティ	びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)亜麻、大麻及びラミーを除く。)並びにそのトウ及ジュートその他の紡織用靱皮繊維(精紡したもの、	た繊維を含む。) 大麻(カナビス・サティヴァ。精紡したものを除 C C
C T H	C T H	C T H	CC	CC	CC

C	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸(六七デシ CC		五四・〇三	
CC	ものを除く。) 繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にした合成繊維の長繊維の糸(六七デシテックス未満の単		五 四 · 〇 二	
C	売用にしたものであるかないかを問わない。) 縫糸(人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小		五 四 · 〇 一	
	繊維製品 及びストリップその他これに類する人造第五四類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物			五. 四
C T H	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	五三一一・〇〇	五三・一一	
C T H	の織物の織物では、〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維		五三・一〇	
C T H	亜麻織物		五三・〇九	
		_	_	_

	1			
五四・〇七	五四・〇六	五 四 · 〇 五	五四・〇四	
	五四〇六・〇〇	五四〇五・〇〇		
合成繊維の長繊維の糸の織物(第五四・〇四項の材 C E	のとし、縫糸を除く。) 人造繊維の長繊維の糸(小売用にしたものに限るも CC	下のものに限る。) 再生繊維又は半合成繊維の単繊維(六七デシテック CC 再生繊維又は半合成繊維の単繊維又は半合成繊 下のものに限る。)及び再生繊維又は半合成繊 上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメート で、横断面の最大寸法が一ミリメート で、横断面の最大寸法が一ミリメート	が五ミリメートル以下のものに限る。) ので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のもので、横断面の最大寸法が	及び小売用にしたものを除く。)
C T H	С	C	C	

_				_
C	を含む。)		五 五 · 〇 五	
CC	その他の紡績準備の処理をしたものを除く。)再生繊維又は半合成繊維の短繊維(カード、コーム		五 五 · 〇 四	
CC	備の処理をしたものを除く。)合成繊維の短繊維(カード、コームその他の紡績準		五五・〇三	
CC	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	五五〇二・〇〇	五五・〇二	
CC	合成繊維の長繊維のトウ		五五・〇一	
	第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物			五五五
C T H	四・〇五項の材料の織物を含む。)再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物(第五		五四・〇八	
	料の織物を含む。)			

C T H	合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量		五五.	
らの変更を除く。)は第五五・一○項の材料かは第五五・一○項の材料か	し、縫糸を除く。) 人造繊維の紡績糸(小売用にしたものに限るものと		五 五 · 一 一	
C T H	にしたものを除く。)再生繊維又は半合成繊維の紡績糸(縫糸及び小売用		五五・一〇	
C T H	く。) く。) 合成繊維の紡績糸(縫糸及び小売用にしたものを除		五五・〇九	
C T H	売用にしたものであるかないかを問わない。) 縫糸(人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小		五五・〇八	
СС	その他の紡績準備の処理をしたものに限る。)再生繊維又は半合成繊維の短繊維(カード、コーム	五五〇七・〇〇	五 五 · 〇 七	
CC	備の処理をしたものに限る。)合成繊維の短繊維(カード、コームその他の紡績準		五五・〇六	

料からの変更を除く。)ら第五五・一一項までの材とTH(第五五・〇九項か	ポリエステルの短繊維のその他の織物	五 三 - 三		
料からの変更を除く。)ら第五五・一一項までの材との工・一一項までの材でする。	限る。)四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のものに四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のものにポリエステルの短繊維のもの(三枚綾織り又は	五五二三・一二		
料からの変更を除く。)ら第五五・一一項までの材とTH(第五五・○九項か	限る。)	五 五 三 · 一		
	漂白してないもの及び漂白したもの			
	につき一七○グラム以下のものに限る。) 部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルが全重量の八五%未満のもののうち、混用繊維の全合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量		五 五 · 一 三	
	が全重量の八五%以上のものに限る。)			

							-
							_
五五		五五一	五五五一	五五一		五五	-
五五二三十二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二		五五一三・二九	五五一三・二三	五五一三・二一		五 五 一 三 ・ 一 九	
=		九	111	<u> </u>		九	_
 限 ポ	異な	そ	ポ	限 ポ	浸染	7	
限る。)	異なる色の糸から成るもの	その他の織物	リエス	限る。)ポリエステルの短繊維のもの	浸染したもの	その他の織物	
テルの	糸から	織物	リエステルの短繊維のその他の織物	テルの	Ø	織 物	
短繊維	成るも		短繊維	短繊維			
のもの	の		州のその	から			
			他の微				
(平 織 り の			物物	織 り の			
ものに				(平織りのものに			
1		C T H	C T H	C T H		料 ら C か 第 T	-
料からの変更を除く。)ら第五五・一一項までのとてH(第五五・○九項		п	п	П		料からの変更を除く。)ら第五五・一一項までのCTH(第五五・〇九百	
世 一 五 五 除 項 ・						更 五 一 五 原 項	
料からの変更を除く。)ら第五五・一一項までの材とTH(第五五・〇九項か						料からの変更を除く。)ら第五五・一一項までの材とTH(第五五・○九項か	
材か						材か	_

ら第五五・一一項までの材CTH(第五五・○九項か	限る。)	五 五 一 四 • 一		
	漂白してないもの及び漂白したもの			
	につき一七〇グラムを超えるものに限る。)部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルが全重量の八五%未満のもののうち、混用繊維の全合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量		五 五 · 一 四	
C T H	その他の織物	五五一三・四九		
C T H	限る。) ・ おリエステルの短繊維のもの(平織りのものに	五五一三・四一		
	なせんしたもの			
料からの変更を除く。) ら第五五・一一項までの材 CTH(第五五・○九項か	その他の織物	五五一三・三九		

	T	I		T		
五五一四・二三	五 五 四 · 二 二	五五一四・二一		五五一四・一九	五五一四・一二	
ポリエステルの短繊維のその他の織物	限る。) 収を織り(破れ斜文織りを含む。)のものに の枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のものに ポリエステルの短繊維のもの(三枚綾織り又は	限る。)	浸染したもの	その他の織物	限る。)四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のものに四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のものにポリエステルの短繊維のもの(三枚綾織り又は	
C T H	C T H	C T H		料からの変更を除く。)ら第五五・一一項までの材との工・一一項までの材でする。	料からの変更を除く。)ら第五五・一一項までの材とTH(第五五・○九項か	料からの変更を除く。)

							-
							_
五五一四・四九	五五一四・四三	五五一四・四二	五五一四・四一		五五一四・三〇	五五一四・二九	_
その他の織物	ポリエステルの短繊維のその他の織物	限る。) 「関本を表現である。)のものに関本を表現である。)のものに対して、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは	限る。) ・ おリエステルの短繊維のもの(平織りのものに	なせんしたもの	異なる色の糸から成るもの	その他の織物	
C T H	C T H	C T H	C T H		料からの変更を除く。) ら第五五・一一項までの材 CTH(第五五・〇九項か	C T H	

	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量		
C T H	なせんしたもの	五五一六・一四	
料からの変更を除く。) ら第五五・一一項までの材 CTH(第五五・○九項か	異なる色の糸から成るもの	五五一六・一三	
C T H	浸染したもの	五五一六・一二	
料からの変更を除く。)ら第五五・一一項までの材とTH(第五五・〇九項か	漂白してないもの及び漂白したもの	五五一六・一一	
	の八五%以上のもの再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量		
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	, .	五五・一六
C T H	合成繊維の短繊維のその他の織物		五 五 - 一 五

、混用繊維の全部又は大部維の短繊維の重量が全重量	分が羊毛又は繊獣毛のもの		
C T H	の八五%未満のもので、混用繊維再生繊維又は半合成繊維の短繊維		
	なせんしたもの	五五一六・二四	
料からの変更を除く。) ら第五五・一一項までの材 るもの CTH(第五五・〇九項か	異なる色の糸から成るもの	五五一六・二三	
C T H	浸染したもの	五五一六・二二	
おからの変更を除く。)	漂白してないもの及び漂白したもの	五五一六・二一	
のもの、混用繊維の全部又は大部	分が人造繊維の長繊維のものの人五%未満のもので、混用		

C T H	浸染したもの	五五一六・四二	
料からの変更を除く。)ら第五五・一一項までの材とTH(第五五・○九項か	漂白してないもの及び漂白したもの	五五一六・四一	
	分が綿のものの、混用繊維の全部又は大部の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量		
C T H	なせんしたもの	五五一六・三四	
料からの変更を除く。)ら第五五・一一項までの材とTH(第五五・〇九項か	異なる色の糸から成るもの	五五一六・三三	
C T H	浸染したもの	五五一六・三二	
料からの変更を除く。)			

							_
							_
五五一六・九四	五五一六・九三	五五一六・九二	五五一六・九一		五五一六・四四	五五一六・四三	_
なせんしたもの	異なる色の糸から成るもの	浸染したもの	漂白してないもの及び漂白したもの	その他のもの	なせんしたもの	異なる色の糸から成るもの	
C T H	と と 第五五・一一項までの材 の の の の の の の の の の の の の	C T H	ドイス (第五五・○九項から第五五・一一項までの材を)		C T H	8年日(第五五・○九項から第五五・一一項までの材があるの変更を除く。)	_

				五六
				^
五六・〇四	五六・〇三	五六・〇二	五六・〇一	
	\bigcirc	0	0	
しる又限ゴ	も不	たフ	紡な紡	第
し又は被覆したものに限る。) 「コム又はプラスチックを染み込ませ、塗布又は第五四・○五項のストリップその他これに類す限る。)並びに紡織用繊維の糸及び第五四・○四項ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆したものにゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆したものに	ものであるかないかを問わない。不織布(染み込ませ、塗布し、被	たものであるかないかを問わない。)フェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層し	紡織用繊維のダスト及びミルネップさが五ミリメートル以下の紡織用繊維(フロック)、紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長	第 五 六 類
覆 ゴ 四 並 びゴム	るかみる	あるか	維リ維のカ	
たもの スひもの おいもの としょう はっぱん はっぱん はっぱん もんしょう はんしょう はんしょう いんしゅう しょう しょうしん しょうしん しゅうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しんしゅう しょうしゅう しょうしゃ しょうしゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく	めるかないかな(染み込ませ、	かないま	クストリオッ	メッジ かん がん がん がん かん
に ラ の 用 (紡み)	を問わない、塗布し、	か せ、 問 涂	及びミダ下のな	特殊糸並びにひも、ウォッディング、フ
(紡織用繊維で被覆 のストリップその他 のストリップその他	なし、	わない	が織用がみび	り、フ
を ク 及 維 で み の 第 被) 機 覆 し	い。被	プ 繊 ひその	、綱及びケフェルト、
込ませた。	又 は 種	し 又 tt	(フロック	ケーズの
に限る。) 「お織用繊維で被覆したものに のストリップその他これに類すのストリップその他これに類すののでは、ののでは、では、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、	、。)被覆し又は積層した	積 層	かり、	綱及びケーブル並びェルト、不織布及び
布 す 項 に C C	た C C	C C	、 長 C C	びび
С	С	С	С	

	Τ		1
五六・〇八	五六・〇七	五六・〇六	五六・〇五
		00・302年	五六〇五・〇〇
及び漁網その他の網(製品にしたもので、紡織用繊結び網地(ひも又は綱から製造したものに限る。)	くは被覆したものであるかないかを問わない。)ム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴ	む。)及びループウェールヤーンを除く。)及びループウェールヤーンを別したが、のストリップその他これに類する物品を芯に使用しのストリップその他これに類する物品を芯に使用しのストリップその他これに類する物品を芯に使用しか、プリップをの他これに類する物品を芯に使用しい、第五四・○四項又は第五四・○五項が、)及びループウェールヤーン	し、ジンプヤーンであるかないかを問わない。)結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとする物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と項又は第五四・○五項のストリップその他これに類項又は第五四・○五項のストリップその他これに類金属を交えた糸(紡織用繊維の糸及び第五四・○四金属を交えた糸(紡織用繊維の糸及び第五四・○四
	C C	CC	CC

五八	五七	五六・〇九					
		五六〇九・〇〇	五六〇八・九〇	五六〇八・一九	五六〇八・一一		
つづれ織物、トリミング及びししゅう布第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、	物	ブルの製品(他の項に該当するものを除く。)リップその他これに類する物品、ひも、綱又はケー糸、第五四・○四項若しくは第五四・○五項のスト	その他のもの	その他のもの	漁網(製品にしたものに限る。)	人造繊維製のもの	維製のものに限る。)
C C	CC	C T H	C T H	C T H	CC		

CC	及びキッチンリネン、トイレットリネン、バッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン	六三・〇二	
CC	毛布及び膝掛け	六三・〇一	
	ぼろ お織用繊維の中古の物品及び第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中		六三
СС	クロセ編みのものを除く。) 第六二類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又は		六二
CC	第六一類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又は		六一
CC	第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物		六〇
CC	用繊維製品に紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織をお入り、強覆し又は積層しました。		五 九

				六三・〇六	六三・〇五	六三・〇四	六三・〇三	
	六三〇六・一九	六三〇六・一二						
テント	その他の紡織用繊維製のもの	合成繊維製のもの	ターポリン及び日よけ	る。)並びにキャンプ用品セールボード用又はランドクラフト用のものに限ターポリン及び日よけ、テント、帆(ボート用、	包装に使用する種類の袋	その他の室内用品(第九四・〇四項のものを除く。)	ド、カーテンバランス及びベッドバランスカーテン(ドレープを含む。)、室内用ブライン	
	C C	C C			CCC	C C	CCC	

_									
				六三・〇七					
	六三〇七・九〇	六三〇七・二〇	六三〇七・一〇		六三〇六・九〇	六三〇六・四〇	六三〇六・三〇	六三〇六・二九	六三〇六・二二
	その他のもの	救命胴衣及び救命帯	に類する清掃用の布に類する清掃用の布、皿洗い用の布、雑巾その他これら	品にしたものに限る。)その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、製	その他のもの	空気マットレス	帆	その他の紡織用繊維製のもの	合成繊維製のもの
	C C	CC又はRVC四〇	C C		C C	C C	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇

	六四	第一二部		4-	<u></u>
六四・〇一		髪製品帽子、	六三・一〇	六三・〇九	六三・〇八
		傘、		六三〇九・〇〇	六三〇八・〇〇
ク製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチッ	第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物	つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、	る。) る。) (紡織用繊維のものに限る。)(紡織用繊維のものに限店の製品のものに限る。)(紡織用繊維のものに限ぼろ及びくず(ひも、綱若しくはケーブル又はこれ	中古の衣類その他の物品	で、小売用の包装をしたものに限る。) これらに類する紡織用繊維製品を作るためのものしゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他いかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、し織物と糸から成るセット(附属品を有するか有しな
CTH又はRVC四〇		、羽毛製品、造花並びに人	C C	CC	C

C C 又 は R V C 四〇	類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらし可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに取り付けてあるかないかを問わない。)及び取り外履物の部分品(甲を含むものとし、本底以外の底に	六	
CTH又はRVC四〇	その他の履物	五	六四・〇五
CTH又はRVC四〇	に限る。) に限る。) に限る。) に限る。)	<u>四</u>	六四・〇旦
CTH又はRVC四〇	ンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。)履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコ	111	六四・〇三
CTH又はRVC四〇	ク製のものに限る。)その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチッ	11	大田・〇二
	を除く。) を除く。) なお法により甲を底に固定し又は組み立てたもの くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類		

		に類する物品及びこれらの部分品	
六 五 ———		第六五類 帽子及びその部分品	CTH又はRVC四〇
六六		第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並び	CTH又はRVC四〇
六七		第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	CTH又はRVC四〇
第一三部 石、プラ	プラスター、セメント、	石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製	陶磁製品並びにガラス及びその製
六八		その他これらに類する材料の製品 第六八類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母	CTH又はRVC四〇
六 九		第六九類 陶磁製品	CTH又はRVC四〇
七〇		第七○類 ガラス及びその製品	
	七00一・00	ガラスのくず及び塊	CTH又はRVC四○

	Γ			,
七〇・〇六	七〇・〇五	七〇・〇四	七〇・〇三	七〇・〇二
七00六・00				
ガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろガラス(第七○・○三項から第七○・○五項までの	のとし、その他の加工をしたものを除く。)層又は無反射層を有するか有しないかを問わないもフロート板ガラス及び磨き板ガラス(吸収層、反射	く。) 問わないものとし、その他の加工をしたものを除収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス(吸	したものを除く。) 満型ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有する 講型ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有する 鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び	除く。)、棒及び管(加工してないものに限る。)ガラスの球(第七〇・一八項のマイクロスフィアを
CTH又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 四 〇

CTH又はRVC四〇	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する		七〇・一	
CTH又はRVC四〇	に類する物品に類する物品に類する物品に類る。)、保存用ジャー及び栓、蓋その他これらその他の容器(輸送又は包装に使用する種類のものガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプル		七〇·一〇	
CTH又はRVC四〇	し、バックミラーを含む。)ガラス鏡(枠付きであるかないかを問わないものと		七〇・〇九	
はRVC四○ 料からの変更を除く。) 又 料からの変更を除く。) 又	○○断熱用複層ガラス	七00八・00	七〇・〇八	
CTH又はRVC四〇	安全ガラス(強化ガラス及び合わせガラスに限る。)		七〇・〇七	
	を除く。)とし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものう引きをし又はその他の加工をしたものに限るもの			

CTH又はRVC四〇	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイ		七〇・一六	
CTH又はRVC四〇	する中空の球面ガラス及びそのセグメント(視力矯正用であるかないかを問わない。)のガラス(曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的にれらに類する形状のものに限るものとし、光学的にいる。)のガラス(曲面のものを除く。)がでいるができるがあるがないがを問わない。)のガラーであるがないができるがあるがある。		七 〇 · 一 五	
CTH又はRVC四〇	のもの及び光学的に研磨したものを除く。)ガラス製の信号用品及び光学用品(第七〇・一五項	七〇一四・〇〇	七〇・一四	
CTH又はRVC四〇	一八項のものを除く。) ・のに限るものとし、第七○・一○項又は第七○・内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室		七〇・一三	
	で取付具を有しないものに限る。)陰極線管その他これらに類する物品に使用するもの物品で封じてないもの及びこれらの部分品(電灯、			

C T H 又 は R V C 四	メートル以下のものに限る。) ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴 ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴	七 〇 · 一 八	
C T H 又は R V C 四〇	あるかないかを問わない。)理化学用又は衛生用のガラス製品(目盛りを付して	七〇·一七	
	ルその他の建築又は建設に使用する種類の製品(プルその他の建築又は建設に使用する種類の製品(プルをの他の地の地の地質(モザイク用をの他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏貼りしてあるかないかを問わない。)、ガラスをの他これに類するであるかないかを問わない。)、ガラスをの他これに類する変験用のものに限るものとし、金属の線と、設をの他の建築又は建設に使用する種類の製品(プルをの他の建築又は建設に使用する種類の製品(プルをの他の建築又は建設に使用する種類の製品(プルをの他の建築又は建設に使用する種類の製品(プルをの他の建築又は建設に使用する種類の製品(プルをの他の建築又は建設に使用する種類の製品(プルをの他の地の建築又は建設に使用する種類の製品(プルをの他の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の		

	のとし、取り付けたものを除く。)ダイヤモンド(加工してあるかないかを問わないも		七 - - - -	
CCC	含む。) 大然又は養殖の真珠(加工してあるかないか又は格見をがいりは、 大然又は養殖の真珠(加工してあるかないか又は格別では、 大然又は養殖の真珠(加工してあるかないか又は格別では 大然又は養殖の真珠(加工してあるかないか又は格別では 大然又は養殖の真珠(加工してあるかないか又は格別では 大数では、 大なでは、 大なでは、 		セー・〇ー	
	らの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣金属及び貴金属を貼った金属並びにこれ第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴			七一
これらの製品、身辺用模造細貨類	半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれら	殖の真珠、貴石、		第 一 四 部
CTH又はRVC四〇	その他のガラス製品	七0110・00	七〇・二〇	
CTH又はRVC四〇	(例えば、ガラス繊維の糸及び織物) ガラス繊維 (グラスウールを含む。) 及びその製品		七〇・一九	

	は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又貴石及び半貴石(加工してあるかないか又は格付け		七 · 〇 三	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	七一〇二・三九		
CC又はRVC四〇	はブルーチしたもの加工してないもの及び単にひき、クリーブし又	七一〇二・三二		
	工業用以外のもの			
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	七一〇二・二九		
CC又はRVC四〇	はブルーチしたもの加工してないもの及び単にひき、クリーブし又	七一〇二・二二		
	工業用のもの			
CC又はRVC四〇	選別してないもの	七一〇二・一〇		
			_	_

	七一.〇四					
七一〇四・一〇		七一〇三・九九	七一〇三・九一		± 0 = 1 · 0	
ピエゾエレクトリッククオーツ	送のために一時的に糸に通したものを含む。)格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸し、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、いか又は格付けしてあるかないかを問わないものと合成又は再生の貴石及び半貴石(加工してあるかな	その他のもの	ルビー、サファイヤ及びエメラルド	その他の加工をしたもの	作ったものが単にひいたもの及び粗く形が工してないもの、単にひいたもの及び粗く形	を含む。) を含む。) を含む。) を含む。)
CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CC又はRVC四〇	

		ı				Т	
		七一・〇八	セー・〇七	七一・〇六	七一・〇五		
七一〇八・一一			100・00			七一〇四・九〇	七一〇四・二〇
粉	マネタリーゴールド以外のもの	ないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)金(白金をめっきした金を含むものとし、加工して	加工したものを除く。)銀を貼った卑金属(一次製品を含むものとし、更に	工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)銀(金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	その他のもの	の及び粗く形作ったものに限る。)その他のもの(加工してないもの、単にひいたも
CC又はRVC四〇			CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH H R V C 四 〇

W	属又はその化合物を含有するもの貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金貴金属又は貴金属を貼った金属のくず及び主として		七 - · -	
C C 又 は R V C 四〇	のとし、更に加工したものを除く。)白金を貼った卑金属、銀及び金(一次製品を含むも	t	七 一 · 一	
C C Z は R V C 四 〇	に限る。) 白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のもの		七 - - 0	
CC又はRVC四〇	し、更に加工したものを除く。)金を貼った卑金属及び銀(一次製品を含むものと	七一〇九・〇〇	七一・〇九	
CC又はRVC四〇	マネタリーゴールド	七一〇八・二〇		
CTH又はRVC四〇	その他の形状のもの(一次製品に限る。)	七一〇八・一三		
CC又はRVC四〇	る。)	七一〇八・一二		

材料からの変更を除く。)○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	鉄又は非合金鋼の半製品		
CTH又はRVC四〇	の(第七二・○三項の鉄を除く。)鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のも	七二・〇六	
CTH又はRVC四〇		七二・〇五	
C T H	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	七二・〇四	
CT H スは R V C 四〇	のに限る。) (ランプ、ペレットその他これらに類する形状のも鋼及び重量比による純度が九九・九四%以上の鉄鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄	七二・〇三	
CTH又はRVC四〇	フェロアロイ	七二・〇二	
CTH又はRVC四〇	一次形状のものに限る。)	セニ・〇一	

	<u> </u>			
七 二 一 一	七二・一〇	七二・〇九	七二・〇八	
し、めっきし又は被覆したものを除く。)ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッド鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(幅が六○○	メートル以上のものに限る。)し、めっきし又は被覆したもので、幅が六○○ミリ鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッド	ものを除く。)限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したしたもので、幅が六○○ミリメートル以上のものに鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延を鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延を	のを除く。)るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したもしたもので幅が六○○ミリメートル以上のものに限鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延を鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延を	
らの変更を除く。)又はRは第七二・○九項の材料かのです。	VC四○ との変更を除く。)又はRは第七二・○九項の材料かは第七二・○九項の材料か	又はRVC四○	又はRVC四○	又はRVC四〇

VC四〇 CTH(第七二・一三項又CTH(第七二・一四項の材料か	鉄又は非合金鋼のその他の棒	七 二 · 一 五	
又はRVC四○	じったものを含む。) し、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ね間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものと鉄又は非合金鋼のその他の棒(鍛造、熱間圧延、熱	七 二 · 一 四	
CTH又はRVC四〇	に巻いたものに限る。) 鉄又は非合金鋼の棒 (熱間圧延をしたもので不規則	七二・一三	
はRVC四○ 料からの変更を除く。) 又 料からの変更を除く。) 又 以 ら第七二・一一項までの材	メートル未満のものに限る。) 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッド	七二	
V C 凹			

CTH又はRVC四〇	トル以下のもの厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメー	七二九・一二		
CTH又はRVC四〇	厚さが一○ミリメートルを超えるもの	七二九・一一		
	で巻いたもの(更に加工したものを除く。)			
	リメートル以上のものに限る。)ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が六○○ミ		七二・一九	
CTH又はRVC四〇	及び半製品ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの		七二・一八	
CTH又はRVC四〇	鉄又は非合金鋼の線		七二・一七	
CTH(第七二・○八項から第七二・一五項までの材 時末と二・一五項までの材	鉄又は非合金鋼の形鋼		七二・一六	

	冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)		
CTH又はRVC四〇	厚さが三ミリメートル未満のもの	七二九・二四	
CTH又はRVC四〇	ル未満のもの厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメート	七二九・二三	
CTH又はRVC四〇	トル以下のもの厚さが四・七五ミリメートル以上一○ミリメー	七二九・二二	
CTH又はRVC四〇	厚さが一○ミリメートルを超えるもの	七二九・二一	
	で巻いてないもの(更に加工したものを除く。)		
CTH又はRVC四〇	厚さが三ミリメートル未満のもの	七二九・一四	
CTH又はRVC四〇	ル未満のもの厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメート	七二九・一三	

又はRVC四○	リメートル未満のものに限る。)ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が六○○ミ		七二· ·二〇
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	七二九・九〇	
CTSH又はRVC四〇	厚さが○・五ミリメートル未満のもの	七二九・三五	
CTSH又はRVC回〇	以下のもの以下のもののである。までは○・五ミリメートル以上一ミリメートル	七二九・三四	
CTSH又はRVC四〇	満のもの	七二九・三三	
CTSH又はRVC四〇	ル未満のもの厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメート	七二九・三二	
CTSH又はRVC四〇	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	七二九・三一	

	に巻いたものに限る。)			
CTH又はRVC四〇	その他の合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規則		七二・二七	
又はRVC四○ でTH(第七二・二五項の	ミリメートル未満のものに限る。)その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇		七二・二六	
CTH	ミリメートル以上のものに限る。)その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六○○		七二・二五	
CT H ス は R V C 四 〇	の及び半製品その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のも		七二 - 二四	
CTH又はRVC四〇	ステンレス鋼の線	七二二三・〇〇	七二・二二	
CTH又はRVC四〇	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼		七二・二二	
CTH又はRVC四	巻いたものに限る。)	七二二一・〇〇	七二・二二	

七四・〇五	七四・〇四	七四・〇三	七四・〇二	七四・〇一	七四	七三	七二・二九	七二・二八
		01=1					二九	八
七四〇五・〇〇	七四〇四・〇〇		平国〇二・〇〇	7801·00				
銅のマスターアロイ	銅のくず	精製銅又は銅合金の塊	粗銅及び電解精製用陽極銅	銅のマット及びセメントカッパー(沈殿銅)	第七四類 銅及びその製品	第七三類 鉄鋼製品	その他の合金鋼の線	鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形
CTH又はRVC四〇	C T H	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	又はRVC四○

		_	
C T H 又 は R V C 四〇	及びスリーブ) 銅製の管用継手(例えば、カップリング、エルボー	七 四 · 一 二	
CTH又はRVC四〇	銅製の管	七四・一一	
C T H 又 は R V C 四 〇	かを問わない。) これらに類する補強材により裏張りしてあるかない 工ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷し 銅のはく(厚さ(補強材の厚さを除く。)が○・一	七四·一〇	
CTH 又は RV C四	リメートルを超えるものに限る。)銅の板、シート及びストリップ(厚さが○・一五ミ	七四・〇九	
CTH又はRVC四〇	銅の線	七四・〇八	
CT H又はRV C四〇	銅の棒及び形材	七四・〇七	
CTH又はRVC四〇	銅の粉及びフレーク	七四・〇六	

	第七五類 ニッケル及びその製品		七五
CTH又はRVC四〇	その他の銅製品	七四・一九	
C T H 又 は R V C 四〇	ものに限る。) 類する製品並びに衛生用品及びその部分品(銅製の品(銅製のものに限る。)、銅製の瓶洗い、ポリッタンググラブその他これらにまる。)、銅製の瓶洗い、ポリッ食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分	七 四 · 一 八	
CTH又はRVC四〇	和座金を含む。)その他これらに類する製品 り、リベット、コッター、コッターピン、座金(ば とび銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフッ 製品(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。) ものとき、びょう、画びょう、またくぎ(第八	七 四 · 一 五	
CTH又はRVC四〇	七四一三・○○ 銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類	七四・一三	

	第七六類 アルミニウム及びその製品			七六
CTH 又は RV C四 〇	その他のニッケル製品		七五・〇八	
CTH 又は RV C四〇	グ、エルボー及びスリーブ)ニッケル製の管及び管用継手(例えば、カップリン		七五・〇七	
CTH又はRVC四〇	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく		七五・〇六	
CTH又はRVC四〇	ニッケルの棒、形材及び線		七五・〇五	
CTH又はRVC四〇	ニッケルの粉及びフレーク	七五〇四・〇〇	七五・〇四	
C T H	ニッケルのくず	七五〇三・〇〇	七五・〇三	
CTH又はRVC四〇	ニッケルの塊		七五・〇二	
CTH又はRVC四〇	ッケル製錬の中間生産物ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニ		七五・〇一	

かないかを問わない。) その他これらに類する補強材により裏張りしてある が○・二ミリメートル以下のものに限るものとし、 アルミニウムのはく(厚さ(補強材の厚さを除く。) CTH又はR	○・二ミリメートルを超えるものに限る。)	TATA TATA TATA TATA TATA TATA TATA TAT	七六・○四アルミニウムの棒及び形材 CTH又はR	七六・○三 アルミニウムの粉及びフレーク CTH又はR	七六・〇二 七六〇二・〇〇 アルミニウムのくず CTH	
ク CTH H R V C四 〇	が CTH又はRVC四〇	又はRVC四○ でTH(第七六・○四項の	CT H又はRV C四〇	CT H又はRV C四〇	C T H	

	置 の あ る を も る も 3			
CTH又はRVC四〇	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに頃する容	七六一一・〇〇	七六・一一	
C T H 又は R V C 四	材、管その他これらに類する物品 「おりのでは、「おいっ」では、「おいっ」では、「おいっ」では、「おいっ」では、「おいっ」では、「おいっ」が、「はいっ」が、「はいっ」はいっ)はいっ。」はいっ。」はいっ。」はいっ。」はいっ。」はいっ。」はいっ。」はいっ。」		七 六 · 一 〇	
CTH又はRVC四〇	グ、エルボー及びスリーブ)アルミニウム製の管用継手(例えば、カップリン	七六〇九・〇〇	七六・〇九	
CTH又はRVC四〇	アルミニウム製の管		七六・〇八	

	+	-	÷	<u>+</u>
七六・一六	七六・一五	七六・一四	七六・一三	七六・一二
			七六一三・〇〇	
その他のアルミニウム製品	びその部分品(アルミニウム製のものに限る。)がラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及ム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシング食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分	これらに類する製品(電気絶縁をしたものを除く。)アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これ のものを含み、内容積が三〇〇リットル以下のもの に限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱 に限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱 してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガ の装置を有するものを除く。)
CTH又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 四 〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

七九	七九	七九九	七九	七八	七八	七八	七八	七八
七九・〇三	七九・〇二	七九・〇一		七八・〇六	七八・〇四	七八・〇二	七八・〇一	
	七九〇二・〇〇			七八〇六・〇〇		七八〇二・〇〇		
亜鉛のダスト、粉及びフレーク	亜鉛のくず	亜鉛の塊	第七九類 亜鉛及びその製品	その他の鉛製品	ク鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレー鉛の板	鉛のくず	鉛の塊	第七八類 鉛及びその製品
CTH又はRVC四〇	C T H	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	C T H	CTH又はRVC四〇	

タングステン及びその製品(くずを含む。)	_	八 · ○	
マングステンタボニつ型品へ、ドンちょ。			
第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこ			八一
その他のすず製品	七 八〇〇七・〇〇	八〇・〇七	
すずの棒、形材及び線	1 <0011.00	人〇・〇三	
すずのくず	人00二・00	八〇・〇二	
すずの塊		八〇・〇一	
第八○類 すず及びその製品			八〇
その他の亜鉛製品	七九〇七・〇〇	七九・〇七	
亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	土 七九〇五・〇〇	七九・〇五	
亜鉛の棒、形材及び線	四七九〇四・〇〇	七九・〇四	

		八一・〇二						
	K1011·10		八一〇一・九九	八一〇一・九七	八一〇一・九六	八一〇一・九四		八 〇
その他のもの	粉	モリブデン及びその製品(くずを含む。)	その他のもの	₹ ¹	線	む。) かの塊(単に焼結して得た棒を含	その他のもの	粉
	CTSH又はRVC四○		CTSH又はRVC四○	C T S H	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇

		_	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八一〇三・九〇	
C T S H	くず	八〇三・三〇	
CTSH又はRVC四〇	び粉び粉は、単に焼結して得た棒を含む。)及タンタルの塊(単に焼結して得た棒を含む。)及	八 〇三・二〇	
	タンタル及びその製品(くずを含む。)	八一・〇三	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八一〇二・九九	
C T S H	くず	八一〇二・九七	
CTSH又はRVC四〇	線	八一〇二・九六	
CTSH又はRVC四〇	板、シート、ストリップ及びはく棒(単に焼結して得た棒を除く。)、形材、	八一〇二・九五	
CTSH又はRVC四〇	モリブデンの塊(単に焼結して得た棒を含む。)	八一〇二・九四	

	ı	1	Τ	Γ	Г	Τ	Τ		
		八一・〇八				八一・〇七	八一・〇六		
八〇八・三〇	ハー〇八・二〇		八一〇七・九〇	八一〇七・三〇	八一〇七・二〇		八一〇六・〇〇	八一〇五・九〇	八一〇五・三〇
くず	チタンの塊及び粉	チタン及びその製品(くずを含む。)	その他のもの	₹**	カドミウムの塊及び粉	カドミウム及びその製品(くずを含む。)	ビスマス及びその製品(くずを含む。)	その他のもの	< 13°
C T S H	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	C T S H	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	C T S H

-	1	ı	1	ı	ı	1	ı			-
										_
八 · 一				八 - - 0				八一・〇九		
八 ○ ○	八一〇・九〇	Л — O· П O	<u> </u>		八一〇九・九〇	八一〇九・三〇	八一〇九・二〇		八一〇八・九〇	_
マンガン及びその製品(くずを含む。)	その他のもの	くず	アンチモンの塊及び粉	アンチモン及びその製品(くずを含む。)	その他のもの	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ジルコニウムの塊及び粉	ジルコニウム及びその製品(くずを含む。)	その他のもの	
CC又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	C T S H	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	C T S H	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	

							八 · 二 二
八一二二三二	八 一 二 : 二		八一二:一九	八一二・一三	八 二 二 二 二		
₹	塊及び粉	クロム	その他のもの	くず	塊及び粉	ベリリウム	製品(くずを含む。) ウム及びタリウム(くずを含む。)並びにこれらのガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、
C T S H	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	C T S H	CTSH又はRVC四〇		

CC又はRVC四〇	第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン		八二
C C 又はR V C 四〇	サーメット及びその製品(くずを含む。)	八一三八一三・〇〇	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八一二・九九	
CTH又はRVC四〇	塊、くず及び粉	八一二・九二	
	その他のもの		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八一二・五九	
C T S H	くず	八一二・五二	
CTSH又はRVC四〇	塊及び粉	八一二・五一	
	タリウム		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八一二:二九	

	部分品	人三〇一・六〇		
(/)	留金及び留金付きフレームで、錠と一体のも	八三〇一・五〇		
	その他の錠	八三〇一・四〇		
	家具に使用する種類の錠	人三〇一・三〇		
	自動車に使用する種類の錠	人三〇一・二〇		
	南京錠	人三〇一·一〇		
	これらの卑金属製の鍵金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並の及び電気式のものに限る。)並びに卑金属製の金属製の錠(鍵を使用するもの、ダイヤル式		八 三 · 〇	
	第八三類 各種の卑金属製品			八三
		_		_

八三・〇九	八 三 · 〇 八	八三・〇七	八三・〇六	
品力、栓卑	リ そ 品 フ 卑	い卑	額 (1	務 事
品が一、シールその他これらに類する包装用の附属かバー、シールその他これらに類する包装用の附属栓を含む。)、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用卑金属製の栓及び蓋(王冠、ねじ蓋及び注水口用の卑金属製の栓及び蓋	リベット、二股リベット、ビーズ及びスパングルその他の製品に使用する種類のものに限る。)、管品(衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具フック、アイ、アイレットその他これらに類する物卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、	いかを問わない。) 卑金属製のフレキシブルチューブ(継手があるかな	額縁その他これに類するフレーム及び鏡(電気式のものを除く。)、小像その他の装飾品、卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品	務用、椅子張り用又は梱包用のもの)事務用品及びストリップ状ステープル(例えば、事
C T H 又 は R V C 四 〇	C T H 又 は R V C 四 〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

	原子炉、原子炉用核燃料要素(カートリッジ式で未		八四・〇一	
	第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれ			八四
こジョンの映像及び音声	録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記	は再生用		第 一 六 部
C T H 又 は R V C 四 〇	て製造した金属吹付け用の線及び棒充塡したものに限る。)並びに卑金属粉を凝結させ炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使炭金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アー		八 三 · 一	
C T H 又 は R V C 四 〇	く。) ・○○ 卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アド		八 三 · 一 〇	

_			八 四 · 〇二					
	八四〇二・一一			八四〇一・四〇	八四〇一・三〇	八四〇一・二〇	八四〇一・一〇	
	超えるものに限る。) 水管ボイラー(蒸気の発生量が毎時四五トンを	蒸気発生ボイラー	及び過熱水ボイラーるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。)蒸気発生ボイラー(低圧蒸気も発生することができ	原子炉の部分品	る。) 核燃料要素(カートリッジ式で未使用のものに限	同位体分離用機器及びその部分品	原子炉	使用のものに限る。) 及び同位体分離用機器
	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

	過熱器、すす除去器及びガス回収器)及び蒸気原動イラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、補助機器(第八四・○二項又は第八四・○三項のボ		八 四 · 〇 四	
CTH又はRVC四〇	部分品	八四〇三・九〇		
CTSH又はRVC四〇	ボイラー	八四〇三・一〇		
	項のものを除く。)セントラルヒーティング用ボイラー(第八四・○二		八四・〇三	
CTH又はRVC四〇	部分品	八四〇二・九〇		
CTSH又はRVC四〇	過熱水ボイラー	八四〇二・二〇		
CTSH又はRVC四〇	含む。)	八四〇二・一九		
CTSH又はRVC四〇	下のものに限る。) 水管ボイラー(蒸気の発生量が毎時四五トン以	八四〇二・一二		

_							
八			八				
八四・〇六			八四・〇五				
	八四〇五・九〇	八四〇五・一〇		八四〇四・九〇	八四〇四・二〇	八四〇四・一〇	
蒸気タービン	部分品	(清浄機を有するか有しないかを問わない。)ンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレ	浄機を有するか有しないかを問わない。)がス発生機その他これに類する湿式ガス発生機(清発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレン	部分品	蒸気原動機用復水器	ボイラー用のものに限る。)補助機器(第八四・○二項又は第八四・○三項の	機用復水器
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

		八	八					
		八回・〇八	八四・〇七					
八四〇八・二〇	八四〇八・一〇			八四〇六・九〇	八四〇六・八二	八四〇六・八一		八四〇六・一〇
第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	船舶推進用エンジン	及びセミディーゼルエンジン)ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン	タリーエンジンに限る。)ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及びロー	部分品	出力が四〇メガワット以下のもの	出力が四〇メガワットを超えるもの	その他のタービン	タービン(船舶推進用のものに限る。)
CC又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇

	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスター		八四・一一	
CTH又はRVC四〇	部分品(調速機を含む。)	八四一〇・九〇		
CTSH又はRVC四〇	出力が一○、○○○キロワットを超えるもの	八四一〇・一三		
CTSH又はRVC四〇	○キロワット以下のもの出力が一、○○○キロワットを超え一○、○○	八四一〇・一二		
CTSH又はRVC四○	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	八四一〇・一一		
	液体タービン及び水車			
	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機		八旦・一〇	
CTH又はRVC四〇	ら又は主として使用する部分品第八四・○七項又は第八四・○八項のエンジンに専		八四・〇九	
CTH又はRVC四〇	その他のエンジン	八四〇八・九〇		
			<u> </u>	

八四一・八二	八四一一・八一		八四一一・二二	八四一一・二二		八四一一一二	八四一一一一一		
出力が五、○○○キロワットを超えるもの	出力が五、○○○キロワット以下のもの	その他のガスタービン	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	ターボプロペラ	推力が二五キロニュートンを超えるもの	推力が二五キロニュートン以下のもの	ターボジェット	ビン
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		

八四一二・二九 その他のもの CTS	 八四一二・二一 直線運動式(シリンダー式)のもの CTS	八四一二・一〇 反動エンジン(ターボジェットを除く。) CTs	八四・一二との他の原動機	八四一・九九 その他のもの	八四一一・九一 ターボジェット又はターボプロペラのもの CTH	部分品
	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	もの CTH又はRVC四〇	

		_	
CTSH又はRVC四〇	三・一九号の物品を除く。) ハンドポンプ(第八四一三・一一号又は第八四一	八四一三・二〇	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四一三・一九	
CTSH又はRVC四〇	理場において使用する種類のものに限る。)燃料又は潤滑油の供給用ポンプ(給油所又は修	八四一三・一一	
	うに設計したものに限る。)ポンプ(計器付きのもの及び計器を取り付けるよ		
	及び液体エレベーター液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わない。)		八四・一三
CT H スは R V C 四〇	部分品	八四一二・九〇	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四一二・八〇	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	人四一二・三九	

		- -	-
CTH又はRVC四〇	ポンプのもの	八四一三・九一	
	部分品		
CTSH又はRVC四〇	液体エレベーター	八四一三・八二	
CTSH又はRVC四〇	ポンプ	八四一三・八一	
	その他のポンプ及び液体エレベーター		
CTSH又はRVC四〇	その他の遠心ポンプ	八四一三・七〇	
CTSH又はRVC四〇	その他の回転容積式ポンプ	八四一三・六〇	
CTSH又はRVC四〇	その他の往復容積式ポンプ	八四一三・五〇	
CTSH又はRVC四〇	コンクリートポンプ	八四一三・四〇	
(ピス CTSH又はRVC四〇	トン式内燃機関用のものに限る。)燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ(ピス	八四一三・三〇	

					八 四 · 一 四	
	八四一四・四〇	八四一四・三〇	八四一四・二〇	八四一四・一〇		八四一三・九二
ファン	けたものに限る。) 気体圧縮機(けん引用の車輪付きシャシを取り付	のものに限る。) 圧縮機(冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	真空ポンプ	かないかを問わない。)ものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるびに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するびに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵する	液体エレベーターのもの
	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

	スプリットシステムのものに限る。)			
CTSH又はRVC四〇	窓又は壁に取り付けるもの(一体構造のもの又は	八四一五・一〇		
	ものを含む。) ものを含む。) を及び湿度を変化させる機構を有するものに限るも度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るもエアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温		八 四 · 五	
CTH又はRVC四〇	部分品	八四一四・九〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四一四・八〇		
CTSH又はRVC四〇	ル以下のものに限る。)フード(水平面の最大側長が一二〇センチメート	八四一四・六〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四一四·五九		
CTSH又はRVC四〇	自蔵するものに限る。)のファン(出力が一二五ワット以下の電動機を卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用	八四 一四 五 一		

	れらに類する機械を含む。) トーカー(機械式火格子、機械式灰排出機その他こは気体燃料用のものに限る。)及びメカニカルス炉用バーナー(液体燃料用、粉砕した固体燃料用又		八 四 ・ 一 六	
C T H 又 は R V C 四 〇	部分品	八四一五・九〇		
CTSH又はRVC四〇	冷却ユニットを自蔵しないもの	八四一五・八三		
CTSH又はRVC四〇	限る。) その他のもの(冷却ユニットを自蔵するものに	八四一五・八二		
の CTSH又はRVC四〇	バルブ(可逆式ヒートポンプ)を自蔵するもの冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用	八四一五・八一		
	その他のもの			
C T H 又 は R V C 四 〇	る。) ・ 自動車に使用する種類のもの(人用のものに限	八四 五 二 〇		

			八				
			八四・一七				
八四一七・八〇	八四一七・二〇	八四一七・一〇		八四一六・九〇	八四一六・三〇	八四一六・二〇	八四一六・一〇
その他のもの	む。) が一カリーオーブン(ビスケットオーブンを含	処理用のものに限る。) 炉(鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱	るものとし、電気炉を除く。)炉(焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限	部分品	排出機その他これらに類する機械を含む。)メカニカルストーカー(機械式火格子、機械式灰	その他の炉用バーナー(複合型バーナーを含む。)	液体燃料用の炉用バーナー
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

					八 四 · 一 八	
八四一八・三〇	八四一八・二九	八四一八・二		八四一八・一〇		八四一七・九〇
のに限る。)横置き型冷凍庫(容量が八○○リットル以下のも	その他のもの	圧縮式のもの	家庭用冷蔵庫	のに限る。)	除く。) ポンプ(第八四・一五項のエアコンディショナーを(電気式であるかないかを問わない。)及びヒート冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器	部分品
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

		八加	八皿		八	八皿
八四 一八 ・ 九 ー		八四一八・六九	八四一八・六一		八四一八・五〇	八四一八・四〇
に容器心蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計	部分品	その他のもの	ショナーを除く。) ヒートポンプ(第八四・一五項のエアコンディ	プその他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポン	用の機器を自蔵するものに限る。)スその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍キャビネット、展示用のカウンター、ショーケー貯蔵及び展示用のその他の備付品(チェスト、	に限る。) 直立型冷凍庫(容量が九〇〇リットル以下のもの
C T H 又 は R V C 四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

				T)		
				八 四 · 九		
八四一九・二〇	八四一九・一九	八四一九・一一			八四一八・九九	
医療用又は理化学用の滅菌器	その他のもの	瞬間ガス湯沸器	く。) く。) 瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸流、熱質、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸く。)	その他のもの	
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	

CTSH又はRVC四〇	は加熱用の機器ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しく	八四一九・八一
	その他の機器	
CTSH又はRVC四〇	気体液化装置	八四一九・六〇
CTSH又はRVC四〇	熱交換装置	八四一九・五〇
CTSH又はRVC四〇	蒸留用又は精留用の機器	八四一九・四〇
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四一九・三九
CTSH又はRVC四〇	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの	八四一九・三二
CTSH又はRVC四〇	農産物用のもの	八四一九・三一
	乾燥機	
		-

	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)			
	は気体のろ過機及び清浄機遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又		八 四 · 二	
CTH又はRVC四〇	その他のもの	八四二〇・九九		
CTH又はRVC四〇	シリンダー	八四二〇・九一		
	部分品			
CTSH又はRVC四〇	カレンダーその他のロール機	八四二〇・一〇		
	のものを除く。)及びこれらのシリンダーカレンダーその他のロール機(金属用又はガラス用		八 四 二 〇	
CTH又はRVC四〇	部分品	八四一九・九〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四一九・八九		

CTSH又はRVC四〇	内燃機関の吸気用のろ過機	八四二・三一
	気体のろ過機及び清浄機	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四二・二九
CTSH又はRVC四〇	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	人四二・二三
CTSH又はRVC四〇	飲料(水を除く。)のろ過用又は清浄用のもの	八四二・二二
CTSH又はRVC四〇	水のろ過用又は清浄用のもの	八四二・二一
	液体のろ過機及び清浄機	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	人四二・一九
CTSH又はRVC四〇	衣類脱水機	人四二・一二
CTSH又はRVC四〇	クリーム分離機	一人四二・一一

		八 四 · 二 二				
八 四 三 · 一			八四二一・九九	八四二一・九一		八四二・三九
家庭用のもの		一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、<!--</td--><td>その他のもの</td><td>遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)のもの</td><td>部分品</td><td>その他のもの</td>	その他のもの	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)のもの	部分品	その他のもの
CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇

	八四・二三					
八四二三・一〇		八四二二・九〇	八四二二・四〇	八四二二・三〇	八四二二・二〇	八四二二・一九
体重測定機器(乳児用はかりを含む。)及び家庭	除く。)及び分銅むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを重量測定機器(重量測定式の計数機及び検査機を含	部分品	その他の包装機械(熱収縮包装用機械を含む。)	炭酸ガス注入機 に類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の に限る。)、瓶、ジャー、チューブその他これら に限る。)、瓶、ジャー、チューブその他これら が(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するもの 被(瓶、封口用、封止用又はラベル張付け用の機	するものに限る。) 清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用	その他のもの
CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	СTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

八								
八四·二四								
	八四二三・九〇	八四二三・八九	八四二三・八二	八四二三・八一		八四二三・三〇	八四二三・二〇	
噴射用、散布用又は噴霧用の機器(液体用又は粉用	分銅及び重量測定機器の部分品	その他のもの	○キログラム以下のもの最大ひょう量が三○キログラムを超え五、○○	最大ひょう量が三○キログラム以下のもの	その他の重量測定機器	スケールを含む。) た重さの材料を送り出すためのはかり(ホッパーた重さの材料を送り出すためのはかり(ホッパト	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	用はかり
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

機器蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用
スプレーガンその他これに類する機器
(消火剤を充塡してあるかないかを問わな
る噴射用機器る噴射用機器の吹付け機その他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類すかを問わない。)、スプレーガンその他これに類すかない。)、消火器(消火剤を充填してあるかないのものに限るものとし、手動式であるかないかを問

	Л	Л	/\	Л	
八 四 · 二 九	八 四 · 二 八	八四・二七	八四・二六	八四・二五	
					八四二四・九〇
ローラー(自走式のものに限る。)ター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、ス	ベヤ及びロープウェー)用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、コンその他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し	の機器を装備したその他の作業トラックフォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用	ヤー及びクレーンを装備した作業トラック移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリデリック、クレーン(ケーブルクレーンを含む。)、	除く。)、ウインチ、キャプスタン及びジャッキプーリータックル、ホイスト(スキップホイストを	部分品
C TH 又は R V C 四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

			八四・三二	八四・三一	八 四 · 三 〇
八四三二・二一		八四三二・一〇			
ディスクハロー	草機及びホー	プラウ	ラー用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のロー展業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作	ら又は主として使用する部分品第八四・二五項から第八四・三○項までの機械に専	くい抜き機及び除雪機用又は鉱石用のものに限る。)並びにくい打ち機、固め用、採掘用又はせん孔用の機械(土壌用、鉱物その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突
CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

CTSH又はRVC四〇	む装置を有するものに限る。)動力駆動式のもの(水平面上を回転して刈り込	八四三三・一一		
	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機			
	項の機械を除く。) 清浄用、分類用又は格付け用の機械(第八四・三七含む。)、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の収穫機及び脱穀機(わら用又は牧草用のベーラーを		八 四 · 三 三	
CTH又はRVC四〇	部分品	八四三二・九〇		
CTSH又はRVC四〇	その他の機械	八四三二・八〇		
CTSH又はRVC四〇	肥料散布機	八四三二・四〇		
CTSH又はRVC四〇	播種機、植付け機及び移植機	八四三二・三〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四三二・二九		

		_
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四三三・五九
CTSH又はRVC四○	根菜類又は塊茎の収穫機	八四三三・五三
CTSH又はRVC四〇	その他の脱穀機	八四三三・五二
CTSH又はRVC四〇	コンバイン	八四三三・五一
	その他の収穫機及び脱穀機	
CTSH又はRVC四〇	ラーを含む。) わら用又は牧草用のベーラー(ピックアップベー	八四三三・四〇
CTSH又はRVC四〇	その他の乾草製造用機械	八四三三・三〇
CTSH又はRVC四〇	バーを含む。) その他の草刈機(トラクター装着用のカッター	八四三三・二〇
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四三三・一九

		八 四 · 三 五				八四・三四		
八四三五・九〇	八四三五・一〇		八四三四・九〇	八四三四·二〇	八四三四・一〇		八四三三・九〇	八四三三・六〇
部分品	機械	造用のものに限る。) 造用のものに限る。) でいる、破砕機その他これらに類する飲料の製	部分品	酪農機械	搾乳機	搾乳機及び酪農機械	部分品	付け用の機械卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

							八四・三六
八四三六・九一		八四三六・八〇	八四三六・二九	八四三六・二一		八四三六・一〇	
家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器のもの	部分品	その他の機械	その他のもの	家きんのふ卵器及び育すう器	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器	飼料調製用機械	う器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
CTH又はRVC四○		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四○		CTSH又はRVC四〇	

CTSH又はRVC四〇	他これらに類する物品の製造機械ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその	八四三八・一〇		
	類の他の項に該当するものを除く。)は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの飲食料品の調製業用又は製造業用の機械(動物性又		八 四 · 三 八	
CTH又はRVC四〇	部分品	八四三七・九〇		
CTSH又はRVC四〇	その他の機械	八四三七・八〇		
C T S H 又 は R	付け用の機械種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格	八四三七・一〇		
	した豆の加工機械(農場用のものを除く。)け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付		八四・三七	
CTH又はRVC四	その他のもの	八四三六・九九		

CTSH又はRVC四〇	紙又は板紙の製造機械	八四三九・二〇		
CTSH又はRVC四〇	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	八四三九・一〇		
	は板紙の製造用又は仕上げ用の機械繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又		八四・三九	
CTH又はRVC四〇	部分品	八四三八・九〇		
CTSH又はRVC四〇	その他の機械	八四三八・八〇		
CTSH又はRVC四〇	果実、ナット又は野菜の調製用機械	八四三八・六〇		
CTSH又はRVC四〇	肉又は家きんの調製用機械	八四三八・五〇		
CTSH又はRVC四〇	醸造用機械	八四三八・四〇		
CTSH又はRVC四〇	砂糖製造機械	八四三八・三〇		
CTSH又はRVC四〇	菓子、ココア又はチョコレートの製造機械	八四三八・二〇		

	T		Τ	Τ	T			
	八 四 · 四 一			八四・四〇				
八四四一・一〇		八四四〇・九〇	八回回〇・一〇		八四三九・九九	八四三九・九一		八四三九・三〇
切断機	断機を含む。) その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械(切	部分品	機械	製本用機械(製本ミシンを含む。)	その他のもの	の繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のも	部分品	紙又は板紙の仕上げ用機械
CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇

八 四 · 四 二					
	八四四一・九〇	八四四一・八〇	八四四一・四〇	八四四一・三〇	八四四一・二〇
の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラーの調製用又は製造用の機器(第八四・五六項から下の調製用又は製造用の機器(第八四・五六項からでの調製用又は製造用の機器(第八四・五六項からでは、シリンダーその他の印刷用コンポーネン	部分品	その他の機械	用するものに限る。) 親紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械(型を使	機械を除く。)	袋又は封筒の製造機械
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

	八 四 · 四 三				
	三	八四四二・五〇	八四四二・四〇	八四四二・二〇	
するもの) その他の印刷用コンポーネントにより印刷印刷機(第八四・四二項のプレート、シリー	これらの部分品及び附属品 ミリ(結合してあるかないかを問わない。)並びにもの)、その他のプリンター、複写機及びファクシもの)、その他ののポリンター、複写機及びファクシの他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するの別機(第八四・四二項のプレート、シリンダーそ	びリソグラフィックストーン又はその他の調製をしたプレーント並びに印刷用に平削りし、プレート、シリンダーその他の	□ 第八四四二・三○号の機器の部分品	印刷用コンポーネントの調製用又は製造用	フィックストーン
·印刷に使用 シリンダー) 並びに が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	ト、シリンダー及砂目にし、研磨し印刷用コンポーネ CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四○	児用の機器 CTSH又はRVC四○	

		_
CTSH又はRVC四〇	グラビア印刷機	
CTSH又はRVC四〇	フレキソ印刷機	人四四三・一六
CTSH又はRVC四〇	フレキソ印刷機を除く。) 凸版印刷機(巻紙式以外のものに限るものとし、	人四四三・一五
СTSH又はRVC四〇	レキソ印刷機を除く。) 凸版印刷機(巻紙式のものに限るものとし、フ	人四四三・一四
CTSH又はRVC四〇	その他のオフセット印刷機	人四四三・一三
C T S H 又 は R V C 四〇	以下のもの) 以下のもの) 以下のもの) 以下のもの) 以下のもの)	八四四三・一二
CTSH又はRVC四〇	オフセット印刷機(巻紙式のものに限る。)	八四四三・一一
_		

C T H 又 は R V C 四 〇	ネントにより印刷に使用するものに限る。)プレート、シリンダーその他の印刷用コンポー印刷機の部分品及び附属品(第八四・四二項の	 八四四三・九一
	部分品及び附属品	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	人四四三・三九
CTSH又はRVC四〇	ワークに接続することができるものに限る。)その他のもの(自動データ処理機械又はネット	人四四三・三二
CTSH又はRVC四〇	る。) ネットワークに接続することができるものに限の機能を有する機械(自動データ処理機械又は印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上	八四四三・三一
	合してあるかないかを問わない。)その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四四三・一九

1				
 	しゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、編機、ステッチボンディングマシン、タフティン		八 四 · 四 七	
CTH又はRVC四〇	織機		八四・四六	
糸を	準備する機械の機械に使用する紡織用繊維の対機(よこ糸巻機を含む。)及び第八四・四六項式機(よこ糸巻機を含む。)及び第八四・四六項式機の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、対抗績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機、		八 四 · 四 五	
加工 CTH又はRVC四〇	機及び切断機、延伸機、テクスチャードに人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャードに	八四四四・〇〇	八 四 · 四 四	
CTH又はRVC四〇	その他のもの	八四四三・九九		

及び附属品第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品	人四四八・二〇 第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品	八四四八・一九 その他のもの	八四四八・一一 横	補助機械第八四・四四項から第八四・四七項	ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針)カ品及び附属品(例えば、スピンドル、スピンドル、分品及び附属品(例えば、スピンドル、スピンドルを引きる部の機械に専ら又は主として使用する部のでの機械に専ら又は主として使用する部のである。 コープの指検 するに第7日・日日 10元
			写彫機、紋彫り機及び編成ド並びにこれらとともに使	八四・四七項までの機械の	及びメリヤス針) 、スピンドル、スピンドル、スピンドル、スピンドルが、スピンドルがががら又は主として使用する部がは、スピンドルががある。
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		

八四四八・五一		八四四八・四九	八四四八・四二		八四四八・三九	八四四八・三三	八四四八・三二	八四四八・三一
シンカー、針その他の物品(編目の編成に使用	及び附属品第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品	その他のもの	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	織機又はその補助機械の部分品及び附属品	その他のもの	びトラベラースピンドル、スピンドル、スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及	紡績準備機械のもの(針布を除く。)	針布
CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	〇国つくおなどHHO		CTH又はRVC巴〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

					<u> </u>	
			八 四 ・ ナ	八 四 •		
			<u>т.</u> О	九		
八四五〇	八四五〇			八 四 四	八四四	
· — —	· -			•	八 五 九	
			む家庭			
限る。)	全自動のもの	堂で一○キログラム以下のものに限る。) < は濯機(一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重)の洗濯機(脱水機兼用のものを含	援 機 板 製	その他のもの	するものに限る。)
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			C T H 又 は R V C 四〇	CTH又はRVC四〇	
)。のもの(遠心式脱水機を自蔵するものに	限る。)	洗濯機(一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重 全自動のもの 全自動のもの で一〇キログラム以下のものに限る。) 限る。)	家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを含む。) 量で一〇キログラム以下のものに限る。) 全自動のもの 全自動のもの での他のもの(遠心式脱水機を自蔵するものに での他のもの(遠心式脱水機を自蔵するものに できりが、	 八四四九・○○ フェルト又は不織布(成形したものを含む。)の製造用又は仕上げ用の機械(フェルト帽子の製造機械を含む。)及び帽子の製造用の型 上で一○キログラム以下のものに限る。) 一全自動のもの 「四五○・一二 全の他のもの(遠心式脱水機を自蔵するものに限る。) 「限る。) 	八四四九・○○ フェルト又は不織布(成形したものを含む。)の製造用又は仕上げ用の機械(フェルト帽子の製造機械を含む。)及び帽子の製造用の型を含む。)を含む。)を自動のもの(遠心式脱水機を自蔵するものに限る。) でいまる。) では、

		八 四 五 一		
	八四五一・一〇		八四五〇・九〇	八四五〇・二〇
乾燥機	ドライクリーニング機	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	部分品	量で一○キログラムを超えるものに限る。)洗濯機(一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重
	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

						I		
	八 四 五 三							
八四五三・一〇		八四五二・九〇	八四五二・三〇	八四五二・二九	八四五二・二一		八四五二・一〇	
原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械	品の製造用又は修理用の機械(ミシンを除く。)び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及	分品並びにミシンのその他の部分品ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部	ミシン針	その他のもの	自動式のもの	その他のミシン	家庭用ミシン	びカバー
CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	

八四 五五					八四·五四				
	八四五四・九〇	八四五四・三〇	八四五四・二〇	八四五四・一〇		八四五三・九〇	八四五三・八〇	八四五三・二〇	
金属圧延機及びそのロール	部分品	鋳造機	インゴット用鋳型及び取鍋	転炉	は金属鋳造に使用する種類のものに限る。)転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機(冶金又	部分品	その他の機械	履物の製造機械及び修理機械	及び加工機械
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

八 四 · 五 七	八 四 ・ 五 六						
		八四五五・九〇	八四五五・三〇	八四五五・二二	八四五五・二一		八四五五・一〇
金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンス	する機械及びウォータージェット切断機械マアークを使用して材料を取り除くことにより加工化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズレーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気レーザー	その他の部分品	圧延機用ロール	冷間圧延のもの	み合わせたもの熱間圧延と冷間圧延とを組	その他の圧延機	管圧延機
CTH (第八五三七・一〇	C T H 又 は R V C 四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇

					八四・五八	
八四五八・九一		八四五八・一九	八四五八・一一			
数値制御式のもの	その他の旋盤	その他のもの	数値制御式のもの	横旋盤	削用のものに限る。) 旋盤(ターニングセンターを含むものとし、金属切	マシン (シングルステーションのもの)
く。)又はRVC四○CTH(第八五三七・一○		CTH又はRVC四〇	く。)又はRVC四○ <th(第八五三七・一○< td=""><td></td><td></td><td>く。)又はRVC四○</td></th(第八五三七・一○<>			く。)又はRVC四○

				八四・五九	
八四五九・二九	八四五九・二一		八四五九・一〇		八四五八・九九
その他のもの	数値制御式のもの	その他のボール盤	ウェイタイプユニットヘッド機	ングセンターを含む。)を除く。)機を含むものとし、第八四・五八項の旋盤(ターニり盤及びねじ立て盤(ウェイタイプユニットヘッド金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切	その他のもの
CTH又はRVC四〇	く。)又はRVC四○ <th(第八五三七・一○< td=""><td></td><td>く。)又はRVC四○<th(第八五三七・一○< td=""><td></td><td>CTH又はRVC四〇</td></th(第八五三七・一○<></td></th(第八五三七・一○<>		く。)又はRVC四○ <th(第八五三七・一○< td=""><td></td><td>CTH又はRVC四〇</td></th(第八五三七・一○<>		CTH又はRVC四〇

	八四五九・五一数値制御式のもの	ひざ形フライス盤	八四五九・四〇 その他の中ぐり盤	八四五九・三九その他のもの	八四五九・三一数値制御式のもの	その化の叶くりごこうイン盤
- CTH又はRVC四〇	く。)又はRVC四〇号の材料からの変更を除てTH(第八五三七・一〇		く。)又はRVC四〇号の材料からの変更を除てTH(第八五三七・一〇	CTH又はRVC四〇	く。)又はRVC四〇号の材料からの変更を除てTH(第八五三七・一〇	・ イス盤

	ル以内の精度でできるものに限る。)平面研削盤(軸の位置決めが○・○一ミリメート			
	び歯車仕上盤を除く。)のとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車研削盤及用して金属又はサーメットを加工するものに限るも付上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の	O	八四・六〇	
く。)又はRVC四○ <th(第八五三七・一○< td=""><td>その他のねじ切り盤及びねじ立て盤</td><td>八四五九・七〇</td><td></td><td></td></th(第八五三七・一○<>	その他のねじ切り盤及びねじ立て盤	八四五九・七〇		
CTH又はRVC四〇	その他のもの	八四五九・六九		
く。)又はRVC四○ <th(第八五三七・一○< td=""><td>数値制御式のもの</td><td>八四五九・六一</td><td></td><td></td></th(第八五三七・一○<>	数値制御式のもの	八四五九・六一		
	その他のフライス盤			

CTH(第八五三七・一○	数値制御式のもの	八四六〇・三一	
	工具研削盤		
CTH又はRVC四〇	その他のもの	八四六〇・二九	
く。)又はRVC四○ <th(第八五三七・一○< td=""><td>数値制御式のもの</td><td>八四六〇・二一</td><td></td></th(第八五三七・一○<>	数値制御式のもの	八四六〇・二一	
<u>у</u>	メートル以内の精度でできるものに限る。)その他の研削盤(軸の位置決めが○・○一ミリ		
CTH又はRVC四〇	その他のもの	八四六〇・一九	
く。)又はRVC四○	数値制御式のもの	八四六〇・一一	
_		_	_

	ディングマシン、フォールディングマシン、スト鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベン		八 四 · 六 二	
く。)又はRVC四○	該当するものを除く。) ことにより加工するものに限るものとし、他の項にその他の加工機械(金属又はサーメットを取り除くり盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切		八 四 · 六 一	
く。)又はRVC四○号の材料からの変更を除CTH(第八五三七・一○	その他のもの	八四六〇・九〇		
く。)又はRVC四○号の材料からの変更を除CTH(第八五三七・一○	ホーニング盤及びラップ盤	八四六〇・四〇		
CTH又はRVC四〇	その他のもの	八四六〇・三九		
く。)又はRVC四〇				

-		八四六二・二一		八四六二・一〇	
	その他のもの	数値制御式のもの	ン(プレスを含む。)ストレートニングマシン及びフラットニングマシ、ベンディングマシン、フォールディングマシン、	む。)並びにハンマー 鍛造機及びダイスタンピングマシン(プレスを含	のものに限る。) がにその他のプレス(金属又は金属炭化物の加工用 機、パンチングマシン及びノッチングマシン(プレ し、カートニングマシン、フラットニングマシン、剪断
	CTH又はRVC四〇	く。)又はRVC四○		く。)又はRVC四○号の材料からの変更を除くの材料からの変更を除るのでである。	

	八四	八四		八四	八四	
	八四六二・四九	八四六二・四一		八四六二・三九	八四六二・三一	
その也のもの	その他のもの	数値制御式のもの	プレスを含む。) ング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにパンチングマシン及びノッチングマシン(パンチ	その他のもの	数値制御式のもの	及び剪断機能を組み合わせた機械を除く。)剪断機(プレスを含むものとし、パンチング機能
	CTH又はRVC四〇	く。)又はRVC四○ <th(第八五三七・一○< td=""><td></td><td>CTH又はRVC四〇</td><td>く。)又はRVC四○<th(第八五三七・一○< td=""><td></td></th(第八五三七・一○<></td></th(第八五三七・一○<>		CTH又はRVC四〇	く。)又はRVC四○ <th(第八五三七・一○< td=""><td></td></th(第八五三七・一○<>	

				八四・六七	八四・六六	
	八四六七・一九	八四六七・一一				
電気式の原動機を自蔵するもの	その他のもの	回転工具(回転衝撃式工具を含む。)	ニューマチックツール	自蔵するものに限る。)は原動機(電気式であるかないかを問わない。)を手持工具(ニューマチックツール、液圧式のもの又	並びに手持工具用ツールホルダー出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。)保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割ら又は主として使用する部分品及び附属品(工作物ら又は主として使用する部分品及び附属品(工作物の以上、	含む。)
	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			C T H 又 は R V C 四〇	

		_
CTH又はRVC四〇	その他のもの	八四六七・九九
CTH又はRVC四〇	ニューマチックツールのもの	八四六七・九二
CTH又はRVC四〇	チェーンソーのもの	八四六七・九一
	部分品	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四六七・八九
CTSH又はRVC四〇	チェーンソー	八四六七・八一
	その他の工具	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四六七・二九
CTSH又はRVC四〇	のこぎり	八四六七・二二
CTSH又はRVC四〇	ドリル	八四六七・二一

C T H 又 は R V C 四 〇	の他これらに類する計算機構を有する機械並びに金る。)並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機そポケットサイズの機械(計算機能を有するものに限計算機並びにデータを記録し、再生し及び表示する計算機		八 四 · 七 〇	
CTH又はRVC四〇	く。)及びワードプロセッサタイプライター(第八四・四三項のプリンターを除	八四六九・〇〇	八四・六九	
CTH又はRVC四○	部分品	八四六八・九〇		
CTSH又はRVC四〇	その他の機器	八四六八・八〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のガス式の機器	八四六八・二〇		
CTSH又はRVC四〇	手持ち式トーチ	八四六八・一〇		
	式の表面熱処理用機器のとし、第八五・一五項のものを除く。)及びガスのとし、第八五・一五項のものを除く。)及びガスに使用することができるかできないかを問わないもはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(切断		八四・六八	

八 四 · 七 四	八 四 七 三	八四・七二	八 四 · 七 一	
燃料、セラミックペースト、セメント、プラスター用のものに限る。)、凝結機及び成形機(固体鉱物粉砕機、混合機及び捏和機(固体状、粉状又はペー器別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、選別機、かるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、	携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)ら又は主として使用する部分品及び附属品(カバー、第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専 C	装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機)自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包その他の事務用機器(例えば、謄写機、宛名印刷機、 C	を処理する機械(他の項に該当するものを除く。) 体に符号化して転記する機械及び符号化したデータ びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並 C	銭登録機
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 四 〇	

	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の	五	八四·七五
CTH又はRVC四〇	部分品	八四七四・九〇	
CTSH又はRVC四〇	その他の機械	八四七四・八〇	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四七四・三九	
CTSH又はRVC四〇	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	八四七四・三二	
CTSH又はRVC四〇	コンクリート又はモルタルの混合機	八四七四・三一	
	混合機及び捏和機		
CTSH又はRVC四〇	破砕機及び粉砕機	八四七四・二〇	
CTSH又はRVC四〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	八四七四・一〇	
	のものに限る。)並びに鋳物用砂型の造型機その他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用		

	飲料の自動販売機			
	食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。)物品の自動販売機(例えば、郵便切手用、たばこ用、		八四・七六	
CTH又はRVC四〇	部分品	八四七五・九〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四七五・二九		
CTSH又はRVC四〇	光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械	八四七五・二一		
	械ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機			
CTSH又はRVC四〇	の組立て用機械電球その他のガラス封入管電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管	八四七五・一〇		
	熱間加工用の機械 組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は			

			_
CTSH又はRVC四〇	押出成形機	八四七七・二〇	
CTSH又はRVC四○	射出成形機	八四七七・一〇	
	の項に該当するものを除く。)スチックを材料とする物品の製造機械(この類の他ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラ	八四・七七	八四
CTH又はRVC四〇	部分品	八四七六・九〇	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四七六・八九	
CTSH又はRVC四〇	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	八四七六・八一	
	その他の自動販売機		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四七六・二九	
CTSH又はRVC四〇	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	八四七六・二一	

CTSH又はRVC四〇	たばこの調製用又は製造用の機械	八四七八・一〇		
	に該当するものを除く。) たばこの調製用又は製造用の機械(この類の他の項		八四・七八	
CTH又はRVC四〇	部分品	八四七七・九〇		
CTSH又はRVC四〇	その他の機械	八四七七・八〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四七七・五九		
CTSH又はRVC四〇	もの及びインナーチューブの成形用のもの空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用の	八四七七・五一		
	その他の機械(成形用機械に限る。)			
CTSH又はRVC四〇	真空成形機及びその他の熱成形機	八四七七・四〇		
CTSH又はRVC四〇	吹込み成形機	八四七七・三〇		

		T		Г	Г	Г	
						八四・七九	
八四七九・六〇	八四七九・五〇	八四七九・四〇	八四七九・三〇	八四七九・二〇	八四七九・一〇		八四七八・九〇
蒸発式空気冷却装置	産業用ロボット(他の号に該当するものを除く。)	綱又はケーブルの製造機械	その他の木材又はコルクの処理用機械ボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。)プレス(木材その他の木質材料製のパーティクル	械動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機	る機械 土木事業、建築その他これらに類する用途に供す	この類の他の項に該当するものを除く。)機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、	部分品
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

C T H 又 は R V C 四 〇	び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及	<u> </u>	 八 四 · 八 〇
CTH又はRVC四〇	部分品	八四七九・九〇	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四七九・八九	
CTSH又はRVC四〇	用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械混合用、捏和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け	八四七九・八二	
CTSH又はRVC四〇	金属の処理用のもの(電線の巻線機を含む。)	八四七九・八一	
	その他の機械類		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八四七九・七九	
CTSH又はRVC四〇	空港において使用する種類のもの	八四七九・七一	
	旅客搭乗橋		

	玉軸受及びころ軸受		八四・八二	
CTH又はRVC四〇	部分品	八四八一・九〇		
CTSH又はRVC四〇	その他の物品	八四八一・八〇		
CTSH又はRVC四〇	安全弁及び逃がし弁	八四八一・四〇		
CTSH又はRVC四〇	逆止弁	八四八一・三〇		
CTSH又はRVC四〇	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	八四八一・二〇		
CTSH又はRVC四〇	減圧弁	八四八一・一〇		
	その他これらに類する物品用のものに限る。)温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクコック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び		八 四 · 八 一	
	ものを除く。)			

	T	Т		Т	Т	Т		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
八四八二・九九	八四八二・九一		八四八二・八〇	八四八二・五〇	八四八二・四〇	八四八二・三〇	八四八二・二〇	八四八二・一〇
その他のもの	玉、針状ころ及びころ	部分品	ものを含む。)そののを含む。)	その他の円筒ころ軸受	針状ころ軸受	球面ころ軸受	せたものを含む。) 円すいころ軸受(コーンと円すいころを組み合わ	玉軸受
CTH又はRVC四○	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

				八 四 · 八 三
八四八三・四〇	八四八三・三〇	八四八三・二〇	八四八三・一〇	
の構成部品を除く。)、ボールスクリュー、ローイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置歯車及び歯車伝動機(単独で提示する歯付きホ	く。)及び滑り軸受中の一つででは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは	る。) 軸受箱(玉軸受又はころ軸受を有するものに限	む。)及びクランク 伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含	含む。)、クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)を含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクランクを含む。)、佐動軸(カムシャフト及びクランクを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクランクギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターギャボックス
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

	東京文に主として使用する核器 この数の治・60の			
	集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、		八 四 · 八 六	
	の及びメカニカルシールそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたも			
	の他これに類するジョイントをセットにし又は取りら成るものに限る。)、材質の異なるガスケットそ			
	(製のもの及び二層以上の)			
CTH又はRVC四〇	ガスケットその他これに類するジョイント(他の材		八 四 · 八 四	
	ケットその他の伝動装置の構成部品及び部分品			
CTH又はRVC四○	単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロ	八四八三・九〇		
CTSH又はRVC四〇	クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)	八四八三・六〇		
CTSH又はRVC四〇	弾み車及びプーリー(プーリーブロックを含む。)	八四八三・五〇		
	機(トルクコンバーターを含む。)			

八五 第八五類 電気機器及 二 第八五類 電気機器及	項に該当するものを除く。) その他の電気用物品を有するもの及びこの類人四・八七機械類の部分品(接続子、絶縁体、コイル、	八四八六・九〇 部分品及び附属品	八四八六・四〇 この類の注9①の機器	八四八六・三〇 フラットパネルディスプレ	人四八六・二○半導体デバイス又は集積回路製造用の機器		機器並でに音気品及で降層品
これらの部分品及び附属品び音声の記録用又は再生用の機器並びに音声再生機並びにテレビジョンの映像及電気機器及びその部分品並びに録音機、	。) するもの及びこの類の他の、絶縁体、コイル、接触子			プレイ製造用の機器	積回路製造用の機器	体ウエハー製造用の機器	店店
	C T H 又 は R V C 四 〇	C T H 又 は R V C 四 〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

二号又は第八五○四・二三CTSH(第八五○四・二	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの	八五〇四・二一		
	のに限る。)			
CTSH又はRVC四〇	放電管用安定器	八五〇四・一〇		
	(例えば、整流器) 及びインダクタートランスフォーマー、スタティックコンバーター		八 五 · 〇 四	
CT H V R V C 四〇	は主として使用する部分品第八五・○一項又は第八五・○二項の機械に専ら又	八五〇三・〇〇	八 五 〇 三	
CTH又はRVC四〇	ロータリーコンバーター 発電機 (原動機とセットにしたものに限る。) 及び		八五·〇二	
CTH又はRVC四〇	除く。) 電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を		八 五 · 〇 一	

除く。)又はRVC四〇二号から第八五〇四・三四二号から第八五〇四・三四	容量が一キロボルトアンペア以下のもの	八五〇四・三一	
	その他のトランスフォーマー		
く。)又はRVC四○ 号の材料からの変更を除一号又は第八五○四・二二 一号工は第八五○四・二二	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超え	八五〇四・二三	
く。)又はRVC四○ 号の材料からの変更を除 一号又は第八五○四・二三 二号では第八五○四・二三	○○○キロボルトアンペア以下のもの	八五〇四・二二	
く。)又はRVC四○			

八五〇四·五〇	八五〇四・四〇	八五〇四・三四	八五〇四・三三	八五〇四・三二
その他のインダクター	スタティックコンバーター	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	ロボルトアンペア以下のもの	ルトアンペア以下のもの
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	除く。) 又はRVC四○ 号までの材料からの変更を 一号から第八五○四・三三	CTSH (第八五○四・三 円号、第八五○四・三四号の 又は第八五○四・三四号の 又は第八五○四・三四号の 目別 (1)	CTSH (第八五○四・三 一号、第八五○四・三四号の 又は第八五○四・三四号の 材料からの変更を除く。)

CTH又はRVC四〇	その他のもの(部分品を含む。)	八五〇五・九〇		
CTSH又はRVC四〇	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ	八五〇五・二〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八五〇五・一九		
CTSH又はRVC四〇	金属製のもの	八五〇五・一一		
	の永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないも			
	がヘッドカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティンカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティンランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のいもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、ク電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してな		八 五 · 〇 五	
CTH又はRVC四〇	部分品	八五〇四・九〇		

								1	
	八 五 ・ 〇 七								八五・〇六
八五〇七・一〇		八五〇六・九〇	八五〇六・八〇	八五〇六・六〇	八五〇六・五〇	八五〇六・四〇	八五〇六・三〇	八五〇六・一〇	
ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電	含む。)であるかないかを問わない。)蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を	部分品	その他の一次電池	空気・亜鉛電池	リチウムを使用したもの	酸化銀を使用したもの	酸化水銀を使用したもの	二酸化マンガンを使用したもの	一次電池
CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

	八五・〇八								
		八五〇七・九〇	八五〇七・八〇	八五〇七・六〇	八五〇七・五〇	八五〇七・四〇	八五〇七・三〇	八五〇七・二〇	
電動装置を自蔵するもの	真空式掃除機	部分品	その他の蓄電池	リチウム・イオン蓄電池	ニッケル・水素蓄電池	ニッケル・鉄蓄電池	ニッケル・カドミウム蓄電池	その他の鉛蓄電池	池
		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

CTH又はRVC四〇	部分品	八五〇九・九〇	
CTSH又はRVC四〇	その他の機器	八五〇九・八〇	
CTSH又はRVC四〇	は野菜ジュースの搾り機食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又	八五〇九・四〇	
	のとし、第八五・〇八項の真空式掃除機を除く。)家庭用電気機器(電動装置を自蔵するものに限るも		八五・〇九
CTH又はRVC四〇	部分品	八五〇八・七〇	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八五〇八・六〇	
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八五〇八・一九	
CTSH又はRVC四〇	もの)を有するものに限る。)がッグ又はその他の容器(二○リットル以下の出力が一、五○○ワット以下のもの(ダスト	八五〇八・一一	

CTSH又はRVC四〇	点火プラグ	八五 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —		
	流発電機及び交流発電機)及び開閉器 りの内燃機関に使用する種類の発電機(例えば、直 発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点 発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点 が定し、 がでにこれ がでが、子熱プラグ及びスターター)並びにこれ が発電機及び交流発電機、イグニションコイル、点 が発電機及び交流発電機、イグニションコイル、点 が発電機及び交流発電機。の内燃機関の点火又は始		八 五 · 一 一	
CTH又はRVC四〇	部分品	八五一〇・九〇		
CTSH又はRVC四〇	脱毛器	八五一〇・三〇		
CTSH又はRVC四〇	バリカン	八五一〇・二〇		
CTSH又はRVC四〇	かみそり	八五一〇・一〇		
	るものに限る。)		八 五 · 一 〇	

CTSH又はRVC四〇	種類のものに限る。)照明用又は可視信号用の機器(自転車に使用する	八 五 二 · 一		
	のものに限る。) び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用する種類の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイパー及の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイパー及電気式の照明用又は信号用の機器(第八五・三九項		八 五 ・ 二 二	
CTH又はRVC四〇	部分品	八五一一・九〇		
CTSH又はR	その他の機器	八五一・八〇		
CTSH又はRVC四〇	その他の発電機	八五一一・五〇		
CTSH又はRVC四〇	スターター及び始動充電発電機	八五一一・四〇		
CTSH又はRVC四〇	ディストリビューター及びイグニションコイル	八五一・三〇		
CTSH又はRVC四	磁石発電機、直流磁石発電機及び弾み車式	八五一一・二〇		

八 五 · 四	八	八	八 五 · 一 三	八	八	八	八
	八五一三・九〇	八五一三・一〇		八五一二・九〇	八五一二・四〇	八五一二・三〇	八五一二・二〇
失により機能するものを含む。)及び工業用又は理工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導又は誘電損	部分品	ランプ	用機器を除く。)計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明は、電池及び磁石発電機)により機能するように設ば、電池及び磁石発電機)により機能するように設携帯用電気ランプ(内蔵したエネルギー源(例え	部分品	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	音響信号機器	その他の照明用又は可視信号用の機器
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

	い。)及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機切断に使用することができるかできないかを問わな、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		八 五 ・ 五 五	
CTH又はRVC四〇	部分品	八五一四・九〇		
CTSH又はRVC四〇	を加熱処理するものに限る。)その他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質	八五一四・四〇		
CTSH又はRVC四〇	その他の炉	八五一四・三〇		
CTSH又はRVC四〇	電磁誘導又は誘電損失により機能する炉	八五一四・二〇		
CTSH又はRVC四〇	抵抗加熱炉	八五一四・一〇		
	り物質を加熱処理するものに限る。)化学用のその他の機器(電磁誘導又は誘電損失によ			

	1		1/	1)		1)	1/		
八五一五・三九	八五一五・三一		八五一五・二九	八五一五・二一		八五一五・一九	八五一五・一一		
その他のもの	全自動式又は半自動式のもの	ものとし、金属用のものに限る。) アーク溶接機器(プラズマアーク溶接機器を含む	その他のもの	全自動式又は半自動式のもの	金属用抵抗溶接機器	その他のもの	はんだごて及びはんだ付けガン	ろう付け用又ははんだ付け用の機器	器
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		

八五一六・二九 その也のもの	八五一六・二一 蓄熱式ラジエーター	電気式の暖房機器及び土壌加熱器	八五一六・一〇電気式の瞬間湯沸器、貯	に電熱用抵抗体(第八五・四五項のものを除力ール用こて)及び手用ドライヤー、電気ア機器(例えば、ヘアドライヤー、電気ア機器(例えば、ヘアドライヤー、電気アカーラーがでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	八五一五・九〇 部分品	八五一五・八〇 その他の機器
CFSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	·加熱器	貯蔵式湯沸器及び浸せき式 CTSH又はRVC四〇	(第八五・四五項のものを除く。) とび手用ドライヤー、電気アイロンへアドライヤー、ヘアカーラー及びへアドライヤー、ヘアカーラー及び場別熱器、電熱式の調髪用器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

CTSH又はRVC四〇	コーヒーメーカー及びティーメーカー	八五一六・七一
	その他の電熱機器	
CTSH又はRVC四〇	煮沸リング、グリル及びロースターその他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、	八五一六・六〇
CTSH又はRVC四〇	マイクロ波オーブン	八五一六・五〇
CTSH又はRVC四〇	電気アイロン	八五一六・四〇
CTSH又はRVC四〇	手用ドライヤー	八五一六・三三
CTSH又はRVC四〇	その他の調髪用機器	八五一六・三二
CTSH又はRVC四〇	ヘアドライヤー	八五一六・三一
	電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー	

	話を含む。) 電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電			
	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話でした。)及びその他の機器(音声、画像その他の係別)が用の通信機器を含む。)のでは、ローカルエリアネットワーク (LAN) 又はワイドエリアネットワーク (WAN) では、カーカルエリアネットワーク (WAN) では、カーカルエリアネットワーク (WAN) では、カーカルエリアネットローク (LAN) では、カーカルエリアネットローク (LAN) では、カーカルエリアネットローク (MAN) では、 (基本) が、 (第一回線網用の他の無線回線網用の電話では、 (基本) が、		八 五 ・ 七	
CTH又はRVC四〇	部分品	八五一六・九〇		
CTSH又はRVC四〇	電熱用抵抗体	八五一六・八〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八五一六・七九		
CTSH又はRVC四〇	トースター	八五一六・七二		

CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八五一七・六九	
CTSH又はRVC四〇	びルーティング機器を含む。)又は再生するための機械(スイッチング機器及音声、画像その他のデータを受信、変換、送信	八五一七・六二	
CTSH又はRVC四〇	基地局	八五一七・六一	
	用の通信機器を含む。) 「例えば、ローカルエリアネットワーク(WAN))(例えば、ローカルエリアネットワーク(LA信するものに限るものとし、有線又は無線回線網信するものに限るものとし、有線又は無線回線網		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八五一七・一八	
CTSH又はRVC四〇	携帯回線網用その他の無線回線網用の電話	八五一七・一二	
CTSH又はRVC四〇	コードレス送受話器付きの有線電話機	八五一七・一一	

				八	
				八 五 · 一 八	
八五一八・二二	八五一八・二一		八五一八・一〇		八五一七・七〇
付けたものに限る。) 複数型拡声器(同一のエンクロージャーに取り	ものに限る。) 単一型拡声器(エンクロージャーに取り付けた	いかを問わない。) 拡声器 (エンクロージャーに取り付けてあるかな	マイクロホン及びそのスタンド	並びに電気式音響増幅装置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	部分品
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

_	_	-	-	_
CTH 又は RV C四○	る。) 一項の機器に専ら又は主として使用するものに限一項の機器に専ら又は主として使用するものに限部分品及び附属品(第八五・一九項又は第八五・二		八 五 二 二	
CTH又はRVC四〇	ナーを自蔵するかしないかを問わない。)ビデオの記録用又は再生用の機器(ビデオチュー		八 五 - 二 一	
CTH又はRVC四〇	音声の記録用又は再生用の機器		八 五 · 一 九	
CTH又はRVC四〇	部分品	八五一八・九〇		
CTSH又はRVC四〇	電気式音響増幅装置	八五一八・五〇		
CTSH又はRVC四〇	可聴周波増幅器	八五一八・四〇		
CTSH又はRVC四〇	ホンと拡声器を組み合わせたものけてあるかないかを問わない。)並びにマイクロヘッドホン及びイヤホン(マイクロホンを取り付	八五一八・三〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八五一八・二九		

CTH又はRVC四〇	像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデ器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機	<u></u>	
C T H 又 は R V C 四	てあるかないかを問わない。) 声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合しラジオ放送用の受信機器(同一の 筐 体において音	七	八 五 二 七
CTH又はRVC四〇	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	六	八五・二六
CTH又はRVC四〇	ルカメラ及びビデオカメラレコーダーいかを問わない。)、テレビジョンカメラ、デジタ機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしな一ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信	五	八 五 二 五
C T H 又 は R V C 四〇	むものとし、第三七類の物品を除く。)を問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含マートカードその他の媒体(記録してあるかないかディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、ス	Ξ.	八 五 · 三 三

	を除く。) 警報器。第八五・一二項又は第八五・三○項のものば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災ば、ベルの音響信号用又は可視信号用の機器(例え電気式の音響信号用又は可視信号用の機器(例え		八 五 · 三 一	
CTH又はRVC四〇	部分品	八五三〇・九〇		
CTSH又はRVC四〇	その他の機器	八五三〇·八〇		
CTSH又はRVC四〇	鉄道用又は軌道用の機器	八五三〇・一〇		
	器(第八六・○八項のものを除く。)又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備		八五・三○	
CTH又はRVC四〇	ら又は主として使用する部分品第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専		八 五 · 二 九	
	いかを問わない。)			

	Т	T	1	T	T		
			八五・三二				
八五三二・二一		八五三二・一〇		八五三一・九〇	八五三一・八〇	八五三一・二〇	八五三一・一〇
タンタルコンデンサー	その他の固定式コンデンサー	以上のものに限る(電力用コンデンサー)。)に設計したもので、無効電力が○・五キロバール固定式コンデンサー(五○又は六○ヘルツ回路用	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	部分品	その他の機器	するものに限る。) 表示盤(液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵	器の選警報器、火災警報器その他これらに類する機
CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

	八五· 三三							
八五三三・一〇		八五三二・九〇	八五三二・三〇	八五三二・二九	八五三二・二五	八五三二・二四	八五三二・二三	八五三二·二二
固定式炭素抵抗器(被膜抵抗器を含む。)	含むものとし、電熱用抵抗体を除く。)電気抵抗器(可変抵抗器及びポテンショメーターを	部分品	可変式又は半固定式のコンデンサー	その他のもの	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	セラミックコンデンサー(多層のものに限る。)	セラミックコンデンサー(単層のものに限る。)	アルミニウム電解コンデンサー
CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

	1				<u> </u>				<u> </u>
八 五 ・ 三 五	八五 三 四								
	八五三四・〇〇	八五三三・九〇	八五三三・四〇	八五三三・三九	八五三三・三一		八五三三・二九	八五三三・二一	
電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例え	印刷回路	部分品	む。) む。の他の可変抵抗器(ポテンショメーターを含	その他のもの	容量が二〇ワット以下のもの	巻線形可変抵抗器(ポテンショメーターを含む。)	その他のもの	容量が二〇ワット以下のもの	その他の固定式抵抗器
(例え CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

八五・三八	八 五 · 三 七	八五・三六	
	_		
ら又は主として使用する部分品第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えている。)及び光ファイバー(束にしたものを含及び接続箱。使用電圧が一、○○○ボルト以下のも及び接続箱。使用電圧が一、○○○ボルト以下のもでは、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、は、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、は、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、は、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、は、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、は、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、は、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、は、スイッチ、経電器、ヒューズ、サージが開発、	使用電圧が一、○○○ボルトを超えるものに限る。)サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。ば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、
CTH又はRVC四〇	CTH H R V C 四〇	CTH又はRVC凹〇	

	放電管(紫外線ランプを除く。)			
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八五三九・二九		
CTSH又はRVC四〇	る。)で、使用電圧が一○○ボルトを超えるものに限で、使用電圧が一○○ボルトを超えるものに限その他のもの(出力が二○○ワット以下のもの	八五三九・二二		
CTSH又はRVC四〇	タングステンハロゲン電球	八五三九・二一		
	外線ランプを除く。) その他のフィラメント電球(紫外線ランプ及び赤			
CTSH又はRVC四〇	シールドビームランプ	八五三九・一〇		
	にアーク灯プ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。)並びフィラメント電球及び放電管(シールドビームラン		八五・三九	

	テレビジョン受像用陰極線管(ビデオモニター用			
	陰極線管及びテレビジョン用撮像管)もの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、熱電子管、冷陰極管及び光電管(例えば、真空式の		八五・四〇	
CTH又はRVC四〇	部分品	八五三九・九〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八五三九・四九		
CTSH又はRVC四〇	アーク灯	八五三九・四一		
	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯			
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八五三九・三九		
CTSH又はRVC四〇	イドランプ、ナトリウムランプ及びメタルハラ	八五三九・三二		
CTSH又はRVC四〇	熱陰極蛍光放電管	八五三九・三一		

	八五四〇・六〇	八五四〇・四〇	八五四〇・二〇	八五四〇・一二	八五四〇・一一	
ものを除く。) 、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のマイクロ波管(例えば、磁電管、クライストロ	その他の陰極線管	ル未満のものに限る。) でータ・グラフィックディスプレイ管(カラーのものであって、蛍光のディスプレイ管(カラーのものであって、蛍光ルティスのものに限る。)及びデータ・グラフィッグディスプレイ管(モノク	ジ増倍管その他の光電管テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメー	モノクロームのもの	カラーのもの	陰極線管を含む。)
	CTSH又はRVC四〇	C TS H X は R V C 四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

	(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わ半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電池ダイオード、トランジスターその他これらに類する		八 五 ・ 四 一	
CTH又はRVC四〇	その他のもの	八五四〇・九九		
CTH又はRVC四〇	陰極線管のもの	八五四〇・九一		
	部分品			
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八五四〇・八九		
CTSH又はRVC四〇	受信管及び増幅管	八五四〇・八一		
	その他の管			
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八五四〇・七九		
CTSH又はRVC四〇	磁電管	八五四〇・七一		
		_	_	_

CTSH又はRVC四〇	その他の半導体デバイス	八五四一・五〇
CTSH又はRVC四〇	む。)及び発光ダイオードパネルにしてあるかないかを問わない。)を含光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又は	八五四一・四〇
CTSH又はRVC四〇	電性デバイスを除く。) サイリスター、ダイアック及びトライアック(光	八五四一・三〇
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	八五四一・二九
CTSH又はRVC四〇	定格消費電力が一ワット未満のもの	八五四一・二一
	トランジスター(光電性トランジスターを除く。)	
CTSH又はRVC四〇	ドを除く。)	八五四一・一〇
	素子ない。)を含む。)、発光ダイオード及び圧電結晶	

					八五・四二		
八五四二·三九	八五四二・三三	八五四二・三二	八五四二・三一			八五四一・九〇	八五四一・六〇
その他のもの	増幅器	記憶素子	るかないかを問わない。)路、タイミング回路その他の回路と結合してあコンバーター、論理回路、増幅器、クロック回プロセッサー及びコントローラー(記憶素子、	集積回路	集積回路	部分品	圧電結晶素子
CTSH又はRVC四○	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

CT H 又 は R V C 四 〇	バーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るり付けてあるかないかを問わない。)及び光ファイ化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は酸電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含		八 五 · 四 四	
CTH又はRVC四〇	部分品	八五四三・九〇		
CTSH又はRVC四〇	その他の機器	八五四三・七〇		
CTSH又はRVC四	電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	八五四三・三〇		
CTSH又はRVC四〇	信号発生器	八五四三・二〇		
CTSH又はRVC四〇	粒子加速器	八五四三・一〇		
	し、この類の他の項に該当するものを除く。)電気機器(固有の機能を有するものに限るものと		八五 四三	
CTH又はRVC四〇	部分品	八五四二・九〇		

	び蓄電池並びに機器の電気式部分品(この類の他の 一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及	八 五 四 八	
C T H 又は R V C 四	もので絶縁材料を内張りしたものに限る。)な部分(例えば、ねじを切ったソケット)を専ら組な部分(例えば、ねじを切ったソケット)を専ら組電気機器の電気絶縁用物品(成形中に金属製のさ細	八 五 · 四 七	
C T H 又は R V C 四〇	がい子(材料を問わない。)	八五・四六	
C T H 又 は R V C 四	取り付けてあるかないかを問わない。) 的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの(電気炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭	八 五 · 四 五	
	ない。)ないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わるのに限るものとし、電気導体を組み込んであるか		

		_
RVC国〇	トラクター(第八七・○九項のトラクターを除く。)	八七・〇一
	部分品及び附属品第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその	八七
C T E 文 に R V C 匹	第八六類 - 一般関東及び東西並び (電気機械式のものを含用装備品及びその部分品並びに機械式交 日本にこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路 でこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路 - 一般関東及び東西並び - 一般関東及び東西が - 一般関東の - 一般原の	<i>)</i> ,
CTH又はRVC四〇	その他のもの	八五四八・九〇
W O	電池及び蓄電池のくず並びに使用済みの一次一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次	八五四八・一〇
	項に該当するものを除く。)	

			八 七 ・ 〇 五	八七・〇四	八七・〇三	八七・〇二
八七〇五・三〇	八七〇五・二〇	八七〇五・一〇				
消防車	せん孔デリック車	クレーン車	物の輸送用に設計したものを除く。)車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水特殊用途自動車(例えば、救難車、クレーン車、消	貨物自動車	のを除く。)のを除く。)のを除く。)のを除く。)のを除く。)でレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及	動車一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自
R V C 四	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		R V C 四	R V C 四	R V C 四

八七〇五・四〇 コンクリートミキサー車 RVC四〇
コンクリートミキサー車

CC又はRVC四〇	モーターサイクル(モペットを含む。)のもの	八七一四・一〇		
	三項までの車両のものに限る。)部分品及び附属品(第八七・一一項から第八七・一		八 七 一 四	
C T H 又 は R V C 四〇	械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。)身体障害者用又は病人用の車両(原動機その他の機		八七 · 三	
CTH 又は RV C四〇	付きのものを除く。) 自転車(運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機	八七一二・〇〇	八七 · 二	
R V C 凹	を問わない。)及びサイドカー付きであるかないか動機付きの自転車(サイドカー付きであるかないかドカー付きであるかないかを問わない。)、補助原モーターサイクル(モペットを含むものとし、サイモーターサイクル(モ		八 七 - 一	
R V C 四	及びその部分品し、武器を装備しているかいないかを問わない。)し、武器を装備しているかいないかを問わない。)戦車その他の装甲車両(自走式のものに限るものと	八七一〇・〇〇	八 七 一 〇	

八七一四・九一 フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部 その他のもの	リム及びスポーク リム及びスポーク キを除く。)及びフリーホイール ギを除く。)及びフリーホイール ブレーキ (コースターブレーキハブ及びハブブレー サドル アダル及びギャクランク並びにこれらの部分品 その他のもの	八七一四・九九 九七一四・九二 九九 九九 九五
	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	八七一四·九一
	の他のもの	
	体障害者用又は病人用の車両のもの	

CTH又はRVC四〇	光ファイバー(束にしたものを含む。)、光ファイ		九〇・〇一	
	機器並びにこれらの部分品及び附属品定機器、検査機器、精密機器及び医療用第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測			九〇
、時計及び楽器並びにこれ	映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、	らの部分品及び附属品光学機器、写真用機器、映画		第一八部
CTH又はRVC四〇	第八九類 船舶及び浮き構造物			八九
CT H スは R V C 四〇	第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部			八八
CT H スは R V C 四〇	れらの部分品(機械式駆動機構を有するものを除く。)並びにこ(機械式駆動機構を有するものを除く。)並びにこトレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両		八七・一六	
CTH又はRVC四〇	乳母車及びその部分品	八七一五・〇〇	八七・一五	

		Π	1	ı		T
				4.	T.	
				九〇・〇三	九〇・〇二	
九〇〇三・九〇	九〇〇三・一九	九〇〇三・一一				
部分品	その他の材料製のもの	プラスチック製のもの	フレーム	眼鏡のフレーム及びその部分品	的に研磨してないガラス製のものを除く。)又は機器の部分品として使用するものに限り、光学わないものとし、取り付けたもので機器に装着してレンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問	光学的に研磨してないガラス製のものを除く。)品(材料を問わないものとし、取り付けたもの及び品(材料を問わないものとし、取り付けたもの及びにンンズを含む。)、プリズム、鏡その他の光学用が一ケーブル(第八五・四四項のものを除く。)、
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			C T H 又 は R V C 四〇	

		T	ı	ı	ı		
		九〇・〇六				九〇・〇五	九〇・〇四
九〇〇六・三〇	九〇〇六・一〇		九〇〇五・九〇	九〇〇五・八〇	九〇〇五・一〇		
水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特	製版に使用する種類の写真機	を除く。) を除く。) を除く。) が世ん光電球(第八五・三九項の放電管 写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせ	部分品及び附属品(支持具を含む。)	その他の機器	双眼鏡	及びその支持具並びに天体観測用機器(電波観測用のものを除く。)並びに天体観測用機器(電波観測用のものを除く。)双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四○		CTH又はRVC四〇

	写真用のせん光器具及びせん光電球		
CTSH又はRVC四〇	その他のもの	九〇〇六・五九	
CTSH又はRVC四〇	フィルムを使用するものに限る。)その他のもの(幅が三五ミリメートルのロール	九〇〇六・五三	
CTSH又はRVC四〇	ロールフィルムを使用するものに限る。)その他のもの(幅が三五ミリメートル未満の	九〇〇六・五二	
CTSH又はRVC四〇	る。) のロールフィルムを使用するものに限一眼レフレックスのもの(幅が三五ミリメート	九〇〇六・五一	
	その他の写真機		
CTSH又はRVC四〇	インスタントプリントカメラ	九〇〇六・四〇	
	メラに設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カ		

			九〇・〇七					
	九〇〇七・二〇	九〇〇七・一〇		九〇〇六・九九	九〇〇六・九一		九〇〇六・六九	九〇〇六・六一
部分品及び附属品	映写機	撮影機	装置を自蔵するかしないかを問わない。)映画用の撮影機及び映写機(録音装置又は音声再生	その他のもの	写真機用のもの	部分品及び附属品	その他のもの	もの)に限る。)せん光器具(放電管を使用したもの(電子式の
	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

		Т	Т		1	
	九 〇 · 一 〇			九〇・〇八		
九〇一〇・一〇		九〇〇八・九〇	九〇〇八・五〇		九〇〇七・九二	九〇〇七・九一
たフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露ルム及び紙を処理するものに限る。)及び現像し写真用又は映画用の自動現像機(ロール状のフィ	のスクリーンを除く。)、ネガトスコープ及び映写用又は投影用理に使用する機器(この類の他の項に該当するもの写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処	部分品及び附属品	投影機、引伸機及び縮小機	を除く。) 投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のもの	映写機用のもの	撮影機用のもの
CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

	T	T	Г	T	Г	Г		
				九 〇 · 一 一				
九〇一一・九〇	九〇一一・八〇	九〇一一・二〇	九〇一一・一〇		九〇一〇・九〇	九〇一〇・六〇	九〇一〇・五〇	
部分品及び附属品	その他の顕微鏡	は顕微鏡投影用のものに限る。)その他の顕微鏡(顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又	双眼実体顕微鏡	鏡投影用のものを含む。) 光学顕微鏡(顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微	部分品及び附属品	映写用又は投影用のスクリーン	その他の処理に使用する機器及びネガトスコープその他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付け	光する機器
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

	•			,	•		
				九〇・一三			九〇・一二
九〇一三・九〇	九〇一三・八〇	九〇一三・二〇	九〇一三・一〇		九〇一二・九〇	九〇一二・一〇	
部分品及び附属品	その他の機器	レーザー(レーザーダイオードを除く。)	部の機器の部分品として設計した望遠鏡武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六	該当するものを除く。)除く。)及びその他の光学機器(この類の他の項にものを除く。)、レーザー(レーザーダイオードをものを除く。)、レーザー(レーザーダイオードを液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当する	部分品及び附属品	顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)及び回折機器	顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)及び回折機器
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

			九〇・一五					九〇・一四
九〇一五・三〇	九〇一五・二〇	九〇一五・一〇		九〇一四・九〇	九〇一四・八〇	九〇一四・二〇	九〇一四・一〇	
水準器	経緯儀及び視距儀	測距儀	用の機器(羅針盤を除く。)及び測距儀洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学土地測量(写真測量を含む。)用、水路測量用、海	部分品及び附属品	その他の機器	空中又は宇宙の航行用の機器(羅針盤を除く。)	羅針盤	羅針盤その他の航行用機器
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

	九 〇 · 一 七	九〇・一六			
九〇一七・一〇		九〇一六・〇〇	九〇一五・九〇	九〇一五・八〇	九〇一五・四〇
わない。) 写図台及び写図機械(自動式であるかないかを問	の類の他の項に該当するものを除く。) ば、物差し、巻尺、マイクロメーター及びパス。こ尺及び計算盤)並びに手持ち式の測長用具(例え機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算製図機器、けがき用具及び計算用具(例えば、写図	い。)のとし、分銅を附属させてあるかないかを問わなのとし、分銅を附属させてあるかないかを問わなはかり(感量が五〇ミリグラム以内のものに限るも	部分品及び附属品	その他の機器	写真測量用機器
CTSH又はRVC四〇		C T H 又 は R V C 四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

CTH 又は RV C四〇	整形外科用機器(松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸		九 〇 · 二	
C TH 又は R V C 四 ()	クを除く。)び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスび交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスその他の呼吸用機器及びガスマスク(機械式部分及	九〇二〇・〇〇	九 〇 <u>-</u> 〇	
C T H 又 は R V C 四 〇	治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用		九 〇 · 一 九	
C T H 又 は R V C 四 〇	の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その他		九 〇 · 一 八	
C T H 又 は R V	部分品及び附属品	九〇一七・九〇		
CTSH又はRVC四〇	その他の機器	九〇一七・八〇		
CTSH又はRVC四〇	マイクロメーター、パス及びゲージ	九〇一七・三〇		
CTSH又はRV	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	九〇一七・二〇		

九	九		九 〇 · 二 三	
九〇二二・一三	九〇二二・一二			
その他のもの(歯科用のものに限る。)	コンピュータ断層撮影装置	医用のものであるかないかを問わない。)射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣エックス線を使用する機器(放射線写真用又は放	エックス線の発生機 エックス線の発生機 エックス線の発生機 、ドルファ線、ベータ線又はガンマ線をエックス線の発生機 、アルファ線、ベータ線又はガンマ線をエックス線の発生機	での他の骨折治療具 するものに限る。)、人造の人体の部分及び副木それの機器(着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用に変わり、 はいののののでは、
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			

CTH又はRVC四〇	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機	九〇・二三 九〇二三・〇〇	九〇・二三三	
CTH又はRVC四〇	その他のもの(部分品及び附属品を含む。)	九〇二二・九〇		
CTSH又はRVC四〇	エックス線管	九〇二二・三〇		
CTSH又はRVC四〇	その他の用途に供するもの	九〇二二・二九		
CTSH又はRVC四〇	医療用又は獣医用のもの	九〇二二・二二		
	かを問わない。)ものとし、医療用又は獣医用のものであるかない器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むアルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機			
CTSH又はRVC四〇	その他の用途に供するもの	九〇二二・一九		
CTSH又はRVC四〇	る。) その他のもの(医療用又は獣医用のものに限	九〇二二・一四		

	7 1.				1 1.	
	九 〇 · 二 五				九 〇 · 二 四	
		九〇二四・九〇	九〇二四・八〇	九〇二四・一〇		
合わせたものを除く。)温度計及びパイロメーター(その他の機器と組み	い。)並びにこれらを組み合わせた物品球湿度計(記録装置を有するか有しないかを問わな温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、	部分品及び附属品	その他の機器	材料試験機(金属を試験するものに限る。)	試験するものに限る。) お織用繊維、紙及びプラスチック)の機械的性質をその他の材料試験機(材料(例えば、金属、木材、硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機	器及び模型
		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		

	T	ı		ı	ı			_
								_
			九〇・二六					
九〇二六・八〇	九〇二六・二〇	九〇二六・一〇		九〇二五・九〇	九〇二五・八〇	九〇二五・一九	九〇二五・一一	-
その他の機器	圧力の測定用又は検査用のもの	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの	機器を除く。) 機器を除く。) 機器を除く。) 機器を除く。)	部分品及び附属品	その他の機器	その他のもの	液体封入のもの(直読式のものに限る。)	-
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	_

	五項のものを除く。)並びにストロボスコープ計及び回転速度計(第九〇・一四項又は第九〇・一離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距		九 〇 · 二 九	
CTH又はRVC四〇	部分品及び附属品	九〇二八・九〇		
CTSH又はRVC四〇	電気用計器	九〇二八・三〇		
CTSH又はRVC四〇	液体用計器	九〇二八・二〇		
CTSH又はRVC四〇	ガス用計器	九〇二八・一〇		
	用計器 気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定		九〇・二八	
CTH又はRVC四〇	ミクロトーム並びに部分品及び附属品	九〇二七・九〇		
CTSH又はRVC四〇	その他の機器	九〇二七・八〇		

	その他の機器電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の			
CTSH又はRVC四○	オシロスコープ及びオシログラフ	九〇三〇・二〇		
CTSH又はRVC四〇	電離放射線の測定用又は検出用の機器	九〇三〇・一〇		
	の測定用又は検出用の機器ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線八項の計器を除く。)及びアルファ線、ベータ線、の電気的量の測定用又は検査用の機器(第九○・二オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他		九〇・三〇	
CTH又はRVC四〇	部分品及び附属品	九〇二九・九〇		
CTSH又はRVC四〇	速度計、回転速度計及びストロボスコープ	九〇二九・二〇		
CTSH又はRVC四〇	距離計、歩数計その他これらに類する物品積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行	九〇二九・一〇		

九〇三〇・八九	九〇三〇・八四	九〇三〇・八二		九〇三〇・四〇	九〇三〇・三九	九〇三〇・三三	九〇三〇・三二	九〇三〇・三一
その他のもの	その他のもの(記録装置を有するものに限る。)	は検査用の機器半導体デバイスの測定用又	その他の機器	計) ば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音 遠隔通信用に特に設計したその他の機器(例え	その他のもの(記録装置を有するもの)	その他のもの(記録装置を有しないもの)	マルチメーター(記録装置を有するもの)	マルチメーター(記録装置を有しないもの)
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

								_
								_
						九〇・三一		
	九〇三一・四九	九〇三一・四一		九〇三一・二〇	九〇三一・一〇		九〇三〇・九〇	
その也の幾器	その他のもの	用の機器バイスの製造に使用するものに限る。)の検査機器及びフォトマスク又はレチクル(半導体デー機器及びフォトマスクスはレチクル(半導体デースの検査用の	その他の光学式機器	テストベンチ	釣合試験機	るものを除く。) 及び輪郭投影機測定用又は検査用の機器 (この類の他の項に該当す	部分品及び附属品	
CTSH又はRVC四○	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	_

の 項 C C C C C C T T T T T T H H H S S S S 又 又 又 H H I			
式 の も の C C C C) 「この類の機器の部分品及び附属品(この類の他」	九〇三三・〇〇	九〇・三三
体式のもの C C C C	部分品及び附属品	九〇三二・九〇	
体式のもの C	その他のもの	九〇三二・八九	
	液体式又は気体式のもの	九〇三二・八一	
	その他の機器		
	マノスタット	九〇三二・二〇	
「CTSH又はRVC四〇	サーモスタット	九〇三二・一〇	
	自動調整機器		九〇・三二
 CTH又はRVC四○	部分品及び附属品	九〇三一・九〇	

						九一
九一・〇六	九一・〇五	九一 . 〇四	九一・〇三	九 一·〇 二	九 一· 〇 一	
		九一〇四・〇〇				
時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表	その他の時計(携帯用時計を除く。)	空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。)計器盤用時計その他これに類する時計(車両用、航	く。) く。) のとし、携帯用時計及び第九一・○四項の時計を除時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るも	除く。) 除く。) のおったとし、第九一・〇一項のものをがまりまったを含むものとし、第九一・〇一項のものを腕時計、懐中時計その他の携帯用時計(ストップ	属を張った金属を使用したものに限る。)ウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金腕時計、懐中時計その他の携帯用時計(ストップ	第九一類 時計及びその部分品
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CT H又はRV C四〇	

CTSH又はRVC四〇	ケース(貴金属製又は貴金属を張った金属製のも	九		
	携帯用時計のケース及びその部分品		九 一 · 一	
C T H 又 は R V C 四 〇	ト (ムーブメントセット)、未完成の時計用ムーブメン (ムーブメントセット)、未完成の時計用ムーブメ 完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの 時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより		九 一 · 一 〇	
CTH又はRVC四〇	その他の時計用ムーブメント(完成品に限る。)		九一・〇九	
CTH又はRVC四〇	ウォッチムーブメント(完成品に限る。)		九一・〇八	
CTH又はRVC四〇	機を有するものに限る。) タイムスイッチ(時計用ムーブメント又は同期電動	九一〇七・〇〇	九 · 〇七	
	タイムレコーダー)有するものに限る。例えば、タイムレジスター及び示用の機器(時計用ムーブメント又は同期電動機を			

九 二	九 一	九 一 ·	九 一				
	• 四	- = =	九 一 一 二				
				九一一一・九〇	九一一一・八〇	九一一・二〇	
第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品	その他の時計の部分品	の部分品の部分のがンド及びブレスレット並びにこれら	並びにこれらの部分品するケースでこの類のその他の物品に使用するもの時計(携帯用時計を除く。)のケース及びこれに類	部分品	その他のケース	銀をめっきしてあるかないかを問わない。) ケース(卑金属製のものに限るものとし、金又は	のに限る。)
CTH又はRVC四○	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

	九六	九 五	九 四	第二〇部	九三	第一九部
				雑品		武器及び銃
						武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
						これら
	第九六類	第九五類	第 九 四 類		第九三類	の部分品及
	雑品	らの部分品及び附属品玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれ	家具、寝具、マットレス、マットレスサ家具、寝具、マットレス、の他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除べ。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類すが品並びにプレハブ建築物品並びにプレハブ建築物品並びにプレハブ建築物品がいた。		び附属品 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及	- M M M M M M M M M M M M M M M M M M M
_		CTH又はRVC四〇	CT H H R V C 四〇		CTH又はRVC四〇	

九六・〇三	九 六 • 〇 二	九 六 ・ 〇 一
<u> </u>		<u>.</u>
	九六〇二・〇〇	
シの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイント掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラ用するブラシを含む。)、動力駆動式でない手動床ほうき、ブラシ(機械類又は車両の部分品として使 CTH又はRVC四○	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料(加工 CTH又はRVC四○ したものに限る。)及び製品(これらの材料から製 したものに限る。)及び製品(これらの材料から製 品並びに硬化させてないゼラチン(加工したものに限る。)及び製品(これらの材料から製 及び硬化させてないゼラチンの製品 及び細工品 の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品 の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品 の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品	より得た製品を含む。) おり得た製品を含む。) との材料がら製造したものに限るものとし、成形に用の材料(加工したものに限る。)及び製品(これの材料(加工したものに限る。)及び製品(これの対対であり、

			九六	九六	九六	九六	
			九六・〇七	九六・〇六	九六・〇五	九六・〇四	
九六〇七・一九	九六〇七・一一				九六〇五・〇〇	九六〇四・〇〇	
その他のもの	卑金属製の務歯を取り付けたもの	スライドファスナー	スライドファスナー及びその部分品	モールドを含む。)並びにボタンのブランクびプレススタッド並びにこれらの部分品(ボタンボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及	しくは衣服の清浄用のものに限る。)トラベルセット(化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若	手ふるい	ラースクイージーを除く。)
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

九六・一一 九六一一・〇〇	九六・一〇 九六一〇・〇〇	九六・〇九	九六・〇八	九六〇七・二〇
他これらに類する物品(ラベルに印捺又は型押しを日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその	かを問わない。)画用のものに限るものとし、枠を有するか有しない画雅、黒板その他これらに類する板(筆記用又は図	チョーク炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用の炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用木く。)、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木鉛筆(第九六・○八項のシャープペンシルを除	第九六・○九項の物品を除く。) 第九六・○九項の物品を除く。) 第九六・○九項の物品を除く。) 第九六・○九項の物品を除く。)	部分品
CTH又はRVC四〇	C T H 又 は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四	CTH又はRVC四〇

九六一三・二〇	九六一三・一〇	九六・一三	九六・一二	
携帯用ライター(ガスを燃料として使用するもの	でガスの詰替えができるものを除く。)携帯用ライター(ガスを燃料として使用するもの	及びその部分品(着火石及び芯を除く。)かないか又は電気式であるかないかを問わない。)たばこ用ライターその他のライター(機械式である	るかないかを問わない。) 「インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあ 大れてあるかないかを問わない。)及びインキパッ することができる状態にしたものに限るものとし、 することができる状態にしたものに限るものとし、 することができる状態にしたものに限るものとし、 することができる状態にしたものに限るものとし、	有する手動式印刷用セット並びに手動式コンポジションスティック及びこれを
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		C T H 又 は R V C 四 〇	

CTH又はRVC四〇	限る。)及びその部分品(ガラス製の内部容器を除魔法瓶その他の真空容器(ケース入りのものに	九六一七・〇〇		
CTH又はRVC四〇	これらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及び		九六・一六	
CTH又はRVC四〇	項の物品を除く。)及びこれらの部分品カーラーその他これらに類する物品(第八五・一六にヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアくし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びくし、ヘアスライドその他これらに類する物品並び		九六・一五	
CTH又はRVC四〇	品 いがり のでが がった かがり 一 ない かがり でん がん かが しょう でん がん かが しょう でん いん かん	九六一四・〇〇	九六・一四	
CTH又はRVC四〇	部分品	九六一三・九〇		
CTSH又はRVC四〇	その他のライター	九六一三・八〇		
	でガスの詰替えができるものに限る。)			

			<°)	
	九六・一八	九六一八・〇〇	のの他ショーウインドー用の展示用品で作動するもマネキン人形その他これに類する物品及び自動人形	CTH又はRVC四〇
	九六・一九	九六一九・〇〇	品(材料を問わない。)のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児用	CTH又はRVC四〇
第二一部	美術品、	収集品及びこっとう		
九七			第九七類 美術品、収集品及びこっとう	CTH又はRVC四〇

- 1 原産地証明書
- (a) 輸出 者の氏名又は名称及び住所
- (b) 判明している場合には、 生産者の氏名又は名称及び住所
- (c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住 所
- (d) 産品 の品名及び統一システム番号 (六桁番号の水準)
- (e) 原産 地 証 明書番号
- (f) 原産性を与えることとなる基準
- (g) 輸出者又は生産者による申告
- (h) 発給機関による証明であって、 原産地証明書に記載された産品が証拠に基づいて第三章 (原産地規
- 則 に定める全ての関連する要件を満たす旨が記載され、 かつ、 当該発給機関の正規の署名及び公の印

章を付して提供されるもの

- (i) 第二・六条 (関税率の差異) に規定するRCEP原産国
- (j) 積送される貨物を確認するための詳細な情報 (例えば、仕入書の番号、 出発の日付、 船舶の名称又は

航空機の便名、 荷揚港)

(k)

原産性を与えることとなる基準として域内原産割合が用いられている場合には、

F

В

価額

(1) (m)連続する原産 産品 の数量 証 明書については、 最初 の原産地 証明の番号、 発給 日付、 最初の輸 締約国におけ

 \mathcal{O}

出

地

- る R C Е IP原産 国及び該当する場合には、 最初の輸出締約国 [の認定された輸出者の認定番号
- 2 原産 地 申 告
- (a) 輸 出 者 の氏名又は名称及び住所
- (b) 判明している場合には、 生産者 \mathcal{O} 氏名又は名称及び住所
- (c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (d) 産品 の品 名及び統一システム番号 (六桁番号の水準)
- (e) 認定された輸出者については、 輸出者又は生産者の認定番号又は識別番号

- (f) 固有の参照番号
- (g) 原産性を与えることとなる基準
- (h) 権限を与えられた署名者による証明であって、 原産地申告に記載された産品が第三章 (原産地規則)
- に定める全ての関連する要件を満たす旨が記載されたもの
- (i) 第二・六条 (関税率の差異) に規定するRCEP原産 国
- (k) (j) 産品 原産性を与えることとなる基準として域内原産割合が用いられている場合には、 この数量 F O B 価額
- (1) RCEP原産国及び該当する場合には、 連続する原産地申告については、 最初の原産地証 最初の輸出締約国の認定された輸出者の認定番号 明の番号、 発給の 日付、 最初の輸出締約国に における

第四章 税関手続及び貿易円滑化

第四·一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「税関当局」とは、 各締約国の法律に基づいて関税法令の運用及び執行について責任を有する当局を

いう。

(b) 「関税法令」とは、 物品の輸入、 輸出、 移動又は蔵置に関する法令であって、その運用及び執行につ

いて特に税関当局が責任を有するもの並びに税関当局がその法令上の権限に基づいて定める規則をい

う。

(c) 「税関手続」とは、 締約国の税関当局が自国の関税法令の対象となる物品及び輸送手段に対して適用

する措置をいう。

(d) 「急送貨物」とは、 物品の迅速な国境を越える移動のための貨物サービスを運営し、かつ、これらの

物品について税関当局に対する責任を引き受ける企業により又は当該企業を通じて輸入される全ての物

品をいう。

(e) 「輸送手段」とは、 締約国の関税領域に出入りする各種の船舶、 車両及び航空機であって、自然人又

は物品を輸送するものをいう。

第四·二条 目的

この章の規定は、次のことを目的とする。

(a)

この重の共気は一名のことを目白とでき

各締約国の関税法令の適用における予見可能性、

一貫性及び透明性を確保すること。

- (b) 各締 約国 の税関手続の効率的な運用及び物品の迅速な通関を促進すること。
- (c) 各締約国 の税関手続を簡素化し、 及び関連する国際的な基準に可能な限り調和させること。
- (d) 締約国の税関当局の間の協力を促進すること。
- (e) 世界的及び地域的なサプライチェーンのための環境を強化すること等を通じて、 締約国間の貿易を円

滑にすること。

第四・三条 適用範囲

この章の規定は、 締約国間で取引される物品及び各締約国の関税領域に出入りする輸送手段に適用される

税関手続について適用する。

第四・四条 一貫性

1 裁量を行使することを妨げるものではない。ただし、当該裁量が当該締約国 確保する。 各締約国は、 第一文の規定は、 自国 の関税法令が自国の関税領域全体において一貫して実施され、及び適用されることを 締約国の関税法令が裁量を認める場合において当該締約国の税関当局が当該 の関税領域全体において一 貫

かつ、当該締約国の関税法令に従って行使されることを条件とする。

- 2 ましい。) 官署の間にお 貫した実施及び適用を確保するため 各締約国は、 į, て自国 1に規定する義務を履行するに当たり、 の関税法令の一貫した適用を確保する行政上の制度を構築することによることが望 の行政上の措置を採用し、 自国 の関税領域全体において自国 又は維持するよう努める (自国の 一の関税法令の一 地方税関
- 3 及び経験を他の締約国と共有するよう奨励される。 各締約国は、 2に規定する行政上の制度の運用を改善するために当該行政上の制度に関する自国の慣行
- 4 部局) 締約国が1及び2に規定する義務を遵守しない場合には、 の規定に基づく協議の手続に従ってその問題について当該締約国と協議することができる。 他の締約国は、 第四・二十条 (協議及び連絡

第四·五条 透明性

1 各締約国は、 政府、 貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができるようにするため、 差別的

でない態様で、 かつ、容易に入手可能な方法により、 可能な限りインターネットにおいて、 次に掲げる情

報を速やかに公表する。

(a) 輸入、 輸出及び通過の ため の手続 (港湾手続、 空港手続その他の入国地点における手続を含む。) 並

びに所要の書式及び書類

(b) 輸入若しくは輸出について又はこれらに関連して課される全ての種類の 税の実行税率

(c) 輸入、 輸出若しくは通過について又はこれらに関連して政府機関により又は政府機関のために課され

る手数料及び課徴金

(d) 産品の関税上の分類又は評価に関する規則

(e) 原産地! 規則に関連する法令及び一般に適用される行政上の決定

f 輸入、輸出又は通過の制限又は禁止

(g) 輸入、輸出又は通過の手続の違反に対する罰則

- h 異議の申立て又は審査の請求のための手続
- (i) 自国が締結している一若しくは二以上の国との間の協定又はその一部であって輸入、 輸出若しくは通

過に関するもの

- (j) 関税割当ての運用に関する手続
- 2 各締約国 立は、 特に、 次に掲げる情報をインターネットを通じて利用可能なものとし、 可能 な限り、 か
- つ、適当な場合には、これらの情報を更新する。
- (a) 輸 輸出及び通過のための手続 (異議の申立て又は審査の請求のための手続を含む。

であって、 輸入、 輸出 反 び 通過 \mathcal{O} ために必要な実際的な手順を政府、 貿易業者及び利害関係を有する他

 \mathcal{O}

機要

(注)

の者に周知するもの

注 各締約国は、 この概要についての法律上の制約を自国のウェブサイトにおいて明記する裁量を有する。

- (b) 自国 の領域への輸入、 自国 の領域からの輸出又は自国の 領域の通過のための 所要の書式及び書類
- (c) 次条 (照会所) に規定する照会所の連絡先及び税関に係る事項についての照会の方法に関する情報
- 3 各締約国は、 新たな関税法令を策定し、又は既存の関税法令を改正する場合には、 可能な限り、 その新

対し、 ことができない場合は、この限りでない。 たな又は改正される関税法令の案を公表し、又は容易に利用可能なものとし、 当該関税法令の案について意見を提出するための適当な機会を与える。 及び利害関係を有する者に ただし、 事前の周知を行う

4 よう、 引取 前 に、 各締約国は、 りの許可及び通関に関するものについて、貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができる 可能 実行 な限り速やかに公表され、 可能な限り、 一般に適用される新たな又は改正された法令であって物品 並びに自国の法令及び法制に適合する方法により、 又は当該法令に関する情報が公に利用可能なものとされることを確 (通過物品を含む。) の移動 当該法令が効力を生ずる日の

5 求するものと解してはならない。 この条のい かなる規定も、 締約国が自国の言語以外の言語により情報を公表し、 又は提供することを要

保する。

第四・六条 照会所

及び通過のための所要の書式及び書類の取得を容易にするため、一又は二以上の照会所を指定する。 各締約国は、 利害関係を有する者からの税関に係る事項に関する妥当な照会に回答し、 並びに輸入、 輸出

第四·七条 税関手続

1 各締約国は、 自国 の税関手続及び税関実務が、予見可能性、一貫性及び透明性があるものであること並

びに物品の迅速な通関等を通じて貿易を円滑にすることを確保する。

2 各締約国は、 可能な場合には、かつ、 自国の関税法令が許容する範囲内で、 自国の税関手続が世界税関

機構の基準及び勧告された慣行に適合することを確保する。

3 各締約国 の税関当局は、 貿易を円滑にするために自国 の税関手続を簡素化することを目的として当該自

の税関手続を見直す。

玉

第四・八条 船積み前検査

1 各締約国は、 関税分類及び関税評価に関して、 船積み前検査を利用することを要求してはならない。

2 1 の規定の対象とならない他の種類の船積み前検査を利用する締約国の権利を害することなく、各締約

国は、 当該他 の種類の船積み前検査を利用することに関して新たな要件を導入せず、又は適用しないよう

奨励される。

3 2に規定する船積み前検査とは、 船積み前検査に関する協定の対象となる船積み前検査をいい、 衛生植

物検疫のための船積み前検査を排除するものではない。

第四・九条 到着の前の処理

1 各締約国は、 物品 の到着の時にその引取りの許可を迅速に行うことを目的として、 物品の到着の前に処

理を開始するため、 物品 の輸入のために必要とされる書類その他の情報の提出を認める手続を採用し、 又

は維持する。

2 各締約国 は、 適当な場合には、 物品 の到 着 の前に書類の処理を行うため、 1に規定する書類その他の情

報の電子的様式による事前の提出について定める。

第四・十条 事前教示

1 各締約国 は、 他 の締 約国 か らの物品 の自国 \mathcal{O} 領域への輸入の前に、 輸入者、 輸出者若しくは正当な事由

を有する者又はこれらの者の代理人であって、 全ての必要な情報が記載された書面による要請を提出した

ものに対して、 次に掲げる事項に関する書面による事前の教示を行う。

(a) 関税分類

(b) 当該物品が前章 (原産地規則) の規定に基づく原産品であるかどうか。

- (c) 関税評価協定の規定に従って特定の事実関係に基づいて課税価額を決定する上で使用する適当な方法
- 又は基準及びこれらの適用
- (d) 締約国が合意する他の事項
- 2 締 約国は、 申請者が自国において法的代理人又は登録を有することを要求することができる。その要求
- は、 中小企業に特有のニーズに対して特別の考慮を払い、 可能な限り、 事前の教示を申請する資格を有す

当該要求は、

明確な、

かつ、

透明性があるものとし、

恣

意的又は不当な差別の手段となってはならない。 (注1、注2)

る者の範囲を制限するものであってはならない。

- 注 1 締約国は、 いずれかの締約国の要請があった場合には、 物品に関する委員会を通じて、貿易の円滑化に対する寄与の観点か
- ら、この2の要求を見直すことができる。
- 注 2 その 各締約国は、 理由が申請者に対して書面により速やかに通知されることを確保する。 自国の登録手続が透明性があるものであり、 申請が適時に処理され、 並びに当該申請について行った決定及び
- 3 各締約国は、 事前の教示を行う手続であって次の要件を満たすものを採用し、 又は維持する。
- (a) 事前の教示を申請するために必要な情報を特定すること。

- (b) ことを定めること。 ために必要な追加 各締約国が、事前の教示の申請に関する審査の過程のいかなる時点においても、 の情報 (物品の見本を含むことができる。) の提供を申請者に要請することができる 当該申請を審査する
- (c) 事前の教示が、 申請者によって提示された事実及び状況並びに意思決定を行う者が保有する他の関連
- 4 当該事 (d) 限よりも遅く当該事前の教示を行うことについて合理的な理由を有する場合には、 者に対して行うものとし、 全ての必要な情報が受領された後、 各 する情報を根拠とすることを確保すること。 締 事 前 約国 前 の教示を行うための期限を特定し、及び公表する。 の教示が、 は、 自国 関連する事実及びその決定の根拠を含むことを確保すること。 の公用語又は自国が決定する言語により事 可能な限り、 合理的, 九十日以内に行う。 な、 かつ、 特定された方法により、 税関当局は、 各締約国 前 の教示を行う。 は、 申請を受領した後特定され 事 前 \mathcal{O} 定めら 教示 事 当該特定された期限が 前 ń Ö の教示については、 申 た期限までに申請 -請より も前に、 た期
- 5 締約国は、 事前の教示の基礎を成す事実及び状況が行政上又は司法上の審査の対象となっている場合に

終了する前に、

申請者に対して事前の教示の遅延の理由を通知する。

は、 連する事実、 当該事前の教示を行うことを拒否することができる。 状況及び自国が当該事前の教示を行うことを拒否することを決定した根拠を記載して申請者 事前の教示を行うことを拒否する締約国は、 関

に対して書面により速やかに通知する。

6 対 定 した合理的な、 締 して書面 約国は、 により要請しているときは、 3 (b) か の規定に基づいて申請者に対して書面により要請した追加の情報が、 つ、 特定された期限内に提供されなかった場合において、 事 前の教示の要請を拒否することができる。 当該追加の情報を申 その要請の時に決 請 置者に

7 事実及び状況に変更が生じていない場合に限る。 \mathcal{O} 日 各締 から有効なものとすることを定める。 約国 は 事 前 の教示に関し、 当該事 ただし、 前の教示が行われた日又は当該事 8の規定に従うことを条件として、 当該 事 前 \mathcal{O} 教 示 \mathcal{O} 根拠となる法令及び行政規則並 前の教示において特定する他 事前の教示は、 少な びに

8 連する事実及びその決定の根拠を記載して申請者に対して書面により速やかに通知する。 締約国は、 次のいずれかの場合において、 事前の教示を取り消し、 修正し、又は無効とするときは、 関

くとも三年間有効なものとする。

(a) 自国の法令又は行政規則に変更がある場合

- (b) 誤った情報が提供され、 又は関連する情報が提供されなかった場合
- (c) 当該事 前の教示が根拠とした重要な事実又は状況に変更がある場合
- (d) 当該事 前 の教示が誤っていた場合
- 9 締約国が事 前の教示を遡及して取り消し、 修正し、 又は無効とすることができるのは、 当該事前の教示

が 不完全な、 不正 確な、 虚偽 の又は誤認させる情報を根拠としていた場合に限る。

11 各締約国 は、 少なくとも次の事項を公表する。

10

締約国が行う事

前

の教示は、

当該事

前の教示を要請した申請者について当該締約国を拘束する。

(a) 事 前 教 デ \mathcal{O} 請 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 要件 (提供すべき情報及び様式を含む。)

0

申

- (b) 事 前 \mathcal{O} 教示を行う期限
- (c) 事 前 \mathcal{O} 教示の有効期間
- 12 各締約国 は、 商業上の秘密 の情報を保護する必要性を考慮しつつ、事前の教示に関する情報であって、

他 の利害関係者にとって重要な利益があると認めるものを公に利用可能なものとすることができる。

第四・十一条 物品の引取りの許可

- 1 件 関手 が 各締約国は、 満たされてい 続を採用し、 締約 又は ない場合において物 国間の貿易を円滑にするため、 維持する。 この 品 1 の引取りを許可することを要求するものでは の規定は、 締約 効率的な物品 国に対し、 \mathcal{O} 自国 引取りの許可のための簡素化された税 が 課する引取 な りの 許 可 \mathcal{O} た 0 要
- 2 品 可 各 \mathcal{O} 能 通 締 な限 関 約 を 国 許 り、 は、 可 する手 物 1 品品 の規定に従い、 が 続を採用し、 到着し、 か つ、 自国 又は維持する。 通関に必要な全ての情報が の関税法令の遵守を確保するために必要な 提出された時 から四 期 別間を超り 十八 時 え 蕳 な 以 内 7 期 間内 · 物
- 3 物 並 品品 び が . 更な に不当に遅滞することなく行い、 る検 査 \mathcal{O} た 8 に選定される場合には、 及び完了する。 当該: 検査については、 合 理的 かつ必要な Ł Oに 限定
- 4 引取 料及び べ れ き関税、 てい 各締 り の 許 約 るときは、 課徴金について 国 租税、 可 は、 の条件として、 物品 当該決定の前に物品 手数料及び課徴金の納付を確保するために当該締約国が必要とする額を超えないものと が 到着する前に、 の最終的な決定が行われない場合において、 自国 の法令に従って保証 到 の引取りを許可する手続を採用し、 着する時に又は到着し (その対象となる物 た後可能な限り速やか その 他 品について最終的 又は の全ての 維持する。 規制 に関 上 税、 締 \mathcal{O} 要件が に納 約 租 玉 付される は、 満 当該 手数 たさ

する。)を要求することができる。

- 5 え、 この条のいかなる規定も、 没収し、 又は取り扱う権利に影響を及ぼすものではない。 締約国が自国の法令に適合する方法により物品を検査し、 留置し、差し押さ
- 6 損失又は品質の低下を防止するため、 各締約国は、 全ての規制上の要件が満たされていることを条件として、 腐敗しやすい物品の税関管理からの引取りの許可に関して次の事項 腐敗しやすい物品の回避可能な

を定める。

- (a) ために必要な情報が提出された後六時間未満) 通常の状況においては、 可能な限り短い時間内 における引取り (可能な限り、 Ó 許可 物品が到着し、 かつ、 引取りの許可の
- (b) 各締約国 例外的な状況において適当と認める場合には、 は、 必要とされる検査の日程を決定する場合には、 税関当局 の執務時間外における引取りの許可 腐敗しやすい物品を適切に優先する。

7

8 する保管施設について、自国の関係当局が承認し、又は指定したものであることを要求することができ ための手配を行うものとし、 各締約国は、 腐敗しやすい物品の引取りの許可を保留する間、 又は輸入者が当該手配を行うことを認める。 当該腐敗しやすい物品を適切に保管する 各締約国は、 当該輸入者が手配

は、 る。 ŋ る許可を含む。)については、必要な場合には、 の許可のために必要な手続が当該保管施設において行われることを定める。 当該保管施設への当該腐敗しやすい物品の移動 実行可能であり、 かつ、国内法令に適合する場合において、 関係当局の承認を条件とすることができる。 (当該腐敗しやすい物品を移動する事業者に与えられ 当該輸入者の要請があったときは、 各締 引取 約 国

第四・十二条 情報技術の利用

- 1 基づき、 各締約国は、 税関の業務を補助するために情報技術を利用する。 可能な限り、 物品 の迅速な通関及び引取りの許可のための国際的に受け入れられた基準に
- 2 到着前のデー ムを含む。) 各締約国 は、 を利用する。 タの提出及び危険度に応じた管理手法による特定のための電子的な又は自動化されたシステ 可能な限り、 物品 の引取 りの 許 可 Oため の税関手続を迅速にする情報技術 (物品の 積荷の
- 3 各締約国は、 自国 の貿易実務に係る文書について、電子的形式により公に利用可能なものとするよう努

める。

4 各締約国は、 電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該貿易実務に係る文書が書面により

提出される場合と法的に同等なものとして受理するよう努める。

5 各締約国は、 貿易実務に係る文書の電子化について定める施策を策定するに当たっては、 国際機関の下

で作成される国際的な基準又は方式を考慮するよう奨励される。 各締約国は、 電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するため、 他の締約国と協力し、及

国際的な場において協力する。

び

6

第四・十三条 認定事業者のための貿易円滑化措置

1 う。) 国は、 各締 これに代えて、 に対して、輸入、 約国は、 別の制度を制定することを要求されない。 3 の規定に従い、 全ての事業者に一般に利用可能な税関手続により当該措置を提供することができる 輸出又は通過の方式及び手続に関連する追加の貿易円滑化措置を提供する。 特定の基準を満たす事業者(以下この章において「認定事業者」 とい 締約

2 連し、又は当該要件の不遵守の危険性に関連するものとする。 認定事業者としての資格を有するための特定の基準は、 締約国の法令又は手続に定める要件の遵守に関

(a) 当該基準は、公表されるものとし、次のものを含むことができる。

- (i) 関税法令その他の関連する法令の遵守に関する適当な記録
- (iii) 財務上の支払能力(適当な場合には、十分な担保又は保証の提供を含む。)
- iv サプライチェーン・セキュリティ
- (b) 当該基準は、次の(i)及び(i)の要件を満たすものとする。
- (i) 同様の条件の下にある事業者の間において、恣意的又は不当な差別をもたらすように設計せず、又

は適用しないこと。

可能な限り、中小企業の参加を制限しないこと。

1 の規定に従って提供される貿易円滑化措置には、次に掲げる措置のうち少なくとも三つを含めるもの

とする。 (注)

3

注 (a)から(g)までに掲げる措置は、 全ての事業者に一般に利用可能なものである場合には、認定事業者に提供されているものと認

められる。

(a) 適当な場合には、書類及びデータの要求の低減

- (b) 適当な場合には、物理的な検査の割合の低減
- (c) 適当な場合には、引取りの許可までに要する時間の短縮
- (d) 関税、租税、手数料及び課徴金の納期限の延長
- (e) 包括的な保証の利用又は保証の軽減
- (f) 定の 期間 内の全ての輸入又は輸 出についての一 括し た税関申告
- (g) 認定事 業者の施設又は税関当局 が許可 した他の場所に おける物品 \mathcal{O} 通 関
- 4 果的でない場合は、 よう奨励される。 各 締 約国 は、 国際的充 ただし、 この限りでない。 な基準が存在する場合には、 当該基準が、 追求される正当な目的を達成する方法として適当でなく、 当該基準に基づい て認定事業者に係る制度を構築する 又は効
- 5 る制 各締約国 度の相互承認について交渉する可能性を認める。 は、 事業者に提供される貿易円滑化措置を強化するため、 他の締約国に対し、 認定事業者に係
- 6 議及び連絡部局)の規定に従って指定される連絡部局及び物品に関する委員会を利用しつつ、次のことを 締約国は、 それぞれの認定事業者に係る制度を構築するに当たり、 適当な場合には、 第四・二十条 協

通じて協力するよう奨励される。

(a) 認定事業者に係る制度に関する情報及び新たな制度を導入するための取組に関する情報を交換するこ

لح

- (b) 事業者の意見及び経験に関する展望並びに事業者に対する広報に関する最良の慣行を共有すること。
- (c) 認定事業者に係る制度の相互承認 、 の 取 組方法に関する情報を共有すること。
- (d) 貿易を促進するために認定事業者に係る制度の便益を増大させる方法 (特に、 税関に関する問題の解

決 のために認定事業者の調整者として税関職員を任命すること。) を検討すること。

第四・十四条 危険度に応じた管理手法

- 1 各締 約国は、 税関管理のために危険度に応じた管理手法の制度を採用し、 又は維持する。
- 2 各締約国 は、 恣意的若しくは不当な差別又は国際貿易に対する偽装した制限を回 避するような態様で、

危険度に応じた管理手法を設計し、及び適用する。

3 各締約国は、 危険度の高い貨物に税関管理及び可能な限りその他の関連する国境管理を集中させ、 並 び

に危険度の低い貨物の引取りの許可を迅速に行う。 各締約国は、 また、 自国の危険度に応じた管理手法の

部として、 税関管理及び国境管理のために貨物を無作為に選定することができる。

4 品 のとする。 各締約国は、 の価額、 当該選定の基準には、 貿易業者の遵守に関する記録並びに輸送手段の種類を含めることができる。 危険度に応じた管理手法について、適当な選定の基準による危険性の評価を根拠とするも 特に、 統一システムの番号、 物品の性質及び品名、 原産国、 仕出国、 物

第四・十五条 急送貨物

1 持しつつ、 各締約国は、 次のことによって、急送貨物の通関を迅速に行うための税関手続を採用し、 少なくとも航空貨物施設を通じて輸入される物品について、 適切な税関管理及び選定を維 又は維持する。

(注)

注 この1の規定は、 の許可の手続を導入することを要求するものではない。 締約国がこの条に規定する待遇を与える既存の手続を有する場合には、 当該締約国に対し、 別の迅速な引取

- (a) 急送貨物に関連する情報を到着の前に処理することについて定めること。
- (b) 可能な限り、急送貨物に含まれる全ての物品を対象として、情報を一括して電子的手段により提出す

ることを認めること。

- (c) 急送貨物の引取りの許可のために必要な書類を最小限にすること。
- (d) な限り速やかに 通常の状況において、 (可能な場合には、 物品が到着し、 六時間以内に)急送貨物の引取りの許可を行うことについて定める かつ、 引取りの許可のために必要な情報が提出された後、 可能

こと。

- (e) 件として、 要求することができることが認めら (a)から(d)までに規定する待遇をあらゆる重量又は価 締約国 物品 は、 追加 0 種類に基づいて当該待遇を限定することができることが認めら の輸入手続 (申告書及びその裏付けとなる書類の提出並びに税の納付を含む。 ń 及び当該待遇が 類の貨物について適用するよう努めること。 書類等の低価額 \mathcal{O} 物品に限定されないことを条 えれる。 ただ を
- (f) 僅 て輸入について課される付加価値税、 一少の課 特定の定められた物品を除くほか、 税価 額について定めること。 このffの規定は、 物品税等の内国税については、 可能な限り、 関税及び租税を徴収されない 千九百九十四年のガット第三条の規定に適合し 適用しない。 僅少の貨物の価額又は
- 2 1 留置し、 のい かなる規定も、 差し押さえ、没収し、若しくはその輸入を拒否し、 危険度に応じた管理手法の制度の使用に関連して行うことを含め、 又は通関後の監査を実施する締約国 物品 を検査 |の権

加 利に影響を及ぼすものではない。 の情報を提出すること及び非自動許可の要件を満たすことを要求することを妨げるものではない。 さらに、 1のいかなる規定も、 締約国が引取りの許可の条件として、 追

第四・十六条 通関後の監査

保するため

 \mathcal{O}

通関後

の監査を採用し、

又は維持する。

1 各締約国 は、 物品 の引取 りの許可を迅速に行うため、 自国 の関税法令その他の関連する法令の遵守を確

2 する。 には、 は、 各締 その記 約国 当該各締約国 適当な選定の基準を含めることができる。 録 は、 が当該監査の対象となった者に対して次の事項を遅滞なく通知する。 危険度に応じた方法により、 は、 当該者が監 査 の過程に関与し、 通関後の監査の対象となる者又は貨物を選定する。 各締約国は、 及び当該監査 透明性がある態様で、 の最終的な結果が得られた場合に 通関後 の監査 当 該· を 方法 実施

- (a) 当該結果
- (b) 当該結果の理由
- (c) 当該者の権利及び義務

3

締 約国は、 通関後の監査において得られた情報について、更なる行政上又は司法上の手続において使用

することができることを認める。

4 各締約国は、 実行可能な場合には、 危険度に応じた管理手法を適用するに当たり、 通関後の監査の結果

を利用する。

第四・十七条 引取りの許可の所要時間調査

1 各締約国は、 次のことのため、 世界税関機構 が公表する物品の引取りの許可までに要する時間 0 測 定の

り ための指針等の手段を利用しつつ、 の許可までに要する時間を測定し、 定期的に、 及びその結果を公表するよう奨励される。 かつ、一 貫性がある態様で、 自国 の税関当局 が物品

0

引取

- (a) 自国の貿易円滑化措置を評価すること。
- (b) 物 品 0 引取 りの許可までに要する時間について更なる改善の機会を検討すること。
- 2 各締約国 は、 1 引取りの許可の所要時 間 調査に関する自国の経験 (使用された方法及び特定された障

害を含む。)を他の締約国と共有するよう奨励される。

第四・十八条 審査の請求及び異議の申立て

1 各締約国は、 税関当局が行政上の決定(注)を行う対象となる全ての者が、 自国の領域内において、次

の事項を行う権利を有することを定める。

注 令及び法制に定めるところにより行政上の措置が取られず又は行政上の決定が行われないことが含まれることが了解される。

こ る決定をいう。 この条の規定の適用上、 この条に規定する行政上の決定には、 「行政上の決定」とは、 個別の事例における特定の者の権利及び義務に影響を及ぼす法的効果を有す 千九百九十四年のガット第十条に規定する行政上の措置並びに締約国の法

の不作為に対処するため、 締約国は、 (a)に規定する異議の申立て又は審査の請求を行う権利に代えて、税関当局に対して速やか

に行政上の決定を行うことを命令するための代替的な行政上の制度又は司法手続を維持することができる。

(a) 局に対する行政上の異議の申立て又はこれらの行政当局による審査 当該行政上の決定を行った職員若しくは官署より上級の行政当局若しくはそれらから独立した行政当 一の請求

(b) 当該行政上の決定に関する司法上の異議の申立て又は審査の請 求 注

注 ブルネイ・ダルサラーム国は、 決定の公平な審査を行うための独立した機関を設立し、 又は維持することにより、 この1の

規定を遵守することができる。

2 締約国は、 行政上の異議の申立て又は審査の請求が司法上の異議の申立て又は審査の請求の前に開始さ

れることを自国の法令により義務付けることができる。

3 各締約国は、 異議の申立て又は審査の請求のための自国の手続が差別的でない態様で実施されることを

確保する。

4 各締約国は、申立人が、1個に規定する異議の申立て又は審査の請求に関する決定が次のいずれかに該

当する場合において、行政当局若しくは司法当局に対して更なる異議の申立てを行い、若しくはこれらの

又は司法当局にその他の方法で訴える権利を有することを確保する。

(注)

当局による更なる審査を請求し、

注 この4のいかなる規定も、 締約国が、 異議の申立て又は審査の請求について行政上の措置をとらないことを自国の法令に従い

申立人にとって有利な決定であると認めることを妨げるものではない。

- (a) 自国の法令に定める一定の期間内に行われない場合
- (b) 不当に遅延することなく行われない場合
- 5 各締約国は、 1に規定する者が、必要な場合には異議の申立て又は審査の請求のための手続を利用する
- ことができるよう、行政上の決定の理由を提供されることを確保する。
- 6 各締約国は、 1に規定する者が、 1に規定する行政上の決定又は不作為に関する審査を求めていること

のみを理由として、不利に扱われないことを確保する。

7 各締約国は、 税関当局以外の関連する国境機関が行う行政上の決定についてこの条の規定を適用するよ

う奨励される。

8 行政上又は司法上の審査の請求又は異議の申立ての決定及び当該決定の理由については、 書面により通

知する。

第四・十九条 税関協力

各締約国 の税関当局は、 適当と認める場合には、 次の事項について他の締約国の税関当局を支援するこ

とができる。

1

a この章の規定の実施及び運用

(b) 税関 の最 良の慣行及び危険度に応じた管理手法に関する技法の構築及び実施

(c) 税関手続の簡素化及び調和

d 専門的技能の向上及び技術の利用の推進

(e) 関税評価協定の適用

- (f) 税関に関する他の問題であって、 締約国が相互に決定するもの
- 2 規律する自国の法令に関する措置であって、この章の規定の運用に実質的に影響を及ぼす可能性があるも より行うことができるものとし、 のについて、 各締約国は、 他の締約国に対して適時に通報する。 可能な限り、 重要な行政上の変更、 次条 (協議及び連絡部局) 法令の修正又はこれらに類似する輸入若しくは輸出を その通報については、 の規定に従って指定される連絡部局に対して 英語又は当該各締約国 の 言語に
- 3 有することができる。 締 約国 の税関当局は、 適当と認める場合には、 税関行政の向上に関する情報及び経験を他の締約国と共

行う。

4 り、 各締約国は、 か つ、 実行可能な限り、 国境を越える貿易の円滑化のために国境通過点における手続を調整するため、 国境を共有する他 の締約国と相互に合意する条件に基づいて協力する。 可能な限

第四・二十条 協議及び連絡部局

1 題に関連する詳細を提供して、 締約国は、 この章の規定の運用又は実施から生ずる重要な税関に関する問題に関し、いつでも、 他の締約国との協議を要請することができる。当該協議については、 当該問 関係

する締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、3の規定に従って指定されるそれぞれの連絡部局を通じ

て行い、及び要請を受領した日の後三十日以内に開始する。

2 1に規定する協議によりその問題を解決することができない場合には、 要請を行った締約国は、 当該問

題を物品に関する委員会に付託することができる。

3 各締約国は、 この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、 この章の規定の実施の ための

る情報を他 又は二以上の連絡部局を指定し、 の締 約国 に通報する。 各締約国は、 並びに連絡先の詳細及び他の関連する情報がある場合には当該 当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に対して速やかに通 関 連す

報する。

第四·二十一条 実施措置

締約国は、 この章の規定に基づく約束のうち一 部のものの実施における締約国の準備状況の異なる水準を

認識 附属書四A (約束の実施のための期間) に特定する一定の期間 (特定された約束の完全な実施がそ

の期間内に開始される。)を与えられる。

附属書四A 約束の実施のための期間

この附属書の規定の適用上、年数(例えば、「五年」)とは、各条のそれぞれの規定の完全な実施がこの

協定が効力を生ずる日から所定の年数以内に開始されることをいい、確定日(例えば、「二千二十二年二月

二十八日」)とは、特定された約束の完全な実施が開始される期間の末日をいう。

注釈 された実施のための期間の対象とする。 次に掲げる各条に具体的な項への言及がない場合には、当該各条の全ての規定について、その特定

ブルネイ・ダルサラーム国

二千二十三年三月三十一日	審査の請求及び異議の申立て	第四・十八条
二千二十二年二月二十八日	認定事業者のための貿易円滑化措置	第四・十三条

第四・九条	到着の前の処理	五年
第四・十一条	物品の引取りの許可	
	2 物品の引取りの許可のための期間(可能な限り、物品が到	五年
	着し、かつ、必要な情報が提出された時から四十八時間以	
	内)	
	6 腐敗しやすい物品の引取りの許可(可能な限り六時間未	五年
	満)	
	8 腐敗しやすい物品のための保管施設及び手続	五年
第四・十二条	情報技術の利用	
	2 情報技術(積荷の到着前のデータの提出及び危険度に応じ	五年
	た管理手法のための電子的な又は自動化されたシステムを含	
	(重) りに最けられる質易を答うで誓うむ。) の利用	Ī. <u> </u>
	4 電子的に提出される貿易実務に係る文書の法的な同等性	五年

五年	税関協力	第四・十九条
4	定する待遇	
五年	e 急送貨物の重量又は課税価額こ関するa)からd)までこ規合には六時間以内)	
五年	d 可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可(可能な場	
五年	(c) 書類に係る要件の最小化	
五年	(b) 情報の一括した提出	
五年	(a) 到着の前の処理	
	1 次の事項を含む急送貨物に関する手続の範囲	
	急送貨物	第四・十五条
五年	認定事業者のための貿易円滑化措置	第四・十三条
	ための他の締約国との協力及び国際的な場における協力	
五年	6 電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進する	
五年	5 国際的な基準又は方式	

	第四・四条	一貫性	五年
1	インドネシア		
	第四・十条	事前教示	二千二十二年二月二十八日
	第四・十四条	危険度に応じた管理手法	二千二十二年二月二十八日
ラ	ラオス		
	第四・十条	前	三年
		3 事前の教示を行う手続	三年

三年	7 検査の日程を決定する場合における腐敗しやすい物品の優	
	満)	
五年	6 腐敗しやすい物品の引取りの許可(可能な限り六時間未	
三年	5 物品を検査し、留置し、差し押さえ、又は没収する権利	
	行われる前の物品の引取りの許可	
三年	4 関税、租税、手数料及び課徴金についての最終的な決定が	
三年	3 更なる検査のための物品の選定	
	内)	
	着し、かつ、必要な情報が提出された時から四十八時間以	
三年	2 物品の引取りの許可のための期間(可能な限り、物品が到	
三年	1 簡素化された税関手続の採用又は維持	
	物品の引取りの許可	第四・十一条
五	1 事育の参えに関する情幸の仏才	
	事前の女子に関し、9号段の29	
三年	11 事前の教示に関する手続の公表	
五年	10 事前の教示が有する拘束力	
五年	9 事前の教示の遡及的な取消し、修正又は無効化	
	者に対する通知	
五年	8 事前の教示の取消し、修正又は無効化の理由に関する申請	
五年	7 事前の教示の有効性	

(a) 到着の前の処理 (b) 情報の一括した提出 (c) 書類に係る要件の最小化 (d) 可能な限り速やかな急送貨物の引取りの合には六時間以内) (e) 急送貨物の重量又は課税価額に関する(a) 関税及び租税を徴収されない僅少の貨物をする待遇 でする待遇 の課税価額について定めること。 かの課税を指否し、又は通関後の監査を実施する権利を要求する権利														
五 五 五 五 五 五 二 年 年 年 年 年 年	要求する権	の情報を提出すること及び非自動許可の	輸入を拒否し、又は通関後の監査を実施する権利並び	物品を検査し、留置し、差し押さえ、没収し、若しくはそ	課税価	関税及び租税を徴収されない僅少の貨物の価額又は僅少	する待	急送貨物の重量又は課税価額に関する個から创までに規	合には六時間以内)	可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可(可能な場	書類に係る要件の最小化	情報の一括した提出	到着の前の処理	1 次の事項を含む急送貨物に関する手続の範囲
				五年		五年		五年		五年	五年	五年	三年	

17
ヤ
ン
マー

第四・四条	一貫性	五年
第四・五条	透明性	五年
第四・六条	照会所	二年
第四・七条	税関手続	五年
第四・九条	到着の前の処理	五年
第四・十条	の関係) 1 事前の教示を行うこと及び事前の教示の種類(⑥の規定と事前教示	五年(原産地規則)

急送貨物 | 二千二十二年二月二十八日

第四・十五条

第 四 ・ 十 一 条		
2 物内 着品	及 者 お 対	2
)、かつ、必要な情報が提出された時から四十八時間以物品の引取りの許可のための期間(可能な限り、物品が到の引取りの許可	事前の教示を行う手続(1(b)の規定との関係)事前の教示を行う手続(1(b)の規定との関係)事前の教示を行う手続(1(b)の規定との関係)事前の教示を行う手続(1(b)の規定との関係がでいての表示の取消し、修正又は無効化の理由に関する通知(1(a、(b)及び(c)の規定との関係がでいの規定との関係)事前の教示の取消し、修正又は無効化の理由に関する通知(1(a、(b)及び(c)の規定との関係がでいの規定との関係)事前の教示に関する手続の公表(1(b)の規定との関係がある通知(1(a、(b)及び(c)の規定との関係がある通知(1(a、(b)及び(c)の規定との関係がある通知(1(b)及び(c)の規定との関係がある通知(1(b)の規定との関係がある通知(1(b)の規定との関係)事前の教示に関する手続の公表(1(b)の規定との関係がある。	申請者の法的代理人又は登録(1bの規定との関係)
五 年	年年年評年年 年 年 年 年 年	五年
	産産産 税 産産産産 産産産産 地地 地 地 地 地 地 規規 類 規 規 規 規	(原産地規則)

五五年年	(b) 情報の一括した提出	· 十 五 条	—————————————————————————————————————
五 五 年 年	理手法の一部として貨物を無作為に選定すること。 3 危険度の高い貨物に税関管理を集中させ、及び危険度の低2 危険度に応じた管理手法の設計及び適用	· 十 四 条	第四
五.	認定事業者のための貿易円滑化措置	• 十 三 条	第四
五.	情報技術の利用	· 十二条	第四
五	満) 満り 一番敗しやすい物品の引取りの許可(可能な限り六時間未行われる前の物品の引取りの許可		
五 五 年 年	関税、租税、手数料及び課徴更なる検査のための物品の選		

五年	協議及び連絡部局	・二十条	第 四
五年	税関協力	· 十 九 条	第四
五年	引取りの許可の所要時間調査	・十七条	第四
五年	監査の結果の利用		
五 五 年	3 通関後の監査において得られた情報の行政上又は司法上の2 通関後の監査の対象となる者又は貨物の選定通関後の監査	• 十 六 条	第 定
	周]
五年	関税及び租税をする待退		
五年	e 急送貨物の重量又は課税価額に関するaからdまでに規合には六時間以内)		
五五年年	(d) 可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可(可能な場)(c) 書類に係る要件の最小化		

第四・九条	到着の前の処理	二千二十三年十二月三十一日
第四・十条	事前教示	二千二十一年十二月三十一日
第四・十一条	物品の引取りの許可	二千二十一年十二月三十一日
第四・十三条	認定事業者のための貿易円滑化措置	二千二十三年十二月三十一日
第四・十四条	危険度に応じた管理手法	二千二十三年十二月三十一日
第四 ・ 十 五 条	合には六時間以内) (d)可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可(可能な場1)急送貨物に関する手続の範囲	二千二十三年十二月三十一日

二千二十一年十二月三十一日

第五章 衛生植物検疫措置

第五·一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aに定める定義を適用する。

(c) (b) る。 食品 「権限のある当局」 規格委員会、 国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約によって作成された関連する定義を考慮す とは、 各締約国内の当局であって、 当該各締約国内の 衛生植物検疫措置の作成及

(d) 「緊急措置」 とは、 輸入締約国が関係する輸出締 約国に対してとる衛生植物検疫措置であって、 当該

の政府が認めるものをいう。

び運用について責任を有すると当該各締約国

衛生植物検疫措置をとる締約国において生じ、 又は生ずるおそれがある人、 動物又は植物の生命又は健

康の保護に係る緊急の問題に対処するためのものをいう。

第五·二条 目的

この章の規定は、次のことを目的とする。

- (a) 成、 締約国間の貿易への悪影響を最小限にすることによって貿易を円滑にしつつ、 採用及び適用を通じて、 締約国において人、動物又は植物の生命又は健康を保護すること。 衛生植物検疫措置の作
- (b) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定の具体的な実施を促進すること。
- (c) 締約国 の衛生植物検疫措置の作成及び適用の透明性並びに当該作成及び適用に関する理解を促進する

(d) 衛生植物検疫措置の分野において締約国間 の協力、 連絡及び協議を強化すること。

こと。

(e) 国際的 第五 な基準、 三条 適用 指針及び勧告の作成及び採用への締約国の参加を奨励すること。 範囲

この章の規定は、 締約国 間の貿易に直接又は間接に影響を及ぼし得る締約国の全ての衛生植物検疫措置に

ついて適用する。

第五·四条 一般規定

各締約国は、 衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく他の締約国に対する自国の権利及び義務を確

認する。

第五・五条 措置の同等

1 員会」という。) 締約国は、 W Т の関連する決定並びに国際的な基準、 O の衛生植物検疫措置に関する委員会(以下この章において「WTOの衛生植物検疫委 指針及び勧告を考慮しつつ、 衛生植物検疫措置の

適用に関する協定に従い、

措置の同等に関する協力を強化する。

- 2 措 同 置 等の 輸入締 |と同等の効果を有することを客観的に証 保護の水準を達成していること又は当該輸出締約国 約国 は、 輸出 締 約 国が当該輸入締約国に対し、 明する場合には、 当該輸 の措置が 出 衛生植物検疫措置 締約国の措置が当該輸入締約国 目的を達成する上で当該輸 \mathcal{O} 同 |等を認め る。 入締 \mathcal{O} が措置と 約 国 0
- 3 経験並 輸入 び 締 に規制につい 約 国 は、 衛生植: 7 0 物検疫措置 能 力を考慮する。 0 同等を決定するに当たり、 輸出締約 玉 0 利 用 可 能な 知 識 情報及び
- 4 対し、 うために協議を開始する。 は制度全体に対して行うことができる。 締 約 検査、 国 は、 試験その他の関連する手続のため、 要請が あった場合には、 当該二国間 特定 の取決めに基づく措置 このため、 の衛生植物検疫措置 適当な機会を与える。 輸出締約国は、 の同等の認定は、 の同等の認定に関する二国 要請があった場合には、 単一 の措置、 間 輸入締約国に の取決めを行 群の 措 置又

- 輸入締約国は、 措置の同等の認定のための協議の一環として、 輸出締約国の要請があった場合には、次
- の事項を説明し、及び提供する。

5

- a 自国の措置の理由及び目的
- (b) 自国の措置が対処しようとする特定の危険性
- 6 は、 輸 措置 出 締 \mathcal{O} 約 同 玉 等 は、 \mathcal{O} 評 輸入締 価を開 約国が措置の 始する場合におい 同等 の評 て、 価 要請があったときは、 を開始するため、 必要な情報を提供する。 不当に遅延することなく、 輸入 措置 締 約国 \mathcal{O}

同

等に関する決定を行うため

の過程及び計

画を説明する。

- 7 断し、 ることは、 締約 国 又は停止する理由とはならない。 が それの 特定の 産品又 みをもって、 は 群 問題となってい \mathcal{O} 産品に関 する措置 、る産品 \mathcal{O} の当該他 同等の認定に関する他の 1の締 約国、 からの現に行われてい)締約[玉 から \bar{O} 要請を検討す る輸入を中
- 8 内に実施する。 認定する場合には、 輸入締約国は、 当該輸入締約国は、 輸 その決定を当該輸出締約国に対して書面により通報 出 締 約 玉 の特定の衛生植物検疫措置、 その決定が否定的である場合には、 群の措置又は制度全体について措置の その理由を書面により提供する。 Ĺ 及びその措置を合理的 同等を な期間

9 措置の同等に関する肯定的な決定に関係した締約国は、 相互に合意する場合には、 物品に関する委員会

において情報及び経験を共有するよう奨励される。

第五 六条 地域的な状況 (有害動植物又は病気の無発生地域及び有害動植物又は病気の低発生地

域を含む。) に対応した調整

1 締約 脳国は、 地域的な状況 (有害動 植 物又は病気の無発生地域及び有害動植物又は病気の低発生地域を含

む。 0 概念を認める。 締約国 は、 W T 0 衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的 な基準、 指

針及び勧告を考慮する。

2 締約 国 は、 地域的 な状況の認定のために各締約国が従う手続に対する信頼を得ることを目的として、 当

該認定について協力することができる。

3 輸入締: 約国は、 輸出締約国 の要請があった場合には、不当に遅延することなく、 地域的な状況の認定に

関する決定を行うための自国の過程及び計画を説明する。

4 輸入締約国は、 輸出締約国から地域的な状況の認定に関する決定の要請を受領し、 当該輸出締約国が提

供する情報が十分であると判断した場合には、合理的な期間内に評価を開始する。

- 5 輸出締約国は、 4に規定する評価のため、 要請があった場合には、 輸入締約国に対し、 検査、 試験その
- 他の関連する手続のため、適当な機会を与える。
- 6 輸入締約国は、 輸出 締約国の要請があった場合には、 当該輸出締約国に対し、 4に規定する評価の進捗

状況を通報する。

- 7 輸入締 約国は、 輸出締約国の特定の地域的な状況を認定する場合には、 その決定を当該輸出締約国に対
- て書面により通報し、 及びその措置を合理的な期間内に実施する。
- 8 輸入締約国 は、 輸出 締約国が提供 した証拠を検討した結果が当該輸入締約国による地域的な状況を認定

する決定とならない場合には、 合理的な期間内に当該輸出締約国に対して当該決定の理由を書面により提

供する。

- 9 地域的な状況を認定する決定に関係した締約国は、 相互に合意する場合には、 その結果を物品に関する
- 委員会に報告するよう奨励される。

第五・七条 危険性の分析

1 締約国は、 WTOの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、 指針及び勧告を考慮しつ

- つ、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に従い、危険性の分析に関する協力を強化する。
- 2 輸入締約国は、 危険性の分析を行う場合には、次のことを行う。
- (a) して意見を述べる機会が与えられることを確保すること。 自国が決定する態様で、 危険性の分析が記録されること及び一又は二以上の関連する輸出締約国に対
- (b) 自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要な範囲を超えて貿易制限的でない
- (注) 危険性の管理手法の選択肢を検討すること。
- 注 能な他の この(b) 選択肢であって、 及びcの規定の適用上、 衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成し、 危険性の管理手法の選択肢は、 技術的及び経済的な実行可能性を考慮して合理的に利用可 カュ つ、 貿易制限の程度が当該選択肢よりも相当に

小さいものがない限り、

必要な範囲を超えて貿易制限的ではない。

- (c) めに必要な範囲を超えて貿易制限的でない危険性の管理手法の選択肢のうちの一を選択すること。 技術的及び経済的な実行可能性を考慮して、 自国 の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するた
- 3 特定の要請の進捗状況及びその過程において生ずる遅延を通報する。 輸入締約国は、 輸出締約国 の要請があった場合には、 当該輸出締約国に対し、 危険性の分析についての

4 他の締約国の物品の輸入を許可していた場合には、 緊急措置をとることを妨げることなく、いずれの締約国も、 自国が当該見直しを行っていることのみを理由として 衛生植物検疫措置の見直しを開始した時に

当該物品の輸入を停止してはならない。

第五・八条 監査 (注)

注 この条のいかなる規定も、 この条の規定の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、締約国がイスラム法に基づく食品についての

ハラールのための要件を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

1 各締約国は、 監査を行うに当たり、 WTOの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、

指針及び勧告を考慮する。

2 監査については、 制度に基づくものとし、 並びに必要とされる保証を与え、 及び輸入締約国の衛生植物

検疫措置を履行するための輸出締約国の権限のある当局による規制上の管理の有効性を評価するために行

う。 (注)

注 この2のいかなる規定も、 輸入締約国の衛生植物検疫上の要件に施設が適合しているかどうか又は輸入締約国が自国の衛生植

物検疫上の要件と同等であると決定した衛生植物検疫上の要件に施設が適合しているかどうかを決定するため、 当該輸入締約国

が当該施設の検査を行うことを妨げるものではない。

3 \mathcal{O} 開始に特に関連する他の事項について情報を交換する。 関係する輸入締約国及び輸出締約国は、 監査の開始に先立ち、 当該監査の目的及び範囲並びに当該監査

4 記載した報告書又はその要約を合理的な期間内に書面により提供する。 はその要約を提供するために要請が必要とされる場合には、 て意見を述べる機会を与え、 輸入締約国は、 監査の結論を作成し、 及び当該意見を考慮する。 及び措置をとる前に、 輸入締約 その旨を当該輸出締約国に通報する。 輸出締約国に対して当該監査の所見につい 国は、 当該輸入締約国は、 輸出締約国に対して監査の結 当該報告書又 論を

第五·九条 証明

的な基準、

指針及び勧告を考慮する。

1 各締約国は、 証 明の要件を適用するに当たり、 WTOの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際

2 輸出 締約国は、 輸入締約国が要求し、 当該輸出締約国の権限のある当局が提供する文書 (証明書を含

ことを確保する。 であって、 ただし、 当該輸入締約国の衛生植物検疫上の要件を満たすことを示すものを英語により作成する 当該輸入締約国及び当該輸出締約国が別段の合意をする場合は、この限りでな

(注) 当該輸入締約国は、 当該文書を要求する場合には、 当該文書の要件を英語により提供するよう

努める。 当該輸入締約国は、 要請があった場合には、 当該要件の要約又は説明を提供する。

注 この2の規定は、 締約国が、 英語に加えて、 他の言語による証明のための情報を含めることを妨げるものではない。

3 締約国は、 適当な場合には衛生植物検疫上の要件に関する保証を証明書以外の手段により提供すること

を輸入締 ·約国が認めることができること及び異なる制度によって同一の衛生植物検疫上の目的を達成する

ことができることを認識する。

4 輸入締約国は、 物品 の貿易のために証明を求める場合には、 当該証明の要件が、 人 動物又は植物の生

命又は健康を保護するために必要な限りにおいてのみ適用されることを確保する。

5 した証 各締約 明書であって、 国 「の輸入規制を行う権利を妨げることなく、 自国 の規制上の要件を満たすものを受け入れる。 輸入締約国は、 輸出締約国の権限のある当局が発給

第五·十条 輸入検査

1 各締約国は、 輸入検査を行うに当たり、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基

準、指針及び勧告を考慮する。

2 物 なものとする。 とる最終的な決定又は措置については、 ·検疫上の危険性に基づくものとする。 輸入締約国の法令及び衛生植物検疫上の要件に従って行われる輸入検査については、 輸入検査により不適合が明らかになった場合には、 不適合の産品 の輸入に伴う衛生植物検疫上の危険性に応じて適当 輸入に伴う衛生植 輸 入締 約 国 が

3 物 出 品品 輸入締 締 約国に対して当該不適合を通知する。 0 輸入を禁止 約国 は、 輸 Ļ 出 又は 締 約 制限する場合には、 国 一の物品 の不適合であって、 輸入者又はその代表及び必要であると認めるときは当該 輸入検査において認定されたものに基づいて当該 輸

4 適当な是正措置がとられることを確保するため、 に おい 輸入 締 約 国により輸出貨物に関する重大な又は繰り返される衛生植物検疫上の不適合が 7 ず れ カン の締 約 国 \mathcal{O} 要請が あったときは、 当該不適合について討議する。 関係する締約国 は、 当該 不適合を軽減させるための 特定される場合

第五・十一条 緊急措置

1 及ぼ 締約国は、 し得るものを採用する場合には、 動物又は植 !物の生命又は健康を保護するために必要な緊急措置であって、 関係する輸出締約国に対し、 第五 十五条 (連絡部局及び権限 貿易に影響を のあ

る当局) の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられている締約国の連絡経路を通じて書面によ

り直ちに通報する。

該

討議については、

2 関係する輸出 締約 国は、 1に規定する緊急措置を採用する締約国との討議を要請することができる。 当

するよう努め、 及び討議を通じて提供される情報に妥当な考慮を払う。

実行可能な限り速やかに行う。

当該討議に参加する各締約国は、

関連する情報を提供

3 締約国 は、 緊急措置を採用する場合には、 合理的な期間内に又は輸出締約国 の要請に応じて、 当該緊急

必要な場合には関連する情報を要請することができるものとし、

輸出

締約

措置を見直

す。

輸入締約国は、

玉 は、 採用された緊急措置 .の見直しにおいて当該輸入締約国を支援するために当該関連する情! 報を提供 ず

るよう努める。 当該輸入締 約国 は、 要請が ?あつ. た場合には、 当該輸出締 約国に対して当該見直 しの結果を

当該見直しの後も当該緊急措置を維持する場合には、

直近の

利用

可能

な情

報に基づいて当該緊急措置を定期的に見直すべきであり、 また、 要請があったときは、 当該緊急措置を継

続する理由を説明する。

提供する。

当該

輸入締約国

は、

第五・十二条 透明性

- 1 締約国は、 衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Bに定める透明性の重要性を認識する。
- 2 締約 脳国は、 締約国間の貿易に著しい影響を及ぼし得る衛生植物検疫措置の作成、 採用及び適用に関する
- 情報の交換の重要性を認識する。
- 3 締約国は、 この条の規定を実施するに当たり、 WTOの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際
- 的な基準、指針及び勧告を考慮する。
- 4 置 \mathcal{O} ある当局) の案又は衛生植物検疫措置 各締約国は、 の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられ オンラインのW の変更の案であって、 T の衛生植物検疫措置提出システム、 他 |の締約| 国 の貿易に著しい てい 第五 る締約国の ·十五条 影響を及ぼ 連絡経路を通じて、 (連絡部局及び権限 し得るもの を通 措

報する。

5 する性格のものである場合を除くほか、 長を求める他の締約国からの妥当な要請を考慮する。 を提出するために少なくとも六十日 締約国 は、 健康の保護に係る緊急の問題が生じ、 の期間を通常置く。 4の規定に従って通報を行った後、 又は生ずるおそれがある場合及び措置が貿易を円滑に 当該通報を行った締約国は、 他 の締約国が書面による意見 意見の提出期間 \mathcal{O} 延

6 お 通報を行った締約国は、 . て、 適当かつ実行可能なときは、 5に規定する意見の提出期間の一環として、 措置 の案に関して当該他 の締約国が提起する科学的な又は貿易上の 他の締約国の 要請があった場合に

懸念及び代替的な方法

の利用可能性を考慮する。

7 規定に従ってW 締約 国 は、 要請 Т O があった場合には、 に通報 した衛生植 当該要請を行った締約国に対し、 物検疫措置 一の案の一 要件を説明する文書又は当該文書の 当該要請から三十日以内に、 要約を英語 $\frac{4}{\mathcal{O}}$

ょ

ŋ

提

供

いする。

- 8 に る文書又は当該文書の要約を英語により提供する。 対 締 約国 Ļ は、 関係す 衛生 る締約国 植 物検疫措置をW \mathcal{O} 間 で合意される合理的 Т O に通報した後、 な期 間 内に、 要請が あ 採用 った場合には、 した衛生植物 当該要請 検 疫措置 を行 \mathcal{O} 要件 0 た締 を 説 約国 明す
- 9 内に、 締約 国 衛生植物 は、 他 の締約国 検疫措置に関する情報及び説明を提供する。 の妥当な要請があった場合には、 当該要請を行った締約国に対し、 当該情報及び説明には、 次の事項が含まれ 合理的な期間
- (a) 特定の産品の輸入に適用される衛生植物検疫上の要件

る。

- (b) 要請を行った締約国の申請の進捗状況
- (c) 特定の産品の輸入の承認のための手続

10

て、

貿易に影響を及ぼし得るものがある場合には、

輸出 締 約国 は、 自国に おける動物若しくは 植 物の健康の状態又は食品の安全の問題の著しい変化であっ

に従って指定される連絡部局又は既に設けられてい る締約国 \mathcal{O} 連絡経路を通じて、 関係する締約国 に . 対

第五

•

十五条

(連絡部

局及び権限のある当局)

0)

規定

て適時のかつ適当な情報を提供する。

11 輸入締 約 国 は、 次 \mathcal{O} いずれ か の場合には、 第五 ・十五 条 (連絡部 局及び権限の ある当局) 0 規定に従 0

7 指定される連絡部 局 又 は既に設けら ħ てい , る締約| 国 の連絡経路を通じて、 関係する締約国 に 対して適時

のかつ適当な情報を提供する。

が

ある場合

- (a) 輸出貨物に関連する重大な又は繰り返される衛生植物検疫上の不適合であって、 自国が特定するもの
- (b) 検疫措置であって、 他 \mathcal{O} 締 約国 の輸出に対して暫定的に採用され、 自国における人、 動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要と認められる 又は他の締約国の輸出に対して影響を与える衛生植物

ものがある場合

12 輸出 締 約国は、 衛生植物検疫上の重大な危険性に関連し得る輸出貨物が輸出されたことを特定する場合

には、 可能な限り、 かつ、できる限り速やかに、 輸入締約国に対して情報を提供する。

第五・十三条 協力及び能力開発

1 締約国は、 利用可能な適当な資源 の範囲内で、 この章の規定に従い、 相互に関心を有する衛生植物検疫

上 の事 項に関する締約国間の更なる協力 (能力開発、 技術援助、 協調及び情報交換を含む。) のため 0 機

会を探求する。

2 7 ずれの二以上の締約国も、 この章の規定の下において相互に関心を有する全ての事項 (分野別の提案

を含む。)について協力することができる。

3 締約国は、 協力活動を行うに当たり、 不必要な重複を避け、 及び資源の活用を最大限に行うことを目的

として、二国間の、 地域的な又は多数国間の作業計画と調整するよう努める。

4 締約国は、 物品に関する委員会において、 自国の協力活動に関する情報及び経験を他の締約国と共有す

るよう奨励される。

第五・十四条 技術的協議

1 は、 絡経路を通じて、 締約国は、 次条 (連絡部局及び権限のある当局) の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられてい 衛生植物検疫措置が自国と他の締約国との間の貿易に影響を及ぼしていると認める場合に 当該衛生植物検疫措置についての詳細な説明を要請することができる。 当該他の締 、る連 約国

は、

当該

説明の要請に対して速やかに回答する。

- 2 払う。 要請に対して速やかに回答する。 技術的協 締約国 は、 議を行うことを要請することができる。 衛生植物検疫措置の適用から生ずる特定の問題に関する懸念を解決するため、 協議を行う締約国は、 要請を受けた締約国は、 相互に満足すべき解決を得るようあらゆる努力を 当該技術的協議を求める妥当な 他の締約国と
- 3 う締約国が合意する期間内に問題を解決することを目標とすべきである。 から三十日以内に行われるものとする。 締約] 国 が技術的協議を要請する場合には、 当該技術的協議は、 当該技術的協議は、 その要請の日から百八十日以内又は協議を行 別段の合意がない限り、 その要請の受領
- 4 技術的協議は、 電話会議、 ビデオ会議又はその他協議を行う締約国が合意する手段を通じて行うことが

できる。

第五・十五条 連絡部局及び権限のある当局

1 (a) 各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、次のことを行う。 この章の規定の対象となる事項についての連絡を円滑にするため、一又は二以上の連絡部局を指定す

ること。

(b) 他の締約国に対して連絡部局の連絡先の詳細を通報すること。

(c) 二以上の連絡部局を指定する場合には、 連絡するべき適当な連絡部局に関する他の締約国からの照会

に回答する中央連絡先を務める連絡部局を特定すること。

2 各締約国は、 連絡部局を通じて、 他の締約国に対し、 自国 の権限のある当局並びにその任務及び責任の

分担に関する説明を提供する。

3 各締約国は、 他の締約国に対し、 連絡部局の変更並びに自国の権限のある当局内の構成、 組織及び責任

の分担に関する重要な変更を通報する。 各締約国は、その情報を常時最新のものとする。

4 締約国は、この章の規定の実施における権限のある当局の重要性を認識する。このため、 締約国の権限

のある当局は、 合意する方法で、この章の規定の対象となる事項について相互に協力することができる。

締約国は、 合意する場合には、 自国 [の権限のある当局の協力に関する情報及び経験を物品に関する委員会

と共有するよう奨励される。

第五·十六条 実施

締約国は、 相互に合意する場合には、 この章の規定を適用するための相互に決定した了解及び詳細を定め

るため の二国間又は複数国間 の取決めを作成することができる。 この章の規定に基づいて当該取決めを採用

た締約国は、 相互に合意する場合には、 当該取決めを物品に関する委員会に報告するよう奨励される。

第五·十七条 紛争解決

1 第十 九 章 (紛争解決) の規定は、 この協定が効力を生ずる時には、 この章の規定については、 適用しな

\ \ \

2 第十九章 (紛争解決) の規定の不適用については、この協定が効力を生ずる日の後二年を経過した後に

見直しの対象とする。 締約国は、 当該見直しにおいて、 第十九章 (紛争解決) の規定のこの章の規定の全

部又は一部への適用に関して妥当な考慮を払う。 当該見直しについては、この協定が効力を生ずる日から

定であって当該締約国が類似の義務を負うものを締結する場合には、 三年以内に完了させなければならない。その後、準備ができた締約国は、 の規定をこの章の規定について適用する。準備ができていない締約国は、 他の締約国と協議した上で、第十九 相互に、 将来の自由貿易協定又は経済協 第十九章 (紛争解決)

章(紛争解決)の規定をこの章の規定について適用することができる。

第六章 任意規格、強制規格及び適合性評価手続

第六・一条 定義

この章の規定の適用上、貿易の技術的障害に関する協定附属書一に定める用語及びその定義を適用する。

第六・二条 目的

この章の規定は、次のことによって締約国間の物品の貿易を円滑にすることを目的とする。

(a) 任意規格、 強制規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすること

を確保すること。

- (b) 貿易の技術的障害に関する協定の実施を促進すること。
- (c) 各締約国の任意規格、 強制規格及び適合性評価手続についての相互の理解を促進すること。
- (d) 任意規格、 強制規格及び適合性評価手続の分野における締約国間の情報交換及び協力 (関連する国際

機関の活動におけるものを含む。)を強化すること。

- (e) この章の規定の下で生ずる問題に対処すること。
- (f) この条に規定する目的を実現するための枠組みを提供すること。

第六・三条 適用範囲

- 1 この章の規定は、 中 -央政 府機関の任意規格、 強制規格及び適合性評価手続であって、 締約国間の物品 \mathcal{O}
- (a) 前章 (衛生植物検疫措置) の規定の対象となる衛生植物検疫措置

貿易に影響を及ぼ

し得るものに

つい

て適用する。

この章の規定は、

次の

ŧ

のについては、

適用しな

- (b) 政府 機 関 が 政 府 機関の生産 又は消費の必要上作成する購入仕 様
- 2 及び 各締 適用に責任を有する自 約 玉 は、 この 章の 規定を実施するに当たり、 国 \mathcal{O} 領 域内 \mathcal{O} 地 方政府機関及び非政 任意規格、 府 強制 機関による遵守を確保するため、 規格及び適合性評価 手 続 \mathcal{O} 立案、 利 用 制定 L

得る妥当な措置をとる。

3 任意規格、 この 章 . D 強制 V) か 規格及び なる規定も、 適合性評 締約 価 国 |が貿易 手続を立案し、 の技術的障害に関する協定及びこの章の 制定し、 適用、 Ļ 又は維持することを妨げるものでは 規定に適合する態様 で

第六 匹 条 貿易の技術的障害に関する協定の確認及び組込み

貿易の技術的障害に関する協定に基づく自国

の権利及び義務を確認する。

貿易の技術的障

1

各締約国は、

ない。

害に関する協定の次の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成

す。

- (a) 第二条の規定(2. 2. 2.及び1の規定を除く。)
- (b) 4.2 の規定
- (c) 第五条の規定(5.の規定を除く。)
- (e) (d) 9.1 6.3 の 規定
- (f) 附属書三の規定(Aの規定を除く。)
- 2 1の規定により組み込まれた貿易の技術的障害に関する協定の規定とこの章の他の規定とが抵触する場

合には、この章の他の規定が優先する。

3 申し立てるのみの紛争について、第十九章(紛争解決) いずれの締約国も、 1の規定により組み込まれた貿易の技術的障害に関する協定の規定に対する違反を の規定による紛争解決を求めてはならない。

第六・五条 国際規格、指針及び勧告

- 1 に貿易に対する不必要な障害を削減する上で重要な役割を果たし得ることを認識する。 締約国は、 国際規格、 指針及び勧告が、 強制規格、 適合性評価手続及び国内の任意規格を調和し、 並 び
- 2 T / 九、 択 の技術的障害に関する委員会 \mathcal{O} は 規定に関連する国際規格、 一勧告があるかどうかを判断するに当たり、 各締約国は、 したものに定める原則を考慮する。 二千年十一月十三日、 貿易の技術的障害に関する協定第二条、 指針及び勧告の作成のため (以下この章 附属書四) にお 並 貿易の技術的障害に関する協定第二条、 びにその後の関連する決定及び勧告であって、 いく 7 $\overline{\mathrm{W}}$ 第五条及び附属書三に規定する国際規格、 TOの貿易の技術的障害委員会」 の原則についての委員会決定 第五条及び附 (文書番号G/TB とい W う。 T O 指針又 \mathcal{O} 属 貿易 書三 が 採
- 3 際規格及び関連する問題に関する討 締約 国 は、 適当な場合には、 他 0 国 議の文脈にお 際的な場 $\widehat{\mathbf{W}}$ いて、 Т O 相互の の貿易の技術的障害委員会を含む。 調整及び連絡を強化する。 における国

第六・六条 任意規格

1 る自国 各締約国は、 一の標準化機関が、 任意規格 貿易の技術的障害に関する協定附属書三を受け入れ、かつ、遵守することを確保 の立案、 制定及び適用に関して、 国内の任意規格を立案し、 制定し、 及び適用す

する。

2 かなる相違があるか並びに当該相違の理由を示すよう奨励する。 た場合において、 締約 国は、 国内の任意規格を作成するに当たり関連する国際規格の内容又は構成を修正する必要があっ 他の締約国 の要請があったときは、 自国の標準化機関に対し、 内容及び構成におい かな 7

3 定し、 すことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように国際規格 $\frac{2}{\mathcal{O}}$ 又は適用しないことを確保することを確実に行う。 規定を適用するほ か、 各締約国 は、 自国 \mathcal{O} 標準 化機関が、 国際貿易に対する不必要な障害をもたら の内容及び構成の修正を立案 制

る手数料も、

送付に係る実費を除くほ

か、

国内及び外国の者について同一の手数料とする。

この役務の提供のために課されるい

4 各締約 国 には、 次 $\widehat{\mathcal{O}}$ 事項を含む分野において、 自国 の領域に所在する関連する標準化機関と他の締約国の

標準 化 機 関との 間 の協力を奨励する。

- (a) 任意規格に関する情報の交換
- (b) 任意規格の設定の手続に関する情報の交換
- (c) 相互に関心を有する分野における国際標準化の活動

第六・七条 強制規格

- 1 連部分を自国 制規格の基礎として用いない場合において、 各締約国は、 $\overline{\mathcal{O}}$ 貿易の技術的障害に関する協定2に規定する限りにおいて、 強制規格の基礎として用いる。 他 |の締約| 締約国は、 国 の要請があったときは、 関連する国際規格又はその関連部分を自国 関連する国際規格又はその関 その理由を説明する。 0 強
- 2 \mathcal{O} 達 各締約 成 のために必要な範囲を超えて貿易制限的でないことを確保するため、 国は、 貿易の技術的障害に関する協定2.の規定を実施するに当たり、 利用可能な代替手段を検討す 強制規格の案が正当な目的

る。

- 3 該 規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。 各締 各締 約 約 国 国の強制規格の目的を十分に達成すると認められる場合に限る。 は、 他 この締約 国 |の強制| 規格が自国 の強制規格と異なる場合であっても、 ただし、 当該他の締約国 当該他の締約国 \mathcal{O} 強 制規格 \mathcal{O} 強制 が **当**
- 4 合におい 締約] 国 には、 て、 当該: 他 1の締 他 この締 約国 約 の強制規格を自国 国 の要請があったときは、 の強制規格と同等なものとして受け入れないことを決定する場 その決定を行った理由を説明する。
- 5 締約 国 は、 貿易の技術的障害に関する協定2.の規定を実施するに当たり、 デザイン又は記述的に示され

があったときは、 た特性ではなく性能に着目した産品の要件に基づく強制規格を定めない場合において、 その理由を提供する。 他の締約国の要請

- 6 件に適合させるための十分な時間的余裕を与えるため、 れがある場合を除くほか、 効果的でない場合を除くほ を置く。 締約国は、 こ の 6 安全上、 の規定の適用上、 健康上、 か、 輸出締約国に所在する生産者に対してその産品又は生産方法を輸入締約 環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じ、 通常六箇月以上の期間をいうものと了解する。 「合理的な期間」とは、 強制規格の公表とその実施との間に合理的 強制規格が追求する正当な目的を達成する上で 又は生ずるおそ 玉 な \mathcal{O} 期 間 要
- 7 る情報 は、 他 要請を受けた当該他の締約国 \mathcal{O} 締 (研究及び文書を含む。 約国 \mathcal{O} 強 制 規 格と類似の 秘密 は、 強制規格を作成することに関心を有する締約国 の情報を除く。 実行可能な限り、 を提供する。 自国 0 強制規格 の作成に当たって利用した関 \mathcal{O} 要請以 が あ った場合に 強す
- 8 に関する協定の規定に適合する態様で追加の強制規格を立案し、 全体に一律に、 各締 約 国は、 かつ、 自国 「の強制規格であって、 一貫して適用する。 この8のいかなる規定も、 自国 の中央政府機関が立案し、 制定し、及び適用することを妨げるもの 地方政府機関が、 及び制定するものを自国 貿易の技術 $\overline{\mathcal{O}}$ 的 領域 障害

と解してはならない。

第六 ・八条 適合性評価 手続

1 護、 安全保障上の必要、 格又はその関連部分を自らの適合性評 由 により、 貿易の技術的 環境 \mathcal{O} 保全、 関連する国際規格又はその関連部分が当該各締約国にとって適当でない場合は、 障害に関する協定 5.4 この場合には、 気候その 詐欺的な行為の防止、 他 の地 要請に応じ、 理的 の規定を適用するほか、各締約国は、 価手 な基本的 続の基礎として用いることを確保する。 人の 十分な説明を行う。 要因、 健康又は安全の保護、 基本的、 な技術上又は社会的生産基盤 動 物又は植 中央政府機関が関連する国際規 物の生命 ただし、 上 この 特に、 又 \mathcal{O} は 間 限 健 題 りで 康 玉 等 家 \mathcal{O} \mathcal{O} な 保 理 \mathcal{O}

2 お 各締約 いて行われた適合性評 国 は、 適合性評 価 価手続の結果を受け入れることの重要性を認 の効率性を高め、 重複を避け、 及び費用対効果を確保するために他の締約国に 識する。

1

もっとも、

3 能なときは 各締 約 国は、 当該他 他 この締約 1の締 約国における適合性評価 玉 における適合性評価手続が自国 手続 の結果が受け入れられることを確保する。 の適合性評価手続と異なる場合においても、 ただし、 可

関係する強制規格又は任意規格との適合性について、

当該他

の締約国における適合性評価手続が自国

 \mathcal{O}

適

合性評価手続と同等の保証を与えない場合は、この限りでない。

- 4 締約 国 は 他 \mathcal{O} 締 約国 の要請があった場合には、 当該他 の締約国において行われた適合性評価手続の結
- 果を受け入れない理由を説明する。
- 5 各締約 国 は、 他 \mathcal{O} 海約1 国 において行われた適合性評 価手続の結果の受入れを促進するための広範な仕組

みが自国 \mathcal{O} 状況及び関係する特定の分野の状況に応じて存在することを認識する。 当該仕組みには、 次の

事項が含まれ得る。

- (a) 関係、 する締約国に所在する機関が行う適合性評 価 手続 の結果に関する相 互 一承認協力 定
- (b) 関係する締約国に所在する認定機関又は適合性 評 価 機関 \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 協 力 的 か つ自 発的 な取決め
- (c) 適合性 評価 機関に資格を与えるため \mathcal{O} 認 定 0 利 用 他 !の締約! 国が与える認定を承認するため Ó 関連す

る多数国間の協定又は取決めによるものを含む。)

- (d) 他の締約国に所在する適合性評価機関の指定
- (e) 締約 国による他の締 約国に おい て行わ れた適合性評価手続の結果の一方的な承認
- f 製造者適合宣言又は供給者適合宣言

- 6 に規定する仕組みについて情報を交換し、 関係する締約国は、 妥当な要請があった場合には、 又は経験を共有する 適合性評価手続の結果の受入れを促進するため、 (当該仕組みの策定及び適用に関するもの 5
- 7 を含む。)。 国に所在する関連する機関のこれらの国際的な機関 重要な役割を果たし得ることを認識する。 締約国 は、 関連する国際的な機関 (地域的なものを含む。)が適合性評価の分野における協力にお これに関し、 (地域的なものを含む。 各締約国は、 当該協力を促進するに当たり、 における参加状況又は 構成 いて 締約
- 8 \mathcal{O} 締約 関連する適合性評 国 は、 締約国 1.価機関 間 0 適合性評 の間 の協力を奨励することに合意する。 価 の結果の受入れを促進するために一 層緊密に協力するに当たり締約国

機関としての資格を考慮する。

- 9 に与えられる条件よりも不利でない条件で自国 各締 約 国は、 可能な場合には、 他 の締約国に所在する適合性評価機関が自国に所在する適合性評価機関 の適合性評価手続に参加することを認める。
- 10 所在する適合性評価機関が当該適合性評価手続に参加することを認めない場合において、 締約国は、 自国 0 適合性評価機関が自国 の適合性評価手続に参加することを認め、 かつ、 当該他 他の締約国に 0 締約国

の要請があったときは、その拒否する決定の理由を説明する。

第六・九条 協力

1 締約国は、 任意規格、 強制規格及び適合性評価手続の分野において、この章の規定の目的に適合する協

力を強化する。

2 各締約国は、 他の締約国の要請があった場合には、 任意規格、 強制規格及び適合性評価手続に係る相互

に関心を有する事項に関する協力の提案に積極的な考慮を払う。

3 1及び2に規定する協力は、 相互の合意により決定される条件に基づくものとし、 次の事項を含むこと

ができる。

(a) 任意規格、 強制規格及び適合性評価手続の作成及び適用に関する助言、 技術援助又は能力開発

(b) 締約国に所在する適合性評価機関 (政府機関及び非政府機関の双方を含む。) 0) 間の相互に関心を有

する事項に関する協力

(c) 関連する地域機関及び国際機関の任意規格及び適合性評価手続の作成及び適用に関する活動における

相互に関心を有する分野での協力 (例えば、 関連する地域機関及び国際機関が作成した相互承認のため

の枠組みへの参加を促進すること。)

- (d) 任意規格、 強制規格及び適合性評価手続の作成及び改善における協力の促進
- (e) W T O の貿易の技術的障害委員会その他の関連する国際的又は地域的な場における連絡及び調整の強

化

4 各締 約国は、 他の締約国 の要請があった場合には、 相互の利益のための分野別の提案であって、 この章

の規定に基づく協力のためのものを考慮する。

第六・十条 技術的討議

1 締約国は、 貿易及びこの章の規定に関する問題を解決する必要性を認める場合には、 技術的討議を書面

により要請することができる。 要請を受けた締約国 は、 可能な限り速やかに、 その 要請に応ずる。

2 要請を受けた締約国は、 関係する締約国が 別段の決定を行う場合を除くほか、 相互に満足すべき解決を

得るため、 六十日以内に要請を行った締約国との技術的討議を開始する。 技術的討議については、 関係す

る締約国が合意する手段を通じて行うことができる。

第六・十一条 透明性

1 関し、 易の技術的障害に関する委員会が採択した決定及び勧告(文書番号G/TBT/一/Rev・ 締約国は、 締約国は、 貿易の技術的障害に関する協定における透明性に関する規定の重要性を認識する。この点に W T O の貿易の技術的障害委員会が発出した千九百九十五年一月一 日以降にWTO の貿 そ

 \mathcal{O}

改正を含む。)における関連する決定及び勧告を考慮する。

- 2 る。 受領した後三十日以内に、 行った締約国に対し、 対 及び適合性評 締約国は、 第二文の規定を実施するに当たっては、 通報した自国 書面による要請があった場合において、 価 手 ,続 の \mathcal{O} 関係する締約国が合意する合理的な期間内に、 強制規格及び適合性評価手続の英語による全文又は要約を提供する。 英語による全文又は要約が利用可能でない場合には、 当該強制規格及び適合性評価手続の要件を記載 要約の内容は、 既に利用可能なときは、 要請を受けた締約国が決定する。 及び可能なときは書面 した英語による要約 当該締約国 当該要請を行っ は、 当該 に 当 該 た締約国 よる要請を を提供 強 要 制 請 規 国に 格 す を
- 3 又は適合性評価手続の目的及び必要性に関する情報を提供する。 各締約国は、 他の締約 玉 の要請があった場合には、 自国が制定した又は制定しようとしてい る強制規格
- 4 各締約国は、 安全上、 健康上、 環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じ、又は生ずるお

5 は、 害に関する協定2.又は5.の規定に従ってWTOに通報した日から六十日の期間を通常与える。 それがある場合を除くほか、 も不利でない条件で、 各締約国は、 他の締約国の意見を考慮するものとし、 自国の法令に従うことを条件として、 自国による強制規格、 他の締約国が書面による意見を提出するための期間として、 要請があった場合には、当該意見に回答するよう努める。 国内の任意規格及び適合性評価手続の作成に関して公衆が利 他の締約国 の者が、 自国の者に与えられる条件より 貿易の技術的障 各締 約 玉

6 者又はその代表に対してその留置 締約 国 は、 強制規格又は適合性評価手続へ の理 由を可 能 の不適合により輸入貨物を輸入地で留置する場合には、 な限り速やかに通知する。 輸入

用可能な協議手続に参加することを認める。

7 関し、 以内に、 合意する一又は二以上の言語又は可能な場合には英語により当該情報又は説明を提供する。 この章に別段の定めがある場合を除くほか、 要請を受けた締約国は、 印刷物で又は電子的に提供する。 関係する締約国が合意する合理的 当該要請を受けた締約国は、 締約国 がこの章の規定に基づいて要請する情報 な期間内に、 求めに応じて、 及び可能な場合には六十日 関係する締約 又は説明に 国が

第六・十二条 連絡部局

1 話番号、 ついて責任を有する一又は二以上の連絡部局を指定し、 各締約国は、 ファクシミリ番号、 この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、 電子メールアドレスその他の関連する詳細を含む。 及び当該連絡部 局の関連職員の連絡先の詳細 この章の規定の実施の調整に を他の締約国に通報す (電

2 約国からの全ての妥当な要請に応じて締約国間 各締約国は、 自国の連絡部局が任意規格、 強制規格及び適合性評価手続に関する情報につい の当該情報の交換を促進することを確保する。 ての他の締

る。

各締約国は、

当該連絡先の詳細の変更を他

の締約国に速やかに通報する。

第六・十三条 実施取決め

には、 国間 締約国は、 0 当該取決めを物品に関する委員会に報告するよう奨励される。 取決めを作成することができる。 この章の規定を適用するための相互に関心を有する協力の分野を定めるため、 この章に規定する取決めを作成した締約国は、 相互に合意する場合 二国間又は複数

第六・十四条 紛争解決

ては、適用しない。 第十九章 (紛争解決) この不適用は、 の規定は、 この協定が効力を生ずる時には、 この協定が効力を生ずる日の後二年を経過した後に締約国による見直し この章の規定の下で生ずる問題につい

定への適用に関して積極的な考慮を払う。当該見直しについては、この協定が効力を生ずる日から三年以内 の対象とする。締約国は、当該見直しにおいて、第十九章(紛争解決)の規定のこの章の全部又は一部の規

に完了させなければならない。

第七章 貿易上の救済

第A節 RCEPセーフガード措置

第七・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) に対して競争上の著しい利益を与えること又はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提 「秘密」 の情報」には、 秘密のものとして提供された情報及びその性質上 (例えば、 その開示が競争者

供した者の当該情報につい ての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすこととなることを理由と

して)秘密である情報を含む。

(b) 「関税」とは、第二・一条(定義)(b)に定義する関税をいう。

(c) 「国内産業」とは、 輸入産品に関し、 締約国の 領域において活動する当該輸入産品と同種の若しくは

直接に競合する産品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の 国内総

生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(d) 「原産品」とは、第三・一条(定義)①に定義する原産品をいう。

- (e) 「暫定的RCEPセーフガード措置」 とは、 第七・八条 (暫定的RCEPセーフガード措置) 1 に 規
- 定するセーフガード措置をいう。
- (f) 「重大な損害」とは、 国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。
- (g) 「重大な損害のおそれ」とは、 事実に基づき、 明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをい

V.

申立て、

推測又は希薄な可能性にのみ基づくものを含まない。

- (h) るセーフガ 「経過的 RCEPセーフガー K ·措置 をいう。 F -措置」 とは、 次条 (経過的RCE P セー - フガー ド措置の 適用) に定め
- (i) が 税に係る約束の 完了した日の後 「経過: 的 セー 表 フ 八年が ガ 0) 締 F 経過するまでの 約 期 玉 間 \mathcal{O} とは、 関税 に係る約 特定 期間をいう。 \mathcal{O} 産品 東の・ に関 表に基づく当該産品につい Ļ この協定が効力を生ずる日 7 0 関 税 の撤 から 廃又は引下げ 附 属書 Ι (関

第七・二条 経過的RCEPセーフガード措置の適用

1 対量において又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で締約国の領域に輸入されている この協定に従って関税を引き下げ、 又は撤廃した結果として、 他の一又は二以上の締約国 |の原産| 品が絶

する重大な損害を防止し、又は救済し、 する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているときは、 場合において、 当該増加した数量が同種の又は直接に競合する産品を生産する当該締約国の国内産業に対 かつ、自国の国内産業の調整を容易にするために必要な限りにお 輸入締約国は、 自国の国内産業に対

- いて、次のことを行うことができる。
- (a) この協定に定める当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

次の税率のうちいずれか低い方の税率を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(b)

- (i) 経過: 的 RCEPセーフガー ド措置が適用される日における実行最恵国税率
- (ii) この協定が自国について効力を生ずる日 が が 前 日における実行最恵国 |税率
- 2 締 約国は、 関税割当て及び数量制限が経過的RCEPセーフガード措置の形態として許容されないこと

を了解する。

3 年前までに経過的RCEPセーフガード措置の実施及び運用 物品に関する委員会は、いずれかの締約国の要請に応じ、経過的セーフガード期間の満了の遅くとも三 (その期間を含む。) について討議し、及び

検討することができる。

通報及び協議

- 1 締約国は、 次の場合には、 他の締約国に対して書面により直ちに通報する。
- (a) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する次条 (調査手続) に規定する調査を開

始する場合

- (b) 輸入の増加によって引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合
- (c) 経過 的 R C Ē P セーフガード措置をとり、 又はその適用を延長する場合
- (d) ード措置を修正すること

(漸進:

的に緩和することを含む。)

を決定する場合

2 1 (a)に規定する書 面による通報に は、 次の事項を含める。

経過的

R C

E P

セ

]

· フガ

(a) 調 査 \bigcirc 対象となる原産 品 \mathcal{O} 正 確な説 明 (当該原産 品が分類される統一システムの項及び号並びに1に

規定する締 約国 \mathcal{O} 밆 目表を含む。)

- (b) 調査 \mathcal{O} 開 始 で 理・ 由 一の要約
- (c) 調査 \bigcirc 開 始 \mathcal{O} 日 付及び調 査 の対象となる期間
- 3 締 約国は、 他の締約国に対し、 次条 (調査手続) 1の規定に基づいて要求される自国の権限のある当局

当局が当該報告において当初使用した言語によることができる。 による報告であって公表されるものの写し又はURLを提供する。 提供される報告は、 自国の権限のある

- 4 1 (b) からはまでに規定する書面による通報には、 次の事項を含める。
- (a) 経過的RCEPセーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明 (当該原産品が分類される統一シ

ステムの項及び号並びに1に規定する締約国の品目表を含む。)

- (b) 入の増加 この協定に従って関税を引き下げ、 によって引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれ 又は撤廃した結果として他の一 又は二以上の締約国 (T) 証 拠 \mathcal{O} 原産 品品 0 輸
- (c) 経過的RCEPセーフガード措置の案の正確な説明
- (d) 的 \mathcal{O} 予定適用 R C E 経過 的 P セ 用 Ŕ 期間 C ーフガ E P 並 びに当該経過的 セ] - フガ K -措置 F の適用範囲及び適用期間) 措置を導入しようとする日付及び当該経過的RCEPセーフガード Ŕ CEPセーフガード 3に規定する計画がある場合には当該 措置の漸 進的な緩和の ため の第七 五. 条 計 (経過 -措置
- (e) 経過的 RCEPセーフガ ード措置を延長する場合には、 関係する国内産業が調整を行っているという

証拠

5 的 る目的を達成するための方法について了解に達することを目的として、関係する産品 定に基づいて提供される情報であって次条 経過的 な利害関係を有する締約国との事 当該経過的RCEPセーフガード措置に関して意見を交換すること並びに第七 RCEPセーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、 前の協議を行うための適当な機会を与える。 (調査手続)に規定する調査から得られたものを検討するこ ・七条 特に、 の輸出国として実質 (補償) 2及び4の規 に定め

第七·四条 調査手続

1 当 局 定第三条及び第四条2の規定は、 締約国 が 調 は、 査 を行った後におい セ フ ガ ド協定第三条及び第四条2に定める手続と同 ての 必要な変更を加えた上で、 み経過的 RCEPセーフガ この協定に組み込まれ、 ド 措置をとる。 様の手続に従って自国 このため、 この協定の一 セ \mathcal{O} 権 フ ガ 限 部を成 \mathcal{O} ある F 協

2 各締約国 は、 自国 の権限のある当局が1に規定する調査をその開始の日 の後一年以内に完了することを

す。

確保する。

第七・五条 経過的RCEPセーフガード措置の適用範囲及び適用期間

- 1 1 ずれ の締約国も、 次の事項に該当する経過的RCEPセーフガード措置をとってはならない。
- (a) 重大な損害を防止し、 又は救済し、 かつ、 調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えるもの

(b) とる締約 三年 の期間を超えるもの。 国 \mathcal{O} 権限のある当局が、当該経過的RCEPセーフガード ただし、 例外的な場合において、 当該経過的RCEPセーフガード -措置が 重大な損害を防止し、 -措置を 又は 救

済し、かつ、 調整を容易にするために引き続き必要であり、 及び関係する国内産業が 調整を行っている

証 拠があるとこの条に定める手続に従って決定したときは、 当該! 期間 は、 暫定的 R C E P セーフ ガ

K

措置及び 経過的 Ŕ C E P セー フガー -ド措置 . (T) 適用の合計 期間 (当初 0 適用 期間及びその 延長 \mathcal{O} 期 間 を含

む。 が 兀 年を超えないことを条件として、 年を限度として延長することができる。 この ただし 書の

規定に か カュ わ らず、 後発開発途上締約国 は、 自 玉 \mathcal{O} 経過; 的 RCEPセーフガード 措置を一 年 Ó 追 加 的な

期間延長することができる。

(c) 経過的セーフガード期間の満了の時を超えるもの

2 原 産 品 の輸入については、 この協定に基づいて約束されたところに従って当該原産品について最初 の関

税 の引下げ又は撤廃が効力を生ずる日から一年間は、 経過的RCEPセーフガード措置をとってはならな

Е

Р

セーフガ

]

・ド措置を

を漸

進

的

に緩和

上する。

3 め、 経 当該経過 過的RCEPセーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、 過的 RCEPセーフガード 措置をとる締約国 は、 その適用期間 中一定の間隔で当該経過的 調整を容易にするた R C

4 適 \mathcal{O} 用されたであろう附属書 対 締 象となった原産 約 玉 が 経 過 的 Ŕ 品 C Е \mathcal{O} 関 Р 税率 セー Ι (関税に係る約 は、 フガー 当該経過的 ド 措置を終了する場合には、 東の R C 表 EPセーフガ の当該 締 約 国] 当該経過 K \mathcal{O} 措置 表に基づく税率とする。 にがとら 的 R C ħ なかったとしたならば Е \bar{P} セーフガ F 措置

5 Е 年 Р 既 蕳 セ (C [経過] \mathcal{O} フ 7 ず ガ 的 h R か長 F C 措 Е 1 置 Р 方の期 一の終了 セ フ 間が経過するまで、 か ガ ら当該 F 措 終経過的 置 0) 対象となっ Ŕ C 経過的 Е Р た個 セ RCEPセーフガ] フ 別 ガ \mathcal{O} 原 ド 産 品 措置がとられた期間と等し \mathcal{O} 輸入については、 F 措置を再度とってはならな 当該経過 1 期 的 間 又は R C

第七・六条 少量の輸入及び特別の待遇

1

1

輸入締約国によるある産品 の輸入において、 の締約国の原産品である当該産品の輸入の割合が全ての

らない。 該産品については、 締約国からの当該産品の総輸入量の三パーセントを超えない場合には、 ただし、三パーセントを超えない輸入の割合を有する複数の締約国からの輸入の割合の合計が九 暫定的RCEPセーフガー ド措置又は経過的RCEPセーフガー 当該一の締約国の原産品である当 F 措置をとってはな

2 後発開発途上締約国 の原産品については、 暫定的RCEPセーフガード措置又は経過的RCE Pセーフ

パ

ーセント以下であることを条件とする。

第七・七条 補償

ガ

ド

措置をとってはならな

1 的 り、 セー と実質的に同等の貿易上の効果を有する譲許又は当該増大分と同等の価値を有する譲許を行うことによ 互に合意したものに対し、 経過的 RCEPセーフガ 貿易上の補償 フガー Ŕ F C Е 措置によって影響を受けることとなる輸出締約国と協議の上、 P セ の適切な方法を提供する。 フガー ド措置によって影響を受けることとなる輸出締約国に対し、 当該経過的RCEPセーフガード措置の結果生ずると予想される関税の ド措置をとろうとし、 経過的RCEPセーフガ 又は延長しようとする締約国は、 ード措置をとる締約国は、 これら の輸出締約国 当該経過的RC 当該経過的 R C E P 当該経過 のうち相 増大分 Ë \overline{P}

セーフガード措置をとった日から三十日以内に協議を行う機会を与える。

- 2 自国 ガ ード措置をとる締約国との物品の貿易について実質的に同等の譲許の適用を停止することができる。 1に規定する協議においてその開始から三十日以内に貿易上の補償について合意に達しない場合には、 「の産品について経過的RCEPセーフガード措置がとられる締約国は、 当該経過的RCEPセーフ
- 3 ガ 自国の産品について経過的RCEPセーフガード措置がとられる締約国は、 ド措置をとる締約国に対し、 2の規定に従って譲許の適用を停止する少なくとも三十日前に書面 当該経過的RCEPセーフ 置によ
- 4 C Ē 1 P セー の規定に従って補償を提供する義務及び2の規定に基づいて譲許の適用を停止する権利は、 フガ ド 措置の適用期間が終了した時に消滅する。 経過的R

V)

通

報する。

5 増 加 る場合には、 2 の結果としてとられたものであり、 の規定に基づいて譲許の適用を停止する権利は、 当該経過的RCEPセーフガード措置がとられている最初の三年間については、行使されて かつ、当該経過的RCEPセーフガード措置がこの協定に適合す 経過的RCEPセーフガード措置が輸入の絶対量の

はならない。

6 経過的 RCEPセーフガー ド措置をとり、 又は延長する後発開発途上締約国は、 影響を受けた締約国か

ら補償を要求されない。

第七・八条 暫定的RCEPセーフガード措置

1 遅延すれば回復し難い損害を与えることとなる危機的な事 態が存在する場合には、 輸入締約国 は、 この

協定に従って関税を引き下げ、 又は撤廃した結果として他の一又は二以上の締約国 「からの 原 産 品 \mathcal{O} 輸 入が

とについ 7 0 明 白な 証 拠があるという自 国 0 権 限 \mathcal{O} ある当局による仮の決定に基づき、 第七・二条 (経過

増加、

その

増

加した輸入が

自国

0

玉

丙

産業に重大な損害又は重大な損害の

おそれを引き起こしてい

ド措置をとることができる。

的

R

C E

Р

セ

フ

ガ

F

·措置

 \mathcal{O}

適

用)

1

(a)

又は、

(b)に規定する措置

 \mathcal{O}

形態をとる暫定的

R C

Ē

Р

セ

]

· フ

ガ

2 締 約国 は、 暫定的 R C E P セーフガ ード措置をとる前に、 他の締約国に対して書面により 通 報する。 関

係する産 の輸 出 国として実質的な利害関係を有する締約国との当該暫定的 R C Ē Р セーフ ガ F 措置 \mathcal{O}

適用 に関する協議については、 当該暫定的RCEPセーフガ ード措置がとられた後速やかに 開 始す

3 暫定的 RCEPセーフガー ド -措置 の期間 は、 二百日を超えてはならない。 その期間中、 当該 い暫定的 R C

置 に る Е 1 P 場合には、 調 ついては、 の結果として徴収 セー 査 の結果が -フガー 第七· 当該暫定的RC 第七・二条 ド措置をとる締約国 した追 五. 条 **経** 加 (経過的 過 的 Е 的 Р な関税を速や R C セ] は、 Ŕ Е フ С 第七· ガ Р E Р セ か F セ 四条 フ に 措置をとる締約] ・フガ ガ 払 į, (調 、戻す。 ド 措置 ド 査手続) 措置 \mathcal{O} 当該暫定的R 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 適 は、 適 用 1に定める要件に従う。 用) 範 当該 囲 0) 一 及 び C 暫定的RCEP 要件を満たすとの 適 Е 用 P 期 セ 間] フガー 1 セ (b) 同 条1に に F] 認定とならな ·措置 規定する合 フ ガ 規定す 0 期 F . 措 間

4 措 置 第七 \mathcal{O} 適 · 二 条 用 範 囲 (経過: 一 及 び 的 適 用 R C 期 間 Е Р セ 4] 並 び フ に ガ 第 七 ド 措置 • 十条 \mathcal{O} 適 他 用 (T) 規定) 2 第七 1 及び 五条 2 0 (経過的 規定は、 R 暫定的 C Е Р R セ C] . フ Е \overline{P} ガ セ K

計

期間

に算入する。

第七 九 条 世 界 向 け \mathcal{O} セ フ ガ F 措 置 フ

ガ

ド

措

置

に

つい

て準

用する。

1 約 玉 の権利及び \mathcal{O} 協定 0 **\ 義務に影響を及ぼすものでは か なる規定も、 千 九 百 九 + 应 な 年 \mathcal{O} ガ ット 注 -第十 九条の規定及びセーフガー ド協定に基づく締

注 各締約国は、 第二十・二条 (他の協定との関係) 0 規定に鑑み、 農業協定第五条の規定に基づく自国の権利及び義務を留保す

2 びセーフガ 3に規定する場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガット第十九条の規定及] ド協定に従ってとられた措置について、 締約国に権利を与え、 又は義務を課するものではな

注

\ <u>`</u>

注

各締 約国は、 第二十・二条 (他の協定との関係) の規定に鑑み、 農業協定第五条の規定に基づく自国の権利及び義務を留保す

る。

3

関 従って当該セー 従って要求されるセ 有する締約 連する情報を書面又はU 千 九 百· 九十四日 玉 は、 ーフガ 年 他 のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に従ってセーフガード措置をとる意図を ード措置についてWTO の締 フガー 約 R 国 ド \mathcal{O} Lにより速やかに提供する。 要請が に係る調 あ 査 った場合には、 一の開 のセーフガー 始、 仮の決定及び当該調査 セーフガ ドに関する委員会に通報した場合には、 締約国は、 ード協定第十二条1、 セーフガード協定第十二条の規定に の最終的な認定に関する全ての 2 及 び 4 (T) こ の 3 規定に

4 ずれの締約国も、 同一の産品について、 次の措置を同時にとってはならない。

の規定を遵守しているものとみなされる。

- (a) 暫定的 RCEPセーフガード措置又は経過的RCEPセーフガード措置
- (b) 千九百· 九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づく措置

第七 十条 他 この規定

1 各締約国 は、 経過的RCE P セ ー ・フガー・ ド措置に関する自国の法令の運用が一貫した、 公平な、及び合

理的、 なものであることを確保する。

2 各締 約国は、 経過的 RCEPセー ・フガー ド措置に関し、 公平な、 時宜を得た、 透明性があり、 及び効果

的 な手 続を採用 Ĺ 又は維持する。

3

第七

· 三 条

(通報及び協議)

1

第七

七条

(補償)

3及び第七

八 条

(暫定的RCEPセーフガード

措置) 2に規定する書面による通報については、 英語により行う。

第B節 ダンピング防止税及び相殺関税

第七・十一条 般規定

1 締約国は、 千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関す

る協定に基づく自国の権利及び義務を留保する。この節の規定は、これらの権利及び義務を確認し、

基礎とする。

2 止 税 (a)及び(b)に定めることを行うよう努める。ただし、これらの規定の実施が当該現地調査の実施を不必要に 現地調査を行うことを決定した場合には、 締約国の調査当局は、 の対象となる価格差の算定又は相殺関税の対象となる補助金の水準に関連するものを確認するために 調査の過程において、回答者(注)から提供された情報であって、ダンピング防 当該回答者に対してその旨を速やかに通知するとともに、 次の

注 よう要求される生産者、 この2の規定の適用上、 製造者、 「回答者」とは、 輸出者、輸入者及び適当な場合には政府又は政府機関をいう。 締約国の調査当局によりダンピング防止税又は相殺関税に関する質問書に回答する 遅延させない場合に限る。

- (a) くとも七日前までに通知すること。 当該回答者に対し、 当該調査当局が当該情報を確認するための当該現地調査を行おうとする日の少な
- (b) けとなる書類の種類を記載した文書を提供すること。 がその確認において対処できるようにしておくべき項目及び検討のために利用可能なものとすべき裏付 当該回答者に対し、 当該情報を確認するための当該現地調査の少なくとも七日前までに、 当該回答者

3 締約国の調査当局は、 それぞれの調査及び見直しに関する秘密でない一件書類であって、次の事項を含

むものを保管する。

- (a) 当該調査又は見直しの記録の一部を成す全ての秘密でない書類
- (b) 秘密の情報を開示することなく実行可能な限りにおいて、それぞれの調査又は見直しの記録に含まれ

る秘密の情報の秘密でない要約

- 4 ずれ 締 約国 かの方法で利害関係者に利用可能なものとする。 \mathcal{O} 調 査当局 は、 調査又は見直 しの間、 当該調査又は見直しに関する秘密でない一件書類を次のい
- (a) 当該 調 査当局 0 通常の執務 時間中に閲覧及び謄写のために物理的に利用可能なものとする。
- (b) 電子的に利用可能なものとする。

第七・十二条 通報及び協議

1 書を受領した旨を当該他の締約国に対して書面により通報するよう努める。 権限のある当局が受領した後ダンピング防止のための調査を開始する少なくとも七日前までに、 締約国は、 他の締約国からの輸入に対するダンピング防止税に関する適切に作成された申請書を自国の 当該申請

2 招請するよう努める。 書を受領した旨を当該他の締約国に対して書面により通報し、 る当局が受領した後調査を開始する前に、 締約国は、 他の締約国からの輸入に対する相殺関税に関する適切に作成された申請書を自国の権限のあ 関係する締約国は、 この期間内に協議を行うよう努めることとなる。 相殺に係る調査を開始する少なくとも二十日前までに当該 及び申請に関する協議に当該 他の締: 約国を 申 請

3 当該 V.) 要請があった場合には、 2に規定する協議に鑑み、 当該: 調 査を開始しようとする締約国は、 他 \mathcal{O} 締約国 が意見を提出 当該調査を開始する前までに、 2に規定する調査を開始しようとする締約国は、 į 及び追加の情報又は書類を提出するための適当な機会を提供するよ 適当な場合には、 秘密でない申立てを当該他 自国 \bigcirc 国内法令において定める手続規 2に規定する他の締約国の の締約国に提供する。 別に従

第七・十三条 ゼロイングの禁止

う努める。

個 され、又は見直される場合には、 ダンピング防止協定第二条、9.及び9.並びに第十一条の規定に従いダンピングの価格差が定められ、 々の取引と取引とを比較するに当たって算入される。この条のいかなる規定も、 全ての個別の価格差が、 その正負にかかわらず、 加重平均と個々の 加重平均と加重平 取引と 均 又は 確定

の比較に関するダンピング防止協定4の第二文の規定に基づく締約国の権利及び義務を害し、並びにこれら2

に影響を及ぼすものではない。

第七・十四条 重要な事実の開示

該開 は、 与えて行う。 あって、 ダンピング防止協定 5及び補助金及び相殺措置に関する協定 2の規定に影響を及ぼすことなく、 可能な限り最終的な決定を行う少なくとも十日前までに、 示につい 措置をとるかどうかを決定するための基礎を成すものの十分なかつ意味のある開示を確保する。 ては、 締 約国 書面により行うものとし、 0 調 査当局 は、 意見が自国 また、 の法令又は 利害関係者が意見を述べるための十分な時間的余裕を 調査当局が定め 検討 の対象となっている全ての重要な事 る期間内に受領された場合には 各締 実で 約国 当

第七・十五条 秘密の情報の取扱い

最終的な決定において当該意見を考慮すべきである。

密 いては、 の情報の秘密でない要約を提供するよう要請する。ダンピング防止協定5に規定する秘密でない要約の情報の秘密でない要約を提供するよう要請する。ダンピング防止協定5に規定する秘密でない要約 締 約 国 ダンピング防止協定2の規定に適合して、 の調査当局は、 秘密 の情報を提供する利害関係者に対し、ダンピング防止協定 5.に規定する当該秘の情報を提供する利害関係者に対し、ダンピング防止協定 5. 調査における他の利害関係者が回答し、 及び自己の利益 につ

を擁護する機会を与えられるよう、 秘密の情報として提供された情報の実質を合理的に理解することができ

るように十分詳細なものとする。

第七・十六条 紛争解決の規定の不適用

いずれの締約国も、この節又は附属書七A(ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行)の規定

の下で生ずる問題について、第十九章 (紛争解決) の規定による紛争解決を求めてはならない。この節 がの規

定に対する紛争解決の適用可能性については、第二十・八条(一般的な見直し)の規定に基づく見直しの対

象となる。

附属書七A ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行 (注)

注 この附属書の規定及び同附属書の規定の下で生ずる問題は、 この協定による紛争解決の対象とならず、また、千九百九十四年の

ガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に従って貿易上の救済措置をとる各締約国の権利

に影響を及ぼすものではない。

締約国は、 千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に . 関 分する

協定に従って貿易上の救済措置をとる各締約国の権利を認識する。 次の慣行 (注) は、 部 \mathcal{O} 締 約 国 に お

ては当該締 約国 の法令に従って行われており、 並びに貿易上の救済の手続における透明性及び正当な手続の

目標を推進することができるものである。

注 この附属書に掲げる慣行は、ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行の包括的な一覧を構成するものではない。 当該

手続の特定の側面がこの附属書に掲げられ、又は掲げられていないことをもって、 いかなる推定も行ってはならない。

情報提供の要請において不備を是正し、又は説明する機会

1 締 約国 一の調 査当局が、 ダンピング防止のための調査又は相殺関税に係る調査において、 情報提供の要請

に対する利害関係者の適時の回答が当該要請に適合していないと決定する場合には、 当該調査当局は、次

のことを行う。

- (a) 当該回答を提出した当該利害関係者に対し、 その不備の性質を通知すること。
- (b) 当該ダンピング防止のための調査又は相殺関税に係る調査を完了するために定められた期間に照らし

<u>ک</u>

て実行可能な限りにおいて、

当該利害関係者に対し、

その不備を是正し、

又は説明する機会を与えるこ

当該利害関係者が当該不備に関して更に情報を提出したが当該調査当局がその回答を十分でないと判断 の全部又は る場合又は定められた期間内に回答が提出されない場合において、 部を考慮しないときは、 当該調査当局は、 決定その他の書面において、 当該調査当局が当初及びその後の これらの回答を考慮 回 答 す

約束

L

な

7

理由を説明する。

2 輸 入締約国は、 自国の調査当局がダンピング防止のための調査又は相殺関税に係る調査を開始した後、

輸出締約国 の要請があった場合には、当該輸入締約国に所在する当該輸出締約国の大使館又は当該輸出締

当該輸 約国の権限のある当局に対し、価格に関する約束を検討するよう当該輸入締約国の当局に要求するための 入締約国の手続 (当該約束の申出及び締結のための期間を含む。) に関する情報を書面により送付

する。

3 く調査を停止することとなる価格に関する約束の案について、妥当な考慮を払い、 て生ずる損害について肯定的な仮の決定を行った場合には、 ダンピング防止のための調査において、輸入締約国の調査当局がダンピング及び当該ダンピングによっ 自国の法令及び手続に定める方法を通じて、仮に認められたならばダンピング防止税を課することな 当該輸入締約国は、 輸出締約国の輸出者に対 及び協議を行う機会を

与える。

4 ととなる約束の案について、妥当な考慮を払い、及び協議を行う機会を与える。 法令及び手続に定める方法を通じて、仮に認められたならば相殺関税を課することなく調査を停止するこ て肯定的な仮の決定を行った場合には、 相殺関税に係る調査において、 輸入締約国 当該輸入締約国は、 の調査当局が補助金及び当該補助金によって生ずる損害につ 輸出締約国及びその輸出者に対し、 自国の

公告及び決定の説明

- 5 は別 法令に係る問題であって調査当局が重要と認めた全てのものに関して得られた認定及び結論を十分詳細に 記載し、又は当該認定及び結論を別の報告書によって利用可能なものとするようにして行う。 ダンピング防止協定2:に規定する最終的な決定が公告される場合には、その公告については、 の報告書に含まれる当該認定及び結論には、 調査当局の認定及び結論の理由も含む。 この公告又 事実及び
- 6 (a) む。 5 た方法 定められたダンピングの価格差並びに正常の価額及び輸出価格の決定の根拠並びにこれらの 0) 規定の適用上、 (調整を含む。) 秘密の情報の保護を条件として、公告又は別の報告書には、 の説明 特に、 次の事項を含 比較に用
- (b) 定するダンピング輸入以外の要因の検討を含む。)を含む。) ダンピング輸入が国内産業に結果として及ぼす影響並びに因果関係の立証 る価格に及ぼす影響に関する情報、 損害の決定に関連する情報 (ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が 価格を下回らせるものであるかどうか の算定に用いた詳細な方法が 同種の産品の (ダンピング防止協定 3.5 国内市場におけ に 規
- 7 公告又は別の報告書については、ダンピング防止協定2に規定する輸出者及び輸入者が提示した関連す2

令及び世界貿易機関設立協定に適合しているかどうかを輸出者及び輸入者が評価することができるように することができるように並びに調査当局による当該論証又は主張の取扱いが調査当局の属する締約国の法 る論証又は主張を採用し、又は却下した理由を、調査当局によるその採用又は却下の理由を合理的に理解

十分詳細に記載する。

第八章 サービスの貿易

・ 一 条 定義

この章の規定の適用 Ę

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、 航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又は

その一部に対して行われる活動をいい、

いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

サー ビスの提供を目的として締約国の領域において行われる次のいずれかの行為により置かれるものを

業務を行うため又は自由職業のための事業所をいい、

これらの事業所には、

含む。

(b)

「業務上の拠点」

とは、

(i) 法人の設立、 取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は 維持

(c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、 航空機の発着予定、 空席状況、 運賃及び運賃規則に

関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことによ

り提供されるサービスをいう。

- (d) 間 わず、 「法人」とは、 関係法令に基づいて適正に設立され、 営利目的であるかどうかを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを 又は組織される事業体 (社団、 信託、 組合、 合弁企業
-) 「汚り固いまくここは、こういぎしいのまくに個人企業及び団体を含む。)をいう。
- (e) 「締約国の法人」とは、 次のいずれかの法人をいう。

域において実質的な事業活動に従事しているもの

(i)

締約国

の法律に基づいて設立され、

又は組織される法人であって、

当該締約国又は他の締約国

Iの領

(ii) 業務上 の拠点を通じてサー ビスの提供が行われる場合には、 次のいずれかの者が所有し、 又は支配

する法人

- (A) 締約国の自然人
- B eiに規定する締約国の法人
- (f) タイ及びベトナムについては、
- (i) 法人が締約国 の者によって「所有」されるとは、 当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分

を受益者として所有する場合をいう。

- (ii) 当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。 法人が締約国の者によって「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、
- (iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって

支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(g)

「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置」

には、

次の措置を含む。

(i) サー ピ スの購入、 利用又は支払に係る措置

セ ス及び当該サー ・ビス 0 利用に係る措置 (ii)

サー

ビスの提供に関連して、

締約国

が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアク

(iii) 締約[玉 の領域におけるサー ビスの提供のための他の締約国の者の存在 (業務上の拠点を含む。) に

係る措置

(h) 者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者 「独占的なサービス提供者」とは、 締約国が自国の領域の関連する市場における唯一のサービス提供 (公的なものであるか私的なものであるかを問わな

い。)をいう。

- (i) 「締約国の自然人」とは、 締約国 「の領域に居住しているかどうかを問わず、 当該締約国の法律の下で
- 次のいずれかの要件を満たす自然人をいう。
- (i) 当該締約国の国民であること。
- (ii) 当該締約国において永住する権利 (注)を有すること(当該締約国が、 自国の永住者に対し、 サー

ビスの貿易に影響を及ぼす措置に関し自国民に与える待遇と実質的に同一の待遇を与える締約国であ

る場合に限る。)。ただし、 いずれの締約国も、 当該締約国の永住者に対し、 当該締約国が当該永住

者に与えることとなる待遇よりも有利な待遇を与える義務を負うものではない。

注 締約国 が附属書Ⅱ (サービスに関する特定の約束に係る表)、 附属書Ⅲ (サービス及び投資に関する留保及び適合しな

い措置に係る表) る留保を行う場合において、 又は附属書Ⅳ 当該留保は、 (自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表) サービス貿易一般協定に基づく当該締約国の権利及び義務に影響を及ぼすもの の自国の表において永住者に関す

ではない。

- (j) サービスの「分野」とは、次のものをいう。
- (i) 約束については、 附属書Ⅱ (サービスに関する特定の約束に係る表) 又は附属書Ⅲ (サービス及び

投資に関する留保及び適合しない措置に係る表) の締約国の表に記載する当該サービスの一若しくは

二以上の又は全ての小分野

- (ii) 当該サービスの分野の全体(当該サービスの分野の全ての小分野を含む。)
- (k) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、 関係する航空運送人が自己の航空運送サービ

ス の販売及びマーケティング(市場調査、 広告、 流通等のマーケティングの全ての側面を含む。) を自

由 に行う機会をいう。 これらの活動には、 航空運送サー ビスの価格の決定及び航空運送サービスに適用

される条件を含まない。

(1) 「サービス」には、 政府の権限の行使として提供されるサービス以外の全ての分野における全ての

サ ビスを含む。

(m) 「サー ビス消費者」とは、 サービスを受け、又は利用する者をいう。

他

の締

約国

のサービス」とは、

(n) (i) 他の締約国 の領域から又はその領域において提供されるサービス。 海上運送については、 当該他の

次のいずれかのサービスをいう。

締約国 の法令に従って登録されている船舶が提供するサービス又は当該他の締約国の者が船舶を運航

- 若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスをいう。
- (ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスの提供が行われる場合には、 他の締約国のサービ

ス提供者が提供するサービス

(o) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以

上 のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(p) 「サービス提供者」とは、 サービスを提供する者をいう。 (注1、注2)

注

1

法人がサービスを直接ではなく、

支店、

代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、

サービス提

供者 (すなわち、 当該法人) は、 この協定に基づいてサービス提供者に与えられる待遇を当該業務上の拠点を通じて与えら

れる。 当該待遇は、 当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される締約国の領域外に所在する当該サービ

ス提供者の他の部分に及ぼされる必要はない。

注 2 締約国は、 この章に規定する「サービス提供者」 はサービス貿易一般協定第二十八条。回に規定するものと同 一の意味を有

するとの理解を共有していることを確認する。

(q) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、 マーケティング、販売及び納入を含む。

- (r)「サービスの貿易」とは、次に掲げる態様によるサービスの提供をいう。
- (i) いずれ か の締約国の領域 から他の の締約国 一の領域へのサー ビスの 提供
- (ii) いずれか の締約国の 領域におけるサー ビスの提供であって他の締約国のサービス消費者に対して行

わ

れるも

- (iii) 拠点を通じて行わ いずれ か の締: 約国 れるも lのサー ビス提供者によるサービスの提供であって他の締約国の 領域内の業務上の
- (iv)玉 \mathcal{O} いずれ 自 然人の存在を通じて行われるもの か の締 約 国 **一**のサー ビス提供者によるサー ビスの提供であって他の締約国の 領域内の当該締約
- (s) する輸送力、 する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利 領域若しくはその上空において、 「運輸 権 とは、 運賃及びその条件並びに数、 いず ħ カン の締 約 運航し、 国 \mathcal{O} 領域内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国の 所有、 又は有償若しくは貸切りで旅客、 支配その他航空企業を指定するための基準を含む。) (運航地点、 運営路線、 貨物若しくは 運送するもの の種類、 郵便物を 提供 運送

をいう。

第八・二条 適用範囲

- 1 この章の規定は、 サー ビスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。
- 2 この章の規定の適用上、 「締約国による措置」とは、 次の措置をいう。
- (a) 締約国の中央、地域又は地方の政府及び機関がとる措置
- (b) 非政府 機関が、 締約国の中央、 地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当

たってとる措置

各締約国 は、 この章の規定に基づく自国 の義務及び約束を履行するに当たり、 自国の 領域 角の 地域及び

地方の政府及び機関並びに非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、 利用し得る妥当な措置

をとる。

- 3 この章の規定は、次の事項については、適用しない。
- (a) 政府調達
- (b) 締約国が交付する補助金若しくは締約国が行う贈与(公的に支援される借款、 保証及び保険を含む。)

又は当該補助金若しくは当該贈与の受領若しくはその継続のために付される条件(当該補助金又は当該

贈与が専ら国内のサービス、サービス消費者又はサービス提供者に与えられるものであるかどうかを問

わない。)

- (c) 政府の権限の行使として提供されるサービス
- (d) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(e) 航空運送サービスに関し、 運輸権 (いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。) に影響を

及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。

ただし、

次に掲げる事項に

影響を及ぼす措置を除く。(注)

注 (iv) からいまでの規定にかかわらず、 この章の規定は、 専門的な航空サービス、 地上取扱サービス及び空港運営サービスに影

響を及ぼす措置については、 次条 (約束に係る表の記載) の規定に従ってこれらのサービスに関する約束を行うことを選択

する締約国についてのみ適用する。

- (i) 航空機の修理及び保守のサービス
- ・ 航空運送サービスの販売及びマーケティング
- 回 コンピュータ予約システムのサービス

- iv 専門的な航空サービス
- (v) 地上取扱サービス
- wi 空港運営サービス
- 4 の章 の規定は、 締 約 国 0 雇 用市場へのアクセスを求める自然人に影響を及ぼす措置及び 国籍、 市民権

又は 永 続的 な居住若しくは雇用に関する措置につい ては、 適用しない。

は、この章の不可分の一部を成す。

5

附

属

書八

A

(金融サー

ビス)、

附属

書八

В

(電気通信サー

ビス)

及び附属

浩 書 八 C

自由

職業サー

-ビス)

第八・三条 約束に係る表の記載

1 各締 約国 は、 第八 七条 (特定の約束に係る表) 又は第八・八条 (適合しない措置に係る表) のいずれ

か の規定に従って、 次条 (内国民待遇) 及び第八・ 五条 (市場アクセス) 0) 規定に基づく約束を行う。

2 第八・七条 (特定の約束に係る表) の規定に従って約束を行う締約国は、 次条 (内国民待遇) 及び第

八 八・十条 · 五条 (透明性に係る表) のいずれかの規定に基づく約束を行う。第八・七条 (市場アクセス) の該当する規定に基づく約束を行い、 並びに第八・六条 (特定の約束に係る表) (最恵国 [待遇) 又は第

の規定に従って約束を行う締約国は、また、第八・九条(追加的な約束)の規定に基づく約束を行うこと

ができる。

3 は、 る規定に基づく約束を行う。 八・五条(市場アクセス)、 第八・八条(適合しない措置に係る表)の規定に従って約束を行う締約国は、 また、 第八・九条 (追加的な約束) 第八・六条(最恵国待遇)及び第八・十一条(現地における拠点)の該当す 第八・八条 の規定に基づく約束を行うことができる。 (適合しない措置に係る表) の規定に従って約束を行う締 次条(内国民待遇)、第 約国

4 れ 成国である後発開発途上締約国は、 2 の規定に基づく約束も行う義務を負わない。 の規定にか かわらず、 第八・七条 第八 (特定の約束に係る表) · 六条 当該後発開発途上締約国は、 (最恵国待遇) 又は第八・十条 の規定に従って約束を行うASE 任意に当該約束を行うことが (透明性に係る表) Ā N \mathcal{O} ** \ 0) ず 構

第八・四条 内国民待遇

できる。

1 特定の約束に係る表) 第八・七条 (特定の約束に係る表) の自国の表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、 の規定に従って約束を行う締約国は、 附属書Ⅱ(サービスに関する

サー ビスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、 他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、 自

国 の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 (注

注 この条の規定に従って行われる特定の約束は、 締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないこと

によって生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 第八・八条 (適合しない措置に係る表) の規定に従って約束を行う締約国は、 同条に規定する適合しな

措置を除くほ か、 サー ビスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、 他の締約国 「のサー ビス及びサービ

ス 提 供者に対し、 自国 0 同 種 0) サービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与え

る。 (注)

1

注 この条のいかなる規定も、 締約国に対し、 関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことによって生ずる競争

上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

3 締約国は、 他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、 自国の同種のサービス及びサービス提供

者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかのいずれかにより、 1 又

は2に規定する義務を履行することができる。

4 サー 遇により競争条件が当該 締約国が他の締約国のサービス又はサービス提供者に与える形式的に同一の待遇又は形式的に異なる待 ビス提供者にとって有利となる場合には、 他 の締 約国 |の同種 のサー 当該待遇は、 ビス又はサービス提供者と比較して自国 自国 「のサービス又はサービス提供者に与える のサー ビス又は

待遇よりも不利であると認める。

第八・五条 市場アクセス

1 附属 るサー 第八・七条 書 Π ビスの提供 (サー (特定 ビスに関する特定の約束に係る表) の態様による市場アクセスに関し、 の約束に係る表) の規定に従って約束を行う締約国は、 \mathcal{O} 自国 他 1の締 $\overline{\mathcal{O}}$ 約国 表において合意し、 \mathcal{O} サ ĺ ビス及びサー 第八・一条 及び定める条件及び制限 ビス提供者に対 (定義) (r) に掲げ

に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。(注)

注 アクセスに係る約束を行う場合には、 行う場合において、 を認めることを約束したこととする。 締 約国は、 第八・一 国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、 条 (定義) (ri)に規定するサービスの提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を 当該約束をもって自国の領域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととす 締約国は、 同条穴回に規定するサービスの提供の態様によるサービスの提供に関し市場 当該約束をもって当該資本の移動

2 締約国は、 市場アクセスに係る約束を行った分野において第八・七条(特定の約束に係る表)に規定す

か、 る特定の約束に従い、 小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、 又は第八・八条(適合しない措置に係る表) 次の措置を採用し、 に規定する適合しない措置を除くほ 又は維持してはな

らない。

(a) サ ビス提供者 の数の 制限 (数量割当て、 独占、 排他的なサー ビス提供者又は経済上の需要を考慮す

るとの要件のいずれによるものであるかを問わない。)

(b) サ ビス 0 取 引総額又は資産総額 \mathcal{O} 制 限 (数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要

件によるもの)

(c) サ ビスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限

(数量

割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの) 注

注 この心に規定する制限には、 サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され、 又はサービス提供者が雇用する自然人であって、 特定の

サー てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの) ビスの提供に必要であり、 かつ、 当該サービスの提供に直接関係するものの総数の制限 (数量割当

- (e) 体又は合弁企業について特定の形態を制限し、 サー ビス提供者が法定の事業体又は合弁企業を通じてサービスを提供するに当たり、 又は要求する措置 当該法定の事業
- (f) 若 しくは全体 外国資本 -の参-- の投資 加 の制 \mathcal{O} 総額 限 (外国資本による株式保有の比 \mathcal{O} 比 率 の上限を定めるもの) 率の上限を定めるもの又は外国資本による個別

第八・六条 最恵国待遇

- 1 種 に従 野 記 のサ に関 載 次条 して、 2 (特定 他 0 ビス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 の締 規定に従って最恵国待遇に関する約束を行うことを選択するものは、 か の約束に係る表) 約 つ、 国 附属書Ⅱ のサービス及びサービス提供者に対し、 (サー の規定に従って約束を行う締約国であって、 ビスに関する特定の約束に係る表) その他のいずれかの締 0) 自 国 第八・三条 \bigcirc 表に定める条件及び 次に掲げる分野及び 約国 又は (約束に係る表の 非締: 約 玉 小分 制 \mathcal{O} 同 限
- (a) 附属書Ⅱ (サービスに関する特定の約束に係る表)の自国の表に記載する分野及び小分野であって

「MFN」の記載によって特定されるもの

- (b) 附属書Ⅱ (サー ビスに関する特定の約束に係る表) の自国の表の付録 (最恵国待遇の対象分野) に記
- 載する分野及び小分野
- (c) 附属書Ⅱ (サービスに関する特定の約束に係る表) の自国の表の付録 (最恵国待遇の免除分野に係る
- 表)に含まれない分野及び小分野
- 2 第八・八条 (適合しない措置に係る表) の規定に従って約束を行う締約国は、 附属書Ⅲ (サービス及び
- 投資に関する留保及び適合しない措置に係る表) の自国 \mathcal{O} 表に記載する適合しない措置を除く ほ か、 他の
- 締約 国 一のサ. ビス及びサー ビス提供者に対し、 その 他 \mathcal{O} 1 ず ħ か の締 約 国 又は 非締 約国 0 同 種

のサー

・ビス

- 及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 3 協定が効力を生ずる日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の国際協定に基づき他の締約国又は非 1 及び2の規定に かかわらず、 各締約国は、 この協定が効力を生ずる日において効力を有し、 又はこの
- 締約国のサービス及びサービス提供者に対して異なる待遇を与える措置を採用し、 又は維持する権利を留

保する。

4 を与える措置を採用し、 る協定に基づきASE 玉 の間 1及び2の規定にかかわらず、 の経 済統合の一 層広範な進 ANの構成国である他の締約国 又は 維持する権利を留保する。 展 ASEANの構成国である各締約国は、 の一部としての物品若しくはサー $\overline{\mathcal{O}}$ サ ビス及びサービ -ビス の貿易又は投資の ASEANの構成国である締約 ス提供者に対して異なる待遇 自 由 化に関す

5 は 交換することを容易にするため、 ならない。 の章の規定は、 特定の地 域で生産され、 締約 国が隣接国に対して有利な待遇を与えることを妨げるものと解して か つ、 消費されるサービスを国境に隣接する地 域に限定して

第八・七条 特定の約束に係る表

1 特定 及び第八・ 東に係る表) の約束を行った分野に関 0) 条の規定に従って約束を行う締 九条 の自 追. 国 加 の表に記 的な約束) Ĺ 載する。 次の事項を特定する。 の規定に従って行う特定の約束を附属書Ⅱ 附属書Ⅱ 約 国 は、 第八・四条 (サービスに関する特定の約束に係る表) (内国民待遇) 第八・五条 (サー Ė スに関する特定の約 市 の各表は、 場アクセス) 当該

a 市場アクセスの条件及び制限

- (b) 内国民待遇についての条件及び制限
- (c) 追加的な約束
- (d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間
- 2 第八・四条 (内国民待遇) 及び第八・五条 (市場アクセス) のいずれの規定にも適合しない措置につい

条 (内国民 (待遇) の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。 ては、

第八

· 五条

(市場アクセス)の規定に関する欄に記載する。

この場合には、

その記載は、

第八

兀

3 の条の規定に従って約束を行う各締約国 は、 附属書Ⅱ (サー ビスに関する特定の約束に係る表)

分野及び小分野にお いて、 1 (a) 及び心に掲げる適用される条件及び制限につい ては、 当該各締約国 \mathcal{O} 現行

の措置に限定する。

玉

の表にお

いて、

将来

の自

由

化

の対象となる分野又は小分野を

F

L

の記

載により特定する。

これ

らの

の自

4 締 約国は、 3に規定する措置について、 第八・四条 (内国民待遇) 又は第八・五条 (市場アクセス)の

規定との抵触を改正 の直前よりも削減し、 又は撤廃するような態様で改正する場合には、 その後、 第八

四 条 (内国民待遇) 又は第八・五条 (市場アクセス)の規定との抵触を一層増加させるような態様で改正

してはならない。

5 分野又は小分野を特定する義務を負わない。 3 の規定にかかわらず、 ASEANの構成国である後発開発途上締約国は、 当該後発開発途上締約国は、 当該分野又は小分野を任意に特 将来の自由化の対象となる

第八・八条 適合しない措置に係る表

定することができる。

- 1 \mathcal{O} 条の規定に従って約束を行う締約国に関し、 第八· 四条 (内国民待遇) 第八· 五. 条 (市場アクセ
- ス) 第八 六条 (最恵国待遇) 及び第八・ 十 一 条 (現地における拠点) の規定は、 次の、 ŧ 0 に つい 7

は、適用しない。

(a) (i) 当該 中 央政府によって維持される措置であって、 締 約 国 が 維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、 附属書Ⅲ (サー ビス及び投資に関する留保及び適合し 次に掲げるもの

ない措置に係る表)

の自国

の表の表Aに記載するもの

(ii) ない措置に係る表)の自国の表の表Aに記載するもの 地域政府によって維持される措置であって、 附属書Ⅲ (サービス及び投資に関する留保及び適合し

- (iii) 地方政府によって維持される措置
- (b) (a)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新
- (c) (a)に規定する適合しない措置の改正 (当該改正の直前における当該措置と第八・四条 (内国民待遇)

第八・六条(最恵国待遇)又は第八・十一条(現地における拠点)

の 規

定との適合性の水準を低下させないものに限る。

第八・五条

(市場アクセス)、

- 2 第八・四条 (内国民待遇) 第八· 五条 (市場アクセス) 第八・六条 (最恵国待遇) 及び第八・十一

置 条 に係る表) (現地 における拠点) の自 国 \mathcal{O} 表 の規定は、 \mathcal{O} 表 В に記載する分野、 締約国 が附属書Ⅲ 小分野又は活動に関して採用し、 (サービス及び投資に関する留保及び適合しな 又は維持する措置 **\ 措 0

1 ては、 適用しない。

第八· 九 条 追 加 的な約束

1 締約国は、 次に掲げる規定に従って行う表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼ

す措置 (資格、 基準又は免許についての事項に関するものを含む。) に関する約束について交渉すること

ができる。

- (a) 第八・七条 (特定の約束に係る表) の規定に従って約束を行う締約国については、 第八・四条 (内国
- 民待遇) 又は第八・五条 (市場アクセス)の規定
- (b) 前条 (適合しない措置に係る表) の規定に従って約束を行う締約国については、 第八・四条 (内国民
- 待遇)、 第八・五条 (市場アクセス)、 第八・六条(最恵国待遇) 又は第八・十一条(現地における拠
- 点 の規定
- 2 1 (a) の規定に従って追加的な約束を行う締約国は、 当該約束を附属書Ⅱ (サービスに関する特定の約束
- に係る表) の自国 \mathcal{O} 表に記載する。

3

1

(b)

の規定に従っ

て追

加的

な約束を行う締約

国

は、

当該約束を附属書Ⅲ

(サー

ビス及び投資に関する留

- 保及び適合しない措置に係る表) の自 国 \mathcal{O} 表の表Cに記載する。
- 第八・十条 透明性に係る表
- 1 第八・七条 (特定の約束に係る表) の規定に従って約束を行う締約国であって、第八・三条 (約束に係
- る表の記載) 2の規定に従ってこの条の規定に基づく約束を行うことを選択するものは、 中央政 分府が 維持
- する第八・四条 (内国民待遇)又は第八・五条 (市場アクセス) の規定に適合しない現行の措置に関する

拘束力のない透明性に係る表 に送付し、及びインターネットにおいて公に利用可能なものとする。 (以下この章において「透明性に係る表」という。) を作成し、 当該透明性に係る表には、 他の締約国 この章に

おいて当該

締約国が特定の約束を行った分野を含める。

2 性 確 \mathcal{O} ある場合には 条 締 に係る表 なものとし、 Ò 約 国 1 かなる規定も、 の透明性に係る表については、 の記 同 載と附属書Ⅱ 並びにこの章の規定に基づく当該締約 附 属 書 締約 の当該締 国が (サ 約 1に規定する措置を改正することを妨げるものではない。 玉 ビスに関する特定の約束に係る表) \mathcal{O} 透明性のために 表 \mathcal{O} 記 載 が優先する。 国 \mathcal{O} のみ作成するものであり、 権利及び義務に影響を及ぼすもの の当該締約国の 提出 表の の時点において正 締約国 では 記 載に な 相 \mathcal{O} 違が 透 明

- (a) 分野及び小分野又は活動 3 透明性に係る表には、次の要素を含める。
- (b) 適合しない規定の種類(内国民待遇又は市場アクセス)
- (c) 措置の法的根拠又は権限
- (d) 措置の簡潔な説明

- 締約国は、 自国の透明性に係る表について、 これが完全かつ正確であることを確保するため、必要に応
- じ、次のいずれかの方法によって更新する。

4

- (a) 新たな又は改正された適合しない措置を加えること。
- (b) 存在しなくなった措置を削除すること又は適合しない措置を維持しなくなった分野、 小分野若しくは

活動を削除すること。

5 \mathcal{O} 規定による紛争解決を求めてはならない。 1 ずれ の締約国も、 透明性に係る表から生ずる紛争又は解釈上の問題について、 第十九章 (紛争解決)

第八・十一条 現地における拠点

第八・八条 (適合しない措置に係る表) の規定に従って約束を行う締約国は、 他の締約国のサービ ス提供

ビスの提供を行うための条件として、 者に対し、 同条に規定する適合しない措置を除くほか、 自国の領域において代表事務所、 第八・一条 (定義) 支店若しくは何らかの形態の法人を (r) (i) íi又はíyに規定するサー

設立し、若しくは維持し、又は居住することを要求してはならない。

第八・十二条 移行

1 ラオス及びミャンマーについては、この協定が効力を生ずる日の後十二年以内)に、第八・八条 ない措置に係る表) 国」という。) は、 第八・七条 (特定の約束に係る表)の規定に従って約束を行う締約国 他 (注) に合致する適合しない措置に係る表の案 (以下この条において「表の案」とい の締約国への配布のため、この協定が効力を生ずる日の後三年以内 (以下この条において「移行締約 (カンボジア、 (適合し

注 1 この1に規定する表の案及び4に規定する採択済みの表については、 て 「現行の」というときは、 「締約国の採択済みの表が効力を生ずる日において効力を有する」をいうものとする。 第八・八条(適合しない措置に係る表) 1(a)の規定にお う。)をサービス及び投資に関する委員会に提出する。

2 束の水準を低下させるものとしてはならない。 て行われた当該各移行締約国 各移行締約国 の表の案に含まれる約束については、 の約束と比較して、 同等又は一層高 第八・三条 い水準の自由化を記載するものとし、 (約束に係る表の 記載) 2 0 規定に従っ 約

3 いて交渉する権利を与えるものではない。(注)移行締約国は、 とを確保するため意見を述べる機会を有する。 締 約国は、 検証及び明確化のために表の案の検討を行うものとし、表の案が2に定める要件を満たすこ 検証及び明確化の過程は、 受領した意見に回答する機会及び自国の 締約国に特定の新しい約束につ

表の案における曖昧な点、 語句の欠落又は誤りを解決することを目的として必要に応じて表の案の修正又

は改定を行う機会を有する。

注 この条のいかなる規定も、 締約国に対し、特定の分野又は小分野について第八・六条(最恵国待遇)の規定に基づく約束を行

うことを要求するものではない。

4 サービス及び投資に関する委員会は、 3に規定する検証及び明確化の過程が完了した後、 5 の 規定に

従って附属書Ⅱ (サービスに関する特定の約束に係る表) の移行締約国の表に代わる当該移行 |締約| 国 \mathcal{O} 表

の案をコンセンサス方式によって採択することができる (採択された表を以下この条におい 7 「採択済み

の表」という。 移行締約国 は、 その後、 自国 の採択済みの表を寄託者に提出し、 関係する国内手続を

完了した旨を寄託者に対して書面により通告する。(注)

注 この4の規定は、 移行締約国が、 関係する国内手続を行うに当たり、 自国の採択済みの表の可能性のある改定について締約国

間で協議するよう要請すること及びこの4の規定に従って行う寄託者への提出のためにサービス及び投資に関する委員会が改定

された採択済みの表の改定をコンセンサス方式によって採択するよう要請することを排除するものではない。

第二十・四条(改正)の規定にかかわらず、移行締約国が自国の採択済みの表を寄託者に提出し、 関係

5

表は、 該 採択済みの表が当該移行締約国による寄託者への通告の日から六十日以内に効力を生じない旨を寄託者に する国内手続を完了した旨を寄託者に対して書面により通告した場合には、 約国と当該締約国が決定する他の日に効力を生ずる。 対して書面 を生ずる。ただし、 締 約国が 当該移行締約国による寄託者への通告の日の後六十日で当該移行締約国と他の締約国との間で効力 自 により通告した場合には、 国 の関係する国内手続を完了した旨を寄託者に対して書面により通告した日又は当該移行締 締約国が移行締約国による寄託者への通告の日から六十日以内に自国については当該 当該採択済みの表は、 当該移行締約国と当該締約国との 当該移行締約国の採択済みの 間では、 当

- 6 締 \mathcal{O} 移行締 約 第八・七条 国について効力を生ずるまでの間、 約 玉 の表は、 (特定の約束に係る表) 当該 移行締約国と他の締 の規定に基づく附属書Ⅱ 引き続き効力を有する。 約国との間で、 当該: (サービスに関する特定の約束に係る表) 移行締約国 の採択済みの 表が当該 他の
- 7 ミャンマーについては、この協定が効力を生ずる日から十五年以内)に完了させなければならない。 1 か ら4までに規定する過程は、この協定が効力を生ずる日から六年以内 (カンボジア、 ラオス及び

第八・十三条 特定の約束に係る表の修正

- 1 か、 う締約国」という。)は、附属書Ⅱ(サービスに関する特定の約束に係る表)の自国の表における約束が 効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、 第八・七条(特定の約束に係る表)の規定に従って約束を行う締約国 当該約束を修正し、又は撤回することができる。ただし、修正を行う締約国が、 「FL」の記載がある分野又は小分野の約束を除くほ (以下この条において「修正を行 この条の規定に従
- (a) 箇月前までにサービス及び投資に関する委員会に通報すること。 約束を修正し、 又は撤回するとの自国の意図をその修正又は撤回の実施が予定される日の遅くとも三

V.

かつ、次のことを行うことを条件とする。

- (b) کے 必要な補償的 調整について合意に達することを目的として、要請を行った締約国と交渉を開始するこ
- 2 易にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。 (サービスに関する特定の約束に係る表)の修正を行う締約国の表に定められた水準よりもサービスの貿 関係する締約国は、 16)に規定する交渉を通じて補償的調整を図るに当たり、当該交渉の前に附属書Ⅱ

3

この条の規定に基づく補償的調整については、無差別に全ての締約国に与えられる。

4 は を希望する締約国は、 \mathcal{O} 間で合意した他の期間内に関係する締約国が補償的調整について合意に達することができない場合に 1) に規定する要請が行われた最後の日の後三箇月以内又は修正を行う締約国と要請を行った締約国と 要請を行った締約国は、 仲裁に参加しなければならない。 その問題を仲裁に付託することができる。 修正を行う締約国 補償を受ける権利を行使すること は、 仲裁の認定に従って補償的

調整を行うまでの間自国

の約束を修正

Ļ

又は撤回することができない。

- 5 改正を含む。 でに規定する手続を準用して実施される。 ビスの貿易に関する一 又は当該仲 4 0) 規定による仲 裁 の当事 (以下この章において「サ -裁は、 国が別段の合意をする場合を除くほか、 般協定第二十一条の規定の実施のため サー ビス及び投資に関する委員会が ビス貿易一般協定第二十一条手続」 0 千九百九十九年七月十九 手続 10 の規定に基づいて別段の決定をする場合 (文書番号S/L という。) 日に採択されたサ /第八十号) の7から19ま (その
- 6 は、 できる。 修正を行う締約国が 当該仲裁に参加 その修正又は撤回は、 した締約国は、 自 国 の提案した修正又は撤回を実施する場合において仲裁の認定に従わないとき 当該修正を行う締約国についてのみ実施することができる。 当該認定に従って実質的に同等の利益を修正し、 又は撤回 回することが

- 7 正 を除くほか、 .ずれの締約国も次のいずれかの手続を要請しない場合には、 の規定にかかわらず、サービス及び投資に関する委員会が10の規定に基づいて別段の決定をするとき サービス貿易一般協定第二十一条手続の20から22までに規定する手続を準用し、 修正を行う締約国は、 第二十・四条 その提案し (改
- た修正又は撤回を自由に実施することができる。

(1個の規定による通報の日から四十五日以内に要請するものとする。)

(b) 4の規定による仲裁

る。

(a)

1

(b)

の規定による交渉

- 8 5 及び 7 \mathcal{O} 規定 の適用上、 サービス貿易一般協定第二十一条手続は、 次のとおり読み替えるものとす
- (a) 「事務局」 及び 「サービスの貿易に関する理事会」 とあるのは、 サービス及び投資に関する委員会
- (b) 第二十一条」とあるのは、 第八・十三条 (特定の約束に係る表の修正)
- 9 この協定とサービス貿易一般協定第二十一条手続とが抵触する場合には、 その抵触の限りにおいて、こ

の協定が優先する。

(c)

「WTOの加盟国」とあるのは、

締約国

又は修正することができる。 に係る表) サー ビス及び投資に関する委員会は、この条の規定に基づき、 の締: 約国 の表における約束を修正し、 この条の規定に基づいて自国の約束を修正し、 若しくは撤回し、 附属書Ⅱ 又は仲裁を行うための手続を作成 (サービスに関する特定の約束 又は撤回しようとする締 約国

10

第八・十四条 透明性

は、

当該手続に従うものとする。

- 1 規 の貿易を規律する透明性が 締約国 制 の透明性 は、 相互 を促進する。 の市 場にアクセスして業務を行うサービス提供者の能力を向上させるに当たりサー あ る措置が重要であることを認識する。 各締約国は、 サ ĺ Ė スの貿易における -ビス
- 2 際協定が効力を生ずる時までに公表する。 各締 約 国 は、 次の 措置及び 国際協定を速やかに、 かつ、 緊急の場合を除くほか遅くとも当該措置及び国
- (a) サ ビスの貿易に影響を及ぼす一般に適用される全ての関連する措置

(b)

サ

3 各締 約国 は、 可能な限り、 2に規定する措置及び国際協定について、インターネットにおいて公に利用

ビスの貿易に関連を有し、又は影響を及ぼす全ての国際協定であって自国が署名国であるもの

可能なものとし、及び自国の法的枠組みに定める限りにおいて、英語により公に利用可能なものとする。

4 2及び3に規定する公表が実行可能でない場合には、 2に規定する措置及び国際協定に関する情報

は、他の方法により公に利用可能なものとする。

注 各締約国は、自国が選択した言語により当該情報を公表することができる。

5 各締約国 は、 こ の 章 の規定の対象となる事項について締約 国 間 の連絡を円滑にするために連絡部局を指

定する。 連絡部 局は、 他 の締 約国 の要請があった場合には、 次のことを行う。

(a) 関連する事項につい て責任を有する官署又は職員を特定すること。

(b) 当該 事 項に関して、 要請を行った締約国との連絡を円滑にすることを必要に応じて支援すること。

6 各締約国は、 次の事項に関する特定の情報につい ての 他 の締約国 の要請に対して速やかに応ずる。

(a) 2(a)に規定する措置又は2(b)に規定する国際協定

(b) サー ビスの貿易に著しく影響を及ぼす法令又は行政上の指針の導入又は変更

弗八・十五条 国内規制

1 各締約国は、 サービスの貿易に影響を及ぼす一般に適用される全ての措置が合理的、 客観的及び公平な

態様で運用されることを確保する。

2 持 行政裁判所又は司法上の、 する当局から独立したものでない場合には、 請に基づき速やかに当該行政上の決定を審査し、 各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、 又は実行可能な限り速やかに設定する。 仲裁による若しくは行政上の手続であって、 当該手続において実際に客観的かつ公平な審査 締約国は、 及び正当とされる場合には適当な救済を与えるもの 当該手続が当該行政上の決定について責任 影響を受けたサービス提供者 司法裁判所、 仲裁裁判所若しくは が 行われるこ を維 を有 \mathcal{O} 要

3 手続 2 の設定を要求するものと解してはならない。 0 1 カュ なる規定も、 締約国に対し、 その憲法上 の構造又は法制の性質に反することとなる裁判所又は

とを確保する。

4 結果を検討するものとし、 の下で効力を生ずるものとするため、この条の規定を改正する。 締約国は、 サ ービス貿易一般協定第六条4に規定する交渉の結果が効力を生じた場合には、 適当なときは、 締約国間で協議した後、 当該交渉の結果についてこの章の規定 当該交渉の

5 各締約国は、 自国 の政策目的を実現するためにサービスの提供について規制を行い、 及び新たな規制を

導入する権利を有することを認識しつつ、資格要件、 に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、 資格の審査に係る手続、 技術上の基準及び免許要件 自国が採用し、

又は維持するこれらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

かつ、透明性がある基準(サービスを提供する能力等)に基づくこと。

(a)

客観的な、

- (b) サービスの質を確保するために必要な範囲を超えて負担とならないこと。
- (c) 免許に係る手続については、それ自体がサー ビスの提供に対する制限とならないこと。
- 6 締 約国 が 5回の規定に基づく義務を遵守しているかどうかを決定するに当たっては、 当該締約国が適用

する関係国際機関(注)の国際的基準を考慮する。

締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

注

「関係国際機関」とは、

- 7 のことを行うことを確保する。 締 約国は、 サ ビスの提供のために許可を受けることを要求する場合には、 自国 の権限のある当局が次
- (a) こと及び当該手数料自体がサービスの提供に対する制限とならないことを確保すること。この国の規定 関連する申請手続の完了のために徴収する許可に係る手数料が合理的なかつ透明性があるものである

の適用上、 よる特許の付与のための支払及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。 許可に係る手数料は、天然資源の利用料、オークション、入札その他の差別的でない手段に

- (b) 自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、 申請者に対して
- 当該申請に関する決定を通知すること。

申請を処理するための指標となる日程を実行可能な限りにおいて設定すること。

(c)

(d) 申 請 者 の要請があった場合には、 申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供するこ

と。

こと。

- (e) 要な全ての追加の情報を実行可能なときは特定し、 不備がある申請については、 申請者の要請があった場合には、 及び合理的な期間内に不備を是正する機会を与える 申請を不備がないものとするために必
- (f) 面により不当に遅滞することなく通知すること。申請者は、 申請を終了させ、又は拒否する場合には、 可能な限り、申請者に対し、その終了又は拒否の理由を書 新たな申請を任意に再提出することができ

る。

- (g) 自国の法令が許容する範囲内で、 免許又は資格の申請の提出のために自国の領域に所在することを要
- 求しないこと。
- (h) 自国の法令に従い、 申請が真正であることについて書面による提出と同等の条件の下で、 電子的様式
- による申請を受理するよう努めること。

自国の法令に基づいて認証された文書の写しを原本に代えて受理すること。

(i)

適当と認める場合には、

- 8 要件又は資格要件に試験の合格を含む場合には、 各締約国 は、 他 の締約国 の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定める。 実行可能な限り次のことを確保する。 各締約国は、
- (a) 当該試験が合理的な期間ごとに行われること。
- (b) 関心を有する者が出願を行うことができるように合理的な期間を与えること。
- 9 る際に用いる事業上の名称を使用することを不当に制限することなく許可する。 各締約国 は、 自国 の法令に従い、 他 の締約国 のサービス提供者が当該他 の締約 国 の領域において取引す
- 10 1 か ら9までの規定は、 第八・七条 (特定の約束に係る表) 又は第八・八条 (適合しない措置に係る
- 表 の規定に従って締約国が行う約束により第八・四条(内国民待遇)又は第八・五条 (市場アクセス)

の規定の対象とならない分野又は措置については、 当該分野又は措置がこれらの規定の対象とならない限

りにおいて、適用しない。

第八・十六条 承認

1 締約国は、 サー ビス提供者に対して許可、 免許又は資格証明を与えるための自国 の基準の全部又は 部

験、 を適用するに当たり、 満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。 また、 4に規定する要件に従い、 いずれかの国において得ら その れた教育若しくは経 承認は、 措置 \mathcal{O}

調 和その他 の方法によって行うことができるものとし、 当該 いずれかの国との協定若しくは取決めに基づ

いて又は一方的に与えることができる。

2 1に規定する協定又は取決めの当事 国である締約国は、 要請があった場合には、 当該協定又は取決めが

現 行 のものであるか 将来におけるものであるかを問わず、 他 1の締 約国に対し、 当該協定若しくは 取決めへ

の当該 他 の締 約国 の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための

適当な機会を与える。 締約国は、 承認を一方的に与える場合には、 他の締約国に対し、 当該 他 の締 約 国 \mathcal{O}

領域において得られた教育、 経験、 免許若しくは資格証明又は満たされた要件が承認されるべきであるこ

とを明らかにするための適当な機会を与える。

3 は経験、 第八・六条 満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明に承認を与えることを要求するものと解し (最恵国待遇) のいかなる規定も、 締約国に対し、 他の締約国において得られた教育若しく

てはならない。

- 4 認を与えてはならない。 たって他の締約国との間で差別する手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承 締約国は、 サービス提供者に対して許可、 免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当
- 5 は、 承認は、 承認の 及び採用するため、 ための 適当な場合には、 3共通の1 関連する政府間機関及び非政府機関と協力して作業を行う。 国際的基準及び自由職業等のサービスの業務のため 多数国間で合意された基準に基づくべきである。 の共通 締約国は、 0 国際的基準 適当な場合に -を確立
- 6 化 各締約国は、 (自国の領域内の関連機関に対して承認に関する協定又は取決めのための交渉を開始するよう奨励する 附属書八C (自由職業サービス) に定めるところにより、 自由職業サービスの貿易の円滑

ことを含む。)に努める。

第八・十七条 独占及び排他的なサービス提供者

1 するに当たり、 各締約国は、 第八 自国 の領域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供 四条 (内国民待遇) 及び第八・五条 (市場アクセス) の規定に基づく自国 $\overline{\mathcal{O}}$ 義務に

反する態様で活動しないことを確保する。

- 2 占的 るサ ないことを確保する。 締 なサー 約 国 ピ ス の独占的なサー ピ の提供に当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、 ス提供者が 自 ビス提供者が自己の独占権の範囲外であり、 国 \mathcal{O} 領域におい て当該約束に反する態様で自己の独占的 かつ、 当該締 約国 地位を濫用 当該締約 の約束の対象であ 国 して活動 は、 当該 独
- 3 締約国に対して関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。 るに足りる理 締 約国 は、 由 他 1の締 がある場合には、 約 国 の独占的なサー 当該独占的なサービス提供者を設立し、 ビス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ず 維持し、 又は許可する当該 他の
- 4 サー この条の規定は、 ビス提供者を許可し、 排他的なサービス提供者の場合、 又は設立し、かつ、的自国の領域においてこれらのサービス提供者の間 すなわち、 締約国が法令上又は事実上、 (a) 少数の \mathcal{O} 競争

を実質的に妨げる場合についても適用する。

第八・十八条 商慣習

1 るも 締約国は、 のを除く。 サー が競争を抑制し、及びこれによりサービスの貿易を制限することがあることを認識 ビス提供者の一定の商慣習(前条 (独占及び排他的なサービス提供者)の規定に該当す す

る。

2 切な協定の締結を条件として、 事項に関連する秘密でない情報であって公に利用可能なものを提供することによって協力する。 る。 請を受けた締 各締 要請を受けた締約国 約国は、 約国は、 他 の締約国 自国 は、 の法令に従い、 の要請があった場合には、 当該要請に対して十分かつ好意的な考慮を払うものとし、 利用可能な他 か つ、 の情報を要請を行った締約国に提供することができる。 要請を行った締約国による情報の 1に規定する商慣習を撤廃するために協議を開 秘 密 $\overline{\mathcal{O}}$ 問題となっている 保 護に関する適 また、 始す 要

第八・十九条 支払及び資金の移転

1 関連する経常取引のための資金の国際的な移転又は支払に対して制限を課してはならない。 締約国は、 第十七 十五条 (国際収支の擁護のための措置) に規定する場合を除くほか、 自国 の約束に

2 この章のいかなる規定も、 I M F協定(その改正を含む。)に適合する為替の利用を含め、 IMF協定

(その改正を含む。) に基づくIMF の加盟国としての締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではな

\ \ \ ただし、 締約国は、 第十七・十五条 (国際収支の擁護のための措置) の規定に基づく場合及びIM F

資本取引に関するこの章の規定に基づく自国の約束に反するような制限を

資本取引に対して課してはならない。

の要請がある場合を除くほか、

第八・二十条 利益の否認

締 約国 は、 次のサ ビ スの提供及びサー ビス提供者については、 この章の規定による利益を否認するこ

とができる。

1

(a) サ ビスが非締 約国 の領域から又はその領域において提供されていることを当該締約国が証明する場

合における当該サービスの提供

(b) 法人であるサービ ス提供者が他 の締約国 のサービス提供者でないことを当該締約国が証明する場合に

おける当該サービス提供者

(c) 海上運送サービスの提供について、⑴に規定する者が⑴に規定する船舶によってサービスを提供して

いることを当該締約国が証明する場合における当該サービスの提供

- (i) 非締約国の法令に従って登録されている船舶
- (ii) 船舶を運航し、 又はその全体若しくは一部を利用する非締約国 Iの者

2

禁止するもの又は当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、 ある場合において、 くは当該措置を阻害することとなるものに限る。 締 約国は、 他の締: 当該 約国のサー 締約国が当該非締約国又は当該非締約国の者に関する措置 ビス提供者が非締約国の者によって所有され、 を採用し、 又は維持するときは、 又は支配されている法人で (当該法人との 当該サー ビス提供者 取引を 若し

第八・二十一条 セーフガード措置

に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

- 1 \mathcal{O} 間、 締約国は、 セーフガ サービス貿易一般協定第十条の規定による多数国間の場における更なる進展が得られるまで ード措置の組込みについて見直しを行う。
- 2 木 難 締約国は、 に対処するための協議を要請することができる。 この章の規定に基づく自国 の約束の実施が困難となった場合には、 他の締約国に対し、 当該

第八・二十二条 補助金

1 基づいて合意される規律を踏まえ、 (適用範囲) 36の規定にかかわらず、締約国は、 当該規律をこの章の規定に組み入れることを目的として、 サービス貿易一般協定第十五条の規定に サービ スの

貿易に関連する補助金に係る規律の問題について見直しを行う。

2 締約国は、 サービスの貿易に関連する他 1の締 約国 の補助金によって悪影響を受けていると認める場合に

当該要請に対して好意的な考慮を払う。

は、

当該他

の締約国に対し、

その問題に

. つ い

ての協議を要請することができる。要請を受けた締約国

は

3 争についても、 ず 'n \mathcal{O} 締約国も、 第十九章 この条の規定に基づく要請若しくは協議又はこの条の規定の下で生ずるい (紛争解決) の規定による紛争解決を求めてはならない。 かなる紛

第八・二十三条 A S E ANの構成国である後発開発途上締約国 $\overline{\mathcal{O}}$ 参 加 の増大

この章の規定は、ASE Ā N の構成国である後発開発途上締約国 の参加を増大させるために次の事項を促

進する。

(a) これらの締約国の国内のサービスに関する能力並びにその効率性及び競争力の強化 (特に、 商業的な

原則に基づく技術の利用によるもの)

- (b) これらの締約国による流通経路及び情報網へのアクセスの改善
- (c) これらの締約国 が輸出について関心を有する分野及びサー ・ビス の提供の態様における市場アクセスの

自 由化並びにこれらの締約国に有益な分野における市場アクセスの提供

第八・二十四条 約束の見直し

締約国 は、 締約国 間 のサ ビスの貿易を漸進的に自由化するためにこの章の規定に基づく約束の更なる改

定の 般的な見直しまでに、サー ビスの貿易に関する約束を見直す。

善を行うことを目的として、

必要に応じ、

遅くとも第二十・八条

般的な見直し)

の規定に基づくこの協

第八・二十五条 協力

締 約国は、 諸分野 (現在 一の協 力のための取決めの対象でない分野を含む。)における協力のための努力を

強化する。 締約国は、 国内のサービスに関する能力並びにその効率性及び競争力を向上させるため、 協力の

ための分野について討議し、及び合意し、並びに当該分野における協力のための計画を作成する。

第一条 定義

この附属書の規定の適用上、

(a) 「金融機関」とは、 締約 国の領域に所在する金融仲介機関その他の法人であって、 当該締約国の法令

ものをいう。

に基づき、

金融機関として業務を行うことを認められ、

及び金融機関として規制され、

又は監督される

(b) 「金融サー ビス」とは、 金融の性質を有する全てのサービスであって、 締約国 の金融サー ビス提供者

が提供するものをいう。 金融サービスは、 全ての保険及び保険関連のサー ビス並びに全ての銀行サービ

スその他 の金融サー ・ビス (保険及び保険関連のサービスを除く。) から成り、 次の活動を含む。

保険及び保険関連のサービス

- (i) 元受保険(共同して行う保険を含む。)
- (A) 生命保険

- (B) 生命保険以外の保険
- (i) 再保険及び再再保険
- は 保険仲介業 (例えば、保険仲立業、代理店業)

処理サービス) ・
い
保険の補助的なサービス(例えば、

相談サービス、

保険数理サー

-ビス、

危険評価サービス、

請求の

銀行サー ビスその他の金融サー ・ビス (保険及び保険関連のサー ビスを除く。

- (v) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
- (vi) 全ての 種類 の貸付け (消費者信用、 不動産担保貸付け、 債権買取り及び商業取引に係る融資を含

む。)

- (前) ファイナンス・リース
- (iii) 行 小切手及び銀行小切手を含む。) 全ての支払及び送金のサービス(クレジット・カード、 チャージ・カード、 デビット・ カード、

旅

(ix) 保証

- (X) 自己のため又は顧客のために行う次のものの取引 (当該取引が取引所取引、 店頭取引その他の方法
- のいずれで行われるかを問わない。)
- (A) 短期金融市場商品(小切手、手形及び預金証書を含む。)
- (B) 外国為替
- (C) 派生商品(先物及びオプションを含む。)
- (D) 為替及び金利の商品 (スワップ、 金利先渡取引等の商品を含む。
- (E) 譲渡可能な有価証券
- (F) その他の譲渡可能な証書及び金融資産(金銀を含む。)
- (xi) 全ての種類の 有 価証 一券の発行へ の参加 (当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わず、

委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。)

- 竝 資金媒介業
- (iii) 資産運用 (例えば、 現金又はポ ートフォリオの運用、 全ての形態の集合投資運用、 年金基金運用、

保管、預託及び信託のサービス)

(xiv) 金融資産 (有価証券、 派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。)のための決済及び清算のサービ

ス

 $(\chi\chi)$ その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転並びに金融データ

の処理及び関連ソフトウェアのサービス

(xvi) (v)から(x)までに規定する全ての活動についての助言、 仲介その他の補助的な金融サービス (信用照

会及び分析、 投資及びポートフォリオに関する調査及び助言並びに企業の取得、 再編及び戦略につい

ての助言を含む。)

(c) 「金融サー ビス提供者」とは、 金融サー ビスを提供しようとし、 又は提供している締約国 |の自然人又

は法人をいう。 ただし、 「金融サー ビス提供者」 には、 公的機関を含まない。

(d) 「新たな金融サービス」とは、 締約国 \mathcal{O} 領域においては提供されていないが 他 の締約国 $\overline{\mathcal{O}}$ 領域に おい

ては提供され、 及び規制されている金融サービスをいう。 新たな金融サービスには、 現 在 の又は新たな

商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含めることができる。

(e) 「公的機関」とは、次のものをいう。

- (i) 基づい とし 締約[って 政: て金融サー 玉 府 の政府、 の機能 中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、 ビスの提供に従事する機関を除く。 の遂行若しくは政府の ため 0 活 動 の実施に従事するもの 若しくは支配する機関であって主 (主として商業的な条件に
- (ii) 中央銀行又は 金融当局 が通常遂行する機能を遂行する私的機関。 ただし、 当該機能を遂行している

場合に限る。

- (f) 又は支払決済機関その他 「自主規 制 団 体 とは、 \mathcal{O} 組 次の 織 いずれ 又は 団 か 体を含む。 0 非政 府 機関 をいう。 (有価 証 券又は先物 0 取引所又は市場、 清算機関
- (i) 地 方 自主規制団体として認 0 政 府若しくは機関 \mathcal{O} 8 委任に基づい 5 ħ 7 1 る非 て、 政府機関であって、 金融サー ビス提供者又は金融機関に 法令に基づいて又は中央、 対して規制権限又は 地域若, しくは

監督権

限を行使するも

(ii) 提供者又は 法令に基づいて又は中央、 金融機関に対して規制権限又は監督権限を行使する非政府機関 地 域若しくは地方の政府若しくは機関の委任に基づいて、 金融サービス

第二条 適用範囲

1 属書において「金融サー この附属書の規定は、 ビスの提供」というときは、第八・一条(定義)いに定義するサービスの提供を 金融サービスの提供に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。この附

2 第八・一条(定義)①及び第十・二条 (適用範囲) 20の規定の適用上、 「政府の権限の行使として提

いう。

(a) 供されるサービス」とは、 次の活動をいう。

中央銀行若しくは金融当局が行う活動又はその他の公的機関が金融政策若しくは為替政策を遂行する

ために行う活動 注

注

この

(a)に規定する活動には、

金融政策又は為替政策を遂行するために行う全ての規制活動及び執行活動を含む。

(b) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上 の制度の一 部を形成する活動

(c) 公的 機 関が政府 の勘定のために若しくは政府の保証 の下に又は政府の財源を使用して行うその他 の活

動

融サー

締約国が自国の金融サービス提供者に対し⑥又は⑥に規定するいずれかの活動について公的機関又は金 ビス提供者との競争を行うことを認める場合には、 「サービス」には、 当該活動を含める。

- 3 第八・一条 (定義) (の規定及び第十・二条 (適用範囲) 2(c)に規定する定義は、 この附属書の規定の
- 対象となるサービスについては、適用しない。
- 4 第八・十一条 (現地における拠点) の規定は、 この附属書の規定の対象となるサービスについては、 適

用しない。

5 この附属書とこの協定の他の規定とが抵触する場合には、 その抵触の限りにおいて、 この附属書の規定

が優先する。

第三条 新たな金融サービス

1 各受入締約国 は、 新たな金融サービスについて、 同様の状況において法令を制定し、 又は 現行の法令を

修正することなく自国 $\overline{\mathcal{O}}$ 金融機関に対して当該新たな金融サービスを提供することを許可することとなる

場合には、 自国の領域において設立された他の締約国 $\overline{\mathcal{O}}$ 金融機関に対し、 自国の領域において当該新たな

金融サービスを提供することを許可するよう努める。(注)

注 締 約国 は、 新たな金融サービスを提供することを許可するに当たり、 新たな規制又は他の補助的な措置を定めることができ

2 新たな金融サービスの提供については、 申請が承認される場合には、受入締約国の関連する免許に係る

要件、 制度上の又は法的な形態に係る要件その他の要件に従うことを条件とする。

第四条 信用秩序の維持のための措置

締約国は、この協定の他の規定にかかわらず、 信用秩序の維持のための措置 (注) (投資家、 預金者、 保

険契約者若しくは信託 上の義務を金融サー ビス提供者が負う者を保護し、 又は金融シ ステムの 健全性及び安

この協定の規定に適合しない場合には、 この協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回 避するため Ď 手段

として用いてはならない。

定性を確保するための措置を含む。

)を採用し、

又は維持することを妨げられない。

当該措置

に

つい

ては、

注 締約国は、 「信用 秩序の維持」 には、 個 々の金融機関又は金融サービス提供者の安全性、 健全性又は財務上の責任の維持並びに

支払及び清算の制度の安全性並びに財務上及び運営上の健全性の維持を含むことを了解する。

第五条 特定の情報の取扱い

この協定のい かなる規定も、 締約国に対し、 個 々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、 公的機関

が所有する秘密 の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第六条 承認

1 措置 の締約国又は非締約国による信用秩序の維持のための措置を承認することができる。 締約国は、 の調和その他の方法により行うことができるものとし、 金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、 当該国際基準設定機関、 国際基準設定機関、 他の締約国若しくは 注 その承 認は、 他

注 えることを要求するものと解してはならない。 (最恵国待遇) のいかなる規定も、 締約国に対し、 他の締約国による信用秩序の維持のための措置に対し承認を与

約国との協定若しくは取決めに基づいて行い、又は一方的に与えることができる。

非締

2 約国 の規 におけるものであるかを問わず、 る手続と同 1 の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための適当な機会を 制 に規定する協定又は取決め が同 様の手続が存在することとなる状況の下においては、 様に実施され、 並びに適当な場合には、 の当事国である締約国は、 利害関係を有する他の締約国に対し、 当該協定又は取決めの当事者の 当該協定又は取決めが現行の 当該協定若しくは取決めへの当該他 同 様 の規制及び監督が 間の情 ものであるか将来 報 \mathcal{O} 共有に 存在し、 . 関す の締 そ

与える。

3 締約国は、 承認を一方的に与える場合には、 他の締約国に対し、 2に規定する状況が存在するかどうか

について意見を明らかにするための適当な機会を与える。

第七条 透明性

1 締約国は、 相互の市場にアクセスして業務を行う金融サービス提供者の能力を向上させるに当たり金融

サー ビス提供者の活動を規律する透明性がある措置が重要であることを認識する。 各締約国は、 金融サー

ビスにおける規制の透明性を促進することを約束する。

2 各締約国は、 この附属書の規定が適用される一般に適用される全ての措置が、 合理的、

客観的及び公平

な態様で運用されることを確保する。

3 各締約国 は、 般に適用される措置であって、 自国が採用し、 又は維持するものを速やかに公表し、又

は公に利用可能なものとすることを確保する。(注)

注 各締約国は、 自国が選択した言語によりこれらの情報を公表することができる。

4 各締約国は、実行可能な限りにおいて、次のことを行う。

(a) この附属書の規定に関係する一般に適用される規制であって自国が採用しようとするもの及び当該規

制 の目的を利害関係を有する者(注)に事前に公表し、 又は利害関係を有する者にとって事前に利用可

能なものとすること。

注 この条の規定の適用上、 締約国は、 「利害関係を有する者」とは、その直接の資金上の利益に対して一般に適用される規制

の採用が影響を与える可能性のある者をいうとの理解を共有していることを確認する。

(b) 利害関係を有する者及び他の締約国に対し、 (a)に規定する規制の案について意見を提出するため適当

な機会を与えること。

5 各締約国は、 実行可能な限りにおいて、一般に適用される最終的な規制の公表の日と当該規制の実施の

日との間に合理的な期間を置くべきである。

6 各締約国 は、 般に適用される規約であって、 自国の自主規制団体によって採用され、 又は維持される

Ł のが速やかに公表され、 又は利用可能なものとされることを確保するため、 利用し得る妥当な措置をと

る。 (注)

7

注 各締約国は、自国が選択した言語によりこれらの情報を公表することができる。

各締約国は、 この附属書の対象となる一般に適用される措置に関し、 他の締約国の利害関係を有する者

からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける。

8 不備 締 なく行うための要件 約 玉 0 規 制 当局 は、 他 (必要とされる書類を含む。) の締 約 国 \mathcal{O} 利 害関係を有する者に対し、 を利用可能なものとする。 金融サー ビスの提供に関連する申請を

9 状 対 い況を通 締 て不当に遅滞することなく通 約 玉 知する。 0 規 制 当局 当該規制当局は、 は、 申 請 者 の書面による要請があった場合には、 知する。 当 該 申 請 者から追加 の情報を得る必要がある場合には、 当該 申請者に対してその 当該 申 ·請 の 申 請 著に 処理

10 く通 に 申 \mathcal{O} は な 請 締 知 12 約 1 す 玉 ŧ つ 該 Ź。 Ō 1 \mathcal{O} と認 規 申 7 は、 制当 請 申 者に対 めら 請 は、 局 百 八十 は、 れ ない。 全て して不当に遅滞することなく通知するものとし、 · 日 以 他 0 の締 当該 関 内 に 連する手続が 約 行 規 国 制 政 0 当局 £ 金融 \mathcal{O} サー は、 決定を行 行わ 当該決定を百八十日以内に行うことが実行可 ビス提供者による金融サー れ、 V. か 申 つ、 請者に対して当該決定を不当に遅滞することな 全ての必要な情報が受領されるまでは、 その後の合理的 Ė ス \mathcal{O} 提供に関する不 な期 能 間 内 でな |に当該 備 \mathcal{O} 場合 な 不 備 決

11 申 請 を拒否した締約 国 の規制当局は、 申請を拒否された申請者の書面による要請があった場合には、 実

定を行うよう努め

行可能な限りにおいて、 当該申請者に対してその拒否の理由を通知する。

第八条 金融サービスに係る例外

を、 るような態様で適用しないことを条件とする。 るような態様又は金融機関について有する投資財産若しくは金融サー に関する措置を含む。)を採用し、 な措置 この附属書のいかなる規定も、 同 様 (欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は金融サービスに係る契約の不履行がもたらす結果の の条件の下にある締約 国 締約国が、 の間又は締約国と非締約国との間 又は執行することを妨げるものと解してはならない。 この附属書の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要 一の恣意的若しくは不当な差別の手段とな ビスの貿易に対する偽装した制限とな ただし、 当該 処理 措置

第九条 情報の移転及び処理

1 締約国 は、 各締約 国が情報 報 の移転及び処理に関する自国の規制上の要件を課することができることを認

識する。(注)

注 締約国は、 異なる規制上の取組方法を採用することができる。この1の規定は、この条の規定に基づく締約国の権利及び義務

に影響を及ぼすものではない。

- 2 締約国は、次の行為を妨げる措置をとってはならない。
- (a) 情報 の移転 (電磁的手段その他の手段によるデータの移転を含む。)であって、 自国の領域内の金融

サービス提供者の通常の業務の遂行に必要なもの

- (b) 情報 の処理であって、 自国 の領域内の金融サー ビス提供者の通常の業務の遂行に必要なもの
- 3 2 のいかなる規定も、 締約 国 の規制当局が、 規制 のため又は信用 秩序の維持のため、 自国 \mathcal{O} 領 域 角 の金

融 サー ビス提供者に対し、デー タの管理及び保管並びにシステムの 維持に関する自国の 法令に従うこと並

びに自国 \mathcal{O} 領域において記録 の複製を保持することを要求することを妨げるものではない。 ただし、 当該

要求 がこの協定に基づく当該締約国 の約束又は義務を回避するための手段として用いられないことを条件

とする。

- 4 2 のい かなる規定も、 個人の情報、 プライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密 自国 一の法令に基づ
- くものを含む。)を保護する締約国の権利を制限するものではない。 ただし、 当該権利がこの協定に基づ

く当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いられないことを条件とする。

5 2 \mathcal{O} 7 かなる規定も、 締約国に対し、 国境を越えるサービスの提供又はサービスの海外消費であって、

当該締約 びに金融デー として又は 国 仲介により若しくは仲介者として、 が約束を行っていない タの 処理を許可することを含む。)を要求するものと解してはならない。 ものを許可すること 第一条 (定義) (b) ※に規定する金融 (非居住者である金融サー ビス提供者に対し、 情報 \mathcal{O} 提供及び 移転 本人 並

第十条 自主規制団体

の構 匹 条 締 約 成員となり、 內 国 国民待遇) は、 他 \mathcal{O} 締 0 れ 約 規 に 玉 参 定に基づく当該 \mathcal{O} 加 金 Ļ 融 機 関に対し、 又はこれを利用することを要求する場合には、 締 約 自 玉 \mathcal{O} 国 義務を遵守することを確保する。 \mathcal{O} 領 域に お į١ て金融サー ビスを提供 当 該 自 するため 主規 制 自 寸 主規 体 が 第 制 団体 八

第十一条 支払及び清算の制度

的 ン ス 機 各 \mathcal{O} 関 締 制 が 約 国 度 運 0 は 用する支払及び 利 用 内 を認 玉 民 める。 待遇を確 清算 この \mathcal{O} 保 制 条の規定は、 Ĺ つつつ、 度並 び に 自 通常 玉 当該各締 \mathcal{O} 領域に \mathcal{O} 業務にお 約 お 国 **\ \mathcal{O} V) て設立され て利 最終的な決済手段の貸手 用 可 た他 能な公的 1の締約1 な資 国 金供与及びリファイナ \mathcal{O} 金融 \mathcal{O} 利用 機 を認めること 関 に対し、公

注 締 約 国 は、 自 玉 0 同 様 0) 金 融機関に対してこの条の規定に基づく利用又は待遇を認めていない場合には、 自 国 の領域において設 を意図するも

のでは、

な

1

注

立された他の締約国の金融機関に対して当該利用を認める必要はない。

第十二条 協議

- 1 締約国は、 この協定の下で生ずる金融サービスに影響を及ぼす問題について、 他の締約国との協議を要
- 請することができる。当該他の締約国は、その要請を考慮する。
- 2 この条の規定に基づく協議には、 次条 (連絡部局) に規定する連絡部局の関連する代表者が参加する。

第十三条 連絡部局

- 1 ک \mathcal{O} 附 属 書 $\bar{\phi}$ 規定 の適用・ 上、 金融サー ビスの連絡 部局は、 次のものとする。
- (a) ラリア健全規制庁、 才] ス トラリアに オー うい ては、 ストラリア準備銀行及びオーストラリア証券投資委員会を含む。 財務省及び外交貿易省並 びに必要に応じ、 関係する規制当局 0) (オースト 職員
- (b) ブルネイ・ダルサラー L 国については、 財務経済省及びブルネイ・ダルサラー ム 国 通貨 金融庁
- (c) カンボジアについては、 経済財務省、 カンボジア証券取引委員会、 カンボジア国立 銀行及び商業省
- (d) 中国に ついては、 中国人民銀行、 中国銀行保険監督管理委員会及び中国証 券監督管理委員会
- (e) インドネシアについては、 商業省、 財務省、 インドネシア金融庁及びインドネシア銀行

- (f) 日本については、外務省及び金融庁又はこれらの後継機関
- (g) 韓国については、金融委員会及び産業通商資源部
- (h) ラオスについては、 ラオス銀行、 財務省及びラオス証券委員会事務局
- (i) 7 レー シアについては、 マレーシア中央銀行及びマ レーシア証券委員
- (j) ミヤ ンマーについては、 計画 .財務工業省、ミャンマー 中央銀行、 ミャンマー 証券取引委員会及び商業

省

- (k) ニュ ージーランドについては、 外務貿易省 (金融サー Ė ス 0 規 制 .機関と協力する。)
- (1)フ イリピンについては、 財務省、 フィリピン中央銀行、 証券取引委員会及び保険委員会
- ・ シンガポールについては、シンガポール通貨監督庁
- (n) タ イについては、 財務省、 タイ銀行、 証 | 券取 引委員会及び保険委員会事務局
- (o) ベトナムについては、

 商工省、ベトナム国家銀行及び財務省
- 締 約国 は、 自国 0 連 海部! 局 の変更について、 他の締約国に対して速やかに通報する。

第十四条 紛争解決

2

置されるパネルは、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとす 信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第十九章(紛争解決)の規定に従って設

第一条 定義

この附属書の規定の適用上、

(a) 「原価に照らして定められる」とは、 原価に基づくことをいい、 合理的な利潤を含むことができ、 ま

た、 異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。

(b) 「最終利用者」とは、 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サー ビスの加入者又は最終的な消

費者(公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サー ビスの提供者以外のサービス提供者を含む。)

をいう。

(c) 「不可欠な設備」とは、 次のíj及びíjの要件を満たす公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信

サービスに係る設備をいう。

- (i) 単一又は限られた数の提供者によって専ら又は主として提供されていること。
- (ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

- (d) サー であって、一の提供者の利用者が、 「相互接続」とは、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスを提供する提供者との接続 ビスにアクセスすることを可能とするものをいう。 他の提供者の利用者と通信し、 及び他の提供者によって提供される
- (e) 供されるものをいう。 あ ネットワー タ又はメッセージ送信のサー って、 「国際移動端末ローミング・サービス」とは、 公衆電気通信ネ クが存在する領域の外に所在する間、 ットワー ビスのための装置を利用することを可能とする商業用移動端末サービ ク又は公衆電気通信サー その本来利用している携帯電話機その他の音声、 最終利用者が、 ビスの提供者の間の商業上の契約に従って提 その本来利用している公衆電気通信 こスで デー
- (f) するために割り当てられたものをいう。 「専用回線」とは、 二以上の指定される地点の間の電気通信設備であって、 特定の利用者の利用に供
- (g) る者に対して要求することのある承認 「免許」とは、 締約国が、 自国の法令に従い、 (特許、 許可及び登録を含む。)をいう。 電気通信ネットワーク又は電気通信サービスを提供す (注)

注

タイについては、特許は、二千二十二年まで「免許」の定義から除外される。

- (h) 力を有する公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者をいう。 気通信サービスの関連する市場への参加の条件 「主要なサービス提供者」とは、 次のいずれかの結果として、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電 (価格及び供給に関するもの) に著しく影響を及ぼす能
- (i) 不可欠な設備の管理
- (i) 当該市場における自己の地位の利用
- (i) サ -ビスの: 差別的 他 でない」 の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。 とは、 同 様 \mathcal{O} 状況において、 同 種 の公衆電気通信ネットワ] ク又は公衆電気通信
- (j) 者を同 「番号ポ の区分に属する他の提供者に切り替える際に同 タビリティ」 とは、 公衆電気通信サー ・ビス の最終利用者が、 の電話番号を保持することができることをい 公衆電気通信サー ・ビス 0 提供

う。

(k) おいて、 物 理的コロケーション」 公衆電気通信サービスを提供するために機器を設置し、 とは、 主要なサービス提供者が所有し、 維持し、 又は管理し、 又は修理することを目的とす 及び利用する施設に

る空間へのアクセスをいう。

- (1) スを提供するために利用される公衆電気通信 「公衆電気通信ネットワーク」とは、ネットワークの定められた終端地点の間で公衆電気通信サービ の基盤をいう。
- (m) 態又は内容が当該地点の間で変更されないもの) あって、二以上の定められた地点の間で行われる顧客が提供する情報の実時間での伝送 る電気通信サービスをいう。 「公衆電気通信サービス」とは、 公衆電気通信サービスには、 締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求して を典型的に伴うものを含む。 電信、 電話、 テレックス及びデータ伝送で (当該情報の形
- (n) 電気通信」 とは、 電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。
- (0)の機関をいう。 電 気通信規制 機関」 とは、 締約国 の法令の下で電気通信の規制 について責任を有する一又は二以上
- (p) 「利用者」 とは、 最終利用者又は公衆電気通信ネットワーク若しくは公衆電気通信サービ スの提供者

第二条 適用範囲

をいう。

1

この附属書の規定は、 公衆電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用す

る。当該措置には、次の措置を含む。

- (a) 公衆電気通信ネットワー ク又は公衆電気通信サービスへのアクセス及びこれらの利用に関する措置
- (b) 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者についての義務に関する措置
- 2 衆電 この附属 気通信サー 書 の規定は、 ビスへのアクセス並びにこれらの利用を確保するための措置を除くほか、 有線放送又は無線放送のサービス提供者による公衆電気通信ネットワーク及び公 ラジオ番組又は
- テレビジョン番 組 の有線放送又は無線放送に影響を及ぼす措置については、 適用し ない。

3

の附

属

書

 \mathcal{O}

7

か

なる規定も、

次のことを要求するものと解してはならない。

(a) 玉 の約 締約 国 東以外の電気通信ネットワー が、 他 \mathcal{O} 締 約国 \mathcal{O} サー ビス提供者に対し、 ク又は電気通信サー 第八章 ビスを設置し、 (サー ビスの貿易) 建設し、 の規定に基づく当該締約 取得し、 賃貸し、 運用

又は提供することを許可すること。

(b) 運用し、若しくは提供することを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。 締約国が、 取得し、 賃貸し、運用し、 公衆一般に提供されない電気通信ネットワーク若しくは電気通信サービスを設置し、 若しくは提供すること又はこれらを設置し、 建設し、 取得し、賃貸し、 建設

第三条 規制への取組方法

1 びに各締約国がこの附属書の規定に基づく自国 ことを認識する。このため、 で競争的な市場が価値を有すること並びに効果的な競争がある場合には規制が必要とされないことがある 締約国は、 電気通信サー ビスの提供において幅広い選択肢を提示し、及び消費者の福祉を向上させる上 締約国は、 規制の必要性及び規制への取組方法が市場によって異なること並 の義務を実施する方法を決定することができることを認識

2 1 の規定に関 Ĺ 締約国は、 各締約国が次のことを行うことができることを認識する。

する。

- (a) 題を解決するため、 市場において生じ得ると締約国が予期する問題の発生に先立ち、 直接的な規制を行うこと。 又は市場において既に生じている問
- (b) サー の部門 特に、 -ビス) (例えば、ネットワークの設備を所有していない電気通信サービスの提供者によって提供される 競争的な市場の部門、 について、 市場の力の役割に委ねること。 競争的である可能性がある市場の部門又は参入のための障壁が低い · 市場

規制を行うことをこの条の規定に基づいて差し控える締約国は、 引き続き、この附属書の規定に基づく

3

義務に服する。

第四条 アクセス及び利用(注)

注 この条の規定は、 締約国がサービス提供者に対して自国の領域において公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスを

提供するための免許を取得することを要求することを妨げるものではない。

1

各締約国は、

特に2から6までの規定を通じて、

他の締約国

「のサービス提供者が合理的な、

差別的でな

V. 及び透明性がある条件で適時に、 当該各締約国 0 領域において又は当該各締約国の国境を越えて提供

される公衆電気通信ネットワー ク及び公衆電気通信サー ・ビス (専用回線を含む。)へ のアクセス並びにこ

れらの利用を認められることを確保する。

2 各締約国 は、 5及び6の規定に従い、 他の締約国 のサー ビス提供者が次のことについて許可されること

を確保する。

(a) 公衆電気通信ネットワークに接続される端末その他の機器であってサービスの提供に必要なものを購

入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b) 専用回線又は自営回線を、 公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスと接続すること又は

他 のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続すること。

注 する。 接相互に接続することができる。 目的として構築することを許可されたネットワークについては、電気通信規制機関の書面による承認を受けた場合にのみ、 ベトナムに関し、 同国は、 この書面による承認を受けるとの要件について、 限られた数の利用者集団の構成員の間で商業的な原則に基づかず音声及びデータの電気通信を行うことを 同国は、 申請者が要請した場合には、 この協定が効力を生ずる日から二年以内に見直しを行う。 当該申請者が承認の拒否の理由を受領することを確保 直

- (c) 自己の選択する運用のプロトコルを利用すること。
- 3 公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスを利用することができることを確保する。 てデータベースに含まれ、 える情報の 各締 約国 移 は、 動 他の締約国 (当該サー 一のサ 又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報 ビス提供者の企業内通信を含む。 ĺ ビス提供者が当該各締約国 \mathcal{O} のため及びい 領域における又は当該各締約国の国境を越 ずれか の締約国 0) アクセス \mathcal{O} 領域におい 0 ために
- 4 る。 若しくは公衆電気通信サービスの最終利用者の個人情報を保護するために必要な措置をとることができ 3 ただし、 の規定にかかわらず、 当該措置を恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する 締約国は、 通信の安全及び秘密を確保するため又は公衆電気通信ネットワーク

偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

- 5 のアクセス並びにこれらの利用に条件が課されないことを確保する。 各締約国 は、 次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスへ
- (a) 供者の能 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サー 公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスの提供者の公衆サービスに関する責任、 力を確保するために必要な場合 ビスを公衆一般にとって利用可能なものとする当該提 特に、
- 6 (b) び にこれらの利用 5 に定める基準を満たす場合に、 公衆電 気通信ネットワー の条件には、 ク又は公衆電気通信サー 次の事項を含むことができる。 公衆電気通信ネット ビスの技術的 ワー ク及び公衆電気通信サー な統 性を保護するために必要な場合 -ビスへ \mathcal{O} アクセ ス 並
- (a) (インタフ 公衆電気通信ネットワー エ ス のプロ } コルを含む。 ク及び公衆電気通信サー を利用するとの要件 ビスと接続するために特定の技術的 インタフ 工 ース
- (b) びに第十七条 必要な場合には、 (国際機関との関係) 公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスの相互運用性のための要件並 に定める目標の達成を促進するとの要件

- (c) 公衆電気通信ネットワークに接続される端末その他の機器の型式認定及び公衆電気通信ネットワーク
- への当該機器の接続に関連する技術上の要件
- (d) 専用回線又は自営回線を、 公衆電気通信ネットワーク若しくは公衆電気通信サー ビスと接続すること

ビス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続することの制限

(e) 届出及び免許の要件

又は他のサー

第五条 番号ポータビリティ(注)

注 この条の規定は、 カンボジア、インドネシア、ラオス及びミャンマーについては、 適用しない。

各 締 約国 は、 自国 \mathcal{O} 領域内の公衆電気通信サー ビスの提供者が、 技術的及び経済的 に実行可能な限りにお

合理的, な、 及び 差別的でない条件で適時に、 移動端末サー ・ビスについて番号ポ タビリティを提供す

ることを確保する。

第六条 競争条件の確保のためのセーフガード

1 \\ \ 各締約国 又は継続することを防止するために適切な措置を採用し、 は、 提供者 (単独又は共同で主要なサー ビス提供者であるものに限る。)が反競争的行為を行 又は維持する。

- (a) 反競争的な内部相互補助を行うこと。
- (b) 反競争的な結果を伴って競争者から得た情報を利用すること。
- (c) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって、 公衆電気通信ネットワーク又

て適時に利用可能なものとしないこと。

は公衆電気通信サー

ビスの

他

の提供者が

サー

ビスを提供するために必要なものを当該他の提供者にとっ

第七条 主要なサービス提供者による待遇

各 締 約国 は、 自国 \mathcal{O} 領 域内 の主要なサ ĺ ビス提供者が、 他 ||の締約| 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 公衆電気通信ネット . ウ] ク又は公衆

電気通信サー ビスの提供者に対 Ĺ 次の 事 項につい て、 同 . 様 の 状況において当該主要なサ ĺ Ė ス 提供 公者の子

会社若しくは提携する会社又は提携してい ないサー ビス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える

ことを確保する。

- (a) 同 種 の公衆電気通信サー ビスの利用可能性、 提供、 料金又は品質
- (b) 相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

第八条 再販売

が な又は差別的な条件又は制 らないと決定した場合には、 て決定することができる。 各締 いずれの公衆電気通 約国は、 競 争 O信サー 促進又は最終利用者の長期的な利益の享受の必要性に基づき、 締約国は、 限を課さないことを確保する。 自国 ビスを再販売のために提供しなければならない \mathcal{O} 領域内の主要なサー 主要なサービス提供者がサービスを再販売のために提供 ビス提供者が当該サー かについて、 -ビスの| 主要なサービス提供者 再販売に対して不合理 自国 ľ \mathcal{O} しなけれ 法令に がばな 従 0

第九条 相互接続(注)

注 この 附属書におい て、 「相互接続」 には、 細分化されたネットワーク構成要素 へのアクセスを含まない。

公衆電 気通信ネット . ウ] ク又は 公衆電気通信サー ビ ス 0 提供者に関する義務

1 約 玉 各締 の公衆電気通信 約国 は、 自国 ニネット \mathcal{O} 領域内 $\dot{\mathcal{D}}$ の公衆電気通信ネット ク又は 公衆電気通信 ザー ウー ピ ク又は公衆電気通信サー スの提供者に対 Ĺ 相互接続を提供することを ビスの提供者が、 他 の締

2 各締 約国 は、 自国 の領域内の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が、 利用者

確保する。

衆電気通信サービスを提供する目的以外の目的のために利用し、 の又は利用者に関連する商業上機微な又は秘密の情報であって相互接続の設定の結果取得したものを、 又は提供しないことを確保する。 公

主要なサービス提供者に関する義務

- 3 衆電 の要件を満たすものとする。 に実行可能ない 各締約国は、 気通信サー 自国 かなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。 ビスの提供者 の領域内の主要なサービス提供者が、 の設備及び機器に対し、 当該主要なサービス提供者のネットワー 他の締約国の公衆電気通信ネットワーク及び公 当該相互接続は、 ゥ \hat{O} 次の全て 技術的
- (a) 注 差別的でない条件 相 互接続の料金については、 (技術上の基準及び仕様を含む。) 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者の間で商業的に交渉することが 及び料金に基づいて提供されること。 (注

(b) 提携する会社の同種のサービスに対して当該主要なサービス提供者が提供する品質よりも不利でない品 提供者の同種のサービス又は当該主要なサービス提供者の子会社若しくは当該主要なサービス提供者が 当該主要なサービス提供者の同種のサービス、 当該主要なサービス提供者が提携していないサービス

質によって提供されること。

- (c) 分に細分化された、 様を含む。)及び料金 \mathcal{O} |提供のために必要としないネットワークの構成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十 他の締: 約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が公衆電気通信サービス 透明性がある及び経済的実行可能性に照らして合理的な条件 (原価に照らして定められるもの) で適時に提供されること。 (技術上の基準及び仕
- (d) ワー て、 要請があった場合には、 クの終端地点以外の接続点においても提供されること。 公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信 必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件と サー ピ ス の提供者の多数に提供されているネット
- 4 者 対 Ų 各締 の設備及び機器と相互接続する機会を提供することを確保する。 少なくとも次のいずれ 約国 は、 自 国 \mathcal{O} 領域内 かの選択肢を通じて、 の主要なサービス提供者が、 当該提供者の設備及び機器を当該主要なサー 他の締: 約国 の公衆電気通信サー Ė スの提供者に ビス提供
- (a) ス提供者が公衆電気通信サービスの提供者に一般的に提供する料金及び条件を含むもの) 当該各締約国 の電気通信規制機関が承認する接続約款その他の相互接続に関する約款 (主要なサービ

- (b) 相互接続に関する契約であって効力を有するものに定める条件
- (c) 相互接続に関する新たな契約(商業的な交渉によるもの)
- 5 各締約国 は、 主要なサー ビス提供者との相互接続に適用される手続が公に利用可能なものとされること

を確保する。

6 各締 約国 は、 自 国 \mathcal{O} 領域内 の主要なサー ビス提供者が 相互接続に関する契約又は接続約款その 他の 相互

接 続 に関する約 款 0 1 ずれかを公に利用可能なものとすることを確保する。

第十条 専用回線によるサービスの提供及び価格の決定

各 締 約国 は、 自 国 \mathcal{O} 領 域内 \mathcal{O} 主要なサ ĺ Ľ ス提供者 が、 他 \mathcal{O} 締 約 国 \mathcal{O} 公衆電気通信ネット . ウ] ク又は公衆

電気通 信サー ピ ス 0 提供者に対 Ľ 合理的。 な、 差別的でない、 及び 透明: 性が ある条件及び 料金で適時 に、 専

用回線によるサー Ľ スで あって公衆電気通信サー ビスであるものを提供することを確保する。

第十一条 コロケーション

1 各締約国 は、 自国 \mathcal{O} 領域内 の不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が、 他の締 約国 |の公衆電気

通信ネットワー ク又は公衆電気通信サー ビスの提供者に対し、 合理的な、 差別的でない、 及び透明性があ

る条件 続に必要な当該提供者の機器 (適当な場合には、 技術的実行可能性及び空間の利用可能性を含む。)及び料金で適時に、 の物理的 コロケーションを認めることを確保する。 相互接

2 に、 0) 領域内の主要なサービス提供者が、 各締約国 代替的、 は、 な解決策を提供することを確保するよう努める。 物理的コロケーションが技術的な理由又は空間の制約により実際的でない場合には、 合理的な、 差別的でない、 及び透明性がある条件及び料金で適時 自国

3 で、 定 に お 締 の適用を受けるか 自国 約国 \ \ て当該施設が代替されることが経済的 は、 「の法令に従って決定することができる。 自国 0 を、 領域内の主要なサー コ 口 ケー シ 彐 ンが ビス提供者が所有し、 水めら 又は技術的 れる市場における競争の状況、 に実行可能であるかどうか等の要素を考慮した上 又は管理するいずれ 競合するサ の施設が 7 1 及び ビ ス 0) 2 1の規 提供

第十二条 独立の電気通信規制機関

- 1 各締約国は、 いずれ の公衆電気通信サービスの提供者に対しても利害を有しないことを確保する。 自国 の電気通信規制 機関が いずれの公衆電気通信サービスの提供者からも分離され、 か
- 2 各締約国 は、 自国 の電気通信規制機関が行う規制についての決定及び当該電気通信規制機関が用いる手

続が市場の全ての参加者について公平であることを確保する。

第十三条 ユニバーサル・サービス

有する。 各締約国は、 当該義務は、 自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を それ自体では、反競争的であるとはみなされない。ただし、当該義務が、 透明性があ

サー ビスを確保するために必要な範囲を超えて負担とならないことを条件とする。 る、

差別的でない、及び競争中立的な態様で運用され、かつ、

当該各締約国が定める内容のユニバーサル

第十四条 免許

1 合には、 締 約国 は、 次の事項が公に利用可能であることを確保する。 公衆電. 気通信ネットワーク又は公衆電気通信サー ビスの提供のために免許が必要とされる場

(a) 自国が適用する全ての免許基準及び免許手続(注)

注 この(3)の規定には、免許の申請又は取得のための手数料を含む、

- (b) 免許申請に関する決定を行うために通常必要とされる期間
- (c) 免許の一般的な条件

- 2 締約国は、 決定を行った後不当に遅滞することなく、 申請者に対して申請の結果を通知する。
- 3 締約国は、 要請があった場合には、 申請者又は免許保有者が次の事項に関する理由を提供されることを

確保する。

- (a) 免許の付与の拒否
- (b) 免許への提供者別の条件の賦課
- (c) 免許の更新の拒否
- (d) 免許の取消し

第十五条 希少な資源の分配及び利用

1 客観的な、 各締約国は、 透明性がある、 電気通信に関連する希少な資源 及び差別的でない態様で適時に運用する。 (周波数及び番号を含む。) の分配及び利用に係る手続を

スペクトル

2 めに分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。 各締約国は、 分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のた 4

とができる。

5 各締約国は、 自国 の領域において設立された他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信

サ ĺ ビスの提供者が、 差別的 でない態様で電話番号の利用を認められることを確保する。

第十六条 透明性

関

が、

自

国

 \mathcal{O}

領域に

お

į١

て活動する他

の締約国

の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サー

ビスの

1 各締 約国 は、 自国 の電気通 信規制機関が法令案に対する意見を募集する場合には、 当該電気通信規制機

関連する提供者に対 Ļ 意見を提出する機会を提供することを確保するよう努める。

2 各 締 約国 は、 公衆電気通信ネットワ ・ク又は 公衆電気通信サー ピ ス ^ (T) アクセス及びこれ らの 利用に影

響を及ぼす条件に関する情報 が公に利 用 可能であることを確保する。 当該: 常情報に は、 次の 事 項を含む。

- (a) 料金その他のサービスの条件
- (b) 公衆電. 気通信ネット ウー ク及び公衆電気通信サー ビスとの技術的 インタフェ] ・スの仕ば 様
- (c) 当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成及び採用について責任を有する機関に関する情

報

(d) 端末その他の機器を接続するための条件

(e) 該当する場合には、届出又は免許の要件

第十七条 国際機関との関係

締約国は、 電気通信ネットワー ク及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための) 国際的

な標準が重要であることを認識 Ļ 並 びに関係国際 機 関 国 際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。

の作業を通じて当該標準を推進することを約束する。

第十八条 国際的な海底ケーブルシステム

締 約国 は、 自 国 0 領 域内 0 公衆電気通信ネット ウー ク又は公衆電気通信サー ビ スの提供者が 国際的な海底

ケー ブルシステムを公衆電気通信ネット ウー ク又は公衆電気通 信サー ビスとして運用することを認め て 1 る

場合には、 当該提供者が、 他 の締約国 .の公衆電気通信ネットワー ク又は公衆電気通信サ ĺ Ė ス 0) 提供者に対

当該国際的な海底ケー ブルシステムへのアクセスについて、 合理的な、 か つ、 差別的でない待遇を与え

ることを確保する。 (注1、注2、注3)

注 1 締約国は、 国際的な海底ケーブルシステムへのアクセスが提供される地点を決定することができる。

注 2 この 条の規定は、 締約国が、 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、 関連する措置 (免許の要

件を含む。)を遵守することを要求することを妨げるものではない。ただし、当該措置がこの条の規定に基づく当該締約国の義

務を回避するための手段として用いられないことを条件とする。

注3 ベトナムに関し、

- (i) この条の規定は、 同国の領域内の国際的な海底ケーブルの陸揚局についてのみ適用する。
- (ii) この条の規定は、 国際的な海底ケーブルシステム (同国の領域内の陸揚局を含む。)を所有し、 管理し、 又は運営する主要

なサービス提供者についてのみ適用する。

ョンについては、

物理的コロケーションを除外する。

- (iii) 同国 0 領 域内の主要なサービス提供者が所有し、 管理し、 又は運営する国際的な海底ケーブルの陸揚局に対するコロケー
- (iv) この条の規定は、 同国が、 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、 関連する措置 (免許の要

件を含む。)を遵守することを要求することを妨げるものではない。 ただし、 当該措置が国際的な海底ケーブルシステムへの

アクセスを妨げるための手段として用いられないことを条件とする。

第十九条 ネットワーク構成要素の細分化

各締約国は、 自国の領域内の主要なサービス提供者が、 細分化された形で、並びに合理的な、 差別的でな

とすることが義務付けられるネットワー を提供することを確保するよう努める。 及び透明性がある条件で、 公衆電気通信サービスを提供するためのネットワーク構成要素へのアクセス 締約国は、 ク構成要素及び当該ネットワー 自国 の法令に従い、 自国 ク構成要素を利用することができる \mathcal{O} 領域において利用可能なもの

注 締約国は、 第三条 (規制への取組方法) の規定に従い、 この条の規定に基づく自国の義務を実施する方法を決定することができ

る。

提供者を決定することができる。

(注

第二十条 柱、管路及びとう道へのアクセス

1 料 ピ する構造物 金で適時に、 スの 各 締約国 提供者に対し、 は、 へのアクセスを提供することを確保するよう努める。 当該主要なサー 自国 \mathcal{O} 領域内 技術的 \mathcal{O} な実行可能性に従 主要なサー ビス提供者が所有し、 ピ ス提供者が、 い、 合理的, 又は管理する柱、 な、 自国 差別的でない、 \mathcal{O} 領域内 管路、 \mathcal{O} 他 ||の締約| 及び とう道その他 透明: 国 \bigcirc 性が 公衆電気通信 ある条件及び の自国が決定 ザー

2 要求する柱、 締 約国は、 管 路、 1の規定に従って自国 とう道その他の構造物を自国の法令に従って決定することができる。当該締約国は、 の領域内の主要なサービス提供者に対してアクセスを提供することを

供において当該構造物が経済的又は技術的に実行可能な態様で代替されることができるかどうか等の要素 その決定を行う場合には、 当該アクセスが提供されないことによる競争への影響、 競合するサービスの提

第二十一条 技術の選択における柔軟性

その他の特定の公共の利益の要素を考慮する。

1 るために利用する技術を選択する柔軟性を有することを妨げてはならない。 締約国は、 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が、 自己のサービスを提供す

2 己のサ をもたらすような態様で作成されず、 1 当該措置が、 0) ĺ 規定にかかわらず、 ビスを提供するために利用することができる技術を限定する措置を適用することができる。 公共政策の正当な目的を達成するための 締約国 は、 採用されず、 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サー 及び適用されないことを条件とする。 ものであり、 か つ、 貿易に対する不必要な障害 Ė ス の提供者が自 ただ

第二十二条 国際移動端末ローミング

1 ミング・サービスの料金が、 締約国は、 締約国 間 の貿易の拡大の促進を助長し、及び消費者の福祉を向上させ得る国際移動 透明性があり、 かつ、合理的なものとなることを促進することについて、 端端 末ロ 協

力するよう努める。

- 2 締約国は、 国際移動端末ローミング・サービスについて、透明性を高め、 及び競争を強化するため、例
- えば、次の措置をとることができる。

(b)

の締:

約

国の領域から他

(a) 消費者が小売料金に関する情報に容易にアクセスすることができることを確保する措置

通 信 サー ピ スにアクセスすることを可能にするローミングに対する障害を最小限にする措置

の締約国の領域を訪問している消費者が自己の選択する装置を使用して電気

3 的 な取 締 約国 決めを通じた競争を含む。 は、 の締約国 が、 権限を有する場合には、 を促進するか、 又は 国際移動端末口 国際口 ーミング・サービスの卸売若しくは小 ーミングの料金に関して競争 (商業 売の

料 金が合理的なものであることを確保するために当該料金に影響を及ぼす措置を採用し、 若しくは維 持す

当該措置の実施を円滑にする仕組みについて協力し、及びこれを実施すること るかを選択することができることを認識する。 当該一の締約国は、 適当と認める場合には、 (当該他の締約国と取決め 他の 締 約 国と

を行うことによって協力し、及び実施することを含む。)ができる。

4 の締約国は、 国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の料金又は条件を規制することを選

ため 締約国の公衆電気通信サー ミング・サー 択する場合において、 は条件を利用するための条件に合意するために商業的な交渉を十分に活用することを要求することができ きることを確保する。 の国際移 動端末ロー ビスの卸売又は 他の締約国が当該一の締約国との間で両締約国の提供者のための国際移動端末ロ 注 ミング・サービスの卸売又は小売の規制された料金又は条件を利用することがで ビスの提供者が自己の顧客による当該 当該 小売の料金又は条件を相互に規制する取決めを行っているときは の締約国は、 当該他 の締 約国の提供者に対し、 一の締約国の領域におけるロ 当該規制された料金又 ーミングの 当該 他 \mathcal{O}

注 (a) 金又は条件を利用する機会を自国の提供者のために求め、 定に従って負う義務のみを根拠として、 ず れの 締約国も、 当該 の締約国が自国に対して国際貿易協定の最恵国待遇の規定又は電気通信に特有の無差別待遇の規 この条に規定する国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の規制された料 又は得てはならない。

る。

(b) 相違がある場合には、 る場合に限り、 当該 0) 締約国によって規制された料金又は条件は、 当該他の締 これらの料金又は条件が合理的に同等であるかどうかを決定する。この注の規定の適用上、 約国の提供者にとって利用可能であるものとする。 取決めに基づいて相互に規制された料金又は条件と合理的に同等であ 当該一の締約国の電気通信規制機関は、 「合理的に 意見の

同等な料金又は条件」とは、 関連する提供者が合理的に同等であると合意する料金若しくは条件又はその合意がない場合には

当該 一の締約国の電気通信規制機関が合理的に同等であると決定する料金若しくは条件をいう。

5 4の規定に従って国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の規制された料金又は条件の利用

を確保する締約国は、 国際移動端末ローミング・サービスに関し、 第八・六条 (最恵国待遇) 第四 条

(アクセス及び利用) 及び第七条 (主要なサービス提供者による待遇) の規定に基づく当該締約国の義務

を遵守しているものとみなす。

6

の条の

**\

かなる規定も、

国際移動端末口

締約国に対し、

ーミング・サー

ビスの料金又は条件を規制す

ることを要求するものではな

第二十三条 電気通信に関する紛争の解決

1 各締約国は、 他 の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者がこの附属書

の下で生ずる紛争を当該各締約国の法令に従って解決するため、 当該各締約国 |の電気通信規制機関 父は電

気通信紛争解決機関を適時に利用することができることを確保する。

2 各締約国は、 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者であって、 自国の関連する

電気通信規制機関の最終的な決定に不服を有するものが、自国の法令によって当該決定についての審査を

受けることができることを確保する。

3 いずれの締約国も、 審査の申請を行ったことが自国の電気通信規制機関の決定を遵守しないことの理由

を構成することを認めてはならない。ただし、自国の関連する機関が別段の決定を行う場合は、この限り

でない。

附属書八C 自由職業サービス

- 1 を設けることに相互に関心を有する自由職業サー 各締約国は、 職業上の資格、 免許又は登録の承認に関する問題について、二以上の締約国が対話の機会 ビスを特定するよう努めるため、 自国 $\overline{\mathcal{O}}$ 領域内の 関係団
- 体 (以下この附属書において「自国の関係団体」という。)と協議する。
- 2 各締約国は、 職業上の資格を承認し、 及び免許又は登録の手続を円滑にするため、 自国 一の関係団体に対

他

の 一

又は二以上の締約

国の関係団体との対話の機会を設けるよう奨励する。

3 格、 各 締約国 免許又は登録に関する相互承認のため は、 自国 の関係団体に対し、 相互に関心を有する自由職業サー のあらゆる形態の取決めについて、 -ビス 他の一 の分野における職業上 又は二以上の締約国 一の資

の関係団体と交渉するよう奨励する。

- 4 り、 各締約国は、 自由職業サービスに関する合意を考慮するよう奨励する。 自国 の関係団体に対し、 職業上の資格、 免許及び登録の承認に関する合意の作成に当た
- 5 締約国は、 実行可能な場合には、 追加的な筆記試験を必要とすることなく、外国のサービス提供者の本

国における免許又は認められた職業団体の構成員としての地位に基づいて、次のことを検討することがで

きる。

(a) 時的な又は事業別の免許又は登録の制度を実施するための手段をとること。

(b) 適当な場合には、 (a)に規定する免許を付与し、 又は登録を許可すること。

この一時的又は限定的な免許の制度については、

件を満たす場合には、 当該サービス提供者が当該締約国 の免許を取得することを妨げるために運用すべき

外国

のサービス提供者が当該締約国

一の関係する免許要

ではない。

6 各締約国 は、 1から3までに規定する活動を円滑にするため、 自国 一の関係団体に対し、 相互に受け入れ

た範囲にお いて相互に受け入れることができる職業上の基準を作成するために作業するよう奨励する。 当

該基準には、 次の事項を含むことができる。

(a) 教育

(b) 試験

(c) 経験

- (d) 行動及び倫理
- (e) 自由職業家の能力開発及び資格証明の更新
- (f) 業務の範囲
- g 現地に関する知識
- (h) 消費者の保護
- 7 ス提供者の免許及び資格証 他 0 締 約 国 |の要請 があった場合において、 明 \mathcal{O} ため の基準に関する情報を提供し、 実行可能なときは、 要請を受けた締約国は、 又はこれらの基準について協議するた 自 由 職業サービ
- めの適当な規制機関その他の団体に関する情報を提供する。
- 8 場合には国際的 各締約国 は、 自 な枠組みを参照するよう奨励する。 国 の関係団体に対し、 関連する職業について共通の基準を作成するに当たり、 該当する
- 9 締約国は、 サ ービス及び投資に関する委員会を通じてこの附属書の規定の実施を定期的に検討すること

ができる。

第九章 自然人の一時的な移動

第九・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「出入国管理に関する文書」とは、 一時的な入国を許可する査証、 許可書、 通行証その他の文書又は

電子的な許可証をいう。

(b) 締 約国 の自然人」とは、 第八・一条 (定義) (i)に定義する締約国の自 然人をいう。

(c) 時的な入国」 とは、この章 の規定の対象となる締約国の自然人による入国であって、 永続的に居

住することを意図しないものをいう。

第九・二条 適用範囲

1 この章の規定は、 附属書Ⅳ (自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表) の各締約国 \bigcirc 表に定

めるところに従い、 当該各締約国による措置であって、 物品の貿易、 サービ スの提供又は投資の遂行に従

事する他の締約国 の自然人の当該各締約国の領域への一時的な入国に影響を及ぼすものについて適用す

る。 当該他(の締約国の自然人には、次の一又は二以上のものを含める。

- (a) 商用訪問者
- (b) 企業内転勤者
- (c) 附 属 書 ĪV (自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表) の各締約国の表に掲げるその他の区

分

- 2 の 章 Ò 規定は、 締約] 国 \mathcal{O} 雇用市場へのアクセスを求める自然人に影響を及ぼす措置及び 国籍、 市民権
- 又は 永続的 な居住若しくは雇 用に関する措置に っつい ては、 適用しない。
- 3 \ \ \ る他 える自然人の ک [の締約] の協定 ただし、 玉 0 この章 、秩序ある |の自然・ 1 かなる規定 人の の規定に基づいて他の締約国に与えられる利益を無効にし、 る移動を確保するために必要な措置を含む。) 時 ŧ 的な滞在を規制するため 締約 国]が自! 国 \mathcal{O} 領域 \sim O0 措置 他 \mathcal{O} 締約 自国 国 $\overline{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} を適用することを妨げ 国境を保全し、 自然人の 入国又は自 又は損なうような態 及び 自 国 る 玉 \mathcal{O} ŧ 領 \mathcal{O} 域 0 玉 ではな E 境 様 におけ を 越 で
- 当該措置を適用しないことを条件とする。
- 4 もって、この章の規定に基づいて当該他の締約国に与えられる利益が無効にされ、又は損なわれていると 締 約国 が 他 の締約国 [の自然人に対し出入国管理に関する文書を取得するよう要求するという事実のみを

はみなさない。

第九・三条 配偶者及び被扶養者

各締約国は、 附属書Ⅳ (自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表) の自国の表において配偶者

又は被扶養者に関する約束を行うことができる。

第九・四条 一時的な入国の許可

1 各締約国 は、 他 \mathcal{O} 締 約 国 の自 1然人が が の (a) 及び心の要件を満たす場合には、 附属書IV 自 1然人の 時的

な移動 に関する特定 の約束に係る表) の自国 の表に従い、 当該: 他 の締約国 の自然人に対し、 この章 Ö) 規定

に従って一時的な入国又は一時的な滞在の延長を許可する。

(a) 当該 他 の締約国 の自然人が 求める出入国管理に関する文書についての所定の申 請手続に従うこと。

(b) 許可を与える締約国への一 時的、 な入国又は許可を与える締約国における一 時的, な滞在の延長のための

全ての関連する資格要件を満たすこと。

2 出入国管理に関する文書の処理に関して締約国が課する手数料については、 当該締約国の法令に従い、

当該手数料自体がこの章の規定に基づく他の締約国の自然人の移動に対する不当な障害とならないという

点で合理的なものとする。

3 締約国は、 1 個又は他の要件を満たさない他の締約国の自然人に対して一時的な入国又は一時的な滞在

の延長を拒否することができる。

もって、

当該:

他

1の締

約

国

の自然人が自

由職業その他の事業活動に従事するために関係する免許要件その

他

4 締 約国がこの章の規定に従って他の締約国の自然人に対して一時的な入国を許可するという事実のみを

の要件 (義務的 な行 動規範を含む。)を満たすことを免除するものと解してはならない。

第九・五条 自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表

各 i 締約国 は、 第九 · 二条 (適用範囲) 0 規定の対象となる他 の締約国 一の自然人の自 国の 領域 の <u>ー</u> 時的な

入国及び自国 の領域における一 時的な滞在に関する約束を附属書Ⅳ (自然人の 時的な移動に関 する特定の

約束に係る表) の自国 の表に定める。この表には、 当該表に含まれる自然人の各区分について、 当該約一 東を

規律する条件及び制限(滞在期間を含む。)を定める。(注)

注 この条の規定の適用上、 条件及び制限には、 経済上の需要を考慮するとの要件を含む。 いずれの締約国も、 附属書Ⅳ (自然人の

時的な移動に関する特定の約束に係る表) の自国の表に別段の定めがない限り、 当該要件を課することができない。

第九・六条 申請の処理

- 1 用 申 範 · 請又は出 締約国は、 囲 の規定の対象となる他 入国管理 出入国: 管 に関する文書に係る期間の延長についての不備のない 理に関する文書の申請を要求する場合には、 己の締約 国 の自然人から受領したものを可能な限り速やかに処理する。 出入国管理に関する文書の不備のない 申請であって、 第九・二条 (適
- 2 か ら出 各締 約国 入国 管 は、 理に関する文書 要請 が あった場合には、 の不備の ない申請を受領した後合理的 第九・二条 (適用) 範 囲 0) 規定の な期間 内に、 対象となる他 次 \mathcal{O} 事 項を申 (T) 締 約国 請者に (T) 自 <u>|</u>然人 通 知
- (a) 申請の受領

する。

- (b) 申 請 に関 する決定 (当該申請を承認する場合には、 滞在 近の期間な その 他の条件を含む。)
- 3 か 各締 ら出入国 約国 は、 管理に関する文書 要請 が あった場合には、 の不備のない申請を受領した後合理的な期間内に、 第九・二条 (適 用 範囲) 0 規定の対象となる他の締 当該申請の 処 約国 理状況を申 の自然人
- 4 各締約国 は、 自国 の法令が許容する範囲内で、 申請が真正であることについて書面による提出と同等の

請者に通知するよう努める。

条件の下で、電子的様式による出入国管理に関する文書の申請を受理するよう努める。

5 各締約国は、 適当な場合には、 自国の法令が許容する範囲内で、 自国の法令に基づいて認証された文書

の写しを原本に代えて受理する。

第九・七条 透明性

1

各締約国は、

次のことを行う。

(a) は影響を及ぼすものを公表し、 全ての関連する出入国管理に関する文書に係る説明資料であって、この章の規定の運用に関連し、 又は公に利用可能なものとすること。 又

(b) にとって公に利用可能なものとすること。 る説明資料並びに関連する様式及び文書を含む。)を公表し、 この章の規定に基づく一時的な入国のための要件 (他の締約国の自然人が当該要件を知ることができ 又は自国 の領域において及び他の締約国

(c) 場合には、 他の締約 bの規定に従って公表し、又は公に利用可能なものとした情報を可能な限り速やかに更新す 国の自然人の一時的な入国に影響を及ぼす出入国管理に関する措置を修正し、 又は改正する

ることを確保すること。

- (d) 自然人の一時的な入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす自国の法令に関し、 利害関係を有する者から
- \mathcal{O} 照会に回答するための仕組みを維持すること。
- 各締約国は、 実行可能な限り、 1に定める情報を英語により公表するよう努める。

第九 · 八条 協力 2

締 約国 は、 他 |の締約| 国の自然人の一時的な入国及び一時的な滞在を一層円滑にするため、 相互に合意する

協力の分野につい て討議することができるものとし、 当該協力の分野については、 締約国が交渉の過程にお

いて提案する分野その他締約国が特定する分野を考慮する。

第九 九条 紛争解決

1

締

約国

は、

こ の 章

2 1 ずれ の締約国も、 時的 な入国 の拒否について、 第十九章 (紛争解決) の規定による紛争解決を求め

の規定の実施から生ずる意見の相違を協議によって解決するよう努める。

- てはならない。 ただし、 次の(a)及び(b) の要件が満たされる場合は、 この限りでない。
- (a) 時的な入国が拒否された事案に一定の類型があること。
- (b) 影響を受けた自然人がその特定の事案について全ての利用可能な行政上の救済措置を尽くしたこと。

26の規定の適用上、行政上の救済措置は、

他の締約国によるその事案に関する最終的な決定が当該救

第十章 投資

第十·一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「対象投資財産」とは、締約国について、当該締約国の領域にある他の締約国の投資家の投資財産で

あって、この協定が効力を生ずる日に存在しているもの又はその後に設立され、取得され、若しくは拡

張されるものをいい、適当な場合には、投資を受け入れる締約国の関係する法令及び政策に従って許可

された (注1、注2) ものをいう。 (注3)

注 1 マレーシア及びタイについては、この章の規定に基づく保護は、 適当な場合には、それぞれの法令及び政策に従って保護

のためそれぞれの権限のある当局によって書面により個別に承認された対象投資財産に与えられる。

注 2 カンボジア、インドネシア及びベトナムについては、 「許可された」とは、 「場合に応じて、書面により個別に登録さ

れ、又は承認された」ことをいう。

注 3 この定義の適用上、 「政策」とは、投資財産に影響を及ぼす政策であって、 締約国の政府により書面によって承認され、

及び公表され、並びに書面により公に利用可能とされたものをいう。

- (b) 自 由利用可能通貨」 とは、 IMFがIMF協定 (その改正を含む。) に基づいて決定する自由利用
- 可能通貨をいう。
- (c) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、 又は支配している全ての種類の資産であって、

投資としての性質(例えば、資本その他の資源の約束、 収益若しくは利得についての期待又は危険の負

- 担)を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。
- (i) 株式、 出資その他の形態の法人の持分(これらのものから派生する権利を含む。)
- (ii) 債券、 社債、 貸付金 (注 1) その他の法人の債務証書及びこれらのものから派生する権利

(注2)

注1 締約国が他の締約国に貸し付ける貸付金は、投資財産ではない。

注 2 債券、 社債、 長期債等の形態の貸付債権は、 投資としての性質を有する可能性が高く、 その他の形態の貸付債権、 例

えば、 物品又はサービスの販売から生ずる金銭債権であって、直ちに支払期限が到来するものは、 投資としての性質を

有する可能性が低い。

- (iii) 契約 (完成後引渡し、 建設、 経営、 生産又は利益配分に関する契約を含む。)に基づく権利
- (iv) 知的 財産権及びのれんであって、投資を受け入れる締約国の法令によって認められるもの

金銭債権又は契約に基づく給付であって事業に関連し、 かつ、 金銭的価値を有するものの請求権

(注)

(v)

注 投資財産は、次のもののみから生ずる金銭債権を意味するものではない。

- (a) 物品又はサービスの販売のための商事契約
- (b) (a)に規定する商事契約に関連する信用の供与
- (vi) 投資を受け入れる締約国の法令又は契約によって与えられる権利 (例えば、 特許、

免許、

承認、

許

(vii) 動産及び不動産並びに賃借権、 抵当権、 先取特権、 質権その他の財産権 (注

可。

天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。)

注 市場占拠率、 市場アクセス、期待される収益及び利得の機会は、 それ自体では、 投資財産ではない。

投資財産」には、 司法上若しくは行政上の行為として、又は仲裁手続において下される命令及び決

定を含まない。

とし、投資され、又は再投資される資産の形態の変更は、その投資としての性質に影響を及ぼすもので この心に定める投資財産の定義の適用上、投資される収益については、投資財産として取り扱うもの

はない。

(d) 「非締約国の投資家」とは、一の締約国について、当該一の締約国の領域において投資を行おうとし

(注) 、行っており、又は既に行った投資家であって、締約国の投資家でないものをいう。

注 締約国は、 投資家が投資を行うための具体的な行動をとった場合には、当該投資家が投資を「行おうとし」ているものと了

解する。投資を行うために届出又は承認の手続が必要である場合には、投資を「行おうとし」ている投資家とは、 当該届出

又は承認の手続を開始した投資家をいう。

(e) 「締約国の投資家」とは、 締約国の自然人又は締約国の法人であって、 他の締約国の領域において投

資を行おうとし(注)、行っており、又は既に行ったものをいう。

注 締 約国は、 投資家が投資を行うための具体的な行動をとった場合には、 当該投資家が投資を「行おうとし」ているものと了

解する。 投資を行うために届出又は承認の手続が必要である場合には、投資を「行おうとし」ている投資家とは、 当該届出

又は承認の手続を開始した投資家をいう。

(f) 問わず、関係法令に基づいて設立され、又は組織される事業体 「法人」とは、 営利目的であるかどうかを問わず、また、民間のものであるか政府のものであるかを (社団、 信託、 組合、 合弁企業、 個 人企

業、 団体その他これらに類する組織を含む。)及び法人の支店をいう。 (注 1、 注 2、 注 3)

注 1 法人の支店は、 この協定に基づいて締約国に対して請求を行う権利を有しない。

注 2 「法人」の定義に 「支店」を含めることは、 締約国が自国の法律に従い、 支店を独立の法的な存在ではなく、 かつ、 別個

に組織されていない事業体として取り扱うことができることに影響を及ぼすものではない。

注3 非締約国の法定の事業体の支店は、締約国の法人とはならない。

(g) 締 約国 の法人」 とは、 締約国 の法律に基づいて設立され、 若しくは組織される法人又は締約 玉 の領

域に所在する支店であって、 当該締約国の 領域において事業活動を行うものをいう。 (注 1、 注 2、 注 3)

注 1 法人の支店は、 この協定に基づいて締約国に対して請求を行う権利を有しない。

注 2 「締約国の法人」 の定義に 「支店」を含めることは、 締約国が自国の法律に従い、 支店を独立の法的な存在ではなく、 カュ

く 別個に組織されていない事業体として取り扱うことができることに影響を及ぼすものではない。

注3 非締約国の法定の事業体の支店は、締約国の法人とはならない。

- h 「締約国による措置」とは、次の措置をいう。
- (i) 締約国の中央、 地域又は地方の政府及び機関が採用し、 又は維持する措置

- (ii) 非政府機関が、 締約国の中央、 地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに
- 当たって採用し、又は維持する措置
- (i) (e)の規定の適用上、 「締約国の自然人」とは、 締約国の法律の下で次のいずれかの要件を満たす自然

人をいう。

- (i) 当該締約国の国民又は市民であること。
- (ii) 当該 締約国に永住する権利を有すること。ただし、 当該締約国及び他の締約国の 双方が永住者を承

認 か 投資財産に影響を及ぼす措置に関してそれぞれの国民に与える待遇と実質的に同

の待

遇をそれぞれの永住者に与える場合に限る。

第十・二条 適用範囲

1 この章の規定は、 締約国が採用し、 又は維持する措置であって、 次の事項に関するものについて適用す

る。

- (a) 他の締約国の投資家
- (b) 対象投資財産

- 2 この章の規定は、次の事項については、適用しない。
- (a) 政府調達
- (b) 締約国が交付する補助金又は締約国が行う贈与
- (c) 締約国 の関係機関又は関係当局によって、 政府の権限の行使として提供されるサービス。 この章の規

定 の適用上、 「政府 の権限の行使として提供されるサービス」とは、 商業的な原則に基づかず、 かつ、

又は二以上のサー ビス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

- (d) 締約 国 「が採用・ Ų 又は維持する措置であって、 第八章 (サービスの貿易) の規定の対象となるもの
- (e) 締 約 玉 「が採用・ 又は維持する措置であって、 前章 (自然人の一 時的な移動) 0) 規定の 対象となるも

0)

۲ の章 の規定は、 この協定が効力を生ずる日の前に行われた行為若しくは生じた事実又は消滅 した事態

に関しては、締約国を拘束しない。

- 3 2 (d) の規定にか かわらず、第十・五条 (投資財産に関する待遇)、第十・七条 (経営幹部及び取締役
- 会 (注) 、 第十・九条 (資金の移転)、 第十・十一条 (損失に対する補償)、第十・十二条 (代位) 及

び第十・十三条(収用) る場合に限る。 について準用する。 通じて行われるサー ただし、その措置が対象投資財産に関連し、 ビスの提供であって、 の規定は、 締約国 第八章 のサービス提供者により他の締約国の領域内の業務上の拠点を (サービスの貿易) 及びこの章の規定に基づく義務に関 に規定するものに影響を及ぼす措置 連 す

注 第十・七条 (経営幹部及び取締役会) の規定は、 第八・八条 (適合しない措置に係る表) の規定に従って約束を行った締約国

第十・三条 内国民待遇(注)

に

ついてのみ、

サービスの提供に影響を及ぼす措置に適用する。

注 正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。 待遇がこの条に規定する 「同様の状況」 において与えられるものであるかどうかは、 によって判断する。 状況の全体 (当該待遇が公共の福祉に係る

1 財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 分に関し、 各締約国は、 他 \mathcal{O} 締約 自国 玉 \mathcal{O} の投資家及び対象投資財産に対し、 領域における投資財産 の設立、 取得、 同様の状況において自国 拡張、 経営、 管理、 運営及び売却その の投資家及びその投資 他 の処

2 1 の規定に従って締約国が与える待遇は、 中央政府以外の政府については、 当該政府が同様の状況にお

いて当該政府が属する締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇と

する。

第十・四条 最恵国待遇 (注1、注2)

注 1 この条の規定は、 カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムについては、適用しない。この条の規定に基づく待遇は、 力

ンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムの投資家及びその対象投資財産には与えられない。

待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、

状況の全体

(当該待遇が公共の福祉に係

注 2

る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。)によって判断する。

1 各締約国 は、 自国 の領域における投資財産の設立、 取得、 拡張、 経営、 管理、 運営及び売却その 他 の処

分に関 他 \mathcal{O} 締約 国 の投資家に対し、 同 様の状況においてその 他の いずれかの締約国 一の投資家又は

非締

約国 の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 財産に対し、 各締約国は、 同様の状況において自国 投資財産の設立、 取得、 [の領域にあるその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国 拡張、 経営、 管理、 運営及び売却その他の処分に関し、 対象投資 lの 投

資家の投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 1及び2に規定する待遇には、 他の現行の又は将来における国際協定による国際的な紛争解決のための

手続及び制度を含まない。

第十・五条 投資財産に関する待遇(注)

1 注 各締約国は、 この条の規定は、 対象投資財産に対し、 附属書十A (国際慣習法) 外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準に従って、 の規定に従って解釈する。

公正かつ

衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。

2 (a) 各締約国は、 公正かつ衡平な待遇 の要件により、 法律上又は行政上の手続における裁判を行うことを

拒否しないことを義務付けられる。

(b) \emptyset に合理的に必要とされる措置をとることを義務付けられる。 各締 約国 は、 十分な保護及び保障 の要件により、 対象投資財産 の物理的な保護及び保障を確保するた

(c) 公正か つ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障の概念は、 対象投資財産に対して外国人の待遇に関す

る国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、 また、 追加

の実質的な権利を創設するものではない。

この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この条の規定

に対する違反があったことを証明するものではない。

第十・六条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの締約国も、 自国 の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立、 取得、 拡張、 経営、 管

理、 運営及び売却その他の処分の条件として、 次の要求を課し、 又は強制してはならない。 注

注 各締約国は、 附属書Ⅲ (サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表) の自国の表の表A及び表Bに定めると

ころにより、 この条の規定に基づく義務に適合しない現行の措置を維持し、 又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用するこ

とができる。

- (a) 定の水準又は 割合の物品を輸出すること。
- (b) 定の水準 又は 割合の現 地 調達を達成すること。
- (c) 自国 \mathcal{O} 領域において生産された物品を購入し、 利用し、若しくは優先し、 又は自国の領域内の者から

物品を購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、 輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為

替の流入の量と関連付けること。

- (e) 当該投資財産により生産される物品の自国の領域における販売を、 輸出数量若しくは輸出価額と又は
- 外国為替収入と関連付けることにより制限すること。
- (f) 特定の技術、 製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転すること。
- (g) 当該投資財産により生産される物品を特定地 域の市場又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給

すること。

- (h) 要求が課され、 若しくは強制される時点において存在するライセンス契約又は将来のライセンス契約
- であって、 約の下での使用料に係る一定の率又は額を採用すること。ただし、 当該投資家と自国 の領域内の者との間で任意に締結されるものについ 締約国 が 非司 て、 法的な政 当該ライセ 府 0 権限 ン ス契 の行
- 使として、 当該ライセンス契約に直接的に介入するような方法で当該要求を課し、 又は強制する場合に
- 限る。 (注) この(h)の規定は、 ライセンス契約が当該投資家と締約国との間で締結される場合には、 適

用しない。

注 この (h) \mathcal{O} 規定の適用上、 「ライセンス契約」とは、 技術、 製造工程その他の財産的価値を有する知識の実施許諾に関する契

この条の規定にかかわらず、付及び他の規定は、 カンボジア、ラオス及びミャンマーについては、 適用

しない。

2 いずれの締約国も、 自国の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立、 取得、 拡張、 経営、 管

利益の享受又はその継続のための条件として、

次の事項を要求

し、これに従うことを求めてはならない。

理、

運営及び売却その他の処分に関し、

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国 \mathcal{O} 領域において生産された物品を購入し、 利用し、 若しくは優先し、 又は自国の領域内の者から

物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、 輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為

替の流入の量と関連付けること。

(d) 当該投資財産により生産される物品の自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は

外国為替収入と関連付けることにより制限すること。

- 3 (a) 受又はその継続のための条件として、 を訓練し、 2のいかなる規定も、 これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。 若しくは雇用し、 締約国が、 特定の施設を建設し、若しくは拡張し、 自国の領域にある他の締約国の投資家の投資財産に関し、 自国の領域において生産拠点を設け、 又は研究開発を行うことを要求 サービ スを提供し、 利益の享 労働者
- (b) 1 f)及び(h)の規定は、次の場合には、適用しない。
- (i) 有権協定第三十九条の規定 の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、 締約 注 健康に関するドーハ宣言 これらの規定には、 国が、 貿易関連知的所有権協定第三十一条又は第三十一条の二の規定 二千一年十一月十四日にドーハで採択された知的所有権の貿易関連の (文書番号WT/M の適用対象となり、 I N (O _) / D E C / _ ; か つ、 当該規定に反しない の6の規定を実施するために行われる貿易関連 ものをとる場合 側面に関する協定及び公衆の (注 に従 貿易関連 1 知的 知的所 財 産権
- (ii) 正するために、 司法上又は行政上の手続の結果として締約国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是 司法裁判所、 行政裁判所又は競争当局が要求を課し、又は強制する場合

知的所有権協定の改正を含む。

- (c) 要求を課 1 (h)の規定は、 又は強制する場合には、 締約国の著作権に関する法令に基づく衡平な報酬として裁判所又は権限のある当局が 適用しない。
- (d) 1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、 輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品につ

いて必要とされる要件については、適用しない。

- (e) 的 な割当ての適用を受けるために必要なものについては、 2(a及び(b)の規定は、 輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、 適用 しない。 特恵的な関税又は特恵
- 4 1 及び2の規定は、 第十 七条 経営幹部及び取 これらの規定に定める要求以外の要求については、 締役会 適用しない。
- 1 ずれの締 約国も、 対象投資財産である当該締約国 の法人に対し、 特定の国籍を有する自然人を経営幹

部

に任命することを要求してはならない。

ただし、

その要求により、

2 会の過半数が特定の国籍を有し、 締 約国は、 対象投資財産である当該締約国の法人に対し、 又は当該締約国の領域内の居住者であることを要求することができる。 当該法人の取締役会又はこれに置かれる委員

投資家がその投資財産を支配する能力を実質的に妨げられないことを条件とす

第十・八条 留保及び適合しない措置

1 第十・三条 (内国民待遇)、 第十・四条 (最恵国待遇)、第十・六条 (特定措置の履行要求の禁止)及

び前条 (経営幹部及び取締役会) の規定は、 次の事項については、 適用しない。

(a) 締約国が 維持するこれらの規定に適合しない 現行の措置であって、 次に掲げるもの

ない措置に係る表) の自 国 の表の表Aに記載するも (i)

中央政府によって維持される措置であって、

附属書Ⅲ

(サービス及び投資に関する留保及び適合し

(ii) 地 域 政 府によって維持される措置 であって、 附属 書Ⅲ (サー ビス及び投資に関する留保及び適合し

な い措置に係る表) 0) 自 国 \mathcal{O} 表 0) 表 A に 記載するもの

(iii) 地方政府によって維持される措 置

(b) (a)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(c) (a)に規定する適合しない措置の改正。 ただし、 次のものに限る。

(i) カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー及びフィリピンについては、この協定が効力を生

定措置 ずる日における当該措置と第十・三条 の履行要求の禁止) 及び前条 (経営幹部及び取締役会) (内国民待遇)、第十・四条 の規定との適合性の水準を低下させな (最恵国待遇) 第十・六条 (特

- (ii) ド、 1 內 改正 (経営幹部及び取締役会) オーストラリア、 国民待遇) シンガポール、タイ及びベトナムについては、 第十 ブルネイ・ダルサラー 四条 の規定との適合性の水準を低下させない (最恵国待遇) · ム 国、 第十・六条 中国、 当該改正の 日本国、 (特定措置 直前における当該措置と第十・三条 韓国、 · 改 正 \mathcal{O} マレーシア、 履行 要求 の禁止) ニュージーラン 及び 前 条
- 2 び 措置については、 な 前条 第十・三条 い措置に係る表) (経営幹部及び (内国) 適用しない。 民待遇) の自 取締役会) 国 \mathcal{O} 第 十· 表 0 の規定は、 表Bに記載する分野、 兀 条 (最恵国待遇) 締約国 が 附属書Ⅲ 小分野又は活動に関して採用し、 第 十 (サービス及び投資に関する留保及び 六条 (特定措置 の履行要求の禁止 又は維持する 適合 及
- 3 + 1 (c) 四条 (ii) の規定にか (最恵国待遇) 、第十・六条 (特定措置の履行要求の禁止) かわらず、 この協定が効力を生ずる日の後五年間、 及び前条 第十・三条 (経営幹部及び取締役会) (内国民待遇) 、 第

の規定は、 \mathcal{O} 条 の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。)については、 1 (a)に規定する適合しない措置の改正 (この協定が効力を生ずる日における当該措置とこれら 適用しない。

4 対し、 限りでない。 表の表Bの対象となる措置をこの協定が効力を生ずる日の後に採用する場合には、 分することを要求してはならない。 ずれの締約国も、 その国籍を理由として、 附属書Ⅲ 当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処 (サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表) ただし、 関係当局による当初の承認に別段の定めがある場合は、 他の締約国の投資家に の自国の この

5 の規定によって課される義務 規定の対象となる措置並びに第十一・七条 第十・三条 (内国民待遇) 及び第十・ の例外又は特別の取扱いの対象となる措置については、 四条 (内国民待遇) (最恵国待遇) 又は貿易関連知 の規定は、 貿易関連知的所有権協定第五 的 所有権協定第三条及び 適用しない。 第四 条の 条

売十・九条 資金の移転

1 由に、 各締約国は、 かつ、遅滞なく行われることを認める。 対象投資財産に関連する全ての資金の移転が、 この資金の移転には、 自国の領域に向け又は自国の領域から、 次のものの移転を含める。 自

- (a) 資本に対する拠出(当初の拠出を含む。)
- (b) 利益、 資本利得、 配当、 利子、 使用料、 技術支援に関する報酬、 技術及び運営に関する報酬、 ライセ

ンス料その他の対象投資財産から生ずる収益

- (c) 対象投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (d) 融資契約その他の契約に基づいて行われる支払
- (e) 第十・十一条 (損失に対する補償) 及び第十・十三条 (収用) の規定に従って行われる支払

合意による紛争の解決の結果として生ずるものを含む。)

紛争の解決の結果として生ずる支払

(決定、

仲裁又は紛争当事者の

(f)

7

かなる手段によるかを問わず、

(g) 対象投資財産に関 連して国外で雇用した職員が得る収入その 他 の報 撇

2 転 の時 各締 約国 の市場における為替相場で行われることを認める。 は、 対象投資財産に関連する1に規定する資金の移転 が 自 由 利 用可能通貨により当該資金 の移

3 1及び2の規定にかかわらず、 締約国は、 次の事項に関する自国の法令を衡平、 無差別及び誠実に適用

する場合には、資金の移転を妨げ、又は遅らせることができる。

- (a) 破産、支払不能又は債権者(従業員を含む。)の権利の保護
- (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪及び犯罪収益の回収
- (d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、 資金の移転に関する財務上の報

告又は記録の保存

- (e) 司 法上又は 行政上 の手続における裁定若しくは命令又は判決の履行の確保
- (f) 租税 (注)

注 租 一税には、 租税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする租税に係る課税措置 (居住地又は設立場所に

基づいて者を区別する租税に係る課税措置を含む。)の採用及び実施を含む。

(g) 社会保障制度、 公的年金制度、 退職年金制度、 強制年金制度その他の制度であって年金又は類似 の退

職手当の給付を行うためのもの

- h 労働者の退職に関する権利
- (i) 登録を行い、 並びに当該締約国 の中央銀行及び他の関係当局が課するその他の手続を満たす義務

4 \ \ \ の要請がある場合を除くほか、 (その改正を含む。) に基づくIM この章のいかなる規定も、 ただし、 締約国は、 第十七・十五条 I M 資本取引に関連するこの章の規定に基づく義務に反するような制限を資本 F協定(その改正を含む。) に適合する為替の利用を含め、 F の加盟国としての締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではな (国際収支の擁護のための措置) の規定に基づく場合及びI IMF協定 M F

第十・十条 特別な手続及び情報の開示

取引に対して課してはならない。

1 この章の規定に従って他の締約国の投資家及び対象投資財産に与える保護を実質的に害するものでないこ 措置を採用 資財産が当該締約国 とを条件とする。 第十・三条 Ų (内国民待遇) 又は 維持することを妨げるものと解してはならない。 の法令に基づいて設立されなければならないとの要件に従うことを含む。 0 1 かなる規定も、 締約 国が、 対象投資財産に関連して特別な手続 ただし、 当該手続が、 当該 締約国が を定める (対象投

2 の投資家又はその対象投資財産に対し、 第十・三条 (内国民待遇) 及び第十・四条 専ら参考情報として入手し、 (最恵国待遇) の規定にかかわらず、 又は統計を収集することを目的とし 締約国は、 他の 締 約国

秘密 誠実 て、 の立場を害することとなる開示から保護する。この2のいかなる規定も、 当該対象投資財産に関する情報を提供することを要求することができる。 な適用に関連して他の方法により情報を入手し、 の情報については、 可能な限り、 当該投資家又は当該対象投資財産の正当な商業上の利益又は競 又は開示することを妨げるものと解してはならな 締約国が自国の法令の 当該締約国は、 提供された 衡平か 争上 0

第十・十一条 損失に対する補償

1

玉 いて次の \mathcal{O} 各締: 領域にある投資財産が被った損失に関して自国が採用 約国 ŧ は、 のに与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 他 1の締 約国 の投資家及びその対象投資財産に対 Ļ 又は Ų 維持する措置につい 武力紛争、 内乱又は緊急事態によって自 て、 同様の 状況にお

- (a) 自国の投資家及びその投資財産
- (b) その他 \mathcal{O} いずれ か の締 約 国 の投資家及び非締約国の投資家並びにこれらの者の投資財産

第十・十二条 代位

1

締約国又は当該締約国が指定する機関が、 自国の投資家に対し対象投資財産に関して与えた保証、 保険

お 契約その他 位され、 締約国又は当該締約国が指定する機関が自国 いて行われた他の締約国は、 又は移転された権利又は請求権は、 の形態の損害の塡補に基づいて支払を行う場合には、 当該対象投資財産に関する権利又は請求権の代位又は移転を承認する。 当該投資家の当初の権利又は請求権を超えてはならない。 の投資家に対して支払を行い、 当該対象投資財産への投資がその領域に 及び当該投資家の権利又は 代

2 請 玉 代理する権限を与えられる場合を除くほか、 に対して当該権利又は請求権を行使してはならない 求権を譲り受ける場合には、 当該投資家は、 対象投資財産 支払を行った当該締約国又は当該締 への投資がその領域にお いて行わ 約国が指定する機 れた他 \mathcal{O} 関を 締約

3 当該 代位され、 締約国 が指定する機関は、 又は移転された権利又は 関係する締約国に対し、 請求権 の行使に当たり、 自国 の投資家との間 当該権利又は請求権を行使する締約 の請求権に関する取決め 国 又は \mathcal{O} 適

界十・十三条 収用 (注)

用

範

囲を開

示する。

注 この条の規定は、附属書十B(収用)の規定に従って解釈する。

1 1 ずれの締約国も、 対象投資財産について、 直接的に、 又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じ

て、 収用又は国有化(以下この章において「収用」という。)を実施してはならない。ただし、次の全て

の要件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 2及び3の規定に基づく補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正当な法の手続に従って実施するものであること。
- 2 10に規定する補償は、次の全ての要件を満たすものとする。
- (a) 遅滞なく支払われるものであること。(注)

注 締約国は、 支払が行われる前に遵守する必要がある法律上及び行政上の手続があり得ることを了解する。

(b) 用 \mathcal{O} 収用が公表された時 日」という。) における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものであること。 (注1) 又は収用が行われた時の いずれか早い方の時 (以下この章において 収 注

2、注3、注4)

注 1 フィリピンについては、 収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、 収用が公表された時とは、 収用のための申立て

をした日をいう。

注 2 オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、 韓国、 マレーシア、ニュージーランド及びシンガポールについては、 収用

された投資財産の公正な市場価格の計算上、 収用の日とは、 収用が行われた日の前日をいう。

カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムについては、

収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、

収用の日と

注 3

は、 権限のある当局による収用の決定が発出された日をいう。

注 4 タイについては、 収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、 収用の日とは、 収用が行われた日をいう。

予定された収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させないものであるこ

(c)

(d) 実際に換価し、 及び自由に移転することができるものであること。

3 補償は、 当該補償が遅延する場合には、収用を行う締約国の法令及び政策に基づく妥当な利子を含むも

のとする。 ただし、 当該法令及び政策が無差別に適用される場合に限る。

4 については、その付与、取消し、 この条の規定は、 知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、 制限又は創造が次章 (知的財産) の規定及び貿易関連知的所有権協定に 制限若しくは創造

反しない限りにおいて、適用しない。(注

注 締約国は、 この条の規定の適用上、 知的財産権の「取消し」には当該知的財産権の抹消又は無効化を含むこと及び知的財産権

の「制限」には当該知的財産権の例外を含むことを認識する。

5 0 の支払を伴うものでなければならない。 るところによるものとし、当該法令の目的のためのものでなければならず、 が土地 1から3までの規定にかかわらず、 の市場価 格 の一般的 な動向に応じるものである場合には、 土地に関する収用の措置は、 補償は、 当該法令のその後の改正であって、 当該改正に従う。 収用を行う締約国の現行の法令に定め かつ、当該法令に従った補償 補償の額に関するも

第十・十四条 利益の否認(注)

注 締約国は、 いつでも、 この条に定めるところに従ってこの章の規定による利益を否認する権利を行使することができる。

1 件を満たす場合には、 締約国は、 他 |の締: 約国の投資家であって、当該他の締約国の法人であるものが次の匈及び的に定める要 当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認

(a) 非締約国の者又は当該締約国の者によって所有され、又は支配されていること。

することができる。

- (b) 当該締約国以外の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないこと。
- 2 法人との取引を禁止するもの又は当該法人若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与え 維持するときは、 ることにより当該措置に違反し、 又は支配している場合において、 締 約国は、 他の締: 当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認する 約国の投資家であって、当該他の締約国の法人であるものを非締約国の者が所有し、 当該締約国が、 若しくは当該措置を阻害することとなるものに限る。)を採用し、 当該非締約国又は当該非締約国の者に関する措置 (当該 又は
- 3 の締 又は支配している場合において、 締 約国 約国 は の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。 他 1の締 約国 の投資家であって、 当該締約国が、 当該他 当該 の締約国 非締約国と外交関係を有していないときは、 の法人であるものを非締約国 『の者が 所有し、 当該他

ことができる。

4 約国 める場合には、 1 の法人であるものが非締約国又はタイの自然人又は法人によって所有され、又は支配されていると認 の規定にかかわらず、タイは、自国の関係法令に基づき、他の締約国 当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対して、 投資財産の許可、 の投資家であって、 設立、 当該他 取得及び拡 一の締

張に関するこの章の規定による利益を否認することができる。

- 5 この条の規定の適用上、タイについては、
- (a) 法人が締約国又は . 非締約国の自然人又は法人によって「所有」されるとは、当該締約国又は非締約国
- の自然人又は法人が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

[の自然人又は法人によって「支配」されるとは、

当該締約国又は非締

約国

の自然人又は法人が当該法 人の役員の過半数を指名し、 又は当該法人の活動につき法的に指示する権限

を有する場合をいう。

(b)

法人が締約国又は

非締約

国

- 6 り改正されたもの) フィリピンは、 特定の権利、 を回避する行為を処罰する法律 地域的独占権又は特権の国有化に関する法律 (連邦法第百八号) (別名ダミー防止法) (大統領令第七百十五号によ (その) 改正
- の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。 を含む。) の規定に違反して他の締約国の投資家が投資を行ったことを認める場合には、 当該: 他 (T) 締 約国
- 7 締約国は、 他の締約国又は非締約国 の投資家が金融活動作業部会の勧告を実施する当該締約国の法令の

規定に違反して投資を行った場合には、 当該他の締約国又は非締約国 [の投資家及びその投資財産に対して

この章の規定による利益を否認することができる。

第十・十五条 安全保障のための例外

第十七・十三条(安全保障のための例外) の規定にかかわらず、この章のいかなる規定も、 次のいずれか

のことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提

供又は当該情報へのアクセスを要求すること。

(b) 締約国 が次の事項に必要であると認める措置を適用することを妨げること。

(i) 国際 の平和又は安全の維持又は回復に関する自国の義務の履行

ii 自国の安全保障上の重大な利益の保護

第十・十六条 投資の促進

締約国は、 特に次の事項を通じて、域内を一の投資地域と認識することを促進し、 及び向上させるよう努

める。

a 締約国間の投資を奨励すること。

- (b) 締約国間の投資の促進に関する共同の活動を組織すること。
- (c) 事業取引のあっせんの催しを促進すること。
- (d) 投資の機会並びに投資に関する法令及び政策についての様々な説明会及びセミナーを開催し、並びに
- 当該説明会及びセミナーを開催することを支援すること。

投資の促進に関係する相互に関心を有する他の事項についての情報交換を行うこと。

第十・十七条 投資の円滑化

(e)

各締約国は、 自国 の法令に従うことを条件として、 特に次の事項を通じて、 締約国間の投資を円滑にす

るよう努める。

1

- (a) あらゆる形態の投資に必要な環境を作り出すこと。
- (b) 投資の申請及び承認のための手続を簡素化すること。
- (c) 投資に関する情報 (例えば、 投資に関する規則、法令、 政策、 手続) の周知を促進すること。
- (d) む。)を行うため、 それぞれの締約国において、 連絡部局、 投資に関する総合窓口、 投資家に対して支援及び助言 中央連絡先その他の機関を設置し、 (事業免許及び事業許可の 円滑化を含 又は維持す

2 間中に生じた政府機関に対する申立て又は苦情を友好的に解決するために次の事項により他の締約国 1個の規定による締約国の活動には、自国の法令に従うことを条件として、可能な限り、投資活動の期 「 の 投

資家及び対象投資財産を支援することを含めることができる。

- (a) け付けるとともに、適当な場合には、 投資家が提起した申立てであって、その対象投資財産に影響を与える政府の活動に関するものを受 これを付託し、 又はこれに妥当な考慮を払うことを検討するこ
- (b) 可能な限り、 投資家がその対象投資財産に関して直面する困難を解決するための支援を行うこと。
- り返し起きる問題を取り扱う制度であって、関連する政府機関に対して勧告を行うためのものを設立する

3

各締約国

は、

自国

の法令に従うことを条件として、可能な限り、

他の締約国の投資家に影響を及ぼす繰

کے

4 締約国は、 投資を一層円滑にするための知識及び取組方法の交換を目的とするそれぞれの権限ある当局

の間の会合を促進するよう努める。

ことを検討することができる。

5 この条のいかなる規定も、この協定のいかなる紛争解決手続の対象ともならず、また、これに影響を及

ぼすものではない。

第十·十八条 作業計画

1 締約国は、それぞれの立場を害することなく、この協定が効力を生ずる日の後二年以内に次の事項に関

する討議を開始する。 当該討議の結果については、全ての締約国による合意を条件とする。

(a) 締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

(b) 収用を構成する租税に係る課税措置に対する第十・十三条(収用)の規定の適用

締約国は、 1に規定する討議を当該討議の開始の日から三年以内に完了する。

2

附属書十A 国際慣習法

により従う各国の一般的なかつ一貫した慣行から生ずるとの理解を共有していることを確認する。 が、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準に関連するものも含め、各国が法的義務であるとの認識 締約国は、 「国際慣習法」全般及び特に第十・五条(投資財産に関する待遇)に規定する「国際慣習法」

附属書十B 収用

締約国は、 次の理解を共有していることを確認する。

1

締約国による一の行為又は一連の関連する行為は、

対象投資財産における有体又は無体の財産権又は財

産権 の持分 (注)を害しない限り、 収用を構成しない。

注

この附属書の規定の適用上、

「財産権の持分」とは、

当該締約国の法令に基づいて認められる財産権の持分をいう。

2 第十・十三条 (収用) の規定は、 次の二の事態を取り扱う。

(a) な差押えを通じて国有化され、 第一の事態は、 直接的な収用である。 又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。 直接的な収用とは、 対象投資財産が正式な権原の移転又は明白

(b) 第二の事態は、 締約国による一の行為又は一連の関連する行為が正式な権原の移転又は明白な差押え

なしに直接的な収用と同等の効果を有する場合である。

3 構成するかどうかを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、 締約国による一の行為又は 連の関連する行為が特定の事実関係において2
bに規定する類型の 事案ごとに、事実に基づいて調 収用を 査す

るものとする。

- (a) 済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって当該収用が行われたことが確定するものではない。 政府の行為の経済的な影響。ただし、締約国による一の行為又は一連の関連する行為が投資財産の経
- (b) かどうかを問わない。 投資家に対する政府の拘束力のある書面による事前の約束)の当該政府の行為による違反の有無 (契約、免許その他の法的文書によるもの
- (c) 政府の行為の性質 (その行為の目的及び文脈を含む。) (注)

注 えば、特別な犠牲)を当該投資家が負担するかどうかを適切に考慮することができる。この注の規定は、 韓国については、 投資家又は投資財産が公共の利益のために負担することが期待されるべき限度を超えた不均衡な負担 他の締約国の政府の

(例

4 公共の福祉に係る正当な目的 (公衆の衛生、安全、 公衆の道徳及び環境の保護、 不動 <u></u>
第産価格 の安定化

行為の性質を決定するに当たっては、影響を及ぼさない。

を達成するために立案され、 及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、 2(b)に規定する

類型の収用を構成しない。

第十一章 知的財産

第A節 一般規定及び基本原則

第十一·一条 目的

1 の章の規定は、 次の事項を認識した上で、 知的財産権の効果的かつ十分な創造、 利用、 保護及び行使

を通じて一層深い経済的な統合及び協力を促進することにより、 貿易及び投資にもたらされるゆがみ及び

障害を軽減することを目的とする。

- (a) 締約国 の経済開発及び能力の異なる水準 並びに国内法制 の差異
- (b) イノベーション及び創造性を促進する必要性
- (c) 知 的 財 産 0 権利者の権利と利用者の正当な利益及び公共 の利益との間 \mathcal{O} 適当な均衡を維持する必要性
- (d) 情報、 知 識、 コンテンツ、 文化及び芸術の普及を円滑にする重要性
- (e) 透明性がある知的財産 制度の確立及び維持並びに知的 財産権の十分かつ効果的な保護及び行使の促進

及び維持が権利者及び利用者に信頼を与えること。

2

知的 財産権の保護及び行使は、 技術的知見の創作者及び利用者の相互の利益となるように、かつ、社会

的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、 技術革新を促進すること並びに技術を移転し、 及び普及

することに資するべきであり、 並びに権利と義務との均衡に資するべきである。

第十一・二条 知的財産の範囲

この章の規定の適用上、 「知的財産」とは、 貿易関連知的所有権協定第二部第一節から第七節までに定め

る著作権及び関連する権利、 商標、 地理的表示、 意匠、 特許、 集積回路の回路配置、 植物の品種の保護並び

に開示されていない情報の保護をいう。

第十一・三条 他の協定との関係(注)

注 この条の規定の適用上、 締約国は、 知的財産についてこの章の規定が貿易関連知的所有権協定において要求される保護よりも広

範な保護を定めるという事実をもって、この条及び第二十・二条 (他の協定との関係) 2に規定する抵触が存在することを意味す

るものではないことに合意する。

において、 知的財産に関し、この章の規定と貿易関連知的所有権協定の規定とが抵触する場合には、 貿易関連知的 所有権協定の規定が優先する。 その抵触の限り

第十一・四条 原則

1 的及び技術的発展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、 の章の規定に適合する限りにおいて、とることができる。 締約国は、 自国の法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し、 並びに自国の社会経済 当該措置 匠がこ

2 に悪影響を及ぼす慣行の利用 締約国は、 権利者による知的財産権 の防止のために必要とされる適当な措置を、 の濫用の防止又は貿易を不当に制限し、 当該措置がこの章 若しくは技術の国際的 \dot{O} 規定に 適合 移転

する限りにおいて、とることができる。(注)

注 締約国は、 知的財産権がそれ自体では必ずしも市場における支配力を与えるものではないことを認識する。

3 2 の規定を適用するほか、 締約国 は、 競争を促進することの必要性を認識する。

第十一·五条 義務

負わな お いて要求される保護よりも広範な保護を自国の法令において実施することができるが、そのような義務を 各締約国は、 各締約国は、 この章の規定を実施する。 自国 の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの章の規定を実施するための適当な方法 締約国は、 この章の規定に反しないことを条件として、この章に

を決定することができる。

第十一・六条 知的財産権の消尽

各締約国は、 知的財産権の消尽に関して自国の制度を定めることができる。

第十一・七条 内国民待遇

1 各締約国は、 知的財産の保護 (注1) に関し、 自国の国民(注2)に与える待遇よりも不利でない待遇を

他 の締約国 の国民に与える。 ただし、貿易関連知的所有権協定及び世界知的所有権機関 (以下この章にお

により運用される多数国間協定であって当該各締約国が締結しているものに

定める例外については、 この限りでない。

注 1

この

1の規定の適用上、

「保護」

11 て

 $\overline{\mathrm{W}}$

Ι

PO」という。)

にこの章の規定の対象となる知的財産権 には、 の利用に影響を及ぼす事項を含む 知的財産権の取得可能性、

取得、

範囲、

維持及び行使に影響を及ぼす事項並びに特

「保護」

には、

次の事項に関する規定も含む。

さらに、

この1の規定の適用上、

(a) 第十一 十四条 (効果的な技術的手段の回避) に定める効果的な技術的手段

- (b) 第十一・十五条 (電磁的な権利管理情報の保護) に定める権利管理情報
- 注 2 この 1の規定の適用上、 締約国の「国民」には、 関係する権利について、 当該締約国の第一・二条(一般的定義)はに定義

する者であって、第十一・九条 (多数国間協定)に掲げる協定又は貿易関連知的所有権協定に定める保護の適格性の基準を満

たすこととなるものを含む。

2 締約国は、 自国 の司法上及び行政上の手続 (他の締約国の国民に対し、 自国の領域における送達の住所

の選定又は代理人の選任を要求するものを含む。)に関し、 1に規定する例外が次の(3及び())のいずれに

も該当する場合に限り、 その例外を援用することができる。

(a)

この章の規定に反しない

自国の法令の遵守を確保するために必要であること。

(b) 貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないこと。

3 1 の規定に基づく義務は、 知的 財 産 権 の取得又は維持に関してWIPO の主催の下で締結された多数国

間 協定に定める手続については、 適用 しない。

・八条 貿易関連知的 所有権協定及び公衆の健康

1 締約国は、二千一年十一月十四日に採択された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健

康 に関するドーハ宣言を再確認する。 締約国は、 特に、 この章の規定について次の了解に到達した。

(a) 締約国は、 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言において正

当に認められた柔軟性を十分に利用する権利を確認する。

- (b) 締約国は、 この章の規定が、各締約国が公衆の健康を保護するための措置をとることを妨げるもので
- なく、また、 妨げるべきでないことを合意する。
- (c) する権利を支持するような方法でこの章の規定を解釈し、 方法で解釈し、 締約国は、 各締約国が有する公衆の健康を保護する権利、 及び実施すべきであることを確認する。 及び実施することができ、また、 特に全ての人の医薬品へのアクセスを促進 そのような
- 2 のでなく、 協定第三十一条の二並びに貿易関連知 この章 の規定は、 また、 妨げるべきでない。 医薬品へ のアクセス及び公衆の健康に係る締約国 的 所有権協定附属書及びその付録の の約束に鑑み、 規定の効果的 貿易関連知的 な利用を妨げるも 所有権
- 3 の規定を実施するための国際的な努力に貢献することの重要性を認識する。 締約国は、 貿易関連 知的 所有権協定第三十一条の二並びに貿易関連知的所有権協定附属書及びその付録

第十一・九条 多数国間協定

1 各締約国は、 締結していない次の多数国間協定を批准し、又はこれに加入する。

(a) れた工業所有権の保護に関するパリ条約(千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。)(以下この章 千八百八十三年三月二十日にパリで作成され、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正さ

において「パリ条約」という。)

- (b) 的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。)(以下 の章において「ベルヌ条約」という。) 千八百八十六年九月九日にベルヌで作成され、 千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された文学
- (c) 正 協力条約」という。) 並びに千九百八十四年二月三日及び二千一年十月三日の変更を含む。)(以下この章において 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約 (千九百七十九年九月二十八日 「特許 の修
- (d) 定書(二千六年十月三日及び二千七年十一月十二日の修正を含む。)(以下この章において「マドリッ 標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議
- (e) 千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された著作権に関する世界知的所有権機関条約 以

ド議定書」という。)

下この章において「WIPO著作権条約」という。)

- (f) 関条約 千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された実演及びレコードに関する世界知的所有権機 (以下この章において「WIPO実演・レコード条約」という。)
- (g) ラケシュ条約」という。) ある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約 二千十三年六月二十七日にマラケシュで採択された盲人、視覚障害者その他の印刷物の (以下この章において「マ 判読に障害の
- 2 各締 するブダペスト条約 千 約国 九百七十七年四月二十八日にブダペストで作成された特許手続上 は、 締結 していない次の多数国 (千九百八十年九月二十六日の修正を含む。 .間協定を批准し、又はこれに加入するよう努める。 の微生物 \mathcal{O} 寄託 0 玉 際的 |承認 12 関
- 3 間 協定 締約国は、 の批准若しくはこれへの加入又はその実施の支援のための他の締約国との協力を求めることができ 次のいずれかの多数国間協定を批准し、又はこれに加入しようとする場合には、 当該多数国
- (a) 千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された植物の新品種の保護に関する国際条約の千九百

る。

九十一年改正条約

(b) 千九百九十九年七月二日にジュネーブで作成された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ

改正協定

(c) 千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、 レコード製作者及び放送機関の保護に関

する国際条約(以下この章において「ローマ条約」という。)

(d) 二千六年三月二十七日にシンガポー ルで作成された商標法に関するシンガポール条約

第B節 著作権及び関連する権利

第十一・十条 著作者、実演家及びレコード製作者の排他的権利

- 1 各締約国は、 著作物の著作者に対し、 その著作物について、 有線又は無線の方法により公衆に伝達する
- こと(公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の利用が可能となるような状態に当該著作

物を置くことを含む。)を許諾する排他的権利を付与する。

2 それぞれについて、有線又は無線の方法により公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用 各締約国は、 実演家及びレコード製作者(注)に対し、そのレコードに固定された実演及びレコードの が可

能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を付与する。

注 この章の規定の適用上、 締約国は、 「レコード製作者」を「録音物の著作者」と同一の意味を有するものと解釈することがで

きる。

3 各締約国は、 著作者、 実演家及びレコード製作者に対し、その著作物、 レコードに固定された実演及び

コ ードを複製すること(その方法及び形式のいかんを問わない。) を許諾し、 又は禁止する排他的 [権利

を付与する。

第十一・十一条 放送に対する報酬請求権 (注)

注 締約国がW Ι PO実演・レコード条約を締結しており、 又は締結することとなる場合には、この条の規定に基づく当該締約国の

義務については、 当該締約国がWIPO実演・レコード条約に基づいて行った又は行うこととなる約束及び留保に従う。

実演家及びレコード製作者は、 商業上の目的のために発行されたレコードを放送のために直接又は間接に

利用することについて、単一の衡平な報酬又はこれに代わる使用料を受け取る権利を享有する。

第十一・十二条 放送機関及び衛星放送用の暗号化された番組伝送信号の保護

1 各締約国は、 放送機関に対し、その放送の少なくとも無線による再放送、 その放送の固定及びその放送

の固定物の複製を禁止する排他的権利を付与する。(注1、注2)

注 1 締約国は、 放送機関に対して当該権利を付与しない場合には、ベルヌ条約に従い、 放送の対象物の著作権者がこの1に規定

する行為を防止することができるようにする。

注 2 各締約国は、 この1の規定に従って付与する権利に関し、 ローマ条約の認める限りにおいて、 条件、 制限、

例外及び留保を

定めることができる。

2 各締約国は、 衛星放送用の暗号化された番組伝送信号を起源とする番組伝送信号について、 当該番組伝

送信号の合法的な配信業者の許諾を得ることなく当該番組伝送信号が復号化されたことを知りながら行う

次のいずれ かの行為のうち少なくとも一の行為に対する措置を自国の法令に従って定めるよう努める。

(a) 故意による受信(注)

注 この2個及び心の規定の適用上、 締約国は、 衛星放送用の暗号化された番組伝送信号の故意による受信とは、 当該番組伝送

信号の受信及び利用又は当該番組伝送信号の受信及び復号化をいうものと定めることができる。

(b) 故意による配信 (注)

注 締約国は、 「配信」を「公衆への再送信」を意味するものと解釈することができる。

(c) 故意による受信及び更なる配信 (注)

注 締約国は、 「配信」を「公衆への再送信」を意味するものと解釈することができる。

第十一・十三条 集中管理を行う団体

1 各締約国は、 著作権及び関連する権利の集中管理を行う適当な団体の設立を促進するよう努める。 各締

約国 う態様で運営すること(使用料 は、 当該団体に対し、 公正な、 (注 効率的な及び公に透明性がある態様並びにその構成員に説明責任 の徴収及び分配について、 公開された、 かつ、 透明性がある態様 を負

で

注 使用料」 には、 衡平な報酬を含めることができる。 記録を保存することを含めることができる。)を奨励する。

2

締 約国は、 締約国間でコンテンツの一層容易な利用許諾を相互に確保するためにそれぞれの集中管理を

行う団体の間で協力を促進すること及び他の締約国 \mathcal{O} 国民の著作物その他著作権によって保護される対象

物 の利用に対する使用料の相互の移転を奨励する(注)ことの重要性を認識する。

第十一・十四条 効果的な技術的手段の回 避

集中管理を行う団体の間における契約に干渉することを締約国に要求するものではない。

注

「奨励する」

は、

に関し、 手段であって、 れていない行為がその著作物、 各締約国は、 そのような技術的手段の回避に対する適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。 この節に定める権利の行使に関連して当該著作者、 著作者、 実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、自国の法令で許容さ 実演及びレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的 実演家又はレコード 製作者が用いるもの

第十一・十五条 電磁的な権利管理情報の保護

害を誘 意に いては、 なく行う者が 各締 かつ権限なく行う者がある場合に関しても、 V \ 約国 そのような結果となることを知ることができる合理的 可 は、 ある場合に関 能 電磁的 に Ļ 助長し、 な権利管 Ĺ 適当か 又は隠す結果となることを知りながら次 理情報 つ効果的な法的救済につい 注) を保護するため、 これを定める。 この章に定める著作権又は関連する権 な理由を有しながら次の て定める。 \mathcal{O} 1 ずれ さらに、 か \mathcal{O} 民事 行為を故意に 1 ず 上 ĥ \mathcal{O} か 救 5済措置 の行為を故 か つ権限 利 に の侵 0

注 に固定された実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は著作物、 この条の規定の適用上、 「権利管理情報」とは、次のいずれかの情報をいう。 レコ ードに固定された実演若しくはレコードを公衆に伝 ただし、これらの項目の情報が著作物、 コ ド

達し、

若しくは公衆に利用可能となる状態に置くことに関連して表示される場合に限る。

- (a) 著作物、 実演、 レコード、 著作物の著作者、 実演の実演家、 レコ ードの製作者又は著作物、 実演若しくはレコードに係る権利
- を有する者を特定する情報
- (b) 著作物、実演又はレコードの利用の条件に係る情報
- (c) (a)及び(b)に規定する情報を表す数字又は符号
- (a) 電磁的な権利管理情報を除去し、又は改変すること。
- (b) 電磁 的 な権 利管 理情報が 権限なく除去され、 又は改変されたことを知りなが 5 著作物、 レ コー K

は公衆に利用可能となる状態に置くこと。

に

固定された実演又はレ

コ

ードの複製物を頒布

Ļ

頒布

Ď

ために輸入し、

放送し、

公衆に伝達し、

又

- 第十一· 十六条 技術的手段及び権利管理情報の保護及び救済に対する制限及び例外
- \mathcal{O} 規定を実施する措置に対する適当な制限及び例外を自国の法令に従って定めることができる。

1

各締約国は、

第十一·

十四条

(効果的な技術的手段の回

避)

及び前条

(電磁的な権利管理情報

0

(保護)

- 2 第十一・十四条 (効果的な技術的手段の回避) 及び前条 (電磁的な権利管理情報の保護) に定める義務
- は、 締約国 の法令に基づく著作権又は関連する権利の侵害に関する権利、 制限、 例外又は抗弁に影響を及

ぼすものではない。

第十一・十七条 ソフトウェアの政府による使用

各締約国は、次のことを行う約束を確認する。

(a) 自国の中央政府がこの章に適合する態様で知的財産権を侵害しないコンピュータ・ソフトウェアを使

用することを定める適当な法令又は政策を維持すること。

(b) 自国 の地域及び地方の政府が国に定める措置と類似の措置を採用し、 又は維持するよう奨励するこ

と。

第十一・十八条 制限及び例外

1

各締約国は、 排他: 的権利 \mathcal{O} 制限又は例外を著作物、 実演又はレコードの通常の利用を妨げず、 かつ、権

利者の正当な利益を不当に害しない特別の場合に限定する。(注)

注 この1の規定は、 締約国が、 自国が締結しており、 又は締結することとなる知的財産に関する多数国間協定に従って放送に関

する制限又は例外を定めることを妨げるものではない。

2

1の規定は、 締約国が貿易関連知的所有権協定、ベルヌ条約、 ローマ条約、 WIPO著作権条約及びW

Ι PO実演・レコード条約の締約国として利用することができる制限及び例外の適用可能性の範囲を減少

させ、又は拡大するものではない。

3 判読に障害のある者のために発行された著作物を利用する機会の促進を含む。)のため、 各締約国は、 正当な目的 (教育、 研究、 批評、意見及び報道並びに盲人、視覚障害者その他の印刷物の 特に1の規定に

適合する制限及び例外により、 自国の著作権及び関連する権利の制度における適当な均衡を可能とするよ

う努める。

4 又は例外を公正な利用のために採用し、 締約国は、 1に規定する権利の制限又は例外が1の規定に従って限定されている限り、 又は維持することができる。 当該権利の制限

第C節 商標

第十一・十九条 商標の保護

各締約国は、 ある事業に係る商品及びサービスを他の事業に係る商品及びサービスから識別することがで

きる標識又はその組合せを商標とすることができるものとすることを確保する。その標識、

特に単語

を含む。)、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、 商標として登

国も、 商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。 場合には、締約国は、 録することができるものとする。 標識を視覚によって認識することができることを商標の登録の条件として要求してはならず、また、 使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。 標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない いずれの締約

注 締約国は、 商標の適切な記述 (図式によって表示することができるもの) を要求することができる。

(注)

第十一・二十条 団体標章及び証明標章の保護

- 1 とを条件として、 各締約国は、 商標には団体標章及び証明標章を含むことを定める。 自国 の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。 締約国は、 証明標章が保護されるこ
- 2 保護 各締約国は、 の対象となることができることを定める。 また、 地理的表示として用いられ得る標識が自国の法令に従って自国の商標制度に基づく

第十一・二十一条 商標分類制 度

1 玉 際分類に関するニース協定 各締約国は、千九百五十七年六月十五日にニースで作成された標章の登録のための商品及びサービスの (随時行われる修正を含む。) (以下この章において「ニース協定」とい

う。)に適合する商標分類制度を採用し、又は維持する。

2 は、 ニース協定の定める分類制度 公定訳文が発行され、及び公表されている限りにおいて、ニース分類の最新のものに従う。 (以下この章において「ニース分類」という。) の翻訳を利用する締約国

第十一・二十二条 商標の登録及び出願

1 各締約国は、 次の事項を含む商標の登録のための制度を定める。

(a) 出願人に対して商標の登録の拒 絶 \mathcal{O} 理由 を書面により通知する (電子的手段によることができる。)

との要件

(b) 立て、 出願人が、 及び商標の登録の最終的な拒絶に対して司法上の申立てを行うため 自国 |の権限 のある当局 からの通知に応答し、 商標の登録の当初の拒絶に対して不服を申し の機会

(c) 商標が登録される前に当該商標に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

(i) 商標の出願に対して異議を申し立てること。

(ii) 権限 のある当局に対して商標の出願が登録の要件を満たしていない旨の情報を提供すること。

(d) 商標が登録された後に当該商標に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

- (i) 登録に対して異議を申し立てること。
- (ii) 登録の抹消を求めること。
- 一登録の取消しを求めること。
- iv 登録の無効を求めること。

(e)

書

面によるとの要件。

異議申立て、 抹消、 取消し又は無効の手続における行政上の決定 (注 について理由を示し、 かつ、

注 このeの規定の適用上、 「行政上の決定」には、 準司法的な決定を含む。

当該行政上の決定については、

電子的手段によることができる。

- 2 各締約国は、次のものを提供する。
- (a) 商標を処理し、 登録し、 及び維持するための電子的な出願のシステム
- (b) 商標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベース

第十一・二十三条 与えられる権利

各締約国は、 登録された商標の権利者の承諾を得ていない全ての第三者が、 当該登録された商標に係る商

品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結

ず、また、 る場合であると推定される。この条に定める排他的権利は、 とを定める。 果として混同を生じさせるおそれがある場合には、 締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。 同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、 当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有するこ いかなる既得権も害するものであってはなら 混同を生じさせるおそれがあ

第十一・二十四条 例外

つき、 締約国は、 記述上 商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、 の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。 商標により与えられる権利に

第十一・二十五条 地理的表示に先行する商標の保護

各締 約国は、 貿易関連知的所有権協定に従い、 自 国 の管轄内で地理的表示に先行する商標を保護する。

第十一・二十六条 広く認識されている商標の保護

1 が は類似の商標を使用することが先行して存在する当該広く認識されている商標と混同を生じさせるおそれ ある場合には、その登録を拒絶し、又は取り消し、及びその使用を禁止する(注3)ための適当な措置 各締約国は、同一又は類似の商品又はサービスについて広く認識されている商標 (注1、注2) と同 一又

注 1 この1の規定の適用上、 締約国は、 「広く認識されている商標の複製、 模倣又は翻訳」を「広く認識されている商標と同

又は類似のもの」として取り扱うことができる。

注 2

締約国は、

広く認識されている商標には、

当該締約国の決定するところに従って、当該広く認識されている商標と同一又は

類似の商標が出願され、 登録され、 又は使用される前に既に広く認識されている商標が該当することを了解する。

注 3 締約国は、 自国の司法機関に対し広く認識されている商標と同一又は類似の商標を使用することを禁止する権限を与えるこ

とにより、 この1の規定に基づいてその使用を禁止するための適当な措置を定める義務を履行することができる。

2 各締約国は、 千九百九十九年九月二十日から二十九日までの第三十四回W I P O 加盟国 |総会の各種会合

の際に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びWIPOの一般総会において採択された

周 知 商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を認識する。

3 ずれの締約国も、 商標が広く認識されている商標であることを決定するための条件として、 当該商標

が、 当該締約国において若しくは他の国若しくは地域の管轄内で登録されていること、広く認識されてい

る商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標として先行して認定されていることを要

求してはならない。

第十一・二十七条 悪意による商標(注)

注 この条の規定の適用上、締約国の権限のある当局は、 商標が他の者の広く認識されている商標と同一又は類似のものであるかど

うかを考慮することができる。

各締約国は、 自国の法令に従い、 商標 の登録の出願が悪意で行われたものである場合には、 自国の権限の

ある当局が当該出願を拒絶し、 又は当該登録を取り消す権限を有することを定める。

第十一・二十八条 二以上の商品又はサー ビスに関する単一の 出 願

各締約国は、二以上の商品若しくはサービス又はその組合せに係る商標の 登録の出願について、 当該二以

上の商品若しくはサービス又はその組合せがニース分類の の類に属するか二以上の類に属するかにかかわ

らず、単一の願書で行うことができることを定める。

第D節 地理的表示

第十一・二十九条 地理的表示の保護

各締約国は、 自国の法令において、 地理的表示を保護するために適当かつ効果的な手段を確保する。 各締

約国は、 貿易関連知的所有権協定に基づく全ての要件が満たされることを条件として、その保護につき商標

制度、 特別の制度又は他の法的手段によって定めることができることを認識する。

第十一・三十条 地理的表示の保護のための国内の行政上の手続

1 締約国は、 地理的表示の保護のための国内の行政上の手続(注)を定める場合には、 商標によるもので

あるか特別の制度によるものであるかを問わず、 地理的表示の保護の申請について次のことを行う。

注 この条の規定の適用上、「行政上の手続」には、準司法的な手続を含む。

(a) ١ ر ずれ か の締約国による自国民のためのあっせんを要求することなく、 地理的表示の保護の申請を受

理すること。(注)

注 締約国は、 他の締約国を原産地とする地理的表示の保護の申請には、 当該地理的表示が当該他の締約国において保護されて

いることを十分に示すと自国が認める証拠を含めることを要求することができる。

(b) 合理的な手続及び方式(注)に従って当該申請を処理すること。

注 締約国は、 この心の規定の適用上、合理的な手続及び方式を過度の負担とならない手続及び方式とすることができることを

了解する。

- (c) 保護に関する手続 地理的表示の保護について定める自国の法令が容易に公に利用可能なものであり、 (申請の提出に関する手続を含む。) を明確に定めることを確保すること。 及び地理的表示の
- (d) 表者が個別の申請の処理状況について確認するための情報を利用可能なものとすること。 公衆が地理的表示の保護の申請の提出に関する手続についての指針を入手し、 及び申請者又はその代
- (e) 的 玉 民の 表示に対して異議を申し立てるための手続を定めること。 当該申請 ため のあっせんを要求することなく受理されなければならない。 が異議申立てのために公表されることを確保すること及び当該申請の対象となってい 異議申立ては、 いずれかの締約国による自 る地理
- 2 を定める。 締 約 国 は、 1に 規定する地理的 表示の保護に関 Ĺ 地理的 表示に与えられた保護の取消し (注 の手続

注 この節の規定の適用上、 第十一・三十一条 取消しは、 異議申立て及び取消しの根拠 無効化又は抹消の手続によって実施することができる。

1 に関し、 各締約国は、 少なくとも地理的表示が関連する商品 前条 (地理的表示の保護のための国内の行政上の手続) の一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通 1eに規定する異議申立ての手続

的表示の保護に対して異議を申し立て、及び当該保護が拒絶されることを認める手続を定める。 例として用いられている用語(注)であることを根拠として、少なくとも利害関係を有する者が当該地理

注 締約国は、 一の締約国がぶどう酒及び蒸留酒のための地理的表示又はその申請についてこの条の規定を適用する場合には、こ

0 節 のいかなる規定も、 当該一の締約国に対し、 ぶどうの生産物についての他の締約国の地理的表示であって、該当する表示が

当該 一の締約国の領域において存在するぶどうの品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて、 保護するこ

とを要求するものではないことを了解する。

2 締 約国 は、 前条 (地理的 表示の保護のため の国内の行政上の手続) に定める手続により地理的 表示 の翻

訳又は音訳につい て地理的 表示 の保護を与える場合には、 当該翻訳又は音訳の保護に対する異議申立てに

少なくとも1に規定する根拠と同様の根拠を利用可能なものとする。 注

注 締約国は、 ぶどう酒及び蒸留酒のための地理的表示の申請についてこの2の規定を適用することを要求されない。

玉 各締約国は、 の領域において通例として用いられている用語であるかどうかを決定するに当たり、 1に規定する手続に関し、 一の用語が関連する商品の一般名称として日常の言語の中で自 消費者が当該一の

3

用語を自国 の領域においてどのように理解しているかを自国の権限のある当局が考慮する権限を有するこ

とを確保する。この消費者の理解に関連する要素には、 次の事項を含めることができる。

- (a) に、 当該一の用語が、 特定の商品の種類に言及するために用いられているかどうか。 辞書、 新聞、 関連するウェブサイト等における適当な情報によって示されるよう
- (b) 当該一の用語によって示される商品が、 自国の領域においてどのように販売され、 及び取引において

使用されているか。 (注)

注 において、 この心の規定の適用上、 自国の領域に存在する商品の種類又は等級を示すために用いられているかどうかを考慮することができる。 締約国の当局は、 適当な場合には、 当該一の用語が、 締約国間で認められた関連する国際的な基準

4 き、 に関し、 1 ずれ 地理的表示の保護が取り消され、 保護された用 の締約国も、 前条 語が自国において当初に保護を与えられた時の条件を満たさなくなったことに基づ (地理的 表示 又はその他の方法によって消滅する可能性を排除してはならない。 の保護 $\widehat{\mathcal{O}}$ ため Ď 国内の 行政上の手続) 2に規定する取消 L の手続

第十一・三十二条 複数の要素から構成される用語

(地理的表示の保護のための国内の行政上の手続)及び前条(異議申立て及び取消しの根拠)に定める手続 地理的表示として保護される複数の要素から構成される用語を構成する個々の要素は、第十一・三十条

締約国の領域において関連する商品の一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている

用語である場合には、当該締約国において保護を受けない。

第十一・三十三条 地理的表示の保護の日

第十一・三十条 (地理的表示の保護のための国内の行政上の手続)に定める締約国の国内の行政上の手続

(注1) による地理的表示の保護は、 当該締約国における保護の申請の提出の日(注2) 又は登録の日のうち

該当するいずれかの日以後に開始するものとする。

注1 この条の規定の適用上、「行政上の手続」には、準司法的な手続を含む。

注 2 この条に規定する提出の日には、 締約国が自国 の商標制度により地理的表示を保護する場合において、 該当するときは、パリ

条約に定める優先権に係る出願の日を含む。

第十一・三十四条 国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定

締約国は、 他の締約国又は非締約国の関係する国際協定(この協定が当該締約国について効力を生ずる日

の後に妥結されたものに限る。)に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において、 当該地理: 的表

示が第十一・三十条(地理的表示の保護のための国内の行政上の手続)に定める手続によって保護されてい

ないときは、次のことを行う。

うにすること。

- (a) 場合には、少なくとも利害関係を有する者が保護又は認定の要請の検討状況を確認することができるよ 地理的表示の保護又は認定のための手続に関する情報を公に利用可能なものとすること及び該当する
- (b) 十二条 十一・三十一条 する者が当該地理的表示に対して異議を申し立てるための手続を定めること及び当該手続に第十一・三 保護又は認定を検討されている地理的表示が異議申立てのために公表されることを確保すること、第 (複数の要素から構成される用語) (異議申立て及び取消しの根拠) の規定を適用すること。 1に定める事由を根拠として少なくとも利害関係を有
- (c) 関する詳細を公に利用可能なものとすること。 当該締: 約 |国が: 他 の締約国又は非締約国 の関係する国際協定による保護又は認定を検討している用語に

1 を生ずる日に先立って妥結されたものに限る。)において明示的に特定されており、かつ、当該国際協定 いずれの締約国も、 他の締約国又は非締約国の関係する国際協定 (この協定が当該締約国について効力

妥結された国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定

第十一・三十五条

に従って保護され、又は認定される地理的表示について前条 (国際協定に基づく地理的表示の保護又は認

定)の規定を適用することを要求されない。

2 締約国は、 新たな地理的表示の保護又は認定を許容している1に規定する国際協定について次のことを

行う。 (注)

注 締約国は、 第十一・三十条 (地理的表示の保護のための国内の行政上の手続) 及び第十一・三十一条 (異議申立て及び取消し

の根拠) に基づく義務を履行することにより、 この2の規定を遵守することができる。

(a) 前条 (国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定) (c)の規定を適用すること。

(b) 前条 (国際協定に基づく地理的 表示 の保護又は認定) (c)に規定する用語が保護され、 又は認定される

前に、 少なくとも利害関係を有する者に対し、 合理的な期間、 新たな地理的表示の保護又は認定につい

て意見を述べる機会を確保すること。

第E節 特許

第十一・三十六条 特許を受けることができる対象事項

2及び3の規定に従うことを条件として、特許は、 新規性、 進歩性及び産業上の利用可能性 (注 のあ

1

あるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、 る全ての技術分野の発明 (経過期間及び技術援助)の規定に従うことを条件として、発明地、 (物であるか方法であるかを問わない。)について与えられる。3及び第M節 特許が与えられ、及び特許権が享受さ 技術分野及び物が輸入されたもので

注 「有用性」 この節 の規定の適用上、 と同一 の意義を有するものとみなすことができる。 締約国は、 「進歩性」 及 び 「産業上の利用可能性」を、 それぞれ 「自明のものではないこと」及び

れる。

2 令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。 て防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、 又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。) 締 約国は、 公の秩序又は善良の風俗を守ること(人、 を目的として、商業的な実施を自国 動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、 単に自国 \mathcal{O} 領 域に、 の法 おい

3 締約国は、 また、 次のものを特許の対象から除外することができる。

人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(a)

(b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に

植物の品種の保護を定める。 生物学的な方法。ただし、 合には、 この

らの規定

について

類似の

改正を

行うかど

うかを

決定する

ために

この

らの規定

の見直しを

行 各締約国は、 締約国は、 特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって 貿易関連知的所有権協定第二十七条3份の規定が改正される場

第十一・三十七条 与えられる権利

う。

1 各締約国は、 特許が特許権者に対して次の排他的権利を与えることを定める。

(a) 特許の対象が物である場合には、 特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、 使用、 販

売 注 の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利 当該輸入を防止する権利は、 物品の使用、 販売、 輸入その他の頒布に関してこの章の規定に基づいて付与される他の全ての 注

(b) 特許の対象が方法である場合には、 特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止

権利と同様に第十一・六条

(知的財産権の消尽) の規定に従う。

及び少なくとも当該方法によって直接的に得られた物の使用、 販売の申出若しくは販売又はこれら

を目的とする輸入を防止する権利

2 特許権者は、 また、 特許を譲渡し、 又は承継によって移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を

有する。

第十一・三十八条 与えられる権利の例外

締約国は、第三者の正当な利益を考慮して、特許によって与えられる排他的権利につき限定的な例外を定

めることができる。ただし、 特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、 特許権者の正当な利益を不当に害し

ないことを条件とする。

第十一・三十九条 特許権者の許諾を得ていない他の使用

この協定のいかなる規定も、 貿易関連知的所有権協定第三十一条及び第三十一条の二並びに貿易関連知的

所有権協定附属書及びその付録の規定に基づく締約国の権利及び義務を制限するものではない。

第十一・四十条 特許の試験目的の使用

第十一・三十八条(与えられる権利の例外)の規定の適用を制限することなく、各締約国は、 試験目的

(注) で行う行為でないとしたならば特許を侵害することとなる行為について、特許を付与された発明 の対

象事項に関して試験目的で行う行為である場合には、いかなる者もこれを行うことができることを定める。

注 各締約国は、第十一・三十八条(与えられる権利の例外) の規定に適合して、 いかなる行為が 「試験目的」の意味に該当するか

を決定することができる。

第十一・四十一条 審査及び登録の手続上の側面

1 締約国は、それぞれの特許制度の全ての利用者及び公衆全体の利益のため、 それぞれの特許制度の質及

び効率性を向上させること並びにそれぞれの権限のある当局の手続及び手順を簡素化し、 及び合理化する

ことの重要性を認識する。

2 各締約国は、次の事項を含む特許制度を定める。

(a) 出願人に対して特許の付与を拒絶する理由を書面により通知するとの要件

(b) 出願 人がその出願について補正し、 及び意見を述べるための機会 注

注 この(b)の規定の適用上、 締約国は、 「補正する」には補充を含むことができること及び「意見を述べる」には出願人の出願

についての権限のある当局による認定に対する説明又は応答 (当該応答が出願についての補正又は補充と併せて行われるかど

うかを問わない。)を含むことができることを了解する。

(c) 特許に関し、 当該特許が付与される前に少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

- (i) 特許出願に対して異議を申し立てること。
- (ii) 特許出願の請求の範囲に記載されている発明の新規性又は進歩性を否定し得る情報を権限のある当

局に提供すること。

- (d) 特許に関し、当該特許が付与された後に少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

(i)

その付与に対して異議を申し立てること。

ii 抹消を求めること。

(iii)

取消

しを求めること。

iv 無効を求めること。

(e)

異議申立て、 抹消、 取消し又は無効の手続における行政上の決定(注) について理由を示し、 かつ、

書 面によるとの要件。 当該行政上の決定については、 電子的手段によることができる。

注 このeの規定の適用上、 「行政上の決定」には、準司法的な決定を含めることができる。

第十一・四十二条 特許の猶予期間

締約国は、イノベーションを支えるため、発明に新規性があるかどうかを判断するに当たり発明の公衆へ

の開示のうち一定のものを考慮に入れないとの特許の猶予期間が有益であることを認識する。

第十一・四十三条 電子的な特許出願のシステム

各締約国は、 特許出願人による出願を容易にするため、 電子的な特許出願のシステムを採用するよう奨励

される。

第十一・四十四条 十八箇月後の公開

1 各締約国は、 特許 出 願について、 その出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から十八箇

月を経過した後、 速やかに公開する。 ただし、 当該 出 願が先に公開され、 又は取り下げられ、 放棄され

若しくは拒絶された(注)場合は、この限りでない。

注 締約国 は、 この条の規定の適用上、 出願が各締約国の法令に従って取り下げられ、 放棄され、 又は拒絶されることを了解す

る。

2 締約国は、 1の規定に従って係属中の出願を速やかに公開しない場合には、 当該出願又はこれに対応す

る特許を実行可能な限り速やかに公開する。

3 この条のいかなる規定も、 締約国に対し、その開示が自国の安全保障又は公の秩序若しくは善良の風俗

に反すると当該締約国が認める情報を公開することを要求するものと解してはならない。

4 各締約国は、 1に規定する期間が満了する前に出願人が早期の出願の公開を請求することができること

を定める。

第十一・四十五条 先行技術としての情報 (インターネットにおいて公に利用可能とされたもの)

締約国は、 インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行技術の一部を構成し得ることを認識

する。

第十一・四十六条 迅速な審査

各締約国は、 自国 の法令及び規則に従い、 特許出願人がその特許出願についての迅速な審査を要請するた

めの国内手続を定めるよう努める。

第十一・四十七条 国際特許分類制度の導入

各締約国は、 千九百七十一年三月二十四日にストラスブールで作成された国際特許分類に関するストラス

ブール協定 (随時行われる修正を含む。) に適合する特許分類制度を利用するよう努める。

第十一・四十八条 植物の新品種の保護(注)

注 第十一・三十六条 (特許を受けることができる対象事項) 360の規定の適用については、 植物の品種の保護に関し、この条の規

定に従う。

る。

各 締 約国は、 植物 の品種の保護に関する効果的な特別の制度によって植物の新品種に対する保護を与え

第F節 意匠

第十一· 四十九条 意匠 の保護

1 創 意匠又は既知 性 各締約国 のある意匠でないものとすることを定めることができる。 は、 の意匠 独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護を定める。 の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、 締約国は、 主として技術的又は機能的 当該意匠を新規性 締約国は、 意匠 が既知の 又は独 にな考

2 各締約国は、 繊維の意匠の保護を確保するための要件、 特に、 費用、審査又は公告に関する要件が保護

慮により特定される意匠については、このような保護が及んではならないことを定めることができる。

を求め、 又は取得する機会を不当に害しないことを確保する。 各締約国は、 意匠法又は著作権法によって

この義務を履行することができる。

- 3 製又は実質的に複製である意匠を用いており、 は輸入することを防止する権利を有することを定める。 各締約国は、 保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が保護されている意匠の複 又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、 販売し、 又
- 4 る。 当な利益を不当に害しないことを条件とする。 各締約国は、 ただし、 保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、 第三者の正当な利益を考慮して、意匠の保護について限定的な例外を定めることができ かつ、保護されている意匠 .の権利者の正
- 5 各締約国 は、 次の いずれ か のものが意匠としての保護の対象となることを確認する。
- (a) 物品の一部に具体化された意匠
- (b) 適当な場合には、 自国 の法令に従い、 物品 の全体との関係において当該物品の 部につい て特別に考

慮された意匠

第十一・五十条 先行意匠としての情報(インターネットにおいて公に利用可能とされたもの)

注

注 この条の規定は、締約国に対し、 自国の行政当局が意匠の実体審査を行うことを確保することを要求するものではない。

締約国は、インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行意匠の一部を構成し得ることを認識

する。

第十一・五十一条 意匠の登録又は付与及び出願

第一一 1511 19 一意匠の登金とに付き力でと原

(a) 各締約国は、 出願人に対して意匠の登録又は付与の拒絶の 次の事項を含む意匠の登録又は付与のため 理由を書面により通知する の制度を定める。 (電子的手段によることがで

きる。)との要件

(b) に対して異議を申し立て、 出願人が、 意匠 に関して自国 又は不服を申し立てるため の権限のある当局 から 0 の通知に応答し、 機会 及び意匠の登録又は付与の拒絶

(c) 登録又は付与の取消し、無効又は抹消を求めるための機会

(d) 取消 無効又は抹消 の手続における行政上の決定 (注) について理由を示し、 かつ、 書面によると

の要件。 当該行政上の決定については、電子的手段によることができる。

注 この他の規定の適用上、 「行政上の決定」には、準司法的な決定を含めることができる。

第十一・五十二条 意匠の国際分類制度の導入

各締約国は、千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定 (随

時行われる修正を含む。)に適合する意匠の分類制度を利用するよう努める。

第G節 遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承(注)

注 この節の規定は、 遺伝資源、 伝統的な知識及び民間伝承についての締約国の立場 (WIPOの知的財産並びに遺伝資源、 伝統的

な知識及び民間伝承に関する政府間委員会等の場を通じた二国間又は多数国間の交渉におけるものを含む。) に影響を及ぼすもの

ではない。

第十一・五十三条 遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承

1 各締約国 は、 自国 の国際的 な義務に従うことを条件として、遺伝資源、 伝統的な知識及び民間伝承を保

護する適当な措置(注)を定めることができる。

注 締約国は、 「適当な措置」 が、 各締約国の決定する事項であり、 及び当該各締約国の知的財産制度に必ずしも関係しないこと

があることを了解する。

2 には、 締約国は、 当該要件に関する法令及び手続を、利害関係を有する者及び他の締約国が知ることができるような 自国の特許制度の一部として遺伝資源の出所又は起源に関する開示の要件 (注) がある場合

方法により、 実行可能なときはインターネット等において、利用可能なものとするよう努める。

注 締約国は、 一部の締約国が、 該当する場合には、 自国の特許制度において、情報に基づく事前の同意の証拠並びに遺伝資源及

び関連する伝統的な知識についての取得の機会及び利益の配分の証拠も要求しているという事実を認識する。

3 各締 約国は、 質の高い特許の審査を実施するよう努める。 当該審査には、次のことを含めることができ

る。

(a) る伝統的な知識に関するものを考慮に入れることができること。 先行技術を決定するに当たり、 関連する公に利用可能な記録された情報であって、 遺伝資源に関連す

(b) 識 に関する先行技術の開示を含む。)を第三者が権限のある審査当局に対して書面により引用するため 特許を付与することができるかどうかに関係し得る先行技術の開示 (遺伝資源に関連する伝統的な知

の機会を与えること。

(c) 適当な場合には、遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する情報を含むデータベース又はデジタルラ

イブラリーを利用すること。

第日節 不正競争

第十一・五十四条 不正競争からの効果的な保護

各締約国は、 パリ条約 (注) に従い、 不正競争行為からの効果的な保護を与える。

注 締約国は、 パリ条約第十条の二の規定が、 関連する場合には、商品及びサービスの提供に関する不正競争行為を対象とすること

を了解する。

第十一・五十五条 ドメイン名

各締約国は、 自国 0 国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名を管理するための制度に関 自

国の法令並びに適用がある場合にはプライバシー及び個人の情報の保護につい ての関連する管理者の 政策に

従い、次の手続及び救済措置を利用可能なものとする。

(a) 法人が承認したドメイン名統一紛争処理方針に定める原則に基づいて若しくは当該原則と同様の指針 紛争解決のため の適当な手続であって、ドメイン名及びIPアドレ スの割当てに関するインターネッ

- (i) に従って定めるもの又は次の全ての要件を満たすもの 迅速に、かつ、合理的な費用で紛争を解決することができるものであること。
- ii 公正かつ衡平なものであること。

- (iii) 過度の負担とならないこと。
- (iv) 司法手続を利用することを妨げないこと。
- (b) 少なくともある者が商標と同一の又は混同を生じさせるほどに類似したドメイン名を利益を得る不誠

実な意図をもって登録し、又は保有する場合には、適当な救済措置

(注)

きるが、これらのものを含めることを要しないことを了解する。

注

締約国は、この切に規定する救済措置には、

特に、

抹消、

取消し、

移転、

損害賠償又は差止めによる救済を含めることがで

第十一・五十六条 開示されていない情報の保護

1 各締約国は、 貿易関連知的所有権協定第三十九条2の規定に従い、 開示されていない情報の保護を定め

る。

2 1 情報を保護することの重要性を認識する。 1 の規定を適用するほか、 締約国は、第十一・一条(目的)2に定める目的に関連して開示されていな

第 I 節 国 名

第十一・五十七条 国 名

各締約国は、 利害関係を有する者に対し、 商品 の原産地について消費者を誤認させるような態様で当該商

品に関して締約国の国名を商業的に利用することを防止するための法的手段を提供する。

第 5節 知的財産権の行使

第一款 一般的義務

第十一・五十八条 一般的義務

1 続は、 ため、 ため 各締約国は、 の迅速な救済措置及び更なる侵害を抑止するため この節に規定する権利行使の 正当な貿易の新たな障害となることを回避し、 この章 -の規定 の対象となる知的財産権の侵害行為に対して効果的な措置 手 続が自国 の法令に基づいて利用可能であることを確保する。 か の救済措置を含む。) つ、 当該手続の濫用に対する保障措置を提供する がとられることを可能にする (侵害を防止する 当該手

2 を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され、又は不当な遅延を伴うものであってはな 知的 別産権 の行使に関する手続は、 公正かつ衡平なものとする。 当該手続は、 不必要に複雑な又は費用

ような態様で適用する。

らない。

- 3 各締約国は、この節の規定を実施するに当たり、 知的財産権の侵害の重大さと適用される救済措置及び
- 罰則との間の均衡の必要性並びに適当な場合には第三者の利益を考慮する。
- 4 ぼすものでもないことを了解する。この節のいかなる規定も、 法制度を設ける義務を生じさせるものではなく、また、 締約国は、 この節の規定が、一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的財産権の行使のための司 般的に法を執行する各締 知的 別産権 の行使と一 約国 般的な法の執行との 一の権能に影響を及

間

の資源

の配分に関して義務を生じさせるものではない。

- 5 める。 常 各 の方法でその氏名又は名称が明示されている者が当該著作物 締 第一文に定める義務は、 約国 は、 著作者の著作権に係る民事上の手続において、 締約 国 の法令において該当する場合には、 反証のない限り、 の著作者であると推定すること(注) 刑事上及び行政上の手続につい 著作物の著作者として通 を定
- 注 が できる。 締約国は、 締約国は、 法令に定める宣言等の宣誓を伴う陳述又は証拠としての価値を有する文書に基づき、この5の規定を実施すること また、この5に規定する推定が反証によって反論することのできる推定であることを定めることができ

て適用する。

民事上の救済 (注)

注 締約国は、 地 理的表示の権利行使に関する民事上の司法手続を定める義務であってこの款の規定に基づくものを貿易関連知的所

有権協定第二十三条1の注の規定に従って履行することができる。

第十一・五十九条 公正かつ衡平な手続

1 利 適 時に受ける権利を有する。 用 各締約国は、 可能なものとする。 この 章 の規定の対象となる知 被申立 当該司法手続の全ての当事 一人は、 十分に詳細な内容 筋 別財産権 の行使に関する民事上の 者は、 (主張 独立 の根拠を含む。)を含む書面 0 弁護人を代理人とすることが認 司法手続を権利者 による通 (注) めら 知を に

れるものとし、 1 当該 司 法手続の全ての当事者は、 また、 当該! 司法手続におい その主張を裏付け、 ては、 義務的 な出頭に関して過度に重い 及び全ての関連する証拠を提出することについ 要件を課してはならな

ての正当な権利を有する。 当該司法手続においては、 各締約国 「の憲法上の要請に反しない限り、 秘密 Iの情

報を特定し、 か つ、 保護するための手段を提供する。

各締 約国 は、 知的 財産権に関する民事上の紛争を解決するために代替的な紛争解決のための手続を利用

2

注

この条の規定の適用上、

「権利者」には、

連合及び団体であって、

その権利を主張する法的な地位を有するものを含む。

することを認めることができる。

第十一・六十条 損害賠償

1 による権利者の知的財産権の侵害により当該権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該 行っていることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、 各締約国は、 自国の司法当局が、 知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、 侵害行為を 当該侵害者

権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。 (注)

注 有しないことがあることを定めることができる。 締約国は、 また、 商標が使用されなかったことが認定された場合には、 締約国は、この1及び3に定める救済措置を併せて命ずることができることを 権利者がこの1及び3に定める救済措置に係る権利を

2 理的な価値 締約国 一の司法当局は、 の評価を考慮する権限を有する。 1の規定に基づく損害賠償の額を決定するに当たり、 注 特に、 権利者が提示する合

定める義務を負わない。

注 締約 国 の司法当局は、 損害賠償の額を決定するに当たり、 適当な場合には、侵害の対象となった物品又はサービスの価値で

あって、 その市場価格によって評価されるものを考慮する権限を有することができる。

3 いることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、 締約国の司法当局は、著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用について、 当該侵害行為から 侵害行為を行って

生じた当該侵害者の利益を権利者に支払うよう命ずる権限を有する。 (注

当該利益が1に規定する損害賠償に該当すると推定することにより、この3の規定を遵守することができる。

第十一・六十一条 訴訟の費用

注

締約国は、

又は 法手続が終了した時に、 各締約国は、 自国 の法令に定める他の費用を支払うよう命ずる権限 自国 の司法当局が、 適当な場合には、 少なくとも著作権又は関連する権利及び商標の侵害について民事上の司 敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士 注) を有することを定める。 の費用

注 締約国の司法当局は、 民事上の司法手続が終了した後に別個の手続を通じてこれを命ずる権限を有することができる。

第十一・六十二条 侵害物品並びに材料及び道具の廃棄

1 権侵害物品及び不正 各締約国は、 自国 商標商品を、 の司法当局が、民事上の司法手続において、 例外的な場合を除くほか、 いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる 少なくとも権利者の申立てにより、 著作

権限を有することを定める。

注

注 締約国は、 司法当局が、これらの物品を廃棄することを命ずる権限を有しつつ、廃棄することに代えて、これらの物品を、 権

利者に損害を与えないような態様で、 いかなる補償もなしに流通経路から排除することを命ずる権限も有することができること

を了解する。

2 各締約国 は、 更に、 自国の司法当局が、 民事上の司法手続において、1に規定する著作権侵害物品及び

不正 商標商品 品 の生産のために主として使用された材料及び道具を、 更なる侵害の危険を最小とするような

態様 で、 ζ, かなる補償もなしに流通経路から排除すること(注) を命ずる権限を有することを定める。

注 締約国は、 司法当局が、 これらの材料及び道具を排除することを命ずる権限を有しつつ、 排除することに代えて、これらの材

料及び道具を、 いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限も有することができることを了解する。

3 不正商標商品に関し、 例外的な場合を除くほか、 違法に付された商標の単なる除去は、 流通経路への商

品の流入を許可するために十分ではないものとする。

第十一・六十三条 民事上の司法手続における秘密の情報

各締約国は、 自国の司法当局が、 知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、 当該司法手続の

当事者、 弁護人、専門家その他の裁判所の管轄権に服する者に対し、 当該司法手続において作成され、又は

交換された秘密の情報の保護に関する司法上の命令 (注) の違反について罰を科する権限を有することを定

める。

注 この条の規定の適用上、 締約国は、各締約国が自国の法令において「司法上の命令」に代わる用語として「裁判所の命令」等の

用語を用いることができることを了解する。

第十一・六十四条 暫定措置

1 各締約国は、 商標の不正 使用に関する民事上の司法手続において、 自国 の司法当局が、 侵害の 疑い のあ

る物品及び次に掲げるもの の双方を差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる暫定措置をとる権

限を有することを定める。

- (a) 申し立てられた侵害行為において主として使用された材料及び道具
- (b) 申し立てられた侵害に関連する証拠書類
- 2 各締約国は、 著作権又は関連する権利の侵害に関する民事上の司法手続において、 自国 一の司法当局が、

侵害の疑いのある物品及び少なくとも次のいずれかのものを差押えその他の方法で管理の下に置くことを

命ずる暫定措置をとる権限を有することを定める。

- (a) 申し立てられた侵害行為において主として使用された材料及び道具
- (b) 申し立てられた侵害に関連する証拠書類
- 3 それがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、 各締約国は、 自国 の司法当局が、適当な場合、 特に、 遅延により権利者に回復できない損害が生ずるお 他方の当事者に意見を述べる機会を

与えることなく、暫定措置をとる権限を有することを定める。

- 4 当該 性をもっ を不当に妨げない担保又は同等の保証 各締約国は、 被申立人を保護し、 申立人の権利が侵害されていること又はその侵害が生ずる差し迫ったおそれがあることを十分な確実 て確認するために合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求する権限並びに当該申立 自国 の司法当局が、 及び濫用を防 暫定措置に関し、 を提供することを命ずる権限を有することを定める。 止するために十分であり、 申立人に対し、 かつ、 当該申立人が権利者であること及び 当該暫定措置 $\overline{\mathcal{O}}$ ため 0 手 続 人に \mathcal{O} 利用 対
- 5 締約国は、 暫定措置が貿易関連知的所有権協定第五十条4から8までの規定に従って実施されることを

第三款 国境措置

了解する。

第十一・六十五条 権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解

放の停止

1 不正 各締約国は、 商標商 品が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、 貿易関連知的所有権協定第五十一条の規定に従い、輸入貨物に関し、 著作権侵害物品又は 著作権侵害物 品又

提出することができる手続 (注 2) を採用し、 又は維持する。

は

不正

商標商品

(注 1)

の疑

いのある物品の解放を停止するよう自国の権限のある当局に対して申立てを

注

1

第

款

般的義務)

第二款

(民事上の救済)

第三款

(国境措置)

及び第四款

(刑事上

の制裁)

の規定の適用上、

(a) な商標を付したことをもってこれらの款の規定に基づく手続を定める締約国の法令上、 その基本的側面において識別することができない商標を許諾なしに付した同様の商品 「不正商標商品」とは、 ある商品について有効に登録されている商標と同一の商標又は当該有効に登録されている商標と (包装を含む。) であって、 商標権者の権利を侵害するものをい

う。

(b) から直接又は間接に作成された複製物であって、 「著作権侵害物品」とは、 ある国において、 権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ることなくある物品 当該物品の複製物の作成が、これらの款の規定に基づく手続を定める締約

国において行われたとしたならば、当該締約国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

注 2 締約国は、 権利者によって若しくはその承諾を得て他の締約国若しくは非締約国の市場に提供された物品の輸入又は通過中

の物品については、この手続を適用する義務は生じないことを了解する。

2 この款の規定の適用上、 「権限のある当局」には、 締約国の法令上の適当な司法当局、 行政当局又は法

執行当局を含めることができる。

第十一・六十六条 停止又は留置の申立て

各締約国は、 権利者の行政上の負担を最小にするため、 停止又は留置に関する受理された申立て (注) が

適切な期間、効力を有することを定めるよう努める。

注 この款の規定の適用上、 締約国は、 「申立て」を「記録」を意味するものとして取り扱うことができる。

第十一・六十七条 担保又は同等の保証

各締約国は、 自国 「の権限のある当局が、 第十一・六十五条(権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不

正商標商品の疑いのある物品の解放の停止)に規定する手続を開始する権利者に対し、 被申立人及び当該権

限のある当局を保護し、 並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権

限を有することを定める。 各締約国は、 当該担保又は同等の保証が当該手続の利用を不当に妨げないことを

定める。

第十一・六十八条 権限のある当局により権利者に対して提供される情報

該 限 物品若しくは不正 めることができる。 物 \mathcal{O} 締約国は、 品品 ある当局 0) 数量 並 情報の秘密に関する自国の法令の適用を妨げることなく、 が当該物 びに判明しているときは当該物品 商標商品の疑い 品 の荷送人、 . の 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所、 ある物品を留置し、 の原産国に 又は当該物品の うい て権利者に通知する権限を有することを定 自国 解放を停止した場合には、 の権限のある当局が著作権侵害 当該物品に関する記述、 自国 \mathcal{O} 当 権

第十一・六十九条 職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑い 0 ある物 品の

解放の停止

1 各締約国は、 輸入貨物に関し、 自国 の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある

の解放を停止するために職権により行動することができる手続を採用し、

又は維持する。

各締

注

物

品品

約国は、 自国の権限のある当局が職権により行動する場合には、輸入者及び権利者がその停止の通知を速

やかに受けることを定める。

注 締約国は、 当該物品が著作権侵害物品又は不正商標商品であると信ずるに足りる合理的な理由を自国の権限のある当局が有す

ることに基づいてこの義務を履行することができる。

2 締約国は、 輸出貨物に関し、 自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物

品 の解放を停止するために職権により行動することができる手続を採用し、 又は維持することができる。

当該締約国は、 自国 の権限のある当局 が職権により行動する場合には、 輸出者及び権利者がその停止

一の通

3 各締約国は、措置が誠実にとられ、又はとることが意図知を速やかに受けることを定める。

各締約国 は、 措置 又はとることが意図された場合に限り、 公の機関及び公務員の双方

の適当な救済措置に対する責任を免除する。

各締約国は、 第十一・七十条 自国 [の権限のある当局がこの款に定める国境措置をとるに当たって職権により行動する場合 職権による行為の際に権利者により権限のある当局に対して提供される情報

には権利者に対し当該権限のある当局を支援するために関連する情報を提供するよう要請する権限を有する

ことを定める。 締約国は、また、権利者が自国の権限のある当局に対して関連する情報を提供することを認

めることができる。

第十一・七十一条 権限のある当局による合理的な期間内における侵害の認定 (注

注 締約国は、第十一・六十九条 (職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止) に規

定する疑いのある物品が知的財産権を侵害していることの認定について、 当該疑いのある物品に貿易上の虚偽の記載がされている

ことを認定することにより、この条の規定に基づく義務を履行することができる。

各締約国は、 第十一・六十五条 (権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑い 0) ある物

品 の解放の停止)及び第十一・六十九条 (職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商 品 \mathcal{O} 疑

のある物品 の解放の停止) に定める手続の開始の後合理的な期間内に、 自国 の権限の ある当局が、 著作権侵

害物品又は不正 商標商品 品品 品の疑い 0 ある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを認定することができる手

続を採用し、又は維持する。

第十一・七十二条 権限のある当局による廃棄の命令

各締約国は、 権利者の他の請求権を害することなく、及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に

服することを条件として、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品であると認定された物

品 る除去は、 から排除することを確保する。 棄されない場合には、 の廃棄を命ずる権限及び当該物品の処分を命ずる権限を有することを定める。 流通経路への商品 例外的なときを除くほか、 の流入を許可するために十分ではないものとする。 不正商標商品に関 ľ 権利者に損害を与えないような態様で当該物 例外的な場合を除くほか、 違法に付された商標の単な 各締約国は、 当該物品が廃 品を流 通 経路

第十一・七十三条 費用

はならないことを定める。 費用を設定し、 各締約国 は、 知的財 又は決定する場合には、 産権 の行使のため これらの料金が当該国境措置の利用を不当に妨げる額に設定されて の国境措置に関連して、 申立てに係る手数料、 商品保管料又は 廃棄

第四款 刑事上の制裁

第十一・七十四条 刑事上の手続及び刑罰

1 関連する権利を侵害する複製及び商標の不正使用について適用されるものを定める。 各締約国は、 刑事上 の手続及び刑罰であって、 少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権又は 注

注 この条の規定の適用上、この1の規定は、 締約国が自国の法令に従って、故意により商業的規模で行われる関連する権利を侵

害する複製の場合における刑事上の手続及び刑罰の適用範囲を決定することを妨げるものではない。

2 手続及び刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。 の商業的規模の頒布又は販売が刑罰の対象となる不法な活動であることを定めることにより、 各締約国は、 故意による著作権侵害物品又は不正商標商品の商業的規模の輸入を1に規定する刑事上の 締約国は、 当該著作権侵害物品又は不正商標商品 この条の規

3 各締約国は、 1及び2に規定する犯罪に関し、 次の事項を定める。

定に基づく輸入に関する自国の義務を履行することができる。

(a) 拘禁刑及び十分に抑止的な罰金であって、 同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合

したものを含む刑罰(注)

注 この条のいかなる規定も、 拘禁刑と罰金とを併せて科することができることを定めることを締約国に義務付けるものと解し

てはならない。

限を有すること。

(b) された関連する材料及び道具並びに申し立てられた犯罪に関連する証拠書類の差押え(注)を命ずる権 自国の司法当局が、 著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品、 犯罪のために主として使用

注 締約国は、 公判前の差押えにつき、この心に規定する差押えを命ずる権限を自国の刑事上の執行当局に与えることにより、

この心の規定に基づく義務を履行することができる。

(c) 自国の司法当局が、 被告人に対するいかなる補償もなしに次に掲げる物品の没収又は廃棄を命ずる権

限を有すること。

(i) 著作権侵害物品及び不正商標商品

(ii) 著作権侵害物 品又は不正商標商 品品 の生産において主として使用された材料及び道具

(iii) 不正 な商標が付され、 及び犯罪のために使用されたラベル又は包装 (i)及びi)に掲げる物品 に該

当するものを除く。)

4 各締約国 は、 映画: 館において上映中の映画 の著作物 の許諾を得ない 商業的規模の複製 (注1) であっ

て、 当該映画の著作物の市場において権利者に対して重大な損害を与えるものに対処し、 及び当該損害を

抑止することの必要性を認識して、 少なくとも適当な刑事上の手続及び刑罰を含む措置を採用し、 又は維

持する。 (注2)

注 1 この4の規定の適用上、 締約国は、 「複製(copying)」を「複製(reproduction)」と同一の意義を有するものとして取

り扱うことができる。

注 2 この4の規定の適用上、 締約国は、 自国の法令に従い、 映画の著作物の許諾を得ない複製について特別な刑事上の基準額を

決定することができる。

第五款 デジタル環境における権利行使

第十一・七十五条 デジタル環境における侵害に対する効果的な措置

境における著作権又は関連する権利及び商標権の侵害行為についても同様に利用可能なものとすることを確

認する。

各締約国は、

第二款

(民事上の救済)

及び第四款

(刑事上の制裁)

に定める権利行使の手続をデジタル環

第K節 協力及び協議

第十一・七十六条 協力及び対話

1 締約国は、 締約国間の貿易及び投資の更なる促進の上での知的財産の利用及び保護並びに知的財産権の

行使の重要性を認識する。

2 締約国は、 知的財産の分野における一部の締約国の間の著しい能力の差異を確認する。

- 3 力し、 各締約国は、 並びに知的 この章の規定の効果的な実施を円滑にするため、 財産に関する問題について対話及び情報の交換を行う。 知的財産の分野において他の締約国と協
- 締 約国は、 知的 財 産 の効果的な利用及び保護並びに知的 財 産 権の効果的な行使に関する教育及び啓発を

促進するために協力するよう努める。

4

- 5 締 約 国 は、 知的財産権を侵害する物 品 の国際貿易を排除するために国境措置について協力する。
- 6 締 約 国 は、 適当な場合には、 調査及び審査 の作業の共有並 びに品質保証に係る制度についての情 報 の交

換 であって、 締 約国 の特許制度におけるより良い理解を促進することができるものを円滑にするためにそ

れぞれ の特許な 官庁の 間 で協力するよう努める。 (注

注 この6の規定は、 作業の共有に関する取組を支援する多数国間の情報共有の制度について適用することができる。

- 7 有することによって協力するよう努める。 締 約国は、 各締約 国がオンラインでの著作権 の侵害の防止に役立てるためにとる措置に関する情報を共
- 8 締約国は、 第十一・九条 (多数国間協定) 3又は第十一・四十八条 (植物の新品種の保護) の規定に関
- 植物 \mathcal{O} 新品種 の保護に関する制度(育成者権の例外を含む。)の運用について協力することができ

- 9 締 約国は、 イノベーションを支えるための特許の猶予期間に関する問題について協力するよう努める。
- 10 締 約国は、 特許の付与の取得に係る費用を減少させるため、それぞれの特許官庁の手続及び手順に関す

る問題について協力することができる。

11 締約国は、 それぞれの地理的表示の保護に関する情報 (制度、 手続及び対象となる商品に関するものを

含む。)を交換することができる。

12 締約国 は、 遺伝資源に関連する伝統的な知識 に関する特許出願 の審査における特許の審査 官の 訓 練に . つ

いて協力することができる。

13 \ \ 並びに関係する締約国 の章の規定に基づく全ての協力活動は、 の関係法令及び利用可能な資源の範囲内で行われる。 いずれかの締約国 の要請に基づき、 相互に合意する条件に従

第上節 透明性

第十一・七十七条 透明性

1 各締約国は、 知的財産権の取得可能性、 範囲、 取得、 行使及び濫用の防止に関する最終的な司法上の決

る。 り、 定及び一般に適用される行政上の決定につき、 少なくとも自国 各締約国は、 当該最終的な司法上の決定が、実行可能な場合にはオンラインで公表されることを定め の国語により公表し、又は公表が実行可能でない場合には、公に利用可能なものとす 他の締約国及び権利者が知ることができるような方法によ

るよう努める。(注)

注 この1の規定は、 締約国に対し、 自国の法令においてオンラインによる公表を明記することを要求するものではない。

2 並 なものとするために適当な措置をとる。 びに該当する場合にはその法的地位に関する情報 各締約国 は、 自国 の法令に従い可能な限りにおいて、 (登録及び失効の日等) 知的財 産権の出願又は申請及び登録に関する情報 を公表し、 又は公に利用可能

第M節 経過期間及び技術援助

この章のいかなる規定も、 第十一・七十八条 締約国が貿易関連知的所有権協定に基づく適用可能な経過期間であって、 貿易関連知的所有権協定に基づく後発開発途上締約国のための経過 期間 W T

Oにおいてこの協定が効力を生ずる日の前に合意されたもの又は同日以後に合意されるものを援用する権利

を害するものではない。

第十一・七十九条 締約国別の経過期間

1 発途上締約 締約国は、 玉 各締約 のための経過期間) 国 の異なる発展段階に留意して、及び前条(貿易関連知的所有権協定に基づく後発開 の規定の適用を妨げることなく、 附属書十一A (締約国別 \mathcal{O} 経過 期 間

の規定に従ってこの章の特定の規定の実施を遅らせることができる。

2 た、 利及び義務に影響を及ぼすものではない。 ならない。 つい 締 この協 て定める規定に基づく自国 約国は、 \sum_{i} 定の署名の日に有効な自国 の条のは 附属書十一 規定は、 A (締約国 締約国 $\overline{\mathcal{O}}$ 義務に措置を一 一及び他 |別の経過期間| |の関連 0 締 措置よりも当該義務に整合的でない新たな措置を採用 約国 層整合的でないものとする改正を行ってはならず、 が に定める関係する期間中に、 締結してい る国際協定に基づくこれらの締約国 同 附属書に お いて自国に しては 一 の 権 ま

第十一・八十条 締約国別の経過期間に関する通報

1

委員会に対し、これらの義務のそれぞれの履行のための自国 の経過期間を有する締約国は、 附属書十一A (締約国別の経 この協定が自国について効力を生ずる日の後に、ビジネス環境に関する小 過期間) に定めるところによりこの章の規定に基づく義務に係る締約国別 の計画及び当該履行に向けた進捗状況を次の

とおり通報する。

- (a) 五年以下の経過期間については、 当該経過期間が満了する六箇月前に通報する。
- (b) 五年を超える経過期間については、この協定が自国について効力を生ずる日から五年後の日及びその

後当該日から一年ごとに通報し、 当該経過期間が満了する六箇月前に通報する。 (注)

注 この心の規定は、 附属書十一A (締約国別の経過期間) に定める経過期間の延長についても適用する。

2 その要請を受けた締約国 締約国 は、 義務の履行に向 は、 けた他 当該要請に速やかに応ずる。 1の締 約 国 の進捗状況に関する追加的な情報を要請することができる。

3 た義務を履行するためにいかなる措置をとったかについて他の締 締 約国 別 の経過期間を有する締約国 は、 当該経過期間 が満了する日までに、 約国に通報する。 当該経過期間 の対象となっ

4 締 約国 が 3 の規定に従って通報しなかった場合には、 事案は、 ビジネス環境に関する小委員会の次の通

第十一・八十一条 技術援助

常会合の議題に自動的に掲げられるものとする。

1 締約国は、 第十五章 (経済協力及び技術協力) の目的に従い、 附属書十一B (技術援助に係る要請の一

覧)に定めるこの章の規定の実施のために特定されたニーズに基づいて必要な技術援助を行うことを合意

する。

2 1に規定する技術援助は、 関係する締約国の関連規則及び利用可能な資源の範囲内で、 相互に合意する

条件に従って行われる。

第N節 手続事 項

第十一・八十二条 知的財産権

の運用のための手続の改善

締 約国は、 自国の知的財 産制度を効率的に運用することの重要性を認識する。 この点に関 Ļ 各締: 約国

の手続を継続的に見直すものとし、

適当な場合には、

当該手続を改善す

るよう努める。

は、

知的

財

産

権

 \mathcal{O} 運 用

 \mathcal{O}

ための自国

第十一・八十三条 書面による手続上の要件の簡素化

前条 (知的財産権の運用のための手続の改善) の規定を適用するほか、 各締約国は、次の事項に関する自

国が維持する手続上の要件を簡素化するよう努める。

(a) 特許出願に関する翻訳の証明

附属書十一A

この附属書の規定の適用上、

(a) 「経過期間」とは、その期間が満了する前に締約国が第十一章(知的財産) の特定の規定を完全に実

施することとなる期間をいう。

(b) 年数(例えば、「五年」)は、この協定が締約国について効力を生ずる日に開始する当該締約国の経

過期間を示す。

(c) 各条項は、 締約国の経過期間の満了までの間、 当該締約国が実施を遅らせることができる特定の規定

を示す。

カンボジア

規

定

経 過 期 間

第十一・九条(多数国間協定)1@(WIPO著作権条約について)	十年(一回に限り五年間延長することができる。)
いて) 第十一・九条(多数国間協定) 1 ff (WIPO実演・レコード条約につ	十年(一回に限り五年間延長することができる。)
第十一・十四条(効果的な技術的手段の回避)	十年(一回に限り五年間延長することができる。)
第十一・十五条(電磁的な権利管理情報の保護)	十年(一回に限り五年間延長することができる。)
第十一・十九条(商標の保護)(音による標章について)	十年(一回に限り五年間延長することができる。)
第十一・二十二条(商標の登録及び出願)2(a)及び(b)	十年(一回に限り五年間延長することができる。)
第十一・四十八条(植物の新品種の保護)	十年(一回に限り五年間延長することができる。)
第十一・六十二条(侵害物品並びに材料及び道具の廃棄)2	十年(一回に限り五年間延長することができる。)
第十一・六十四条(暫定措置)1a	十年(一回に限り五年間延長することができる。)
第十一・七十四条(刑事上の手続及び刑罰)3份及びⓒ	十年(一回に限り五年間延長することができる。)

第十一・二十二条(商標の登録及び出願)2(a)

十年

第十一・十九条(商標の保護)

(非伝統的な商標について)

十五年

十五年

第十一・九条(多数国間協定)1g(マラケシュ条約について)

ラ

十年	第十一・十九条(商標の保護)(音による標章について)
十年	実演・レコード条約及びマラケシュ条約について)約、特許協力条約、マドリッド議定書、WIPO著作権条約、WIPO第十一・九条(多数国間協定)1@からぽまで(パリ条約、ベルヌ条
経過 期間	規定
	ミャンマー

		フ	<u></u>				
第十一・十九条(商標の保護)(音による標章について)	規定	フィリピン	第十一・七十五条(デジタル環境における侵害に対する効果的な措置)	対して提供される情報) 第十一・七十条(職権による行為の際に権利者により権限のある当局に	第十一・四十八条(植物の新品種の保護)	第十一・三十条(地理的表示の保護のための国内の行政上の手続)	第十一・二十二条(商標の登録及び出願)2a及びじ
延長につき、フィリピンからの正当な要請を検討す締約国は、五年の期間が満了した時からの期間の五年	経過期間		十年	三年	五年	十年	五年

タ	
1	

規定	経過 期間
第十一・九条(多数国間協定)1g(WIPO著作権条約について)	三年
いて) 第十一・九条 (多数国間協定) 1 f) (WIPO実演・レコード条約につ	五年
演家について) 第十一・十条(著作者、実演家及びレコード製作者の排他的権利)(実	五年
第十一・十一条(放送に対する報酬請求権)(実演家について)	五年
第十一・四十四条(十八箇月後の公開)	五年

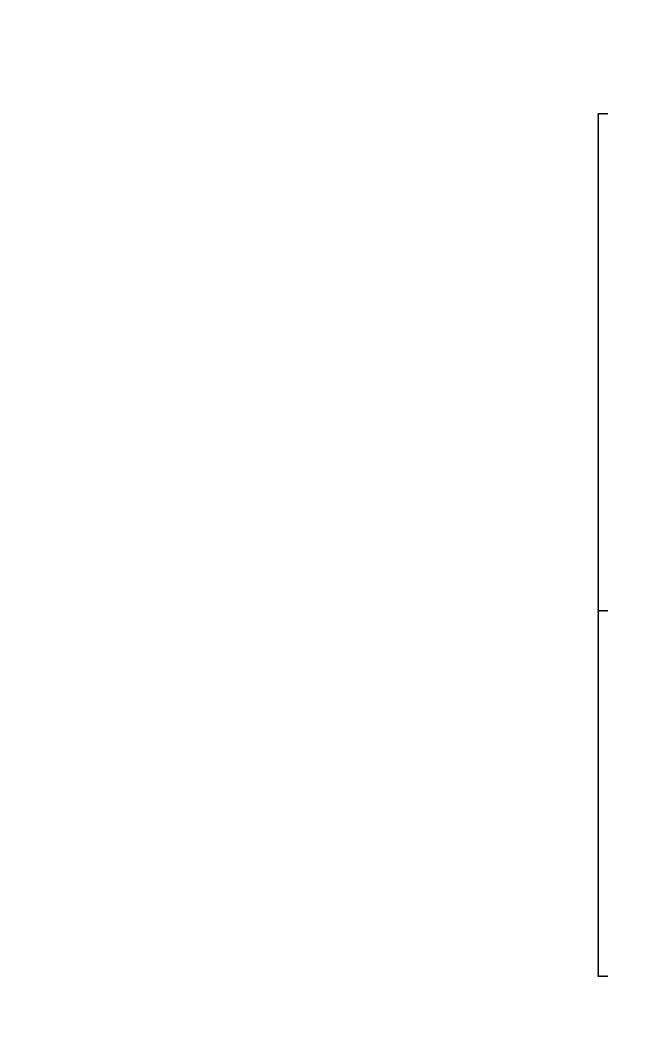
期間を示すものとする。
る。当該要請は、その求める延長の理由及び適当な

ベ
}
ナ
Δ

第十一・六十二条(侵害物品並びに材料及び道具の廃棄)

五年

五年	子的な出願のシステムの設置について) 第十一・二十二条(商標の登録及び出願)2a(商標の処理のための電
三年	第十一・十九条(商標の保護)(音による標章について)
五年	第十一・九条(多数国間協定)1g(マラケシュ条約について)
三年	いて) 第十一・九条 (多数国間協定) 1(f) (WIPO実演・レコード条約につ
三年	第十一・九条(多数国間協定)1g(WIPO著作権条約について)
経 過 期 間	規



附属書十一B 技術援助に係る要請の一覧

カンボジア

関連規定	技 術 援 助
第十一・二十二条(商標の登録及び出願)2a)	カンボジアの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商
	標の処理、登録及び維持のための電子的な出願のシステムを設けるに
	当たって支援する。
第十一・九条(多数国間協定)1(e)及びf)、第十一・	1 次に掲げる者の能力開発において支援する。
十四条(効果的な技術的手段の回避)、第十一・十六	(a) 音による標章の保護を対象とするための法改正の過程に関与す
条(技術的手段及び権利管理情報の保護及び救済に対	る職員及び専門家
する制限及び例外)、第十一・十九条(商標の保	(b) 音による標章の保護に関する商標の審査官
護)、第十一・二十二条(商標の登録及び出願)	(c) 商標、特許及び植物の新品種の電子的な出願のシステムを維持
2、第十一・四十八条(植物の新品種の保護)、第十	し、及び開発することを目的とする情報技術の専門家

たって支援する。	
- 処理、登録及び維持のための電子的な出願のシステムを設けるに当	
ラオスの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商標の	第十一・二十二条(商標の登録及び出願)2a
技 術 援 助	関連規定
	ラオス
	対する効果的な措置)
ついての専門知識を提供する。	びに第十一・七十五条(デジタル環境における侵害に
2 WIPO著作権条約及びWIPO実演・レコード条約への加入に	一・七十四条(刑事上の手続及び刑罰) 3 6 及び(c)並
門家	棄)、第十一・六十四条(暫定措置) 1 (a)、第十
d 権利管理情報、技術的手段及び権利行使に関与する職員及び専	一・六十二条(侵害物品並びに材料及び道具の廃

· 				1
第十一・二十二条(商標の登録及び出願)2(b)	第十一・二十二条(商標の登録及び出願)2(a)	いて) 第十一・十九条(商標の保護)(非伝統的な商標につ	第十一・十三条(集中管理を行う団体)	関連規定
タベースを設けるに当たって支援する。標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子デーミャンマーの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商	当たって支援する。標の処理、登録及び維持のための電子的な出願のシステムを設けるにミャンマーの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商	るために必要な訓練において支援する。きる標章である伝統的な商標に限定されない。)に関する能力を有す商標の審査官が全ての種類の商標(視覚によって認識することがで	するサービスの確立及び提供に関して支援する。集中管理を行う団体の運営並びに集中管理を行う団体の構成員に対	技 術 援 助

る効果的な措置)第十一・七十五条(デジタル環境における侵害に対す	るための運用上のニーズに対して支援する。ミャンマーがデジタル環境における侵害に対する効果的な措置をと
ベトナム	
関連規定	技 術 援 助

第D節 (地理的表示)

る。地理的表示の保護に関する制度の実施及び発展に当たって支援す

(職権による行為に基づく著作権侵 ミャンマーの税関当局が職権による行為の執行に関し著作権侵害物

| 品及び不正商標商品を効果的に確認する能力を開発するに当たって支

止)及び第十一・七十条(職権による行為の際に権利 | 援する。

者により権限のある当局に対して提供される情報)

第十一・六十九条

害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停

第十一・九条(多数国間協定)1(g)から(g)まで、第十	1 次に掲げる者の能力開発において支援する。
一・十九条(商標の保護)及び第十一・二十二条(商	(a) 音による標章の保護を対象とするための法改正の過程に関与す
標の登録及び出願)2	る職員
	(b) 音による標章の保護に関する商標の審査官
	(c) 電子的なシステムの維持及び開発に関する情報技術の専門家
	2 WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約及びマラケ
	シュ条約への加入についての専門知識を提供する。

第十二章 電子商取引

第A節 一般規定

第十二・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「コンピュータ関連設備」とは、 商業上の利用のために情報を処理し、 又は保存するためのコンピュ

タ・サーバー及び記憶装置をいう。

(b)

「対象者」とは、

次のいずれ

かのものをいう。

ただし、

附属書八A

(金融サービス)

第一

条

(定義)

]

に定義する「金融機関」 「公的機関」 及び 「金融サー ビス提供者」を含まない。

(i) 第十・一条 (定義) (a)に定義する「対象投資財産」

(ii) 第十・一条 (定義) (e)に定義する 「締約国の投資家」 (金融機関に対する投資家及び金融サービス

提供者に対する投資家を含まない。)(注)

注 金融機関に対する投資家又は金融サービス提供者に対する投資家は、 金融機関又は金融サービス提供者に対するもので

ない他の投資に関して引き続き「対象者」となり得る。

- 一第八・一条(定義)に定義する締約国のサービス提供者
- (c) 準を決定するために当該記述又は主張を照合し、 「電子認証」とは、電子的手段による記述又は主張が信頼できるものであることについての確信の水 又は検証する処理をいう。
- (d) に反して、 「要求されていない商業上の電子メッセージ」とは、受信者の同意なしに又は受信者の明示的な拒否 商業上又はマーケティング上の目的で電子的なアドレスに送信される電子メッセージをい

う。

(注)

- 注 締約国は、 付される要求されていない商業上の電子メッセージについてこの定義を適用することができる。 締約国は、 第十二・九条 又は二以上の送付の態様 (要求されていない商業上の電子メッセージ) (ショート・ メッセージ・サービス (SMS) の規定に適合する措置であって、 及び電子メールを含む。)によって送 この注の規定にかかわらず、 要求されてい
- 業上の電子メッセージの他の送付の態様について適用されるものを採用し、 原則及び目的 又は維持するよう努めるべきである。
- 1 枠組みの重要性並びに電子商取引の発展及び利用を円滑にすることの重要性を認識する。 締約国は、 電子商取引がもたらす経済的な成長及び機会、電子商取引における消費者の信頼を促進する

- 2 この章の規定は、次のことを目的とする。
- (a) 締約国 間の電子商取引を促進し、及び電子商取引の一層広範な利用を世界的に促進すること。
- (b) 電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること。
- (c) 電子商取引の発展に関する締約国間の協力を促進すること。

第十二・三条 適用範囲 (注)

注 締約国は、この章の規定に基づく義務がWTOにおけるいかなる締約国の立場も害するものではないことを確認する。

1 ک の章の規定は、 締約国が採用し、 又は維持する措置であって、 電子商取引に影響を及ぼすものについ

て適用する。

2 この章の規定は、政府調達については、適用しない。

3 この章の規定は、 締約国により若しくは締約国のために保有され、 若しくは処理される情報又は当該情

4 報に関連する措置 第十二・十四条 (コンピュータ関連設備の設置) (当該情報の収集に関連する措置を含む。) については、 及び第十二・十五条 (情報の電子的手段による国境を 適用しない。

越える移転)の規定は、第八章(サービスの貿易) 又は第十章(投資)に規定する義務に適合しない締約

玉 |の措置 の側面については、 当該措置が次のいずれかに該当する限りにおいて、 適用しない。

(a) 第八・八条 (適合しない措置に係る表) 又は第十・八条 (留保及び適合しない措置) の規定に従って

採用され、又は維持される措置

(b) 第八・六条 (最恵国待遇) 若しくは第八・七条 (特定の約束に係る表) の規定に従って行われる締約

玉 の約束において特定される条件及び制限に従って採用され、 若しくは維持される措置又は当該約束の

対象となっていない分野に関する措置

(c) 第八章 **つ**サ ĺ ピ ス の貿易) 又は第十章 (投資) に規定する義務に適用される例外に基づい て採用さ

れ、又は維持される措置

5

電 子 的に納入されるサー ビスの提供に影響を及ぼす措置は、 次の規定 附 属書Ⅱ (サー Ė スに関する特

定 の約束に係る表) 及び附属 書Ⅲ (サ ビス及び投資に関する留保及び適合しない 措置に係る表) 0) 規定

を含む。) に含まれる義務及び当該義務に適用される例外の対象となる。

- (a) 第八章 (サービスの貿易) の関連規定
- (b) 第十章(投資)の関連規定

第十二・四条 協力

- 1 各締約国は、適当な場合には、次のことのために協力する。
- (a) 中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援すること。
- (b) 締約国が自国の電子商取引のための法的枠組みを実施し、又は強化することに資する締約国間の対象

(研究活動及び訓練活動、

能力の開発、

技術援助の供与等)を特定するこ

کے

を特定した協力のための分野

(c) 電子商取引の発展及び利用に関連する課題に対処するに当たり、 情報、 経験及び最良の慣行を共有す

ること。

(d) 産業界に対し、 電子商取引の利用を促進するために説明責任及び消費者の信頼を向上させる手法又は

慣行を生み出すよう奨励すること。

- (e) 電子商取引の発展を促進するために地域的な及び多数国間の場に積極的に参加すること。
- 2 締約国は、 国際的な場において追求される協力に係る既存の自発的活動を基礎とし、かつ、これと重複

しない形態の協力を行うよう努める。

第B節 貿易円滑化

第十二・五条 貿易に係る文書の電子化

1 各締約国は、 次のことを行う。

(a) 世界税関機構その他の国際機関が合意する方式を考慮して、貿易に係る文書の電子化について定める

施策の実施に向けて努力すること。 (注)

注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、 この(3の規定を適用する義務を負わない。

電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該貿易実務に係る文書が書面により提出される

(b)

場合と法的に同等なものとして受理するよう努めること。

(c) 貿易実務に係る文書について、電子的形式により公に利用可能なものとするよう努めること。

2 締約国は、 電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するために国際的な場において協力す

第十二・六条 電子認証及び電子署名 る。

1

締約国は、 自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、署名が電子的形式によるものであることの

みを理由として当該署名の法的な有効性を否定してはならない。

注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この1の規定を適用する義務を負わない。

- 2 各締約国は、 電子認証のための国際的な規範を考慮して、次のことを行う。
- (a) 電子的な取引の参加者が当該取引のための適当な電子認証の技術及び実施方式を決定することを許容

(b) 電子的な取 引のための電子認証の技術及び実施方式の承認を限定しないこと。

すること。

(c) 電子的な取引の参加者が当該取引について締約国の電子認証に関する法令を遵守していることを証明

する機会を得ることを許容すること。

3 施基準を満たし、 各締約国 は、 2の規定にかかわらず、 又は自国の法令に従って認定された当局によって認証されることを要求することができ 特定の区分の電子的な取引について、 電子認証の方式 が特定の実

4 締約国は、相互運用性のある電子認証の使用を奨励する。

る。

第C節 電子商取引に資する環境の醸成

第十二・七条 オンラインの消費者の保護

- 1 及び消費者の信頼の向上に資する他の措置を採用し、及び維持する重要性を認識する。 締約国は、 透明性があり、かつ、効果的な消費者の保護に関する措置であって電子商取引のためのもの
- 2 各締約国は、 電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的な又は誤認
- させる行為からこれらの消費者を保護することを定める法令を採用し、又は維持する。 (注
- 注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、 この2の規定を適用する義務を負わない。
- 3 任を有するそれぞれ 締 約国 は、 消費者の保護を強化するため、 の権限のある当局の間で協力を行うことの重要性を認識する。 電子商取引に関連する活動に関し、 消費者の保護について責
- 4 る。 各締約国 当該情報には、 は、 消費者 次の方法に関するものを含める。 の保護であって自国 が電子商取引の利用者に提供するものに関する情報を公表す
- (a) 消費者が救済を得ることができる方法
- (b) 事業者が法的な要件を満たすことができる方法

第十二・八条 オンラインの個人情報の保護

各締約国は、 電子商取引の利用者の個人情報の保護を確保する法的枠組みを採用し、 又は維持する。

(注1、注2)

1

注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この1の規定を適用する義務を負わない。

注 2 締約国は、 プライバシー又は個人情報を保護する包括的な法令、個人情報の保護を対象とする分野別の法令、 個人情報の保

護に関して法人が負う契約上の義務の履行について定める法令等の措置を採用し、 又は維持することにより、この1に定める

義務を履行することができる。

2 各締約国 は、 個人情報の保護のため の自国 の法的枠組みを策定するに当たり、 関係する国際的な機関又

は

寸

体

 \mathcal{O}

玉

際的

な基準、

原則、

指針及び規準を考慮する。

3 各締 約国 は、 個人情報の保護であって自国が電子商取 引の利用者に提供するものに関する情報を公表す

る。当該情報には、次の方法に関するものを含める。

(a) 個人が救済を得ることができる方法

(b) 事業者が法的な要件を満たすことができる方法

4 締 約国は、 法人に対し、個人情報の保護に関連する当該法人の方針及び手続をインターネット等におい

て公表するよう奨励する。

5 締約国は、 可能な限り、 他の締約国から移転される個人情報の保護のために協力する。

第十二・九条 要求されていない商業上の電子メッセージ

1 各締約国は、 要求されていない商業上の電子メッセージに関する次のいずれかの措置を採用し、 又は維

持する。

(a) 要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の

(b) 自国 の法令によって特定された方法により、 商業上の電子メッセージを受信することについて受信者

電子メッセージの受信の停止を円滑に行うことができるようにすることを要求する措置

の同意を要求する措置

(c) その他要求されていない商業上の電子メッセージの最小化について定める措置

2 各締約国は、 要求されていない商業上の電子メッセージの提供者であって、 1の規定に従ってとる措置

を遵守しないものに対してその遵守を求める手段について定める。 (注

注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この2の規定を適用する義務を負わない。ブ

ルネイ・ダルサラーム国は、この協定が効力を生ずる日の後三年間、この2の規定を適用する義務を負わない。

3 締約国は、 要求されていない商業上の電子メッセージの規制に関して、 懸念を共有する適当な事案につ

いて協力するよう努める。

第十二・十条 国内規制の枠組み

1 各締約国は、 千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法、二千五年十

月二十三日にニュー ヨークで作成された国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条

約その他の電子商取引に関連する適用可能な国際条約及び国際的なモデル法を考慮して、

電子的な取引を

規律する法的枠組みを採用し、又は維持する。(注)

大谷 で名詞 中海 みる 地戸 コープ に終 打 でん 一〇年

この協定が効力を生ずる日の後五年間、この1の規定を適用する義務を負わない。

注

カンボジアは、

2 各締約国は、 電子的な取引に対する不必要な規制の負担を回避するよう努める。

第十二・十一条 関税

1 各締約国は、 締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという自国の現在の慣行を維持

する。

- 2 定 1に規定する慣行は、電子商取引に関する作業計画に関連する二千十七年十二月十三日のWTO閣僚決 (文書番号WT/MIN (一七) /六五) に基づくものとする。
- 3 閣僚決定における更なる成果を考慮して、 各締約国は、 電子商取引に関する作業計画の枠組みの中での電子的な送信に対する関税に関するWTO 1に規定する自国 の慣行を修正することができる。
- 4 締約国は、 電子商取引に関する作業計画に関連する更なるWTO閣僚決定を踏まえてこの条の規定を見

直す。

5 は な 1 \ <u>`</u> の規定は、 ただし、 締約国が電子的な送信に対して租税、 これらの租税、 手数料又は課徴金がこの協定に適合する方法で課されることを条件とす 手数料その他の課徴金を課することを妨げるもので

第十二・十二条 透明性

る。

1 置を、 きはインターネットによるものを含む。)により公に利用可能なものとする。 各締約国は、 可能な限り速やかに公表するものとし、公表が実行可能でない場合には、 この章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼす一般に適用される全ての関連する措 他の方法 (実行可能なと

2 各締約国は、この章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼす自国の一般に適用される措置に関す

る特定の情報についての他 の締約国からの適切な要請に対して可能な限り速やかに応ずる。

第十二・十三条 サイバーセキュリティ

締約国は、次のことの重要性を認識する。

(a) コンピュータの安全性に係る事象への対応について責任を有するそれぞれの権限のある当局の能力を

構築すること(最良の慣行の交換を通じたものを含む。)。

(b) サイバーセキュリテ ィに関連する事項について協力するために既存の協力の仕組みを利用すること。

第十二・十四条 コンピュータ関連設備の設置

第D節

国境を越える電子商取引の促進

1 を確保することを追求するための要件を含む。)をとることができることを認識する。 締約国は、 各締約国がコンピュ ータ関連設備 の利用又は設置に関する自国の措置 (通信の安全及び秘密

2 ずれの締約国も、 自国 の領域において事業を実施するための条件として、 対象者に対し、 当該領域に

お いてコンピュータ関連設備を利用し、 又は設置することを要求してはならない。 (注)

注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間(必要な場合には、更に三年間)、この2の規

定を適用する義務を負わない。 ベトナムは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この2の規定を適用する義務を負わない。

3 ない。 この条のいかなる規定も、 締約国が次のいずれかの措置を採用し、 又は維持することを妨げるものでは

(a) 2の規定に適合しない措置であって、 締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要であると

当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対す

る偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。 (注

認めるもの。

ただし、

注

この

(a)

の規定の適用上、

締約国は、

正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認する。

(b) 締約国 が 自国 の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。 他の締約国は、 当

該措置については、 争わない。

第十二・十五条 情報の電子的手段による国境を越える移転

1 締約国は、 各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができる

ことを認識する。

2 締

締約国は、 情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合に

は、当該移転を妨げてはならない。 (注)

注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間 (必要な場合には、更に三年間)、この2の規

定を適用する義務を負わない。 ベトナムは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、 この2の規定を適用する義務を負わない。

この 条の ζ, かなる規定も、 締約国が次のいずれかの措置を採用し、 又は維持することを妨げるものでは

ない。

認めるもの。

ただし、

3

(a) 2の規定に適合しない措置であって、 締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要であると

当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対す

る偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。 (注

注 この(a)の規定の適用上、 締約国は、 正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認する。

(b) 締約国 一が自国 の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。 他 の締約国は、 当

該措置については、争わない。

第E節 他の規定

第十二・十六条 電子商取引に関する対話

- 1 対話を含む。 締約国は、)の重要性を認識する。 電子商取引の発展及び利用を促進するに当たっての対話 締約国は、 当該対話の実施に当たり、 (適当な場合には、 次の事項を検討する。 利害関係者との
- (a) 第十二・四条(協力)の規定に従って行う協力
- (b) 及びコンピュ 現在の及び新たな問題(デジタル・プロダクトの待遇、 ータ関連設備の設置であって、 金融サービスにおけるもの等) ソース・コード、 データの国境を越える流通
- (c) 引に関連する技術の普及 電子商取 引の発展及び利用に関連する他の事項 (自由職業家の国境を越える一 (反競争的行為、 時的な移動 0 オンラインでの紛争解決、 ための ものを含む。 等) 電子商取
- 2 1 に規定する対話については、 第十八・三条 (RCEP合同委員会の任務) 1 ()の規定に従って実施す

る。

3 に掲げる事項及びこの条の規定に従って実施した対話の結果行われる勧告を考慮する。 締約国は、 第二十・八条(一般的な見直し)の規定に従って行うこの協定の一般的な見直しにおいて、

第十二・十七条 紛争の解決

- 1 この章の規定の解釈及び適用について締約国間に意見の相違がある場合には、 誠実に協議を行うものとし、 相互に満足すべき解決を得るようあらゆる努力を払う。 関係する締約国 は、 ま
- 2 1に規定する協議によって意見の相違を解決することができない場合には、 当該協議を行った締約国
- は、 ることができる。 第十八・三条(RCEP合同委員会の任務)の規定に従ってその問題をRCEP合同委員会に付託す
- 3 う。 般的、 解決を求めてはならない。 な見直 ずれの締約国も、 第十九章 しの一部として、 (紛争解決) この章の規定の下で生ずる問題について、 の規定は、 締約国は、 第十九章 当該見直しが完了した後、その適用に合意した締約国 第二十・八条 (紛争解決) の規定のこの章の規定への適用について見直しを行 (一般的な見直し) 第十九章 の規定に従って行うこの協定 (紛争解決) の規定による紛争 の間で、この の 一

章の規定について適用する。

第十三章 競争

第十三·一条 目的

資を円滑にすることを含む。)を確保することに寄与することとなる。 を向上させることを目的とする。これらの目的の追求は、 に関する締約国間の地域的な協力を通じて、市場における競争を促進し、並びに経済効率及び消費者の この章の規定は、反競争的行為を禁止する法令の制定及び維持を通じて、並びに競争法令の作成及び実施 締約国がこの協定の 利益 (締約国間の貿易及び投 福祉

第十三·二条 基本原則

- 1 各締約国は、 この章の目的に適合する態様でこの章の規定を実施する。
- 2 締約国は、 この章の規定に基づく各締約国の権利及び義務を認めて、 次の事項を認識する。
- (a) 各締約国が自国の競争法令及び競争政策を作成し、 制定し、 運用し、及び執行する主権的権利
- (b) 競争法令及び競争政策の分野における能力及び発展の水準に関する締約国間の相当の差異

第十三・三条 反競争的行為に対する適当な措置 (注)

注 この条の規定は、次の附属書の規定に従って適用する。

(a) 附属書十三A(第十三・三条(反競争的行為に対する適当な措置) 及び第十三・四条 (協力) の規定のブルネイ・ダルサラーム

国についての適用)

(b) 附属書十三B(第十三・三条(反競争的行為に対する適当な措置)及び第十三・四条 (協力) の規定のカンボジアについての適

用

(c) 附属書十三C (第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置) 及び第十三・四条 (協力) の規定のラオスについての適用)

(d) 附属書十三D (第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置) 及び第十三・四条 (協力) の規定のミャンマーについての適

用

各締約国は、 反競争的行為 (注 を禁止する競争法令を制定し、 又は維持し、 及び当該競争法令を執行

する。

1

注 例としては、 反競争的な合意、支配的な地位の濫用及び反競争的な企業結合が挙げられる。

2 各締約国は、 自国の競争法令を効果的に実施するため、一又は二以上の当局を設置し、又は維持する。

3 各締約国は、 自国の競争法令の執行に関する自国の一又は二以上の当局による意思決定における独立性

を確保する。

- 4 各締約国は、 国籍に基づく差別を行うことなく、自国の競争法令を適用し、及び執行する。
- 5 を適用する。 各締約国は、 各締約国の競争法令の適用についての除外又は免除は、 商業活動に従事する全ての団体 (所有者のいかんを問わない。 透明性があり、)について自国の競争法令 かつ、公共政策又は
- 6 に利用可能なものとする。 各締約国は、 自国 の競争法令、 及びその運用に関して発出された指針 (内部の運用手続を除く。) を公

公共の利益に基づくものとする。

- 7 争法令に基づく制裁を科し、 令に対する不服申立てに関する決定又は命令の根拠を公表する。 各 締約 国 は、 次の(aに規定するいずれ 又は是正措置をとるため かの事項又は心に規定するものに従う場合を除くほ の最終的な決定又は命令の根拠及び当該決定又は命 か、 自 国 \mathcal{O} 競
- (a) (i) 自国の法令
- ii 秘密の情報を保護する必要性
- (iii) 公共政策又は公共の利益を根拠として情報を保護する必要性
- (b) 最終的な決定又は命令に関し、匈⑴から⑾までに規定するいずれかの事項を根拠として行う編集

ることを確保する。

9 服 く制裁を科し、 申立てに関する決定又は命令の根拠を当該制裁又は当該是正措置の対象となる者又は団体に利用可能な 各締約国は、 秘密 又は是正措置をとるための最終的な決定又は命令の根拠及び当該決定又は命令に対する不 の情報を保護するために必要な編集を行うことを条件として、 自国 一の競争法令に基づ

注 この9の規定は、刑事裁判における陪審員の評決については、適用しない。

Ł

のとする。

(注

10 置に対する独立した審理又は不服申立てを利用することができることを確保する。 各締約国は、 自国 の競争法令に基づく制裁又は是正措置の対象となる者又は団体が当該制裁又は是正措

11 各締約国は、 競争に関する事案の取扱いにおける適時性が重要であることを認識する。

第十三・四条 協力 (注)

注 この条の規定は、次の附属書の規定に従って適用する。

(a) 附属書十三A (第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置) 及び第十三・四条 (協力) の規定のブルネイ・ダルサラーム

国についての適用

(b) 附属書十三B(第十三・三条(反競争的行為に対する適当な措置)及び第十三・四条 (協力) の規定のカンボジアについての適

用

(c) 附属書十三C (第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置) 及び第十三・四条 (協力) の規定のラオスについての適用

附属書十三D (第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置) 及び第十三・四条 (協力) の規定のミャンマーについての適

用

(d)

締約国 は、 競争法令の効果的な執行を促進するためのそれぞれの競争当局の間における協力の重要性を認

用可能な資源の範囲内で、 識する。 このため、 締約国は、 競争法令の執行に関する事項につきそれぞれの競争当局を通じて協力することが それぞれの法令及び重要な利益に適合する態様により、 かつ、それぞれの利

できる。その協力の形態には、次のことを含めることができる。

(a) 締約国が、 他の締約国に対し、競争法令の執行に係る自国の活動であって、当該他の締約国の重要な

利益に実質的に影響を及ぼし得ると認めるものを合理的に可能な限り速やかに通報すること。

注 この回の規定に従って日本国の競争当局に通報する場合には、 その通報は、 外交上の経路を通じて書面により確認されるべき

である。 その確認は、 関係する通報が関係する締約国の競争当局の間で行われた後、 可能な限り速やかに行われるべきである。

(b) 行に関する問題について対処するために締約国間で討議すること。 要請があった場合には、当該要請を行った締約国の重要な利益に実質的に影響を及ぼす競争法令の執

(c) 要請があった場合には、 理解を促進し、 又は競争法令の効果的な執行を円滑にするために締約国間で

情報を交換すること。

(d) 要請があった場合には、 同一の又は関連する反競争的行為に関し、 締約国間で執行活動における調整

第十三・五条 情報の秘密性

を行うこと。

1 この章の規定は、 締約国が自国の法令及び重要な利益に反して情報を共有することを要求するものでは

ない。

2

締約国がこの章の規定に基づいて秘密の情報を要請する場合には、 要請を行う締約国は、 要請を受ける

締約国に対して次の事項を通報する。

- (a) 要請の目的
- (b) 要請する情報の意図される使途
- (c) 当該要請を行う締約国の法令であって、 情報の秘密性に影響を及ぼし得るもの又は当該要請を受ける
- 締 約国が同意していない目的のための情報の使用を要求し得るもの
- 3 締約国間 の秘密の情報の共有及び当該情報の使用は、 関係する締約国が合意する条件に基づくものとす

る。

- 4 締約国は、 この章の規定に基づいて共有される情報が秘密のものとして共有される場合には、 自国 の法令に従うときを除くほか、 次のことを行う。 当該情報を受領する
- (a) 受領した当該情報の秘密性を保持すること。
- (b) 当該情報を提供する締約国が別段の許可を与える場合を除くほか、 要請の時に開示した目的のために
- のみ受領した当該情報を使用すること。
- (c) 受領した当該情報を裁判所又は裁判官の行う刑事手続において証拠として使用しないこと。ただし、

設けられた他の経路を通じて刑事手続における証拠としての使用のために提供される場合は、 当該情報が当該情報を受領する締約国の要請に基づき外交上の経路又は関係する締約国の法令に従って 限 ŋ

- (d) 当該情報を提供する締約国が許可を与えていない当局、 団体又は者に対して受領した当該情報を開示
- (e) 当該情報を提供する締約国が要求する他の条件に従うこと。

しないこと。

でない。

第十三・六条 技術協力及び能力開発

であることに合意する。 要な能力を開発するため 締約国は、 その資源 の利用可能性を考慮しつつ、 技術協力に関する活動には、 の技術協力に関する活動において多数国間又は二国間で協力することが共通の 競争政策の作成及び競争法令の執行を強化するために必 次の事項を含めることができる。 利益

- (a) 競争法令及び競争政策の作成及び実施についての関連する経験及び秘密でない情報の共有
- (b) 競争法令及び競争政策に関するコンサルタント及び専門家の交流
- (c) 研修のための競争当局の職員の交流

- (d) 啓発のためのプログラムへの競争当局の職員の参加
- (e) 締約国が合意する他の活動

第十三・七条 消費者の保護

1 に関連する事項に関する締約国間 締約国は、この章の目的を達成するため、 の協力の重要性を認識する。 消費者の保護に関する法令及びその執行並びに消費者の保護

2 る法令を制定し、 各締約国は、 誤認させる慣行又は虚偽の若しくは誤認させる記載を取引において使用することを禁止す 又は維持する。

3 との重要性を認識する。 各締約国 は、 また、 消費者の救済の仕組みについての意識及びその仕組みを利用する機会を改善するこ

4 ついては、 締 約国は、 各締約国 消費者の保護に関する相互に関心を有する事項について協力することができる。 の法令に適合する態様により、 かつ、 自国の利用可能な資源の範囲内で行う。 その協力に

第十三・八条 協議

締約国の要請があった場合には、 当該要請を受けた締約国は、 締約国間の理解を促進し、 又はこの章の規

締約国は、適当な場合には、当該要請において、当該問題がどのように自国の重要な利益 定の下で生ずる特定の問題に対処するため、 との間の貿易及び投資を含む。)に影響を及ぼすかについて明示する。 当該要請を行った締約国と協議を開始する。 当該要請を受けた締約国は、 当該要請を行った (関係する締約国 当該要

第十三・九条 紛争解決の不適用

請を行った締約国の懸念に対して十分かつ好意的な考慮を払う。

1 ずれの締約国も、 この章の規定の下で生ずる問題について、 第十九章 (紛争解決) の規定による紛争解

決を求めてはならない。

附属書十三A 第十三・三条(反競争的行為に対する適当な措置) のブルネイ・ダルサラーム国についての適用 及び第十三・四条 (協力) の規定

1 な措置) ブルネイ・ダルサラーム国は、 1及び2の規定に基づく義務を履行していない場合には、 この協定が効力を生ずる日に第十三・三条(反競争的行為に対する適当 同日後三年以内に当該義務を履行す

る。

2 義務を履行した後直ちに同国について適用するものとし、 の後三年以内に同国について適用する。 ブルネイ・ダルサラーム国が第十三・三条 第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置) 3から11まで及び第十三・四条 (反競争的行為に対する適当な措置) いかなる場合にも、 この協定が効力を生ずる日 1及び2の規定に基づく (協力) の規定は、

3 とを確保するために必要な措置をとるものとし、 に第十三・三条 ブルネイ・ダルサラーム国は、 (反競争的行為に対する適当な措置)及び第十三・四条 1及び2に定める三年の経過期間中に、 当該経過期間の満了前にこれらの条の規定に基づく義務 (協力) の規定を遵守しているこ 同国が当該経過期間 の満了まで

を履行するよう努める。

4 (反競争的行為に対する適当な措置) 及び第十三・四条 (協力) の規定に基づく義務の1及び2に定める ブルネイ・ダルサラーム国は、締約国の要請があった場合には、全ての締約国に対し、第十三・三条

三年の経過期間の満了までの履行におけるこの協定が効力を生ずる日以後の進捗状況を通報する。

附属書十三B 第十三・三条(反競争的行為に対する適当な措置)及び第十三・四条 (協力) の規定

のカンボジアについての適用

- 1 カンボジアは、この協定が効力を生ずる日に第十三・三条(反競争的行為に対する適当な措置)1及び
- 2 の規定に基づく義務を履行していない場合には、 同日後五年以内に当該義務を履行する。
- 2 第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置) 3から11まで及び第十三・四条 (協力) の規定は、
- 後直ちに同国について適用するものとし、 カンボジアが第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置) いかなる場合にも、この協定が効力を生ずる日の後五年以内に 1及び2の規定に基づく義務を履行した
- 同国について適用する。
- 3 カンボジアは、 1及び2に定める五年の経過期間中に、 同国が当該経過期間の満了までに第十三・三条
- (反競争的行為に対する適当な措置) 及び第十三・四条 (協力) の規定を遵守していることを確保するた
- めに必要な措置をとるものとし、 当該経過期間の満了前にこれらの条の規定に基づく義務を履行するよう

努める。

4

対する適当な措置)及び第十三・四条(協力)の規定に基づく義務の1及び2に定める五年の経過期間の カンボジアは、締約国の要請があった場合には、全ての締約国に対し、第十三・三条(反競争的行為に

満了までの履行におけるこの協定が効力を生ずる日以後の進捗状況を通報する。

附属書十三C 第十三・三条(反競争的行為に対する適当な措置)及び第十三・四条 (協力) の規定

のラオスについての適用

- 1 ラオスは、この協定が効力を生ずる日に第十三・三条(反競争的行為に対する適当な措置) 1及び2の
- 規定に基づく義務を履行していない場合には、同日後三年以内に当該義務を履行する。
- 2 第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置) 3から11まで及び第十三・四条 (協力) の規定は、
- ちに同国について適用するものとし、 いかなる場合にも、 この協定が効力を生ずる日の後三年以内に 同国
- について適用する。

ラオスが第十三・三条

(反競争的行為に対する適当な措置)

1及び2の規定に基づく義務を履行した後直

- 3 ラオスは、 1及び2に定める三年の経過期間中に、 同国が当該経過期間の満了までに第十三・三条 (反
- 競争的行為に対する適当な措置)及び第十三・四条 (協力) の規定を遵守していることを確保するために
- 必要な措置をとるものとし、当該経過期間の満了前にこれらの条の規定に基づく義務を履行するよう努め

る。

4 すること並びに当該競争法令の効果的な実施のために一又は二以上の当局を設置することにおけるこの協 ラオスは、締約国の要請があった場合には、全ての締約国に対し、適当な競争法令を作成し、及び制定

定が効力を生ずる日以後の進捗状況を通報する。

附属書十三D 第十三・三条(反競争的行為に対する適当な措置)及び第十三・四条 (協力) の規定

のミャンマーについての適用

- 1 ミャンマーは、この協定が効力を生ずる日に第十三・三条(反競争的行為に対する適当な措置)1及び
- 2 の規定に基づく義務を履行していない場合には、 同日後三年以内に当該義務を履行する。
- 2 第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置) 3から11まで及び第十三・四条 (協力) の規定は、
- ミャンマーが第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置) 1及び2の規定に基づく義務を履行した
- 後直ちに同国について適用するものとし、 いかなる場合にも、この協定が効力を生ずる日の後三年以内に
- 同国について適用する。
- 3 ミャンマーは、 1及び2に定める三年の経過期間中に、 同国が当該経過期間の満了までに第十三・三条
- (反競争的行為に対する適当な措置) 及び第十三・四条 (協力) の規定を遵守していることを確保するた
- めに必要な措置をとるものとし、 当該経過期間の満了前にこれらの条の規定に基づく義務を履行するよう

努める。

の協定が効力を生ずる日以後の進捗状況を通報する。

第十四章 中小企業

第十四・一条 目的

1 締約国は、 零細企業を含む中小企業が経済成長、雇用及びイノベーションに大きく寄与することを認識

したがって、この協定によって創出される機会を利用し、及び当該機会から利益を得るための中小企

- 業の能力を向上させるに当たっての情報の共有及び協力を促進するよう努める。
- 2 締約国は、 中小企業によるこの協定への関与を奨励し、 及び円滑にすることに寄与する規定であってこ

第十四·二条 情報共有

の協定の様々な章に定めるものを認識する。

- 1 各締約国は、 中小企業に関連するこの協定に関係する情報の共有(公にアクセス可能な情報の場の 開設
- 及び維持によるもの並びに知識、 経験及び最良の慣行を締約国間で共有するための情報の交換によるもの
- を含む。)を促進する。
- 2 1の規定に従って公にアクセス可能とする情報には、次の事項を含む。
- (a) この協定の全文

- (b) 締約国が中小企業に関連すると認める貿易及び投資に関係する法令に関する情報
- (c) ことに関心を有する中小企業にとって有用であると認めるもの ビジネスに関係する追加の情報であって、 締約国がこの協定によって与えられる機会から利益を得る
- 3 各締約国は、 2に規定する情報が正確かつ最新であることを確保するために妥当な措置をとる。

第十四・三条 協力

締約国は、 この章の規定に基づく協力を強化する。 この協力には、 次のことを含めることができる。

- (a) 促進的 な、 カン 透明性がある貿易規則の効率的 か つ効果的 な実施を奨励すること。
- (b) ス 間 中小企業による市場へのアクセス及び世界的なバ の連 携を促進し、 及び円滑にすることによるものを含む。 IJ ユ チェ] ンヘ の参加を向上させること(ビジネ
- (c) 中小企業による電子商取引の利用を促進すること。
- (d) 締約 国 の企業家プログラムに関する経験を交換するための機会を探求すること。
- (e) イノベーション及び技術の利用を奨励すること。
- (f) 知的 財産に関する制度についての啓発、 理解及び効果的な利用を中小企業間で促進すること。

(g) 規制に関する良い慣行を促進し、 並びに中小企業の発展に寄与する規則、 政策及び計画を作成する能

力を開発すること。

(h) 中小企業の能力及び競争力の向上に関する最良の慣行を共有すること。

第十四・四条 連絡部局

各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この章の規定に基づく協力及び

の締約国に通報する。 各締約国は、 当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に通報する。 情報の共有を円滑にするために一又は二以上の連絡部局を指定し、

並びに当該連絡部局の連絡先の詳細を他

第十四・五条 紛争解決の不適用

この協定の紛争解決の制度は、 この章の規定の下で生ずる問題については、 適用しない。

第十五章 経済協力及び技術協力

第十五・一条 定義

この章の規定の適用上、 「作業計画」とは、 経済協力及び技術協力に関する活動の表であって、 締約国が

第十五・五条 (作業計 画 の規定に従って相互に決定するものをいう。

第十五·二条 目的

1 締 締約国 約 玉 が は、 相互に利 締約 益及び関心を有する分野において締約国 国間における実施中の経済協力及び技術協力に関する施策の重要性を再確認 の既存の経済上の連携を補完することに合意す 並びに

る。

2 施 中の努力及び資源 締 約国 は、 経済協力及び技術協力に関する施策につい の利用 (特に、 A S E Ā N の構成国とその自由貿易パートナーとの間の自由貿易協定 ての優先順位を決定し、 並びに可能な場合には実

に基づくもの)

の重複を最小にするよう努める。

3 びにこの協定の実施及び利用から得られる相互の利益を最大にすることを目的とすることに合意する。 締約国は、 R C E Pの文脈における経済協力及び技術協力が締約国間における開発の格差を縮小し、 経 並

済協力及び技術協力は、 各締約国における開発の水準及び国内の能力の差異を考慮するものとする。

4 締約国は、 経済協力及び技術協力を奨励し、 及び円滑にするための規定であってこの協定の様々な章に

定めるものを認識する。

第十五・三条 適用範囲

1 この章の規定に基づく経済協力及び技術協力は、 貿易又は投資に関係し、 かつ、 作業計画に定める経済

協力及び技術協力に関する活動を通じて、 この協定の包摂的、 効果的及び効率的な実施及び利用を支援す

るものとする。

2 締約国は、 次の事項に焦点を合わせた経済協力及び技術協力に関する活動 (能力開発及び技術援助を含

む。)を検討し、及び実施する。

(a) 物品の貿易

(b) サービスの貿易

(c) 投資

(d) 知的財産

- (e) 電子商取引
-) (f) 競 争
- (h) 締約国間で合
- 第十五・四条 資源締約国間で合意する他の事項
- 1 目的を考慮して、 ک の章の規定に基づく経済協力及び技術協力のための資源については、 自発的に、 か つ、 関係する締約国間で合意する方法によって提供する。 第十五・二条 (目的) に定める
- 2 ことに関心を有する次のものとの協力並びにこれらからの貢献について検討することができる。 締 約国 は、 相互 の利益に基づき、 作業計画の実施を支援するため、 互恵的な協力及び連携を発展させる
- (b) 小地域的、地域的又は国際的な機関又は団体(a) 非締約国
- 第十五・五条 作業計画

1 締約国は、 第十五・二条(目的)4の規定に従い、この協定の経済協力及び技術協力に関する規定並び

に第十八章 (制度に関する規定) の規定に基づいて設置される委員会が特定するニーズを考慮して作業計

画を作成する。

2 締約国は、 この協定の効果的な実施及び利用を奨励するため、 作業計画において次の活動を優先させ

る。

(a) 開発途上締約国及び後発開発途上締約国への能力開発及び技術援助を提供する活動

(b) 公衆の意識を向上させる活動

(c) ビジネスに関する情報へのアクセスを促進する活動

(d) 締約国間で合意する他の活動

3

締 約国 は、 必要な場合には、 及び合意に基づき、 作業計画を修正することができる。

第十五・六条 ASEANの構成国である後発開発途上締約国

締約国は、 A S E A N の構成国である後発開発途上締約国が直面する特定の制約を考慮する。 支援に貢献

する一又は二以上の締約国と支援を求める一又は二以上の締約国との間で合意される適当な能力開発及び技

術援助については、当該支援を求める締約国がこの協定に基づく自国の義務を履行し、及びこの協定による

利益を利用することに資するよう提供する。

第十五・七条 紛争解決の不適用

この協定の紛争解決の制度は、この章の規定の下で生ずる問題については、適用しない。

第十六章 政府調達

第十六・一条 目的

締約国は、 政府調達に関し、 法令及び手続の透明性を促進すること並びに締約国間の協力を発展させるこ

との重要性を認識する。

第十六・二条 適用範囲

1 この章の規定は、 締約国 の中 -央政府の機関であって、この章の規定の実施のために当該締約国 |が定義

又は通報するものが行う政府調達に関する当該締約国の法令及び手続について適用する。

2 するものではない。 こ の 章 Ď 7 かなる規定も、 後発開発途上締約国 後発開発途上締約国に対し、 は、 締約国間 1の協力から利益を得ることができる。 透明性及び協力に関する義務を負うことを要求

第十六・三条 原則

締約国は、 成長及び雇用を促進するために地域の経済統合を推進する上での政府調達の役割を認識する。

各締約国は、 政府調達が国際競争に明らかに開放されている場合において、 可能な限り、 かつ、 適当なとき

は、 自国が適用するところによる一般的に認められている政府調達の原則に従って自国の政府調達を行う。

第十六・四条 透明性

- 1 各締約国は、政府調達に関し、次のことを行う。
- (a) 自国の法令を公に利用可能なものとすること。
- (b) 自国の手続を公に利用可能なものとするよう努めること。
- (a)に規定する自国の法令及び(b)に規定する自国の手続に関する情報には、 入札の機会が公表される場所に

関するものを含めることができる。

2 各締約国は、 可能な限り、 かつ、 適当な場合には、 1に規定する情報を電子的手段により利用可能なも

のとし、及び更新するよう努める。

3 各締約国は、 1に規定する情報を公表するために自国が用いる紙面又は電子的手段を附属書十六A (透

明性に関する情報を公表するために締約国が用いる紙面又は電子的手段) において特定することができ

る。

4 各締約国は、 1に規定する情報を英語により利用可能なものとするよう努める。

第十六・五条 協力

締約国は、それぞれの政府調達の制度に関する理解の向上を達成するために政府調達に関する事項につい

て協力するよう努める。 その協力には、次のことを含めることができる。

可能な限り、締約国の法令及び手続並びにこれらの修正に関する情報を交換すること。

(b) 訓練、 技術援助又は能力開発を締約国に提供し、及びこれらの自発的活動に関する情報を共有するこ

لح

(a)

(c) 可能な場合には、 最良の慣行に関する情報 (零細企業を含む中小企業に関するものを含む。) を共有

すること。

(d) 可能な場合には、 電子調達の制度に関する情報を共有すること。

第十六・六条 見直し

締約国は、 政府調達を円滑にするために将来この章の規定を改善することを目的として、締約国の合意に

従い、 第二十・八条(一般的な見直し)に定める期間内にこの章の規定の見直しを行うことができる。

第十六・七条 連絡部局

各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この章の規定に基づく協力及び

情報の共有を円滑にするために一又は二以上の連絡部局を指定し、並びに当該連絡部局に関連する詳細を他 の締約国に通報する。 各締約国は、 自国の連絡部局に関連する詳細の変更を他の締約国に速やかに通報す

第十六・八条 紛争解決の不適用

る。

この協定の紛争解決の制度は、この章の規定の下で生ずる問題については、 適用しない。

オーストラリア

一般の法令の公表

www.legislation.gov.au

政府調達に関する手続の公表

www.finance.gov.au

入札の公示

www.tenders.gov.au

ブルネイ・ダルサラーム国

調達に関する規則の公表

https://www.mofe.gov.bn/divisions/state-tenders-board-general-information.aspx

https://www.mofe.gov.bn/divisions/financial-regulation-1983.aspx

https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-12015.aspx https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-32004.aspx https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-12014.aspx https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-22009.aspx

https://www.mofe.gov.bn/divisions/Custom-Duty.aspx

https://www.mofe.gov.bn/divisions/debarment-policy.aspx

入札の公告

http://www.pelitabrunei.gov.bn/lists/iklaniklan/iklan%20tawaran.aspx

中国

政府調達に関する法令及び手続の公表並びに入札の公示

www.ccgp.gov.cn

インドネシア

一般の法令及び手続の公表並びに入札の公示

www.inaproc.id

日本国

中央政府の機関(注)による政府調達に関する一般の法令の公表

注 第十六章 (政府調達) の規定の適用上、「中央政府の機関」とは、日本国については、 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表

1に掲げる調達機関をいう。 政府調達協定には、 政府調達協定の改正又は政府調達協定を承継する協定であって、 日本国につい

て効力を生ずるものが含まれるものと了解する。

官報又は法令全書

特定の調達(注)のための調達計画の公示

注 この附属書の規定の適用上、「特定の調達」とは、 日本国については、中央政府の機関による調達であって政府調達協定 **(**政

府調達協定附属書Iの日本国の付表を含む。)の適用を受けるものをいう。

官報(紙面及びhttp://kanpou.npb.go.jpで入手可能)

大韓民国

政府調達に関する一般の法令及び手続の公表

www.pps.go.kr

入札の公示

www. g2b. go. kr

マレーシア

政府調達に関する一般の法令及び手続の公表

http://www.treasury.gov.my

ニュージーランド

一般の法令の公表

www.legislation.govt.nz

政府調達に関する手続の公表

www.procurement.govt.nz

入札の公示

www.gets.govt.nz

フィリピン

政府調達に関する一般の法令及び手続の公表

www.officialgazette.gov.ph/

www.gppb.gov.ph/

入札の公示

www.philgeps.gov.ph/

シンガポール

一般の法令の公表

http://sso.agc.gov.sg/

手続の公表及び入札の公示

www.gebiz.gov.sg

タイ

一般の法令及び手続の公表並びに入札の公示

www.gprocurement.go.th

ベトナム

一般の法令及び手続の公表並びに入札の公示

www.muasamcong.mpi.gov.vn

第十七章 一般規定及び例外

第十七・一条 定義

この章の規定の適用上、「一般に適用される行政上の決定」とは、行政上の決定又は解釈であって、一般

的に当該決定又は解釈の対象となる全ての者及び事実関係について適用され、並びに行動規範を形成するも

のをいい、次のものを含まない。

(a) 締 約 行政上の手続又は準司法的な手続において行われる認定又は決定であって、 国 の特定の者、 物品又はサービスについて適用されるもの 個別の事案において他の

(b) 特定の行為又は慣行について判断する決定

第十七·二条 地理的適用範囲(注1、注2)

この協定は、 締約国が世界貿易機関設立協定に基づき他の締約国との関係において自国の義務を負う地理

的範囲に適用する。

注 1 この協定のいかなる規定も、 領域主権に関する問題又は海洋法に関する問題についての締約国の立場を害するものではない。

注 2 この協定の適用上、 「領域」とは、この条の規定に従って決定される地理的範囲と同一の地理的範囲を有するものとする。

第十七・三条 公表

1 を、 場合にはインターネットにおけるものを含む。)を行い、又は他の方法により利用可能なものとすること 各締約国は、 利害関係を有する者及び他の締約国が知ることができるような方法により速やかに公表 この協定の対象となる事項に関する自国の法令、手続及び一般に適用される行政上の決定 (実行可能な

2 各締約国は、 可能な限り、 かつ、 実行可能な限りにおいて、 次のことを行う。

を確保する。

- (a) あって自国 1に規定するこの協定の対象となる事項に関する法令、 が採用しようとするものを事前に公表すること。 手続及び一般に適用される行政上の決定で
- (b) を与えること。 項に関する法令、 適当な場合には、 手続及び一般に適用される行政上の決定についての意見を提出するための適当な機会 利害関係を有する者及び他の締約国に対し、 1に規定するこの協定の対象となる事

第十七・四条 情報の提供

いずれかの締約国の要請があった場合には、 当該要請を受けた締約国は、この協定の対象となる事項に関

を及ぼ する実際の法令、 し得ると当該要請を行った締約国が認めるものについて、 手続及び一般に適用される行政上の決定又はこれらの案であって、この協定の運用に影響 速やかに情報を提供し、 及び質問に 回答す

第十七・五条 行政上の手続

る。

 \mathcal{O} 締 各締約 貫 約 性 玉 が の特定 あ 国 ŋ́, は、 の者、 この協定の 公平であ 物 ŋ, 品 対象となる事 又はサー 客観的であり、 ビスについてこれらの 項に関する自国 及び合理的である態様で運用するため、 の法令、 措置を適用 手続 及び一 する自 般に適用される行政 国 の行 政 Ĺ 個 莂 0 手 0 続 事 案にお に 上の お V 決定を て、 1 て他 次

のことを確保する。

- (a) 当該 の者に対し、 可 行政上の手続を開始する法的権限及び問題となってい 能な場合には、 当該行 政上の 自 国 0 手続が 国内手続に従い、 \ \ 0 開始されるかについ 当該行政上の手続によって直接に影響を受ける る事項の概要の記載を含む。 ての適当な通 知 (当該行政 £ $\overline{\mathcal{O}}$ が行わ 手 他の 続 \mathcal{O} れるこ 締 性 質、 約国
- (b) 時 間 的に許容され、 かつ、 当該行政上の手続の性質上及び公共の利益上許容される場合には、 当該行

کی

場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会が与えられること。 政上の手続によって直接に影響を受ける他の締約国の者に対し、 最終的な行政上の行為の前に、その立

(c) 当該各締約国が自国の法令に従って自国の手続に従うこと。

第十七・六条 審査及び上訴

1 関は、 持 が 事案に関する裁判又は手続の結果について実質的な利害関係を有してはならない。 ある場合にはその是正のため、 各締約国は、 公平であ 又は司法上、 り、 この協定の対象となる事項に関する最終的な行政上 準司法上若しくは行政上の手続を採用し、 か つ、 行政上の実施について責任を有する機関又は当局から独立 司法裁判所、 準司法的な機関若しくは行政裁判所を設置し、 若しくは維持する。 の行為の速やかな審査及び正当な理由 これらの裁 しているものとし、 判所又は機 若しくは維

- 2 各締約国は、 1に規定する裁判所、 機関又は手続において、 各当事者が次のことに関する権利を与えら
- (a) 当該各当事者がその立場を裏付ける主張を行い、又はその立場を防御するための適当な機会が与えら

れること。

れ

ることを確保する。

(b) 証拠及び記録された意見又は自国の法令上必要とされる場合には関連する機関若しくは当局が作成す

る記録に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、 自国 の法令に定める上訴又は更なる審査に従うことを条件として、 問題となっている行政

26に規定する決定が1に規定する機関又は当局によって実施され、及び当該機関又

は当局の業務を規律することを確保する。

上の行為について、

第十七・七条 情報の開示

この協 定の *(*) か なる規定 £, 締約国に 対 į 秘密の情 報であって、 その開 示が自国 の法令に反し、 法令の

実施を妨げ、 若しくは公共の利益に反することとなるもの又は 公私 の特定の企業の正当な商業上 $\overline{\mathcal{O}}$ 利益を害

することとなるものの提供を要求するものではない。

第十七・八条 秘密の取扱い

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、 締約国が、この協定の規定に従って他の締約国に対して情

報を提供する場合において、 当該情報を秘密であると指定するときは、 当該他の締約国 は、 自国の法令に従

い、当該情報の秘密性を保持する。

第十七・九条 腐敗行為の防止に関する措置

1 各締約国は、 自国の法令に従い、 この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止する

ために適当な措置をとる。

2 いずれの締約国も、この条の規定の下で生ずる問題について、 第十九章 (紛争解決) の規定による紛争

解決を求めてはならない。

第十七・十条 生物の多様性に関する条約

各締 約国は、 千九百九十二年六月五日にリオデジャネイロで作成された生物の多様性に関する条約に基づ

く自国の権利及び責任を確認する。

第十七・十一条 審査制度及び紛争解決

締 約 国 |の権限 のある当局 (外国投資に関する当局を含む。) (注1) による決定(注2) であって外国投資

の提案の承認又は許可の可否に関するもの及び承認又は許可に当たり従うべき条件又は要求を強制すること

は、第十九章(紛争解決)の紛争解決の規定の対象とならない。

注 1 この条の規定の適用上、 「権限のある当局(外国投資に関する当局を含む。)」とは、この協定が効力を生ずる日において、

次のものをいう。

(a) オーストラリアについては、同国の外国投資に関する枠組み(千九百七十五年の外国資本による資産の取得及び事業の買収

に関する法律 (連邦) 及びその改正を含む。) の下におけるオーストラリア連邦財務大臣

(b) カンボジアについては、次の法令及びその改正に基づいて指定されたカンボジア開発評議会

カンボジア王国の投資に関する法律を公布する勅令(千九百九十四年八月五日)

(NS勅令千九百九十四年第三号)

(ii) カンボジア王国の投資に関する法律を改正する法律を公布する勅令(二千三年三月二十四日) (NS勅令二千三年三月第

九号)

(i)

(iii) カンボジア王国の投資に関する法律の実施に関する政令(千九百九十七年十二月二十九日)(政令告示第八十八号)

カンボジア王国の投資に関する法律を改正する法律の実施に関する政令(二千五年九月二十七日) (政令告示第百十一

号

(iv)

(v) 経済特別区域の設定及び管理に関する政令(二千五年十二月二十九日)(政令告示第百四十八号)

(c) 中国については、中華人民共和国外国投資法(二千十九年三月十五日に採択されたもの)及びその改正を含む関係法令に基

づいて政府の承認を必要とする分野への外国投資について承認を与える責任を有する当局

- (d) び政策の改正を含む。)に基づいて指定された権限のある当局 インドネシアについては、投資に関する法律(二千七年法律第二十五号)その他の関係する法令及び政策(これらの法令及 (外国投資に関する当局を含む。)
- (e) 韓国については、外国人投資促進法(二千十九年八月二十日)(法律第一万六千四百七十九号)、外国人投資促進法施行令
- (二千十八年九月十八日) (大統領令第二万九千百七十二号)、外国人投資に関する規定(二千十八年七月六日) (産業通商
- + 資源部通達二千十八年第百三十七号)、外国人投資統合公告(二千十八年二月二十七日)(産業通商資源部二千十八年第百九 一号)及び産業技術の流出防止及び保護に関する法律(二千十九年八月二十日)(法律第一万六千四百七十六号)並びにこ
- れらの法令の改正において掲げる権限のある当局
- (f) ラオスについては、 投資の促進に関する法律(二千十六年十一月十七日)(法律第十四号)及びその改正の下における計画
- 投資省並びに企業に関する法律(二千十三年十二月二十六日) (法律第四十六号) 及びその改正の下における産業商業省
- (g) マレーシアについては、千九百八十六年の投資促進法(法律第三百二十七号)、千九百六十七年の所得税法 (法律第五十三
- 号)、千九百七十四年の石油開発法(法律第百四十四号)、千九百七十五年の産業調整法 (法律第百五十六号) 等及びこれら
- の法律の改正に基づいて任務を遂行し、及び権限を行使する大臣
- (h) ミャンマーについては、ミャンマー投資法(二千十六年十月十八日)(連邦議会法二千十六年第四十号)及びミャンマー投

資規則(二千十七年三月三十日)(ミャンマー連邦共和国政府計画財務省通達二千十七年第三十五号)の下におけるミャン

マー投資委員会及び地方又は州の投資委員会並びにミャンマー経済特別区域法 (二千十四年一月二十三日) (連邦議会法二千

十四年第一号)及び産業区域法(二千二十年五月二十六日)(連邦議会法二千二十年第七号)並びにこれらの法律の改正の下

における委員会

(i) ニュージーランドについては、 同国の海外投資に関する枠組み(二千五年の海外投資法及び千九百九十六年の漁業法並びに

これらの法律の改正を含む。)に基づいて権限を与えられた意思決定を行う大臣

(j) タイについては、 外国投資が提案され、 又は承認される分野又は活動について同国の法令 (その改正を含む。) に基づいて

責任を有する権限のある当局

(k) ベトナムについては、 投資に関する法律及びその他の関係法令(例えば、 有価証券に関する法律、 信用機関に関する法律、

保険業に関する法律及び石油及びガスに関する法律) (これらの法律の改正を含む。) に定める権限のある当局

この協定が効力を生ずる日の後に締約国が権限のある当局 (外国投資に関する当局を含む。)を設置する場合には、 この条の

規定は、当該権限のある当局についても、適用する。

注 2 この条の規定の適用上、 「権限のある当局(外国投資に関する当局を含む。)による決定」とは、 次のものをいう。

- (a) 日本国については、外国為替及び外国貿易法 同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの (昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む。)に基づく決定であっ (投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。)
- (b) 十六号 千九百九十一年外国投資法) 領令第二百九十二号 フィリピンについては、 (別名千九百八十七年包括投資法) (別名千九百八十七年行政法) (その改正を含む。) の下における国家安全保障会議、 共和国法第一万千二百三十二号(別名フィリピン改正会社法)の下における証券取引委員会、 (その改正を含む。)に基づいて特定の分野若しくは活動を規制する管轄権及び権限を与えられ (その改正を含む。)の下における投資委員会又は共和国法第七千四十二号 大統領令第二百二 (別名 大統

第十七·十二条 一般的例外

たフィリピン政府の関係機関による決定並びにその修正

1 物検疫措置)、第六章(任意規格、 商取引) 第二章 の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協 (物品の貿易) 、第三章 (原産地規則)、第四章(税関手続及び貿易円滑化)、第五章 強制規格及び適合性評価手続)、第十章 (投資) 及び第十二章 (衛生植 (電子

注 締約国は、千九百九十四年のガット第二十条的に規定する措置には、 人 動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な

定に組み込まれ、

この協定の一部を成す。

(注)

環境に関する措置が含まれること並びに同条gの規定が有限天然資源(生物資源であるかどうかを問わない。)の保存に関する

措置について適用されることを了解する。

2 第八章 (サービスの貿易) 、第九章 (自然人の一時的な移動)、 第十章 (投資) 及び第十二章 (電子商

取引) の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条 (注を含む。) の規定は、 必要な変更を加えた上

で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。(注)

注 締約国は、 サービス貿易一般協定第十四条りに規定する措置には、 人、 動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環

境に関する措置が含まれることを了解する。

第十七・十三条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、 その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供

を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をと

ることを妨げること。

- (i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置
- (ii) 貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提供に 武器、 弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の
- (iii) 通信、 注 中枢的な公共基盤は、 電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤 公有のものであるか私有のものであるかを問わない。 (注 を防護するためにとる措置

関する措置

- 国家の緊急時又は戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
- (c) 締 約 国 が 玉 際の 平 和及び安全の維持の ため 国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げ

ること。

第十七・十四条 租税に係る課税措置

この条の規定の適用上、

1

(a) 租税条約」とは、二重課税の回避のための協定その他の租税に関する国際協定又は国際取決めをい

う。

- (b) 租税」及び「租税に係る課税措置」には、 輸入税及び関税を含まない。
- 2 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、 租税に係る課税措置について

は、適用しない。

- 3 は この協定は、 義務を課する限りにおいてのみ権利を与え、 租税に係る課税措置に関し、 次の規定が当該租税に係る課税措置に関して権利を与え、 又は義務を課する。 又
- (a) 世界貿易機関設立協定の規定
- (b) 第十・九条 (資金の移転) の規定
- 4 の協 定 \mathcal{O} 1 か なる規定も、 租 税条約に基づく締約国 の権利及び義務に影響を及ぼすものではな 租

税に係る課税措 置に関し、 この協定と租税条約とが抵触する場合には、 当該 租税条約 が優先する。

5 遇、 この 特恵又は特権に伴う利益を他の締約国に与えることを義務付けるものではない。 協定のい かなる規定も、 締約国が自国を拘束する現行の又は将来における租 税条約から生ずる待

第十七・十五条 国際収支の擁護のための措置

1 締約国において国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、 又は生ずるおそれがある場合には、

当該締約国は、次のことを行うことができる。

- (a) 制限 物品 的な措置を採用し、又は維持すること。 の貿易については、千九百九十四年のガット及び国際収支に係る規定に関する了解に従い、
- (b) 取引 サー のため ビスの貿易については、 の支払又は資金の移転に対するものを含む。)を採用し、又は維持すること。 自国が約束を行ったサービスの貿易に対する制限 (当該約束に関連する
- 2 義) 運営に重大な困難をもたらし、 それがある場合又は例外的な状況において、 投資については、 に定義する対象投資財産に関連する支払又は資金の移転に対する制限を採用し、 締約国にお 若しくはもたらすおそれがある場合には、 いて国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、若しくは生ずるお 資本の移動に関連する支払若しくは資金 当該 締 約国 の移転 は、 又は維持することが 第十 が 経済全般の 条 (定
- 3 1 切又は2の規定に基づいて採用し、又は維持する制限は、 次の全ての要件を満たすものとする。

できる。

- (a) IMF協定(その改正を含む。) に適合するものであること。
- (b) 他 の締約国の商業上、 経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであ

- (c) 16又は2に規定する場合に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (d) 一時的なものであり、 かつ、16人は2に規定する場合が改善するに伴い漸進的に廃止されるもので

あること。

(e) いずれの締約国に対しても、 当該締約国以外の締約国又は非締約国よりも不利でない待遇を与えるよ

う無差別に適用されるものであること。

4

サ

ĺ

ビスの貿易及び投資に関し、

(a) の移行に係る当該締約国の 経済発展又は経済の移行の過程にある締約国の国際収支に対する圧力により、 計画 一の実施のために十分な資金準備 の水準を維持することを確保するために 特に経済発展又は経済

制限を採用することが必要となり得ることが認められる。

(b) 層重要な経済分野を優先させることができる。ただし、特定の分野を保護するために当該制限を採用 締約国は、 16又は2に規定する制限を決定するに当たり、 自国の経済又は開発の計画にとって一

し、又は維持してはならない。

- 5 に ついては、 1又は2の規定に基づいて締約国が採用し、若しくは維持する制限的な措置若しくは制限又はその変更 他の締約国に対して速やかに通報する。
- 6 1又は2の規定に基づいて制限的な措置又は制限を採用し、 又は維持する締約国は、 次の要件を満たす

ものとする。

(a) 投資については、 当該協議がこの協定の範囲外で行われていない場合に限る。 自国が採用した制限に関する協議を要請する他の締約国に対して回答すること。た

(b) を開始すること。 サ ビスの貿易については、 ただし、 当該協議 自国が採用した制限に関する協議を要請する他の締約国と速やかに協議 がWTOにお 1 て行われてい ない場合に限る。

第十七・十六条 ワイタンギ条約

1 しくは不当な差別の手段又は物品の貿易、 を含む。)を採用することを妨げるものではない。 してより有利な待遇を与えるために必要であると認める措置 この協定のい かなる規定も、 ニュージーランドが、この協定の対象となる事項について、 サービスの貿易及び投資に対する偽装した制限として用いられ ただし、 当該措置が他 (ワイタンギ条約に基づく自国 の締約国の者に対する恣意的 マオリ族に対 |の義務 の履行 若

ないことを条件とする。

2 設置されるパネルに対しては、 場合には、この条の規定について適用する。第十九・十一条(パネルの設置及び再招集)の規定に従って この協定の紛争解決の規定の対象とならないことに合意する。第十九章(紛争解決)の規定は、その他の 締約国は、ワイタンギ条約の解釈(同条約の下で生ずる権利及び義務の性質に関するものを含む。)が 1に規定する措置がこの協定に基づく締約国の権利と抵触するかどうかの

み決定するよう要請することができる。

第十八章 制度に関する規定

第十八・一条 RCEP閣僚会合

1 から一年以内に及びその後は締約国が別段の合意をする場合を除くほか毎年、この協定に関する問題を検 RCEPの担当閣僚 (以下この章において「RCEP閣僚」という。) は、この協定が効力を生ずる日

討するために会合する。

2 RCEP閣僚は、 あらゆる事項に関する決定をコンセンサス方式によって行う。

第十八・二条 RCEP合同委員会の設置

締約国は、 各締約国が指定する上級職員から成るRCEP合同委員会をここに設置する。

第十八・三条 RCEP合同委員会の任務

1 RCEP合同委員会の任務は、次のとおりとする。

この協定の実施及び運用に関する問題を検討すること。

(a)

- (b) この協定の改正の提案を検討すること。
- (c) この協定の解釈又は適用に関して生ずる意見の相違について討議し、及び適当かつ必要と認める場合

には、この協定の規定の解釈を提示すること。

- (d) 自己の任務の対象となる問題について専門家の助言を求めること。
- (e) 第十八・六条(RCEP合同委員会の補助機関) の規定に基づいて設置された補助機関(以下この章

において 「補助機関」という。)に問題を付託し、 作業を割り当て、又は任務を委任すること。

- (f) 全ての補助機関の活動を監督し、及び調整すること。
- (g) (h) 必要な場合には、 補助機関により付託される問題について検討し、及び決定を行うこと。 補助機関の構成若しくは組織を再編し、 又は補助機関を解散すること。
- (i) 供するため、 RCEP合同委員会及びその補助機関の 締約国が合意する条件に基づきRCEP事務局を設立し、 事務局の業務を行い、 並びにこれらに対して技術的支援を提 及びその後監督すること。
- (j) 他 の利害関係者の参加を含むことができる。)を開催すること。 締約国が合意する項目に関する対話の場 (適当な場合には、 産業界の代表、 専門家、 学界の代表その
- (k) 締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

2

RCEP合同委員会は、RCEP閣僚に報告するものとし、適当な場合には、検討及び決定のためにR

CEP閣僚に対して問題を付託することができる。

第十八・四条 RCEP合同委員会の手続規則

1 RCEP合同委員会は、あらゆる事項に関する決定をコンセンサス方式によって行う。 (注)

注 RCEP合同委員会は、決定が行われる時に会合に出席しているいずれの締約国も決定の案に反対しない場合には、コンセン

サス方式によって決定を行ったものとみなされる。 締約国が会合を欠席した場合には、その決定は、 当該締約国が当該決定を検

討し、 必要に応じて説明を求めるために当該締約国に送付されるものとし、当該締約国は、 当該決定の送付から十四日以内に自

国の確認を伝達することができる。

2

第十八・五条 RCEP合同委員会の会合

RCEP合同委員会は、その第一回会合において、

RCEP合同委員会の手続規則を定める。

1 に及びその後は締約国が別段の合意をする場合を除くほか毎年、 RCEP合同委員会は、この協定が効力を生ずる日から一年以内かつRCEP閣僚の第一回会合より前 会合する。

2 RCEP合同委員会は、 締約国が別段の合意をする場合を除くほか、ASEANの構成国である締約国

及びASEANの構成国でない締約国において、交互にかつ輪番制によって開催する。

3 が を務める。 任命する代表一名及びASEANの構成国でない締約国が任命する代表一名が輪番制によって共同 RCEP合同委員会は、 RCEP合同委員会の共同議長の役割は、 締約国が別段の合意をする場合を除くほか、ASEANの構成国である締約国 締約国間のコンセンサスを促進するため、 会合の効 |議長

果的かつ公平な運営を確保することとする。

4 各締約国は、 自国 の代表団 の構成について責任を有する。

5 R CEP合同委員会は、 適当な手段 (電子メール、ビデオ会議その他の手段を含む。) によりその活動

を遂行することができる。

第十八・六条 RCEP合同委員会の補助機関

1 RCEP合同委員会は、 その第一回会合におい て、 次の委員会を設置する。

(a) 規格、 物品に関する委員会 強制規格及び適合性評価手続並びに貿易上の救済に関する活動を取り扱う。 (物品の貿易、 原産 地規則、 税関手続及び貿易円滑化、 衛生植物検疫措置、 任意

(b) サービスを含む。)、自然人の一時的な移動及び投資に関する活動を取り扱う。) サー ビス及び投資に関する委員会(サービスの貿易 (金融サービス、 電気通信サービス及び自由職業

(c) 持続可能な成長に関する委員会(中小企業、 経済協力及び技術協力並びに新たに生ずる問題に関する

活動を取り扱う。)

(d) ビジネス環境に関する委員会(知的財産、 電子商取引、 競争及び政府調達に関する活動を取り扱

う。)

2 1の規定に基づいて設置された各委員会は、 附属書十八A(RCEP合同委員会の補助機関の任務) に

定める任務及びこの協定が定め、 又は締約国が合意するその他の任務を有する。

3 RCEP合同委員会は、 必要と認める場合には、 追加的な委員会その他の補助機関を設置することがで

きる。

4 1 の規定に基づいて設置された各委員会は、 この協定が効力を生ずる日から一年以内に及びその後は締

第十八・七条 補助機関の会合

約国が別段の合意をする場合を除くほ

か毎年、

会合する。

- この協定に別段の定めがある場合を除くほか、 補助機関の構成及び活動は、 次のとおりとする。
- (a) 各締約国の代表から成る。

- (b) び ASEANの構成国でない締約国が任命する代表一名が輪番制によって共同議長を務める。 締約国が別段の合意をする場合を除くほか、ASEANの構成国である締約国が任命する代表一名及
- (c) 注 その任務の対象となるあらゆる事項に関する決定をコンセンサス方式によって行う。 補助機関は、 決定が行われる時に会合に出席しているいずれの締約国も決定の案に反対しない場合には、コンセンサス方式

必要に応じて説明を求めるために当該締約国に送付されるものとし、 によって決定を行ったものとみなされる。 締約国が会合を欠席した場合には、その決定は、 当該締約国は、 当該決定の送付から十四日以内に自国の 当該締約国が当該決定を検討

(d) る。 適当な手段 (電子メール、ビデオ会議その他の手段を含む。) によりその活動を遂行することができ

確認を伝達することができる。

(e) 締約国が別段の合意をする場合を除くほか、 RCEP合同委員会の指示に従って会合する。

各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この協定に関係する事項に関す

第十八・八条

連絡部局

る締約国間の連絡を円滑にするための総合的な連絡部局を指定し、及び当該総合的な連絡部局の連絡先の詳

細を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に対して速やかに通報す

る。これらに係る全ての公式の連絡は、英語により行う。

附属書十八A RCEP合同委員会の補助機関の任務

物品に関する委員会

- 1 第十八・六条(RCEP合同委員会の補助機関) 1個の規定に基づいて設置される物品に関する委員会
- の任務には、 他の関連する補助機関の活動を監督し、 及び調整すること並びに次に掲げる章の規定の下で

生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関する事項について検討することを含む。

- (a) 第二章 (物品の貿易)
- (b) 第三章 (原産地規則)
- (c) 第四章 (税関手続及び貿易円滑化)
- (d) 第五章 (衛生植物検疫措置)
- (e) 第六章(任意規格、強制規格及び適合性評価手続
- (f) 第七章 (貿易上の救済)
- 2 第二章 (物品の貿易)の規定に関し、 物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

- (a) 同章の規定の実施及び運用を監視し、及び検討すること。
- (b) 基づく関税に係る約束の繰上げ又は改善についての協議を通じて特定し、及び勧告することを含む。)。 市場アクセスの改善を促進し、及び円滑にするための措置を特定し、 及び勧告すること(この協定に
- (c) 締約国 間 の物品の貿易に対する障壁(1に掲げるいずれかの章の規定に関連する他の補助 機関の権限
- (d) ため、 え に ための指針を採択すること又は置き換えられた関税に係る約束の表及び対照表を適時に交換することに 附属書I のみ属する技術的な問題以外の関税措置及び非関税措置に関連する問題を含む。)に対処すること。 の規定に適合して統一システムの定期的な改正 統 システムに基づく物品の分類に関する事項について検討すること (関税に係る約束の表) の規定の適用のため及び第二・十四条 の後に行われる同附属書の各締約国 (関税に係る約束の表の (同 附属書 $\overline{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 表 表 \mathcal{O} \mathcal{O} 置 置 換えの 上換えの 置換
- (e) を含む。)について討議し、 同章の規定に関するその他の事項 及び適当な場合には、 (物品の貿易に影響を与える措置についての規制に関する良い慣行 規制に関する良い慣行の活用についての協力の促進

のための方法を探求すること。

よるものを含む。)。

- 3 第三章 (原産地規則) の規定に関し、 物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。
- a 同章の規定の実施を監視すること。
- (b) 次の事項について検討し、 及び必要な場合にはRCEP合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。
- (i) 同章の規定の効果的なかつ一貫した運用 (同章の規定の解釈及び適用並びに同章の規定に関する協

力の促進を含む。

- (ii) 属書三A 第三・三十四条 (品目別規則) (品目 及び附属書三B 別規則の置換え) (必要的記載事項) 及び第三・三十五条 0) 規定 (附属書の改正) の潜在的な改正 の規定に適合する附
- (c) 滑にし、 当該運用 同章第B 上 及び措置を特定すること並びに他 一の証 節 (運 明手続をより透明性があり、 用 上の 証 明手続) 0) 規定の対象となる運用上の (T) 地 予見可能性があり、 域的 及び国際的な貿易協定の最良の 証明 及び標準化されたものとすること。 手 続を簡素化するため 慣行を考慮しつつ、 の協力を円
- 4 第四章 (税関手続及び貿易円滑化) の規定に関し、 物品に関する委員会の任務には、 次のことを含む。
- (a) 同章の規定の実施を監視すること。
- (b) 同章 の規定の効果的なかつ一貫した運用 (同章の規定の解釈及び適用並びに同章に関する協力の促進

を含む。)について検討し、及びRCEP合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。

- (c) 第四・二十一条(実施措置)に定める実施措置を監視すること。
- 5 第五章 (衛生植物検疫措置) の規定に関し、 物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。
- a 同章の規定の実施を監視すること。
- (b) 科学的又は技術的な問題が関係する場合には関連する専門家と協議しつつ、相互に関心を有する衛生

植物検疫上の事項について検討すること。

- (c) $\mathcal{O}_{\mathbf{k}}$ 第五・十三条 地域的な又は多数国間 (協力及び能力開発) の作業計画と調整することを含む。)。 の規定に基づく協力を円滑にすること(適当な場合には二国間
- 6 第六章 (任意規格、 強制規格及び適合性評価手続) の規定に関し、 物品に関する委員会の任務には、 次

のことを含む。

- a 同章の規定の実施を監視すること。
- (b) 第六·九条(協力)の規定に基づく協力を円滑にすること。
- (c) 協力の促進のために相互に合意する優先分野を特定すること。

(d) する場合には関連する専門家と協議しつつ、適当な場合には、 適合性評価の結果及び強制規格の同等性の受入れを円滑にするため、科学的又は技術的な問題が関係 相互に合意する優先分野における作業計

(e) 作業計画の進捗を監視すること。 画を作成すること。

(f) 第六・十三条 (実施取決め)の規定に基づいて作成された二国間又は複数国間の取決めを監督するこ

لح

7 第七章 (貿易上の救済) の規定に関し、 物品に関する委員会の任務には、 次のことを含む。

(a) 同章 の規定の実施を監督すること。

(b) 他の締 約 国の貿易上の救済に関する法令、 政策及び慣行についての締約国の知識及び理解を促進する

こと。

(c) 貿易上の救済に関する事項について責任を有する締約国の当局の間の協力を促進すること。

(d) 締約国が必要と合意したその他の事項について協力すること。

サービス及び投資に関する委員会

8 第十八・六条(RCEP合同委員会の補助機関) 16の規定に基づいて設置されるサービス及び投資に

関する委員会の任務には、 他の関連する補助機関の活動を監督し、 及び調整すること並びに次に掲げる章

の規定の下で生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関する事項について検討することを含

む。

- (a) 第八章 (サービスの貿易)
- (b) 第九章 (自然人の一時的な移動)
- (c) 第十章 (投資)

9 第八章 (サービスの貿易) の規定に関し、 サービス及び投資に関する委員会の任務には、 次のことを含

む。

- (a) 同章の規定の実施及び運用を監視し、及び検討すること。
- (b) 第八・十二条 (移行) 及び第八・十三条(特定の約束に係る表の修正) に定める任務を遂行するこ

کے

(c) サービスの貿易を一層促進するための協力を円滑にし、及び措置を特定すること。

- 第十章 (投資) の規定に関し、サービス及び投資に関する委員会の任務には、次のことを含む。
- a 同章の規定の実施を監視すること。

10

- (b) 第十・十八条 (作業計画) の規定に基づいて定められた作業計画を実施すること。
- (c) 投資を一層促進するための協力を円滑にし、 及び措置を特定すること。

11 各締約国 は、 サービス及び投資に関する委員会に対し、 サービスの貿易及び投資に関する新たな措置又

持続可能な成長に関する委員会

は

政策に関する最新

の情報を提供する。

12 第十八・六条 \widehat{R} CEP合同委員会の補助 (機関) 10の規定に基づいて設置される持続可能な成長に関

する委員会の任務には、 次に掲げる章の規定の下で生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関

する事項について検討することを含む。

- (a) 第十四章 (中小企業)
- (b) 第十五章(経済協力及び技術協力)
- 13 第十四章 (中小企業) の規定に関し、 持続可能な成長に関する委員会の任務には、次のことを含む。

- a 同章の規定の実施を監視すること。
- (b) 締約国間の中小企業に関する協力を円滑にするための方法について討議すること。

(経済協力及び技術協力) の規定に関し、持続可能な成長に関する委員会の任務には、次のこ

とを含む。

14

第十五章

(a) 第十五・五条 (作業計画) の規定に基づく作業計画及びその実施の仕組みを作成し、 及び調整するこ

کے

(b) 報告書 (それぞれの活動についての最終完了報告書を含む。) を作成するために、 一又は二以上の実

施する締約国と調整すること。

(c) 作業計画の全般的な有効性及びこの協定の実施への貢献を評価するために作業計画の実施を監視し、

及び評価すること。

(d) 経済協力及び技術協力に関する活動及び関連する問題について効果的な連絡及び調整を確立し、及び

維持するため、他の委員会その他の補助機関と協力すること。

ビジネス環境に関する委員会

第十八・六条(RCEP合同委員会の補助機関) 10の規定に基づいて設置されるビジネス環境に関す

る委員会の任務には、次に掲げる章の規定の下で生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関す

る事項について検討することを含む。

- (a) 第十一章 (知的財産)
- (b) 第十二章 (電子商取引)
- (c) 第十三章 (競争)
- (d) 第十六章 (政府調達)

16

- 第十一章 (知的) 財産) の規定に関し、 ビジネス環境に関する委員会の任務には、 次のことを含む。
- (a) 同章の規定の実施及び運用を監視すること。
- (b) 締約 国 間 の協力を円滑にするための方法について討議すること。
- (c) 知的財産権につき、法令、 制度その他相互に関心を有する事項に関する情報を交換すること。
- 17 第十二章 (電子商取引) の規定に関し、 ビジネス環境に関する委員会の任務には、次のことを含む。
- (a) 同章の規定の実施を監視すること。

- (b) 第十二・十六条 (電子商取引に関する対話) の規定に従って活動を行うこと。
- (c) 締約国間におけるデジタル経済に関する協力を円滑にするための方法について討議すること。

(競争) の規定に関し、ビジネス環境に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施を監視すること。

18

第十三章

(b) 必要に応じ、 次に掲げる附属書に定める経過措置に基づく義務を履行するための措置を含め、 同 章の

規定の実施並 びに同章の規定に基づく締約国による競争に関する進展及び活動について、 RCEP合同

委員会に報告すること。

- (i) 定のブルネイ・ダルサラーム国についての適用) 附属書十三A(第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置) 及び第十三・四条 (協力) の 規
- (ii) 定のカンボジアについての適用 附属書十三B (第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置) 及び第十三・四条 (協力) の 規
- (iii) 附属書十三C (第十三・三条 (反競争的行為に対する適当な措置) 及び第十三・四条 (協力) の 規

定のラオスについての適用)

- (iv)附属書十三D(第十三・三条(反競争的行為に対する適当な措置)及び第十三・四条(協力) の 規
- 定のミャンマーについての適用)
- (c) 競争に関する問題についての締約国間の協力を促進すること。
- (d) 第十三・六条 (技術協力及び能力開発) の規定に基づく技術援助及び能力開発に関する活動について

の締約国

間の協力を促進すること。

- (e) 促進すること。 競争に関する問題 (同章の規定の下で生ずる問題を含む。) についての締約国間における情報交換を
- (f) 全締約国によるコンセンサス方式によって同章の規定を見直すこと。
- 第十六章 (政府調達) の規定に関し、 ビジネス環境に関する委員会の任務には、 次のことを含む。

19

- (a) 適当であり、 かつ、合意される場合には、 協力活動 (例えば、第十六・五条 (協力) に規定するも
- の)を円滑にすること。
- (b) 第十六・六条(見直し)の規定に基づいて行われる同章の規定の見直しを円滑にすること。

第十九章 紛争解決

第十九・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「申立国」とは、第十九・六条 (協議) 1の規定に基づいて協議を要請する一又は二以上の締約国を

いう。

(b) 「全紛争当事国」とは、申立国及び被申立国をいう。

(c) 「紛争当事国」とは、申立国又は被申立国をいう。

(d) 一被申立国」とは、 第十九・六条 (協議) 1の規定に基づいて協議を要請される締約国をいう。

(e) 「手続規則」とは、 RCEP合同委員会が採択するパネル手続のための手続規則をいう。

(f) 「第三国」とは、 第十九・十条 (第三国) 2の規定に基づいて通報する締約国をいう。

第十九・二条 目的

この章の規定は、この協定の下で生ずる紛争の解決のための効果的かつ効率的であり、 及び透明性がある

規則及び手続を定めることを目的とする。

第十九・三条 適用範囲 (注)

注 非違反措置に関する申立ては、この協定の下では認められない。

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、次の回の事項及び回の場合について適

用する。

(a) この協定の規定の解釈及び適用に関する締約国間の紛争の解決

(b) 締約国が、 他の締約国の措置がこの協定に基づく義務に適合しないと認める場合又は他の締約国がこ

の協定に基づく自国の義務を履行しなかったと認める場合

2 \mathcal{O} 筋定により利用可能な紛争解決手続を利用する当該締約国の権利を害するものではない。 第十九· 五条 (場の選択) の規定に従うことを条件として、この章の規定は、 締約国が締結している他

第十九・四条 一般規定

1 この協定は、 解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って解釈する。

2 パネルは、 また、 この協定に組み込まれた世界貿易機関設立協定の規定に関し、 WTOの紛争解決機関

によって採択されるWTOの小委員会及び上級委員会の報告における関連する解釈について検討する。パ

ネルの認定及び決定は、この協定に基づく権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、 又はこの協定に

基づく権利及び義務を減ずることはできない。(注)

注 この協定に組み込まれていない世界貿易機関設立協定の規定に関し、締約国は、この2の第一文の規定が、パネルがWTOの

紛争解決機関によって採択されるWTOの小委員会及び上級委員会の報告における関連する解釈について検討することを妨げる

ものではないことを確認する。

3 この章 の規定に従って行われる全ての通報、 要請及び回答は、 書面により行う。

4 全紛争当事国は、 紛争について相互に合意する解決を得るため、 紛争のあらゆる段階において、 協力及

び協議を通じてあらゆる努力を払うよう奨励される。 全紛争当事国は、 相互に合意する解決が得られた場

合には、他の締約国に対してその合意の条件を共同で通報する。

5 が第十九・十条 この章に定める期間については、全紛争当事国の合意により変更することができる。ただし、その変更 (第三国)に定める第三国の権利を害しない場合に限る。

6 締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が他の締約国がとる措置によって

侵害されていると認める場合において、その紛争を迅速に解決することは、この協定が効果的に機能し、

か つ、 締約国の権利と義務との間で適正な均衡が維持されるために不可欠である。

第十九・五条 場の選択

1 るものとし、 同等のものに関するものである場合には、 国際貿易協定又は国際投資協定に基づく権利及び義務であってこの協定に基づく権利及び義務と実質的に 紛争が、この協定に基づく権利及び義務に関するものであり、かつ、全紛争当事国が締結している他の また、その選択した場以外の場を利用してはならない。 申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することができ

2 置を要請した場合又は他の国際貿易協定若しくは国際投資協定に従って紛争解決委員会若しくは紛争解決 のための裁判所の設置を要請し、若しくはこれらに事案を付託した場合には、 この条の規定の適用上、 申立国は、 第十九・八条(パネルの設置の要請) 1の規定に従ってパネル 紛争を解決するための場を の設

3 この条の規定は、全紛争当事国がこの条の規定を特定の紛争について適用しないことを書面により合意

第十九・六条 協議

する場合には、

適用しない。

選択したものとする。

- 1 当な考慮を払い、及びその協議のための適当な機会を与える。 章において 締約国は、 「協議要請」という。)を行うことができる。 第十九・三条(適用範囲) 1に定める事案について、 被申立国は、 他の締約国との協議の要請 申立国が行う協議要請について妥 (以下この
- 2 申立てに関する事実に係る根拠及び法的根拠の記載を含む。)を示す。 1 の規定に基づいて行われる協議要請には、 当該協議要請の 理由 (問題となっている措置の特定並びに
- 3 申立国 は、 1の規定に基づいて行う協議要請の写しを他の締約国に対して同時に提供する。

の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日を記載した申立国

へ の

通報を行うこと

4

被

申立国

は、

1

- 日 が、 により、 被申立国 当該協 が当該協議要請を受領した日とみなされる。 議要請の受領を直ちに確認するものとし、 確認しない場合には、 被申立国は、 他の締約国に対して当該通報の 当該協議要請が行わ れた
- 写しを同時に提供する。

5

被申立国は、

次のことを行う。

- (a) 1 の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後七日以内に当該協議要請に回答すること。
- (b) 他の締約国に対して国に定める回答の写しを同時に提供すること。

- 6 被申立国は、次のいずれかの期間内に協議を開始する。
- (a) 緊急の場合 (腐敗しやすい物品に関する場合等)には、 1の規定に基づいて行われた協議要請を受領

した日の後十五日の期間

(b) その他の事案については、 1の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後三十日 この期間

7 全紛争当事国は、 誠実に協議に参加するものとし、 協議を通じて相互に合意する解決を得るようあらゆ

る努力を払う。 このため、 全紛争当事国は、 次のことを行う。

事案について十分に検討すること(問題となっている措置がこの協定の実施又は適用にどのように影

(a)

響を及ぼ し得るかを含む。)ができるよう当該協議の過程において十分な情報を提供すること。

(b) 当該協 議 の過程において交換される秘密の又は財産的価値を有する情報を、 当該情報を提供する締約

国と同様の条件で取り扱うこと。

(c) 協 議において関与させることを可能とするよう努めること。 事案について責任を有し、 又は事案に関する専門知識を有する政府機関その他規制機関の職員を当該

8 協議 は、 秘密とされ、かつ、その後の手続及び他の手続における紛争当事国の権利を害しないものとす

9 を同時に提供する。 を希望する旨の通報を行うことができる。 とができる。 に規定する協議要請の写しを受領した日の後七日以内に、 全紛争当事国以外の締約国は、 当該通報を行う締約国は、 協議について実質的な貿易上の利害関係を有すると認める場合には、 当該通報を行う締約国は、 全紛争当事国が同意する場合には、 全紛争当事国に対し、当該協議に参加すること 他の締約国に対して当該通報の写し 当該協議に参加するこ 3

第十九・七条 あっせん、調停又は仲介

- 1 き、 ことを合意することができる。 全紛争当事国 また、いずれの紛争当事国も、 は、 **\ つでも紛争解決の代替的な方法 当該紛争解決の代替的な方法のための手続は、 *(*) つでも終了することができる。 (あっせん、 調停及び仲介を含む。)を任意にとる ١ ر つでも開始することがで
- 2 全紛争当事国が合意する場合には、 1に規定する手続は、この章の規定に基づいてパネルが事案を検討

ている間も、

継続することができる。

3 1に規定する手続に係る過程及び当該過程において紛争当事国がとる立場は、 秘密とされ、かつ、その

後の手続及び他の手続における紛争当事国の権利を害しないものとする。

第十九・八条 パネルの設置の要請

1 申立国は、 次のいずれかの場合には、 被申立国への通報を行うことにより、事案を検討するためのパネ

ル の設置の要請 (以下この章において「パネル設置要請」という。)を行うことができる。

- (a) 被申立国が次のいずれかのことを行わない場合
- (i) 第十九 六条 (協議) 5個の規定に従って協議要請に回答すること。
- 前 第十九・六条(協議)6の規定に従って協議を開始すること。
- (b) 次の いずれ か の期間内に協議によって紛争を解決することができない場合
- (i) に基づいて行われた協議要請を受領した日の後二十日の期間 緊急の場合 (腐敗しやすい物品に関する場合等) には、 被申立国が第十九 ・六条 (協議) 1の規定
- (ii) その他 の事案については、被申立国が第十九・六条 (協議) 1の規定に基づいて行われた協議要請

1の規定に基づいて行われるパネル設置要請には、 問題となっている特定の措置を明示するとともに、

2

を受領した日の後六十日

. の期間

パネルが取り扱う申立てに関する事実に係る根拠及び法的根拠(この協定の関連規定を含む。)について

 \mathcal{O} 詳細であって、 問題を明確に提示するために十分なものを付する。

3 申立国は、 1の規定に基づいて行うパネル設置要請の写しを他の締約国に対して同時に提供する。

4 被申立国は、 1の規定に基づいて行われたパネル設置要請を受領した日を記載した申立国への通報を行

うことにより、 当該パネル設置要請の受領を直ちに確認するものとし、 確認しない場合には、 当該パ ネル

設置要請が行わ れた日が、 被申立国が当該パネル設置要請を受領した日とみなされる。 被申立 国 は、 他の

締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。

5 1 \mathcal{O} 規定に基づいてパネル設置要請 が 行わ れた場合には、 パネルが第十九・十一条 (パネルの設置及び

再招集)の規定に従って設置される。

第十九・九条 複数の申立てに関する手続

1 二以上の締約国が 同 一の事案に関するパネルの設置又は再招集を要請する場合において、 実行可能なと

きは、 当該事案に関する複数の申立てを検討するために単一のパネルを設置し、又は再招集すべきであ

る。

2 利が 単一のパネルは、 いかなる意味においても侵害されることのないように、 別々のパネルが複数の申立てを検討したならば全ての紛争当事国が有したであろう権 検討を行い、 かつ、 全ての紛争当事国に対し

て認定及び決定を提出する。

3 には、 る。 同一の事案に関する複数の申立てを検討するために二以上のパネルが設置され、 それぞれのパネルは、 全ての紛争当事国は、 自己 同一の個人がそれぞれのパネルの構成員を務めることを確保するよう努め]の検討 \mathcal{O} 日程について調整が図られることを最大限可能な限り確保するた 又は再招集される場合

第十九・十条 第三国

め

相互に及び全ての紛争当事国と協議する。

- 1 全紛争当事国 |及び: 他 . の締 約 玉 の利害関係は、 パネルの手続において十分に考慮される。
- 2 要請が行われた日の後十日以内に全紛争当事 ネルに付託され た事案について実質的な利害関係を有する締約国は、 国に対して自国の利害関係を通報することができる。 次のいずれ か (T) 規定に基づいて
- (a) 第十九・八条 (パネルの設置の要請) 1の規定
- (b) 第十九・十六条 (履行状況の審査) 1の規定

(c) 第十九・十七条 (代償及び譲許その他の義務の停止) 13の規定

通 報を行う締約国 は、 他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。

3 2 の規定に基づいて自国の実質的な利害関係を通報する締約国は、 第三国としての権利及び義務を有す

る。

4 各紛争当事国は、 秘密の情報を保護する場合を除くほか、 中間報告書が発出される前に作成する意見

書、 口頭による陳述を書面にしたもの及び質問に対する書面による回答をパネルに提出する時に、

の文書を各第三国に利用可能なものとする。

5 第三国は、次の権利を有する。

(a) 秘 密 \mathcal{O} 情 報を保護する場合を除くほ か、 パネルが中間報告書を発出する前に全紛争当事国と行う第

回審理及び第二回審理に出席する権利

(b) 第一回審理の前に意見書を少なくとも一度提出する権利

(c) 第一 口 .審理中に特別に開催される会合において、パネルへの口頭による陳述を行い、及びパネルから

の質問に回答する権利

- (d) パネルから第三国への質問に対して書面により回答する権利
- 6 第三国は、 意見書その他の文書をパネルに提出する場合には、全紛争当事国及び他の第三国に対してこ

れらの文書を同時に提供する。

7 加的 パネルは、全紛争当事国の同意を得て、第三国に対し、 又は補足的な権利を与えることができる。 当該第三国のパネルの手続への参加に関し、

追

第十九・十一条 パネルの設置及び再招集

1 第十九・八条 (パネルの設置 の要請) 1の規定に基づいてパネル設置要請が行われた場合には、 パネル

がこの条の規定に従って設置される。

- 2 \mathcal{O} 規定に基づくパネルの構成員の任命及び指名は、 ネルは、 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、 10及び13に規定する要件に適合するものとする。 三人のパネルの構成員から成る。 この条
- 3 全紛争当事国は、 第十九・八条 (パネルの設置の要請) 1の規定に基づいて行われたパネル設置要請が

受領された日から十日以内に、 るための手続について合意に達するために協議を開始する。15及び16の規定の適用に当たっても、その合 紛争の事実関係並びに技術的及び法的側面を考慮しつつ、パネルを構成す

意された手続が用いられるものとする。

- 4 当事 は、 領された日から二十日以内に、パネルを構成するための手続について合意に達することができない場合に 全紛争当事国が第十九・八条 紛争当事国は、 国に通報することができる。 その後いつでも、5から7までに規定する手続を用いることを希望する旨を他の (パネルの設置の要請) その通報が行われた場合には、パネルは、 1の規定に基づいて行われたパネル設置要請が受 5から7までの規定に従って 紛争
- 5 当事! 命する。 申 立国 国 は、 被申立国 は、 他 の紛争当事国に対してパネルの構成員の任命について通報する。 4の規定に基づいて行われた通報が受領された日から十日以内に一人のパネル は、 当該通報が受領された日から二十日以内に一人のパネル (T) 構成員 、を任命する。 の構成員を任 紛争

構成され

6 構成員の任命に合意する。 を超えないものとする。)の名簿を他の紛争当事国に提供することができる。 全紛争当事国は、 5 の規定に基づくパネル 各紛争当事国は、 その合意の達成に資するためにパネル の構成員の任命の後、 ノペ ネル の議長を務める第三のパネルの の議長の候補者

ずれかのパネルの構成員が4の規定に基づいて行われた通報が受領された日から三十五日以内に任命

7

づいて提供された候補者の名簿は、 の要請の日から三十日以内に残りのパネルの構成員を任命するよう要請することができる。 されなかった場合には、いずれの紛争当事国も、 WTO事務局長にも提供されるものとし、 その後の二十五日の期間内にWTO事務局長に対し、そ 必要な任命を行うに当たっ 6の規定に基

て用いられることができる。

8 又は は も提供されるものとし、 よう要請することができる。 W 注 7 の 1 Т 国際連合国際商取引法委員会 ず 〇事務局長が、 ħ 規定に基づいて行われた要請の日から三十日以内に残りのパネルの構成員を任命し の紛争当事国 残りのパネルの構成員を任命することができない旨を全紛争当事国に通報する場合 12 Ę の規定に従って必要な任命を行うに当たって用いられることができる。 6 常設仲裁裁判所事務総長に対し、 (UNCITRAL) の規定に基づいて提供された候補者の の仲裁規則は、 この8の規定による残りのパネルの構成員の任命を行うた 残りのパネル 名簿は、 の構成員を速やか 常設仲裁裁判 所事務! に任 ない 、場合に 総長に 命する 注

9 パネルの設置の日 は、 最後のパネルの構成員が任命された日とする。

めには、

用いない。

10 各パネルの構成員は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 法律、 国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識若しくは経験又は国際貿易協定
- の下で生ずる紛争の解決についての専門知識若しくは経験を有すること。
- (b) 客観性、 信頼性及び判断の健全性という基準に厳格に従って選出されること。
- (c) 締約国からも指示を受けていないこと。 いずれの締約国からも独立しており、 並びにいずれの締約国とも関係を有しておらず、及びいずれの
- (d) いかなる資格においても対象となる事案を取り扱ったことがないこと。
- (e) 自己の独立性又は公平性に関して正当な疑問を生じさせ得る情報を全紛争当事国に開示すること。
- (f) 手続規則に附属する行動規範を遵守すること。
- 7 又は8の規定によって任命される各パネルの構成員は、 10に規定する要件のほか、 次の全ての要件を

満たすものとする。

11

(a) 国際法等の法律、 国際貿易及び国際貿易協定の下で生ずる紛争の解決についての専門知識を有するこ

(b) 十分な適格性を有する個人(公務員であるか否かを問わない。)(例えば、WTOの小委員会若しく

律又は政策について教授し、 は上級委員会の委員を務め、 又はWTO事務局において勤務したことがある個人、国際貿易に関する法 又は著作を発表したことがある個人、 WTOの加盟国の貿易政策を担当す

- る上級職員として勤務したことがある個人)であること。
- (c) パネルの議長については、 可能な限り、次の(i)及び(i)の要件を満たすこと。
- (i) W T O の小委員会又は上級委員会の委員を務めたことがあること。
- (ii) 紛争の対象となる事案に関連する専門知識又は経験を有すること。

に従ってパネルの構成員を任命するに当たっては、 次の手続を用 いる。

12

全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、

8の規定によって、

かつ、

10及び11に規定する要件

(a) 常設仲裁裁判 所事務総長は、 全紛争当事国に対し、 少なくとも三人のパネルの構成員の候補者を記載

した同一の名簿を通報する。

(b) 各紛争当事国は、 及び自国の優先順位によって名簿の残りの候補者に番号を付した上で、当該名簿を常設仲裁裁判所 (a)に規定する名簿を受領した日から十五日以内に、 自国が反対する候補者を削除

事務総長に返送することができる。

- (c) 常設仲裁裁判所事務総長は、 全紛争当事国 が記載した優先順位に基づいて、残りのパネルの構成員を任命する。 b)に定める期間の満了の後、 返送された名簿の残りの候補者から、 か
- (d) 何らか の理由によりこの12に定める手続によって残りのパネルの構成員を任命することができない場

合には、 常設仲 裁裁判所事 務総長は、 この章の規定に従って残りのパネル の構成員を自己の裁量によっ

て任命することができる。

13 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、 パネルの議長は、 いず れの紛争当事 国又は第三国 \mathcal{O}

玉 民 であってもならず、 また、 いず ħ の紛争締約 国にも日常の 住居を有してはならな

14 パ ネルに付託された事案につき、 各パ ネ ル 0 構成員 は、 政 (府又は パネル 団体 の代表としてではなく、 の構 成員に指示を与えてはならず、 個 人の資格で職務を遂行する。 また、 個人として活動するパ 締約 玉 は、

ネルの構成員に影響を与えようとしてはならない。

15

場合には、 で任命される。 ۲ 0 条の規定により任命されたパネルの構成員が辞任する場合又は職務を遂行することができなくなる 後任 のパネルの構成員は、 当該後任のパネルの構成員は、 当初のパネルの構成員の任命について定められた方法と同様の方法 当該当初のパネルの構成員の全ての権限及び任務を有す

る。 て、 パネルの手続に関連する期間は、 パネルの検討は、 後任のパネルの構成員が任命される時まで停止されるものとする。この場合におい 後任のパネルの構成員が任命される時まで停止されるものとする。

パネルが第十九・十六条 (履行状況の審査) 又は第十九・十七条(代償及び譲許その他の義務の停止)

16

の規定に従って再招集される場合において、実行可能なときは、 当該パネルは、当初のパネルと同じ構成

員によって構成する。 の任命について定められた方法と同様の方法で任命される。 これが実行可能でない場合には、 後任のパネルの構成員は、 当該後任のパネルの構 成員は、 当初のパ ネルの 当該当初 構 :成員 のパ

ネルの構成員の全ての権限及び任務を有する。

第十九・十二条 パネルの任務

1 パネルは、 自己に付託された事案の客観的な評価を行う。 当該客観的な評価には、 次の事項に関するも

のを含む。

- (a) 問題の事実関係
- (b) 全紛争当事国が引用するこの協定の規定の適用の可能性
- (c) 次のいずれかの事項

- (i) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないかどうか。
- (ii) 被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったかどうか。

2 パネルは、 全紛争当事国が当該パネルの設置の日から二十日以内に別段の合意をする場合を除くほか、

次の付託事項を有する。

「この協定の関連規定に照らし、 第十九・八条(パネルの設置の要請) 1の規定に基づいて行われた

う。

パネル設置要請

において付託された事案を検討し、

この協定に定めるところにより認定及び決定を行

- 3 パネルは、報告書において次の事項を記載する。
- (a) 全紛争当事国及び第三国の主張を要約した説明部分
- (b) 問題 の事実関係及びこの協定の規定の適用 の可能性に ついての認定
- (c) 次のいずれかの事項に関する自己の決定
- (i) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないかどうか。
- 一被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったかどうか。

- (d) (b)に規定する認定及び(c)に規定する決定を行った理由
- 4 同で要請するもの及び自己の付託事項に定めるものを報告書に含める。パネルは、 3 の規定を適用するほか、パネルは、 紛争に関するその他の認定及び決定であって、全紛争当事国が共 被申立国がその 認定及

び決定を実施し得る方法を提案することができる。

- 5 見及び主張並びに次条 て報告書を作成する。 パネルは、 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、 (パネルの手続) 12及び13の規定に従って受領した情報又は技術上の助言に基づい この協定の関連規定、 全紛争当事 国 一の意
- 6 パネルは、 この協定に定める認定、 決定及び提案のみを行う。
- 7 各第三国の意見は、パネルの報告書に反映される。
- 8 定に基づく権利及び義務を減ずることはできない。 パネルの認定及び決定は、 この協定に基づく権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、 又はこの協
- 9 パネルは、 全紛争当事国と定期的に協議し、及び相互に合意する解決を図るための適当な機会を全紛争

当事国に与える。

10 1から4までの規定は、 第十九・十六条(履行状況の審査)又は第十九・十七条(代償及び譲許その他

 \mathcal{O} 義務の停止) の規定に従って再招集されるパネルについては、 適用しない。

第十九・十三条 パネルの手続

1 パネルは、この章の規定に従うものとし、 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、 手続規則

を遵守する。

2 第十九・十一条 (パネルの設置及び再招集) の規定に従って設置されるパネルは、 紛争当事国 \mathcal{O} 要請に

な手続に関する規則を採択することができる。 第十九・十六条 (履行状況の審査) 又は第 + 九 + -七条

全紛争当事国と協議の上、

この章の規定及び手続規則と抵触し

な

1

追

加的

応じ、又は自己の発意により、

(代償及び譲許その 他の義務の停止) の規定に従って再招集されるパネルは、 全紛争当事 事国と協議 議 \mathcal{O} Ĺ

この章の規定又は手続規則を適当と認める範囲で参照しつつ、この章の規定及び手続規則と抵触しない自

己の手続に関する規則を定めることができる。

3 パネルの手続は、 報告書を質の高いものとするために十分に弾力的なものであるべきであるが、パネル

の検討を不当に遅延させるべきでない。

4 日程を定める。 の上、実行可能な限り速やかに、 第十九・十一条(パネルの設置及び再招集)の規定に従って設置されるパネルは、全紛争当事国と協議 パネルの設置の日から最終報告書が全紛争当事国に発出される日までの期間は、 可能な場合には当該パネルの設置の日から十五日以内に、 自己の検討 原則とし \mathcal{O}

て七箇月を超えないものとする。

5 な限り速やかに、 に従って再招集されるパネルは、 第十九・十六条 可能な場合には再招集の日から十五日以内に、 (履行状況の審査) 第十九・十六条 又は第十九・十七条 (履行状況の審査)に定める期間を考慮して、 (代償及び譲許その他の義務の停止) 履行状況の審査の 日程を定める。 実行可 13 の規定 能

パネルの手続

6 は、全会一致の合意が得られない事項について、反対意見又は別個の意見を提出することができる。 ことができない場合には、 パネルは、 コンセンサス方式によって認定及び決定を行う。ただし、パネルは、 過半数による議決によって認定及び決定を行うことができる。パネルの構成員 コンセンサスに達する 個 々

のパネルの構成員が報告書において表明した意見は、匿名とする。

7 パネルの審議は、 秘密とする。 全紛争当事国及び第三国は、パネルにより出席するよう招請された場合

に限り、出席する。

8 パネルが検討中の事案に関し、 パネルといずれか一の紛争当事国のみとの間で接触があってはならな

V .

意見書

9 各紛争当事国は、 問題の事実関係並びに自国の主張及び反論を書面により述べる機会を有する。 4 及び

5 の規定を適用するほ か、 パネルが定める日程は、 全紛争当事国及び第三国による意見書の提出について

の明確な期限を含むものとする。

審理

10 4及び5の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、 全紛争当事国がパネルに自国の立場を表明す

るための少なくとも一回の審理について定めるものとする。 原則として、 当該日程は、 特別な事情がある

場合を除き、三回以上の審理を定めてはならない。

秘密の取扱い

が が 九 密であると指定したものを秘密のものとして取り扱う。 を公開しないことを条件とする。 ル 自 は、 · 十条 パネルに提出 パネルに対する意見書については、 国 他 の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。 の紛争当事国又は第三国がパネルに提出した情報であって、 (第三国) した陳述又は情報であって、当該他の紛争当事 に規定する場合には第三国に利用可能なものとする。 紛争当事国又は第三国は、 秘密のものとして取り扱うものとするが、 こ の 11 締約国 国又は第三国が秘密であると指定し のいかなる規定も、 \mathcal{O} 当該他の紛争当事国又は第三国 要請が ただし、他の紛争当事 全紛争当事国、 あった場合には、 全紛争当事国に及び第十 紛争当事 第三国及びパネ 国又は第三国 、国又は第三 自国 たもの 0 意見 が 秘 国

11

追加の情報及び技術上の助言

書

に含まれ

ている情報に

っつい

ての公開

し得る秘密でない要約を提供する。

12 請 に対して迅速かつ十分に応ずる。 各紛争当事 国及び各第三国は、 パネルが必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、 その 要

13 \mathcal{O} 情報及び技術上の助言の提供を要請することができる。ただし、その前に、パネルは、 パネルは、 紛争当事国 \mathcal{O} 要請に応じ、 又は自己の発意により、 適当と認める個人又は機関に対して追加 全紛争当事国 \mathcal{O}

の作成に当たり当該追 領した追加の情報及び技術上の助言を提供し、 ことを合意する場合には、パネルは、その要請を行ってはならない。パネルは、全紛争当事国に対し、 意見を求めるものとする。 加の情報及び技術上の助言を考慮する場合には、 全紛争当事国が当該追加の情報及び技術上の助言の提供を要請すべきではない 並びに意見を提出する機会を提供する。パネルは、 当該追加の情報及び技術上の 報告書)助言 受

パネルの報告書

に関する紛争当事

国の意見も考慮する。

14 める。 やすい物品 日 第十九 から百五 十一条 に関する場合等) 十日以内に全紛争当事国に対して中間報告書を発出する。 (パネルの設置及び再招集) には、 当該パネルの設置の の規定に従って設置されるパネルは、 日から九十日以内に中間報告書を発出するよう努 当該パネルは、 緊急の 当該パネル 場合 (T) (腐 設置の 敗

に中間報告書を発出することができないと認める例外的な場合には、 発出するまでに要する期間の見込みと共に、 第十九・十一条(パネルの設置及び再招集)の規定に従って設置されるパネルは、14に規定する期間内 遅延の理由を全紛争当事国に通報する。 全紛争当事国に対して中間 遅延は、 その後の三 報告書を

15

十日の期間を超えてはならない。

16 見を検討した後、 面 による意見を提出することができる。パネルは、 紛争当事国は、 適当と認める更なる検討を行い、 中間報告書を受領した日から十五日以内に、パネルに対して当該中間報告書に関する書 及び当該中間報告書を修正することができる。 全紛争当事国 の当該中間報告書に関する書面による意

17 パネルは、 中間報告書を発出した日から三十日以内に、 全紛争当事国に対して最終報告書を発出する。

18 パ ネル の中間報告書及び最終報告書の起草については、 全紛争当事国の参加なしに行う。

19 保護することを条件として、 終報告書を配 パネル は、 布するものとし、 全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から七日以内に、 当該最終報告書を公に利用可能なものとすることができる。 紛争当事国は、 その後い つでも、 当該最終報告書に含まれる秘密の 他の締約国に対して当該最 情報を

第十九・十四条 手続の停止及び終了

1 間 \mathcal{O} 期間 内において、 全紛争当事国 は、 その合意の日から十二箇月を超えないものとする。停止されたパネルの手続は、 いずれかの紛争当事国の要請があった場合には、 は、 **\ つでも、 パネル の検討を停止することを合意することができる。ただし、その停止 再開するものとする。その停止が行われ その停止 \mathcal{O} 期

討が十二箇月を超えて継続して停止された場合には、当該パネルは、 た場合には、パネルの手続に関連する期間は、 検討が停止された期間と同じ期間延長される。パネルの検 全紛争当事国が別段の合意をすると

きを除くほか、その設置の根拠を失う。

2 とができる。 全紛争当事国は、 全紛争当事国は、合意した場合には、パネルの議長に対してその合意を共同で通報する。 相互に合意する解決が得られた場合には、パネルの手続を終了することを合意するこ

3 対し友好的に紛争を解決するよう提案することができる。 パネルは、 最終報告書を発出する前においてパネルの手続の 1 かなる段階においても、 全紛争当事国に

4 こと又はパネルが設置 全紛争当事国は、 他 の根拠を失ったことを共同 の締約国に対し、 1又は2の規定に従いパネルの手続が停止 で通報する。 Ļ 若しくは終了した

第十九・十五条 最終報告書の実施

1 パネルの認定及び決定は、 最終的なものとし、 かつ、全紛争当事国を拘束する。 被申立国は、 次の ず

れかのことを行う。

(a) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないとパネルが決定する場合には、 当該措置

を適合させること。

(b) 被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったとパネルが決定する場合には、 当該義務を履行す

2002

2 被申立国は、パネルが第十九・十三条(パネルの手続) 17の規定に従って全紛争当事国に対して最終報

告書を発出した日から三十日以内に、履行に関する自国の意図を申立国に通報し、及び次のいずれかを行

う。

(a) 報する。 被申立国は、 被申立国は、 自国が その通報に、 1の規定に基づく義務を履行したと認める場合には、 当該義務の履行を達成していると認める措置の説明、 申立国に対して遅滞なく通 当該措置 が効

力を生ずる日及び当該措置の文書がある場合には当該文書を含める。

(b) ためにとることができる行動についての記載と共に、 被申立国は、 1の規定に基づく義務を速やかに履行することができない場合には、 当該義務の履行のために必要であると認める合理 当該義務の履行の

的な期間を申立国に通報する。

3

被申立国 は、 1の規定に基づく義務を速やかに履行することができない旨の通報を26の規定に従って

行った場合には、当該義務を履行するための合理的な期間を与えられる。

- 4 当事国に対して最終報告書を発出した日から四十五日以内に全紛争当事国が当該合理的な期間に合意する パネルの議長が当該合理的な期間を決定するよう要請することができる。 ことができない場合には、 全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から百二十日以内に行う。 可能な場合には、 3に規定する合理的な期間は、 紛争当事国は、パネルの議長及び他の紛争当事国への通報を行うことにより、 全紛争当事国が合意するものとする。パネルが全紛争 その要請については、 パネルが
- 5 内に、 4 の規定に基づいて要請が行われた場合には、 全紛争当事国に対し合理的な期間についての決定及び当該決定の理由を提示する。 パネルの議長は、 当該要請を受領した日から四十五 百以
- 6 出 した日から十五箇月を超えるべきではない。 又は延長することができる。 ネルの議長が決定する合理的な期間は、 指針として、 当該合理的な期間は、 パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発 特別の事情がある場合には、 短縮
- 7 する。被申立国は、その通報に、 被申立国は、 自国が 1の規定に基づく義務を履行したと認める場合には、 当該義務の履行を達成していると認める措置の説明、 申立国に対して遅滞なく通報 当該措置が効力を

生ずる日及び当該措置の文書がある場合には当該文書を含める。

第十九・十六条 履行状況の審査 (注)

注 第十九・六条 (協議) の規定に基づく協議は、 この条の規定に基づく手続については、 必要とされない。

1 前条 (最終報告書 の実施) 1の規定に基づく義務の履行のためにとられた措置の有無又は当該措置とこ

の協定との適合性について全紛争当事 国 の間に意見の 相違がある場合には、 当該意見の相違につい ては、

その解決のために再招集されるパネル (以下この章において 「履行状況審査パネル」という。 0 利 用に

よって解決する。 申立 国 は、 被申立国 の通報を行うことにより、 履行状況審査パネルを再招集するよう

2 1 に規定する要請は、 次 \mathcal{O} **(**) ずれ か 早 い 時 の後においてのみ行うことができる。

要請することができる。

申

立国

は、

他

の締約国に対してその要請の

写しを同

時に提供する。

(a) 前条 (最終報告書の実施) の規定に従って定められる合理的な期間 が満了した時

(b) 被申立 玉]が前条 (最終報告書の実施) 1の規定に基づく義務を履行した旨を同条2個又は7の規定に

従って申立国に通報した時

3

履行状況審査パネルは、 自己に付託された事案の客観的な評価を行う。 当該客観的な評価には、 次の事

項に関するものを含む。

(a) 被申立国が前条 (最終報告書の実施) 1の規定に基づく義務を履行するためにとった行動についての

事実関係

(b) 被申立 国]が前条 (最終報告書の実施) 1の規定に基づく義務を履行するためにとった措置の有無又は

当該措置とこの協定との適合性

4 履行状況審査パネルは、報告書において次の事項を記載する。

(a) 全紛争当事国及び第三国の主張を要約した説明部分

(b) この 条の規定の下で生ずる問題の事実関係及びこの協定の規定の適用 \mathcal{O} 可能性につい ての認定

(c) 前条 (最終報告書の実施) 1の規定に基づく義務を履行するためにとられた措置の有無又は当該措置

とこの協定との適合性に関する決定

(d) (b)に規定する認定及び(c)に規定する決定を行った理由

5 履行状況審査パネルは、 1の規定に基づいて要請が行われた場合には、 当該要請の日から十五日以内に

再招集される。 履行状況審査パネルは、可能な場合には、その再招集の日から九十日以内に全紛争当事国

1 況審査パネルは、いずれかの報告書を該当する期間内に発出することができないと認める場合には、 に対して中間報告書を発出し、その後三十日以内に全紛争当事国に対して最終報告書を発出する。 ずれかの報告書を発出するまでに要する期間の見込みと共に、 1 の規定に基づいて行われる要請の日から履行状況審査パネルが最終報告書を発出する日までの 遅延の理由を全紛争当事国に通報する。 履行状 期間

第十九・十七条 代償及び譲許その他の義務の停止

6

は、

百五十日を超えてはならない。

- 1 施) れ \mathcal{O} るものであり、 1 代償及び譲許その他 ずれ 1 0 規定に基づく義務を履行してい の措置よりも、 また、 の義務の停止は、 代償が与えられる場合には、この協定に適合するものでなければならない。 同 条 1 の規定に基づく義務を履行することが優先される。 ない場合に利用することができる一 被申立国が合理的 な期間内に第十九・十五条 時的な措置であるが、 代償は、 (最終報告 任意に与えら これら 1書の実
- 2 が 被申立国は、 できる代償を策定するために交渉を開始する。 次のいずれかの場合において、 申立国からの要請があったときは、 相互に受け入れること
- (a) 被申立国が第十九・十五条(最終報告書の実施) 1の規定に基づく義務を履行する意図を有しないこ

とを申立国に通報する場合

- (b) 被申立国が第十九 ·十五条 (最終報告書の実施) 2の規定に従って申立国に通報しない場合
- (c) 被申立国が合理的な期間の満了までに第十九・十五条 (最終報告書の実施) 7の規定に従って申立国

に通報しない場合

- (d) 被申立国が第十九・十五条 (最終報告書の実施) 1の規定に基づく義務を履行していないと履行状況
- 審 査パネルが前条 (履行状況の審査) の規定に従って決定する場合

3

- 他 できるものとし、 申 の義務の被申立国に対する適用を停止する意図を有する旨を被申立国及び他の締約国に通報することが 立国 は、 次の 並びにその通報が受領された日の後三十日目の日に当該譲許その いずれかの場合には、 その後いつでも、 無効化又は侵害の程度と同等の程度の譲許その 他の義務の停止を開始
- (a) 全紛争当事国が、 2の規定に従って行われた要請が受領された日の後三十日以内に代償について合意
- することができなかった場合

する権利を有する。

(b) 全紛争当事国が代償について合意したが、被申立国がその合意の条件を遵守しなかった場合

- 4 3の規定にかかわらず、申立国は、 次のいずれかの場合には、 3に規定する譲許その他の義務の停止を
- 開始する権利を行使してはならない。
- (a) 9の規定に従って審査が行われている場合
- (b) 相互に合意する解決が得られた場合
- 5 3 の規定に従って行われる通報には、 意図する譲許その他の義務の停止の程度を明記し、 及び申立国が
- 譲許その 他の義務を停止することを提案する関連分野を記載する。
- 6 (a) 申 立国 申立国 は、 は、 1 まず、 かなる譲許その他の義務を停止するかを検討するに当たり、 パネルがこの協定に基づく義務との不適合又は当該義務の 次に定める原則を適用する。 不履行が存在すると決定
- た分野と同 一の分野における譲許その他の義務の停止 を試みるべきである。
- (b) 譲許その他の 申立国は、 同一 義務の停止が効果的でないと認める場合には、その他の分野における譲許その他の義務を の分野における譲許その他 1の義務を停止することができず、又は同一 の分野における
- 停止することができる。
- 7 譲許その他の義務の停止の程度は、 無効化又は侵害の程度と同等のものとする。

- 8 きる。 に、 被申立国は、 申立国 被申立国は、 への通報を行うことにより、 次のいずれかの場合には、3の規定に基づいて行われた通報を受領した日から三十日以内 他の締約国に対してその要請の写しを同時に提供する。 事案を検討するためにパネルを再招集するよう要請することがで
- (a) 被申立国が提案された停止の程度について異議を申し立てる場合
- (b) 被申立国が自国が代償に関する合意の条件を遵守したと認める場合
- (c) 被申立国が6に定める原則が遵守されなかったと認める場合
- 9 付する。 る。 ネル 再招集されたパネルは、 は、 8の規定に基づいて要請が行われた場合には、 その再招集の 日 から四十五日以内に、 当該要請の日から十五日以内に再招集され 全紛争当事国に対して自己の決定を送
- 10 等でないと決定する場合には、 償に関する合意の条件を遵守したと当該パネルが決定する場合には、 の義務を停止してはならない。 9 の規定に従って再招集されたパネルは、 同等の効果を有すると認める妥当な停止の程度を決定する。 申立国が6に規定する原則を遵守しなかったとパネルが決定する場合に 譲許その他の義務の停止の程度が無効化又は侵害の程度と同 申立国は、 3に規定する譲許その他 被申立国 が 代

は、申立国は、6の規定に適合するよう当該原則を適用する。

11 申 立国は、 10に規定するパネルの決定に適合する態様でのみ譲許その他の義務を停止することができ

る。

12 譲許その他の義務の停止は、 一時的なものとし、第十九・十五条 (最終報告書の実施) 1の規定に基づ

く義務が履行されるまでの間又は相互に合意する解決が得られるまでの間においてのみ適用される。

13 り、 1 ずれの 事 案を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。 紛争当事国 ŧ 次のいずれにも該当する場合には、 他の紛争当事国への 要請を行う締約国は、 通報を行うことによ 他 一の締

約国に対してその要請の写しを同時に提供する。(注)

注 ネルがこの13の規定に従って再招集される場合には、 当該パネルは、 要請に応じ、被申立国がとった措置に関する自己の認

定に照らして譲許その他の義務の停止の程度が引き続き妥当であるかどうかを決定することができるものとし、 妥当でないと決

定するときは、妥当な程度を決定することができる。

- (a) 申立国がこの条の規定に基づいて譲許その他の義務を停止する権利を行使している場合
- (b) 被申立国が第十九・十五条 (最終報告書の実施) 1の規定に基づく義務を履行した旨を同条7の規定

に従って通報する場合

- (c) は当該措置とこの協定との適合性について全紛争当事国の間に意見の相違がある場合 第十九・十五条 (最終報告書の実施) 1の規定に基づく義務を履行するためにとられた措置の有無又
- 14 13 の規定に従ってパネルが再招集される場合には、 前条 (履行状況の審査)3から6までの規定を準用

する。

- 15 再招集されたパネルが決定する場合には、 被申立国が第十九・十五条 (最終報告書の実施) 申立国は、 1の規定に基づく義務を履行したと13の規定に従って 譲許その他の義務の停止を速やかに終了する。
- その他の義務の停止)の規定又はこの章に定める手続によるその他の義務の対象となる事項について妥当 開発途上締約国によってとられた措置に起因すると認定される場合には、申立国は、 約 従って後発開発途上締約国に係る事案を提起することについて妥当な自制を行う。 国 後発開発途上締約国に係る紛争の原因の決定及び紛争解決手続の全ての段階において、 の特殊な状況に特別の考慮が払われるものとする。これに関し、 締約国は、この章に定める手続に 無効化又は侵害が後発 前条 後発開発途上締 (代償及び譲許

1

第十九・十八条

後発開発途上締約国に係る特別の

かつ異なる待遇

な自制を行う。

2 待遇に関するものについていかなる考慮が払われたかを明示するものとする。 程で当該紛争当事国が引用したこの協定の規定であって、 いずれかの紛争当事国が後発開発途上締約国である場合には、パネルの報告書には、 後発開発途上締約国に対する特別のかつ異なる 紛争解決手続の過

第十九・十九条 費用

- 1 係る費用並びに自国 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、 「の経費及び訴訟費用を負担する。 各紛争当事国は、 自国が任命するパネルの構成員に
- 2 する経費は、 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、 全紛争当事国が均等に負担する。 パネルの議長に係る費用その他パネルの手続に関連

第十九・二十条 連絡部局

1 詳細の変更を他の締約国に対して速やかに通報する。 を指定するものとし、 各締約国は、 この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内にこの章の規定のための連絡部局 当該連絡部局 の連絡先の詳細を他の締約国に通報する。 各締約国は、 当該連絡先の

2 約国に対し、 この章の規定に基づく手続に関連する通報、 当該締約国の指定された連絡部局を通じて送付する。 要請、 回答、意見書その他の文書については、 当該締約国は、 自国の指定された連絡 関係する締

部局を通じて、これらの文書の受領の確認を書面により行う。

第十九・二十一条 言語

1 この章の規定に基づく全ての手続は、英語によるものとする。

2 この章の規定に基づく手続における使用のために提出される文書は、 英語によるものとする。 原本が英

語によるものでない場合には、 当該手続における使用のために当該文書を提出する締約国は、 当該文書を

英語による訳文と共に提出する。

第二十章 最終規定

第二十・一条 附属書、付録及び注

この協定の附属書、 付録及び注は、この協定の不可分の一部を成す。

第二十・二条 他の協定との関係

1 各締約国は、 この協定と締約国 の現行の国際協定とを共存させるとの締約国の意図を認めつつ、 次の権

利及び義務を確認する。

(a) は、 全ての締約国が締結している現行の国際協定 当該各締約国 が他 の締約国に対して有する現行の権利及び義務 (世界貿易機関設立協定を含む。 との関係に お į١ 7

(b) 該各締約国が当該他の締約国に対して有する現行の権利及び義務 当該各締約国及び少なくとも一の他の締約国が締結している現行 \mathcal{O} 国際協定との関係においては、 当

2 締約国がこの協定の規定について当該締約国及び少なくとも一の他の締約国が締結している他の協定の

関係する締約国は、 規定と抵触していると認める場合において、当該締約国が要請するときは、 相互に満足すべき解決を得るために協議する。この2の規定は、 当該他の協定を締結している 前章 (紛争解決) (T)

規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。 (注)

注 この協定の適用上、 締約国は、一の協定が物品、サービス、投資又は者に対しこの協定に基づいて与えられる待遇よりも有利

な待遇を与えるという事実をもって、この2に規定する抵触が存在することを意味するものではないことに合意する。

第二十・三条 改正後の国際協定又は承継する国際協定

締約国は、この協定において引用されており、 若しくはこの協定に組み込まれている国際協定若しくはそ

の規定が改正され、 又は当該国際協定が他の国際協定によって承継される場合において、 いずれかの締 約国

の要請があったときは、 この協定に別段の定めがあるときを除くほか、 この協定を改正する必要があるかど

うかについて協議する。

第二十・四条 改正

締約国は、この協定の改正につき書面により合意することができる。改正は、 全ての締約国がそれぞれの

関係する国内法上の手続を完了した旨を寄託者に対して書面により通告した日の後六十日で、 又は締約国が

合意する他の日に効力を生ずる。

第二十・五条 寄託者

- 1 は、 この協定及びその改正は、 署名国及び加入する国又は独立 この協定の寄託者として指定されるASEAN事務局長に寄託する。 の関税地域のそれぞれに対し、この協定の原本の認証謄本及びこの協 寄託者
- 2 寄 託 諸者は、 署名国及び加入する国又は独立 の関税地域のそれぞれに対し、 次のものについて速やかに通
- 報し、並びにその日付及び写しを提供する。

定

の改正

一の認証

謄本を速やかに提供する。

(a) 前条 (改正) 及び第二十・ 九条 (加入) 4 (b) の規定に基づく通

告

- (b) 次条 (効力発生) の規定に基づく批准書、 受諾書又は承認 書の 寄 託
- (c) 第二十・七条 (脱退) 1の規定に基づく脱退の通告
- (d) 第二十・九条 (加入) 2の規定に基づくこの協定へ 0) 加 入の要請
- (e) 第二十・九条 (加入) の規定に基づく加入書の寄託

第二十・六条 効力発生

1 認されなければならない。 この協定は、 署名国により、 署名国の批准書、 それぞれの関係する国内法上の手続に従って批准され、 受諾書又は承認書は、 寄託者に寄託する。 受諾され、 又は承

2 でない署名国が批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した日の後六十日で、批准書、 この協定は、 少なくとも六のASEANの構成国である署名国及び少なくとも三のASEANの構成国 受諾書又は承認

3 この協定が効力を生じた日の後は、この協定は、2に規定する署名国以外の署名国が批准書、 受諾書又

書を寄託したこれらの署名国について効力を生ずる。

は承認書を寄託者に寄託した日の後六十日で、 当該署名国について効力を生ずる。

第二十·七条 脱退

1 いずれ の締約国 ŧ 寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退するこ

とができる。

2 1 ずれか の締約国によるこの協定からの脱退は、 締約国が異なる期間について合意する場合を除 くほ

か、 当該いずれかの締約国が 1の規定に基づいて寄託者に対して書面による通告を行った日の後六箇月で

効力を生ずる。 この協定は、 いずれかの締約国が脱退する場合には、 残余の締約国について引き続き効力

を有する。

第二十・八条 一般的な見直し

1 て、 題に 締約国は、 この協定についての一般的な見直しをこの協定が効力を生じた日の後五年を経過した後に行うものと ついて引き続き適切であることを確保するためにこの協定を更新し、 別段の合意をする場合を除くほか、この協定が締約国が直面する貿易及び投資の問題及び課 及び強化することを目的とし

締約国は、 この条の規定に従って見直しを行うに当たり、 次のことを行う。

その後においては五年ごとに行う。

2

- (a) 締約 国 .間の貿易及び投資を一層拡大するための方法を検討すること。
- (b) 次の事 項を考慮すること。

(i)

第十八章

(制度に関する規定)

の規定に基づいて設置される全ての委員会及び補助

機関の活動

- (ii)
- 国際的 な場における関連する進展

第二十・九条 加入

1 る加入のために開放しておく。 この協定は、 この協定が効力を生じた日の後十八箇月を経過した後、 (注)加入は、 締約国の同意を条件とし、かつ、締約国と当該国又は独立 全ての国又は独立の関税地域によ

の関税地域との間で合意された条件に従わなければならない。

注 この第一文の規定にかかわらず、この協定は、この協定が効力を生じた日から、原交渉国であるインドによる加入のために開

放しておく。

2 国又は独立の関税地域は、 寄託者に対して要請を書面により提出することにより、この協定への加入を

求めることができる。

3 加入書は、寄託者に寄託する。

4 玉 又は独立の関税地域は、 1 の 規定に従って合意された条件に従い、 次に掲げる日のいずれか遅い日

に、この協定の締約国となる。

(a) 当該国 又は独立 の関税地域が当該条件を受け入れることを示す加入書を寄託者に寄託した日の後六十

日目の日

(b) 全ての締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を寄託者に通告した日

5 この条の規定のほか、 加入の手順については、 RCEP合同委員会が採択する加入のための手続に従っ

て進める。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

のハノイ、オーストラリアのキャンベラ、 ルンプール、ミャンマーのネーピードー、フィリピンのマニラ、シンガポール、タイのバンコク、ベトナム 英語により原本一通を作成し、二千二十年十一月十五日にブルネイ・ダルサラーム国のバンダルスリブガ カンボジアのプノンペン、インドネシアのジャカルタ、ラオスのビエンチャン、マレーシアのクアラ 中国の北京、日本国の東京、 大韓民国のソウル及びニュージーラ

ンドのオークランドで署名した。

附属書 | 関税に係る約束の表

一般的注釈

1 この附属書は、二千十二年一月一日に効力を生じた二千十二年版の統一システムに基づいて作成された

ものである。

2 この附属書の規定の適用上、 各締約国の表に定める基準税率は、二千十四年一月一日における当該各締

約国の実行最恵国税率を反映したものである。

3 この附属書の規定の適用上、 「この協定が効力を生ずる日」とは、第二十・六条 (効力発生)

2の規定

に従ってこの協定が効力を生ずる日をいう。

この附属書に定める関税の引下げの適用上、

年

(注) とは、

4

注 関税の引下げについては、該当する年の初日に行う。

(a) オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア、中国、韓国、ラオス、マレーシア、ミャ

ンマー、ニュージーランド、シンガポール、タイ及びベトナムに関し、一年目については、この協定が

効力を生ずる日からその後の最初の十二月三十一日までの期間をいい、その後の各年については、当該

各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

(b) の後の最初の三月三十一日までの期間をいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始す インドネシア、日本国及びフィリピンに関し、一年目については、この協定が効力を生ずる日からそ

る十二箇月の期間をいう。

5 撤廃を含む。)については、この協定が効力を生ずる日に開始したものとみなす。 3の規定に従ってより遅い日に自国について効力を生ずる署名国の表に定める段階的な関税の引下げ又は この附属書の全ての表に定める段階的な関税の引下げ又は撤廃(この協定が第二十・六条 (効力発生)

(この附属書中各締約国の表は省略)

附属書Ⅱ サービスに関する特定の約束に係る表

(この附属書中他の締約国の表は省略。我が国は、表を作成していない。)

日本国

表 A

注釈

1 0 表 A は、 次 \mathcal{O} いずれ、 かの規定により課される義務に適合しない現行 の措置に関して日本国が付する

留保 事項について、 第 八· 八条 (適合しない措置に係る表) 1及び第十・ 八 条 (留保及び適合しない · 措

置)1の規定に従って記載するものである。

(a) 第八・四条(内国民待遇)又は第十・三条(内国民待遇)

(b) 第八・五条(市場アクセス)

(c) 第八・六条(最恵国待遇)又は第十・四条(最恵国待遇)

(d) 第八・十一条 (現地における拠点)

(e) 第十・六条 (特定措置の履行要求の禁止)

(f) 第十・七条 (経営幹部及び取締役会) (注1、注2)

注 1 この表Aの規定の適用上、 「義務の種類」に記載する「経営幹部及び取締役会」 (第十・七条) には、 第十・二条(適

用範囲) 3の規定に従って課されるサービスの提供に影響を及ぼす措置に関する義務を含む。

注 2

透明性の観点から、この表Aの留保事項には、第十・十五条(安全保障のための例外)、第十七・十二条(一般的例外)

又は第十七・十三条(安全保障のための例外) の規定に基づいて日本国がとる措置を含むことがある。

2 留保事項には、 次の事項を記載する。

(a) 分 野。 「分野」 には、 留保事項が対象とする一般的な分野を示す。

(b) 小分野。 「小分野」には、 留保事項が対象とする個別の分野を示す。

(c) 産業分類。 「産業分類」には、 留保事項が対象とする活動であって、 該当する国内産業分類又は国際

産業分類の下で行われるものを、 透明性の観点からのみ示す。

(d) 政府の段階。 「政府の段階」には、 留保事項が対象とする措置を維持する政府の段階を示す。

(e) 義務の種類。 義務の種類」には、 1に規定する義務であって留保事項が対象とするものを特定す

る。

- (f) 概要。 概要」 には、 留保事項が対象とする現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載す
- る。
- (g) 措置。 「措置」 には、 留保事項が対象とする現行の法令その他の措置を明示する。 「措置」 0 事項に

措置をい 記 載する措置は、 \ \ また、 (i)この協定が効力を生ずる日に改正されており、 ii 当該措置の委任を受けて採用され、 又は維持され、 継続しており、 かつ、 当該措置に適合する補 又は更新されている

助的な措置を含む。

3 留 保事 項 の解釈に当たっては、 当該留保事 項に関する全ての事項を考慮する。 留保 事項は、 当該留保事

項 が付され る章 の関連規定に照らして解釈する。 「措置」 の事 ず項が他 の 全ての事 項に優先する。

- 4 金融サービスに関し、
- (a) 秩序 的でない制限 妨げられない。 日本国 の維 は、 持を理由として、 附属書八A (このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの) 日本国 は、 (金融サービス) 業務上 同様のことを理由として、 の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを 第四条 (信用秩序の維持の 新たな金融サー ため ビスの市場への進出に対する差別 の措置) の文脈における信用 を課

証券を取り扱うことを認められ、 することを妨げられない。このこととの関連において、 及び銀行は、 当該関係法令に従って認められる場合を除くほか、 証券会社は、 日本国の関係法令に定義する有価

有価証券を取り扱うことを認められない。

(b) に提供するサー サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなく他の締約国の領域において日本国内のサービス消費者 ビスについては、 第八・一条(定義) (r)iiの規定に基づいて提供するサービスであると

認

める。

- 5 除外されるので、 を及ぼす措置は、 航 空運送サー ビ この表Aには含まれない。 第八 スに関し、 **、・二条** 運輸権に影響を及ぼす措置及び運輸権の行使に直接関係するサー (適用範 囲 0 規定により第八章 (サー ビスの貿易) の規定の 適用 ビスに影響 範 囲 から
- 6 書 S する日本国 第八・五条 /L/第九十二号)の別添六を考慮して、この表Aには含まれない。 の法令は、 (市場アクセス) 特定の約束に係る表への記載のための指針 の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトル (二千一年三月二十八日付けの の利 用可能性に関 W T o 文

7

第八章

(サービスの貿易)の規定の適用上、

日本国は、

他の締約国の永住者

(サービス貿易一般協定第

二十八条似近2の規定に基づいて通報した締約国の永住者を除く。)に関する措置を採用し、又は維持す

る権利を留保する。

8 この表Aの規定の適用上、「JSIC」とは、総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本

標準産業分類をいう。

										<u> </u>
政府の段階							産業分類	小分野		分野
中央政府	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C		ものを除く。)	農林水産業及び関連するサービス (この表の表Bの留保事項十二及び留保事項十八が対象とする
	八七一	六三二五	六三二四		$\bigcirc \ \equiv$	<u> </u>	\bigcirc			
	農林水産業協同組合(他に分類されないもの)	漁業協同組合、水産加工業協同組合	農業協同組合	水産養殖業	漁業(水産養殖業を除く。)	林業	農業			

自動車整備業
対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条
3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求される
棄することを意味するものではない。
ないこと又は日本国が当該審査を正当化するためにこれらの条の規定を援用する
例外)及び第十七・十三条(安全保障のための例外)の規定が当該審査に
十七に規定する「国の安全」に言及していないことは、第十
五、留保事項三十七、留保事項四十六、留保事項四十七、留保事
注 この概要において、この表Aの留保事項十、留保事項十二、
き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 (注)
2 審査については、投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引
く。)への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
及び関連するサービス(この表の表Bの留保事項十二及び留保事
1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手
サービスの貿易及び投資
種類 内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)

					三							
	概要	務の種具		産業分類	分野	措置		概要		義務の種類	政府の段階	産業分類
出を行わなければならない。 おければならず、かつ、該当する場合には、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届り、日本国内の企業に対して次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し	サービスの貿易 現地における拠点 (第八・十一条)	場アクセス(第八・五り頭別	中央改行	JSIC 九一一一 職業紹介業	事業サービス	路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六の月代はで作車ででは、近車月里の言言できれたいま	易の所生也を管轄する也ケ重輸局長の忍正を受けなければならない。 自動車特定整備業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置しなければならず、その事業	サービスの貿易	現地における拠点(第八・十一条)	市場アクセス(第八・五条)	中央政府	JSIC 八九 自動車整備業

	四	
_	<u> </u>	
義 政 産 小 分務 府 業 分類 段 類類 階	分野	措置
現地における拠点(第八・十一条)	回収代行のサービス	(a) 民間の職業紹介サービス(建設業務有料職業紹介サービス及び船員職業紹介サービスを含む。) 2 職業安定法又は船員職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二章 批湾労働法(昭和六十三年法律第百四十一号)第三章及び第三章の三 港湾労働法(昭和六十三年法律第百四十一号)第三章 上門の職業紹介サービス(建設業務有料職業紹介サービス及び建設業務労働者就 「財働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二章 「本湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四章 「本湾労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第五章及び第六章 「本湾労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第五章及び第六章 「本湾労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第五章及び第二章 「本湾労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第五章及び第六章

					五.										
概要	義務の種類	守 D 安	産業分類	小分野	 分 野		措置								概要
現地における拠点(第八・十一条)	市場アクセス(第八・五条)	e S S g I J	SIC 〇六 総合工事業		建設業	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条及び第七十三条	債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)第三条及び第四条	扱うものを除く。	理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であって、同法に基づいて債権を取り	2 いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管	日本国内に事務所を設置していなければならない。	又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人でなければならず、かつ、	法令により弁護士としての資格を有しているか、日本国の法令に基づく弁護士法人であるか、	1 法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の	サービスの貿易

七					六	
小 分 野	措置	要	義務の種類政府の段階	産業分類	分野	置置
高等教育サービス教育及び学習支援業	酒税法(昭和二十八年法律第六号)第九条から第十一条まで供者に付与する免許の数は、制限することができる(酒税法第十条第十一号)。	酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある場合には、これらの小分野のサービス提サービスの貿易	市場アクセス(第八・五条)中央政府	JSIC 五八五一 酒小売業 JSIC 五二二二 酒類卸売業 アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス	流通サービス	1 建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならず、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

八			
政府産小分野政府の分野分野段階	措置	概要	義務の種類産業分類
中央政府 「サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。) 「サービスをの他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)	1 日本国において学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。	点(第八・十一条)	市場アクセス(第八・五条)中央政府「リSIC」八一六「高等教育機関

					九		
		概要義務の種類	府の段	産業分類	小 分 野	措置	概要義務の種類
保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)第十九条及び第三十九条の二十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条(平成七年法律第百五号)第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶	(a) 日本国内で運送される物品上の拠点が必要である。次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務	サービスの貿易 市場アクセス (第八・五条)	央政府	JSIC 六七四二 損害保険代理業 JSIC 六七二 損害保険業	保険及び保険関連のサービス金融サービス	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外	サービスの貿易及び投資内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)

							
+ -						+	
産 小 分 野 分 野	措置		‡ <u>:</u>	概要	政府の段階		
JSIC 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等電気通信業情報通信業	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条ことがある。	3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されるに支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。2 審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護	外国為替及び外国	サービスの貿易及び投資内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)	中央政府	熱供給業	保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第百十六条及び第二百十二条の六

	<u></u>			
<u>+</u> 				
産 小 分 野 分 野	措置		要	義務の 種類 階
JSIC 三七一一 地域電気通信業(有線放送電話業を除く。)電気通信業及びインターネット付随サービス業情報通信業	電信電話株式会社等本電信電話株式会社	(c) 外国の法人又は団体 (b) 外国政府又はその代表者 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 簿に記載してはならない。	決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名サービスの貿易及び投資 と営幹部及び取締役会(第十・七条) は関係の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名を営幹部及び取締役会(第十・七条)	内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)

概要 義務の種 政 (注) 府の段階 類 中央政 サー 3 2 内国民待遇 J S J S J S I C 1 注 J S I J S I C J S I C J S I C ことがある。 に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 録 が 及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 投資家は、 I C 審 外 ビスの貿易及び投資 義務の対象となるものに限られることを示す。 対象とする活動が電気通信事業法 Ι JSICの番号に付された星印(*) С С 査については、 国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、 府 三七 四〇一三 四〇一二* 四〇一一* 三七二一 三七一九 三七一二 (第八・四条及び第十・三条 審査の結果に基づき、 投資が国の安全を損ない、 移動 その ポ | 長距 インターネット利用サポ アプリケーショ 有 線 他の 放送 タ 電気通信 離電気通 ル 電 固 サ 定電 イト・ 投資の内容の変更又は投資に係る手続の 信 (昭和五十九年 ン・ 気通信業 は、これらの番号に定める活動のうち、 サ ~ ド バ サービス・コンテンツ・プロバイダ 運営業 公の秩序の維持を妨げ、]

· ト 業

法律第八十六号)

第九条の規定に基づく登

この

留保事

項

措置

外国為替及び外国貿易法

(昭和二十四年法律第二百二十八号)

第二十七条及び第二十八条

又は公衆の

安全の保護

中止を要求され

る

日本国内の電気通信

														産業分類	小分野	十三分野	
の段階														類			
中央政府	JSIC 三九二一 情報処理サービス業	JSIC 三九一三 パッケージソフトウェア業	JSIC 三九一二 組込みソフトウェア業	JSIC 三九一一 受託開発ソフトウェア業	JSIC 三〇三三 外部記憶装置製造業	JSIC 三〇三二 パーソナルコンピュータ製造業	JSIC 三〇三一 電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く。)	JSIC 三〇一三 無線通信機械器具製造業	JSIC 三〇一二 携帯電話機・PHS電話機製造業	JSIC 三〇一一 有線通信機械器具製造業	JSIC 二八四二 電子回路実装基板製造業	JSIC 二八三二 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	JSIC 二八三一 半導体メモリメディア製造業	JSIC 二八一四 集積回路製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業	製造業及び情報通信業	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条及び第四条

				十四四									
村	悪要義務の種類	政府の段階	小分野	 分 野		措置							概要
のドックング	サービスの貿易市場アクセス(第八・五条)	中央政府 リタコ と	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	製造業	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条及び第四条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条及び第二十八条	ことがある。	に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。	2 審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護	用する。	デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の電子部品・	サービスの貿易及び投資

	措置
十五.	分野
	小分野
	産業分類
	(注)
	政府の段階
	義務の種類
	概要(注)

十六 分野 一	措置
JSIC 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業JSIC 一六九四*2 ゼラチン・接着剤製造業皮革製造業及び皮革製品製造業とない衣服・繊維製身の回り品製造業製造業	 本著在については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護 審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護 (c) 「高度管理医療機器」とは、ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤は、ことがある。 (d) 「病原生物に対する医薬品」とは、日本国の法令に基づき、高度管理医療機器として販売の承認及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。 (d) 「病原生物に対する医薬品」とは、日本国の法令に基づき、高度管理医療機器として販売の承認をごとがある。 (d) 「高度管理医療機器」とは、日本国の法令に基づき、高度管理医療機器として販売の承認を認される医薬品であって、販売の承認を受けているものをいう。 (d) 「高度管理医療機器として販売の承認を受ける製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。 (d) 「高度管理医療機器として販売の承認を受ける製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。 (d) 「高度管理医療機器として販売の承認を受ける製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。 (d) 「高度管理医療機器として販売の承認を受ける関係を受けている医療機器をいう。 (d) 「高度管理医療機器として販売の承認を定じる場合では、日本国の法令に基づき、高度管理医療機器として販売の承認を表する場合では、日本国の法令に基づき、高度管理医療機器として販売の承認を表する場合では、日本国の法令に基づき、高度管理と原機器として販売の承認を表する。

概 義 政 務の が府の 要 段階 種 類

> J S J S Ι С С <u>-</u> なめ L 革製造

工 業用 革製品製造業(手袋を除く。

Ι С 革 製履 物用 材料 同 附 属

品製造業

J S Ι 革製履物製造業

J S

Ι

二〇四

С

С 二 〇 五

革製手袋製造業

J S

Ι

二〇六

J S I C

J S I C 二0七

二〇八一

J S I C

袋物製 か ばん製造業

毛皮製造業 造業

二〇九 九 その他のなめし革製品製造業

J S I C

J S I С 三二五三*1 運動用具製造業

JSICの番号に付された星印1(*1)は、これらの番号に定める活動のうち、 が対象とする活動が皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られることを示

この留

保

注

す。

事

項

JSICの番号に付された星印2 (*2) (にかわ) は、この番号に定める活動のうち、 この留保事

項が 対象とする活動が動物系接着剤 及びゼラチン製造業に関連するものに限られる

ことを示す。

中央政 内国民待遇 府

(第八・ 四条及び第十・三条

サ] ピ スの貿易及び投資

1 及び 国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、 日本国内 0) 皮革製造

皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

		T
	七	
義務の種類 類	産 小 分 野 分 類	置
経営幹部及び取締役会(第十・七条) 市場アクセス(第八・五条) 内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)	船舶の国籍に関する事項	2 審査については、投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。(注)き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。(注) き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。(注) き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。(注) き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 (注) き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 (注) き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 (注) き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 (注) かり直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令に対している。 (注) おいていていていていていていていていていていていていていていていていていていて

2 特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければな		
の区域にある場合にあっては、特定市町村の長)の指定を受けなければならない。		
ばならず、当該定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事(その場所が特定市町村		
1 特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなけれ		
サービスの貿易	概要(注)	
現地における拠点(第八・十一条)		
市場アクセス(第八・五条)	義務の種類	
中央政府	政府の段階	
JSIC 七四五 計量証明業		
JSIC 七四四一 商品検査業	産業分類	
	小分野	
計量サービス	十八分野	
船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条	措置	
が所有されなければならないことをいう。		
代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶		
2 「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であってその		
び貨物の運送サービスを含む。)を提供する場合については、国籍要件を適用する。		
1 日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス(旅客及		
サービスの貿易及び投資	概要	

らず、 経済産業大臣の指定を受けなければならない。

3 な 計 け 量 れば 証明事業 ならず、 (特定計量証明事業を含む。) を行おうとする者は、 その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けな 日本国内に事業所を設 け れ ればなら

置

な

4 を設 計 れ <u>T</u> 量証明に使用する特定計 ば しなけ ならない。 ればならず、 当該検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事 量器の検査のサービスを提供しようとする者は、 日 本国 0) 指定を受け 一内に法 人

5 らず、 特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、 経済産業大臣の指定を受けなければならない。 日 本国内に法人を設立しなけ れば

け

6 計 量器 経済産業大臣の指定を受けなければならない。 の校 正 等のサービスを提供しようとする者は、 日 本 国内に法 人を設立しなけ

ればなら

な

注 0) 留保事項の適用上、

(a) 計量器」とは、計量をするための器具、 機械又は装置をいう。

(b) 差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。 者の生活の用に供される計量器のうち、 特定計量器」とは、 取引若しくは証明に 適正な計量の実施を確保するためにその構 おける計量に使用され、 又は主として一 造又は 般消 器 費

(c) ては、 あ は 独 3に規定する要件が適用される「計量証明事業」とは、 立 7 計 一行 経済産業省令で定める事業の区分に従って行う。 政法 量 証 明 人通則法 事業を適 (平成十一年法律第百三号) 第二条第一 正 に行う能力を有するものとして政令で定めるもの ただし、 次のものをいい、 項に規定する独立 国若しくは地 その が 方公共団体又 計 行 登 量 一録に 政 証 法 明 つい 事 人 で 業

	Т	
	十九九	
義 政府の 業 分 類 種類 階	分野	措置
地 場 央 S に ク 府 C け セ	医療及び福祉	定その他の処分を受けた者が計量証明事業を行う場合は、この限りでない。 (i) 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸もので定めるものの計量証明の事業 (i) 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。) (i) に掲げるものを除く。) (i) に掲げるものを除く。) (i) 「特定計量証明事業」とは、(c)(i)に規定する物象の状態の量であって政令で定めるものの計量証明の事業 (i) に掲げるものを除く。) 計量法(平成四年法律第五十一号)第三章、第五章、第六章及び第八章 計量法施行規則(平成五年通商産業省令第七十二号) 関する省令(平成五年通商産業省令第七十二号)

			<u>-</u>		
措 概置	既 義 務 の 種類	政府の段階 産業分類	分野	措 置	根要
鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二章及び第三章 れた法人が鉱業法第二章及び第三章の規定に従って供給しなければならない。 日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。 (注)	ごなり貿易及が役地における拠点(第八・四国民待遇(第八・四	中央政府	鉱業及び鉱業に付随するサービス	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四章ければならない。	業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令により当該労働保険業務を日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事けーヒスの貿易

																		二十
義務の種類	政府の段階														注)	産業分類	小分野	分野
内国民待遇(第八・四及び第十・三条)	中央政府	石油ガス産業に関連するものに限られることを示す。	れた星印2(*2)は、この番号に定める活動のうち、この留保事項が対象とする活動が液化	事項が対象とする活動が石油業に関連するものに限られることを示す。JSICの番号に付さ	注 $ISIC$ の番号に付された星印1($*1$)は、これらの番号に定める活動のうち、この留保	JSIC 九二九九*2 他に分類されないその他の事業サービス業	JSIC 六○五二 * 1 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く。)	JSIC 六〇五一 ガソリンスタンド	JSIC 五三三一 石油卸売業	JSIC 四七二一×1 冷蔵倉庫業	JSIC 四七一一*1 倉庫業(冷蔵倉庫業を除く。)	JSIC 一七九九*1 その他の石油製品・石炭製品製造業	JSIC	JSIC 一七二一 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)	JSIC 一七一一 石油精製業	JSIC ○五三 原油・天然ガス鉱業		石油業

由職業サービス
対内直接投資等に関する政令(昭和五十外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年外国貿易法(昭和二十四年
のチン範レン
- ことがある。 - 3 投資家は、審査の結果に基づき、 乗することを意味するものでは
ないこと又は日本国が当該審査例外)及び第十七・十三条(安十七に規定する「国の安全」に
、留保事項三十七、この概要において、
き起こすおそれがあるかどうかという観2 審査については、投資が日本経済の円
投資を行おうとする外国投資家について適1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届サービスの貿易及び投資

要 務府業	二十三 分野	措置			概要		義務の	政府の	産業分	小分野
種 段 類 類 階	#]						種類	段階	類	判
1 外国去こ関する去的な助言サービスを是典しようとする自然人は、日本国の去令こよの外国現地における拠点(第八・十一条)中央政府 中央政府 ストー・ 法律事務所	自由職業サービス	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三章から第五章まで及び第九章ばならない。	2 法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなけれなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。	1 法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有し	サービスの貿易	現地における拠点(第八・十一条)	市場アクセス(第八・五条)	中央政府	JSIC 七二一一 法律事務所	

			一一一四	
	(1	義務の種類 階	分 打野 置	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##
1 弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなしなければならない。	ービスの貿易 地における拠点(第八	市場アクセス(第八・五条)中央政府中央政府 「お上一二 特許事務所	由職業サービス ・ 第四章及び第五章	中国弁護士とよる法律事務の支援いる場片を専門措置法(召中大十一手法律育大十大寺) 育工名3 外国法に関する法的な助言サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を法事務弁護士としている。

	措置	弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第三章、第六章及び第八章
二十五.	分野	自由職業サービス
	小分野	
	産業分類	JSIC 七二二一 公証人役場、司法書士事務所
	政府の段階	中央政府
	義務の種類	内国民待遇(第八・四条)
		市場アクセス(第八・五条)
		現地における拠点(第八・十一条)
	概要	サービスの貿易
		1 日本国の国民のみが、日本国において公証人に任命されることができる。
		2 公証人は、法務大臣が指定する地に事務所を設置しなければならない。
	措置	公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第二章及び第三章
二十六	分野	自由職業サービス
	小分野	
	産業分類	JSIC 七二二一 公証人役場、司法書士事務所
	政府の段階	中央政府
	義務の種類	市場アクセス(第八・五条)
		現地における拠点(第八・十一条)

		二 十 七
措置	概 義 政府の 発 り 種 類 階	分 野 置 要
1 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第三章、第五章の二及び第七章 2 公認会計士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。	サービスの貿易 サービスの貿易 サービスの貿易 サービスの貿易 サービスの貿易 ウービスの貿易 ウービスの貿易 ウービスの貿易 カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士法人を設立しての資格を有しなければならず、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。

二 十 九			二十八
産 小 分 業 分 野 分 野 類	措置	概 義 政府の 業分 種 段 階	分野
JSIC 七二九九 他に分類されない専門サービス業 JSIC 七二九四 不動産鑑定業 自由職業サービス	1 税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有ればならない。	サービスの貿易 サービスの貿易 サービスの貿易 サービスの貿易 サービスの貿易 ドル・五条) 中央政府 中央政府 は理士事務所	自由職業サービス

				_
	三 十			
概要	義 政 産 労 所 の 段 類 階	措置	概要	義務の種類階
としての資格を有しなければならず、日本国内に事務所を設置しなければならない。 1 社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士サービスの貿易 現地における拠点 (第八・十一条)	世 S I C 七二五一 社 央政府 央政府 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第一章、第二章及び第六章得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査場で、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査日本国の法令に基づく資格を有する建築士又はこれを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を	サービスの貿易 現地における拠点 (第八・十一条)	市場アクセス(第八・五条)中央政府

三 十 二										三 十 一		
小分野	措置			概要		義務の種類	政府の段階	産業分類	小分野	分野	措置	
自由職業サービス	士法(昭和二十六年法律第四号)第三章から第五章ればならない。	2 行政書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく行政書士法人を設立しい。	を有しなければならず、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならな1 行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格	サービスの貿易	現地における拠点(第八・十一条)	市場アクセス(第八・五条)	中央政府	JSIC 七二三一 行政書士事務所		自由職業サービス	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二章の二及び第四章の二から第五章まで	法人を設立しなければならない。 2 社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士

		田十四		
	概 要 務 の 種類	政府の段階	措 概	義務の種類の段階
1 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士しなければならない。 としての資格を有しなければならず、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置 土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士	サービスの貿易現地における拠点(第八・十一条)市場アクセス(第八・五条)	中央政府 「日本地家屋調査士事務所」 「日本地家屋調査士事務所」 「日本地家屋調査士事務所」 「日本地家屋調査士事務所」 「日本地家屋調査士事務所」 「日本地業サービス」 「日本地業サービス」 「日本地	海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)第十七条なければならない。 海事代理士サービスは、日本国の法令により海事代理士としての資格を有する自然人が提供しサービスの貿易	ア 政 I ク 府 C セ

	三十四																
措置	分野	小分野	産業分類				政府の段階	義務の種類		概要							
章 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第三章から第五章まで、第七章及び第十	不動産業		JSIC 六八一一 建物売買業	JSIC 六八一二 土地売買業	JSIC 六八二一 不動産代理業・仲介業	JSIC 六九四一 不動産管理業	中央政府	市場アクセス(第八・五条)	現地における拠点(第八・十一条)	サービスの貿易	1 宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、国土交通	大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。	2 不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、か	つ、主務大臣若しくはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可若しくは登録を受	け、又は主務大臣に届出を行わなければならない。	3 マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、国土交	通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。

	T				
三十六				三 十 五	
産 小 分 業 分 野 分 野 類	措置	概要	義務の 産業分類 種類	分野	措置
J S I C 四五二 沿海海運業	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)第三章はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。	不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、国土交通省又サービスの貿易現地における拠点(第八・十一条)	場アクセス(第八・五央政府 のイン・ガールのである。 のでは、「おいった」。 のでは、「ないった」。 のでは、「ないった。 のでは、「ないった。 のでは、「ないった。 のでは、「ないった。 のでは、「ないった。 のでは、「ないった。 のでは、「ない。 のでは、「ない。 のでは、「ない。 のでは、これ。 のでは、「ない。 のでは、「ない。 のでは、「ない。 のでは、「ない。 のでは、「ない。 のでは、「ない。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	不動産鑑定業	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第三章不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二章及び第五章から第七章まで宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二章

						三十七										
	概要	義務の種類	政府の段階	産業分類	小分野	分野				措置			概要		義務の種類	政府の段階
2 審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護投資を行おうとする外国投資家について適用する。 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の警備業への	サービスの貿易及び投資	内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)	中央政府	JSIC 九二三 警備業		警備業	国土交通省海事局長通達(平成十六年第百五十三号)	運輸省海上技術安全局船員部長通達(平成二年第三百二十七号)	運輸省海上技術安全局船員部長通達(平成二年第百十五号)	船員法(昭和二十二年法律第百号)第四章	とする船舶において働くことはできない。	日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国	サービスの貿易	市場アクセス(第八・五条)	内国民待遇(第八・四条)	中央政府

			三十八	
措置	概 要 務 の 種類	政府の段階	産業分類 が対類	措置
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五章及び第八章ければならず、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置しな作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス	サービスの貿易 現地における拠点(第八・十一条) 市場アクセス(第八・五条)	JSIC 代二二二 職業訓練施設 JSIC 七四五二 環境計量証明業	IC 七二九九 他に分上の安全及び衛生に関連	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。

四 十				三十九	
産 小 分 業 分 野 分 野 類	措置	概要	務 の の	産 分 野 労 野 対 類	
JSIC 四六一一 航空運送業	測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第六章を受けなければならない。	測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならず、国土交通大臣の登録サービスの貿易現地における拠点(第八・十一条)	場アクセス(第八・五央政府	JSIC 七四二二 測量業	作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二章及び第三章第四十四号)

義 政 府 務 0 0) 段 種 階 類

中 · 央 政 府

内 玉 |民待遇 (第八・ 四条及び第十・三条)

最 恵国 待 遇 (第八・ 六条及び第十・四条

サ 経] 営幹部及び取締役会(第十・七条) ピ ス 0 貿易及び投資 前届出の要件及び審 査 の手続は、 日

本国内の

航

空運送

事

引

1 へ の 国為替及び外国貿易法に基づく事 投資を行おうとする外国投資家について適用する。

2 き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 注 審 査については、 この概要において、 投資が日本経済 この 表 Α 0) の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事 留保事項十、 留保事項十二、 (注) 留保事項十三、 留 保事項· 態を

例 ないこと又は日本国が当該審査を正当化するためにこれらの条の規定を援用する権利を放 Ŧī. 外 七に規定する「国の安全」 することを意味するものではない。 留保事項三十七、 及び第十七・十三条 留保事項四十六、 (安全保障のための に言及していないことは、 留保事項四十七、 (例外) の規定が当該審査につい 第十・十五条 留保事項五十五及び (安全保 留 て適用され 障 保事項 0) ため

0 五. +

投資家は、 審査の結果に基づき、 投資の内容の変更又は投資に係る手続の 中止 を要求され

る

ことがある。

3

4 請 す 日 る次の自 本 国の航空運送事業者として航空運送事業を営むため 然人又は団体には与えられない 0 国土交通大臣の 許可 は、 これを申

(a) 日 本 玉 0 玉 籍を有しない 自 1然人 措 置

8

玉

0

玉

籍を有する航空機は、

日

本

平国内の

各 地

間

に

おい

て

航

空の用

に供

てはならない

国又は外 国の公共団体若しくはこれに準ずるも

外 玉 0 法令に基づいて設立された法人その他 \mathcal{O} 寸

(d) (c) (b) (a) から (c) までに掲げる自然人若しくは団体により 代表される法人、 体 役員 の三分

までに掲げる自然人若しくは団体により

からいまでに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は

議決権

の三分

の 一

以

上 が

 \mathcal{O}

以

上

(a)

が (a) から(c) 保有される法人

可 は 航 空運送事業者が创から创までに掲げる自然人又は団体に 効力を失う。 許可を受けるため のこれらの条件は、 航 該当するに至ったときは、 空運送事業者を実質的 に

持 株 会社等についても適用する。

5 を (a) 所 か 日 有するものからその氏名又は名称及び 5 本 国 (c) までに掲げる自然人又は団 の航空運送事業者又は日本国 体であって当該 の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社

住所を株主名簿に

該当することとなるときは、

当

該

記載することの請求を受けた場

合 式 4

航空運送事業者又は当該

持株会社等の

株

一等は、

支配

する

許

請 お V て、 その請求に応ずることにより4個に掲げる法人に

求 を拒むことができる。

け れ ば なら ない

6

外

玉

 \mathcal{O}

航空運送事業者は、

国際航空運送事業を営むためには、

国土交通大臣の

許

可を受け

な

7 玉

0 玉 籍を有する航 空機 を使用 L て 日 本国 内 か 5 出 発 Ļ 又

は

日

本国

内に到

着

す

んが客

又

は 貨物を有償で運送する場合には、 玉 土交通大臣 0 許可を受けなければ なら な

外 玉 為 替及び外国貿易法 (昭 和二十四年 法律第二百二十八号) 第二十七条

対 内 直 接 投資等に 関 する政令 (昭 和 五. + 五. 年 政令第二百六十一号) 第三条

	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章
四十一分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	JSIC 四六○○ 主として管理事務を行う本社等
	JSIC 四六二一 航空機使用業(航空運送業を除く。)
政府の段階	中央政府
義務の種類	内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)
	市場アクセス(第八・五条)
	経営幹部及び取締役会(第十・七条)
概要	サービスの貿易及び投資
	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機使用
	業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
	2 審査については、投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引
	き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 (注)
	注 この概要において、この表Aの留保事項十、留保事項十二、留保事項十三、留保事項十
	五、留保事項三十七、留保事項四十六、留保事項四十七、留保事項五十五及び留保事項五
	十七に規定する「国の安全」に言及していないことは、第十・十五条(安全保
	例外)及び第十七・十三条(安全保障のための例外)の規定が当該審査について
	なハこと又は日本国が当该審査を下当上するためここれのの条を爰用する権利を放棄する

運輸業	分野	四 十 二
航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	措 置	
5 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。する持株会社等についても適用する。		
許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配航空機使用事業者が创から创までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この		
が(3)から(でまでに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人)のおりです。 においる自然人若しくに固体により保有される法人		
のからのまでに場げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上のからのまでに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上の多国の名字で表。 いっぽう まっちん		
の外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体り外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの		
(a) 日本国の国籍を有しない自然人与えられない。		
4 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体にはことがある。		
う家と		

	T	
四 十 三		
産 小 分 業 分 野 類	措 置 要 務府業分 のの分里 種段類 類階	分
JSIC 四八九九(他に分類されない運輸に附帯するサービス業通関業運輸業	昭和二十七年法律 田和二十七年法律 の国籍を有する航空 の国籍を有する航行 の国籍を有する航行 の国籍を有する航行 の国籍を有する航行 の国籍を有する航行 の国籍を有する航行 の国籍を有する航行 の国籍を有する航行 の国籍を有する航行 の国籍を有する航行 の国籍を有する航行 の国籍を有する航行 の出行 の出行 の出行 の出行 の出行 の出行 の出行 の出	空幾登录 京奪 /

											,						
										四 十 四							
概要					義務の種類	政府の段階		産業分類	小分野	分野	措置			概要		義務の種類	政府の段階
1 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大 サービスの貿易及び投資	経営幹部及び取締役会(第十・七条)	現地における拠点(第八・十一条)	最恵国待遇(第八・六条及び第十・四条)	市場アクセス(第八・五条)	内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)	中央政府	JSIC 四八二一 利用運送業(集配利用運送業を除く。)	JSIC 四四四一 集配利用運送業	貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。)	運輸業	通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第二章	けなければならない。	通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならず、財務大臣の許可を受	サービスの貿易	現地における拠点(第八・十一条)	市場アクセス(第八・五条)	中央政府

					四 十 五	
義務の種類	政府の段階		産業分類	小分野	分野	措置
最恵国待遇(第八・六条及び第十・四条)	中央政府	JSIC 四八二一 利用運送業(集配利用運送業を除く。)	JSIC 四四四一 集配利用運送業	貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。)	運輸業	田の登録、許可又は認可を受けなければならない。 この登録に 林西主義に基づいて行われまた、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 は 日本国の国籍を有しない自然人 は (a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人、役員の三分の一以上が(b)利用運送事業を営むうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人

四 十 六		
一 産 水 分 野 分 類	措置	要 要
JSIC 四八五一 鉄道施設提供業 JSIC 四二一 鉄道業 運輸業	1 次の自然人又は団体は 日本国内の名地間によいて射空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (は) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (は) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (は) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (は) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (は) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (は) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (は) 外国の法令に基づいて設立された法人での他の団体 (は) 外国の法令に基づいて設立された法人での他の団体 (は) 外国の法令に基づいて設立された法人での他の団体 (は) 外国の法令に基づいて設立された法人での他の団体 (は) 外国の法令に基づいて設立された法人をの他の団体 (は) 外国の法令に基づいて設立された法人をの他の団体 (は) 外国の法令に基づいて設立された法人をの他の団体 (は) 外国の法令に基づいて設立された法人をの他の団体 (は) 外国の法令に基づいて掲げる自然人若しくは団体により保有される法人、役員の三分の一以上が (は) 外国の法令に基づいて設立される法人 (は) 外国の法令に基づいて設立される法人 (は) 外国の法令に基づいて設立される法人 (は) 外国の法令に基づいて設定を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて持入に対して対象に基づいて対象に対象に基づいて対象に対象に基づいて対象に対象に基づいて対象に基づいて対象に対象に基づいて対象に対象に基づいて対象に対象に基づいて対象に対象に基づいて対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	ての一系、なりでは、一に目りのよりであった一ビスの貿易及び投資の対策を開放の取締役会(第十・七条)

四 十 七				
義 政 産 小 分 野 の 段 類 階	措置	概要	義務の種類	政府の段階
内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。ことがある。 は、審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護がつて、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする。	サービスの貿易及び投資	内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)	中央政府

産業分類	四十八分野	措 概 置 要
SSSSS	道路運送業運輸業	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の一般乗合旅名自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

概 要

サ

ピ

ス

0

貿易

階 J J S S Ι Ι С C 四四二 兀 四三 貨物軽 特定貨物 自 自 動 動

中 央政 府

車 運

送 運

車

送

現 市 場アクセス

義 政

務 府

0) \mathcal{O} 段 種

類

(第八・五条)

地 に おける拠点 (第八・十一条)

1 け れ 道 ばならず、 路 旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者

かつ、

国土交通大臣の許可を受け、

又は同大臣

· に 届

出を行わなけ

ればなら

な な

は、

日本国内に営業所を設置し

\ \ \

2 を超 た地 活 定 与えてはならず、 該 地 性 般乗用: 域」 許 化に関する特別措置法 えない場合等特定地域 域 可 及び については、当該地域におけ が与えられ、 旅客自 準 特定地域」として指定した地域におい また、 動車運送業に関しては、 又は当該事業計 当該 及び準特定 (平成二十一年法律第六十四号) に基づく基準を満たす場合には 運送業の 事業計 う 一 地 画 域における一 \mathcal{O} 変更が認可される。 般乗用旅客自動車 国土交通大臣は、 画 0 変更を認可 般乗用 て当該 してはならない。ただし、 運送業を営もうとする者に許可 旅 運 自 派客 自動: らが それらの指定は、 送業の供給輸送力が輸送 「特定地域」 車 運送事業の として指 当 適 該 |地域に 正 化及び 需 要量 準 定 を

特

合 け る 一 に となる程度に 行 われる。 般乗用旅客自動車運送 まで輸送需 要量 業の供給 元に対 して過剰となっている場合又は過剰となるおそれがある場 輸送力が輸送の安全及び旅客の利便を確保することが 木

お

3 般 貨物自 動 車 運送業又は 特定貨物 自 動 車 運送業に関し て は、 国土交通大臣 は、 自 5 が 緊

							四 十 九	
措置		概要	義務の種類	政府の段階	産業分類	小分野	分野	措 置
道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四章	のであるかどうかといった経済上の需要の考慮に従う。は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するも自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給	サービスの貿易	市場アクセス(第八・五条)	中央政府	JSIC 四八五二 道路運送固定施設業	運輸に付随するサービス業	運輸業	急調整地域」として指定した地域においてこれらの運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、これらの運送業の事業計画の変更を認可してはならない。その指定は、当該地域における一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業の供給輸送力がこれらの事業の実道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二章指置法(平成二十一年法律第六十四号)第二章及び第七章 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二章 人工 (中成二十一年法律第六十四号)第二章 及び第七章 (中成二十一年法律第六十四号)第二章 及び第七章 (中成二十一年法律第六十四号)第二章 及び第七章 (中成二十一年法律第六十四号)第二章 及び第七章 (中域) として指定した地域においてこれらの運送業を営もうとする者に許可を与えては

	五十一一								五.十
義 政 産 発 の 段 類 階	分野	措置	概要		義務の種類	政府の段階	産業分類	小分野	分野
大運業 大運	運輸業	水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)第二章から第四章まで 2 同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。	1 日本国の国民のみが、日本国において水先人になることができる。 サービスの貿易	おクサセ	内国民待遇(第八・四条)	中央政府		運輸に付随するサービス業	運輸業

		十二十五		_
	概要 義務の種類	産 小 分 業 分 野 分 野 類	措置	概要
1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の水運業への1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の水運業への	サービスの貿易及び投資内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)中央政府	JSIC 四五二 內陸水運業 JSIC 四五二 內陸水運業 運輸業 (四五二 (四五二	(昭和五十二年法律第六十号) (昭和五十二年法律第六十号) (昭和五十二年法律第六十号) (昭和五十二年法律第六十号) (昭和五十二年法律第六十号) (昭和五十二年法律第六十号) (昭和五十二年法律第六十号) (昭和五十二年法律第六十号)	つ帝勺国こに)日は国の下亢品自重亢事奏者に急川勺よ文及いと受けている場合には、ビスの貿易

	五 十 三	
義務の種類	小 分 野	措 置
最恵国待遇(第八・六条及び第十・四条) 内国民待遇(第八・四条及び第十・三条) 中央政府	水運業運輸業	五、留保事項三十七、留保事項四十六、留保事項四十七、留保事項五十五及び留保事項五十五月及び第十七・十三条(安全保障のための例外)の規定が当該審査を正当化するためにこれらの条を援用する権利を放棄することがある。 「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業(日本国内の港の間の海上運送)、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く。)は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百六十一号)第三条

五 十 五		五 十 四	
分野	措 置 要 務府業分 のの分野 種段類 類階	分野	措概要
上水道業	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第五章 所を設置しなければならず、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。 お所を設置しなければならず、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。 対側者の技能検定試験に関する業務を行おうとする当該団体は、日本国内に事功しての貿易 では、法に検定サービスを提供することができる。労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする当該団体は、日本国内に事功における拠点(第八・十一条) 中央政府	技能検定	船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第三条物又は旅客の運送を行ってはならない。 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国 サービスの貿易及び投資

五 十 六		
概 義 政 産 小 分 要 務 府 業 分 野 の の 分 種 段 類 階	措 置 要 務 の 種 類	政府の段階
サービスの貿易 現地における拠点(第八・十一条) 中央政府 中央政府 中央政府 立二一九 その他の農畜産物・水産物卸売業	内国民待遇(第八・四条及び第十・三条) 内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)	中央政府 「中央政府」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一

J S I	JS	J	J	J	J	J	J	J S I	J	J	(注)	産業分類	小分野航空機	五十七 分野 航空空	措置家畜商法	は交換	管轄する
I C 三九 *	I C = - *	I C ≕ ○ *	I C 二九*	I C 二八*	I C 二七*	I C 三 五 *	I C 二 二 *	1 C ====*	I C - *	I C 一九 *	I C 一八*	I C 一六 *	機製造修理業	航空宇宙産業	昭	換又はそのあっ	都道
情報サービス業	輸送用機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	電気機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	業務用機械器具製造業	はん用機械器具製造業	金属製品製造業	非鉄金属製造業	窯業・土石製品製造業	ゴム製品製造業	プラスチック製品製造業(別掲を除く。)	化学工業			和二十四年法律第二百八号)第三条	っせんをいう。	府県知事の免許を受けなければならない。「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくの事業を営むうとする者に、日本国内に住所を有しなければならす。その住所地を

概要

J S Ι С 九 〇 * 機械等修理業 (別掲を除く。

注 が 対象とする活 J S ICの番号に付された星印 動が航空宇宙産業に関連するもの (*)は、これらの番号に定める活動のうち、 に限られることを示す。

この

留保事

項

中央政 府

内国民待遇 第 八 四条及び第十・三条

義 政

務 府

0 0) 段階 種 類

市場アクセス (第八・五条)

現 地 に おける拠点 (第八・十一条)

特 定措 置の 履行要求の禁止 (第十・六条)

サ ビ ス 0) 貿易及び投資

1 外 国 為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査

の手続は、

日本国内

の航空機産

護

2 に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 の投資を行おうとする外国投資家について適用する。 審 査については、 投資が国の安全を損ない、 公の秩序の維持を妨げ、 又は公衆 0) 安 全の 保

3 ことがある。 投資家は、 審査の結果に基づき、 投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止 を要求される

4 基 づく事前届 居住者と非居住者との間 出 の要件及び審査の手続に従う。 \mathcal{O} 航空機産業に関する技術導入契約 は、 外国為替及び外国 [貿易法 に

5 衆 \mathcal{O} 審 安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点 査につい ては、 技術導入契 入約の締: 結が国の安全を損ない、 公の秩序の維持を妨げ、 又は カゝ 公

実施する。

措置

6 居住者は、審査の結果に基づき、 技術導入契約の条項の変更又は当該契約の締結の中止を要

求されることがある。

この分野における製造業者及びサー ビス提供者に付与する許可の数は、 制限することができ

る。

7

8 航空機を製造し、又は修理サービスを提供しようとする企業は、

空機の製造又は修理に関する工場を設立しなければならない。

日本国の法令に基づいて航

外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条、第二十八条及び第三

十条

対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条から第五条まで

航空機製造事業法 (昭和二十七年法律第二百三十七号) 第二条から第五条まで

表 B

注釈

1 0 表 B は、 日本国が次の いずれか の規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、 又は

新たな若しくは 層 制 限的 な措置を採用することができる特定の分野、 小分野又は活動に 関する留保 事 項

について、第八・八条 (適合しない措置に係る表) 2及び第十・ 八条 (留保及び適合しない措置) $\frac{2}{\mathcal{O}}$

規

定に従って記載するものである。

(a) 第八 四条 (内国民待遇) 又は第十・ 三条 (内国民待遇)

(b) 第八 五. 条 (市場アクセス)

(c) 第八 六条 (最恵国待遇) 又は第十 兀 条 (最恵国 待 遇

(d) 第八 十一条 (現地に おける拠点

(e) 第十 六条 (特定措置 \mathcal{O} 履 行 要 求の禁止

(f) 第十 七 条 (経営幹部及び 取締役会) 注 1 注2

注 1 この表Bの規定の適用上、 「義務の種類」 に記載する「経営幹部及び取締役会」 (第十・七条) には、 第十・二条

用範囲) 3の規定に従って課されるサービスの提供に影響を及ぼす措置に関する義務を含む。

注 2 透明性の観点から、この表Bの留保事項には、 第十・十五条(安全保障のための例外)、 第十七・十二条 (一般的例

又は第十七・十三条 (安全保障のための例外) の規定に基づいて日本国がとる措置を含むことがある。

- 2 留保事項には、次の事項を記載する。
- (a) 分 野。 「分野」には、 留保事項が対象とする一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。 「小分野」には、 留保事項が対象とする個別の分野を示す。
- (c) 産業分類の下で行われるものを、 産業分類。 「産業分類」には、 透明性の観点からのみ示す。 留保事項が対象とする活動であって、 該当する国内産業分類又は国際
- (d) る。 義務の \mathcal{O} 種類。 「義務の 種類」 には、 1に規定する義務であって留保事項が対象とするものを特定す
- (e) 概要。 「概要」 には、 留保事項が対象とする分野、 小分野又は活動の範囲を記載する。
- (f) 現行の措置。 「現行の措置」 には、 留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用のある

現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3 留保事項の解釈に当たっては、 当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。 「概要」 の事項は、 他の

全ての事項に優先する。

4

金融サー

ビスに関し、

(a) 日本国 は、 附属書八A (金融サービス) 第四条 (信用秩序の維持のための措置) の文脈における信用

秩序の維持を理由として、 業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを

妨げら

ħ

ない。

日本国は、

同様のことを理由として、

新たな金融サービスの市場

の進出に対する差別

的 でない制限 (このような信用秩序の維持 の目的を達成するため の規制の枠組みに合致するもの) を課

することを妨げられない。 このこととの関連におい て、 証券会社は、 日本 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 関係法令に定義する有価

証券を取り扱うことを認められ、 及び銀行は、 当該関係法令に従って認められる場合を除くほか、 当該

有価証券を取り扱うことを認められない。

(b) に提供するサービスについては、第八・一条(定義) サ Ì ビス提供者が積極的な勧誘を行うことなく他の締約国の領域において日本国内のサー (r)iiの規定に基づいて提供するサービスであると ビス消費者

認める。

5 を及ぼす措置は、 航空運送サービスに関し、 第八・二条 運輸権に影響を及ぼす措置及び運輸権の行使に直接関係するサービスに影響 (適用範囲) の規定により第八章 (サービスの貿易) の規定の適用範 囲 から

除外されるので、この表Bには含まれない。

- 6 書 S する日本国の法令は、 第八・五条 /L/第九十二号)の別添六を考慮して、 (市場アクセス) 特定の約束に係る表への記載のための指針 の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの この表Bには含まれない。 (二千一年三月二十八日付けの 利用可能性に関 W Τ o 文
- 7 る権利を留保する。 一十八条(k)(ii) 第八章 (サービスの貿易) 2の規定に基づいて通報 の規定の適用上、 た締約国 日本国 $\overline{\mathcal{O}}$ 永住者を除く。 は、 他の 海約 国 $\overline{\mathcal{O}}$ に関する措置を採用し、 永住者 (サ ー ビス貿易 又は維持す 般協定第
- 8 この表Bの規定の適用上、
- (a) 「JSIC」とは、 総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。
- (b) \overline{C} PC」とは、 暫定的な中央生産物分類 (統計文書M第七十七号、 国際連合国際経済社会局統計

部、ニューヨーク、千九百九十一年)をいう。

分野

小分野

産業分類 我務の種質

概要

全ての 分野

内国民待遇 (第八・四条及び第十・三条)

義

類

市場アクセス(第八・五条)

経営幹部及び取締役会(第十・七条)

サー 1 とを行う権利を留保する。 日 ビスの貿易及び投資 本国は、 公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、

又は処分する場合には、

次のこ

(a) 制 限すること。 他の締約国の投資家又はその投資財 、産が当該持分又は資産を所有することを禁止 し、 又は

他 \mathcal{O}

(c) (b) す 後継企業の役員、 る能力を制限すること。 締約国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配 理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、

1 0 規定にかかわらず、日本国の中央政府は、 1に規定する持分又は資産の日本国の中央政 又は維持すること。

2

府 か ら投資家 への最初の移転の後に、 新たな法令により、 1に規定する禁止、 制 限 又は措置を

採用 l な いものとする。 (注)

注 日 本国 0 中 央政府は、 最初の移転の 際に採用し、 又は維持した当該禁止、 制 限 又は 措 置

する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
、る権利を留保する。 (対がに郵便サービスへのth

	三		
義 産業 分類 類類	分野		現 行 の 措置
現地における拠点(第八・十一条) ・市場アクセス(第八・五条) ・市場アクセス(第八・五条)	全ての分野	スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三条 ロがは、で成九年法律第八十九号)第四十八条及び第四十九条 の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)第四条及び第十条 が型自動車競走法(昭和二十三年法律第二百八号)第三条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十九条 の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十九条 の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)第二条	局間便気 長事法通物

の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定並びにこれらの改正及びこれらを承継するサービスの貿易及び投資 最恵国待遇(第八・六条及び第十・四条) 全ての分野	概 義 産 分 野 の 類 類 類	<u>pr</u>
) <u>{</u>	現行の措置	
そ 5。 業への投資又は当該本国は、この協定が効力を生ずれている産業は、その協定が効力を生ずの協定が		
は推寺する権利を留呆する。 1 日本国は、この協定が効力を生ずる時の状況の下で日本国政府が認識していたか、サービスの貿易及び投資 経営幹部及び取締役会(第十・七条)	概 要	

					概要			義務	産業	小分	五分野	現行					
推置)				•			の種類	業分類	分野		措置					
	留保する。	定するサービスの提供の態様によるサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を	定の約束に係る表)の日本国の表の規定に従うことを条件として、第八・一条(定義)穴切に規	日本国は、第九章(自然人の一時的な移動)及び附属書Ⅳ(自然人の一時的な移動に関する特	サービスの貿易	最恵国待遇(第八・六条)	市場アクセス(第八・五条)	内国民待遇(第八・四条)			全ての分野		(b) 海事 (海難救助を含む。)	(a) 漁業	て、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。	2 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であっ	協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

																	六
	現行の措置								概要					義務の種類	産業分類	小分野	分野
対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条から第五条まで十条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条、第二十八条及び第三	d 宇宙輸送サービス	(c) 修理及び保守のサービス	(b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う製造に係るサービス	(a) 開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス	又は維持する権利を留保する。	2 日本国は、次のサービスを含む宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、	1 日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	サービスの貿易及び投資	経営幹部及び取締役会(第十・七条)	特定措置の履行要求の禁止(第十・六条)	現地における拠点(第八・十一条)	市場アクセス(第八・五条)	内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)		宇宙開発産業	航空宇宙産業

小分野 概要 分野 現行の措 義 産 務の **産業分類** 種類 置 特定措 武器 サー 現地 武器 十条 外国為替及び外国貿易法 経 武器等製造法 2 市 内国民待遇 火薬類製造業 1 営幹 (c) (b) (a) 場アクセス 置 留 を採用、 に 保する。 日 ビ 産 日本国は、 開 ス 置の 業 修理及び保守のサービス 報酬を受けて、 本国は、 部及び取締役会 おける拠点 火薬産業 発、 0) 貿易及び投資 履行要求の禁止(第十・六条) Ĺ (第八・ 製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサー (第八・五条) 昭 次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサー 又は維持する権利を留保する。 武器産業及び火薬類製造業 和二十八年法律第百四十五号) (第八・十一条) 四条及び第十・三条 又は契約に基づいて行う製造に係るサー (第十・七条) (昭和二十四年法律第二百二十八号) の投資に関する措置を採用 第五条 第二十七条、 ビス Ļ ビスの提供に 第二十八条及び第三 又は維持 ピ する権利を 関する措

JSIC 八一一 幼稚園 初等及び中等教育サービス 教育及び学習支援業	S S S		JSIC 八一九 幼保連携型認定こども園 JSIC 八一五 特別支援学校	現也こおける処点(第八・十一条) 市場アクセス(第八・五条) 内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)	ービスの貿易及び投資		措置を採用し、又は維持する権利を留保する。日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資又は初等及び	校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条置を採用し、又は維持する権利を留保する。日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資又は
・園ススの令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条から第五条まで	·校 校 . 園	受校、	;	連携型認定こども園	・ 条 及 連 十) び 携	・ 条 及 連 十) び 携	連携型認定こども園外ので第十・三条)を対すサービスへの投資を教育サービスへの投資を対している。	単語定こども園第十・三条)一条)一条)一条)おっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおっというおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまするおりまする

九分野
小分野
産業分
義務の
概要
現行の措置

つっての力言をの也の甫力句な金融ナーごえ(中个を余く。) を余くまい、 退亍ナーごえをの
最恵国待遇(第八・六条)市場アクセス(第八・五条)
恵国待遇(第八・場アクセス(第八国民待遇(第八・
野最恵国待遇(第八・の種類 市場アクセス(第八・ の種類 内国民待遇(第八・ の目にある。 の種類 の種類 の種類 内国民待遇(第八・ の他

概要

保 険及び保険関 連 のサー ピ

ス

内 玉 民 待 遇 (第 八 兀

義 産 小

務の

種 類 生業分類

分野

次 サ 市 場ア 0 日 1 サ 本 ピ ĺ 国 ス クセス は、 0 ピ 貿易 スを除くほ 他の締約国に (第八・ 五条) か、 保険 おいて設立された当該他 及び保険 関 連 \mathcal{O}

(a) 次 0 事項に 関連する危険に対する保険

(ii) に定

義するサー

ビスの貿易に関する措置を採用し、

又は維持する権利を留保する。

0

当該

0

1

ず 保 サ

1

ピ

スに関して第八

条

(定義)

(r) (i) 及び

の締約国

0

金融

サ

]

ピ

ス提供者が提供する

- (i) 険 は、 海上運送、 運送される物品及び物品 商業航空並びに宇宙空間へ を運送する手段並びにこ の打 上げ及び運 送貨物 れ . 6 0 ŧ (衛星を含む。 0 から生ずる責任
- (ii) 玉 際間 0 運送中の物品

れ

か又は全てを対象とする。

- (b) 保 険 附 0 属 書八 補 助 的 A なサービ (金融サー ス - ビス) 第一 条 (定義) (b) (ii) 及び (iv) に 規定する再保険、 再 再 保険及 び
- (c) 立 附 属 書 代理店業) 八 Α (金融サ であってこの留保事] - ビス) 第一 条 *項の(a) (定義) 及び (b) (b)に掲げるサービスに関連する保険 (iii) に規 定 する保険仲 :介業 (例え^{*} ば のリス 保 険 仲

注 保険仲介サービスは、 日 本国 に お ľ 7 '提供 が ?認めら れている保険契約につ 1 て のみ 提

供 することができる。

に

対するも

0)

(注)

												+ =	
要					義務の種類					産業分類	小分野	分野	現行の措置
日本国は、自国の領海、内水ービスの貿易及び投資	経営幹部及び取締役会(第十・七条)特定措置の履行要求の禁止(第十・六条)	地における拠点((第八・六条	市場アクセス(第八・五条)	内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)	JSIC 八〇九三 遊漁船業	JSIC 〇四二 内水面養殖業	JSIC 〇四一 海面養殖業	JSIC 〇三二 内水面漁業	JSIC 〇三一 海面漁業	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業	漁業及び漁業に付随するサービス	保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第百十六条及び第二百十二条の六保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)第十九条及び第三十九条の二十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条

	Г
士	
産 小 分 業 分 野 分 野 類	現 行 の 措 置
JSIC 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。) JSIC 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。) JSIC 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。) 情報通信業	漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。(注) 注 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物の保蔵及び加工 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 (f) 外国人漁業の規制に関する法律(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 対内直接投資等に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 対内直接投資等に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 対内直接投資等に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 対内直接投資等に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 対内直接投資等に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 対内直接投資等に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 対内直接投資等に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 対内直接投資等に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 対内直接投資等に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 対内直接投資等に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 対内直接投資等に関する法律(昭和二十四年法律第二百六十一号)第三条、第四条及び第六条 対内直接投資等に関する法律(昭和二十四年法律第二百六十一号)第三条

十 四			
型 会 発 一 一 分野 の 種類	現 行 の 措 置	概 要	義務の種類
内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)土地取引に関する事項	注 この留保事項の適用上、「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電法、昭和二十五年法律第百三十二号)第二章で提供されるオンデマンド・サービスを含む。)を含まない。	する権利を留保する。(注) 日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持サービスの貿易及び投資 経営幹部及び取締役会(第十・七条)	ける拠点(第八・五条地ス(第八・四条及

				十五		
	概要		義務の種類 加分野	分野	現行の措置	概要
サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資又はこれらのサービスに係る提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆の日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの	サービスの貿易及び投資経営幹部及び取締役会(第十・七条)特定措置の履行要求の禁止(第十・六条)	現地における拠点(第八・十一条)最恵国待遇(第八・六条及び第十・四条)市場アクセス(第八・五条)	内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	外国人土地法(大正十四年法律第四十二号) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	サービスの貿易及び投資 最恵国待遇(第八・六条及び第十・四条) 市場アクセス(第八・五条)

			<u> </u>									
		十七									十六	
義務の種類	産業分類	分野	現行の措置		概要			義務の種類	産業分類	小分野	分野	現行の措置
経営幹部及び取締役会(第十・七条)	航空運輸業	運輸業	警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第四条及び第五条	る。 日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保す	スの貿易	現地における拠点(第八・十一条)	市場アクセス(第八・五条)	内国民待遇(第八・四条)	JSIC 九二三 警備業		警備業	

			十八	
概 要		義務の種類 知 類	分野	現 行 の 措 置
関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における投資又はサービスの提供にサービスの貿易及び投資経営幹部及び取締役会(第十・七条)	特定措置の履行要求の禁止(第十・六条)現地における拠点(第八・六条及び第十・四条)最恵国待遇(第八・六条及び第十・四条)	内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)	全ての分野	空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港の留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の2空港及び空港運営サービスへの投資又は空港及び空港運営サービスに係るサービスの貿易及び投資

	<u>-</u> +	十九九	
要	義 産 半 分 野 の 種 類	現 行 要務業分野 の か分野 種類 置	現行の措置
の提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、第八・一条(定義)(r)(1)がに規定する金融サービスの提供の態様による金融サービスサービスの貿易	内国民待遇(第八・四条)金融サービス	関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、第八・一条(定義)(r)(iv)に規定するサービスの提供の態様によるサービスの提供に最恵国待遇(第八・六条) 全ての分野	

_ + _		<u>-</u> + -
義 産 小 分 務 業 分 野 の 分 野 種 類	現 行 の 措 置	義 産 小 分現務 業 分 野行の種類措置
展用された自然人による家事サービス 雇用された自然人による家事サービス業 お恵国待遇(第八・四条)	推持する権利を留保する。無持する権利を留保する。おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいまが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいたが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、<	内国民待遇(第八・四条) 音響・映像サービス

一一四					二 十 三		
小分野	現行の措置	概要		義務の種類	産業 分野 類	現行の措置	
航空運輸業運輸業	留保する。	日本国は、テレービスの貿易	現地における拠点(第八・十一条)最恵国待遇(第八・六条)	島)、ここ、馬、 国民待遇(第八・	テレマーケティング・サービス		関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。日本国は、雇用された自然人による家事サービス(看護に関連しないものに限る。)の提供にサービスの貿易現地における拠点(第八・十一条)

(この附属書中他の締約国の表は省略)

産業分類	
義務の種類	内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)
	市場アクセス(第八・五条)
	最恵国待遇(第八・六条及び第十・四条)
	現地における拠点(第八・十一条)
	特定措置の履行要求の禁止(第十・六条)
	経営幹部及び取締役会(第十・七条)
概要	サービスの貿易及び投資
	日本国は、航空に関係する二国間又は多数国間の協定に基づく措置を採用し、又は維持する権
	利を留保する。
現行の措置	
_	

附属書Ⅳ 自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表

日本国

- 1 日本国は、 この表の各区分に定める条件に従って一時的な入国及び一時的な滞在を求める他の締約国の
- 自然人に対し、 入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。
- 2 は、 この表の規定の適用上、 自然人が、 原則として大学教育 自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動と (学士) 又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又
- 3 第九章 (自然人の 時的な移動) 及びこの表の規定の適用上、 「他の締約国の自然人」 は、 他の 締約国

人文科学の専門的な技術又は知識を用いなければ従事することができない活動をいう。

は

- の法令の下で当該他 の締約国の国民である自然人 (当該他の締約国の領域において居住しているかどうか
- を問わない。)に限る。
- 4 第九章(自然人の一時的な移動)、第十九章 (紛争解決) (第九・九条 (紛争解決) に定める範囲に限
- る。)及び第二十章 (最終規定) の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、 日本国の出入国管理に

関する措置に関して日本国に対して義務を課するものと解してはならない。

5 第九章(自然人の一時的な移動)及びこの表の規定の適用上、この表の各区分に定める他の締約国の自

然人は、数量制限を含む経済上の需要を考慮するとの要件の対象となることがある。

6 この表の規定の適用上、「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類 (統計文書M第七十七号、 国際連合

ニューヨーク、千九百九十一年)をいう。

国際経済社会局統計部、

	本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直
	拠点を設けるための準備活動を含む。)に参加するため、日
	む。)その他これに類似する活動(日本国において業務上の
在	業務連絡(物品又はサービスの販売のための交渉を含
一時的な入国及び九十日を限度とする期間の一時的な滞	定義
	A 短期の商用訪問者
条件及び制限(滞在期間を含む。)	区分の説明

本国に滞在する他の締約国の自然人	
B 企業内転勤者	
定義	一時的な入国及び五年を限度とする期間(この期間は、
1 日本国への一時的な入国及び日本国における一時的な滞	更新することができる。)の一時的な滞在
在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわた	
り、日本国においてサービスを提供し、又は投資を行う公	
私の機関によって雇用されている他の締約国の自然人(日	
本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従	
事するものに限る。)であって、当該公私の機関の日本国	
内の支店若しくは代表事務所に転任するもの又は当該公私	
の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機	
関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組	
織される他の公私の機関に転任するもの	
(a) 長として当該支店又は代表事務所を管理する活動	
(b) 役員又は監査役として当該他の公私の機関を管理する	
活動	

- 活動
 「活動」
 「当該他の公私の機関の一又は二以上の部門を管理する」
- (d) 格に基づいて認められるも じ。) に定める「技術・人文知識 十六年政令第三百十九号。 する活動であって、 \mathcal{O} 玉 の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外 物理学、 経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要と 工学その他 出入国管理及び難民認定法 の自然科学若しくは法律学、 $\bar{\mathcal{O}}$ その改正を含む。 国際業務」 0) (昭和二 以 在留 下 経 資 同 水 済
- 3 2 と えることができる場合をいう。 機関の財務及び事業の方針の決定に のない申請を受理した後九十日を限度とする合理的 この区分の規定の適用上、 「関連」するとは、 日本国は、 企業内転勤者のための入国査証を求める不備 当該他の公私 公私の機関が他 この機関が 対して重要な影響を与 が、 0) 公私の 当該公私 お期間 機 関 \mathcal{O}

内に、

申請者に対して、

当該申請に係る決定を通知するよ

う努める。

在の間に次の合から付までに定めるそれぞれのサービスを提る他の締約国の自然人であって、日本国における一時的な滞令に基づく次の合から付までに定めるいずれかの資格を有す定義	D 資格を有する自由職業家	定義 定義 に 日本国における事業であって、日本国の者以外の者が で 日本国における事業に投資し、及び当該事業の経営を 行う活動 投資しているものに代わって当該事業の経営を行う活動 投資しているものに代わって当該事業の経営を行う活動 投資しているものに代わって当該事業の経営を 投資しているものの管理	C 投資家
提 一時的な入国及び五年を限度とする期間(この期間は、		が で 更新することができる。)の一時的な滞在 で 一時的な入国及び五年を限度とする期間(この期間は、	

- 供するもの (a)
- 次の自由職業家により提供される法律サービ

ス

- 「弁護士」としての資格を有する弁護士
- (vi) (v) (iv) (iii) (ii) (i) 「弁理士」としての資格を有する弁理士 海事代理士」としての資格を有する海事代理士
 - 「司法書士」としての資格を有する司法書士
- 「行政書士」としての資格を有する行政書士 「社会保険労務士」としての資格を有する社会保

険

(vii) 調 査士 「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋

労務士

- (b) ることを条件とする。 ビス提供者が の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サー サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄 「外国法事務弁護士」としての資格を有す 地
- (c) る会計、監査及び簿記のサービス 「公認会計士」としての資格を有する会計士が 提供 す
- (d) 「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税

務サービス

F	締務入活本 定 E (b) (a) 約 5 国動国日義	
契約に基づくサービス提供者	独立の自由職業家 独立の自由職業家	
	一時的な入国及び五年を限度とする期間 (この期間は、	

機

関 日 (以下この 区 分にお 1 て 他 の機 関 の締約国 という。 内の

用者である他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 自 然人であ 0 て、 日本国に おけ

時的 記な滞在 \mathcal{O} 間に次 \mathcal{O} (a) 又は(b) のいずれかの活動 出

国管理 一及び難 民認定法に定め る 「技術 人文知 に従事するも 識 国際

業

入 る

務」 0 0) 在留資格に基づいて認めら れるもの)

(a) 技術又は知識を必要とする活動 経営学、 物理学、 会計学その他 工学その 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 人文科学に関する高度の水準の 自 然科学又は法律学、 経済学、

(b) を必要とする活 日本国以外 \mathcal{O} 国の文化に基盤を有する思考又は 感受 性

2 次 の (a) れ る。 この区分に規定する一時的 及び(b) の要件が満たされることを条件として許可 な入国及び一 時的 な滞在は 位は、 さ

(a) する契約が締結されていること。 玉 0 日 機関」 本国 内 という。)と他の機関との間でサービスに \mathcal{O} 公私の機関 (以下この区分において (注) 日 関 本

注 C八七二 人員をあっせんし、 に係るサー 及び提供するサービス ビスに関する契約は、 (a) に 規 \widehat{C} Ρ

> 更新することができる。 0) 時的 にな滞在

公私

0)

被 0

出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留当該配偶者及び子が当該自然人から扶養を受け、かつ、的な滞在の期間と同一の期間の一時的な滞在。ただし、の規定に基づいて他の締約国の自然人に許可された一時 1 一時的な入国及び原則として、区分Bから区分Fまで	この区分の規定の適用上、「配偶者」又は「子」とは、日偶者及び子一時的な滞在が許可された他の締約国の自然人に同行する配区分Bから区分Fまでの規定に基づいて一時的な入国及び定義
	G 同行する配偶者及び子
	(注) (b) (a)に規定するサービスに関する契約から除外する。 (注)

(この附属書中他の締約国の表は省略)

本国の法令に従って認められる配偶者又は子をいう。

とを条件として、その在留資格を就労することが認めら理及び難民認定法に従って日本国政府の許可を受けるこ許可された配偶者については、申請に基づき、出入国管を条件とする。

れるものに変更することができる。